

東京地裁平成七年（行ウ）第一〇五号、一二・二・二判決

判 決

原 告 国民生活金融公庫

被 告 東京都地方労働委員会

被告補助参加人 X1 外一八名

(主文)

一 被告が都労委昭和六一年不第九〇号及び昭和六三年不第二四号事件について平成七年四月四日付けで発した命令中次の部分はこれを取り消す。

1 申立人 X1、同 X2、同 X3、同 X4、同 X5、同 X6、同 X7、同 X8、同 X9、同 X10、同 X11、同 X12、同 X13、同 X14、同 X15 及び同 X16 に関する部分

2 申立人 X17、同 X18 及び同 X19 に関し、主文 1 項において、被申立人が、昭和五九年度の同年四月一日における職位及び給与につき、別表「賃金等是正一覧」のとおり是正し、既支給額との差額を支払わなければならないと命じた部分及び同 2 項において、被申立人が右三名に対する右差額の支払いが完了するまでの間、年五分の割合による金員を支払わなければならないと命じた部分

二 原告のその余の請求を棄却する。

三 訴訟費用は、これを一九分し、その三を原告の負担とし、その余は被告の負担とし、補助参加によって生じた訴訟費用は、原告と被告補助参加人 X17、同 X18 及び同 X19 との間においては、被告補助参加人 X17、同 X18 及び同 X19 に生じた費用の四分の三を原告の負担とし、その余は各自の負担とし、原告とその余の被告補助参加人らとの間においては、全部その余の被告補助参加人らの負担とする。

(事実及び理由)

第一 請求

被告が都労委昭和六一年不第九〇号及び昭和六三年不第二四号事件につき平成七年四月四日付けで発した命令(以下「本件命令」という。)を取り消す。

第二 事案の概要

本件は、原告の職員であり、その職員により組織されている労働組合の組合員である補助参加人ら一九名が、組合活動を理由に原告から役職位の任用及び昇給・昇格について労働組合法七条一号所定の不利益取扱い及びこれを前提とする同条三号所定の支配介入の不当労働行為があったとして、被告に対して救済申立てをし、被告がこれをほぼ全面的に認めて救済命令を発したため、原告が、右命令の取消しを求めて行政事件訴訟を提起した事案である。

一 争いのない事実等(証拠により認定した事実については、各項の末尾その他の箇所に証拠を挙示した。なお、争いのない事実でも、参照の便宜のために証拠を挙示したものもある。)

1 当事者等

(一) 原告は、国民金融公庫法に基づいて昭和二四年六月に設立された、主として中小企業経営者に対し事業資金等の融資を行う特殊法人であり、肩書地に本店を置くほか全国各地に一五一の支店を有し、職員数は平成元年四月現在で約四八〇〇名である。

原告は、この他大学などへの進学者に対する進学資金の貸付や、共済年金等の受給者に対する恩給担保貸付をもその業務とし、また、環境衛生金融公庫(以下「環衛公庫」という。)等からの委託を受けて、代理貸付けを行う受託業務も行っていた。

- (二) 補助参加人らは、いずれも原告各支店において顧客への融資審査や債権の管理事務などを担当業務とする原告の職員又は元職員であり、国民金融公庫労働組合(以下「国金労」という。)の組合員(補助参加人 X9(以下「補助参加人 X9」という。))は昭和四九年三月に昇格し非組合員となる。)である。

なお、補助参加人らは全員が「職場から不当差別をなくし国民公庫を発展させる会」(以下「発展会」という。)の会員でもある。

- (三) 国金労は、昭和二九年に結成され、当初は原告の従業員のうち、課長以下を組合員の範囲としていたが、昭和四〇年一月には課長が非組合員化され、現行の労働協約では、おおむね副調査役以下が組合員で調査役以上が非組合員とされており、その組合員数は、補助参加人らが被告に救済申立てをした昭和六一年九月現在で約三、四〇〇名であった。

国金労には、本部の指示に従って、傘下の各支部を指導することを任務とする一三の地区協議会(以下「地協」という。)があり、地協の事務局長は本部役員とされている。

2 原告の人事給与制度

原告の職員は、その職務の内容によって、一般職の職員と技能・労務職の職員(電話交換手、運転手、守衛、庶務員)とに大別されるが、補助参加人らはすべて一般職の職員である。

一般職の給与体系と人事給与制度の概要は以下のとおりである。なお、満五七歳以上の職員(先任職員)は、以下の給与体系等から除かれている。

(一) 給与の内訳

給与は大別して基本給、諸手当(特別都市手当、超過勤務手当、通勤手当等)、及び特別手当(期末手当、奨励手当)に区分され、そのうち基本給は主として次の各項目からなる。

(1) 本俸

本俸は、職員の入庫時に学歴等により初任給が決定され、次年度以降は毎年的人事考課によって等級と号俸及びその月額が、別表「一般職本俸表」に基づき決定される。

(2) 扶養手当

扶養親族を有する職員に対して支給されるものであり、その額は等級、本俸とは関係がない。

(3) 役職手当

役職位にある職員に対して支給するものであり、その対象となる役職は、部長、支店長、次長、課長、調査役及び副調査役である。

(二) 昭和六〇年三月三十一日までの人事給与制度

(1) 職能給体系の導入

原告は、昭和四〇年七月に、従来からの通し号俸制を基本とする年功序列型の給与体系を改め、職務遂行能力と勤務成績に応じて給与を支給するとの趣旨のいわゆる職能給体系を導入し、この制度は後記のように昭和六〇年四月一日をもって改定されるまで適用された(この制度を以下「旧人事給与制度」という。)

(2) 職員の等級分類

一般職の職員については、その職務の内容(複雑、困難)や責任の度合いに応じて、その遂行に必要な能力段階に基づき、別表「一般職等級基準表」のように、一等級から六等級までの六段階に分類され、同表の分類基準に照らし、その勤務成績、勤務能力を総合勘案し、いずれかの等級に格付けされることになる。

(3) 本俸の決定

原告の職員の本俸は、入庫時に初任給が決定され、その後毎年的人事考課に基づく等級・号俸の決定によって給与が改定される仕組みになっている。

本俸月額は、各等級の初号金額に号差金額(同一等級での号俸の固定差額をいう。)を加算して求めた額である。

また、高卒の初任給は六等級初号、大卒の初任給は五等級初号である。

(4) 定期昇給

原告は、毎年四月一日に定期昇給を実施して、当該年度の本俸を決定、支給しており、その仕組みは次のとおりである。

ア 定期昇給の方法は、人事考課によって決定した成績評語に基づき、別表「評語、昇給号数対応表」1のように、各等級における格付け号数を上昇させる形で行う。

イ 標準昇給は各等級とも八号である。ただし、高卒者については、六等級五年間、大卒新規採用者及び六等級から標準で昇格した者は、五等級一年間は全員標準(B)昇給である。

なお、大卒五等級については、この改正以前、四年間は標準昇給扱いをしていたので、その趣旨は尊重され、また、国金労本部役員のうち、専従者については、その専従期間中は標準昇給扱いがされていた。

(5) 昇格制度

ア 一般的な基準

本人の能力、適性、勤務成績を総合勘案して、別表「昇格基準表」1に従って直近上位等級の職務を遂行する能力に達している者を昇格させるものである。

イ 下位等級における昇格に係る基準

(ア) 六等級から五等級への昇格

六等級の最少在級年数は満五年、標準在級年数も満五年である。

六等級を満五年以上経験し、人事考課による最終回の評語が B 以上の者及び六等級に満八年在級した者(いわゆる自動昇格)が五等級に

昇格する。

(4) 五等級から四等級への昇格(評点制)

五等級の最少在級年数は満五年、標準在級年数は満七年である。

五等級を満五年経験し、最近四年の成績につき評点合計が二〇点の者、五等級を満六年経験し、最近五年の成績につき評点合計が一八点以上であって、最終回の評語が A 以上の者、五等級を満七年以上経験し、初年度を除く成績の評点合計が一八点以上であって、最終回の評語が B 以上の者及び五等級に満一二年在級した者(自動昇格)が四等級に昇格する。

前記の成績評語の換算評点は別表「評語、昇給号数対応表」2 のとおりである。

(5) 昇格における C 評価は、六等級満五年、五等級満七年(標準在級年数)以上の者に限り適用し、その際昇給は B と同じく八号となる。

(6) その他の確認事項

国金労の専従者については、その専従期間中は、一切不利益な取扱いをしない旨の労働協約があり、昇給においても標準昇給(B)として措置されていた。

(7) 役職の職務権限などと任用

ア 原告の職員構成と主な役職の職務権限等

原告の一般職員を等級別に区分すると、後掲別表「評語付与内訳表」のとおり、昭和六二年度においては、部、支店長クラスの一等級から調査役クラスの役付職員は一、四七五名であり、全職員四、八五四名中のおよそ三割を占め、これに特四等級の副調査役五九五名を含めると、原告における役付職員(「役席」)、は全体で四割強になっている。

支店における主な役職の職務、権限等の概要は、以下のとおりである。

(ア) 支店長

支店の統括責任者であり、後記のように人事考課の評価権限を有する。

(イ) 次長

支店各課を統括し、支店長の補佐、代理を行う者で、同じく人事考課の評価権限(仮評価)を有する。原則として支店に一名である。

(ウ) 課長

支店各課の業務を掌理、統括する者で、人事考課の評価権限(仮評価)を有する。各課に一名である。

(エ) 調査役(課付調査役)

支店課長の補佐、代理を行う者とされるが、人事考課権はない。その任用数は、業務量に基づき各支店毎に定めるものとされ、課の配置は支店長の権限である。

(オ) 副調査役

課長、課付調査役を補佐する者とされ、その数は業務量に基づき支

店ごとの最低必要数は定めているが、固定的ではない。

イ 役職位の任用手続

役職位の任用は、当該職位に必要な等級にあることを資格基準として、この基準を満たす職員の中から任用発令されるが、その手続の概要は次のとおりである。

なお、原告の一般職の職員において、一等級のうち部・支店長を「所属長」、部・支店長を除くその余の一等級、二等級及び三等級(次・課長、調査役等)を「役付職員」、四等級以下の者(副調査役以下)を「一般職員」といい、役職位の任用基準は別表「役職位任用基準」1のとおりであり、役職位と等級との対応関係については別表「役職位と等級との対応表」1のとおりである。

(ア) 支店に係る役職位の配置については、前年度末に各支店の組織構成、業務量の見通し等をもとに、当年度の役職位の人員を決定し、前記有資格者の中から任用される。

発令の時期は、副調査役については原則として四月一日であるが、調査役以上は三月と七月の発令が多い。

(イ) 役職任用に至る手順

① 所属長(支店長)は、後記「勤務成績内申書」とともに、昇格者を選定する場合の基礎資料となる「勤務報告書」に、昇格の是非についての評定の結果及び将来性に関する意見等の必要事項を記載して、一月二〇日までに人事部長あて提出する。

② 人事部長は前記成績内申書と勤務報告書とを勘案して、昇格対象者をリストアップし、総裁が決定するとされているが、具体的には、人事部において勤務成績や必要在級年数などの一定の資格要件、「勤務報告書」にある支店長の意見等を総合的に勘案し、上位等級で期待され、要求される水準に達していると認められる職員を候補としてあげる手順になっている。

(8) 人事考課制度

前記のように、原告は、昭和四〇年一二月新たな人事考課制度を制定したが、その概略はつぎのとおりである。

ア 勤務成績内申書

(ア) 勤務成績内申書の使用目的は、昇給については基礎資料とされ、昇格及び役職位任用の可否判断については参考資料とされることなどである。

(イ) 評価者 別表「評価者」1のとおり。

(ウ) 評価の実施時期と対象期間

勤務成績の評価は、暦年の前期と後期の二回(七月と翌年一月)実施され、前期は当年の一月一日から六月三〇日までの半年間が、後期は一月から一二月までの一年間が、それぞれ評価対象期間である。

(エ) 評価方法

① 項目別評価

勤務成績内申書による項目別評価は、勤務態度、勤務実績、勤務能力の三分野にわたり、その分野別に更に細分した評価要素ごとに評定するもので、等級に応じて要素の数、内容は異なる。

I 四等級職員の評価項目(一八項目)

勤務態度－信頼性、積極性、協調性、応対、秩序、責任感

勤務実績－処理量、正確度、勤務状況

勤務能力－指導力、判断力、企画力、推進力、発表力、忍耐力、識見、渉外、研究心

(なお、三等級及び二等級の職員の評価項目は、右「勤務能力」の分野に「統率力」を加えた一九項目)

II 五等級及び六等級職員の評価項目(一五項目)

勤務態度－勤勉性、信頼性、積極性、協調性、応対、秩序、責任感

勤務実績－処理量、正確度、勤務状況

勤務能力－処理速度、知識、理解力、発表力、忍耐力

② 総合評価

総合評価は、前記項目別評価の結果をもとにして、総合的に成績はどうかをみるものとされている。

③ 評価の基準

前記勤務態度・勤務実績・勤務能力の各項目(要素)別評価及び総合評価についての評語は、いずれも、別表「評語と評価基準対応表」のとおり、S、A、B、C、Dの五段階とし、各等級の職務を遂行するために要求される一般的水準を「普通」の成績として、次の基準に照らして評価を行うこととされている。

なお、「普通」とは、部・支店内における各等級の中でおおむね七〇パーセントないし八〇パーセント程度の者が該当する水準とされている。

また、労使間では、等級別評価は正規分布に基づいては行わないこと、S、A、B、Dの人員の割合は、従来割合(Sが三パーセント、Aが一・二パーセント、Bが八パーセント、Dが一パーセント程度)を尊重すること、C及びDは各々総職員数の一パーセント以内とし、Cの適用にあたっては、個々に慎重に検討し、機械的に運用しないこと等が確認事項とされた。

④ なお、「評価要素説明書」によって、一般職員の評価については、下記のように評語と評価基準の具体的なめやすが示されている。

I 「勤務態度」中「勤勉性」について

S(Aのうちとくにすぐれている者)、A(勤勉)、B(普通)、C(不注意)、D(怠惰)

II 「勤務実績」中「処理量」について

S(Aのうちとくにすぐれている者)、A(予期以上だった)、B(不可なかった)、C(予期以下だった。)、D(不満足だった)

III 「勤務能力」中「処理速度」について

S(Aのうちとくにすぐれている者)、A(正確で速い)、B(普通)、C(遅い)、D(見込みない程遅い)

IV 「総合評価」

S(勤務成績が特に優秀である。)、A(勤務成績がすぐれている。)、B(勤務成績が普通である。)、C(勤務成績がやや不良である。)、D(勤務成績が不良である。)

⑤ 評価の手順(四、五、六等級)

I まず、仮評価者(課長)が前記各評価を行い、さらに同一等級者ごとに課内での順位を付けて仮評価書を作成し、所属長に報告する。

所属長(支店長)は次長と協議の上、右仮評価を参考にして評語を記入するとともに、部・支店内の順位を付して勤務成績内申書を本店人事部長あて提出する。

II 人事部長は各支店から提出された前記勤務成績内申書をチェックし、部・支店間の評価のばらつきなどを調整し、総裁に提出する。

III 総裁は、人事部長が調整した勤務成績を理事会に付議した上で、最終評語を決定する。

イ 勤務報告書

(ア) 提出の時期及び対象者

① 毎年一月二〇日が提出の時期であり、前一年間の指導観察結果に基づき、部・支店長が作成する、昇格者の選定にあたっての基礎資料とされるものである。

② 五等級で次期昇格期において在扱五年以上の者及び四等級から二等級までの全員が対象である。

(イ) 作成要領

所属長(支店長)は、必要に応じて次長及び課長の意見を徴し、「性向」(活発か、もの静かかなどの性格の分析)や「適性」(審査、管理・監督などの職務への適性)等のほか、「将来性」については、上位等級へ昇格させた場合期待できるかについての「将来性」の欄では、①かなりの成績が期待できる、②普通の成績が期待できる、③なんとかやっつけていけると思う、④少し無理である、⑤とても無理である、の五段階の基準で評定することにより、意見を記載することとされている。

また、昇格の可否、時期等についても、「概評」の欄で、①将来性に関する意見と、②今後の指導監督を行う上において留意すべき点及び必要な措置を記載し、②欄には、所属長が本人に対して行った

指導注意事項及び結果についても記入することとされている。

(ウ) 留意事項

以上のほか、「将来に関する意見」欄には、上位等級への昇格の可否及び時期等について記入するが、この場合、現等級における在級年数及び過去の勤務成績をも考慮のうえ、総合的な判断の結果を記入すること」が留意事項とされている。

(三) 昭和六〇年四月一日以降の人事給与制度

(1) 職員の等級分類などの変更

昭和六〇年四月一日以降、一般職の職員については、別表「一般職等級基準表(改定後)」のとおり、等級区分を六本体系から八本体系に分類し直され、同一等級での定昇額も旧制度の「等差号俸制」から「号差金額の通減制」へ変更されることになった。

なお、この改定された人事給与制度(以下「新人事給与制度」という。)については、原告から、その理由として、定年延長に伴う給与財源への影響を考慮したことや、調査役や副調査役の割合が当該等級の各々約五割を占めるに至り、しかも、副調査役と主任、課長と調査役とでは職務内容、それに伴う責任の度合いや職務遂行のため必要とされる能力も異なってきたことからみて、同一等級での処遇は困難になってきたため、などという説明が「人事部ニュース」等であった。

新人事給与制度の概要は次のとおりである。

(2) 新制度による本俸の決定

各等級の本俸月額、初号金額に号差金額を加算することによりはなすが、号俸の低い方から三段階で号差金額は通減(いわゆる「しだれ」)することになった。

(3) 定期昇給の改定

ア 定期昇給の方法が、人事考課によって決定した成績評語に基づくことに変更はなく、別表「評語、昇格号数対応表」3のように、各等級における号俸を上昇させる形で行う。

イ C及びDは各々総職員数の一パーセント以内とし、Cは六等級で在級満五年以上の者及び五等級で在級満七年以上の者に限り適用する。

ウ 標準昇給は各等級とも八号である。

エ 高率採用者は六等級五年間、短大採用者は同級三年間、大卒採用者及び六等級から標準で昇格した者は五等級一年間について、全員標準昇給を行う。

(4) 昇格制度の改定

ア 一般的な基準

昭和六〇年四月一日以降の人事給与制度の改定によっても、昇格とは、その能力段階に該当する上位の等級に格付けすることを意味する点では変更はないが、本人の能力、適性、勤務成績を総合勘案して、直近上位等級の職務を遂行する能力に達している者(別表「昇格基準表」2)から

選考して昇格させるものとされ、下位等級では具体的な昇格基準に変更があった。

イ 下位等級の昇格の具体的な基準の改定

新制度においては、以下の五等級及び四等級昇格に関しては、旧制度下での「評点制」から、資格者を対象とした「選考」へと変更がなされ、四等級への「自動昇格」も廃止された。

(ア) 六等級から五等級への昇格

六等級の標準在級年数は満五年である。

六等級に満五年以上(ただし、短大卒採用者にあつては満三年以上)在級し、最終回の評語が B 以上の者から選考により行うほか、六等級に満八年在級した者は、五等級に昇格する(五等級への「自動昇格」の存続)。

(イ) 五等級から四等級への昇格

五等級の標準在級年数は満七年である。

五等級に満五年以上在級し、最終回の評語が B 以上の者から選考により行う。

(ウ) 四等級から特四等級への昇格

四等級のうち高度な判定的業務を行うとともに、必要に応じ、課長、調査役を補佐して下級者の指導に当たる職務を遂行する能力に達している者から選考により行う。

(5) 役職位の任用の改定

ア 役職位の任用基準

昭和六〇年四月以降の役職位任用基準(主な役職のみ)は「役職位任用基準」2のとおりであり、主な役職位と等級との対応関係を図示すると、「役職位と等級の対応関係表」2のようになる。

イ 任用手続

(ア) 支店に係る役職位の配置については、前年度末に各支店の組織構成、業務量の見通し等をもとに、当年度の役職位の人員を決定し、前記有資格者の中から任用される。

(イ) 発令の時期は、副調査役については原則として四月一日であるが、調査役以上は三月と七月の発令が多い。

(ウ) 決定に至る具体的な手順に特段の変更は認められない。

(6) 人事考課制度の改定

昭和六〇年の新人事給与制度の発足に伴い、原告は、同年四月人事考課制度を改定したが、改定後においても、「勤務成績内申書」と「勤務報告書」を基本的な考課資料とすることには変わりはない。

以下はその概略である。

ア 勤務成績内申書

(ア) 評価者 別表「評価者」2のとおり。

(イ) 評価の実施時期と対象期間

「勤務成績内申書」に係る評価については、従前同様、前期は一月一日から六月三〇日まで(提出期限は七月二〇日)の半年間が、後期は一月一日から一二月三十一日まで(提出期限は一月二〇日)の一年間が、それぞれ評価対象期間である。

(ウ) 評価方法

- ① 従前同様に、勤務態度、勤務実績、勤務能力の三分野に関し、各々項目別に五段階で評価を行い、その上で、改めて総合評価を行う。
- ② 新設の特四等級と四等級の職員については、従来の四等級の場合と同一の様式により、かつ、同一の評価要素(一八項目)によって評価記入することになっている。五等級及び六等級についても従前と同様(一五項目)である。

また、各要素における S から D の評語を付与する評価基準にも変更はない。

(エ) 評価の手順

一般職員(特四、四、五、六等級)の内申書については、課長の仮評価から支店長の評価を経て、人事部に提出される手続等に特段変更は認められない。

イ 勤務報告書

(ア) 提出の時期及び報告を要する者の範囲

一月二〇日提出に変わりなく、二等級から五等級までの全職員が対象とされている。

(イ) 作成要領

支店長は、必要に応じて次長、課長の意見を聞き、説明を要するものについては、具体的に記入することとされるなど、特段変更は認められない。

(ウ) 留意事項

「将来に関する意見」欄には、上位等級又は職位への昇格の可否及び時期について記入するが、この場合、現等級における在級年数及び過去の勤務成績をも考慮の上、総合的な判断の結果を記入することが留意事項とされている。

また、「勤務報告書」の作成に当たっては、その報告内容が一般的に抽象的表現になりがちであるが、特に「上位等級または職位への昇格の可否および時期」の記述にあたり、その理由等をも詳細かつ具体的に記入することとの注意事項がある。

4 昇給昇格の実態

昭和五五年度から昭和六三年度の間における昇給評語とその付与人員内訳及び昇格者の人員は別表「評語付与内訳表」のとおりである。

5 補助参加人らの処遇の内容及び経過並びに同人らの処遇とその同期者の処遇上との比較

昭和五〇年度から昭和六三年度にかけての補助参加人ら各人の処遇の内容及び経過(ただし、補助参加人 X19(以下「補助参加人 X19」という。))は、入庫が昭和五三年度であるから、昭和五三年度から昭和六三年度にかけてのそれは、別表「職位、給与推移表」のとおりである。

また、同じく昭和五〇年度から昭和六三年度にかけての補助参加人ら各人の処遇とその同期者の処遇との比較は、別表「同期同学歴者等級別分布表」のとおりである。

右別表中、

- (一) ③記載の W とは X20 で、同人は発展会の会員である。
- (二) ⑥記載の S とは X21、A とは X22 である。
- (三) ⑨記載の O とは X23 であり、同人は、発展会発足時に同会が出した「不当差別是正申入書」に名を連ねている者である。また、昭和五五年度以降四等級に留め置かれている一名は、女性である。
- (四) ⑪記載の I とは X24、Y とは X25 であり、いずれも発展会の会員である。
- (五) ⑬記載の K とは X26、H とは X27 であり、いずれも全国活会及び発展会の会員である。
- (六) ⑮記載の A とは X28、O とは X29 であり、いずれも全国活会及び発展会の会員である。

6 支店における主たる業務の概要

補助参加人らは、本件命令の救済対象時期である昭和五九年から昭和六三年にかけて、いずれもその勤務する支店において、以下のいずれかの業務に従事したが、その業務の一般的な内容は以下のとおりである。

(一) 融資審査事務

(1) 融資審査事務の過程

支店における融資業務は、担当職員が融資申込者との面接と事業内容等の調査を行い、経営や担保物件等の状況について基本調査票などの「信用調査票」を作成、提出して、その融資の可否を担当課長に具申し支店としての判断を求めるという過程を経る(支店によっては「連絡表」とか「投げ返し表」といったメモにより担当に指示がされる。)

このほか、原告には、恩給等の受給権を担保とする貸付制度があり、これも、支店の担当係(おおむね担当者は一名)において、受付から審査、送金の業務を行っている。

(2) 融資審査事務における不備事例の実態

融資審査事務の不備事例としては、ア 資金収支・返済能力等の検討不十分、イ 取引条件チェック等の検討不十分、ウ 担保不動産の評価等の検討不十分、エ 割賦金・利率適用相違、オ 資金使途、考課等の検討不十分、カ 許認可、基本契約書等実証資料の確認不十分、キ 関連企業等の検討不十分、ク 保証意思確認不十分などがある。

また、重大な不備事例としては、ア 慎重な保証人調査を必要とするものについて、実地調査等を行っていないこと、イ 決裁に関し、経済調整

対策等貸付けの利率を基準利率としたり、環衛公庫の振興事業施設貸付利率を誤ることや、貸付番号を誤り別人の残高を決済すること、ウ 信用調査票を紛失したり、所定の箇所に保管していないことなどが挙げられる。

(二) 延滞債権の管理事務

(1) 延滞債権の管理過程

原告では、融資後、その貸付金の債権に係る元金・利息の返還を管理する事務を債権管理といい、返済が滞ってから通常三月未満は未入金(口)債権(未入金係の担当)、それ以上のものを延滞(口)債権(延滞係の担当)と規定している。

延滞債権の管理担当職員は、債務者・保証人に対する実態調査や返済交渉、管理方針の具申、差押え等の法的手続などを行い、このような管理状況を、債権別の管理カード基本票や処理状況票などからなる「管理カード」に記載し、課長に遅滞なく提出するものとされていた。

なお、延滞債権は昭和六二年以降次のように選別区分されている(かっこ内は実務上の目安である。)

「新規口」新たに延滞口に編入した債権で、実態調査が必要なもの(実態調査未了のもの)

「早期口」早期に完済又は延滞口除外が見込まれるもの及び遅滞なく債権保全措置を講ずる必要があると見込まれるもの(一年以内の解消見込みあり)

「継続口」早期での完済又は延滞口除外は見込めないが、債権の保全回収を図るため継続して管理を行う必要があるもの(五年以内解消見込み)

「長期口」管理効果が乏しい債権であって、債務者等の状況の好転を見守る必要があるもの(回収資源はなく、状況の好転を見守る)

「特別口」将来にわたって回収困難と認められるもの(償却を予定)

(2) 未入金及び延滞事務における不備事例

未入金事務の不備事例としては、ア 返済の督促の着手の遅れや間延び、イ 債務者の実態把握が不十分なまま貸付条件の変更を行うこと、ウ 貸付条件変更後一度も入金のないまま延滞口に編入すること、エ 決裁を受けないで条件変更に伴う入金停止手続を行うことなどが挙げられる。

一方、延滞事務の不備事例としては、ア 保証人との交渉不十分、イ 法的措置の未実行、ウ 債務者、保証人の実態調査不十分、エ 債権管理の長期中断などが主なものとして挙げられるが、ことに「実態調査」については、(ア) 現状把握の不的確、(イ) 行方不明の債務者等について住所照会を長期間行わないこと、(ウ) 債務者等の実態を長期間把握せず、少額の継続入金を認めること、(エ) 延滞口編入後、長期間経過しているにもかかわらず担保不動産の公簿調査を行っていないことが挙げられ、「管理交渉」については、(ア) 編入後の着手の遅延、(イ) 交渉の間延びなど管理交渉が甘いこと、(ウ) 約束の不履行についての追及不十分、(エ) 保

証人や相続人に対する交渉不十分、(わ) 管理交渉の長期中断による解決機会の喪失、(か) 管理依頼の手續遅延などが挙げられ、「法的手続」については、(ア) 仮差押え等の法的措置の遅れ、(イ) 仮差押えの必要な不動産等の見落とし、(ウ) 仮差押え実施後、債務名義の取得などの措置がとられていないこと、さらに「債権保全措置」については、(ア) 土地等担保物件の現況把握を怠ること、(イ) 担保余力ある場合の交渉不十分などが挙げられる。

さらに、重大な不備事例としては、ア 不動産に余力が見込めるのに、仮差押えなどが遅れて名義変更がなされるなど解決の時期を失すること、イ 時効の中断措置を講ぜず時効を完成させてしまうこと、ウ 債務名義の保管方法の誤りや管理カードの紛失させることなどが指摘されていた。

7 命令の存在

補助参加人らは、被告に対し、原告を被申立人として、昭和六一年九月一三日及び昭和六三年三月三十一日、それぞれ不当労働行為の救済申立てをした(都労委昭和六一年不第九〇号及び同昭和六三年不二四号各事件)。いずれも、補助参加人らの職位、等級・号俸の是正等を求めるものであるが、前者は昭和五九年度ないし昭和六一年度に関するもの、後者は昭和六二年度に関するものである。

これに対し、被告は、右各事件を併せ、平成七年四月四日付けで本件命令を発した。その主文は以下のとおりである。

- 「1 被申立人国民金融公庫は、申立人 X1、同 X2、同 X3、同 X4、同 X5、同 X6、同 X17、同 X7、同 X8、同 X18、同 X9、同 X19、同 X10、同 X11、同 X12、同 X13、同 X14、同 X15、同 X16 に対し、昭和五九年度から六二年度の各四月一日における職位及び給与につき、別表「賃金等是正一覧」のとおり是正し、既支給額との差額を支払わなければならない。
- 2 被申立人は、前記第一項の履行の伴う差額については、その支払が完了するまでの間について、年五分の割合による金員を支払わなければならない。
- 3 被申立人は、本命令書受領の日から一週間以内に、左記の内容を五五センチメートル×八〇センチメートル(新聞紙二頁大)の大きさの白紙に、楷書で明瞭に墨書して、被申立人公庫本店の正面玄関前の見やすい場所に一〇日間掲示しなければならない。

記

平成 年 月 日

殿

国民金融公庫

総裁 Y1

当公庫が貴殿らの職位及び給与を低位にとどめおいたことは不当労働行為にあたりと東京都地方労働委員会において認定されました。

今後このような行為を繰り返さないよう留意します。

(注、あて名は申立人全員を、年月日は掲示の日を記載すること)

- 4 被申立人は、前記各項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告し

なければならない。」

二 争点

1 法律上の問題点等

- (一) 本件救済命令申立ては、労組法二七条二項の除斥期間を徒過していないか。
 - (二) 原告が提出した書証の一部は、時機に後れた攻撃防御方法に当たるか。
- 2 原告の補助参加人らに対する不当労働行為(労働組合法七条一号の不利益取扱い及び同条三号の支配介入)が成立するか。
- (一) 原告は、補助参加人らの組合活動等を嫌悪していたか。
 - (二) 原告における人事考課等においてはいわゆる職能給制度が貫かれているか、それとも、運用実態はその制度趣旨が貫かれておらず、年功管理的、あるいは恣意的な運用がされているといえることができるか。
 - (三) 補助参加人らの勤務状況等に照らせば、その人事考課上の処遇は不当に低いとはいえないか。
- 3 補助参加人らに対する不当労働行為の成立が認められるとして、被告の命じた救済措置(同期中位者の役職位及び給与と同一の位置付けに是正すること)は労働委員会の裁量権の範囲を逸脱していないか。

第三

一 原告の主張

1 除斥期間について

被告は、昭和五九年度から昭和六二年度の毎年度の補助参加人らの役職位、等級、号俸等の格差の是正を命じている。

しかし、原告においては、役職位の任用はもとより、毎年の等級・号俸の決定も、当人の勤務成績、職務遂行能力等を総合勘案して発令するその都度一回限りの行為であるから、原告が補助参加人らに対して昇格、昇給等を発令した行為は、労組法二七条二項にいう「継続する行為」には当たらない。

本件の救済命令申立ては昭和六一年九月一三日であるから、これより一年以上前の発令にかかる昭和五九年度及び昭和六〇年度の等級・号俸等の是正を命じた被告の命令部分は取り消されるべきである。

2 時機に後れた攻撃防御方法について

補助参加人らは、原告が第一六回口頭弁論期日において提出した甲第二三七号証ないし第四五四号証並びに第一八回口頭弁論期日において提出した甲第四五五号証ないし第五〇七号証につき、時機に後れた攻撃防御方法であるとしてすべて却下されるべきとする。

しかし、補助参加人らが根拠とする、第一六回口頭弁論期日において弁論終結とするとの予定や訴訟上の協定等はなく、また、原告には、右各書証の提出によって不当に訴訟を遅延させるものであると非難される理由はない。

3 補助参加人らの組合活動とそれに対する原告の見方についての本件命令の認定・判断の誤りについて

- (一) 本件は、補助参加人らの職位、等級・号俸の是正等を求めるものであり、本件命令は、補助参加人らが国金労の主流派であった当時から、原告は補助

参加人らを賃金差別等の対象としていた旨認定するが、仮にそうであれば、補助参加人らと同様に、あるいはそれ以上に国金労主流派として先鋭的に組合活動を行っていた者も賃金差別等の対象となっていたはずであるところ、実態は全く異なり、補助参加人ら以外の者が賃金差別等を主張したことはないし、実際にも差別された事実はない。したがって、補助参加人らの国金労主流派として活動が差別の対象となったというためには、単に補助参加人らが主流派の一員として活動したというだけでは足りず、補助参加人ら個々の独自の組合活動と、それと因果関係を有する原告による賃金差別等の事実を明らかにする必要があるところ、本件命令は、この点の事実認定を欠落させている。

また、本件命令は、補助参加人ら全体の国金労主流派としての活動ということ的前提にしているが、その組合活動は補助参加人ら全員に共通のものではなく、補助参加人 X9 らごく一部の者に関する事項に過ぎない。

なお、本件命令は、補助参加人らが国金労主流派であったころの原告の職制らの発言等について、これが不当労働行為意思の表れであるかに認定するが、これらの発言等は、一般的な組合対策や国金労の動向についての分析に過ぎないから、右認定事実には誤認がある。

- (二) 本件命令は、補助参加人らによる「全国活動者集会」なる組織(以下「全国活会」という。)につき、その組織の活動は組合活動であり、かつ、その活動に対して原告が嫌悪していたかに認定する。しかし、同組織は、国金労とは全く無関係な非公的なものである上、その活動状況も、集会が定期的開催されていたわけでもなく、補助参加人らの一部の者のほか、それ以外の職員も多数これに参加していたというものであったというのであるから、その活動は到底組合活動とはいえないし、原告がそのような組織による活動に対して嫌悪することはあり得ない。

また、発展会については、そこでの活動は組合活動といえないことは前記同様である上、同会の構成員が原告の職員を中心に数百名に及んでいることは補助参加人らも認めているところであり、にもかかわらず、補助参加人ら以外の構成員は不当差別を主張していない以上、原告が補助参加人らに対して差別的行為に及んでいないことは明らかである。

さらに、本件命令は、補助参加人らが国金労の反主流派となった以降における原告の職制らの発言等について、これが不当労働行為意思の表れであるかに認定するが、この事実認定には誤認があることは、前記同様である。

4 原告における人事給与制度に関する本件命令の認定・判断の誤りについて

- (一) 被告は、原告の新旧人事給与制度では、最小在級年数や自動昇格による場合を除き、制度上では、昇格・任用に関し学歴や入庫年度をよりどころとするものとは認められないが、実際の運用は、調査役の任用までは学歴や入庫年度を尺度とする年功管理的なものであったと認められる旨主張し、その根拠として、(1) 昇級に関して、人事考課では男子職員については評語 A が標準化していたこと、(2) 副調査役や調査役の同期入庫者のトップや過半数

が任用される時期が概ね一律となっていること、(3) 調査役は役付職員ではあるが、課長以上の職とは異なり、その設置場所や数、枠等に関して厳格な「ポスト管理」が行われていたとは認め難いことを挙げる。

(1) しかし、右(1)については、被告が女子職員と男子職員とを区別し、男子職員についてのみ A、B 評価の分布を論究することは、全く根拠がなく、このような判断はその方法において根本的な疑問が存する。しかも、被告の主張のとおり四割から五割の者が評語 A となるとしても、残りの者はほとんど評語 B ということになるのであって、そうすると、依然として職員の過半数は B 評価を受けていることになり、それにもかかわらず評語 A が標準だと主張するのは、明らかに視点が偏っている。

この点、証人 X14 は、女子職員に加えて一定範囲の在級年数の職員を除外すると、A 評語は更に高率になる旨証言する。しかし、成績評価は、同一等級者において、全体の七〇パーセント程度のレベルにある者を B とし、それを上回る水準にある者を A 又は S とする制度であって、その中から、女子職員を除外したり、一定範囲の在級年数の職員を除外した上で、評語 A を受けた職員の割合を算出することは無意義であるし、それによって評語 A が標準的ということにもならない。

そもそも、人事考課において評語 A が標準化しているかどうかということと、昇格において年功管理的な運用がなされているか否かとは関係のないことである。年功管理的運用とは、職務遂行能力や勤務成績とは無関係に、年令や勤続年数といった属人的要素で決定することをいうのであって、人事考課制度は、正にこの点を否定するところに、その意義が存するのである。

(2) 次に、右(2)については、同期入庫者のトップや過半数の者が副調査役や調査役に任用される時期が、各入庫年次において概ね同一であるとしても、このことが年功的管理の証拠になり得るものではない。同期入庫者でも勤続年数が経過するにつれて、等級分布が上下に拡大しているという事実こそが職能給制度の本質的部分である。職員の職務遂行能力の段階に応じて等級格付を行い、その能力の向上に応じて昇格させるという原告の職能給制度においては、勤続年数が経過すれば、職務遂行能力を伸展させて上位等級に昇格していく者もいれば、能力の向上がみられず下位等級にとどまる者も出てくる。したがって、職員間の等級格差が勤続年数の経過と共に次第に拡大することは当然の結果であって、着目すべきは、正にこの点にある。被告は本質的な部分には目を背け、無意味な点を強調しているに過ぎない。

(3) 右(3)については、「ポスト管理」を行っているか否かは、職能給制度と本質的に結びつく問題ではなく、かつ、被告の論法では、課長以上の任用については年功的運用は否定されることになる。

(4) 以上のとおりであって、被告の右主張は失当である。

(二) 本件命令は、原告において採用されているいわゆる職能給制度の下での人

事考課上の評価において、原告は、補助参加人らに関して不当に低い評価をする恣意的な運用があった旨認定する。しかし、原告の人事給与制度は、公正性・客観性が担保されているものである上、その運用の実態においても適正に行われていたから、被告の右認定は誤りである。

すなわち、勤務成績評価を担当する者は、職員を日常的に指導・監督している管理責任者である課長、次長、支店長であり、勤務態度、勤務実績、勤務能力に関する項目別評価を行い、その上で総合評価を行う二段階の評価方式を採用して、評価の合理性を確保するように努めており、かつ、各評価要素については詳細な評価基準が明示されている。また、能力適正評価は、各部門の責任者である部長又は支店長が直接行うものであり、提出される勤務報告書は、人事考課の結果を記載した勤務成績内申書と併せて昇格対象者の決定資料とされている。以上のとおり、原告の人事考課制度は、極めて客観性の高いものとなっている。

さらに、その評価の公正さを担保するために、次の制度、方策等が施されている。

(1) 指導観察記録の作成

原告では、職員の日常の勤務状況及びこれに対する管理者の指導状況を確実に把握し、記録しておくため、支店管理者が「指導観察記録」を作成している。通常、仮評価者である課長が記録を担当しており、配下職員の勤務状況について、良好な点、不良な点及び指導の状況、職員の対応等を記録しておく。こうして作成した指導観察記録は、適宜、支店長、次長らに提出して、日常の指導に役立てるほか、人事考課に関しては重要な資料として活用する。

(2) 人事考課実施要綱、人事考課の手引きの配布

原告は、人事考課の手続き、評価の仕方について「人事考課実施要綱」にまとめ、各評価担当者に配布している。さらに、右「人事考課実施要綱」と留意事項等をまとめた「人事考課の手引き」を作成し、各評価担当者に配布している。

その概要は以下のとおりである。

ア 評価要素説明書及び補足説明書

「人事考課の手引」中には、評価の手助けとするために、信頼性、積極性等の各評価要素について、その内容を具体的に説明し、かつ、どういふ点に着眼して評価すれば良いかを詳しく記載した評価要素説明書及び補足説明書を記載してある。

イ 評価の心がまえ等

「人事考課の手引」中には、「成績評価の心がまえ」との項を定めてある。そこでは、被評価者の全人格的評価を行うよう心掛けること、評価にあたっては、厳正・公平な評価態度を堅持し、日常の指導観察結果を評価に反映させること、勤務に関係のない私人としての行動については区別し、勤務成績と職務遂行能力に関係のあることだけについて評価

すること、縁故関係や個人的な好き嫌い、偏見・同情などの私情をはさまないよう評価の公正を期すること等が記載されている。

ウ 評価者訓練

原告は、評価者である支店長、仮評価者である課長らを対象に研修の場を設け、制度の趣旨、目的や仕組み、ルール等について十分理解させるとともに、評価担当者の陥りやすい誤りについて指導している。

エ 昇格・昇級に関する通知・説明

毎年の昇級、昇格の状況については、労働組合に通知している上、C及びD評語を受けた職員に対しては、本人の申し出があれば、その理由を具体的に説明している。

オ 苦情処理委員会

原告と組合員との間に発生した苦情については、本人からの申し出により、労使が苦情処理委員会の場で十分審議し、結論を見出していくこととしている。成績に関する組合員の苦情についても苦情処理委員会で審議している。

- (三) なお、本件命令は、原告が被告審問の場に管理カード、信用調査票等の書類を提出しないことを理由に、原告が補助参加人らについて主張する勤務上の問題事例に関して、事実経過が不明であるなどとして原告の主張・立証を排斥して認定をしているが、このような認定方法は、人証、書証等の証拠方法に関し、当事者に認められる裁量権を否定するに等しいものであり、承服し難い。

5 補助参加人らの勤務成績について

本件命令は、補助参加人らの勤務成績が劣悪ではなかったにもかかわらず補助参加人らが同期中位者に比べて低位に格付けられていることには合理的な理由が乏しい旨認定する。しかし、原告の指摘する補助参加人ら個々の勤務上の問題事例を正しく検討すれば、いずれの補助参加人らもその勤務成績は劣悪であり、格差が生じた原因はこの点にあることは明らかである。

(一) 補助参加人 X9 の勤務状況等

補助参加人 X9 は、昭和六〇年から昭和六二年にかけては、浜松支店において、管理課の三等級調査役として、延滞事務を担当していたが、右期間における補助参加人 X9 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

補助参加人 X9 の全般的な勤務状況についていうと、調査役としての自覚が低く、その役割を果たしていなかった上、担当していた延滞事務においては、無責任な事務処理、不注意による事務処理ミス、上司に対する反抗的な言動等の事例が度々あり、粗悪な勤務状況であった。

(各論)

(1) 調査役としての役割を果たしていなかったこと

補助参加人 X9 が右当時格付けられていた三等級は、職員の職務等分類規程で「直属の長を補佐して、部下を指揮監督し、とくに高度な判定的業

務を行うとともに、必要に応じて直属の長を代理する職務にある者」と定められており、また、三等級の者から任用される調査役は、組織規程で部又は支店に置かれ、部長又は支店長の命ずるところにより、課に配属された調査役は、課長の命じた事務について直属の長を補佐する立場にあることが定められている。

課長は、課の責任者として所管事務の管理に当たり、課業務の遂行、管理統率、職員の指揮監督、管理育成、所管事務の改善、各課間の調整等の管理業務を担当しており、調査役の補助参加人 X9 は、こうした職務にあった課長を補佐して、所属の課員を指揮監督する立場にある。したがって、支店の業務運営方針を十分理解し、課長と一体となって、課の業務運営が円滑・効率的に推進されるよう努めるべきである。また、自分の担当している事務処理を的確に処理して課員の模範となるとともに、各課員の事務処理状況を把握し、十分指導してその育成にも努めなければならない。

実際にも、補助参加人 X9 は、回収係、未入金係、延滞係の九、一〇名の職員を配下に持っていたのであるから、調査役としての職責を十分果たすべきであった。

しかし、補助参加人 X9 はそのような自己の立場を十分認識しておらず、課長を補佐して、課業務の効率的推進を図ることもなければ、部下の指導・育成もせず、調査役としての役割は何も果たしていなかった。担当の仕事の処理も粗雑で低レベルのものであった。

(2) 事務処理に多々問題があったこと

補助参加人 X9 は、直接担当する事務として延滞口債権の管理事務に従事していたが、無責任な事務処理を度々行い、また事務処理ミスを犯した上、上司の注意・指導に対しては反抗的な言動に及ぶことが多かった、また、対外的に原告の信用失墜となるようなトラブルを発生させるなどしていた。

ア 裁判所の期日の失念

補助参加人 X9 は、延滞口債権の管理に関し、簡易裁判所での訴訟手続を、支店長の復代理人として担当していた。ところが、同人は、裁判所の期日を度々失念するという失態を繰り返していた。

支店で確認している事例を一、二示すと以下のとおりである。

- (ア) 昭和五三年一二月二六日、二五〇万円を貸し付け、昭和五五年五月三十一日に延滞口に編入した案件について、債務者は昭和六〇年三月二〇日に時効が完成することから、時効中断のため昭和六〇年三月一八日訴えの提起を行い、口頭弁論期日が昭和六〇年五月一五日午前一一時三〇分と指定されていた。ところが、担当の補助参加人 X9 はこの期日を忘れてしまい、当日になって裁判所から不出頭の連絡を受け、期日を失念していたことに気付いた。それから裁判所に赴いたのでは間に合わないところから、六月五日に期日延期を要請して何とかその場をしのぐことができた。

この訴訟は、債務者が行方不明のため公示送達の手続きをした案件で、公示送達による訴訟は、債権債務の存在について原告である公庫が立証を要することから、原告の職員(貸付契約の担当者)を証人として申請していたものであるが、その口頭弁論期日を失念してしまったものである。Y2次長が注意・指導したところ、補助参加人 X9 は「うっかりして申し訳ありませんでした。」と謝罪した。

(イ) 補助参加人 X9 は、浜松簡易裁判所において、口頭弁論期日を昭和六一年九月三〇日に指定されている案件を担当していたが、この口頭弁論への出頭を怠った。当日の口頭弁論は午前十一時から開始となっていたが、補助参加人 X9 は静岡地方裁判所に朝から出向き、午前十一時三〇分には支店に戻るとの届出を行い出張していた。同時刻になっても補助参加人 X9 は戻らず何の連絡もないことから、支店では当然浜松簡易裁判所に直接出向いたのだろうと考えていた。ところが、同日午前十一時一五分ころ、浜松簡易裁判所から復代理人の補助参加人 X9 が出頭していないがどうしたのかとの連絡があった。支店は、急きょ対応を検討し、別件で同裁判所に出張していた延滞係の Z1 副調査役を復代理人として申請すべく書記官に依頼し、裁判所が許可してくれたことから Z1 副調査役が出廷し、当該案件の口頭弁論はことなきを得た。

補助参加人 X9 は、午前十一時二五分ころ支店に戻ってきたが、前述の状況を Z2 職員から知らされ、慌てて浜松簡易裁判所に向かった。

この件については、その後補助参加人 X9 から何の報告もないことから、一〇月三日 Y3 次長が補助参加人 X9 を呼び、「自分が担当する案件の口頭弁論になぜ出頭しなかったのか、Z1 副調査役が代わりに出頭してことなきを得たが、調査役として無責任である。」と注意した。

これに対して補助参加人 X9 は、「乗るべき列車に間に合わないため、浜松簡易裁判所に電話したところ、担当書記官がいなかったので用件を連絡できなかった。当日は事件が立て込んでいたので当該口頭弁論は午後になると思った。」と自分の不始末を棚に上げ、しかも、勝手に口頭弁論は午後になるとの独断的な前提を立てた弁解をしてきた。しかし、仮に、簡易裁判所に電話して連絡がつかなかったのであれば、浜松支店に連絡して対処を依頼すべきであり、補助参加人 X9 の弁解は理由にならない。

イ 担当する案件について時効を完成させてしまったこと

補助参加人 X9 の担当する延滞事務は、延滞口となった債権について回収を図ることはもとより、その間、的確な保全手続を図ることをその職務としている。

ところが、補助参加人 X9 は担当する案件いくつかについて、何の措

置も講じないまま債権の消滅時効を完成させてしまうという失態を繰り返した。後日、債務者から支払猶予願を徴求するという非常手段によってことなきを得たが、このような処理ははなはだ無責任な処理といわねばならない。

いくつか例示すると以下のとおりである。

- (ア) 昭和五二年九月二六日、二〇〇万円を融資した案件で、債務者は呉服販売業を営んでいたが、昭和五四年一〇月店舗が火災にあい、これを機として長女が事業を引き継いだ。業況は不振で、昭和五五年四月に廃業した。

当該貸付けは、昭和五五年二月分まで入金があったが、その後支払がなく、昭和五五年五月末日延滞口に編入された。以降、当該延滞口は補助参加人 X9 が担当し、断続的な管理を行ったが、解消のないまま時効完成時期(昭和六〇年三月二〇日)が近づいてきたので、Y2 次長から昭和六〇年二月二七日に「時効中断は訴訟又は承認で対処すること。」との指示を受けた。ところが、補助参加人 X9 は、この指示を実行しないまま放置し、消滅時効を完成させてしまった。

その後、補助参加人 X9 は時効が完成してしまったことに気づき、昭和六〇年三月二八日になって慌てて債務者から支払猶予願を徴求した。徴求した日付は、時効完成前の昭和六〇年三月一〇日とした。また、その際、本件の債権者は国民金融公庫であるにもかかわらず、誤って債権者を環衛公庫とした支払猶予願を徴求している。

- (イ) 昭和五三年六月二二日、一五〇万円を融資した案件で、債務者は紳士服の販売修理業を営んでいたが、昭和五四年五月に、知人に手形(一八〇万円)を詐取され、これが街金融に出回ったことから資金繰りが悪化し、業況が行き詰まってしまった。当該貸付けの返済状況は、昭和五四年月分まで入金があったが、右経緯から支払が困難となり、債務者の申出により、昭和五四年五月二八日に、利息については昭和五四年七月から、元金は同年八月から支払額を少なくして支払う条件変更を行った。しかし、その後債務者は昭和五四年八月二七日に利息と遅延損害金の一部について支払っただけで、その後は支払を行わないまま昭和五四年九月二九日に延滞口に編入された。編入後補助参加人 X9 が担当し、以降断続的に管理をした。

しかし、補助参加人 X9 は時効完成期日(昭和五九年八月二七日)を看過してしまい、消滅時効を完成させてしまった。以降、補助参加人 X9 はこのことに気付かないまま管理していたが、昭和六一年一月二〇日になってようやく時効の完成に気づき、債務者からあわてて支払猶予願を徴求した。その日付については、時効完成前の昭和五九年六月二五日とした。

- (ウ) 昭和五五年一二月二四日、一、〇〇〇万円を貸し付けた案件について、この貸付けは、当初保証人の所有する土地を担保とし、その

後当該土地の上に建築される建物を担保とするとの条件で融資した案件であるが、債務者は、昭和五六年八月一五日まで支払った後、同年九月二日に死亡してしまった。その後、建物を担保に入れるとの条件については関係者の協力が得られず、担保の設定ができないため、当該建物に仮差押えをすることになった。その時点で、当該債権は未入金口であったが、仮差押え等の法的手続は延滞係が担当していたので、支店ではこの仮差押えを補助参加人 X9 に指示した。指示を受けた補助参加人 X9 は、昭和五六年一二月四日に仮差押えを申請し、以降の管理は補助参加人 X9 に担当させていた。昭和五九年四月一六日に保証人が来店し、条件変更を認めてほしい旨の申出があり、補助参加人 X9 は、これに応じる旨の意見具申を行い、決裁を得た。

しかし、この条件変更での支払期間は長期間であり、債務者が死亡していることから時効の問題が生じ、補助参加人 X9 は、昭和六一年五月二日、時効中断のため訴訟を提起する旨の意見具申を行い、決裁を得た。しかし、補助参加人 X9 は速やかに訴訟提起の手続に着手せずに放置したため、結局昭和六一年九月一五日に時効が完成してしまった。補助参加人 X9 の弁解によれば、時効の起算点を間違えたということであった。

この案件も、相続人から支払猶予願を徴求して時効中断を図らざるを得なかった。この件の問題点は、単に時効の起算点を間違えたというだけではなく、時効中断のための訴訟提起の決裁を得ながら、すぐに実行せず、時効を完成させてしまった点にある。

ウ 公印(裁判所提出書類専用支店長印)を無断で支店外に持ち出し、かつ自宅に持ち帰ったこと

原告の公印については、公印取扱規程で、公印である裁判所提出書類専用支店長印を支店外に持出して使用する場合、裁判所専用印持出簿によりその都度公印管理者等の承認を受け、持出使用を完了したときは直ちに当該提出簿に必要事項を記入し、返戻すること、また、公印は保管設備に格納して厳重に保管する旨定められている。補助参加人 X9 は、このような定めを反し、昭和六一年四月二六日裁判所専用印を持出簿に記載せず、Y2 次長の承認を得ないまま無断で裁判所に持ち出した上、同日当該印をそのまま自宅へ持ち帰ってしまった。

四月二八日に至り、支店の印箱に公印がないということで調べたところ、補助参加人 X9 が自宅に持ち帰ったまま忘れてきたことが判明した。公印をこのように取り扱ったことは、ついうっかりということでは許されるものではなく、補助参加人 X9 の無責任な事務処理を示しているもので、Y2 次長が注意・指導した。

エ 単純な事務処理ミスを繰り返し犯していたこと

補助参加人 X9 は単純な事務処理ミスを度々犯しており、また、注意

しても逆に反抗的な態度を見せて改善する姿勢がなかった。

(ア) 補助参加人 X9 の担当で、昭和六一年三月一五日に時効が完成する案件について、時効中断のため同月一二日に訴状を提出したところ、同月一三日浜松簡易裁判所から、「昨日訴状の提出があったが、債務者には甲、乙二つの債権があり、「請求の原因」の記載で甲、乙逆の内容になっている、また、同原因中訴外会社の記載がなされているが、「株式会社」が欠落している。」との連絡があった。事案の性質上早急に補正が必要なところ、補助参加人 X9 は、一三日、一四日、一五日と連続して年休を取得しており、そのため、Y4 課長が直接担当書記官と交渉し、訴状の受理日は三月一二日のままとし、同月一七日に補助参加人 X9 を補正に行かせることで了解を得た。

(イ) さらに、同年三月一四日、浜松簡易裁判所からやはり補助参加人 X9 担当の別案件について、「昭和五六年に支払命令を申し立てた案件について、保証人二名のうち一名については昭和五六年六月一四日に支払命令は送達されているが、債務者及び他の保証人には不送達のままとなっている。五年近くの経過があり、今後どうするのか。」との連絡があった。当該案件はすでに昭和五九年六月七日に完済となっていることから、補助参加人 X9 は本来この時点で支払命令の取下げを行うべきであったが、このことを看過し、放置していたものであった。

(ウ) 右二つの件について、Y2 次長が同年三月一八日補助参加人 X9 に対して事務処理上の単純ミスを繰り返すことのないよう注意・指導した。ところが、補助参加人 X9 は三月一九日 Y2 次長に対して、次のようにクレームをつけてきた。

「三月一三日の件については、経費節減を考えて二口同時に訴訟手続をしたが、一部記載ミスにより裁判所から連絡のあったもので、全くの事務上のミスである。また、同月一四日の件については、これも全く事務的なことで日常発生しているもの。このようなものを一々支店長まで報告することは、おかしいではないか。」

これに対し、Y2 次長は、「全く事務上のミスというが、ミスが度重なれば注意・指導することは当然であるし、事務上のミスといっても裁判所に対する信用上の問題もあり、注意指導したものである。また、これらについて上司に報告することも当然のことである。むしろ、こういった単純な事務ミスを調査役のあなたが繰り返していることが問題である。」と話して本人の反省を促したが、補助参加人 X9 は、反抗的な態度を示し、一向に反省の色を見せなかった。

オ 対外的な信用失墜となったトラブルを発生させたこと

補助参加人 X9 は、調査役という立場にあるにもかかわらず、軽率かつ無責任な発言を行い、管内の商工会議所から反感を買って重大なトラブルを起こし、原告の信用を失墜させた。

昭和六一年四月ころ、補助参加人 X9 は自分の担当する延滞口の保証人 Z3 を実訪し交渉を行った。その際、補助参加人 X9 は、この保証人に対して、「掛川商工会議所は十分な調査もせず経営改善貸付けの貸付推薦を行ってくる。」などの根拠のない批判を繰り返し発言した。商工会議所は経営改善貸付けの推薦団体であり、原告の融資については密接な関係のある団体である。こうした関係のある商工会議所について右のような発言をすることは軽率かつ無責任といわねばならない。当該保証人はたまたま掛川商工会議所の経営改善貸付けの審査委員であり、同保証人からの報告で、補助参加人 X9 の右発言は掛川商工会議所の関係者の知るところとなり、会議所内において重大な発言として取り上げられ、激しい反発を買うことになった。

昭和六一年五月三〇日、掛川、磐田、浜松の三商工会議所と浜松支店との経営改善貸付に関する打合わせ会が開催された。同支店からは Y5 支店長、Y2 次長、Y4 課長ら五名の職員が出席した。このとき、Y5 支店長は静岡県商工会連合会総会に出席する予定があり、右打合わせ会には遅れて出席し、Y2 次長以下の職員が最初から出席した。その席上、掛川商工会議所の Z4 課長から、「浜松支店の X9 調査役は、当会議所の経営改善貸付けにかかる審査、推薦が十分な調査もしないで問題である旨当会議所の審査委員に発言したが、このことは極めて心外である。」「このようなことでは当会議所は今後公庫の業務には協力できない。」との厳重な抗議があった。

この打合わせ会には、掛川商工会議所のほか、右のとおり磐田商工会議所、浜松商工会議所の関係者も出席しており、その席上での抗議によって、補助参加人 X9 の不用意な発言が明るみに出たもので、原告の重大な信用問題となった。

同日遅れて右打合わせ会に出席した Y5 支店長は、Y2 次長の報告でこのことを知り、打合わせ会の席において、Z4 課長から改めて事情を聞いた。これに対して、Y5 支店長は、とにかく事情を確認させてもらいたい旨述べた。翌五月三十一日、同支店長は Y2 次長に指示して、事実関係を確認させることにした。そこで同次長は、補助参加人 X9 を呼び、管理課長同席の下事実関係をたどした。これに対し補助参加人 X9 は、一週間以上前に、掛川商工会議所の Z5 所長より「当商工会議所の経営改善貸付審査委員から話を聞いたが、あなたは、会議所は十分な調査もしないで経営改善貸付けの推薦をしたと言ったそうではないか。このことで会議所で問題になっている。」との抗議の電話があった旨答えた。保証人 Z3 に対して発言した内容については、明確に覚えていない、自分の発言がそのように受け取られたのであれば申し訳ないと弁解し、商工会議所が主張する補助参加人 X9 の発言の内容について否定しなかった。

そこで、Y5 支店長は Y4 課長を伴い六月四日掛川商工会議所を訪問

し、審査委員長でもある同商工会議所の Z6 副会頭及び Z7 専務と面談し、陳謝した。しかし、同商工会議所の不信、反発は相当なものであり、補助参加人 X9 の言動は経営改善貸付けに長年努力してきた同商工会議所を侮辱するものであり、断じて許されないと強硬な態度であり、怒りは容易には収まらなかった。そのため、Y5 支店長は補助参加人 X9 の軽率な言動を深く謝罪し、審査に問題があるというのであれば、それは支店に問題があるということであり、支店長の責任であるとする旨説明してようやく了解してもらった。支店に帰った後、Y5 支店長は、Y2 次長に指示して、補助参加人 X9 に対して発言には慎重にするようにと厳重に注意した。また、掛川地区担当を補助参加人 X9 から Z1 副調査役に変更したが、これは、掛川商工会議所関係者の反発があまりにも強かったため、補助参加人 X9 に同地区を担当させるのは適当でないとの判断に基づくものである。

この件では、補助参加人 X9 の軽率で無責任な発言により商工会議所との信頼関係が著しく損なわれた。

カ 年休取得に際して業務上の支障を考えないこと

補助参加人 X9 は調査役の立場にありながら、業務の都合を考えない年休取得が度々あった。その一例を示す。

原告の関係先である商工会議所、商工会では毎年五月に総会が開かれ、その総会には必ず原告関係者が招かれており、支店長以下役席が出席している。浜松支店の管内には、三商工会議所、二七商工会があり、右のとおり総会は五月に集中することから、支店長以下役席は手分けをして出席しているが、商工会からの要請があり、昭和六〇年五月二七日の総会には支店長、次長、融資課長、管理課長が出席することになっていた。この総会への出席については、事前に職員には周知していた。ところが、補助参加人 X9 は当日昼になって午後からの年休を取得して退店してしまった。そのため管理課は役席不在となってしまった。

右に述べた状況において、支店の管理者の大半が不在のとき、調査役の補助参加人 X9 は、役席者の一人として支店や所属課の業務の円滑な運営に配慮すべき立場にある。そうした自己の役割を認識せず、年休を取得した補助参加人 X9 の協調性を欠いた態度は問題といわざるを得ない。

キ 支店業務への非協力姿勢

昭和六〇年八月二二日、浜松支店において本店検査部検査が行なわれることになった。これに先立ち、同年八月一九日、支店の業務懇談会の場で Y5 支店長が、検査当日の二二日の朝は支店役席は早めに出勤するよう指示した。当時は夏期健康管理の一環として「業務に支障のない限り」半数交替で三〇分の遅出が認められていたが、検査当日は支店の役席は本来の始業時刻である午前八時五五分までには全員出勤することを念のため指示したものである。

ところが、ひとり補助参加人 X9 だけが Y5 支店長の指示を無視して午前九時二三分に出勤してきた。当該週は補助参加人 X9 の遅出の週にはなっていたが、当日が検査の初日であることは一九日の指示で分かっていたにもかかわらず、Y5 支店長の指示を無視して右のような遅出をしたものである。補助参加人 X9 の右態度は、役席としての意識を全く欠落したものといわねばならない。

ク 他支店への抗議行動に加担し業務を混乱させたこと

補助参加人 X9 は、昭和六一年九月二四日午前一〇時ころ、補助参加人 X5 の配転に関する抗議行動と称して外部の人員を含む約二〇名の人員を引き連れ、岡崎支店に押しかけた。補助参加人 X9 らは、「職員の岡崎支店転勤について抗議する。」「支店長を出せ、支店長に会わせろ。」と口々に叫び、応対に出た岡崎支店の総務課長が、支店長は面会しないことを申し入れ退店を促したが、これに応じず、延々約四五分間店内に居座り、抗議文を大声で読み上げるなどして騒ぎ立てた。このとき岡崎支店は営業中であり、ロビーには来店客もおり同支店の業務に大きな支障を生じさせた。

Y5 支店長は、岡崎支店からこの連絡を受けたので、翌日の九月二五日午後、補助参加人 X9 を呼び事実を確かめて注意した。これに対して、補助参加人 X9 は、「確かに岡崎支店へ行った。年休をとってやったことで問題ない。支店長が面会してくれればよいのに会わないからだ。」と反論して反省の態度を見せなかった。

ケ 担当案件の処理において指示の実行遅延が多かったこと

補助参加人 X9 は、個々の延滞口債権の事務処理について、指示の実行を遅らせることがしばしばあった。

いくつか例示すると、以下のとおりである。

- ① 貸付日昭和五五年五月八日貸付金額二五〇万円で、保証人の所有する建物に原告が抵当権を設定している案件について、昭和五九年一〇月一二日に抵当権の実行申立てを行うよう指示を受けているにもかかわらず、補助参加人 X9 は放置した。そこで、昭和六〇年二月二七日、六月一四日、一〇月二一日と繰り返し指示したが、それでも応じなかった。結局昭和六一年二月二〇日に静岡地方裁判所掛川支部に抵当権の実行申立てを行うまで、約一年四か月にわたり実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五二年七月五日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和五九年一〇月一五日に債務者及び保証人に対して、訴えの提起を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年三月八日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約五か月にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五七年八月三一日貸付金額五八〇万円の案件で、昭和五九年一二月一五日に保証人二名のうち一名について実訪し、実態調査を行うよう指示を受けているにもかかわらず、これを放置した。そこで、昭和六〇年二月四日に Y2 次長が、同年六月一四日に Y4 課長が、

それぞれ右指示の未着手について注意した。しかし、補助参加人 X9 はこれらの注意を無視し、昭和六〇年七月二四日に保証人 Z8 を実訪するまで約七か月にわたり実行しなかった。

- ④ 貸付日昭和五五年三月三日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六〇年一月一六日に債務者を実訪し実態把握の上当該債権の管理の選別区分をするよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年七月二四日に債務者を実訪し選別区分の意見具申を行うまで約六か月にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五四年五月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年二月二八日に債務者及び保証人に対し、訴えの提起を行うよう指示を受けていたにもかかわらず、昭和六〇年五月二四日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五二年一月三〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月一日に保証人二名のうち一名に対して実行していた給与債権差押えについて、整理のため取下げを行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年八月七日に取り下げるまで約一年四か月にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五四年一〇月一六日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二六日に保証人に対して訴えの提起を行うよう指示を受けているにもかかわらず、補助参加人 X9 は放置した。そこで、昭和六〇年七月一日に Y4 課長が再度指示したが、補助参加人 X9 はそれにも応じなかった。結局、補助参加人 X9 は、昭和六〇年九月二五日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約五か月にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五四年三月三〇日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六〇年六月二〇日に債務者に対して訴えの提起を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年一〇月一七日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約四か月にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五七年七月三〇日ほか貸付金額計八五〇万円の案件で、昭和六〇年七月一七日に債務者及び保証人に対し、訴えの提起を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年一〇月一五日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五五年六月二六日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年八月一九日に保証人に対して訴えの提起を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年十一月一九日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五九年四月四日貸付金額一、二〇〇万円で、競売申立てを行った後、競売続行申請をした案件について、昭和六〇年九月二日にその後の経過状況につき裁判所に照会するよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年二月一七日に静岡地方裁判所浜松支部に照会するまで約五か月にわたり実行しなかった。

- ⑫ 貸付日昭和五五年四月一六日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月一四日に債務者及び保証人二名に対し、訴えの提起を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年四月一日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約六か月にわたり実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五八年七月一五日貸付金額七〇〇万円の案件で、昭和六一年七月二九日に保証人に対して実態調査を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月一二日まで約七か月半にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和四九年六月一三日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六一年七月三〇日に保証人及び債務者の相続人のうちの一人に対し、実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月五日に母親と信用保証協会に連絡するまで約七か月にわたり実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五六年六月一九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年十一月一二日に債務者を実訪し、生活実態を把握するよう指示を受けていたにもかかわらず無視して放置し、さらに昭和六二年三月一二日に注意を受けたがこれも無視して実行せず、昭和六二年四月二四日に債務者を実訪するまで約五か月にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五五年三月一九日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年十一月一四日に債務者を実訪し、実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず無視して放置し、さらに昭和六二年七月二八日に注意を受けたがこれも無視して実行せず、昭和六二年一〇月一九日に債務者を実訪するまで約一か月にわたり実行しなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五五年十一月二八日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六一年十一月一四日に免責的債務引受人と直接交渉を行うよう指示を受けていたが無視して放置し、さらに昭和六二年一月三十一日、同年二月一八日に指示を受けたが無視して実行せず、昭和六二年四月六日に免責的債務引受人と面談して交渉するまで約五か月、また、昭和六二年九月四日に抵当権実行の申立てを行うよう指示を受けていたにもかかわらず、同年十一月二七日に静岡地方裁判所掛川支部に抵当権実行の申立てをするまで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五五年七月二五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年四月八日に債務者の生活実態、勤務先を確認するよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年一〇月一四日に債務者を実訪するまで約六か月にわたり実行しなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五三年二月六日貸付金額一、八〇〇万円の案件で、昭和六二年五月一二日に債務者法人代表者について、江東支店に管理依頼を行うよう指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年八月五日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑳ 貸付日昭和五四年十一月二六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和

六二年六月五日に債務者の実態調査を行い、当該債権の選別区分を再検討するよう指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年一月二〇日に選別区分の意見具申をするまで約五か月半にわたり実行しなかった。

壇 貸付日昭和五六年九月八日ほか貸付金額計一、三五〇万円の案件で、昭和六二年七月三日に保証人に対して実訪を行い、現況確認を行うことの指示を受けていたにもかかわらず無視して放置し、さらに昭和六二年一〇月二八日に注意を受けたがこれも無視して実行せず、昭和六三年三月一八日に保証人を実訪するまで約八か月にわたり実行しなかった。

壤 貸付日昭和五〇年七月一七日ほか貸付金額計三〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三〇日に債務者に対して実訪を行い、実態を把握するよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年一月八日に債務者を実訪するまで約五か月にわたり実行しなかった。

堵 貸付日昭和五五年八月一四日貸付金額二三〇万円の案件で、昭和六二年一月九日に債務者に対して実訪を行い、実態把握を行うよう指示を受けていたにもかかわらず無視して放置し、さらに昭和六三年二月一六日に注意を受けたがこれも無視して実行せず、結局 Y5 支店長が昭和六三年三月に浜松支店を離任するまでに実行しなかった。

填 貸付日昭和六〇年一月一三日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年一二月一六日に債務者及び保証人に対して訴えの提起を行うよう指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年二月一二日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約二か月にわたり実行しなかった。

コ 管理を長期間放置したこと

補助参加人 X9 は、担当する案件について管理を長期間放置することが多々あった。

その事例を示すと次のとおりである。

- ① 貸付日昭和五五年三月三日貸付金額五〇万円の案件で、昭和五九年一月一日から昭和六〇年七月二四日まで約九か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五四年八月三十一日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和五九年一月五日から昭和六〇年七月九日まで約八か月の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五七年八月三十一日貸付金額五八〇万円の案件で、昭和六〇年二月五日から同年七月九日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五五年五月八日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六〇年四月一三日から同年一月一八日まで約七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五四年一月一六日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和

六〇年四月二七日から同年九月二五日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。

- ⑥ 貸付日昭和五六年六月一九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一六日から同年一〇月一一日まで約五か月の間及び昭和六〇年一〇月一二日から昭和六一年四月一四日までの約六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五八年八月八日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六〇年八月一日から同年一二月一〇日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五五年四月一六日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月一五日から昭和六一年四月一日まで約五か月半の間及び昭和六一年一〇月七日から昭和六二年三月二日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五三年四月一八日貸付金額三〇〇万の案件で、昭和六〇年一〇月一七日から昭和六一年四月四日まで約五か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五九年四月一六日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年六月一七日から昭和六二年六月三〇日まで約一年の間、一切管理を行わなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五七年一二月一七日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六一年八月二日から同年一二月五日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五五年一月二八日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六一年九月一日から昭和六二年三月三一日まで約七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑬ 貸付日昭和六〇年六月二八日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年一月二〇日から昭和六二年四月二三日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑭ 貸付日昭和六〇年二月二〇日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年三月三日から同年一〇月一五日まで約七か月の間及び昭和六二年一二月二六日から昭和六三年四月二八日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五五年七月二五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年四月九日から同年九月一〇日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五三年五月三一日貸付金額七〇〇万円の案件で、昭和六二年七月四日から昭和六三年二月二九日まで約七か月の間、一切管理を行わなかった。

(二) 補助参加人 X1 について

補助参加人 X1(以下「補助参加人 X1」という。)は、昭和六〇年から昭和

六二年にかけては、下関支店において、延滞係として勤務していたが、右期間における補助参加人 X1 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

補助参加人 X1 は、業務意欲に乏しく、担当案件について指示された事項の実行を遅延させたほか、日常の管理を放置していた。さらに、不注意な事務処理ミスを頻発させていた。

こうした問題のある勤務状況は、一向に改善されないまま推移し、遂には裁判所から期日管理の不徹底及び能力上の問題点を指摘され、代理人として失格と宣言されるまでに至った。

補助参加人 X1 のこのような勤務状況は、従前からの一貫した傾向であった。

(各論)

(1) 指示事項の実行遅延

補助参加人 X1 は、延滞口債権の事務処理について、上司から指示された事項について速やかに実行することを怠り長期間遅延させることがしばしばあった。直属の課長や次長らがその都度注意してきたが、補助参加人 X1 は改める意欲に欠け、結局同様の状態が続く結果となった。

注意・指導した具体例を挙げれば以下のとおりである。

- ① 貸付日昭和五六年六月二六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月一日に債務者及び保証人へ支店の顧問弁護士名による督促状を発送し、併せて兩名の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、督促状の発送については同年六月二一日まで、実態調査については同年六月二八日まで、いずれも約五か月にわたり実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五一年八月一一日貸付金額一七四万円の案件で、昭和六〇年三月一九日に保証人の動産について差押えをすることの指示を受けているにもかかわらず、同年六月二七日まで三か月にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五三年一二月五日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六〇年四月九日に保証人と接触し入金を確保することの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月九日まで六か月にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五六年三月五日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六〇年四月二二日に債務者に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、同年七月四日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五一年一二月一四日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一〇日に債務者に対して不動産担保を徴求することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年三月二七日まで約一〇か月にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五二年五月一四日ほか貸付金額計一、三〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一七日に保証人の実態調査の指示を受けているにもかかわらず、同年一二月一八日まで約七か月にわたり実行しなかった。

- ⑦ 貸付日昭和五〇年六月二日貸付金額二〇〇万円で、担保を設定している物件の所有権に関して裁判が行われている案件について、昭和六〇年五月二九日に裁判の係争状況を聴取することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月時点までに実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五三年七月五日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一日に債務者及び保証人全員の実態を洗い直し、回収原資の有無を探ることの指示を受けているにもかかわらず、同年九月一〇日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五八年七月五日貸付金額二二〇万円の案件で、昭和六〇年六月七日に債務者及び保証人の住所調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月三日まで約一年九か月にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五四年一二月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年八月一日に債務者及び保証人に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、同年九月二七日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五二年一二月八日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年九月四日に債務者について福岡支店へ管理依頼することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年七月一日まで約一〇か月にわたり実行しなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五三年一二月二一日貸付金額四八〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月五日に保証人に対して和議条件の履行を交渉することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年五月二八日まで約八か月にわたり実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五五年一二月五日ほか貸付金額計七〇〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月二日に保証人について実訪し、実態把握をすることの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年三月七日まで約四か月半にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五二年四月一一日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六〇年一二月一日に、保証人との交渉が中断しているので実態把握も含め実行するよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年二月五日まで三か月にわたり実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五一年八月一一日貸付金額一七四万円の案件で、昭和六〇年一二月三〇日に債務者の動産について差押えを行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年五月一三日まで約四か月半にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五四年一二月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一二月三〇日に債務者法人の代表者及び保証人の実態を洗い直し、保証人については少額で代位弁済してもらおうよう交渉することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年三月一七日まで約二か月半にわ

たり実行しなかった。

⑰ 貸付日昭和五二年六月一七日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年二月一四日に債務者の給与債権の差押えをすることの指示を受けているにもかかわらず、同年六月三日まで約三か月半にわたり実行しなかった。

⑱ 貸付日昭和五五年二月二六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年二月二一日に債務者法人の代表者について実訪の上、管理方針を立てることの指示を受けているにもかかわらず、同年五月二八日まで約三か月にわたり実行しなかった。

⑲ 貸付日昭和五〇年一二月二四日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年二月二八日に債務者の動産について差押えを行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月六日まで約三か月にわたり実行しなかった。

⑳ 貸付日昭和五七年一二月二一日貸付金額七〇万円の案件で、昭和六一年三月一四日に債務者及び保証人に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、同年六月三〇日まで約三か月半にわたり実行しなかった。

壇 貸付日昭和五三年六月二三日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年三月一七日に保証人の住所を調査することの指示を受けているにもかかわらず、同年八月一日まで約四か月半にわたり実行しなかった。

壤 貸付日昭和五五年一月五日ほか貸付金額計一、五五〇万円の案件で、昭和六一年三月二四日に保証人に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、同年五月一五日まで約二か月にわたり実行しなかった。

堵 貸付日昭和五七年五月二八日貸付金額一八〇万円の案件で、昭和六一年三月三十一日延滞口編入時、早急に保全強化策を検討するよう指示されているにもかかわらず、同年五月二九日まで約二か月にわたり管理を行わなかった。

填 貸付日昭和五二年十一月七日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年五月一日に債務者法人の代表者及び保証人の現況を把握することの指示を受けているにもかかわらず、債務者法人の代表者については同年九月四日まで約四か月、保証人については同年十一月一〇日まで約六か月にわたり実行しなかった。

堪 貸付日昭和五二年一二月二七日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年六月二七日に保証人について実訪の上、実態を把握することの指示を受けているにもかかわらず、同年一二月三〇日まで約六か月にわたり実行しなかった。

埴 貸付日昭和五三年六月二三日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年九月九日に保証人について北九州支店へ管理依頼することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年一月三〇日まで約五か月にわたり

実行しなかった。

棚 貸付日昭和五二年一月一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月九日に保証人の給与を調査し、給与債権について差押えを検討することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年一月二九日まで約三か月半にわたり管理を行わず右指示を実行しなかった。

堀 貸付日昭和五四年一月二三日ほか貸付金額計一、七五〇万円の案件で、昭和六一年一二月二日に保証人の実態を洗い直しすることの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月時点までに実行しなかった。

塙 貸付日昭和五四年一二月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年一月一六日に債務者について実訪の上、実態を把握することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月時点までに実行しなかった。

墨 貸付日昭和五三年一二月五日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年二月七日に債務者の夫である保証人の居所を実訪することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月時点までに実行しなかった。

条 貸付日昭和五二年一月一日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年二月一八日に保証人の実態を調査することの指示を受けたにもかかわらず、同年五月二五日まで約三か月にわたり実行しなかった。

卓 貸付日昭和五七年六月二九日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年二月二〇日に保証人の実態を早急に把握することの指示を受けているにもかかわらず、同年五月一六日まで約三か月にわたり実行しなかった。

器 貸付日昭和五一年八月一〇日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年四月一四日に債務者及び保証人全員に対するそれぞれの管理方針を立てることの指示を受けているにもかかわらず、同年七月二日まで約二か月半にわたり実行しなかった。

奨 貸付日昭和五九年八月一三日ほか貸付金額計九〇〇万円の案件で、昭和六二年五月一日に債務者法人の代表者及び保証人の不動産について調査することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年一〇月一日まで一年五か月にわたり実行しなかった。

郊 貸付日昭和五九年一〇月二三日ほか貸付金額計三二〇万円の案件で、昭和六二年五月一五日に判決取得後債務者に対して弁済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年九月一日判決取得後同年一二月三十一日まで約三か月半にわたりこれを実行しなかった。

姪 貸付日昭和五三年六月二三日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年六月二六日に債務者の実態を調査し、返済額の増額を交渉することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年二月二日まで七か月にわたり実行しなかった。

婉 貸付日昭和五八年二月一八日ほか貸付金額計一、〇〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三日に不動産競売の進行状況を確認しておくことの指示を受けているにもかかわらず、同年九月一六日まで約二か月半にわたり

実行しなかった。

媛 貸付日昭和五三年八月二日貸付金額三七〇万円の案件で、昭和六二年七月二四日に債務者及び保証人に対し訴えを提起することの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月一日まで約二か月にわたり実行しなかった。

嫌 貸付日昭和五三年二月一七日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年八月二七日に管理依頼支店に債務者法人の代表者に対する返済額の増額交渉を依頼することの指示を受けているにもかかわらず、同年一二月八日まで約三か月半にわたり実行しなかった。

④⑩ 貸付日昭和五九年四月二四日ほか貸付金額計三八〇万円の案件で、昭和六二年九月一日に債務者の不動産の調査を早急に行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年二月二六日まで六ヵ月にわたり実行しなかった。

④⑪ 貸付日昭和五七年一二月一〇日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年一〇月三十一日に保証人への代位弁済交渉を行うとともに、債務者及び保証人の不動産の調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、代位弁済交渉については昭和六三年二月二日まで三か月、不動産の調査については昭和六三年三月一七日まで四か月半にわたり実行しなかった。

(2) 管理の長期放置

補助参加人 X1 は、自分が担当している案件の管理を長期間放置することが度々あった。これは延滞係としての基本的な職務を懈怠するものであり、上司が定期検照の機会等において気付いた都度注意・指導したが、改善されなかった。

その事例を示すと以下のとおりである。

① 貸付日昭和五二年五月一四日ほか貸付金額計一、三〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一七日から同年九月一二日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。

② 貸付日昭和五三年六月一二日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年六月一九日から同年九月一八日まで三か月の間、同年九月二〇日から昭和六一年一月一七日まで約四か月の間、同年四月二一日から同年八月一三日まで約四か月の間、同年八月一五日から同年一二月一六日まで四か月の間、一切管理を行わなかった。

③ 貸付日昭和五二年一二月七日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年五月一日から同年八月二九日まで約四ヵ月の間、一切管理を行わなかった。

④ 貸付日昭和五〇年一二月一三日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年八月一日から同年一二月一〇日まで四ヵ月の間、一切管理を行わなかった。

⑤ 貸付日昭和五二年一二月二七日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六

一年八月二五日から同年一二月一一日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。

- ⑥ 貸付日昭和五二年十一月二二日貸付金額一、〇〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月九日から昭和六二年二月二三日まで約四ヵ月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五九年十一月三〇日貸付金額二八〇万円の案件で、昭和六一年一〇月二四日から昭和六二年二月一六日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五三年三月七日貸付金額三〇〇万円の案件で、完済処理に際して、債務者の動産に対する強制競売を取り下げ、執行予納金の返還手続を行うべきところ、これを看過して昭和六二年四月九日に完済処理を行い、それから約一か月半後の同年五月二六日に競売を取り下げ、執行予納金の返還手続については昭和六三年八月二日までの約一年四か月にわたり放置した。
- ⑨ 貸付日昭和五四年四月二七日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年一二月四日から昭和六三年三月一七日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。

(3) 不注意な事務処理が多かったこと

補助参加人 X1 は、原告の職員として考えられないような、極めて軽率な事務処理ミスを繰り返した。これは、仕事に対して注意力を集中させて処理する基本的姿勢の欠落及び同人の事務処理能力の低さに起因するものとする考えるほかはない。

その具体例を幾つか指摘すると以下のとおりである。

ア 管理カードのずさんな管理

補助参加人 X1 は、担当している管理カードの取扱い及び保管に注意を欠き、置き忘れ等の重大なミスを繰り返した。管理カードには信用調査票の写し等顧客の信用に関する重要な資料や記載事項があり、これの適切な保管は係の基本的な職責である。ところが、補助参加人 X1 は、この管理カードを放置して上司から再三にわたり注意された。

事例を挙げると以下のとおりである。

- (ア) 補助参加人 X1 は、昭和六〇年三月二七日、自分が担当している管理カードを昼休み前に複写機のところに放置し、そのまま昼休みのために離席してしまい、上司の Y6 課長に注意されるまで放置してしまっていることに全く気付かなかった。
- (イ) 昭和六〇年一月五日、補助参加人 X1 は顧客と面談中に、当該顧客分の管理カードを顧客の前に放置したまま離席してしまった。
管理カードには顧客の信用情報等を記載しており、その内容が直接顧客の目に入れば、場合によっては大きなトラブルにもなりかねず、補助参加人 X1 の取った行為は、担当者として慎重さを欠いたものといわざるを得ない。

このときは、管理課長が現認したので、補助参加人 X1 に注意した。同様のケースは他にもあり、その都度上司から注意をしたが改善されなかった。

- (ウ) 昭和六一年四月一〇日、山口銀行西新川支店から、忘れ物があるとの電話連絡が入り、補助参加人 X1 が同支店に顧客の管理カードを忘れてきてしまったことが判明した。同人は、同年四月八日、九日の両日宇部に出張して供託されていた配当金三〇万円を受け取り、山口銀行西新川支店から原告の口座に送金した際、管理カードをかばんに入れ忘れ、そのまま放置して帰店したものである。顧客の信用に係る管理カードを他の金融機関に置き忘れてしまうということは極めて重大なミスである。

イ 裁判所の期日の看過

補助参加人 X1 は延滞係として簡易裁判所での貸金返還請求訴訟の手続も担当していた。ところが、補助参加人 X1 は裁判の期日を度々忘れ、不出頭となったり、遅刻したりといった失態を繰り返していた。支店では、従前から種々のスケジュールを記入できる掲示板を店内に設置して期日管理を行っていたが、補助参加人 X1 はスケジュールの管理がルーズなため裁判期日を度々忘れたものであり、管理課長は補助参加人 X1 に対し、期日管理に十分注意するよう厳しく注意してきたが、改善されなかったものである。

支店で注意・指導したため把握している事例だけでも以下のとおりあり、補助参加人 X1 限りで済ませてしまったケースは相当数あるものと思われる。このため、後述のとおり、後日裁判所から補助参加人 X1 を代理人として許可しない旨判断された。

- (ア) 昭和六〇年一〇月一日、当日が口頭弁論期日となっていた案件について、補助参加人 X1 はこれを忘れ、裁判所からの緊急連絡で初めて口頭弁論期日となっていたことに気付き、あわてて裁判所へ出掛けて行った。

裁判所から連絡があったのでことなきを得たが、これについては、Y6 課長が補助参加人 X1 に対して厳重に注意した。

- (イ) 昭和六一年九月一八日、当日が口頭弁論期日となっていた案件について、補助参加人 X1 はこれを忘れて、裁判所へ出廷しなかった。同日はたまたま債務者も出廷しなかったため、裁判所から口頭弁論期日を延期するという連絡が入りことなきを得た。

- (ウ) 昭和六二年六月九日、当日が配当期日となっていた案件について、補助参加人 X1 は忘れて出頭しなかった。同日、裁判所からの連絡を受け、初めて気付き慌てて裁判所へ出掛けて行った。

裁判所からの連絡があったので、ことなきを得たが、配当期日に裁判所へ不出頭ということになれば、配当金額に不服がある場合の配当異議の申出ができなくなり、原告に損害を与えることになりか

ねないケースである。

ウ 顧客の来店期日を間違えたこと

補助参加人 X1 は顧客に来店を求めながら、その日時を間違えて不在にしておくなど、極めて単純なミスを繰り返した。

注意・指導した事例の一部を示す。

(ア) 昭和六〇年六月一日、補助参加人 X1 が昼休みで離席中に同人の担当している顧客が来店したため、やむを得ず Y7 課長が対応した。補助参加人 X1 は、顧客には午後一時に来店をを求める文書を出していたにもかかわらず、管理カードには誤って午前一〇時に来店を求める文書を出したと記載していたため、このようなことになってしまったものである。

(イ) 昭和六〇年六月一五日、補助参加人 X1 は交替制による土曜休日となっていたのであるが、それを忘れ、顧客二名に対して同日来店を求める文書を送付していた。そのため、補助参加人 X1 の休日の変更をして対応させた。これは前日に顧客から電話連絡があったため判明したものである。

(ウ) 昭和六一年八月一三日、補助参加人 X1 は、顧客に当日来店をを求める文書を発送していたにもかかわらず、これを忘れて、翌八月一四日まで宇部市へ宿泊を伴う出張をした。この事実は、その顧客から八月一四日に電話があり、八月一三日に来店できなかったことの釈明があったことから判明したものである。

エ その他の事例

補助参加人 X1 はその他にも不注意な勤務があった。

(ア) 昭和六〇年八月三十一日、延滞債権を返済条件を変更することにより正常口債権に戻す(延滞口除外)に当たって、保証人の不動産に三番順位での抵当権を設定することが条件となっていた案件において、保証人が延滞口除外の条件と異なる四番順位での抵当権を設定してきたにもかかわらず、補助参加人 X1 は誤ってそのまま延滞口除外の処理をしてしまった。

(イ) 昭和六一年九月一日には、支店で行っている QC サークルの活動記録が見当らなくなり、支店職員全員で探していたところ、三週間後に補助参加人 X1 の机の中から発見された。つまり、補助参加人 X1 が自分の机にしまったことを忘れていたものである。

(4) 訴訟代理人として不適格とされたこと

右に述べたとおり、補助参加人 X1 は延滞口債権の管理担当者として簡易裁判所における貸金請求訴訟の訴訟代理人となっているにもかかわらず、公判期日を度々失念して出頭せず、裁判手続の円滑な進行に重大な支障を与えていた。

さらに、補助参加人 X1 は理解力が劣り、公判廷での事案の説明が的確にできない状況が続いた。その結果、昭和六二年一二月ころ下関簡易裁判

所から、訴訟代理人として不適格であるとして他の職員と交替するように指示されるに至った。しかるに、補助参加人 X1 はこのことを支店に報告せず放置したため、昭和六三年一月に至り裁判所から再度指摘があり、支店監督者が裁判所に出頭して右事態を知るようになったものである。

右経緯を具体的に述べると以下のとおりである。

昭和六二年一二月二日 Y8 次長は、Y9 課長からの報告で、補助参加人 X1 が下関簡易裁判所の裁判官から、訴訟代理人を別の担当者に代わるよう言われていることを知った。そこで、Y8 次長が補助参加人 X1 を呼んで話を聞くと、特定の訴訟案件の問題であるかのように説明したので、同次長は支店の顧問弁護士とよく相談して対応するようにと指示した。

ところが、昭和六三年一月一八日、Z9 副調査役が自分の担当している貸金請求訴訟の公判で下関簡易裁判所に出向いたところ、書記官から「X1 さんについては、昨年来裁判官が一切の事件に関して訴訟代理人として認めないと明言し、その旨を X1 さんにも告げているが、原告の方では訴訟代理人についてどのようになっているのか。」とたどされた。

Z9 副調査役から報告を受けた Y8 次長と Y9 課長は、補助参加人 X1 からはそのような報告を受けていなかったため、直ちに補助参加人 X1 を呼んで再度事情を聞いた。しかし、補助参加人 X1 は要領を得ない返事しかできないため、Y8 次長は支店長と相談の上、直接裁判官と面談して事情を聞くことにした。

昭和六三年一月二〇日、Y8 次長は下関簡易裁判所に赴き、担当裁判官と面談して説明を受けた。裁判官の言うところでは、補助参加人 X1 について以下のような理由で今後一切訴訟代理人として認めることはできないとのことであった。

第一に、公判期日を度々忘れ、期日に出廷しなかったり、裁判所からの連絡で気付いて開廷時間に遅れて来たことが何度もあること、第二に、事案についての理解力が乏しいため、裁判所への説明を的確にできないこと、裁判官は、さらに、これまで訴訟代理人として出廷してきた他の原告職員に比べて補助参加人 X1 は能力が劣るとまで明言し、補助参加人 X1 をこれ以上訴訟代理人として許可することはできないので、本人には昨年中に訴訟代理人を代わるよう指示していたと説明した。

話の内容に驚いた Y8 次長は急きょ支店長と連絡を取った結果、支店としては、補助参加人 X1 を訴訟代理人から急に外す事態になると人員のやり繰りが難しくなることから、裁判官と相談して善後策を検討することにした。そこで、Y8 次長が再度裁判官と話し合った結果、補助参加人 X1 には当事者がそれほど争わないような簡単な事案に限って担当させる、裁判期日については厳守させ裁判所に迷惑をかけないように指導・監督するというようにして、ようやく裁判官の了解を得ることができた。

このようなことは、原告の信用及び業務に支障をもたらす重大なことであり、帰店後 Y8 次長は補助参加人 X1 に対して、裁判所とのトラブルに

についての報告懈怠を注意した上で、裁判期日の厳守、事案の理解に努めて裁判所に的確に説明すること、争いの内容次第では上司と相談して速やかに弁護士に相談することなど厳しく指導した。

(5) その他問題ある事務処理を繰り返していたこと

補助参加人 X1 は、その他にも担当の延滞事務において問題となる事務処理を繰り返していた。

支店において注意指導した事例の幾つかを示すと以下のとおりである。

ア 昭和六〇年七月一七日、他の職員が担当していた案件の債権差押命令中の請求金額の計算に間違いがあることが分かった。調査すると、この案件は、従前補助参加人 X1 が担当していたものであり、昭和五九年四月二〇日に補助参加人 X1 が行った貸金請求訴訟における請求金額の計算が誤っており、少なく請求していたことが判明した。

イ 補助参加人 X1 は、担当していた延滞事務処理計画・実績表(総括表・一二月分)を Y7 課長になかなか提出しなかったため、昭和六〇年一月二六日、Y7 課長が補助参加人 X1 に対して督促したものの、結局補助参加人 X1 から提出があったのはそれから一〇日も経った昭和六〇年一二月五日であった。

ウ 昭和六一年二月二七日、顧客からの返済金の振込みを入金処理するに当たって、補助参加人 X1 は誤って当該顧客の取引番号と異なる番号を回収係に連絡した。そのため、他の顧客の返済金として入金処理されてしまったことから、やむを得ず、入金処理の訂正を行わなくてはならなかった。

エ 昭和六一年六月四日、補助参加人 X1 は自分の担当している分の延滞口債権の昭和六一年五月中における解消金額の集計ミスを犯した。前月中に支店においてどれだけの延滞口債権の解消ができたかについては、総括室を通じて本店へ報告することになっているが、補助参加人 X1 のような集計ミスをしてしまうと、全体での延滞債権の解消金額を速やかにかつ正確に把握することができなくなってしまった。

オ 昭和六一年六月二五日、返済条件を変更することにより、昭和六一年六月末に正常口債権に戻す(延滞口除外)予定の案件について、昭和六一年六月末に延滞口除外とするためには、当日中までに事務センターへの返済条件変更の処理をコンピューター端末機により完了しなければならないのに、補助参加人 X1 は、これを放置し、端末機操作終了時刻直前になって慌ててこれを行おうとした。しかし、もたもたして処理の完了が危ぶまれる状況となったため、Y7 課長が、他の職員に対して補助参加人 X1 に代わって端末機を操作するよう指示し、なんとか処理を間に合わせた。

これについて Y7 課長は補助参加人 X1 に対し、仕事を進めていく上で毎日の仕事の時間配分に配慮がなされていない結果、このようなことになったものであり、毎日の仕事にそれぞれ優先順位をつけ、計画的に

事務処理を行っていく必要がある旨、注意指導した。

カ 昭和六一年九月二五日、事務センターへの返済条件の変更処理の報告をコンピューター端末機により行うに当たって、事前に返済条件の変更内容を記載した帳票(貸付条件・充当順序の変更等依頼・修正票)に Y7 課長の検印を受ける必要があるにもかかわらず、補助参加人 X1 はこれを怠り、Y7 課長の検印を受けないまま処理してしまったところ、コンピューター端末機への入力ミスが一つの案件で三箇所も発見された。

キ 昭和六一年十一月二八日、不良債権の償却事務にあたって、補助参加人 X1 は、翌日が本店への償却申請書類の発送期限であるにもかかわらず、申請の際に必要な書類(不良債権明細表及び不良債権一覧表)の作成準備に遅れを来していることが判明した。

本店への申請期限の遵守については、昭和六一年十一月の管理課の処理計画にも掲げ、また、管理課のミーティングにおいても徹底されてきたところであり、Y7 課長は補助参加人 X1 に対し、もっと計画に沿って適正に事務処理を行うよう注意・指導した。

(6) 支店業務の運営に非協力、不熱心であったこと

下関支店では、月一回実施する業務懇談会、各課のミーティングなどの各種会議を実施しており、支店業務の推進についての討議から各係内の問題点の検討に至るまで、幅広く論議している。そういう機会には、既にベテランの域に達し、かつ副調査役である補助参加人 X1 は、自分の担当事務の処理ばかりでなく、支店全体あるいは課における業務の推進に対しても一定の役割を果たすべき立場にあり、積極的に提言や発言を行うことを求められていた。

しかしながら、補助参加人 X1 の場合、そうした積極的な取組み姿勢はみられず、建設的な提言や発言をすることはなかった。また、支店全体の業務運営の効率的推進に対して積極的に取り組む姿勢も欠いていた。例えば速やかに提出すべき資料の提出も度々遅らせることがあった。

注意・指導した事例を示すと次のとおりである。

ア 昭和六一年八月四日、当日の課のミーティングの記録を補助参加人 X1 が担当した。ミーティングの記録は原則として翌日には提出することになっていたが、補助参加人 X1 は翌々日の八月六日になっても提出してこないで、Y7 課長が補助参加人 X1 に対して、記録簿を早く提出するよう注意した。

しかしながら、結局補助参加人 X1 が提出してきたのは、課のミーティングから一週間も経過した八月一日であった。

イ 昭和六一年一〇月七日、当日の支店全体による会議の場である業務懇談会の記録を補助参加人 X1 が担当した。しかし、いつになっても記録簿の提出がなく、Y7 課長が再三にわたり、早急に提出するよう注意した。

結局補助参加人 X1 から提出があったのは、Y7 課長が補助参加人 X1

に最後に注意した翌日の一〇月三〇日であり、業務懇談会が行われてから二〇日以上も経ってからのことであった。

ウ 昭和六二年四月六日、昭和六二年度の融資課の重点目標について各自の検討案を課長に提出する日となっていたが、補助参加人 X1 のみが提出しなかった。そこで、Y9 課長が補助参加人 X1 に注意したところ、まだ検討していないと言うので、厳しく指導して翌日提出させた。

(7) 上司に対する補佐、後輩への指導がなかったこと

副調査役は、支店の役席と一般職員との接点として、上司である課長や調査役を補佐して支店業務の推進を図るとともに、支店内の後輩職員に対して業務面で種々指導する役割を果たしていくことが求められている。

しかしながら、補助参加人 X1 は上司を補佐する役割を発揮しようとする姿勢は全くなく、また、支店の後輩を指導することは皆無であった。

(三) 補助参加人 X18 について

補助参加人 X18(以下「補助参加人 X18」という。)は、昭和六〇年四月から昭和六一年三月にかけては、川越支店において、延滞係として勤務し、昭和六一年三月に高崎支店に異動となった後、昭和六二年九月まで延滞係、それ以降は審査係として、それぞれ勤務していたが、右期間における補助参加人 X18 の勤務状況等は次のとおりである。

(川越支店における勤務状況等)

(1) 昭和六〇年三月八日の「管内経済金融動向」の作成について

補助参加人 X18 は、担当業務についての取組み姿勢が消極的で、自分の仕事の範囲を日常の業務に画してしまい、それ以外のことに手を出そうとせず、上司から支店業務を指示されても、口実を構えては拒否することが多かった。

例えば、昭和六〇年三月八日、Y10 融資課長が Z10 調査役を通じて補助参加人 X18 に対し、総括室に報告する「管内経済金融動向」の作成を指示したところ、補助参加人 X18 は、自分は他の仕事で手一杯であり、報告書は調査役が作成すべきであると反論して指示に従わないということがあった。

(2) 事務処理の実行遅延、管理放置及び延滞口解消実績について

補助参加人 X18 は、延滞係を担当中、指示された事項を速やかに実行せず、また、行うべき管理を放置していることが度々あり、管理課長である Y11 その他の上司の注意・指導に対しても反抗的な姿勢を示して応じなかった。補助参加人 X18 がこのような姿勢で職務に当たるため、その延滞口解消実績等は以下のとおり低い水準にあった。

ア 指示の実行遅延

- ① 貸付日昭和五七年一二月二九日貸付金額八四〇万円の案件で、昭和六〇年四月一六日に債務者法人、債務者法人代表者及び保証人に対する訴えの提起を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月一八日まで約二か月にわたり実行しなかった。

- ② 貸付日昭和五八年三月二九日貸付金額六〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月一八日に保証人所有の不動産仮差押えの申立てを行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年五月二七日まで約一か月半にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五七年一二月一六日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六〇年四月一九日に債務者法人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年七月八日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五三年四月二八日貸付金額一八〇万円の案件で、昭和六〇年四月二三日に債務者に対する訴えの提起を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月一八日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五六年七月一三日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二七日に債務者について有体動産の執行を検討することの指示を受けているにもかかわらず、同年七月二五日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五三年一二月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月三〇日に債務者及び保証人(二名)を実訪し実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、債務者と保証人二名のうち一名については同年一〇月一七日まで約五か月半、他の一名の保証人については昭和六一年三月に転出したことにより実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五二年九月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月三〇日に保証人の不動産調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年三月に転出したことにより実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五五年四月二一日ほか貸付金額計一、四〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月三〇日に債務者法人、債務者法人代表者及び保証人に対する訴えの提起を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月一七日まで約一か月半にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五八年一二月一九日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六〇年四月三〇日に債務者法人代表者所有の不動産仮差押えの申立てを行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月二六日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五三年八月二四日ほか貸付金額計八八〇万円の案件で、昭和六〇年七月一八日に保証人の不動産調査と実態調査をするとともに、返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、不動産調査については昭和六一年一月七日までの約六か月半にわたり、また、実態調査及び返済交渉については昭和六一年二月六日までの約七か月半にわたり、実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五三年五月一六日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六

○年八月二六日に保証人の有体動産差押えを行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年十一月一日まで約二か月にわたり実行しなかった。

イ 長期間にわたる管理放置

- ① 貸付日昭和五四年一二月一四日貸付金額一〇〇万円の案件につき、昭和六〇年四月二〇日から同年七月二三日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五四年一二月二一日貸付金額七〇〇万円の案件につき、昭和六〇年七月二五日から同年一二月九日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五三年一二月八日貸付金額三〇〇万円の案件につき、昭和六〇年七月二九日から同年一二月六日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五一年七月二六日貸付金額一五〇万円の案件につき、昭和六〇年八月一日から同年十一月二九日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五六年一二月一四日貸付金額五〇〇万円の案件につき、昭和六〇年八月一三日から同年一二月二八日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五〇年十一月二九日貸付金額三〇〇万円の案件につき、昭和六〇年一〇月二五日から昭和六一年一月三〇日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五九年九月一八日貸付金額三五〇万円の案件につき、昭和六〇年十一月二日から昭和六一年二月二一日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五六年一月一九日他貸付金額計一〇〇万円の案件につき、昭和六〇年十一月一六日から昭和六一年二月一八日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。

ウ 昭和六〇年度の補助参加人 X18 の解消件数・金額は、五〇件六、九六三万円で、延滞係三名中最低であった。解消金額でいうと、Z11 調査役が一億一、八六〇万円、補助参加人 X18 の二年後輩である Z12 副調査役が一億二、七九〇万円であったので、補助参加人 X18 はこの両名の半分程度の実績しか上げていなかった。さらに、法的手続を行った件数でみても、Z11 調査役が八六件、Z12 副調査役が八二件なのに対し、補助参加人 X18 は四七件と最も少なかった。

(3) 服務上問題のある言動

ア 補助参加人 X18 は、有給休暇を直前に申し出るなど、支店全体の業務の円滑な処理を考えないことが多く、また、自身の勤務管理にルーズで、以下のような出勤日の取違えもあった。すなわち、昭和六〇年当時、原告は毎月第二週の土曜日を休日としていたほか、その他の週の土曜日

を一日指定して交替で休務させていたが、昭和六〇年七月二七日の土曜日、補助参加人 X18 は休務を指定されておらず、通常の出勤日になっていたにもかかわらず、休務日を間違えたとして年休として処理してほしいと申し入れてきた。

イ 補助参加人 X18 は、昭和六〇年三月一四日、駅プラットホームにおいて、理由もなく女性を蹴る暴行を加えて現行犯で逮捕された上、同年五月二〇日に新宿簡易裁判所から罰金三万円の処分を受けた。

Y12 支店長は、この件について同年三月一八日に補助参加人 X18 から報告を受け、同月二九日、補助参加人 X18 に対し、事件の経過報告と始末書の提出を求めるとともに、同年四月八日に行われた支店の業務懇談会において、支店の職員に対し、補助参加人 X18 の名前を出さず一般的な形で、私生活上の不祥事でも原告の信用にかかわることがあるから、日常の行動については原告の職員としての基本的心得に反することのないようにと、注意を喚起した。ところが、補助参加人 X18 はその直後、同支店長に対し、業務懇談会の席上でああいう発言をされては困る、結局自分が不始末を起こしたということが支店のみんなにわかってしまうのではないかと、自らの非を棚に上げて Y12 支店長に抗議してきた。

(高崎支店における勤務状況等)

(4) 延滞係における勤務状況

補助参加人 X18 は、個々の延滞口債権の事務処理において、上司から指示された管理事務の実行を遅らせたり、債務者や保証人に対する管理事務を長期間放置したりすることが多々あった。

ア 指示の実行遅延

- ① 貸付日昭和五五年一月一八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年三月一六日に債務者の有体動産差押えの申立てを行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月三〇日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五八年二月二二日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年三月三十一日に債務者を実訪し、担保評価を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月二二日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五五年一二月五日ほか貸付金額計七五〇万円の案件で、昭和六二年四月二二日に債務者法人代表者の有体動産の執行効果を検討することの指示を受けているにもかかわらず、同年九月に担当替えになるまで実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五五年三月六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年四月三〇日に債務者に対し支店の顧問弁護士名による催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、同年六月三〇日まで約二か月にわたり実行しなかった。

- ⑤ 貸付日昭和五七年二月一八日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六二年四月三〇日に債務者を実訪することの指示を受けているにもかかわらず、同年八月二七日まで約四か月にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五三年十一月二二日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六二年五月一二日に保証人に対し支店の顧問弁護士名による催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、同年七月二一日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五二年七月四日貸付金額一、二〇〇万円の案件で、昭和六二年六月二二日に債務者法人代表者の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年九月に担当替えになるまで実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和四八年四月一七日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年六月二二日に債務者について、管理依頼支店あてに近況報告及び返済額の増額交渉を依頼することの指示を受けているにもかかわらず、同年九月に担当替えになるまで実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五五年十一月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年六月二二日に債務者と具体的な返済方法について協議の上、管理方針案を具申することの指示を受けているにもかかわらず、同年九月に担当替えになるまで実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五四年一〇月二四日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年七月二日に債務者法人代表者及び保証人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年九月に担当替えになるまで実行しなかった。

イ 長期間にわたる管理放置

- ① 貸付日昭和五五年十一月一八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年三月一六日から同年六月二四日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五五年一〇月九日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六二年四月二〇日から同年七月二四日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五四年四月二四日貸付金額一六〇万円の案件で、昭和六二年四月三〇日から同年八月二五日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五七年二月一八日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六二年四月三〇日から同年八月二七日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五六年十一月一六日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年五月二日から担当替えになる同年九月までの間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五五年一二月五日他貸付金額計七五〇万円の案件で、昭

和六二年五月二六日から担当替えになる同年九月までの間、一切管理を行わなかった。

(5) 審査係における勤務状況等

補助参加人 X18 は、昭和六二年九月一日に審査係に担当替えとなり、板橋支店へ転出する昭和六三年一月八日まで同係を担当したが、その四か月間にも、意欲的に業務に取り組む姿勢は全くなく、以下のとおり事務処理上の誤りを繰り返し、以下のとおり出張命令を拒否する態度を取るなど、その勤務状況には問題があった。

ア 事務処理上の誤りについて

補助参加人 X18 は、審査事務の処理過程において、規程の無理解、注意力の散漫等から事務処理上のミスを繰り返していた。上司は、発見の都度投げ返し等で注意指導した。

(ア) プラスチック成型業を営む者(有限会社)から運転資金として一、〇〇〇万円の申込みのあった案件で、八〇〇万円を超える法人企業からの申込みについては「企業評価モデル得点票」の作成が必要であるにもかかわらず、これを怠ったまま貸し付けるとの意見具申を行ってきた。

(イ) 美容院を新規に開業する者から店舗等の設備資金として環衛貸付け(四三〇万円)の申込みのあった案件で、設備の内容から消毒器、タオル蒸器、換気設備については、特別利率(四・八パーセント、ただし三年経過後は五・三パーセント)を適用すべきにもかかわらず、利率の適用を誤り、五・六五パーセントを適用すると意見具申を行ってきた。

(ウ) 機械製造業を営む者(有限会社)から運転資金の申込みがあった案件で、保証人の保証意思確認をする必要があるにもかかわらず、これを怠ったまま融資する旨の意見具申を行ってきた。

イ 出張命令拒否の態度について

原告では、管内の遠隔地からの融資申込みについては、顧客の利便も考慮して一定の件数が揃った段階で、審査係がその地域に出張して商工会等で顧客との面談を行っている。また、申込みの件数が多いときは、効率よく審査処理を行うために一泊での出張も命じている。

高崎支店では、補助参加人 X18 に対し、審査処理のために、昭和六二年一〇月二六日から二七日にかけて一泊で出張するよう命じた。ところが、補助参加人 X18 は Y13 課長に対して、一〇月二六日から二七日にかけて一泊で出張するよう命じられているが、二六、二七日ともに、日帰り出張することになると申し出てきた。Y13 課長は、他の審査係はみな宿泊で出張を行っており、補助参加人 X18 にだけ特別な取扱いはできないと説明して、出張命令に従うよう注意・指導した。それでも補助参加人 X18 は、素直に命令に従おうとはせず、自分を宿泊させるのが目的なのだろうなどと反抗した。

ウ 業務時間中に無断離席をしたこと

職員が業務時間中に外出する場合は、出張命令を受けるか、公用外出簿により上司の承認を受ける必要があるが、補助参加人 X18 は上司の承認を得ないまま無断で外出することがあった。

具体的には、補助参加人 X18 は、前記の出張から支店に帰った昭和六二年一〇月二七日、午後三時過ぎから無断で離席し、約一時間後に支店に戻ってきたため、Y13 課長が補助参加人 X18 に対して事情を尋ねたところ、補助参加人 X18 は、取引先を実訪してきた、Y13 課長が電話中であったため断らずに外出したとの弁解をした。しかし、業務で外出する場合には、公用外出簿があり、そこに目的、行先等を記載して承認を得る必要があるところ、補助参加人 X18 はその記載していなかったため、Y13 課長は、今後は公用外出簿に記載し、上司の承認を受けてから外出することと補助参加人 X18 に対して注意・指導した。

(6) 年休取得に際して業務上の支障を考えないこと

補助参加人 X18 は、業務の都合を考えない直前の年休取得が度々あった。その都度融資課長や次長が補助参加人 X18 に対し、年休取得にあたっては業務上の都合も考えるよう注意・指導したが、補助参加人 X18 の姿勢は改まることはなかった。

例えば、昭和六二年四月二七日の午後二時ころ、補助参加人 X18 は、明日一日年休を取得すると申し出てきた。この時期は、月末近くで債権管理は多忙であり、特に未入金係は連日残業している状況にあった。そこで、Y13 課長は、二八日は未入金係を応援するように求めた。しかし、補助参加人 X18 は、今月は自分が解消予定としている債権はすべて解決していると自分のことだけを取り上げて主張し、支店の業務運営に協力しようとする姿勢をみせず、結局四月二八日に年休を取得した。

(両支店共通の勤務状況等)

(7) 支店業務の推進に積極的な提言のなかったこと

補助参加人 X18 は、副調査役として支店業務の推進に関して積極的に提言し、率先して遂行すべき立場にあったが、実際にはそのような取組みはみられず、支店における会議等の場においても積極的な発言をすることはなかった。

(8) 上司の補佐、後輩の指導がなかったこと

補助参加人 X18 には、副調査役として役席と一般職員の接点の立場にあることを自覚し、上司である課長を補佐し、支店業務を推進するとともに、後輩の指導をすることが求められていた。

しかし、補助参加人 X18 には、そのような補佐、指導を行うという姿勢はみられなかった。

(四) 補助参加人 X12 について

補助参加人 X12(以下「補助参加人 X12」という。)は、昭和六〇年から昭和六二年にかけては、佐世保支店において、昭和六〇年三月までは未入金係、

同年四月以降は延滞係として、それぞれ勤務したが、補助参加人 X12 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

未入金係を担当していた当時の補助参加人 X12 は、処理能力が低く、効率的な管理事務を計画的に進めていくことができない上、返済交渉も状況判断の悪さが目立ち、問題のある事務処理を繰り返していた。

延滞係当時の勤務状況についても同様で、延滞係としての基本的な業務知識が劣り、事務処理能力も低く、また責任感、積極性、計画性等にも欠け、管理事務の懈怠、不正確及び無責任な事務処理、ずさんな管理などといった問題のある事務処理を繰り返していた。

また、特四等級・副調査役としての役割を発揮して、上司の補佐や後輩の指導を行ったり、支店全体の業務運営の推進に取り組んだりすることもなかった。

このように、補助参加人 X12 の勤務状況は総じて低調なものであり、低い水準の勤務実績しか上げていない。

(各論)

(1) 未入金係当時の勤務状況

ア 管理交渉に計画性がなく拙劣であったこと

補助参加人 X12 は、管理交渉に計画性がなく、かつ拙劣で、問題のある勤務状況であった。

具体的には、補助参加人 X12 は、Y14 管理課長に対し、昭和六〇年二月二六日には、延滞口編入の可能性のある未入金口債権を報告したにもかかわらず、同月二八日になって、予定外に延滞口編入となる未入金口債権が一四件、一、五〇〇万円もあるとの報告をしてきた。このような事態は、補助参加人 X12 が管理交渉を遅滞なく効率的に進めなかったため、債務者や保証人から月末間際の返済の申出しか受けられなかった上、実際にその返済が実行されなかったこと、しかも、返済の履行を確実になさしめる詰めの管理を怠っていたり、返済の申出の信ぴょう性についての判断が悪く、債務者等の申出のとおり返済をただ漫然と待つだけで、必要な次善策を講じていなかったりしたことにある。

また、月末に返済するとの約束が履行されず、結果的に延滞口編入となることはあり得ることだが、この件のように一度に大量の予定外の延滞口編入を出すことは他に例のないことである。

イ 業務処理に対する責任感に欠け判断力も劣ること

補助参加人 X12 は、自分の担当業務を自己の責任で処理をするという姿勢に欠けており、判断を回避して上司にこれを押し付けていた。

具体的には、昭和六〇年二月二二日、根抵当権を設定して貸付けを行っている顧客から根抵当権の全部抹消の申出があり、これを補助参加人 X12 が対応したが、補助参加人 X12 は、その顧客への貸付残高返済状況、営業内容、担保物件の内容、担保による回収依存度、債権保全の見

通し等を調査した上で、顧客の申出についての可否を判断し、管理課長へ意見具申を行うという通常の手続をふまず、顧客への貸付残高と返済状況を照会する以外必要な調査、判断を自ら行うことなく、Y14 課長に対して「どうでしょうか。」と聞いてきたのである。

ウ 送金確認登録事務がずさんであったこと

原告では、月末時点で返済金が送金途中である場合、コンピューターに送金確認の登録を行うことにより、その未入金口債権の延滞口編入を停止することになっているが、補助参加人 X12 は、この事務処理において、顧客が返済金を送金したという事実を正確に確認しないまま送金確認登録を行うことが多々あり、その結果、この送金確認登録の入金率が低く、未入金係全体の入金率平均を引き下げている状況であった。

具体的には、昭和五九年一月末の送金確認登録案件の入金率は、他の未入金係が八五パーセントから一〇〇パーセントであったのに比べ、補助参加人 X12 は六一パーセントであり、また、昭和六〇年一月末の送金確認登録案件の入金率は補助参加人 X12 の場合六九パーセントであり、未入金係の中で最低であった。

(2) 延滞係当時の勤務状況

ア 管理方針案の具申が極めて少なかったこと

延滞係が管理を進めていくためには、個々の延滞口債権の保全・回収を図るために管理方針案を策定、具申することが、その職務の基本的かつ重要な点であるところ、補助参加人 X12 は、管理方針案を策定して管理課長に具申することが極めて少なく、効率的な管理を進めていく上での大きな支障となっていた。そのため、やむを得ず、補助参加人 X12 からの意見具申がないまま、上司の Y14 課長や Y15 課長らが自ら管理方針を決定して補助参加人 X12 に指示することも多々あった。

注意指導した具体的な事例は次のとおりである。

- ① 債務者は電気工事業者で、昭和五六年一月一日に八〇〇万円を貸し付け昭和五六年九月三〇日に延滞口に編入された案件について、昭和六〇年六月以降 Y14 課長が転出する昭和六一年七月までの一年二ヵ月にわたり、補助参加人 X12 は一度も管理方針案を策定、具申しなかった。そのため、やむを得ず Y14 課長が昭和六〇年九月一九日、一二月七日、六一年三月一三日、六月二四日の四回にわたり、保証人の実態調査と代位弁済交渉の継続を管理方針として決定し、補助参加人 X12 に指示せざるを得なかった。
- ② 債務者は建築工事業者で、昭和五四年一〇月一日に二〇〇万円を貸し付け昭和五五年二月二九日に延滞口に編入された案件について、昭和六〇年四月以降補助参加人 X12 が管理方針を全く策定、具申しないため、やむなく Y14 課長が昭和六〇年六月一九日、九月二六日、一二月一〇日の三回にわたり、保証人への代位弁済交渉、顧問弁護士名の催告書の発送及び保証人の給与債権差押えの検討等の管理方針を

決定し、補助参加人 X12 に指示した。

また、補助参加人 X12 は昭和六〇年一二月二〇日に来店した保証人と代位弁済交渉を行ったが、その後管理方針案を策定、具申することを怠っていたため、昭和六一年三月二六日 Y14 課長が保証人の給与債権差押えの管理方針を決定し、支店長の決裁を得て補助参加人 X12 に指示した。

③ 債務者は生花小売業者で、昭和五二年九月二六日に八〇万円を貸し付け昭和五四年一月一日に延滞口に編入された案件について、昭和六〇年四月以降 Y14 課長が転出する昭和六一年七月までの一年四か月にわたり、補助参加人 X12 は一度も管理方針案を策定、具申しなかった。そのため、やむを得ず Y14 課長が昭和六〇年九月二五日、一二月一三日、六一年三月二〇日の三回にわたり、債務者及び保証人の実態調査と返済交渉を管理方針として決定し、補助参加人 X12 に指示した。

④ 債務者(男性)は石材販売業者で、昭和五〇年五月一日に二〇〇万円を貸し付け昭和五一年四月三〇日に延滞口に編入された案件について、補助参加人 X12 は、昭和六〇年六月一四日債務者へ電話し、債務者の現況を聴取した。しかし、債務者の状況を踏まえた管理方針案の策定、具申を怠ったため、Y14 課長が保証人への代位弁済交渉の管理方針を決定し、補助参加人 X12 に指示した。

しかし、その後も補助参加人 X12 からの管理方針の具申が一向にないため、Y14 課長が昭和六〇年九月二六日、一二月一〇日の二回にわたり、債務者への実訪と債務者及び保証人への返済交渉の継続を管理方針として決定し、補助参加人 X12 に指示せざるを得なかった。

さらに、補助参加人 X12 は、昭和六一年二月二日に債務者の妻が来店した際に実態調査と返済交渉を行ったが、管理方針の具申を怠り、放置していたので、同年六月二五日に Y14 課長が債務者からの返済の追及を管理方針として決定し、補助参加人 X12 に指示した。

⑤ 債務者は海運業者で、昭和五五年四月一〇日に一、五〇〇万円を貸し付け昭和五九年六月三〇日に延滞口に編入された案件について、昭和六一年九月二二日に Y15 課長が補助参加人 X12 に対し管理方針案を策定して具申するよう指示したが、補助参加人 X12 はこれを放置していた。Y15 課長はその後昭和六一年一二月五日、六二年三月六日の二回にわたり早急に管理方針案を策定するよう指導注意したが、補助参加人 X12 はこれも無視し、Y16 支店長の在任中の昭和六二年七月までは放置したままであった。

⑥ 債務者(男性)は畜産業者で、昭和五三年九月一三日に二〇〇万円を貸し付け昭和五四年五月一日に延滞口に編入された案件について、昭和六一年一二月一七日に Y15 課長が補助参加人 X12 に対し、債務者及び保証人の実態を調査して管理方針案を策定するよう指示した。

しかし、補助参加人 X12 はこれを放置していたので、昭和六二年三月五日、六月一八日の二回にわたり同課長が補助参加人 X12 の怠慢を注意したが、補助参加人 X12 の姿勢は改まらず、放置したままであった。

- ⑦ 債務者は漁業を営む者で、昭和五四年二月二〇日に二〇〇万円を貸し付け昭和五五年六月三〇日に延滞口に編入された案件について、補助参加人 X12 は昭和六一年三月以来一年間管理方針案を全く策定・具申しでいなかった。そこで、昭和六二年三月六日 Y15 課長が補助参加人 X12 に対し管理方針案を早急に策定するよう指示した。しかし、その後も補助参加人 X12 は管理方針案を策定・具申せず、放置したままであった。
- ⑧ 債務者は土木建築工事業者で、昭和五〇年五月一三日に二〇〇万円を貸し付け昭和五一年八月一日に延滞口に編入された案件について、補助参加人 X12 は昭和六一年三月から昭和六二年七月までの一年五か月にわたり管理方針案を全く策定しなかった。そのため、やむなく Y14 課長やその後任の Y15 課長が昭和六一年六月二五日、九月一八日、一二月五日、昭和六二年六月一七日の四回にわたり、債務者の実態調査と返済交渉の継続を行う旨の管理方針を決定し、補助参加人 X12 に指示せざるを得なかった。
- ⑨ 債務者は家具小売業者で、昭和五四年八月七日に二〇〇万円を貸し付け昭和五六年六月三〇日に延滞口に編入された案件について、昭和六一年一月以降補助参加人 X12 が管理方針案を全く策定しないため、やむを得ず Y15 課長が昭和六一年九月一八日、一二月六日、昭和六二年三月五日の三回にわたり、債務者との返済交渉の継続を管理方針として決定し、補助参加人 X12 に指示した。その後、昭和六二年六月二〇日に同課長が補助参加人 X12 に対し、管理方針案を自ら策定して具申するよう注意指導したが、補助参加人 X12 は、放置したままであった。
- ⑩ 債務者は船舶機器修理業者で、昭和五四年四月一七日に一、〇〇〇万円を貸し付け昭和五五年三月一日に延滞口に編入された案件について、補助参加人 X12 は昭和六一年六月一六日以来一年三か月にわたり管理方針案を策定せず、管理を放置していた。昭和六二年九月一七日に Y15 課長から早急に債務者及び保証人の実態を調査して管理方針案を策定するよう注意を受け、同年九月二九日に至り、ようやく管理方針案を策定・具申した。
- ⑪ 債務者は家具卸売業者で、昭和五三年五月一五日に一五〇万円を貸し付け昭和五三年一月三〇日に延滞口に編入後、昭和五七年二月二四日債務者所有の不動産に抵当権を設定した案件について、昭和六一年七月一〇日債務者が来店し、担保物件を任意売却して一部返済をした以降交渉が中断していたため、昭和六一年九月二二日、一二月九日、

昭和六二年三月一〇日の三回にわたり、Y15 課長が補助参加人 X12 に対して債務者及び保証人の実態を調査して管理方針案を具申するよう指示した。しかし、補助参加人 X12 はその後一年二か月にもわたり管理を怠り、昭和六二年九月二一日同課長から改めて注意を受けて、ようやく同年九月三〇日に本件を選別区分の「継続口」とするとの管理方針案を具申した。

- ⑫ 債務者は衣料品卸売業者で、昭和五八年六月二〇日に五〇〇万円を貸し付け昭和五九年一二月三一日に延滞口に編入された案件について、補助参加人 X12 は昭和六二年六月一八日に管理方針案を策定するよう指示を受けながら、これを怠っていた。その後、同年九月二一日改めて急ぎ実行するよう注意指導を受け、同年九月三〇日によりやく選別区分を「継続口」とする旨の管理方針案を策定、具申した。
- ⑬ 債務者は飲食店経営者で、昭和五七年五月二六日に三〇万円を貸し付け昭和六〇年二月二八日に延滞口に編入された案件について、補助参加人 X12 は昭和六二年八月四日から昭和六三年七月二七日までの一年間にわたり一度も管理方針案を具申しなかったため、やむを得ず Y15 課長が昭和六二年一二月一一日と昭和六三年三月二五日の二回にわたり、債務者を実訪して実態調査と返済交渉を行う旨の管理方針を決定し、指示せざるを得なかった。

イ 延滞事務月間処理計画・実績表の提出の遅延

佐世保支店では、延滞係の進行管理を徹底させるために、所定の延滞事務月間処理計画・実績表(担当者用)を延滞係が個々に作成し、毎月五日までに管理課長に提出することになっていたところ、補助参加人 X12 は同表の提出を遅延させることが度々あった。

具体的には、昭和六〇年五月一〇日には、当月分の延滞事務月間処理計画・実績表(担当者用)を、延滞係中補助参加人 X12 一人が作成、提出していなかったため、Y14 課長は、補助参加人 X12 に対して同表の作成、提出の遅延を注意し、早急に提出するよう指示したことがあった。

ウ ずさんな管理処理が多かったこと

補助参加人 X12 は、延滞口債権の管理処理を懈怠し、回収の機会を失ってしまったりするような、ずさんな管理処理を行うことが多々あった。その具体例は以下のとおりである。

昭和五四年五月三一日に三五〇万円を貸し付け、昭和五六年一〇月三一日に延滞口に編入された案件について、建築業を営んでいた債務者は行方不明、保証人二名のうち古物商を営んでいた一名は居所不明であり、結局佐世保市内の自動車販売会社に勤務している保証人一名だけが管理交渉の対象という状況であった。この保証人は、毎月二万円の代位弁済を行う旨の約束をしていたものの、その履行は断続的にしかなされず、約束不履行が多い状態であったので、Y14 課長は昭和六〇年六月二一日補助参加人 X12 に対し、保証人の給与債権の差押えを検討するよう指

示した。ところが、補助参加人 X12 は同課長の指示を無視し、二か月近く一切管理を行わず、保証人に対して昭和六〇年八月一二日と同年九月二六日に電話をし、それぞれ月一回分二万円の代位弁済を求める交渉しか行わなかった。しかも実際に保証人から弁済があったのは九月二六日付けの二万円のみという状況であった。

その後、保証人からの代位弁済の履行もないままに補助参加人 X12 は三か月近く管理を放置した。この間、同課長は補助参加人 X12 の怠慢を厳しく注意し、早急に保証人の給与債権の差押えを検討して意見具申するよう指示していたが、補助参加人 X12 は何らの理由もなく同課長の指示を実行しなかった。

補助参加人 X12 は、昭和六〇年一二月一六日に至り、保証人へ呼出状を郵送し、その中で法的手続へ移行する旨示唆したが、時既に遅く、保証人は同年一二月一五日に勤務先を定年退職していたことが判明した。結局補助参加人 X12 のずさんな管理処理により、給与債権差押えの機会を逃してしまったことになった。

エ 指示の実行遅延

- ① 貸付日昭和五四年三月二六日貸付金額一〇〇万円、昭和五五年二月二九日延滞口に編入された案件について、昭和六一年三月二六日に保証人の町議会議員報酬の差押えを指示を受けているにもかかわらず、同年一二月一六日まで八か月余にわたり実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五一年八月二日貸付金額二六〇万円の案件で、昭和六〇年四月一〇日に債務者及び保証人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六一年一月二三日まで、保証人については昭和六一年一月二二日まで、いずれも九か月半にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五五年三月一九日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月七日に債務者及び保証人に対し返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年九月二四日まで四か月半にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五二年一月一四日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一七日に債務者に対し返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年一〇月二三日まで五か月余にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五六年一月三十一日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六〇年六月三日に保証人の実態調査及び給与債権差押えの検討を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年五月一日まで一年一か月にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五三年一二月一四日ほか貸付金額計五五〇万円の案件で、昭和六〇年六月一九日に債務者及び保証人に対し支店の顧問弁護士名の催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、同

年一二月一二日まで約六か月にわたり実行しなかった。

- ⑦ 貸付日昭和五八年六月二〇日貸付金額五〇〇万の案件で、昭和六〇年六月一九日に債務者を実訪し約束の履行を追及することや貸家の状況を把握することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年七月五日まで三年余にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五二年九月二六日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六〇年九月二五日に債務者及び保証人の実態を調査するとともに返済交渉をすることの指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六二年九月三〇日まで二年、保証人については昭和六二年六月一日まで一年八か月にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五五年二月八日ほか貸付金額計五五〇万円の案件で、昭和六〇年九月二五日に保証人について福岡西支店へ管理依頼することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年三月二六日まで二年六か月にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五五年一月一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年九月二六日に死亡した債務者法人代表者の相続人を調査することの指示を受けているにもかかわらず、平成元年二月一五日まで約三年五か月にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和四八年三月二四日ほか貸付金額計一、八五〇万円の案件で、昭和六〇年一月一日に保証人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月二六日まで約一年六か月にわたり実行しなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五五年七月二一日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六〇年一二月一日に保証人二名の相続人の実態を調査することの指示を受けているにもかかわらず、一名の保証人の相続人については昭和六三年二月一〇日まで二年二か月、もう一名の保証人の相続人については昭和六三年三月二八日まで二年三か月余にわたり実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五二年一〇月二五日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六〇年一二月二四日に保証人を実訪し実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年五月二〇日まで約五か月にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五六年一月一八日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年二月一二日に債務者所有の不動産の競売を申し立てることの指示を受けているにもかかわらず、同年八月一三日まで六か月にわたり実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五二年一二月一五日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年三月一三日に債務者所有の不動産仮差押えの申立てと債務者及び保証人に対する訴えの提起を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年七月二二日まで四か月余にわたり実行しなかった。

- ⑩ 貸付日昭和五一年一月一六日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年三月一五日に債務者を実訪し返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年六月一五日まで一年三か月にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五四年六月一日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年三月二六日に根抵当権設定中の不動産の競売を申し立てることの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月二〇日まで約七か月にわたり実行しなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五四年五月三十一日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六一年四月二五日に保証人と代位弁済交渉を詰めることの指示を受けているにもかかわらず、同年一月二〇日まで約七か月にわたり実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五二年一月一日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年六月二四日に保証人の不動産の再評価を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年一二月一日まで約五か月半にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五九年一〇月二九日貸付金額二八〇万円の案件で、昭和六一年五月三十一日に債務者所有の不動産の仮差押えを検討することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年九月二二日まで約一年四か月にわたり実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五八年七月一四日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年六月二五日に債務者及び保証人に対して返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、債務者については同年一月二五日まで、保証人については同年一二月一日まで、いずれも六か月にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五三年五月一五日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年七月一〇日に債務者及び保証人と返済交渉を詰めることの指示を受けているにもかかわらず、債務者に対しては昭和六三年九月八日まで二年二か月、保証人に対しては平成元年六月二二日まで二年一一か月余にわたり実行しなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五三年一二月一日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年八月二八日に債務者の給与債権の差押えを行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年一月一八日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五四年八月七日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年九月一八日に債務者と返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年九月三〇日まで一年余にわたり実行しなかった。
- ⑲ 貸付日昭和四八年一〇月二日ほか貸付金額計五〇〇万円の案件で、昭和六一年九月一八日に保証人二名の実態を把握し代位弁済交渉を行

うことの指示を受けているにもかかわらず、一名の保証人については昭和六三年五月一日まで、他の一名の保証人については昭和六三年五月二日まで、いずれも約一年八か月にわたり実行しなかった。

- ②⑥ 貸付日昭和四八年一二月一三日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年九月二二日に債務者の返済約束の不履行について継続して交渉することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年九月二五日まで一年にわたり実行しなかった。
- ②⑦ 貸付日昭和五五年七月二一日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六一年九月二二日に死亡した保証人の不動産及び相続人を調査するとともに、債務者を実訪し返済交渉することの指示を受けているにもかかわらず、不動産調査については一年六か月余、相続人調査については昭和六二年一〇月一日まで一年余、債務者への実訪、交渉については昭和六三年三月二三日まで一年六か月にわたり、これを実行しなかった。
- ②⑧ 貸付日昭和五三年一二月二一日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年九月二二日に債務者及び保証人を実訪し返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年一〇月一日まで約一年二か月にわたり実行しなかった。
- ②⑨ 貸付日昭和五三年三月二日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年九月二二日に根抵当権設定中の不動産の現況を確認することの指示を受けているにもかかわらず、平成元年一月二五日まで二年四か月にわたり実行しなかった。
- ③⑩ 貸付日昭和五五年一〇月一一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月三十一日に債務者法人代表者の実態調査と返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年六月一七日まで七か月半にわたり実行しなかった。
- ③⑪ 貸付日昭和五三年一〇月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月一五日に債務者について船橋支店へ管理依頼することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年五月一日まで五か月半にわたり実行しなかった。
- ③⑫ 貸付日昭和四九年七月九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月六日に債務者及び保証人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年五月二五日まで約六か月にわたり実行しなかった。
- ③⑬ 貸付日昭和五二年一〇月一四日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月六日に債務者と返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年七月二七日まで約一年八か月にわたり実行しなかった。
- ③⑭ 貸付日昭和五八年一〇月一六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月九日に保証人との交渉状況を管理依頼先の松戸支店へ照

会することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年五月一九日まで五か月半にわたり実行しなかった。

- ③⑤ 貸付日昭和五三年六月一三日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月九日に債務者の有体動産の差押を検討することの指示を受けているにもかかわらず、平成元年八月三十一日まで約二年九か月にわたり実行しなかった。
- ③⑥ 貸付日昭和五三年九月一三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月一七日に債務者及び保証人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年八月二〇日まで八か月にわたり実行しなかった。
- ③⑦ 貸付日昭和四九年一二月一六日他貸付金額計九五〇万円の案件で、昭和六二年四月三〇日に債務者及び保証人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年八月一九日まで約四か月にわたり実行しなかった。
- ③⑧ 貸付日昭和五六年一月三十一日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年五月一日に保証人と代位弁済交渉することの指示を受けているにもかかわらず、同年八月一九日まで三か月余にわたり実行しなかった。
- ③⑨ 貸付日昭和五三年一二月一五日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年六月一七日に債務者及び保証人の実態を調査し管理方針案を具申することの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月一日まで三か月半にわたり実行しなかった。
- ④⑩ 貸付日昭和五二年一二月一五日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年六月二四日に債務者所有の不動産の競売を申し立てることの指示を受けているにもかかわらず、同年十一月一九日まで約五か月にわたり実行しなかった。
- ④⑪ 貸付日昭和六一年八月二九日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年七月三十一日に保証人(二名)の実態調査と代位弁済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、一名の保証人については昭和六三年四月一二日まで八か月半、もう一名の保証人については昭和六三年九月八日まで一年一か月余にわたり、これを実行しなかった。
- ④⑫ 貸付日昭和四八年八月二日貸付金額二一二万円の案件で、昭和六二年九月一日に債務者の実態調査と返済額の増額交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年七月三〇日まで一一か月にわたり実行しなかった。
- ④⑬ 貸付日昭和五四年一月一九日貸付金額一、〇〇〇万円の案件で、昭和六二年九月八日に抵当権設定中の不動産の現況を調査し、競売申立ての方向で管理することの指示を受けているにもかかわらず、Y17支店長が離任した平成元年七月の時点までに実行しなかった。
- ④⑭ 貸付日昭和五四年九月五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二

年九月二日に保証人との交渉状況を管理依頼先の長崎支店に照会するとともに、継続交渉を依頼することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年四月六日まで六か月半にわたり実行しなかった。

④⑤ 貸付日昭和五一年四月九日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年九月二日に債務者と返済交渉を継続することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年五月六日まで七か月半にわたり実行しなかった。

④⑥ 貸付日昭和五四年八月一三日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年九月三〇日に債務者法人の代表者について宮崎支店へ管理依頼することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年二月二九日まで五か月半にわたり実行しなかった。

④⑦ 貸付日昭和五八年七月一四日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年一〇月一二日に保証人に対し代位返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年一月二五日まで一年一か月余にわたり実行しなかった。

④⑧ 貸付日昭和五二年六月二三日貸付金額二三九万円の案件で、昭和六二年一二月一〇日に債務者について管理依頼先の福岡支店に状況照会するとともに、保証人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六三年三月一七日まで、保証人については昭和六三年三月二四日まで、いずれも三か月半にわたり実行しなかった。

④⑨ 貸付日昭和五六年一月二〇日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年一二月一〇日に債務者及び保証人について実訪により実態調査することの指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六三年八月二五日まで八か月半、保証人については平成二年一月二五日まで二年一か月余にわたり、これを実行しなかった。

④⑩ 貸付日昭和五〇年五月一三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年一二月一一日に債務者の実態調査と返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年五月一二日まで五か月半にわたり実行しなかった。

④⑪ 貸付日昭和五二年一〇月一四日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年一二月一一日に債務者及び保証人を実訪し、実態調査と返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六三年七月二日まで約七か月、保証人については昭和六三年一月一五日まで一か月半にわたり、これを実行しなかった。

④⑫ 貸付日昭和五八年七月一四日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年一二月一九日に保証人所有の不動産の評価と競売申立ての検討を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年一月二五日まで一か月余にわたり実行しなかった。

なお、指示の実行遅延に関しては、昭和六一年六月一日に行われた

延滞口の管理カードの定期検照において、補助参加人 X12 が担当する案件から、訴訟、差押え、仮差押え等の法的手続を行うことの指示を受けながら、未だ手続に着手せず放置したままになっているものが九件も発見された。

オ 長期間にわたる管理放置

- ① 貸付日昭和五三年九月二九日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月一日から昭和六一年二月五日まで一〇か月の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五九年七月一七日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月四日から昭和六二年四月三日まで二年の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五〇年五月一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年六月一四日から昭和六一年一月二八日まで七か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五二年六月二三日貸付金額二三九万円の案件で、昭和六〇年八月一二日から昭和六一年九月一二日まで一年一か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五四年四月二五日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年八月一三日から昭和六一年三月二六日まで七か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五三年六月二〇日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月一七日から昭和六一年九月一日まで一〇か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五四年六月一一日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年十一月三〇日から昭和六一年九月一〇日まで九か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五五年一月二五日他貸付金額計一、〇〇〇万円の案件で、昭和六〇年一二月一七日から昭和六二年九月二一日まで一年九か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五五年二月二六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年二月四日から同年九月二六日まで七か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五〇年一〇月一三日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年二月一四日から同年八月一一日まで六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五〇年五月一三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年三月一日から昭和六二年九月一八日まで一年六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五六年一月二〇日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六一年三月二六日から昭和六二年七月一日まで一年三か月の間、一切

管理を行わなかった。

- ⑬ 貸付日昭和五五年二月八日他貸付金額計五五〇万円の案件で、昭和六一年四月二五日から昭和六二年五月二〇日まで一年一か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五四年四月一七日貸付金額一、〇〇〇万円の案件で、昭和六一年六月一七日から昭和六二年九月二五日まで一年三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五〇年一月二二日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年七月八日から昭和六二年六月一日まで一か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五六年一月二六日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年八月二五日から昭和六二年五月一九日まで約九か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五五年四月一〇日貸付金額一、五〇〇万円の案件で、昭和六一年九月一〇日から昭和六二年四月一四日まで七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑱ 貸付日昭和四九年七月九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月二二日から昭和六二年五月二五日まで七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五三年九月一三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月一七日から昭和六二年八月一七日まで八か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑳ 貸付日昭和四九年十一月五日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年三月二五日から同年九月二九日まで六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五二年七月二六日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年五月二〇日から同年十一月二日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五一年四月九日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年五月二九日から昭和六三年四月六日まで一〇か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五三年五月一五日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年六月二日から昭和六三年八月一九日まで一年二か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉔ 貸付日昭和五八年六月二〇日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年七月一七日から昭和六三年三月二九日まで八か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ㉕ 貸付日昭和五四年九月五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年七月二〇日から昭和六三年四月六日まで八か月半の間、一切管理を行わなかった。

- ⑳ 貸付日昭和五四年二月二〇日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年八月一〇日から昭和六三年三月二九日まで七か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五九年一〇月二九日貸付金額二八〇万円の案件で、昭和六二年九月二一日から昭和六三年四月六日まで六か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ㉒ 貸付日昭和六〇年二月二七日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年一〇月二九日から昭和六三年四月六日まで五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五七年五月二六日貸付金額三〇万円の案件で、昭和六二年一月二六日から昭和六三年七月二七日まで八か月の間、一切管理を行わなかった。

カ 選別区分の見直しの作業を遅延させたこと

原告においては、昭和六二年、それまでの延滞口債権の選別区分を見直して新しい基準で延滞口債権の選別区分を行うことにし、佐世保支店においても、延滞係のミーティング等により、昭和六二年九月末までに作業を完了させるとの前提で処理計画を決定した。

補助参加人 X12 は、この当時延滞係であり、同係のもう一名の後輩職員 (Z13) を引っ張って選別区分の見直し作業を率先して遂行すべき立場にあったところが、自己の担当する延滞口債権に関し処理を遅滞させていることに加え、事務処理を計画的に進めて的確に進行管理を行う姿勢に欠けているため、選別区分の作業を大きく遅延させ、延滞係全体としての作業計画達成の足を引っ張った。

具体的には、昭和六二年五月末では、Z13 は、その担当件数二一七件のうち一一三件完了、進ちよく率五二・一パーセントに達していたのに対して、補助参加人 X12 は、担当件数二二七件のうち七九件しか完了しておらず、進ちよく率は三四・八パーセントに過ぎなかった。同様に、同年六月末においては、Z13 の進ちよく率五五・三パーセントに対し、補助参加人 X12 のそれは三七・七パーセント、同年七月末においても、Z13 の進ちよく率五九・〇パーセントに対し、補助参加人 X12 のそれは四六・一パーセントというものであった。

この間、Y15 課長が補助参加人 X12 に対し、積極的かつ計画的な取り組みが乏しいことを指摘し、処理を促進して作業の遅れを取り戻すよう注意・指導するなどした結果、何とか計画どおり九月末に選別区分の見直し作業を完了させることができたが、この件に関する補助参加人 X12 の職務に対する姿勢は甚だ問題のあるものといわざるを得ない。

キ 出張命令簿のずさんな作成

補助参加人 X12 は、延滞口の債務者及び保証人を実訪するため昭和六〇年五月一六日から翌一七日までの一泊二日で長崎県松浦市北松浦郡へ出張する予定になっていた。このような場合、原告では、出張命令を

受けるため事前に職員が旅行命令簿を作成して課長を通して支店長に提出することになっており、その作成要領は、実訪先の名称、所在地、貸付番号等を列挙することとされている。このことは、出張命令を受けるための基本的かつ初歩的なことであり、職員が当然のこととして行っていることである。しかし、出張前日の昭和六〇年五月一五日、補助参加人 X12 は、旅行命令簿に単に「松浦市、北松浦郡」と記入したのみで Y14 課長に提出してきた。

このように、補助参加人 X12 は、職員として基本的な事務手続すら処理できない状態にあった。

ク 支店内の勉強会に対して意欲的に取り組む姿勢に欠けていたこと

原告事務処理規程や手続等に習熟して自己啓発に努めるため、佐世保支店管理課では、未入金係及び延滞係の職員で輪番制により講師を担当して、課の勉強会を月一回行っていた。

昭和六一年四月二四日は、補助参加人 X12 を講師とする貸金債権の消滅時効をテーマに勉強会を行うことになっており、Y14 課長は、補助参加人 X12 に対して、貸金債権の消滅時効とその中断方法についてわかり易くまとめたペーパーを作成して説明するよう指示していた。ところが、補助参加人 X12 は勉強会の席上、原告が職員に配布しているマニュアルである「管理事務の基礎知識」から時効に関する部分を単純にコピーしたものを配り、それを読み上げるだけの説明に終始し、工夫した形跡はみられなかった。

ケ 事務ミスを繰り返したこと

補助参加人 X12 は、不注意から単純な事務ミスを犯すことが度々あった。

例えば、昭和六一年七月二八日には、補助参加人 X12 は、原告が提起した貸金請求訴訟の費用を仮払金として出金したが、その仮払金の出金の記録を管理カードの仮払金明細欄に記載することを失念していた。Y15 課長が検印しようとしたが、補助参加人 X12 が記録を漏らしていることを発見したため、その場で補助参加人 X12 に注意し、直ちに記録させた。

コ 支店業務の運営に非協力、消極的であったこと

① 佐世保支店では、支店全体で月一回実施する業務懇談会、各課のミーティングなどの各種会議を開催しており、そういう機会には、既にベテランの域に達し、かつ副調査役である補助参加人 X12 には、自分の担当事務の処理ばかりではなく、支店全体あるいは課における業務の推進について、積極的に提言や発言を行うことが期待されるところ、補助参加人 X12 にはそうした積極的な取組み姿勢はみられず、建設的な提言や発言はなかった。

② また、補助参加人 X12 は、マーケティング活動への取組みについても消極的であった。

具体的には、マーケティング活動の充実に関し、補助参加人 X12 のそれまでの姿勢ははなはだ消極的なものであり、他の職員と比べて取り組みの遅れが目立っていたことから、Y14 課長は、昭和六〇年八月一九日、補助参加人 X12 に対し、同課長の出張中である八月二〇日から同月二三日までの間に、マーケティング活動の一環として顧客への実訪を一〇件ほど行うことを指示した。ところが、補助参加人 X12 は二件しか行っておらず、Y14 課長が補助参加人 X12 に対してそのような低い結果に終わった理由をただしても、補助参加人 X12 は曖昧な返事をするだけで反省の態度を示さなかった。

サ 上司に対する補佐、後輩への指導がなかったこと

副調査役である補助参加人 X12 には、上司である課長を補佐して支店業務の推進を図るとともに、後輩職員に対して業務面で種々指導する役割を果たすことが求められていたところ、補助参加人 X12 は上司を補佐する姿勢は全くなく、また、後輩職員を指導することは皆無であった。

(五) 補助参加人 X15 について

補助参加人 X15(以下「補助参加人 X15」という。)は、昭和六〇年から昭和六二年にかけては、熊谷支店において、昭和六〇年三月までは延滞係、同年四月以降は審査係として、それぞれ勤務していたが、右期間における補助参加人 X15 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

補助参加人 X15 は、原告諸規程その他基本的な業務知識が不足しており、事務処理能力も低く担当の事務処理が遅れ、顧客との交渉、面接に際して不手際が多く、不注意な事務ミスも頻発させ、顧客に対する応接態度も不良であり、問題のある勤務状況であった。

(各論)

(1) 延滞係当時の勤務状況

ア 指示の実行遅延

補助参加人 X15 には、上司からの指示事項を速やかに実行しないまま長期にわたって放置した例が多数あった。

その事例を示すと以下のとおりである。

① 貸付日昭和五四年一二月二一日、貸付金額一二〇万円、延滞口編入日昭和五六年三月三十一日の案件で、昭和五九年当時居所不明であったが、債務者の母親を実訪したところ、その居所が判明した。そこで、昭和五九年五月九日、支店は補助参加人 X15 に対し、債務者の住所地への電話連絡や実訪を行い、支払を督促するよう指示した。しかし、補助参加人 X15 はこれを約一〇か月間放置し、昭和六〇年三月に担当替えになるまで実行しなかった。

② 貸付日昭和五六年一二月二二日、貸付金額三五〇万円、延滞口編入日昭和五八年三月三十一日の案件で、債務者は有限会社であり、代表者

のほかに、保証人が一名いたところ、支店は補助参加人 X15 に対して昭和五九年一月五日、代表者以外のもう一名の保証人の居所を調査把握して回収交渉を進めるよう指示した。しかし、補助参加人 X15 はこれを一年以上放置して、昭和六〇年三月に担当替えになるまで実行しなかった。

③ 貸付日昭和五一年一月一七日、貸付金額三二〇万円、延滞口編入日昭和五八年一月三〇日の案件で、支店は昭和五九年七月三十一日、補助参加人 X15 に対して債務者の住所を照会し、保証人一名との交渉を行うよう指示した。しかし、補助参加人 X15 はこれを約八か月間放置して、昭和六〇年三月に担当替えになるまで実行しなかった。

④ 貸付日昭和四九年五月二〇日、貸付金額二三〇万円、延滞口編入日昭和五〇年五月三十一日の案件で、支店は昭和五八年一二月二六日、補助参加人 X15 に対して債務者に係る不動産調査を行うよう指示した。また、昭和五九年七月三十一日には債務者の実態調査を行うよう指示した。しかし、補助参加人 X15 は、前者の指示については一年以上放置した後、昭和六〇年一月三〇日に漸く実行し、後者の指示については昭和六〇年三月まで放置した。

⑤ 貸付日昭和五〇年一二月一九日、貸付金額二〇〇万円、延滞口編入日昭和五一年六月三〇日の案件で、債務者は有限会社であり、代表者以外の保証人が亡くなった父親の不動産を共同相続しており、この相続分の差押えを行うに当たり相続の代位登記手続が必要なため、支店は昭和五九年七月一三日、補助参加人 X15 に対し顧問弁護士に事件委任をするよう指示した。しかし、補助参加人 X15 はこうした簡単な手続についても放置し、実行したのは約半年を経過した昭和六〇年一月三十一日のことである。

⑥ 貸付日昭和五四年一二月二一日、貸付金額二〇〇万円、延滞口編入日昭和五八年六月三〇日の案件で、支店は債権の保全を図るため債務者所有の不動産の仮差押えを行うよう、昭和五九年六月二日に指示していたが、補助参加人 X15 はこれを放置した。その後、八か月以上経過した昭和六〇年三月八日に至り漸く仮差押えの手続に着手した。しかし、この間に当該不動産につき別債権者が申し立てていた競売手続が進行しており、配当要求に間に合わない結果となった。

イ 債務者交渉、面接調査に際しての不手際が多かったこと

補助参加人 X15 は、延滞債務者との管理交渉において不手際が多かった。延滞係が債務者に対して返済を求めたり、その条件について話し合う場合、債務者は返済不能を申し出たり、返済条件の変更や返済金の減額を求めたりすることがある。また、保証人の場合は債務者への督促を要求して返済に難色を示すことがある。このような場合、担当係は債務者や保証人の実態を十分把握した上で交渉し説得に努め、返済を促すことが必要である。しかし、補助参加人 X15 は、このような管理交渉

を適切に行なうことができなかつた。そして、十分な交渉の詰めを行わないまま、安易に担当課長に助けを求めに来ることが多くあり、その際に、債務者や保証人等との交渉の段取りをうまくつけていないため、課長が同席しても対応に困惑する事例が多くあつた。

このことでは、上司である Y18 課長が昭和六〇年一月三十一日、二月一九日、三月五日と指導した。

(2) 昭和六〇年三月以降の審査係当時の勤務状況

ア 事務ミスが多かつたこと

補助参加人 X15 は原告事務処理規程等の無理解、不注意等から担当事務の処理過程でしばしば事務ミスを引き起こした。

具体例を挙げると以下のとおりである。

- ① 既に栃木県内の原告佐野支店から融資を受けていた理容業者が、店舗改装資金として一七〇万円の追加融資を申し込んできた環衛公庫の融資案件で、業務区域等に関する特例規程第四条により、佐野支店との重複貸付けはできないため、熊谷支店への移管受を条件として融資すべきなのに、これを看過して融資するとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X15 は昭和六〇年五月四日に注意・指導を受けた。
- ② ガソリンスタンドを経営する業者が設備購入資金として融資を申し込んできた案件で、九〇〇万円を基準金利で貸し付ける場合には融資金の使途確認の手続が必要でないにもかかわらず、必要であるとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X15 は昭和六〇年五月二五日に注意・指導を受けた。
- ③ 寿司店経営者が買掛金決済・仕入資金のために普通貸付け三〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、申込者が環衛公庫の融資を既に受けている分について、別法人である原告の貸付金でもって右環衛貸付分を決済処理(現貸決済)することはできないにもかかわらずこれを看過し、今回の普通貸付けで決済するとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X15 は昭和六〇年四月一二日に注意・指導を受けた。
- ④ ゴム部品加工業者が土地、工場の購入資金として一、七〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、返済期間が一〇年を超える設備資金については貸付けに関する支店長権限を越えるため、本店の承認が必要であり、事前に貸付承認申請書を作成しなければならないのに、これを看過して支店長決裁だけで貸し付けるとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X15 は昭和六〇年五月二二日に注意・指導を受けた。
- ⑤ 右と同一案件において、申込人が購入予定の土地は地目が田となっており、農地は農地法により処分に制約があるため、原告がこれに担保権を設定する場合には原則として地目を宅地に変更することが必要

であり、そのため、地目変更が可能かどうか、その時期はいつになるのかの調査・検討が必要になるのに、これをしないまま融資するとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X15 は昭和六〇年五月二二日に注意・指導を受けた。

⑥ 車輛部品製造業者が工場の増築のため一、〇〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、土地建物に抵当権を設定するという場合において、本件土地については先順位の抵当権が設定されているため担保余力は皆無であり、建物によってはじめて担保余力が生じることになるため、建物の火災保険について質権を設定する必要がある。したがって、その点について検討する必要があるにもかかわらずこれを怠り、融資するとの意見を出してきた。この件において、補助参加人 X15 は昭和六〇年九月一〇日に注意・指導を受けた。

⑦ 割烹店の経営者が仕入資金等として五〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、申込者は法人であるが、その代表者は別法人(有限会社)の代表者でもあった。本件は、この別法人の所有する物件に根抵当権を設定して貸付けを行うケースであり、このように、融資の対象法人と担保を提供する別法人の代表者が同一の場合は、利益相反行為となるため、当該別法人の社員総会決議が必要となる。それにもかかわらず、同決議書の徴求を看過した。この件について、補助参加人 X15 は昭和六〇年一〇月八日に注意・指導を受けた。

⑧ 融資申込者の既融資案件における返済振りがよくない場合にあつては、審管連絡票により、管理部門の意見を徴求して融資判断の重要な資料とすべきものとされているのに、これを怠った。補助参加人 X15 は、昭和六〇年一〇月一七日、同月二六日、昭和六一年三月一七日(二件)、同月三十一日、同年六月三〇日及び昭和六二年三月四日、このような同様の誤りについて注意・指導を受けた。

そのうち、昭和六一年三月一七日に注意・指導を受けた事例は、クリーニング業者が機械購入資金として八〇〇万円の融資を申し込んできたが、既往取引の返済がよくなく問題があるにもかかわらず、所定の審管連絡票の作成を怠ったものである。

また、同年三月三十一日に注意・指導を受けた事例は、食堂経営者が車輛購入資金として三〇〇万円の融資を申し込んできたが、やはり、保証人予定者の既往取引の返済状況が良くないため審管連絡票を作成すべきであるのに、これを怠ったものである。

⑨ 最近の決算で赤字を計上していたり、自己資本がマイナスの企業においては、融資の判断に際して慎重な審査をすべきであるとされており、面接調査及び実地調査を行うことを原則とするにもかかわらず、これを怠った。補助参加人 X15 は、昭和六一年二月一七日、同年二月二五日(二件)、同年三月五日(二件)、同年四月七日、同年五月六日及び同年六月三日、このような過誤について注意・指導を受けた。

そのうち、昭和六一年二月二五日に注意・指導を受けた事例の一つは、婦人服小売業者が買掛金の決済資金として三〇〇万円の融資を申し込んできたが、最近の決算で大幅な欠損を出しており、資金繰りが厳しい状況にあったため、慎重な審査を行うべきであり、原則として実地調査をするか、これを省略する場合には省略理由を明確にして意見具申すべきであるにもかかわらず、実地調査もせず、省略理由の意見具申もなかったものである。

- ⑩ 申込企業の最近の決算が赤字であったり、自己資本がマイナスの場合について、保証額(既往貸付けの保証額を含む。)が八〇〇万円を超えるときは、保証人予定者に対して実地調査や不動産登記簿謄本による保証能力の調査を行い、さらに保証意思の確認は電話や面接で直接行うなどの慎重な調査を行うべきものとされているのに、これを看過した。補助参加人 X15 は、昭和六一年二月三日、昭和六二年四月二一日及び同年七月二二日、このような同様の過誤に関し指導・注意を受けた。

そのうち、昭和六二年四月二一日に注意・指導を受けた事例は、電気工事業者が諸経費支払のため四〇〇万円の融資を申し込んできたが、取引先の倒産により不良債権が発生して、資金繰りが苦しくなっており、最近の決算は赤字に陥っていた。そのため、保証額が既往分も含めると八〇〇万円を超えることになる本件では、保証人予定者について慎重な審査を行うべきであるにもかかわらず、これを怠ったものである。

- ⑪ 自動車板金業者が、営業用地として農地(田)を購入するため二、〇〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、農地に関しては農地法第五条による取得制限があるため、転用許可が得られるか否か、その時期はいつかの調査が当然に必要となるのにこれを怠った。この件について、補助参加人 X15 は昭和六一年三月一四日に注意・指導を受けた。
- ⑫ 環衛公庫の融資残がある日本料理店の経営者から買掛金決済の資金として二〇〇万円の融資申込みがあった案件で、別法人である原告の普通貸付金で右環衛公庫の残金を決済(現貸決済)することはできないにもかかわらず、決済して融資する旨の意見を出した。この件について、補助参加人 X15 は昭和六一年五月一日に注意・指導を受けた。

同様の事例は昭和六二年九月三日にもあり、注意・指導を受けた。

- ⑬ 既往取引が三口ある総合食料品小売業者から商品仕入れ、買掛金決済として五〇〇万円の融資申込みがあった案件で、申込人は、既往貸付残高を今回貸付けの一部で決済(現貸決済)することを予定しているため、既往取引照会票で決済の対象となる既往債権の確認をすべきところ、三口存するのに二口として誤って表示した。この件について、補助参加人 X15 は昭和六一年五月一五日に注意・指導を受けた。
- ⑭ 普通貸付けにおける貸付期間が運転資金にあつては七年、設備資金

にあつては一〇年を超える場合には、支店長の決裁権限がないため本店承認を必要とするのにこれを看過した。この件について、補助参加人 X15 は昭和六一年七月七日に注意・指導を受けた。昭和六二年二月九日、同年一〇月二日にも同様の誤りにより注意・指導を受けた。

そのうち、昭和六一年七月七日に注意・指導を受けた事例は、個人経営から法人成りした管工事業者が諸経費支払のため一、二〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、八年四か月の返済期間を設定しているため本店承認が必要であるのに、これを看過したものである。

⑮ 右と同一の事案で、既に個人で融資を受けていた管工事業者が法人成りして新たに法人名義で融資を申し込んできた案件であるため、根抵当権の設定に際して既往の個人債権についても被担保債権の範囲とするよう手続を講じるべきなのにこれを怠った。この件について、補助参加人 X15 は同じ昭和六一年七月七日に注意・指導を受けた。

⑯ 電設資材販売業者が、特別貸付けの一つである従業員独立開業資金貸付けとして四〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、同貸付けにおいては、設備資金は一三年、運転資金は五年、設備と運転資金の併用なら一三年の貸付けが可能であるのに、普通貸付け(一般貸付け)の基準である設備資金一〇年、運転資金五年(設備・運転資金の併用の場合は按分比例)を適用した。この件について、補助参加人 X15 は昭和六一年四月二八日に注意・指導を受けた。

⑰ 美容業者が美容器具等の購入資金として八〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、環衛公庫の振興事業施設貸付けの対象業種を誤り、美容業は貸付対象でないのに振興事業施設貸付けの対象となとした。この件について、補助参加人 X15 は昭和六一年一〇月二一日に注意・指導を受けた。

⑱ 補助参加人 X15 は、融資規程を確認して処理しなかったため貸付利率の適用を誤った。この事例は数多く、昭和六一年八月一三日、同年一〇月三〇日、同年十一月一三日、同六二年四月八日、同年一〇月二九日他と注意・指導を受けた。

このうち、昭和六一年一〇月三〇日に注意・指導を受けた事例は、スナック経営者が太陽熱利用冷温熱装置の購入資金として一三〇万円の融資を申し込んできた案件で、右装置に関する貸付金の利率は年六・三パーセントのところ、誤って年六・三五パーセントを適用すると意見を出してきたものである。

⑲ 農地(現況宅地)に抵当権を設定する場合には、地目を宅地に変更することを原則としているのにこれを怠った。この件について、補助参加人 X15 は昭和六〇年九月九日に注意・指導を受けた。その後昭和六二年一二月一六日にも同様の誤りをした。

このうち、昭和六二年一二月一六日に注意・指導を受けた事例は、建築業者が資材仕入れ、諸経費支払資金のため二、五〇〇万円の融資

を申し込んできた案件で、市街化調整区域内の畑(現況宅地)に抵当権を設定して貸し付けるというもので、この場合原則として地目を宅地に変更させた上で抵当権を設定することになっているのに、その検討を怠ったものである。

⑳ 甘栗製造小売業者が設備資金(車輛、甘栗焼成機購入)二四〇万円と運転資金(買掛金決済、仕入れ)一一〇万円を申し込んできた案件で、甘栗製造小売業の設備資金二四〇万円については、生鮮食品等小売業近代化資金貸付け(食品貸付け)として取り扱うべきところを、普通貸付け(一般貸付け)で取り扱う旨の意見を出してきた。このように、原告の貸付けは、業種によって貸付けの種類が異なることがあるため慎重な認定が必要なのにこれを怠ったため、業種の認定を誤ったものである。この件について、補助参加人 X15 は昭和六二年四月一六日に注意・指導を受けた。

㉑ 貴金属小売業者から買掛金の決済、店舗改装資金として三五〇万円の融資を申し込んできた案件で、保証人として予定している申込人の同居の夫が原告の既融資債務の返済を常習的に遅滞させている案件であるため、審管連絡票を作成して管理部門の意見を求めるなど慎重な審査が必要なところ、これを怠り、審管連絡票を作成せず、管理部門の意見も徴求しなかった。そのため管理部門で把握していた重大な事実を看過し、申込人の貴金属小売業の今後の営業状況に大きく影響してくる夫の状況(洋品小売業の営業状況及び貴金属小売に手を出し資金繰りが狂ったこと等)や申込人と夫の営業が混在しているか否かの実態を把握するというものもしないまま融資する旨の意見を出してきた。この件について、補助参加人 X15 は昭和六二年二月七日に注意・指導を受けた。

㉒ 飲食業者が店舗内装工事資金として五〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、抵当権を設定する土地の上に未登記の建物(居宅)があるため、同建物に保存登記を行わせ土地とともに抵当権を設定すべきであるのに、これを怠った。この件について、補助参加人 X15 は昭和六一年八月六日に注意・指導を受けた。

イ 審査事務を遅延させたこと

熊谷支店においては、審査担当者三名に対して一日当たり平均三件程度申込み案件を配布しており、各担当者は必要な審査手続を続行し、融資の可否について上司に意見具申を行うことになっている。配布案件は個々の事例ごとに難易度に差異はあるが、調査役が負担にバラつきが出ないように配慮して配布しており、一連の配布案件を全体としてみれば、各担当者の事務処理の負担に大きな不均衡はない。

ところが、補助参加人 X15 の場合、融資事務の処理が遅く、支店が警告ラインとして設定している一〇件を超える未処理案件を抱えることが度々あり、そのために、融資申込者から「急いでいるのにどうなって

いるのか。」との苦情を含んだ照会が多くあった。補助参加人 X15 の処理が遅れている状況は受払簿によって上司の課長が確認できることから、右警告ラインの一〇件を超えて審査案件をため込んでいる場合には、配布件数を減らす、整理日を設けて当日は案件を配布しないで案件の処理に専念させる、残業でカバーさせるなどの対策を講じてきた。さらに、融資課長や次長立会いのもとに、補助参加人 X15 から滞留案件について個別に遅れている理由を聞き、処理の仕方を指導するという方策も取った。しかし、補助参加人 X15 は、審査の促進を図る意欲は低く、一向に改善されなかった。

ウ 顧客に対する応接態度に問題があったこと

原告に申込みに来る顧客に対して、親切、丁寧に対応することは職員として実行すべき基本的な応接態度であり、熊谷支店においても職員に対して日ごろから指導してきた。しかし、補助参加人 X15 の場合、顧客に対して日常高圧的、横柄な態度を取ることが多く、そのため顧客から「警察の取り調べのようだ。」「高圧的で横柄だ。」などと名指しで抗議が寄せられることがあった。

融資申込者の中には、融資を断られた腹いせに、支店に理由もなく抗議に来る例もあるが、補助参加人 X15 の場合は、同人の申込者に対する応接態度に問題のあるケースであり、そのため、Y18 課長や Y19 課長が注意・指導したが、補助参加人 X15 に反省の態度はなく全く改善されなかった。

具体例を示すと、以下のとおりである。

- ① 申込人は損害保険代理業の新規開業のため開業資金の融資を申し込んできた案件で、昭和六〇年四月一二日支店において補助参加人 X15 が面接し、同月一六日融資できない旨通知した。その直後の同月一八日右申込人が来店したので、Y18 課長が応対すると、申込人は、面接を担当した X15 職員について、応対が不親切で話をよく聞いてくれなかった、態度が横柄で高圧的である、といった抗議をした。
- ② 申込人は住宅建築工事業で、太陽熱機器類の販売、設置工事を始めるため仕入資金の融資を申し込んできた案件で、昭和六〇年五月一七日補助参加人 X15 が支店において面接した。ところが、同月二七日に Y18 課長が補充調査のため申込人に電話したところ、補助参加人 X15 の態度について、調査が警察の取調べのように高圧的であり、態度が極めて横柄で悪いとの抗議がされ、「公庫は国の機関だから一度は利用したいと思って申し込んだけれども、今後一切利用したくない。」と断われた。Y18 課長は補助参加人 X15 に注意し、更に同日審査担当者の臨時のミーティングを行い、右事例を説明して、職員の応接態度の悪さがひいては、原告のイメージダウンにつながるということを注意・指導した。
- ③ ラーメン店を新規に開業するという必要資金の融資を申し

込んできた案件で、昭和六一年六月二三日に補助参加人 X15 が支店で面接した。同月二六日に融資を否決として通知したところ、同月二八日申込人が来店したので Y19 課長が対応した。

席上申込人から、融資を受けられないのはやむを得ないが、担当の X15 職員の態度は許せない、X15 職員の調査は、警察の取調べのように高圧的でまるで申込人が悪いことでもしたかのような口調である、態度が横柄であり、申込人を馬鹿にしている、との激しい抗議があった。

(3) 上司に対する補佐、後輩に対する指導力の発揮がなかったこと

補助参加人 X15 が所属していた融資課には、当時 Y20 調査役以下九名の職員が所属しており、その中で補助参加人 X15 は副調査役として他の職員をリードし、また、上司の課長や Y20 調査役を補佐して支店業務の推進を図るべき立場にあった。

しかし、補助参加人 X15 の場合、後輩職員を指導する場面は皆無であり、また上司に対して積極的に補佐したこともなかった。

(4) 支店の業務推進に消極的で積極的な提言のなかったこと

支店の職員は担当業務はもちろん、支店全体の業務推進に関しても積極的に提言することが期待されており、管理職の一步手前の副調査役クラスは支店の業務推進により一層努めることが必要である。

しかし、補助参加人 X15 の場合、そのような積極的な提言をしたことはなく、また、支店で定期また随時開催している各種会議においても積極的に発言したり、自分の意見を述べたりすることはほとんどなかった。

(六) 補助参加人 X17 について

補助参加人 X17(以下「補助参加人 X17」という。)は、昭和六〇年から昭和六二年にかけては、水戸支店において勤務して、延滞係を担当していたが、右期間における補助参加人 X17 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

補助参加人 X17 は、延滞口債権の管理事務に関して、指示された事務処理を速やかに実行しないで遅延させ、また、管理を放置することを繰り返し、支店全体の業務においても率先垂範して業務に取り組む姿勢をみせず、服務規律面でも問題のある言動を繰り返していた。

(各論)

(1) 事務処理における指示の実行遅延及び管理の放置が多々あったこと

補助参加人 X17 は、個々の延滞口債権の事務処理について、上司の指示の実行を遅らせたり、長期間管理を放置したりすることが多々あった。上司から、補助参加人 X17 に対して、指示については速やかに実行すること、また、管理を放置することのないよう、注意をしていたが、指示の実行遅延や管理放置が改まることはなかった。以下に具体例を示す。

ア 指示の実行遅延

① 貸付日昭和五四年三月一五日ほか貸付金額計八〇〇万円の案件で、

昭和五九年十一月一日、保証人所有の不動産調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年五月一六日まで約六か月半にわたり実行しなかった。

- ② 貸付日昭和五三年六月二九日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和五九年十二月一九日、債務者法人代表者について、管理依頼を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年二月二一日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五五年一月一二日ほか貸付金額計一、六〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月三〇日、保証人に対し連帯保証責任を追及することの指示を受けているにもかかわらず、同年五月一四日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五七年四月一五日貸付金額五五〇万円の案件で、昭和六〇年二月五日、保証人を実訪することの指示を受けているにもかかわらず、同年六月二五日まで約四か月半にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五三年四月二一日貸付金額一六〇万円の案件で、昭和六〇年三月二七日、保証人を実訪することの指示を受けているにもかかわらず、同年五月一六日まで約一か月半にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五三年四月二七日貸付金額五〇〇万の案件で、昭和六〇年四月一六日、保証人に対し代位弁済の増額交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月一二日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五六年十一月二八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年十一月二一日、債務者について、管理依頼を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年一月二九日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五三年六月二九日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年十一月二七日、保証人の住所照会を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年一月一七日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五七年六月二九日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年三月二四日、債務者法人代表者について、管理依頼を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年五月二二日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五三年十二月一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年三月二四日、債務者について、管理依頼を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月一二日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五三年七月一七日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年三月一九日、保証人について管理依頼を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年七月一四日まで約四か月にわたり実行しな

かった。

- ⑫ 貸付日昭和六〇年一二月三〇日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年六月二日、保証人と交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年七月一六日まで一か月半にわたり実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五七年七月一九日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六二年六月三〇日、債務者及び保証人の動産執行を申し立てることの指示を受けているにもかかわらず、同年八月二五日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五二年二月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三〇日、債務者の相続人を調査することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年二月二六日まで約七か月にわたり実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五五年一二月二三日ほか貸付金額計七〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三一日、保証人所有の不動産の換価価値を検討することの指示を受けているにもかかわらず、平成元年二月一日まで約一年六か月にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和六〇年一二月三〇日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年八月一二日、保証人の亡父の相続関係を調査することの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月一日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑰ 貸付日昭和六一年一月一三日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年八月一三日、債務者法人の代表者所有の不動産について、仮差押えを行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月二六日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五二年一月五日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年八月二一日、保証人所有の不動産の調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月一二日まで約二か月にわたり実行しなかった。

イ 長期間にわたる管理放置

- ① 貸付日昭和五六年一二月二四日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年二月二五日から同年六月一三日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五七年四月一二日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六〇年三月一二日から同年六月二一日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五二年六月二〇日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二日から同年八月二九日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五三年五月二五日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六〇年四月一二日から同年七月一五日まで約三か月、昭和六〇年七月一

五日から同年一〇月二五日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。

- ⑤ 貸付日昭和五四年九月一三日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二五日から同年七月二九日まで約三か月の間、昭和六〇年一月一日から昭和六一年三月四日まで約四か月の間、昭和六一年一〇月二二日から昭和六二年二月一〇日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五六年一月二〇日貸付金額一、〇〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一四日から同年九月一七日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五三年三月三十一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年六月一〇日から同年一〇月一八日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五五年一月二五日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六一年二月一〇日から同年九月一日まで約七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五七年七月一九日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六一年六月六日から同年一〇月二九日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五一年八月一二日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六一年六月七日から同年一〇月一六日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五五年一月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年六月一八日から同年一二月一二日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五六年一月二五日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月一五日から昭和六二年二月一〇日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五五年一二月二三日ほか貸付金額計七〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月二日から昭和六二年四月一〇日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五四年九月一三日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年三月七日から同年七月二四日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五七年七月一九日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六二年三月二五日から同年六月三〇日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五一年八月一二日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六二年三月二七日から同年七月九日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。

⑰ 貸付日昭和五五年一二月二三日ほか貸付金額計七〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三十一日から同年十一月二〇日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。

⑱ 貸付日昭和五五年十一月一八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年八月五日から同年十一月一九日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。

⑲ 貸付日昭和五三年五月二二日ほか貸付金額計四八〇万円の案件で、昭和六二年一二月三〇日から昭和六三年五月一九日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。

(2) 業務に必要な知識・能力が不足していたこと

補助参加人 X17 は、日ごろの自己啓発の努力を怠っていたため、業務を遂行する上での必要な知識・能力不足が目立っていた。以下に具体例を示す。

ア 時効の期日管理を的確に行っていなかったこと

連帯保証人に対する確定判決がある場合、当事者である連帯保証人との関係では時効期間は一〇年であるが、このことは主債務の時効期間には影響を及ぼさないとする判例があることから、原告の実務においては、連帯保証人に対する確定判決を得ていても、主債務の時効期間は判決確定後五年として取扱うこととしている。

しかしながら、補助参加人 X17 はこのような原告における基本的な取扱いを理解しておらず、時効の中断手続を看過してしまったことがあった。

当該案件は、債務者(株式会社)はプラント関係製造業で、昭和五三年五月一七日に四〇〇万円を貸し付け、昭和五五年八月三〇日に延滞口に編入した案件で、債務者法人代表者は行方不明であるため、保証人に対し提訴し、昭和五六年一〇月二六日勝訴判決を得た。その後昭和六〇年から補助参加人 X17 が担当し、管理を続けていたが、関係者からは弁済がなかった。

ところが、昭和六二年九月七日に、Y21 課長が当該管理カードの検照を行ったところ、保証人に対する勝訴判決の後五年を経過しているにもかかわらず、補助参加人 X17 が主債務について時効の中断措置を取っていないことが判明した。

Y21 課長は補助参加人 X17 に対し、「連帯保証人に対する確定判決があっても、主債務の時効期間は五年として取り扱うことになっている。」と注意すると、補助参加人 X17 は「その場合は一〇年ではないのか。」と返事し、時効についての原告の取扱いを理解していなかった。

イ 配当要求にかかる無理解

債務者や保証人の不動産について、他の債権者から競売申立てがなされている場合は、一般債権者は配当要求を申し立てることができる。この配当要求は、執行裁判所が定めた配当要求の終期までに行うことにな

るが、配当要求の終期から三ヶ月以内に売却許可決定がされないときは、期間が更新される。しかしながら、補助参加人 X17 は、こうした配当要求に関する手続を理解していなかった。具体例を挙げると以下のとおりである。

債務者(株式会社)はサービス業で昭和五七年一二月二七日に八〇〇万円を貸し付け、昭和五九年八月一日に延滞口に編入となった案件で、補助参加人 X17 が担当していたが、代表者の不動産が信用保証協会から競売申立てがされていた。代表者については既に債務名義を取得していたので配当要求の是非について検討すべきところ、補助参加人 X17 は昭和六二年一二月一〇日に、「配当要求の終期が経過したため配当要求はできない。」と意見具申してきた。Y21 課長は、「配当要求の終期から三か月以内に売却許可決定がされないときは、期間は更新される。」と指摘したところ、補助参加人 X17 は納得がいかないような顔をしていた。そこで裁判所に確かめるよう指示したところ、補助参加人 X17 は、水戸地方裁判所に照会し、「配当要求の終期は三か月ごとに更新されるのが正しいので、配当要求します。」と言ってきた。

(3) 職場の内外で規律上問題のある言動を繰り返したこと

補助参加人 X17 は、職場の内外で秩序を乱す行為を度々繰り返し、注意を受けても改めなかった。以下にその例を示す。

ア 記章(公庫バッジ)の着用を長期にわたり度々怠っていたこと

原告において職員は、就業時間中には公庫バッジを着用することを義務づけられており、このことは記章取扱規程に定めている。しかしながら、補助参加人 X17 は、公庫バッジを特定の上着に着けたままにしているらしく、他の背広に着替えても公庫バッジを付け替えないために不着用となることが度々あった。しかも、右バッジの不着用は一時期に限られたことではなく、継続的に不着用の事態を繰り返していたことから、意図的に着用していないことが明らかであった。その都度、上司である Y22 課長、その後任の Y21 課長とも、補助参加人 X17 に対して、常時着用を心掛けるよう注意・指導した。しかし、補助参加人 X17 はこれを無視して着用しなかった。

また、昭和六二年七月一日には、Y23 支店長が公庫バッジを着用していない補助参加人 X17 に対して、「バッジを着用することは規程にも定められていることであり、就業時間中は常に着用するようにしなさい。副調査役として後輩職員に範を示すべき立場にあるあなたが、このようなことでは困る。」と注意したが補助参加人 X17 は従わなかった。そこで同支店長は、同年九月二四日にも、補助参加人 X17 に同様の注意指示をしたが、補助参加人 X17 はこうした支店管理者の指示に一切従わず、その態度を改めることはなかった。

イ 組織を無視した言動をとったこと

昭和六〇年一月一八日に、補助参加人 X17 は Y22 課長や Y24 次長、

Y25 支店長に何の相談もなく突然本店人事部に電話をかけて、「顧客の返済相談等を行う応接コーナーが寒い。私が風邪をひいたら労働災害であり、きちんと水戸支店を指導するように。」と申し出た。

人事部から報告を受け、Y24 次長が補助参加人 X17 に確認したところ、補助参加人 X17 は「昨日から Y26 調査役と総務課長に対し、応接コーナーが寒いので改善するよう申し入れたが、何らの対策も取らないので本店に連絡した。」と答えた。しかし、支店管理者に施設の改善を前日申し入れたとしてもすぐに対応できる問題ではなく、また、支店における職場環境の問題はまず組織上の上司である課長なり次長・支店長に申し出て支店内で解決を図るのが組織としてのルールである。補助参加人 X17 の右言動は、組織人として必要な常識の欠如を示すものである。Y24 次長は「今後このような非常識な行動は取らないように。」との旨注意・指導した。

ウ 業務時間中に無断離席したこと

補助参加人 X17 は、業務外の用件で無断離席することが度々あった。一例を述べると、昭和六二年一〇月一五日に、茨城県高等学校教職員組合執行委員長 Z14 と名乗る人物ほか二名が来店し、「茨城争議支援共闘会議を結成したので挨拶に来店した。」との申出があった。そこで Y21 課長と Y27 次長とが応接コーナーで面会していたところ、補助参加人 X17 が自分の席を離れ、右来店者と同席したので、Y21 課長は「業務時間中であり、X17 さんは自分の席に戻り仕事をしなさい。」と指示した。ところが補助参加人 X17 はその指示を無視し、自分の席に戻る様子がないため、Y27 次長と Y21 課長は再三にわたり、席に戻り仕事をしよう厳重に注意したところ、補助参加人 X17 は、「飲み屋の女将が来たときに職員も同席しているのと変わらず、席に戻る必要はない。」と趣旨不明の発言をし、指示に従わなかった。

争議支援共闘会議のメンバーが退店後、報告を受けた Y23 支店長が補助参加人 X17 に「業務時間中に自分の職務を放棄した上勝手に離席し、しかも上司の指示を無視するとは何事か。」と厳重に注意・指導したが、補助参加人 X17 は全く反省の色を示さなかった。

(4) 業務遂行に消極的な姿勢が目立ったこと

ア 業務推進策についての消極的な姿勢

原告の融資制度の周知等を行うマーケティング活動を積極的に推進することは、昭和六〇年度、六一年度の支店の重点目標の一つでもあり、当時水戸支店では広報委員会が中心となり年間スケジュールを策定し、全店的に取り組むことになっていた。したがって、延滞係の補助参加人 X17 も自分の担当する業務の処理だけでなく、これらの業務推進活動にも副調査役として積極的かつ臨機応変に取り組む必要があった。

しかしながら、補助参加人 X17 はこうした状況を承知していながら、常に消極的な態度に終始し、時には拒否する有様であった。具体的に述

べると以下のとおりである。

- (ア) 昭和六〇年六月一四日、支店では、業務推進活動の一環として顧客へのダイレクトメールの発送作業を行うこととし、Y22 課長が管理課職員全員に対し作業を割り当て指示したところ、補助参加人 X17 を除く他の管理課職員は積極的に発送作業に取り組んだ。しかし、補助参加人 X17 は Y26 調査役に対し、「急に言われてもできない。」と作業を拒否する姿勢を示した。職員は担当業務だけでなく、支店全体の業務についても指示されたものについては、誠実に遂行する義務を負うことはいうまでもない。たとえ、一時的に担当業務が忙しい場合でも、手空きの時間帯を活用して指示された支店業務を遂行すべきである。補助参加人 X17 の場合、他の職員と条件は同じであり、同人一人に過大な仕事を割り当てたという状況にはないのであるから、同人に意欲と責任感があれば、指示に素直に従うことができるはずである。しかるに、同人は日ごろから支店全体の業務推進策に積極的に取り組む姿勢がなく、そのため、右のような反抗的な言動となったものである。

Y22 課長は、Y26 調査役から報告を受け、補助参加人 X17 に対し、「ダイレクトメールの発送作業については、支店全体で取り組んでいるものである。あなたも本日中に自分に割り当てられた分を完了するように。」と注意・指導した。

- (イ) 昭和六〇年九月一三日、業務推進活動の一環として顧客へのダイレクトメールの発送作業を実施することにして、当日、Y22 課長が不在であったため、Y26 調査役に作業実施を指示させた。そこで、Y26 調査役が補助参加人 X17 への割り当て分を配布して発送を指示したところ、補助参加人 X17 は「こんな話は聞いていない。課長からも指示されていない。」と反抗的な態度で作業を拒否した。やむを得ず、補助参加人 X17 への割り当て分は、Y26 調査役と後輩職員である Z15 職員が代わって行った。

しかし、右ダイレクトメールの発送作業については、支店広報委員会でも実施を決定していたものであり、他の管理課の職員が取り組んでいるにもかかわらず、補助参加人 X17 だけが課長の指示がないからやらないというのは単なる口実であり、同人の消極的かつ反抗的な姿勢を示すものである。後日、Y22 課長は、「こうした注意はこれで二回目である。」と補助参加人 X17 の態度について厳しく注意・指導した。

イ 判断力において問題があったこと

補助参加人 X17 は、業務を遂行するに当たり管理方針の重要なポイントになると、自分で判断することができず、上司の判断を仰ぐということがよくあった。訴訟案件で和解案を検討すべきときにも、自分で考えず、上司や弁護士任せということがあった。一例を述べると以下のと

おりである。

債務者(株式会社)はサービス業で、昭和五七年一二月二七日に八〇〇万円を貸し付け、昭和五九年八月三十一日延滞口に編入した案件について、昭和五九年九月から補助参加人 X17 が担当したが、その後も債務者及び保証人が支払をしないので、同年一二月に代表者と保証人に対し訴えを提起した。その後、昭和六〇年九月一〇日に、当該案件の和解案について打合せを行うことになり、Y22 課長は同日、担当者の補助参加人 X17 とともに顧問弁護士事務所を訪問した。

このような場合、担当の補助参加人 X17 が自らの判断でもって事前に作成した和解案を席上に出して顧問弁護士や上司である Y22 課長の見解を聞き、最終的な和解案を確定する手順になる。しかしながら、補助参加人 X17 は事前に何の和解案も作成していなかったため、結局その場で顧問弁護士と Y22 課長が協議しながら、一から和解案を作成することになった。

Y22 課長は、補助参加人 X17 に、「担当者として、事前に自らの意見として和解案を作成し、これを上司や弁護士に意見具申すべきである」と注意・指導した。

(5) 年休取得に際して業務上の支障を考えないこと

補助参加人 X17 は、業務の都合を考えず、しかも、突発的に年休を申し出てくることが多くあった。以下、その例を述べる。

ア 昭和六二年五月一日、始業時刻後の午前九時三〇分ころ、補助参加人 X17 から Y21 課長に「本日のメーデーに参加するために、午前一〇時から一二時まで二時間の年休を取得したい。」と、突然の申出があった。

Y21 課長は、「予め予定が分かっている年休の取得について、なぜ当日突然に申し出るのか、支店の業務も考えるべきである。」と注意した。

ところが、補助参加人 X17 は反省するどころか、「それは課長の判断ですか。完全な年休制限と受け取ります。」などと反抗してきた。Y21 課長は、「年休の取得を制限するつもりは毛頭ない。業務に支障が出ないよう早めに申し出よと注意しているのである。」と改めて注意・指導した。

イ 昭和六二年一〇月三〇日の終業時刻後残業中の午後六時に、補助参加人 X17 から Y21 課長に、明日一〇月三十一日に午後一時間年休を取得するとの申出があった。一〇月三十一日は土曜日で、当時は午後一時一〇分までの勤務であり、これの最後の一時間について年休を取るとというのが補助参加人 X17 の申出の内容であった。

しかし、管理課にとって月末は、債務者、保証人からの入金締め日であり、債権管理交渉の詰め、入金の有無の確認、入金処理等、月内で最も忙しい日となり、一時間でも非常に貴重な時間である。かつ、直前に年休を申し出るとは、仕事の分担等について混乱をもたらすものである。Y21 課長は、「月末のましてや土曜日は管理課にとって最も忙し

い日であり、突然の年休取得の申出は常識外である。一生懸命やっている他の職員にも悪影響を与えることになる。」と注意した。ところが補助参加人 X17 は、「常識外とはひどい。これでも遠慮して午後の時間帯とした。」と反抗的な発言を繰り返し、結局翌日一時間の年休を取得した。

(6) 延滞口の解消実績について

補助参加人 X17 の昭和六二年度の延滞口の解消実績は可もなく不可もないといった程度であった。ただし、補助参加人 X17 の解消実績は当時次第に低下しており、昭和六三年度についていえば最下位の実績しかあげていなかった。昭和六二年度及び六三年度の水戸支店延滞係の延滞口債権解消実績は、以下のとおりである。

(昭和六二年度)

X17 解消金額・ 七、八七五万円 解消件数・ 四一件
Z16 解消金額・ 一億〇、九五一万円 解消件数・ 四七件
Z17 解消金額・ 五、八一八万円 解消件数・ 三〇件
Z18 解消金額・ 五、二二五万円 解消件数・ 四六件

(昭和六三年度)

X17 解消金額・ 五、二二〇万円 解消件数・ 二四件
Z16 解消金額・ 七、八五八万円 解消金額・ 四一件
Z19 解消金額・ 六、五一一万円 解消金額・ 三一件

(7) 支店業務の推進に積極的な提言のなかったこと

補助参加人 X17 は支店全体の業務の推進に関して積極的に取り組む姿勢はなく、また、管理課の打合わせや支店の会議等で積極的に発言したり、業務を推進させるような提言をすることはなかった。

(8) 上司の補佐や後輩の指導がなかったこと

補助参加人 X17 は副調査役として、上司である課長や調査役を補佐して支店の業務の推進を図るとともに、支店の後輩を指導することが求められていた。

しかし、補助参加人 X17 は、副調査役は支店の役席と一般職員の接点の立場にあることを自覚しながら、課長を補佐する役割を発揮する姿勢を示すことはなく、また、後輩職員に対して業務面で指導するという役割を果たしたこともなかった。

(七) 補助参加人 X11 について

補助参加人 X11 (以下「補助参加人 X11」という。)は、昭和六〇年から昭和六二年にかけては、石巻支店において、延滞係として勤務していたが、補助参加人 X11 のこの間の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

補助参加人 X11 は、基本的な業務知識が不十分であり、事務処理能力も劣っているため手が遅く、業務意欲も低かった。そのため、担当している管理カードへの記録の懈怠、提出の遅延、指示の未実行・遅延・放置、さらには

基本的な事務処理のミスなど極めて劣悪、粗雑な事務処理を繰り返していた。

(各論)

(1) 管理カードへの記録及び提出の遅延

延滞係は、延滞口債権の管理に際して、必ず管理カードに必要な事項を記入のうえ遅滞なく担当課長に提出することが義務付けられている。管理カードの記載内容は、債権管理の重要な基礎資料となるものであるから、延滞係は、遅滞なく記録するとともに、必要に応じて担当者としての状況判断、今後の管理方針等を書き加えて担当役席(課長、次長、支店長)に速やかに提出し、その指示を仰ぐことが必要である。担当者が管理カードへの記録を怠ったり遅らせると、その間の交渉経過や状況の変化が判明しなくなって顧客とのトラブルの原因になるし、担当者以外の延滞係や担当役席が対応する際に、交渉に行き違いが生じるなど十分な対応ができないおそれが生じる。また、担当役席への管理カードの提出が遅れると、管理方針の決定が遅れたり、必要な指示を適時に与えることができなくなる。

このような管理カードの意義及び重要性については、原告職員であれば常識的に理解していることである。ところが、補助参加人 X11 の場合、管理カードへの記録をしないまま放置し、また、上司への提出を遅らせることが常習的であった。上司の課長や次長が繰り返し注意していたが、補助参加人 X11 は、一向に改める様子はなく、結局改善されなかった。

注意・指導の状況を示すと、以下のとおりである。

ア 昭和六二年五月二九日、Y28 課長が補助参加人 X11 の管理カードを検照すると、管理カードが空白のまま放置されているのが多数発見された。そこで、同課長は補助参加人 X11 に対して従前からの注意にもかかわらず、管理カードへの記録が遅れていること、また、記録後の上司への提出も遅れている旨注意を与えた。しかし、その後も管理カードの記録及び上司への提出遅れが続いた。そこで、同課長は、昭和六二年六月一二日、一八日、二四日と繰り返し注意を与えた。しかし、一向に改善の跡は認められず、補助参加人 X11 は常習的に管理カードの提出を遅延させた。

イ Y29 支店長時代も同様の状態が続いた。そこで、同支店長ら支店役席が昭和六二年九月一七日、二六日、一〇月一三日、二〇日、一二月三〇日、一二月三十一日と、繰り返し注意・指導したが、補助参加人 X11 は聞き流したままで反省の色をみせず、改善もされなかった。

ウ 具体例で示すと、昭和六二年九月二六日、補助参加人 X11 の担当案件について、石巻商工会議所次長が債務者に同行して来店した。Y28 課長が面談するため当該債務者の管理カードを確認したところ、六月二六日の面談記録を最後に三か月間の経過が全く記録されていないことが判明した。そのため、右期間の交渉経過について相手方が説明するも Y28 課長としては十分な対応ができないまま面談を終了した。Y28 課長は補助参加人 X11 に対して厳重に注意し、右期間中の経過を直ちに記録す

るよう指示した。その後一〇月二日に再度 Y28 課長が債務者らと面談することになり、前日の一〇月一日に管理カードを確認したところ、九月二六日に指示しているにもかかわらず、補助参加人 X11 は空白の三か月間について何も記録していなかった。そこで Y28 課長は補助参加人 X11 を呼び、管理カードに長期間記録しないとその間の経過を忘れてしまうし、記録の内容が不正確になり、その後の交渉内容に行違いが生じるなどの支障が生じる旨説いて、直ちに記録するよう重ねて指導した。

(2) 指示された事項の実行遅延について

補助参加人 X11 は、担当役席から指示された事項について、実行するのをしばしば遅延させていた。こうした事例は、枚挙に暇がなく、補助参加人 X11 が処理した案件の約三割に達していた。ここに資料で確認できる主な事例を示すと以下のとおりである。

ア 昭和五七年九月七日に三五〇万円を貸し付け、昭和五八年六月三〇日に延滞口に編入された案件で、昭和六一年九月三〇日、当時所在が不明であった債務者会社の代表者の行方を追及して、入金交渉をすること、また、山形県鶴岡市に居住しているとみられる保証人については所管する酒田支店に管理依頼をするよう指示した。

しかし、補助参加人 X11 は同年一〇月一日に債務者と保証人に呼出状を発送しただけであり、両者が来店しなかったにもかかわらず放置したため、同年一二月末に前回(昭和六一年九月三〇日)の指示を実行するよう再度指示した。しかし、補助参加人 X11 はまたも呼出状を発送しただけで放置し、何もしなかった。

イ 昭和五二年三月二五日に二〇〇万円を貸し付け昭和五五年三月三十一日に延滞口に編入された案件について、昭和六一年九月三〇日に債務者に関する実態調査と入金交渉を指示した。しかし、補助参加人 X11 は放置して何もしなかったため同年一二月三〇日に再度指示したが、その後も放置したままであったので昭和六二年三月一〇日に改めて指示した。補助参加人 X11 はようやく、同月一日に不動産調査に着手したが、債務者を訪問したのは同年五月二八日のことであり、そのときは債務者が不在のため事情を聞かないまま引き返した。

ウ 昭和五四年七月二六日に五〇〇万円を貸し付け、昭和五六年一月三十一日に延滞口に編入された案件で、昭和六一年六月二五日の三、〇〇〇万円の入金を最後に以後入金が途絶えているに何も交渉していないため、昭和六一年九月三〇日に債務者会社の代表者らに対する交渉を継続するよう指示した。しかし、補助参加人 X11 は何もしないまま放置し、結局代表者との交渉に着手したのは昭和六一年一二月二九日のことである。この間、補助参加人 X11 は一度だけ呼出状を送付しただけであり、代表者らがこれに応じず来店しなかったにもかかわらず実訪等の方策を取らないまま放置していたものである。

エ 債務者が石巻市内から福島県いわき市に転居したケースについて、担当の補助参加人 X11 に対して昭和六二年六月いわき支店に右債務者の管理依頼をするよう指示した。しかるに、補助参加人 X11 はこれを約四か月間放置し、六二年一〇月七日ようやく実行した。

オ 債務者が石巻市内から神奈川県川崎市に転居、保証人が石巻市内から千葉県船橋市に転居した案件で、昭和六二年六月川崎支店と船橋支店にそれぞれ管理依頼をするよう指示されたにもかかわらず、補助参加人 X11 はこれを放置し、昭和六二年一〇月八日ようやく実行した。

(3) 法的手続の遅延について

仮差押え、仮処分、訴えの提起、強制競売の申立てのような法的手続は、その実施が決定された場合には、速やかに手続に着手する必要がある。仮差押えのような保全手続はいうまでもないことであるが、訴えの提起もこれを遅滞させていると、債務者の所在が不明になったり、財産の名義が変更されるなど債権の回収の障害となる諸事情が発生するので、いずれにしても決定・指示された場合には速やかに所定の手続をとる必要がある。

しかるに補助参加人 X11 は、指示されている法的手続を未着手のまま棚ざらしにしているケースが多々あった。担当課長がその都度注意したが、このような傾向は一向に改まらなかった。

例えば以下のとおりである。

ア 昭和六一年七月三〇日、補助参加人 X11 は既に法的手続を指示されている案件を抱え込んだまま長期間所定の手続を取っていない。それを Y30 課長が発見し、注意・指導した。

イ 補助参加人 X11 は、昭和六二年七月二九日に指示されていた債務者及び保証人に対する仮差押えの実施を前提とした不動産調査を昭和六二年一〇月二七日の段階でも未だ着手しておらず、Y28 課長が注意した上で直ちに着手するよう再度指示した。その後補助参加人 X11 は同年一〇月一〇日に不動産調査を実行したが、担保余力がないということで、仮差押の断念を余儀なくされた。これは法的手続の前段階の調査さえも実行していない例である。

ウ 昭和六二年九月二五日、補助参加人 X11 に対して保証人の動産差押手続を指示しておいた案件について昭和六二年一〇月二三日の段階で着手していなかったため、これも直ちに手続を完了するよう指示したところ、補助参加人 X11 は年内中放置したまま着手しなかった。結局この案件は昭和六三年三月に至り手続を完了させている。

エ 昭和六二年一〇月、相変わらず法的手続の実行遅延が目立ったため、Y28 課長が補助参加人 X11 に対して滞留している案件を報告させたところ、不動産仮差押え二件、給料差押え一件、不動産競売申立て三件、動産執行一件、訴えの提起一五件、配当要求一件の計二三件が未着手のままであることを報告した。そこで、Y28 課長が、右未着手案件を点検すると、昭和六二年七月から八月にかけて指示した六件が既に遅延状態にあっ

た。そこで、厳しく注意した上で、残りの未着手案件も含めて直ちに実行するよう指示した。しかし、補助参加人 X11 は一部着手したものの残りの案件は放置して顧みず長期間未着手のままであった。その事例を示すと以下のとおりである。

- ① 貸付日昭和五八年一月一九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三日に債務者・保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一日まで五か月にわたり実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五三年一月一五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三日に債務者・保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一日まで五か月にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五三年一月一日他貸付金額計二、三五〇万円の案件で、昭和六二年七月三〇日に保証人の所有不動産の差押えをすることの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年五月七日まで九か月にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五八年一月一九日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三十一日に債務者・保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一月一三日まで三か月半にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五一年一月八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年八月一二日に債務者の有体動産の差押えをすることの指示を受けていたにもかかわらず、同年一〇月一六日まで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五四年八月一四日ほか貸付金額計九五〇万円の案件で、昭和六二年八月二五日に根抵当権実行申立てをすることの指示を受けていたにもかかわらず、同年一〇月二六日まで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五三年七月三十一日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六二年九月二日に債務者・保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五七年七月五日貸付金額六〇万円の案件で、昭和六二年九月二日に債務者・保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一五日まで三か月にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五九年三月三〇日貸付金額三〇万円の案件で、昭和六二年九月二二日に債務者・保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一日まで約三か月にわたり実行しなかった。

- ⑩ 貸付日昭和五九年四月一〇日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六二年九月二四日に債務者・保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年二月九日まで四か月半にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五四年七月二六日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年九月二五日に保証人の有体動産を差押えをすることの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年三月一〇日まで五か月半にわたり実行しなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五三年十一月二七日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年九月二九日に債務者・保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年二月一〇日までに四か月半にわたり実行しなかった。

(4) 未入金口の処理を遅延させたこと

ア 未入金口の債権でも、延滞口債権と密接に関連する場合、例えば、債務者が同一であるような場合には同じ担当者が取り扱った方が効果的であることから、そのような未入金口債権が生じた場合には延滞係に管理させており、また、石巻支店では、当時未入金口債権の発生が多く、延滞係に本来の業務に支障のない範囲で、未入金口債権の管理を一部分担させていた。未入金口債権は延滞が解消しないまま一定期間を経ると延滞口に編入される。したがって、未入金口債権の管理を指示された場合には遅滞なく債務者に対する督促手続に着手すべきであり、これを怠ることは許されないことである。

補助参加人 X11 にも、他の延滞係と同様に、右のような未入金口債権を担当させていたが、その処理に不熱心であり、督促手続を遅らせることがしばしばあった。

そのため、昭和六〇年九月一七日、一〇月一六日、昭和六一年一月二〇日、六月二六日、昭和六二年五月二五日に各注意を受けている。

イ また、補助参加人 X11 は分担している未入金口債権の管理カードについても督促状況等の経過を記録するのを放置して遅らせることがしばしばあった。

昭和六一年一〇月初め、それまで延滞係に分担させていた未入金口債権のうち、一部を残して未入金係に戻すことにした。これは、未入金口債権の分担業務を軽減させ、延滞係が延滞口債権の管理に専念できるようにしたものである。ところが、補助参加人 X11 一人が一〇月末になっても未入金口債権を未入金係に移管しようとしないので事情を調べると、未入金口債権の管理カードに交渉経過を記録していないために移管できないでいることが判明した。

(5) 審査の応援の懈怠

顧客の融資申込みは年間を通じて一定ではなく、時期によって融資申込みの増減がある。例えば、毎年盆や年末になると、運転資金、決済資金を

手当てをするための融資申込みが集中する。石巻支店は、二課制の小規模店で、職員数が少ない事情もあり、融資申込みが多くて審査案件が増えた場合には、他係から応援させていた。補助参加人 X11 に対しても応援を指示したが、同人は審査処理を懈怠し遅延させることが度々あった。

ア 例えば、昭和六一年八月融資申込みが増えたため、審査係へ他係から応援を出すことに決め、補助参加人 X11 にも八月八日に審査案件を四件配布して分担させた。しかし、補助参加人 X11 はそのうちの二件を未処理のまま放置して審査調書をいつまでも完成させなかった。本来八月二〇日ころまでには提出すべきものであり、そのため、Y30 課長が八月一九日、二七日、二九日と再三注意して早期完成を指示した。結局、補助参加人 X11 は右二件を八月三〇日と九月一日に一件ずつようやく提出したが、大幅な遅延となった。

イ 昭和六一年一二月にも融資申込みが多かったため、支店内の他係に応援を命じた。補助参加人 X11 には同月一〇日に一二件の融資案件を分担させて審査調書の作成を命じた。年末の融資申込みは、顧客も急いでおり、また、審査調書の作成から貸付けの実行までの間に契約書の作成等一定の手続が必要であるので、あまり遅くなると年内に貸付けを実行することが難しくなる。したがって、審査の応援を命ぜられた者は、融資申込者との面接等を実施して速やかに審査調書を作成して提出しなければならない。そこで、Y30 課長は各担当者に対して、同月の日程の関係で遅くとも二三日までには出すよう指示をしておいた。

ところが、補助参加人 X11 は審査調書の作成を遅らせ、担当案件のうち半分近い五件については、指示された期限までに提出せず、Y30 課長から厳しく督促されて一二月二四日に四件、同月二五日に一件提出するという状況であった。

(6) その他の事務処理懈怠

ア 昭和六〇年四月の延滞係のミーティングにおいて、補助参加人 X11 は本店融資部長宛の特別口残高等報告書の作成を割り当てられていた。同報告書は四半期ごとに期末月の翌月一五日必着とされていた。

しかるに、昭和六〇年度第三・四半期分について、補助参加人 X11 は期限の昭和六一年一月一五日の直前になっても作成・提出しなかった。その後、期限を徒過した一月二一日になってようやく提出してきたので、Y31 支店長が補助参加人 X11 に事情をただすと、忘れていたと弁解した。しかし、このような期限のついた事項の事務処理は自分の月間処理計画表等へ書き込んで管理すべきであり、補助参加人 X11 の弁解は論外である。

イ 昭和六二年四月、補助参加人 X11 が担当している石巻簡易裁判所で審理中の訴訟案件において、保証人が保証意思を否認したため、貸付け当時の担当者であった Z20 職員を証人に呼ぶことになった。Z20 職員はそのころ八王子支店に転勤していたので、同月二三日石巻支店の Y28

課長が八王子支店の管理課長と連絡して証拠調べの期日が昭和六二年六月四日午後二時三〇分である旨伝えて了解を取った。

このような場合、石巻支店から八王子支店に対して Z20 職員の出張依頼書を送付する必要があるため、右同日 Y28 課長が補助参加人 X11 に対して、作成・送付を指示した。しかし補助参加人 X11 は四月中に作成せず、五月の連休が明けても作成しなかったため、五月八日、Y28 課長が直接出張依頼文を作成して送付した。

ウ 昭和六二年八月ころ、原告から不動産競売申立てをしている案件について、債務者の親族が当該不動産を取得したいという意向があり石巻信用金庫へ借入金の相談をしているとの情報をつかんだため、同月一日補助参加人 X11 に対し、石巻信用金庫に照会して右借入れの件について感触をつかんだ上で、債務者と交渉し、その結果を八月十五日までに報告するようにと Y29 支店長から直接指示した。ところが、補助参加人 X11 は、石巻信用金庫に照会したものの債務者との交渉をしないまま放置し、Y29 支店長が指定した期限を過ぎても何も報告しなかった。

エ 支店の各職員は業務懇談会等の各種会議の書記を交替で担当することになっており、担当者は会議録を翌日までに作成して提出するよう指示している。

しかるに、補助参加人 X11 は昭和六二年十一月六日に開催した支店の業務懇談会の書記を命じられたが、その後いつまでも会議録を提出しないため、同月一日に注意され、ようやく提出した。

(7) 事務処理の誤りを多発させたこと

補助参加人 X11 は基本的な知識の不足からくる事務処理の誤りや、注意不足による初歩的なミスを繰り返した。

ア 昭和六〇年九月三〇日、補助参加人 X11 は二九三万四、七四八円の元利金を五回に分けて返済するため債務者が振出した先日付小切手五通を受け取るに際し、小切手上の記載事項を十分確認しなかったため、支払期日を昭和六一年二月二五日と記載すべきところを昭和六〇年二月二五日と誤って記載された小切手一通(額面金額三一万五八九円)が含まれていることを見過ごし、そのまま受け取ってしまった。Y30 課長に提出した際に発見され、急きよ債務者に日付の訂正を依頼せざるを得なかった。

イ 昭和六〇年一〇月一四日、補助参加人 X11 は司法書士に作成を依頼した競売申立書類の記載内容について、内容を十分チェックしなかったため、記載内容が実際と相違しているのを看過し、そのまま裁判所に提出しようとした。提出前の Y30 課長によるチェックでその誤りを発見し注意を与えたところ、補助参加人 X11 は作成を頼んだ司法書士が間違えた旨弁解した。しかし、担当者の補助参加人 X11 が内容を精査して誤りのないようにするのは当然のことであり、Y30 課長はその旨注意・指導した。

ウ 昭和六一年一月二日、補助参加人 X11 は、抵当権設定契約証書の用紙を間違えて作成した。原告は自身の融資業務のほかに環衛公庫の融資業務も受託しているが、両者の貸付業務に使用する用紙は異なっており、共通に使用することはできない。

ところが、補助参加人 X11 は、原告自身の貸付案件にもかかわらず、環衛公庫の貸付けに使用する証書で抵当権設定契約を作成してしまい、そのことに気が付かないまま課長に提出して、誤りを発見された。極めて初歩的なミスであり、ベテラン職員のやるべきことではない。

エ 昭和六二年一月、支店における延滞口編入の案件数等の集計に際して、補助参加人 X11 は自分が担当した未入金口債権で、内入金があるため延滞口債権へ編入されないにもかかわらず、これを誤信ないしは見過ごして延滞口へ編入されるものとして報告するという、初歩的な誤りを犯した。

オ レストラン経営者に対する環衛公庫の融資案件(昭和五〇年一二月一五日八五〇万円貸付け)で、昭和六一年一一月一日現在の残元金四四四万円、遅延損害金三六一万七七一七円の事例につき、保証履行(原告が環衛公庫に対して保証債務を履行すること)して、右債務のうち、元金の二分の一、遅延損害金のうち一〇九万八三四二円合計三三一万八三四二円を環衛公庫に支払った。それにより、環衛公庫は残元金二二二万円、遅延損害金二五一万九三七五円となり、原告分は元金が三三一万八三四二円(保証履行した全額が元金となる。)となっていたところ、このような場合、債務者からの返済金は両公庫に一对一の割合で按分充当されることになる。したがって、原告の元金が完済されるためには、その元金残高の二倍である六六三万六六八四円の返済が必要である(この場合、環衛公庫の残債務について、残元金に優先充当すれば、少なくとも元金は完済されるが、遅延損害金の一部は残ることになる。)

補助参加人 X11 はそのことに気が付かず、単純に両公庫の元金残高を合計した五五三万八三四二円を受け取れば良いと誤解し、その金額を説明教示した。その結果、返済金の入金後、その二分の一の二七六万九一七一円が原告に充当されただけで、五四万九一七一円が残ってしまった。そのため、右残元金を完済してもらうためにはさらにその二倍の約一〇九万円の不足額が生じる結果となり、債務者側との再交渉が必要となった。

しかし、債務者側は、指示された金額を支払ったではないかということで容易に納得しなかった。最終的には、不足分を昭和六二年四月から昭和六三年一二月まで月々分割返済するというで落ち着いた。これは、補助参加人 X11 の基礎的な知識不足による事務処理ミスのため顧客に著しい迷惑をかけ、不信を買った事件となった。

カ 昭和六二年一〇月二九日、補助参加人 X11 が登記済抵当権設定契約証書を管理カードに挟み込んだまま放置しているのが発見された。この

ような重要書類は紛失盗難等の事故を防ぐため原告の「重要書庫等管理規程」により、支店内に設置してある保管庫に必ず格納することになっている。

キ 補助参加人 X11 は、昭和六二年一月一日に訴額二四万五、〇〇〇円の訴えを提起する際に、訴状に貼付する印紙額が二、五〇〇円のところで、誤って一万九、一〇〇円分の印紙を購入した。これは訴額が二四五万円の訴状に貼付する印紙額であり、補助参加人 X11 は訴額を一桁誤って印紙額を算出したものである。

(8) 交渉力が不足していたこと

延滞口債権の回収に当たる延滞係の役目としては、債務者と粘り強く折衝することは当然必要であるが、債務者や保証人の返済能力、債権保全の度合等を見極めながら、返済条件の変更、担保の徴求、保証人の代位弁済、債務の引受、保全手続、訴えの提起、強制執行等の各種方策に関する知識を十分に活用して臨機応変に交渉することが必要であり、また、交渉姿勢についても債務者の態度に応じてときには強く、ときには柔軟に対処するなどの工夫が必要とされる。さらに、債務者に対して真正面から返済を促すだけでなく、保証人や関係者を含めた中で、返済方法を協議していくなどの幅広い視野をもつことが必要である。

こうしたことは、先輩や同僚のやり方を参考にすることもあるが、基本的には個々の延滞係が創意工夫しながら身に付けていくべきものである。

補助参加人 X11 は、右に述べたような交渉のテクニックを工夫することは少なく、交渉力、折衝力とも劣っていた。

(9) 延滞口債権の処理実績が低かったこと

石巻支店において、延滞係の専任として従事した職員は補助参加人 X11 を含めて三名いた。他の二人は、石巻市内のほか、桃生郡、牡鹿郡、遠田郡、登米郡、本吉郡といった周辺の郡部も担当していたが、補助参加人 X11 は、昭和六〇年から六二年にかけて一貫して石巻市内の案件だけを担当していた。したがって、管理交渉の効率面からいえば補助参加人 X11 が有利な立場にあった。

しかし、補助参加人 X11 の延滞口債権の解消実績は低く、昭和六〇年度(昭和六〇年四月から昭和六一年三月まで)は、解消件数、金額とも最低であったし、昭和六一年度(昭和六一年四月から昭和六二年三月まで)は解消件数こそ中位であったが、金額ではこれまた最低であった。

(10) 選別区分作業の懈怠

原告は、それまでの延滞口債権の選別区分を見直して新しい基準で延滞口債権の選別区分を行うことになり、昭和六二年一月九日融資部長名で全店に指示した。選別区分というのは延滞口債権を債務者の実態に応じて区分し、その区分に対応した管理方針に基づいて債権の管理を効果的に実施しようというものである。石巻支店では延滞係のミーティング等において検討の結果、昭和六二年九月末(当初は六月末までの予定が変更されたも

の)までに延滞口債権の選別区分の見直し作業を完了するとの方針が決定され、同年七月時点では、その作業が継続中であった。そして、同年九月末の時点で、他の延滞係がすべて選別区分作業を終了したのに対し、補助参加人 X11 だけが選別区分を終えることができなかった。そこで、未了案件の報告を求めると補助参加人 X11 は二一件だと答えた。しかし、一〇月三日時点でなお未了の案件について遅れている理由を確認しようとしたところ一五件あり、一〇月一日と二日に選別作業を完了した一四件とを加えると、九月末の時点での実際の選別未了件数は二九件であったことは判明した。さらに、昭和六二年一〇月二日には補助参加人 X11 が見落していたため、選別区分の検討を全くしていなかった別の案件が二件判明した。結局補助参加人 X11 が期限の昭和六二年九月末までに終了しなかった案件数は全部で三一件あったものである。甚しい処理懈怠であり、嚴重に注意した。

(11) 上司の補佐、後輩の指導がなかったこと

補助参加人 X11 が所属していた融資課には課長の下に、調査役と、回収係、未入金係、延滞係、融資相談係、審査係の五つの係があり、総勢で一三名前後の職員が配置されていた。

補助参加人 X11 は、特四等級・副調査役として上司を補佐し、後輩を指導すべき立場にあった。しかし、補助参加人 X11 が上司の良き補佐役としての役割を果たしたことはなく、後輩に対する指導力を発揮するようなこともなかった。

(12) 積極的な業務姿勢がなかったこと

石巻支店では月一回以上実施する延滞係ミーティング、四半期に一回程度実施する審査・管理係合同ミーティングなどの各種会議があり、支店の業務推進策の討議から各係内の問題点の検討まで幅広く論議している。

副調査役は支店内の上級職員として一般職員をまとめ業務の推進に向けてリードしていく立場にあるから、右のような各種会議においては積極的に発言し、業務の推進策について意見を述べて会議の充実に努めることが必要である。

しかるに補助参加人 X11 の場合、支店内の各種会議に出席しても積極的な発言、意見の開陳はほとんどなく、消極的な態度に終始していた。

(八) 補助参加人 X19 について

補助参加人 X19 は、昭和六〇年から昭和六二年にかけては、東大阪支店において、延滞係として勤務していたが、右期間における補助参加人 X19 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

補助参加人 X19 は、延滞係の一員として自分に割り当てられた案件に関する限り、おおよそ平均的に処理していたが、しかし、原告職員としての勤務態度全般において極めて消極的であって、自分で仕事の範囲を画してしまい、管理課全体についてはもとより、延滞係内においてもその全体の成果に貢献

するとか、全体の士気にプラスの影響を及ぼすというところは全く認められなかった。また、四等級職員に要求される後輩や下位者に対する助言、指導ということも全く欠如していた。

補助参加人 X19 の勤務に対する姿勢は、アラーム付腕時計着用に端的に示されている。すなわち、同人は当時終業時刻五分前にアラームの鳴る腕時計を着用しており、アラームが鳴るや業務を終了し、終業時刻になると同時に退店した。終業時刻まで仕事に専念している他の職員に比べれば、その勤務姿勢の特異性は際立っていた。

(各論)

(1) 消極的な勤務態度

支店の業務全体は、各職員が厳密に自分に割り当てられた案件ばかりに閉じこもって、その範囲だけを行うということでは、決して良好な進ちょくを得られるものではない。そして、そのことは、支店内の各課、各係の段階でも全く同じことであり、また原告全体にわたっても同様である。その意味で、支店では、業務懇談会やミーティングを積極的に行っていた。

しかし、補助参加人 X19 は、このような場において、全くただ出席するというだけで、質問されない限りおよそ積極的に発言しようとしめないという存在であり、極めて消極的な態度に終始した。

以下、具体的場合について述べる。

ア 支店の年間重点目標、課・係の具体的施策の策定における参画状況

原告では、毎年度本店で当年度業務運営方針を定めて全店に示し、これを受けて各支店で当年度重点目標を、さらにこれに基づき各課、各係がそれぞれ具体的施策を策定し、これらを指針としてそれぞれの立場で業務を遂行していくことになる。

支店の重点目標は最終的にはもちろん支店長が決定するが、それまでには全職員からアンケートを取り、係のミーティングで意見をかわし、課のミーティングで討議するなど次第に全店の意向把握につとめた上で、最後にこれを踏まえて支店長が決定し、年度当初の業務懇談会で発表して支店長からその意図するところを説明、訓示することになる。

このように、支店の重点目標が示されると、つぎはこれを各課、各係で仕事の上でいかに実現していくかの具体的施策を策定するのであるが、これもすべて課のミーティング、係のミーティングで討議し、その総意を徴して決定する。つまり、支店重点目標、課・係の具体的施策の策定に当たっては、課・係のミーティングは二度にわたってこの事項を取り扱うのであり、特に二度目の具体的施策策定の段階では、十分活発な発言が欲しいところである。実際にも、延滞係では副調査役の Z21 や Z22、五等級の Z23、Z24、Z25 などの職員からその時々の問題提起がなされている。

ところが、補助参加人 X19 はいかなる段階においても、およそ発言はないに等しいという消極的な状態で終始していた。

イ 延滞口年度処理計画の策定における参画状況

管理課では、新年度が近づいてくると、その年の年間の処理計画を立てて本店に報告する。各支店の処理計画は各総括ブロック内の会議等で議論された上、本店に報告され最終的に原告の処理計画となる。

東大阪支店での処理計画策定手順は、まず、延滞口の発生見込みについては未入金係が、解消計画については延滞係が、それぞれ各担当者が自分の担当する案件を洗い直し、この一年間どれだけ延滞口が発生したり、あるいは解消させることができるかを積み上げるという作業を行い、これをもとにして最終的には課長が課長として考える処理計画を立案する。その結果、各担当者から上がってきた計画と、課長の考える計画との間には当然ある程度の乖離があるから、そこで課のミーティングで意見を出し合い、討議していくことになる。

課のミーティングでは、課長の策定した課としての計画案に対し、未入金係、延滞係の各担当者が様々の観点から意見を発表し、討議して何とか少しでもよりよい処理計画に到達しようと努める。

しかしながら、補助参加人 X19 は、このような年間計画の策定するときもほとんど意見具申はなく、何か発言を求められても特段の意見を述べることもないという状態で、活発な論議を盛り上げるのは、いつも、先に述べたような Z21・Z22 副調査役、五等級の Z23、Z24、あるいは入庫後最も新しい Z25 などの職員であった。

ウ 管理課及び延滞係のミーティングでの取組み姿勢

管理課のミーティングは、月一回、課全体としての計画が達成できたかどうかということを中心に、前月の実績とその反省、評価等について議論し、また、延滞係のミーティングでは毎週一回、前週までの計画に対する進捗状況、今週、来週の計画の徹底等について論議をかわしていた。

管理課の未入金係なり延滞係の担当者たるものとしては、各々が自ら担当する案件の処理、解消については当然のことながら、そればかりでなく、係全体、課全体として、計画に対して実績がどのような状況かを常に問題意識を持って仕事に取り組んでもらうことが求められる。

しかし、このミーティングでも、補助参加人 X19 は、課の打合せ会ではほとんど発言がなく、係別のミーティングでも、管理課のミーティングの状況ほどではないにしても、例えば難件口検討会の場合のように特に自分の担当案件が問題になるときはともかくとして、係全体の成果ということについては全く我関せずの態度で、何ら意見を述べようともしない姿勢を貫いていた。

エ 融資課と管理課合同のミーティングにおける取組み姿勢

東大阪支店では、支店の重点目標として融資と管理との密接な連携を強調していたが、この具体的な取組みとして、融資課と管理課合同のミーティングを開催していた。このミーティングは大体四半期に一回程度

を目途として行われていた。

このミーティングは、仕事の状況を見計らいながらなるべく段取りをつけて、各担当者に出席してもらうということを決めて取り組んでおり、実際には融資課からはほぼ全員、管理課からは大体課長、調査役のほか担当者二、三名が出席するという形で行っていた。しかし、このような場合にも補助参加人 X19 は積極的に意見を述べることはなく、ひいては、同人を指名し発言を求めるということはできなかった。

オ 職場内における勉強会での取組み

管理課では、昭和六一年度も六二年度も課の具体的施策に研修の強化を掲げており、その実践として各係で頻繁に勉強会を開催していた。

具体的には、延滞係では、昭和六〇年度は、「仮差押、強制執行と進行管理(講師・Z21)」「時効について(同 Z26)」、昭和六一年度は、「有体動産の差押(同 Z27)」「延滞から見た不動産評価の方法について(同 X19)」「特殊整理(同 Z23)」「相続をめぐる諸問題(同 Z28)」「根抵当について(同 Z22)」等、昭和六二年度は、「不動産担保融資をめぐる諸問題(同 Z23)」「管理事務研修報告(同 Z25)」「詐害行為取消権(同 Z27)」「仮登記、仮処分(同 Z22)」等であった。

係でのこのような勉強会では、講師は輪番制をとっていたので、補助参加人 X19 も輪番制の一員として講師を務めたことがあるが、自ら講師の当番が当たった時には当然その役割は一応果たすものの、そうでない時には発言も質問もせずただ出席するだけという状況であった。

また、課としての勉強会には、年間に一回ないし二回弁護士を招いての勉強会も行われている。その時の補助参加人 X19 の態度も全く同様に、積極的に発言したりすることは皆無であった。

そもそもこの種の勉強会は、講師の報告で知識を得るということのほかに、その報告について質問したり、関連する問題について論議を拵げたりして、お互いにそのテーマを基に話し合うことによって血となり肉ともなるものであるが、補助参加人 X19 が、係内の四等級者として、むしろこのような論議を引き出すべき立場にあることにかんがみると、まことに物足りないものといわなければならない。

カ 管理課内、延滞係内でのコミュニケーションに対する取組み

延滞係、未入金係の仕事は、単に自分の持分を処理、解消していくに止まらず、課全体、係全体としての具体施策や、年間、四半期、月間の課としての処理計画を実行していくことが求められる。

前者については、自分の分担のことであり、自分の中だけで取り組めるが、後者の場合は、特別なミーティングの場だけでなく、むしろ日常的に同僚職員との協調性を保ち職場内に良好なコミュニケーションが成立していることが大変大事なことである。

しかし、そのためにはやはり皆がその気持を持ち、常日ごろながしかの努力をし合うということが必要であるが、補助参加人 X19 の場合

は、黙々と自分の分担だけを守るばかりで、このような望ましい姿勢は期待し得ないところであった。

(2) 自己啓発に対する消極的な姿勢

東大阪支店では、従前から四、五等級の職員が自主的に行っている勉強会があり、就業時間外に一四、五名で大体一回に二時間程度で行われており、支店もこれに会議室を貸与していた。テーマは、「借用証書の特約条項」、「時効」、「利息計算」、「抵当権と根抵当権」、「仮登記担保」といった法律問題のほか、「金融自由化の進展」というような時事問題も取り上げていた。しかし、この勉強会のリーダーをつとめたのは五等級の Z29、Z30 といった若手の職員が中心であって、補助参加人 X19 はこのような勉強会に参加したことは一度もなかった。

また、原告では、本店調査部が主催し、毎年各支店から論文を募り表彰していくという施策があり、テーマは広く原告業務、中小企業、地域経済、経済全般にかかわるもの等広範で、原告職員ならだれでも応募できるものである。

東大阪支店では、昭和六一年度については、「東大阪支店窓口から見た円高影響調査～「国調」貸付を通して～」＝ Z31、Z32、Z29、Z24、「条件変更から顧客のニーズを探る一試論」＝ Z33、Z30、Z23、昭和六二年度についても、「地域経済特性と公庫申込との関連性について」＝ Z34、Z23、Z35、「東大阪支店における『銀行紹介口』申込の実態」＝ Z36、Z37、Z38、Z39 と、それぞれ二点ずつ応募があり、それぞれに表彰を受けている。

これら勉強会、懸賞論文への取組みは、元来は各人の自主的な取組みとして業務時間外で行っているものではあるが、支店としても大いに奨励しているものであった。しかし、補助参加人 X19 にはおよそ無縁のものであった。

(3) 規律上問題のある言動があったこと

原告では、職員は就業時間中記章(公庫バッジ)及びネームプレートを着用することになっている。このバッジは記章取扱規程にもその着用が定められているが、この規程や指示を待つまでもなく職員は上着に公庫バッジ及びネームプレートを着用している。

しかしながら、補助参加人 X19 の場合、このバッジについては、「バッジを着けなければならないとは就業規則のどこにも書いてない。」と言ってどうしても着けようとしなかった。また、ネームプレートも着用を拒否した。上司から何度も着用するよう指示されたが、補助参加人 X19 は、頑としてねつけ、着用しなかった。

(4) 下級者に対する指導・助言等がなかったこと

補助参加人 X19 は、昭和六〇年四月に四等級に昇格した。原告においては、この四等級になると、後輩に対して助言・指導を行うことが求められる。

昭和六一年度から六二年度にかけて、延滞係は調査役一名、管理役一名、

副調査役一名ないし二名のほか、四等級二名ないし三名、五等級二名という構成であったが、補助参加人 X19 がこの五等級者に業務上助言を与えるとか、指導をするということは全くなかった。むしろ、この五等級二名のうちでも、入庫の新しい職員を指導していたのは、同じ五等級で先輩に当たる Z23 職員の方であった。

(九) 補助参加人 X2 について

補助参加人 X2(以下「補助参加人 X2」という。)は昭和六〇年から昭和六二年にかけては、名古屋支店において、審査係として勤務していたが、右期間における X2 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

補助参加人 X2 は、昭和三一年五月に入庫して、昭和五一年四月に副調査役となっており、名古屋支店で勤務したときは経験約三〇年のベテラン職員であった。また、昭和六〇年当時同支店での融資課審査係もすでに四年以上も経過しており、業務にも精通していなければならない。

しかし、補助参加人 X2 は、業務知識及び事務処理能力ともに劣り、日常的に基本的な事務処理のミスを繰り返した。

その上に無責任な勤務態度、業務指示に対する反抗的な言動、職場規律を乱す態度、意欲のない勤務姿勢など、その勤務状況は劣悪であった。融資課では、的確な審査の実施(昭和六〇年度)、取決め事項に即した審査の励行(昭和六二年度)を重点項目に定めていたが、補助参加人 X2 の勤務状況は右重点項目の趣旨に全く反するものであった。

(各論)

(1) 事務処理上の誤りを繰り返していたこと

ア 補助参加人 X2 は、審査事務の処理過程において、原告諸規定の無理解、注意力の散漫などから貸付利率、支店長の決裁権限、保証意思の確認、特別貸付けの該当性等の基本的な事務処理に関するミスを頻繁に繰り返した。課長が発見の都度、「投げ返し」等でその誤りを注意、指導したが、同人は一向に改善の意欲を示さず、無反省に同じミスを繰り返していた。

昭和六一年度の投げ返し件数をみると、五等級の Z40、Z41 職員がそれぞれ六五件、六三件であるのに対し、副調査役である補助参加人 X2 は一六九件と三倍近い投げ返しを受けていた。要するに、補助参加人 X2 は日常の審査業務をただ漫然と処理していただけであり、その事務処理の精度は低く、信頼できる仕事はしていなかった。

新入職員でも注意されれば直せる誤りを、入庫歴三〇年を超える補助参加人 X2 は繰り返していたのであり、職員として低水準のレベルと評するほかはない勤務振りであった。

イ 具体例を示すと次のとおりである。

① 魚介類小売業者から店舗改装等の設備資金として一、五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けは特別貸付けの一つである食

品貸付けに該当し、設備の内容によって適用する金利は異なり、冷凍(蔵)設備等について年六・九五パーセントを適用すべきところ、誤って年六・八パーセントで意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六〇年一〇月一五日に補助参加人 X2 に対し、利率適用相違について指摘し、規定外貸付けとなるような項目については特に細心の注意を払い対応するよう注意して、利率について六・八パーセントを六・九五パーセントに訂正した。

- ② スナックを営む業者から店舗改装等の設備資金として二〇〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けは環衛貸付けに該当し、設備の内容によって適用する金利が異なり、厨房設備等に適用する金利は年六・九五パーセントとすべきところ、これを誤って年六・八パーセントの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六〇年一月一四日に補助参加人 X2 に対し厳重に注意し、利率について六・八パーセントを六・九五パーセントに訂正した。
- ③ 居酒屋から店舗改装等の設備資金として一七〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けは環衛貸付けに該当し、設備の内容によって適用する金利が異なり、厨房設備等に適用する金利は年六・九五パーセントとすべきところ、これを誤って年六・八パーセントの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六〇年一月一四日に補助参加人 X2 に対し再度厳重に注意し、利率について六・八パーセントを六・九五パーセントに訂正した。
- ④ 洋傘製造業者から材料仕入資金として五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、銀行その他の金融機関からの借入総額に関する支店長権限規程において、借入総額が二億五、〇〇〇万円を超えても申込金額が五〇〇万円以下のときは支店長決裁で融資できるとの規定を看過し、本店申請をする旨の意見具申を行い、昭和六一年三月七日に注意・指導を受けた。
- ⑤ すし屋から店舗等の設備資金として三五〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けは環衛公庫の振興事業施設貸付けにあたり、店舗等の設備は年六・〇五パーセントが適用されるにもかかわらずこれを誤って年六・三パーセントを適用する旨の意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年四月五日に補助参加人 X2 に対し、規定外貸付けとならないために、利率適用のような基本事項は注意するように指導し、利率について六・三パーセントを六・〇五パーセントに訂正した。
- ⑥ 建材卸売業者から支払手形等の決済資金として五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、融資する旨の意見具申を行ったにもかかわらず保証予定者に対して行わなければならない保証意思確認を怠った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年四月一〇日に補助参加人 X2 に対し、保証意思確認が未了であることを指摘し、信用調査票の提出時に

は保証意思確認が完了しているかどうかをきちんと点検するよう注意・指導した。

- ⑦ 茶小売業者から店舗改装等の設備資金として五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けは特別貸付けのうち生鮮食料品等小売業近代化資金貸付け(食品貸付け)として取り扱うべきところ、誤って対象とならない普通貸付け(一般貸付け)で融資するとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年四月一日に補助参加人 X2 に対し、本件は食品貸付け対象であり、規定外貸付けとなる、事務便覧によりチェックを励行することと注意・指導した。
- ⑧ くつ下製造業者から支払手形の決済資金として一、〇〇〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けが特別貸付けの一つである中小企業国際経済調整対策等資金貸付け(国調貸付け)にあたるかどうかの検討を怠り、本件申込みが右貸付けの対象業種であるにもかかわらず、普通貸付け(一般貸付け)として取り扱うとの意見具申を行った。その結果、貸付金利についても年五・三パーセントを適用すべきところ、基準金利の年六・四パーセントを適用するとの誤った意見具申を併せて行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年四月一七日に補助参加人 X2 に、規定無視の意見が目立つ、規定をよく読み不明の場合は相談に来るよう注意・指導するとともに、調査票「査定」の欄に、「国調へ振替」と記載して、本件を中小企業国際経済調整対策等資金貸付けに振り替えるよう補正するとともに、利率も訂正した。
- ⑨ 公衆浴場業者から浴場施設の設備資金として一、八〇〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けは環衛貸付けに該当し、設備の内容によって適用する金利が異なり、浴槽、洗場等の設備について年六・〇パーセントを適用すべきところ、これを誤って年六・〇五パーセントを適用するとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年五月二日に補助参加人 X2 に対し利率相違を指摘して投げ返し、厳重に注意するとともに、利率について訂正した。
- ⑩ 税理士より運転資金分五〇〇万円と設備資金分一〇〇万円の計六〇〇万円を一貸付けとして利用したい旨の融資申込みのあった案件で、基準金利を適用するには、運転資金貸付けの基準金利適用期間と設備資金貸付けの基準金利適用期間を按分比例した貸付期間内に限られることとされ、かつ、設定された貸付期間が右期間を超える場合には、基準金利に〇・一パーセント加算した利率が適用されるにもかかわらず、これを看過し、右期間を超える貸付期間を設定しながら基準金利を適用する旨の意見具申を行った。

この按分比例の取扱いについては、昭和六一年度の制度改正事項であるが、融資課のミーティングなどで取扱いについて徹底していたことから、Y32 課長は、昭和六一年五月一二日に補助参加人 X2 に対し、利率適用相違を厳しく注意するとともに、利率について訂正させた。

- ⑪ 大工工事業から作業場、事務所の新築資金として八〇〇万円の融資申込みのあった案件で、普通貸付け(一般貸付け)において設備資金の貸付けの場合、貸付期間が一〇年(一二〇か月)以内であれば基準金利が適用されるどころ、貸付期間を一〇〇か月としているにもかかわらず、金利については基準金利より〇・一パーセント高い金利を適用するとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年五月一七日に補助参加人 X2 に対し、五月一二日の件(⑩の事例)に引き続き同様の利率適用上の誤りであるとして、厳しく注意するとともに、利率について訂正した。
- ⑫ 電気工事業から買掛金決済のため五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、普通貸付け(一般貸付け)において運転資金の貸付けの場合、貸付期間が五年(六〇か月)以内であれば基準金利、五年を超える場合は基準金利に〇・一パーセント加算した金利が適用されるにもかかわらず、貸付期間を八三か月とし、金利については基準金利を適用するとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年六月一〇日に補助参加人 X2 に対し、注意が散漫であり間違いが多過ぎる、慎重に対応するよう注意するとともに、利率について訂正させた。
- ⑬ 電気照明器具製造業者から材料仕入れ、買掛金決済のため七〇〇万円の融資申込みのあった案件で、貸付期間を一〇〇か月として融資する旨の意見具申があったが、普通貸付け(一般貸付け)にあっては、運転資金について貸付期間が七年を超える場合は本店申請が必要であるにもかかわらずこれを看過して、支店長決裁だけで貸し付けるとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年六月一三日に補助参加人 X2 に対し、本店申請誤認について投げ返し、貸付期間を七年以内とするのか、本店申請をするのか確認したところ、補助参加人 X2 は、申込人と相談し、返済回数を八一回(貸付期間七年以内)に修正した。これを受けて、同課長は、補助参加人 X2 に対し顧客に対する信頼の問題であり、今後注意するよう指導した。
- ⑭ 軽車両運送業者から運転資金として四五〇万円の融資申込みのあった案件で、運転資金で貸付期間七年(八四か月)を超える場合は本店申請が必要となること、また、貸付期間が五年を超える場合の適用金利は基準金利に〇・一パーセント加算する必要があることを看過して、貸付期間を七年六か月(九〇か月)としながら支店長決裁だけで貸し付けること、また、基準金利で貸し付けるとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年六月一三日に補助参加人 X2 に対し、厳しく注意した。
- ⑮ 既往貸付けが二口ある生コン製造販売業者から賞与支払ため五〇〇万円の融資申込みがあった案件で、当該業者は融資を受けられる場合、既往貸付け二口分を今回の融資から差し引いてほしい旨の申入れがあったにもかかわらずこれを看過し、一口分だけ現貸決済する旨の意見

具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年六月二六日に補助参加人 X2 に対し、借入申込書にある申込法人代表者の要望について指摘し、借入申込書記載の申込人の要望等に注意して対応するよう注意・指導している。

⑯ 金網製造業者から材料仕入等の運転資金として二、一〇〇万円の申込みのあった案件で、無担保債権額が八〇〇万円を超えると本店申請が必要であり、事前に貸付承認申請書を作成すべきなのに、これを看過して、無担保で一、〇〇〇万円を支店長決裁だけで融資するとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年七月一〇日に補助参加人 X2 に対し、無担保額にかかる本店申請が必要であると投げ返した。

⑰ 理容業者から店舗等の設備資金として一、二〇〇万円の融資申込みがあった案件で、当該貸付けは環衛公庫の振興事業施設貸付けとなり、金利は年六・〇五パーセントが適用されるにもかかわらず、誤って年六・三五パーセントを適用するとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年八月一九日に補助参加人 X2 に対し、利率相違について嚴重に注意するとともに、利率について訂正した。

⑱ バーを営む業者からボーナス等の支払資金として四〇〇万円の融資申込みのあった案件について、融資する旨の意見具申をしてきたにもかかわらず保証予定者に対して行わなければならない保証意思確認を怠った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年八月一二日に補助参加人 X2 に対し、保証意思確認が未了であることを注意し、信用調査票としては重大な要件ミスであり、今後注意するよう注意した。

⑲ 環衛公庫の設備融資を既に受けている給食センターを営む業者から、材料仕入等の運転資金として原告の普通貸付け一、〇〇〇万円の融資申込みのあった案件で、今回、原告貸付け分から既往の環衛貸付け分(残元金二一〇万円)を決済処理(現貸決済)させることはできないにもかかわらず、決済して融資する旨の意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年九月一日に補助参加人 X2 に対し、初歩的かつ基本的誤りであることを指摘し、嚴重に注意した。

⑳ 既往取引のある美容業者から設備資金として九〇〇万円の融資申込みのあった案件で、無担保債権額が八〇〇万円を超えると本店申請が必要であり、事前に貸付承認申請書の作成が必要であるところ、右申込みでは今回の融資額九〇〇万円と既往融資の残金二一六万円とを合せて無担保融資が一、一一六万円となるのに、支店長決裁だけで貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六一年九月一八日に注意・指導を受けた。

㉑ 薬局を営む業者から商品仕入、車輛購入資金として九〇〇万円の融資申込みのあった案件について、融資する旨の意見具申をしてきたにもかかわらず、保証予定者に対して行わなければならない保証意思確

認を怠り、昭和六一年九月三〇日に注意・指導を受けた。

壤 飲食店から店舗改装のため二四四万円の融資申込みのあった案件について、融資する旨の意見具申をしてきたにもかかわらず、保証予定者に対して行わなければならない保証意思確認を怠った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年一〇月六日に補助参加人 X2 に対し、保証意思確認が未了であることを注意し、副調査役として若手職員を指導すべき立場にありながら余りにも誤りが多すぎることを指摘し、信用調査票の提出時には再点検を行うよう注意・指導した。

堵 喫茶店経営者から運転資金として、二〇〇万円の融資申込みのあった案件で、普通貸付け(一般貸付け)は運転資金の貸付けの場合、貸付期間が五年以内であれば基準金利、五年を超える場合は基準金利に〇・一パーセント加算した金利が適用されるにもかかわらず、貸付期間を六七か月とし、適用金利は基準金利を適用するとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年一〇月二〇日に補助参加人 X2 に対し、同じミスを繰り返していること及びミスの重大性について注意した。

填 コンクリート製品製造業者から運転資金五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、貸付期間を一〇〇か月として融資する旨の意見具申があったが、普通貸付け(一般貸付け)にあっては、運転資金について貸付期間が七年を超える場合は本店申請が必要であるにもかかわらずこれを看過しており、また保証予定者に対する保証意思の確認も怠った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年一〇月二三日に補助参加人 X2 に対し、運転資金で一〇〇回払いとしながら本店申請としていないこと、また、保証意思確認が未了のままであることについて注意した。

堪 酒販売業者から仕入資金として二、七〇〇万円の融資申込みのあった案件で、融資する旨の意見具申をしてきたにもかかわらず、保証予定者に対して行わなければならない保証意思の確認を怠った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年一〇月二四日に補助参加人 X2 に対し、保証意思確認が未了であることを注意し、同様のミスを繰り返していることを厳重に注意した。

埒 米穀小売業者から精米設備等の設備資金五〇〇万円と運転資金二〇〇万円の融資申込みのあった案件で、設備資金の融資に当たっては特別貸付けの一つである食品貸付けとなり、用途である精米設備は基準金利より低い金利が適用されるにもかかわらず基準金利を適用する旨、また、運転資金の融資に当たっては普通貸付け(一般貸付け)となり、貸付期間が五年を超える場合は基準金利に〇・一パーセント加算した金利が適用されるにもかかわらず、貸付期間を八〇か月とし、基準金利を適用する旨の意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六二年三月一六日に補助参加人 X2 に対し、利率適用相違について注意するとともに、申込人と再相談し、運転資金については返済回

数を五八回(貸付期間五年以内)に修正し、また、設備資金の利率を訂正した。

棚 製本業者から運転資金として二二〇万円、設備資金として二八〇万円の申込みのあった案件で、運転資金については貸付期間が五年を超える場合は基準金利に〇・一パーセント加算した金利が適用されるにもかかわらず、貸付期間を七九か月とし、基準金利を適用する旨意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六二年三月二八日に補助参加人 X2 に対し、適用利率の相違について指摘し、再々の規程違反があること、常々規程を見ての作業を指示しているが一向に改善されていないこと、若い職員でもこれほどの規程違反はないことを申し渡し、自覚をもって改善するよう注意した。

堀 アクセサリー卸売業者から運転資金一、〇〇〇万円の融資申込みがあった案件について、貸付期間が五年を超える場合は基準金利に〇・一パーセントを加算した金利が適用されるにもかかわらず、貸付期間を八〇か月とし、基準金利を適用する旨の意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六二年六月一二日に、補助参加人 X2 に対し適用利率の相違について指摘し、規程の無理解について注意している。

塙 理容業者から音響設備等の資金として四〇〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けは環衛公庫の振興事業施設貸付けとなり、音響設備の適用金利は年四・九パーセントであるにもかかわらず年四・八五パーセントを適用する旨の意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年六月一日に補助参加人 X2 に対し、利率適用相違について指摘し、利率適用には十分注意するよう注意するとともに、利率について訂正させた。

墨 根抵当権を設定し融資している自動車ゴム部品製造業者から機械購入資金として八〇〇万円の融資申込みのあった案件で、今回融資により貸付金額の合計は二、一五二万円となるため、根抵当権の極度額について変更する必要があるにもかかわらず、これを看過し、従前のままの極度額で融資するとの意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、受払票に、「極度額変更は」と記載して補助参加人 X2 に投げ返している。

⑳ 鋳物研削業者から運転資金として二〇〇万円の融資申込みのあった案件で、信用調査で確認した証拠書類を信用調査票に記入すべきであるにもかかわらず、これを怠った。これに対し、Y33 課長は、受払票に「確認資料記入のこと」と記載して補助参加人 X2 に投げ返した。

㉑ 既に根抵当権を設定して融資しているハンカチーフ製造業者から運転資金として五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、根抵当権台帳により根抵当権の内容について変動がないか確認した上で融資の可否について判断すべきところ、これを怠ったまま貸し付けるとの意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、受払票に、根抵当権台帳の確

認が必要である旨記載して補助参加人 X2 に投げ返した。

- ③③ 既往貸付け(残元金一二六万円)のある鉄骨建築業者から運転資金として四五〇万円の融資申込みがあった案件で、当該企業の既往貸付けについて申込み直前の昭和六二年三月分及び同年六月分の支払が遅れているにもかかわらず、延滞理由を調査しないまま融資する旨の意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、受払票に三月分と六月分の返済遅延の理由を確認する必要がある旨記載して補助参加人 X2 に投げ返した。
- ③④ 鉄工業者からプレス購入等の設備資金と運転資金として六〇〇万円の融資申込みのあった案件で、信用調査で確認した証拠書類を信用調査票に記入することを忘れた。これに対し、Y33 課長は、受払票に、帳簿関係は何を見たのか記入する必要がある旨記載して補助参加人 X2 に投げ返した。
- ③⑤ クリーニング業者からドライ機購入資金として五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、当該業種は振興事業施設貸付けの対象業種であり、基準金利(年五・二パーセント)より低い特別利率(年四・八パーセント)が適用されるため、これを適用するかしないのか検討したうえで融資意見を具申する必要があるにもかかわらずこれを怠り、かつ、経営内容について確認した証拠書類を信用調査票に記入することを忘れた。これに対し、Y33 課長は、受払票に帳簿は何を見たのか、「証」欄の記入、振興貸付け希望の有無について記入する必要がある旨記載して補助参加人 X2 に投げ返している。
- ③⑥ 手芸用品卸売業者から倉庫、事務所の新築のため、一、二〇〇万円の融資申込みのあった案件で、貸付期間が一〇年を超える場合は本店申請が必要であり、事前に貸付承認申請書を作成することが必要であるにもかかわらずこれを看過し、一〇年を超える貸付期間を設定したのに支店長決裁だけで貸し付けるとの意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、受払票に一二〇回ではだめと記載して補助参加人 X2 に投げ返した。
- ③⑦ 美容業者から店舗等の設備資金として五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、追加保証人にかかる索引を怠り、また、この貸付けは振興事業施設貸付けに該当するため、店舗等の設備は年四・八パーセントが適用されるにもかかわらず年五・二パーセントを適用する旨の意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、利率の適用相違と、保証人予定者にかかる索引もれについて指摘し、補助参加人 X2 に投げ返した。
- ③⑧ 既に原告から融資を受けている美容業者から、材料仕入、諸経費支払資金として環衛公庫の貸付けにより一、六五〇万円の融資申込みのあった案件で、今回融資分から既往貸付け分(残高三六〇万円)は決済(現貸決済)できないにもかかわらず、決済する旨の意見具申を行った。

また、今回貸付け分の金利は基準金利の年五・七パーセントを適用すべきであるにもかかわらず、誤って特別利率の年五・二パーセントを適用するとの意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、受払票に、環衛貸付けを普通貸付けによって決済することはできないこと、振興事業施設貸付運転資金は五・二パーセントではないことを記載して補助参加人 X2 に投げ返している。

- ③⑨ 公衆浴場業者から店舗等のほか、コインランドリーにかかる設備資金四、〇〇〇万円の融資申込みがあった案件中、コインランドリーは基準金利(年五・七パーセント)より低い特別利率(年四・七パーセント)は適用されないにもかかわらず、特別利率を適用するとの意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、受払票に「コインランドリー」と記載して補助参加人 X2 に投げ返している。
- ④⑩ 染色業者から運転資金一、〇〇〇万円の融資申込みのあった案件中、融資する旨の意見具申があったが、保証予定者に対し保証意思確認を怠ったまま信用調査票を提出した。これに対し、Y33 課長は、受払票に保証意思確認が抜けていることを記載して補助参加人 X2 に投げ返している。
- ④⑪ 書店を新規に開業する業者からの八〇〇万円の融資申込みの案件中、根抵当権を設定し融資する旨の意見具申があったが、根抵当権設定に伴う正味担保価格の算定において先順位の普通抵当権が設定されているときの当該先順位抵当権者の債権額は、利息・遅延損害金相当分を勘案し残元本を一・三倍した額としているにもかかわらず、これを看過して意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、受払票に、担保は一・三倍することと記載して補助参加人 X2 に投げ返している。
- ④⑫ 配電盤製造業者から諸経費支払等のため二、五〇〇万円の融資申込みのあった案件中、融資する旨の意見具申があったが、保証予定者に対する保証意思確認を怠ったまま信用調査票を提出した。これに対し、Y33 課長は、受払票に、保証意思を確認する必要がある旨記載して補助参加人 X2 に投げ返している。
- ④⑬ 既往の代理貸付け(残元金三九〇万円)がある木材業者から諸経費支払のため一般貸付けで二、七〇〇万円の融資申込みのあった案件中、一般貸付けの貸付限度額は代理貸付けと直接貸付けとを合わせて二、七〇〇万円となるため、直接貸付けは二、七〇〇万円から代理貸付け分を差引いた額以内でなければならないにもかかわらずこれを看過し、今回二、七〇〇万円の融資をする旨の意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、受払票に、代理貸付けが三九〇万円あるから、貸付限度をオーバーしている旨記載して補助参加人 X2 に投げ返している。
- ④⑭ 建物防護工事業者から諸経費支払の資金として八〇〇万円の融資申

込みのあった案件で、普通貸付けの場合、貸付期間が五年を超えると
きは基準金利に〇・一パーセント加算した金利が適用されるにもかかわらず、
基準金利を適用する旨の意見具申を行った。これに対し、Y33
課長は、受払票に、五年を超えているので〇・一パーセント加算され
る旨記載して補助参加人 X2 に投げ返している。

ウ 以上のとおり、原告は昭和六〇年一〇月から昭和六三年一月までに上
司が注意・指導した事案として四四件を例示したが、これから、補助参
加人 X2 が利率の適用ミス、保証意思確認もれなど、審査事務の基本的
な事務処理において誤りを多発していたことが明らかである。

(2) 不注意な事務ミス

補助参加人 X2 は審査事務を処理するに当たって注意を欠き、漫然と仕
事に取り組んでいるため、度々不注意なミスを犯していた。

注意・指導した例のいくつかを以下に示す。

ア 審査係は毎月一回「調査中調べ」として、現在申込み中で各担当者に
配付された案件について、現物の照合を行うことになっている。

調査中調べで、各審査係は自分の手持案件について貸付種別ごとの件
数、金額を調査中調べ票に記入し、とりまとめ担当者に提出する。担当
者は各審査担当者から提出のあった調査中調べ票に基づいて集計表を作
成する。このように、支店では、申込書等の現物、申込受付票、業務日
報(種別ごとに毎日の申込件数、金額を集計している帳票)とを照合して
いる。

補助参加人 X2 は、昭和六〇年七月に実施した調査中調べにおいて、
特別貸付けの一つである倒産防止対策貸付けの申込み案件について、倒
産防止対策貸付け分として調査中調べ帳票に記入し集計しなければなら
ないにもかかわらず、普通貸付け(一般貸付け)として処理したことから、
支店の「調査中調べ」が一致しなかった。そこで、Y32 課長は、昭和六
〇年七月二二日補助参加人 X2 を注意・指導した。これに対して、補助
参加人 X2 は「知らなかった。」と発言した。指導した Y32 課長は、補
助参加人 X2 の右弁解を聞いて、副調査役として何年審査を担当してい
るのかと呆れ、その旨指導観察記録にメモした。

イ 審査係は融資にかかる意見具申に当たって、貸付け後の顧客の支払方
法についても具申することになっている。顧客の支払方法は、窓口持参、
銀行・郵便局からの送金、自動振替等があるが、当時管内の金融機関の
中で自動振替による原告への支払の取扱いをしていないところもあった。
そこで、支店では自動振替の取扱金融機関については、一覧表で担当者
に周知徹底させていた。

ところが、補助参加人 X2 は、昭和六一年六月から九月にかけて、自
動振替の取扱いをしていない東春信用金庫の預金口座から自動振替で支
払うとの意見を再三出してきた。

以下、具体例を述べる。

① 昭和六一年六月三日のケース

この件については、信用調査票において、申込人の返済方法に関して、東春信用金庫から自動振替によって支払うとの意見を出してきた。しかしながら、この当時、東春信用金庫は自動振替による原告への支払の取扱いを行っていなかった。

したがって、昭和六一年六月三日に Y32 課長は、補助参加人 X2 に対し、原告の信用にかかわる問題である旨注意している。

② 昭和六一年七月二二日のケース

この件については、信用調査票において、補助参加人 X2 は、申込人の返済方法に関して、東春信用金庫から自動振替によって支払うとの意見を出してきた。しかしながら、前述のとおりこの当時、東春信用金庫は自動振替による原告への支払の取扱いを行っていなかった。

昭和六一年七月二二日に Y32 課長は、補助参加人 X2 に対し、このような不手際により顧客の信頼がなくなると注意している。

③ 昭和六一年九月二六日のケース

この件については、信用調査票において、補助参加人 X2 は、申込人の返済方法に関して、東春信用金庫から自動振替によって支払うとの意見を出してきた。しかしながら、この時点でも、東春信用金庫は自動振替による原告への支払の取扱いを行っていなかった。

したがって、昭和六一年九月二六日に Y32 課長は、補助参加人 X2 に対し、東春信用金庫については自動振替による原告への支払の取扱いを行っていないことを再三にわたり注意してきたが、またミスをしており、自覚がない、顧客の信頼もなくなると厳重に注意している。

ウ 昭和六一年八月、個人で小売業を営む業者から買掛金の決済資金として二五〇万円の融資申込みのあった案件で、補助参加人 X2 は、当該企業には買掛金が発生していないことが経営資料から明らかであるにもかかわらず、資金の用途を買掛金の決済として融資する旨の意見具申を行った。そこで、Y32 課長は、昭和六一年八月二七日補助参加人 X2 を注意・指導した。

エ 名古屋支店では、申込人の信用調査について、支店に来てもらって面接調査を行うほか、顧客の便宜を図って地元の商工会議所等に審査担当者が出掛けて面接を行うこともあった。補助参加人 X2 は、昭和六二年四月一日に予定していた面接場所が春日井商工会議所であるにもかかわらず、四名の顧客にあてた面接案内通知に面接場所を原告名古屋支店と記入して送付してしまった。補助参加人 X2 本人はそのことに気が付かないまま、同日面接場所の春日井商工会議所に出張した。この結果、顧客の一人が名古屋支店に来店してしまったので、同じ審査係の Z42 職員から顧客に事情を説明の上陳謝し、春日井商工会議所に戻ってもらうとともに、他の三名の顧客には電話で至急連絡した。

同日午後四時に帰店した補助参加人 X2 に対し、Y32 課長は、顧客に

迷惑をかけた上に原告の信用にかかわる問題であり、今後十分注意するよう指導した。

(3) 担当業務に対する無責任な態度

補助参加人 X2 は、審査業務の処理にあつて無責任な態度が度々認められた。具体例を示すと以下のとおりである。

ア 二、〇〇〇万円以上の貸付けの場合、貸付決定票を作成し、支店から本店に毎月一〇日までに報告することになっており、当該決定票のとりまとめは補助参加人 X2 が担当していた。

ところが、補助参加人 X2 は昭和六一年二月、期限を一週間以上経過したまま放置した。同月一八日、貸付決定票が送付されていないことに気付いた Y32 課長が担当の補助参加人 X2 に注意したところ、とりまとめ報告を忘れたとの申出があり、早急に報告するよう指示した。

ところが、補助参加人 X2 は、同日各審査担当者に貸付決定票の用紙を配付しただけで、とりまとめもせずに退店してしまった。補助参加人 X2 は翌日は有給休暇を申請しており、また翌々日は出張の予定であったことから、Y32 課長はやむを得ず、とりまとめと本店への報告を Z43 調査役に行わせた。

イ 昭和六一年四月、業務課と融資課間での取決め事項として、融資課で追加保証の手続を取った場合、後日業務課で融資の通知を送付するとき追加保証人を検索する便宜上、追加保証の用紙は借入申込書に左とじでつづり込むことにし、Y32 課長が各係員に周知した。しかし、補助参加人 X2 は、この取決めを無視して右とじ処理を再三行つた。そこで、Y32 課長が昭和六一年四月一〇日に注意を与えたが改めず、翌日の四月一日、さらには五月七日と再三注意をしなければならなかつた。

ウ 昭和六一年四月、申込時の保証人予定者のほかに、さらに追加保証人を求める場合、追加保証人について特定した上担当課長に信用調査票を提出すると支店で取決めをした。しかし、補助参加人 X2 は、昭和六一年四月二三日これを無視して単に追加保証が必要との意見のみ記入し、追加保証人を特定することなく信用調査票を提出してきた。

この取決めについては、昭和六一年四月八日から一五日までに行われた本店検査部による検査において、同月一日、Z44 副検査役が検査概評として、審査担当者に対して追加保証人に関する事項等を指導したため、名古屋支店では、これを受けて、右同日融資課全員でミーティングをし、追加保証人に対する右取決め事項を確認したものである。

以上の経緯で取り決めた事項について、補助参加人 X2 はその直後にこれを無視した信用調査票を提出してきたものである。これに対して、Y32 課長は、申し合わせを守らなければ従来 of 体制に逆戻りする、自分に厳しく仕事をせよと指導し、その旨指導観察記録に記載した。

エ 審査係は、借入申込企業について信用調査を行い、融資の可否及びその条件についての自分の判断を所見欄に記入して課長に具申することを

職務としている。ところが、補助参加人 X2 は信用調査票を提出するとき、審査事務の基本ともいべき自分の所見(意見)を記入しないまま提出してくるということが度々あった。

借入申込企業にかかる信用調査において、担当者としての所見を記入した上で信用調査票を課長に提出することは審査事務の基本であり、補助参加人 X2 の態度は、はなはだ無責任といわざるを得ない。

この件については、例えば、昭和六一年五月二八日、同年七月五日、昭和六三年一月二六日、同年三月二二日、同年四月一三日と繰り返し注意・指導されている。

オ 審査係は申込企業の信用調査にあたり、信用調査票を作成するが、この調査票は、顧客に関する経歴をはじめ取引先、決算内容、財務内容、保証人の資産等、多岐にわたって情報が記入される。したがって、信用調査票の管理は厳重に行う必要がある。

ところが、補助参加人 X2 は、昭和六二年四月一五日、書き損じの信用調査票を裁断することなく支店のくずかごに捨てて退店してしまった。Y32 課長がこれを発見して裁断したが、もし、同信用調査票が外部に漏れると顧客の信用に係わるものであった。

Y32 課長は、翌四月一六日朝のミーティングにおいて、審査係全員に右状況を説明し、顧客情報にかかる文書の管理について厳重注意した。

カ 五〇〇万円の融資申込みのあった案件について、昭和六二年一〇月二九日右金額を融資する旨の意見具申をしてきたが、貸付期間、分割支払の金額の記載が欠落したままになっていた。そこで、Y33 課長は、昭和六二年一〇月三〇日に受払票に「返済条件記入なし」と記載して、補助参加人 X2 に投げ返している。

(4) 業務指示に対する反抗的な言動

補助参加人 X2 は、上司の業務指示に対して素直に従う姿勢を欠いており、反抗的な言動をしては支店の秩序を乱すことが多くあった。具体例を示すと以下のとおりである。

ア 昭和六一年四月八日から同月一五日にかけて、名古屋支店に本店検査があり、その間、審査事務については四月九日から一日にかけて検査が実施された。その際、四月一日に検査担当の Z44 副検査役から十数件の貸付案件について問題点を指摘された。

Y32 課長は、各案件の担当者に検査担当者の指摘に対して説明用のメモを直ちに作成するように指示したところ、他の担当職員はすぐに提出してきた。ところが補助参加人 X2 は、「どこが問題か。どう反論すればいいのか。」と言って、Y32 課長の指示に対して反抗的な態度をとり、従おうとしなかった。

当該案件は、同時期に関連会社からも申込みがあったという案件であり、検査担当者から両社間の資金流出等の事項について問題点を指摘されたものであった。そこで、Y32 課長は補助参加人 X2 に対し、両案

件の信用調査票を比較して、指摘された事項を検討・報告するよう厳しく指示した。

イ 原告を初めて利用する顧客から三〇〇万円の融資申込みがあった案件について、補助参加人 X2 が担当して基本調査を行い、昭和六二年四月一〇日、一〇〇万円を貸し付ける意見を具申してきた。

Y32 課長が内容を検討したところ、当該申込者の調査に当たり、営業所及び居宅の賃貸借契約書、家賃の領収書等の実証資料の確認がされていないので、これらを確認するよう指示した。ところが、補助参加人 X2 は、「たかが一〇〇万円の貸付けではないか。」と反抗して従おうとしなかった。

Y32 課長が、金額の多い少ないという問題ではなく、調査の仕方の問題であることを指摘し、例え話として、「自分のお金を貸す場合なら、そういうものを確認するだろう。」と言ったところ、補助参加人 X2 は、「自分の金ではない。公庫の金だ。」とさらに反抗してきたので、Y32 課長は、審査担当者として自覚が足りないと注意・指導した。

(5) 職場規律を乱す行動

補助参加人 X2 は、職場規律に反する行動をとることが多くあった。

ア 審査担当者が申込企業のところに実地調査に行った場合、一旦帰店してから退店するのが原則である。現地での調査が遅れて帰店することができず、直接帰宅する場合には、当然のことであるが支店にその旨報告する必要がある。ところが、補助参加人 X2 は、実地調査に行った後、何の連絡もしないまま帰宅することがあった。

例えば、昭和六〇年一〇月二三日、補助参加人 X2 は申込企業の所在地に実地調査に出掛けたまま、支店に何の連絡もしないで直接帰宅してしまった。そこで、翌一〇月二四日、Y32 課長はこういうことでは支店の管理上非常に困る旨注意・指導した。

イ 定期的に行われる各種会議の開催について、名古屋支店では事前に職員に周知している。それにもかかわらず、補助参加人 X2 は、会議に遅れて出席することが度々あった。例えば、補助参加人 X2 は昭和六一年一月二二日、同年五月八日、同月一五日と繰り返し遅れた。

その都度 Y32 課長が、会議に遅刻することのないよう注意・指導したが、補助参加人 X2 は、右のような態度を改善しようとしなかった。

(6) 消極な業務姿勢が目立ったこと

補助参加人 X2 は、管理職の一步手前の副調査役であり、経験年数も長く、いわゆるベテラン職員であったが、業務意欲に乏しく、自分の仕事の範囲を勝手に限定して、それ以外の業務には極めて消極的であり、積極的に手を出そうとしなかった。

具体例を示すと以下のとおりである。

ア 毎年一月に行う店内検査において、昭和六一年の場合、補助参加人 X2 は恩給担保貸付けにかかる基本約定書の検査担当の一人として指定され

ていた。

昭和六一年一月一三日の店内検査当日、他の職員が支店の一階から二階に検査資料を運んで検査の準備に取りかかっているにもかかわらず、補助参加人 X2 は自席に座ったまま動こうとしなかった。そこで Y32 課長が、「他の者を見れば自分が今何をすべきか分かるのではないか。」と注意したところ、補助参加人 X2 は渋々席を立ち、やっと動きだした。

イ 昭和六一年二月一〇日の役席会の席上、補助参加人 X2 は、融資課の実績、計画について発表する担当になっていた。このとき、Y32 課長が予め資料を手渡していたにもかかわらず、補助参加人 X2 は事前に全く準備をしておらず、当日になって「何を話してよいかわからない。」と言ってきた。仕方なく、Y32 課長が発表すべきポイントを説明、指導したところ、それをもとに何とか役席会で発表したが、準備不足のため極めて不満足なものであり、それまでの他の職員の発表内容に比べると著しく見劣りした。

ウ 昭和六一年度の融資課の重点目標について各人の意見を三月二五日までに提出するよう指示していたが、補助参加人 X2 一人だけが提出を怠り、Y32 課長に注意されて翌三月二六日ようやく提出してきた。

エ 融資課では昭和六一年三月二八日のミーティングにおいて、昭和六一年度重点目標の打合せを行った。その際、補助参加人 X2 が提出した書面をみると、「昭和六〇年度の成果」として「昭和六〇年度貸付けについて延滞口編入なし」との記載をしており、これは支店の実態に全く反するものであった。そこで、Y32 課長は支店において延滞口編入件数が補助参加人 X2 の担当案件も含めて十数件あることを資料に基づいて説明し、副調査役であれば支店の実態について理解しておくべきである旨注意、指導した。

オ 融資ができないことになった顧客が、昭和六二年四月一〇日、融資できない理由を直接聞きたいと来店したとき、補助参加人 X2 は、上司の Y32 課長から顧客に説明してくれと要求してきた。Y32 課長は、融資できなかった案件で顧客から理由を聞かれた場合は担当の職員に説明させていたところから、本件についてもまず補助参加人 X2 自身で行うよう指示したところ、補助参加人 X2 は、「自分は調査の時間は与えられているが、否決理由を説明する時間は与えられていない。」と反抗してきた。Y32 課長が、否決理由を説明するのも審査係の職務であると注意するも、補助参加人 X2 はなかなか従おうとしなかった。

(7) 顧客に対する応接が適切さを欠くこと

申込みに来る顧客に対して親切丁寧に応接することは、原告の職員として実行すべき基本的な応接態度であり、名古屋支店においても職員に対し日ごろから指導していた。しかし、補助参加人 X2 は、顧客に対して非常に横柄かつ不遜な態度をとることがあり、そのため顧客から「あの態度は何だ、横柄この上ない。」と名指しで抗議が寄せられることがあった。

具体例をいくつか示すと以下のとおりである。

ア 昭和六〇年六月一三日、補助参加人 X2 は富士銀行菊井支店から紹介された顧客と面接した際、客がその前に銀行に申込書を提出したことについて「どうして直接公庫に持ってこなかった。」と詰問口調で責めた。そのため顧客が立腹し、直後に電話で「申込みは公庫に直接しないといけないのか、面接でひどい言い方をされた。」と Y32 課長に抗議してきた。

また、銀行の融資課長から Y32 課長に対して、「紹介を依頼しておきながら、銀行経由を非難するとはどういうことだ、職員の指導を徹底してもらいたい。」と抗議の申入れがあり、同課長は申し訳なかったと謝罪した。Y32 課長は補助参加人 X2 に対し、顧客との応接に常々問題があることを指摘し、態度を改めるよう注意した。

イ 昭和六〇年九月二四日、補助参加人 X2 が保証人の調査で岡崎信用金庫の Z45 氏に照会の電話を入れた際、相手の職員に対して礼儀を欠いた極めて横柄な態度で発言をしたということで、同信用金庫から連絡があった。担当者の話によれば、金融機関の職員とは考えられないような礼儀を欠いた発言態度で極めて不愉快であったということであった。また、このような態度で顧客とも応接しているのかと思うと他人事ながら腹が立つという話があり、その立腹ぶりは相当なものであった。

同じ金融機関の職員をこれほどまでに不愉快に思わせ、立腹させる補助参加人 X2 の態度の悪さについて、Y32 課長は同日厳しく注意した。

ウ 昭和六二年八月一九日、補助参加人 X2 が対応した顧客から Y33 課長あての電話で、「全く不親切な対応で不愉快である、もう少し丁寧な説明をするよう注意してもらいたい。」旨の抗議が寄せられた。本件は、最終的には融資した案件であるが、それにもかかわらず苦情が寄せられたものである。Y33 証人にとっても、貸付けをした顧客からこのような苦情を受けたのは初めての経験であった。

エ 昭和六二年八月二八日、新規申込みをした顧客から、「否決されたのはやむを得ないが、担当の職員の横柄なものの言い方は今考えても腹が立つ。」「まるで警察で調べられているようだ、公庫は職員の指導をどのようにしているのか。」と抗議が寄せられた。

同日、Y33 課長は補助参加人 X2 に対して、接遇態度を改めるよう厳しく注意・指導した。

オ 法人の飲食業者(お好み焼き店)から支店開設のための設備資金(投資額約一億二、四〇〇万円)の一部として、環衛貸付けで八〇〇万円の融資申込があった案件について、昭和六二年一〇月二六日、当該申込法人代表者から電話があり、「担当の X2 職員から、『今回の設備投資額一億円に対し、わずか八〇〇万円程度では公庫資金は必要ないだろう。』』と言われた、一体公庫職員の指導はどうなっているのか。」との抗議が寄せられた。

同日、Y33 課長は補助参加人 X2 に事実関係を確認したところ、右発言の事実を認めたことから、顧客の資金計画を配慮せず、折角申し込んできた顧客に対して非常識な発言をすることのないよう補助参加人 X2 に注意・指導した。

(8) 上司の補佐、後輩の指導がなかったこと

補助参加人 X2 は、単に自分の担当する事務の処理ばかりでなく、課長や調査役に対する補佐や支店の後輩職員に対する指導についても一定の役割を果たす立場にあったが、これらの役割を發揮したことは全くなかった。

(9) 支店全体の業務推進に対する取組みについての消極的な態度

補助参加人 X2 は、副調査役として支店全体の業務推進に関し提言するなど、積極的に取組むべき立場にあったが、同人の態度は極めて消極的で、支店で定期的に行われる各種会議においても積極的に発言することはなかった。

(一〇) 補助参加人 X8 について

補助参加人 X8(以下「補助参加人 X8」という。)は、昭和六〇年から昭和六二年にかけて、名古屋支店に勤務し、延滞係を担当していたが、この期間における補助参加人 X8 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

右の時期、補助参加人 X8 は既に経験約二九年のベテラン職員であった。また、補助参加人 X8 は昭和五四年七月に名古屋支店に転入以来、一貫して延滞係を担当していた。

しかるに、当時の補助参加人 X8 は、事務処理上の誤りを頻発させるなど延滞係としての基本的能力が劣っており、また、副調査役の立場で支店や課全体の業務に目を配ったり業務を積極的に推進することもほとんどなく、自分が直接担当する目の前の仕事に業務の範囲を勝手に制限して、他に手を出そうとはしなかった。

(各論)

(1) 事務処理における指示の実行遅延及び管理の放置が数多くあったこと

補助参加人 X8 は、個々の延滞口債権の事務処理について、上司から指示された事項の実行が遅れたり、あるいは職務を怠って長期間管理を放置したりすることが頻繁にあり、そのため上司である Y34 課長は再三にわたり注意をしていたが、それでも指示の実行遅延及び管理の放置が改められることはなかった。

ア 指示の実行遅延

指示の実行遅延について具体的な事例をいくつか挙げると、以下のとおりである。

- ① 貸付日昭和五六年二月三日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月一七日に保証人全員についてそれぞれ強制執行の効果を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六〇年六月二四日まで五か月余にわたり実行しなかった。

- ② ①と同じ案件で、昭和六〇年六月二四日に債務者法人代表者の住所について調査することの指示を受けていたにもかかわらず、同年九月二四日まで三か月にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五七年八月二六日ほか貸付金額計三〇〇万円の案件で、昭和六〇年七月一五日保証人の実態調査と執行効果の検討を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一〇月二三日まで三か月余にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五二年九月二六日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六〇年八月一九日に保証人から代位弁済がなければ、訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一〇月二五日に名古屋簡易裁判所に提訴するまで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五九年七月二三日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年十一月一日に保証人の不動産に設定されている抵当権等についての債権残高を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一月二四日に岡崎信用金庫笠寺支店へ債権額を照会するまで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五四年一月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年三月二五日に債務者法人代表者及び保証人に対して返済交渉を継続することの指示を受けていたにもかかわらず、同年六月二八日に代表者と交渉するまで三か月、同年八月二〇日に保証人 Z46 を実訪するまで五か月にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五六年九月一四日ほか貸付金額計四〇〇万円の案件で、昭和六一年七月二六日に保証人に対して代位弁済交渉をすることの指示を受けていたにもかかわらず、同年一月二八日まで四か月にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和六〇年六月二八日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六一年一月一七日に債務者及び債務者法人代表者に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年四月三日に名古屋簡易裁判所に提訴するまで五か月半にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五八年一月三十一日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年二月三日に債務者法人代表者に対して保証参加するよう交渉することの指示を受けていたにもかかわらず、Y34 課長が名古屋支店を離任する昭和六三年三月時点まで管理を放置し、実行しなかった。
- ⑩ ⑥と同じ案件で、債務者法人の所有する不動産につき競売手続が進行中であったところ、昭和六二年三月一八日、同法人代表者が進めている右不動産の任意売却が行われた場合に原告に確実に配当があるのか確認することの指示を受けていたにもかかわらず、Y34 課長が名古屋支店を離任する昭和六三年三月時点まで管理を放置し、実行しなかった。
- ⑪ ①と同じ案件で、昭和六二年三月三〇日に保証人に対して代位弁済

交渉をすることの指示を受けていたにもかかわらず、同年七月二十七日まで四か月にわたり実行しなかった。

- ⑫ ④と同じ案件で、昭和六二年四月一七日に保証人について実態調査を鹿児島支店に管理依頼することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年二月九日に原告鹿児島支店に管理依頼するまで九か月半にわたり実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五七年五月一九日ほか貸付金額計三五〇万円の案件で、昭和六二年五月三〇日に債務者及び保証人に対して有体動産の差押えを行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年七月三十一日まで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五六年九月一四日ほか貸付金額計四〇〇万円の案件で、昭和六二年五月三〇日に保証人に対して有体動産の差押えを行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年八月二〇日まで二か月半にわたり実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五九年一二月一八日貸付金額三八〇万円の案件で、昭和六二年七月一三日に保証人に対して不動産を担保として差し入れるよう交渉することの指示を受けていたにもかかわらず、同年九月一〇日まで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五一年八月五日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年七月二〇日に保証人を実訪することの指示を受けていたにもかかわらず、同年九月三日に保証人 Z47、同年九月二四日に保証人 Z48 を実訪するまで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑰ ⑥と同じ案件で、昭和六二年七月二四日に、係属中の競売手続において落札または配当がなければ保証人に対して代位弁済交渉をすることの指示を受けていたところ、同年八月六日に落札者が出なかったにもかかわらず、同年一二月一〇日まで四か月にわたり実行しなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五五年三月二一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年八月二六日に原告が担保権を設定している不動産について競売申立てを行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五二年一月一七日ほか貸付金額計三〇〇万円の案件で、昭和六二年八月二九日に債務者に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年一月一八日に名古屋簡易裁判所に提訴するまで四か月半にわたり実行しなかった。
- ⑳ ⑮と同じ案件で、昭和六二年八月三十一日に、原告が仮差押をしている債務者の不動産に設定されている抵当権等の債権残高を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一〇月二〇日に中央相互銀行道徳支店に照会するまで一か月半にわたり実行しなかった。
- ㉑ ⑭と同じ案件で、昭和六二年九月九日に保証人に対して代位弁済交渉をすることの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年二月一

○日まで五か月にわたり実行しなかった。

- ⑳ 貸付日昭和五二年七月六日貸付金額三一〇万円の案件で、昭和六二年九月二二日に債務者に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年一月二八日に名古屋簡易裁判所に提訴するまで四か月余にわたり実行しなかった。

イ 管理放置

長期間管理を放置した具体的事例をいくつか示すと、以下のとおりである。

- ㉑ 貸付日昭和五二年九月二六日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年二月二日から同年五月三一日まで三か月半の間及び昭和六二年六月一七日から昭和六三年二月九日まで約八か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五三年一月三〇日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六一年二月二五日から同年六月二三日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五二年五月二六日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年四月三〇日から同年九月二七日まで約五か月の間及び同年九月二七日から昭和六二年五月三〇日まで八か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉔ 貸付日昭和五六年一二月一六日ほか貸付金額計三〇〇万円の案件で、昭和六一年九月二二日から昭和六二年五月三〇日まで八か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉕ 貸付日昭和六〇年一二月七日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月一七日から昭和六二年二月二六日まで四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉖ 貸付日昭和五七年八月二〇日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月二七日から昭和六二年五月一日まで六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉗ 貸付日昭和五五年五月二〇日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月二七日から昭和六二年五月一六日まで約七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉘ 貸付日昭和五四年一二月一九日ほか貸付金額計五〇〇万円の案件で、昭和六二年三月二七日から同年九月二二日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉙ 貸付日昭和六一年三月二四日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年一〇月一二日から昭和六三年一月三〇日まで三か月半の間、一切管理を行わなかった。

(2) 管理カードや管理依頼カードのずさんな保管

延滞口債権にかかる管理カード等は、債務者の状況あるいはこれまでの管理の経過、今後の管理方針などを記録した重要書類であることから、月

一回すべての管理カードについて紛失等がないか確認するため、照合を行うこととされており、その方法は管理事務取扱規程に定められている。

ところが、補助参加人 X8 は自分が担当する延滞口債権にかかる管理カードや管理依頼カードの保管について、日ごろから十分な注意を払わずさんな管理をしていた。そのため紛失騒ぎを引き起こし、また、その際の対応にも問題があった。その事例を示す。

ア 昭和六〇年五月八日、管理カードの照合の結果、補助参加人 X8 の担当する案件の管理カードが一件分所在不明であることが判明した。Y34 課長は補助参加人 X8 から右報告を受けて、同人に対し徹底的に捜すよう指示したが、同日中は見付からなかった。翌五月九日の午前中延滞係全員で捜した結果、別のカードの間に交じっているところをようやく発見することができた。Y34 課長は補助参加人 X8 に対して、日常の管理カードの保管が杜撰であることを指摘し、今後はこのようなことを起こすことのないよう指導注意した。

イ 昭和六一年五月八日、新宿支店の Z49 管理課長から、Y34 課長のところに、「昭和六一年四月二日付で当支店から名古屋支店に管理依頼した延滞口の案件について、担当の X8 職員から管理依頼カードの所在が分からなくなってしまったので、管理カードの写しを送付して欲しい旨の連絡を受けたが、どうなっているのか。」と照会の電話があった。Y34 課長は補助参加人 X8 から管理依頼カードが不明となっているという報告は全く受けていなかったのので、話を聞いて驚き、「管理依頼(受)整理簿」で当該案件について調べてみると、確かに、昭和六一年四月二五日に新宿支店から管理依頼カードが到着しており、その担当者は補助参加人 X8 であった。

Y34 課長は直ちに補助参加人 X8 を呼んでこの件の事情を問いただした。補助参加人 X8 は、新宿支店から管理依頼を受けた案件の管理依頼カードが見当たらないため、当面の実訪・面接等の管理処理に困ると思い、当該管理カードの写しを送付してくれるよう新宿支店の担当者に電話で依頼したと説明した。しかし、紛失したおそれがあるのなら、まず役席に状況を報告して善後策について至急検討すべきであるし、他支店に写しの送付依頼をするというような支店間の折衝事項は役席に報告の上行うべきものである。

そこで、Y34 課長は補助参加人 X8 に対して行方不明となった管理依頼カードについて、徹底的に捜すよう指示した。しかし、同日は発見することができなかった。そこで翌五月九日も延滞係全員で捜したところ、未入金口債権の管理カード中に紛れ込んでいたことが判明した。

補助参加人 X8 の右報告に基づき、Y34 課長は新宿支店の Z49 課長に電話して、管理依頼カードが発見されたこと、従って写は不要であることを連絡した。補助参加人 X8 に対しては、管理依頼カードの保管の徹底と支店間の折衝ルールについて注意・指導した。

(3) 業務の遂行が極めて消極的であること

補助参加人 X8 は、業務の遂行に関して極めて消極的であり、目の前の仕事しかやろうとせず、指示された仕事でも抵抗して積極的に処理する態度がなかった。具体例を示す。

ア 昭和六〇年五月一三日、Y34 課長は補助参加人 X8 に対して法的手続を要する延滞口債権四件について担当するよう指示した。しかし、補助参加人 X8 は、「今自分が担当している案件だけで手一杯です。」と口実を構えて拒否する姿勢を示した。

当時、法的手続を担当していたのは、副調査役である補助参加人 X8 のほかに五等級職員である Z50 職員であり、それぞれが担当していた件数は補助参加人 X8、Z50 職員ともに約一三〇件という状況であった。このような中で、Y34 課長は前述のとおり、四件の案件について補助参加人 X8 が担当するよう指示したが、補助参加人 X8 はこれに応じないとの姿勢を示したものである。しかし、補助参加人 X8 は副調査役であり、後輩に範を示す意味でも積極的に担当する必要があるし、また、担当している件数からみても補助参加人 X8 が受け入れるべき状況であった。そこで Y34 課長がその旨注意・指導したところ、補助参加人 X8 は渋々といった態度でようやく承諾した。

イ 昭和六〇年当時、名古屋支店では、延滞口債権のうち年度内に解消が見込める案件については、それが客観的にわかるようにとの意味から、管理カードにテープを貼付して他の案件と区別していた。

昭和六〇年七月二四日、Y34 課長が補助参加人 X8 の担当する案件の管理カードを点検していたところ、まだ延滞口に編入されたばかりで不動産を担保に徴求している案件において、債務者からは昭和六〇年九月までに延滞分を一掃するか、担保物件を売却して返済するとの申出があり、また担保物件の状況や債務者等への管理の状況等の諸条件から見て、明らかに昭和六〇年度中に解消が見込めるものがあつた。それにもかかわらず、管理カードにその旨テープによる表示がなかった。

そこで、Y34 課長は、補助参加人 X8 に対して「この案件は年度内の解消に努めるように。」と指示した。これに対し、補助参加人 X8 は「見通しがはっきりしません。」と発言して抵抗した。しかし、右のような条件が整っている案件であれば、年度内に解消を目指すべきであり、そうした姿勢がなければ解消は進まない。補助参加人 X8 の消極的な姿勢は問題といわねばならない。そこで、Y34 課長は、延滞口債権の解消へ積極的に取り組むべきである旨注意・指導した。

ウ 昭和六〇年度の名古屋支店の重点目標の一つの柱として、「推進体制の強化による全店的マーケティング活動の実行」を掲げていたところ、これに基づき、昭和六〇年八月一九日から二〇日にかけて、従前に補助参加人 X8 を含む副調査役及び調査役、四等級職員で行った電話による顧客への周知活動に対して、その後顧客に借入れを行う予定があるかど

うか再度電話により聴取することになっていた。補助参加人 X8 を除く他の副調査役及び調査役、四等級職員は、八月二〇日までに顧客への電話連絡を終了した。しかし、補助参加人 X8 はこれを怠り全く実施しなかった。

全店的にマーケティング活動を実施している状況下に、副調査役の補助参加人 X8 の立場であれば、自分の担当事務だけでなく、こうしたマーケティング活動にも先頭に立って積極的に取り組む必要がある。しかるに、補助参加人 X8 の右懈怠は職員としての自覚を忘れたものであり、問題である。

エ 延滞係は、延滞口債権の解消を図るとともに、延滞口債権を増加させないために必要に応じて未入金係を応援するなど、単に自己の担当する延滞口債権の管理だけではなく、未入金係と一体となって事務処理を進めていく必要がある。ところが、補助参加人 X8 は、こうした協力姿勢を見せなかった。その具体例を示すと以下のとおりである。

(ア) 昭和六〇年一二月二六日、Y34 課長は延滞係の職員全員に対し未入金係の応援をするよう指示した。ところが、補助参加人 X8 だけは、指示を無視して未入金係を応援しようとはしなかった。

これについて、Y34 課長は補助参加人 X8 に対し管理課全体のことを考えて積極的に業務に取り組む姿勢をもつよう注意指導した。

(イ) 昭和六一年一月三十一日、当日は月末であり、未入金口債権のうち月末までに入金がなければ延滞口債権となってしまう案件について、顧客との入金交渉等に追われている状況にあった。こうしたことから、Y34 課長は延滞係の職員全員に対し、未入金口の来店客との応接や電話の応対等の応援をするよう指示した。ところが、補助参加人 X8 は、右指示を無視して応援せず、ただ下を向いて自分が担当している案件の事務処理をしているだけであった。

月末で未入金係が忙しいのを承知していながら、上司の指示にも従わず、無関心を装うのは副調査役が取る態度ではない。

オ 債務者(個人)は石油製品販売業で、昭和五八年一月三〇日に九五〇万円を貸し付け、昭和六〇年一〇月三十一日に延滞口に編入した案件で、債務者はすでに破産しており、保証人に代位弁済請求をしたが、これに応じないため、保証人所有の不動産の仮差押えをし、保証債務の履行請求訴訟を提起していた事案について、保証人は自分が代表者をしている法人から原告に融資申込みを予定しており、他の金融機関からの融資も得られる見込みなので、これを機に保証債務について一括代位弁済をしたいとの意向を表明していた。

そして、昭和六一年三月二〇日に、保証人が代表者をしている法人から原告の中村支店に融資申込みがなされた。その後、同年四月二一日、中村支店から、補助参加人 X8 に対し、右法人への融資が決定したとの連絡があった。さらに、同年四月二五日、保証人は補助参加人 X8 に対

して、一括代位弁済のための資金七〇〇万円は取引先の瀬戸信用金庫で資金調達する予定であるとの意向を表明していた。ところが、補助参加人 X8 は、その後、保証人が一括弁済の予定日として表明していた五月一〇日直前になっても保証人に連絡を取って取引銀行での資金調達がどうなっているかを確認したり、返済の段取りを確認する手はずを一切取っていないかった。

そこで、Y34 課長は昭和六一年五月八日、補助参加人 X8 に対して、右一括弁済の状況について聞いたところ、補助参加人 X8 からは「決済のための資金調達はやっているようです。」との全く意欲のない返事が帰ってきた。Y34 課長は、返済予定期日が迫っているにもかかわらず、何の手も打っていないことを指摘し、即座に保証人と連絡を取るよう厳しく注意した。

このような段取りの悪さから、予定日の五月一〇日に支払がなされず、同月二六日になっての支払となった。

(4) ずさん、無責任な事務処理態度に終始したこと

ア 昭和六〇年九月二七日、補助参加人 X8 は自分の担当する案件の関係で名古屋簡易裁判所へ赴く際に、同じく延滞事務を担当していた Z51 調査役が急いで仮差押えの取下げ申請を行わなくてはならない案件があるが、所用で行けないので、代わりに取下げ申請書を裁判所に提出してもらいたいと依頼した。そこで、補助参加人 X8 はこれを受取って裁判所に赴いた。ところが、補助参加人 X8 は持参した取下申請書を提出するのを忘れ、そのまま持ち帰ってしまった。

同日、顧客から仮差押えの取下げ申請をしてもらえたかと照会の電話が入っていた関係上、帰店してきた補助参加人 X8 に対し Y34 課長が、念のため、仮差押の取下申請書を提出したか確認したことから、補助参加人 X8 が提出を失念した事実が判明した。そのため Z51 調査役が急きょ裁判所に赴き、取下申請書を提出した。

イ 昭和六〇年一二月初め、複数の債務を負っている債務者からの入金、本来充当しなければならない債権ではなく同一債務者の別口の債権に充当されてしまったことがあった。ところが、補助参加人 X8 は、右入金処理を記載したジャーナルを速やかに確認しないまま放置したため、数日間経過した同月九日になって、初めてこのことに気が付き、あわてて回収係に入金処理の訂正を依頼してきた。しかし、入金処理から三日目以降のことであったので、即時に訂正することができるオンライン訂正によって行うことができず、本店事務部が定期的に行うため訂正に数日を要するオフライン訂正により、訂正処理をしなければならないこととなった。

Y34 課長は、当該オフライン訂正のため帳票が回収係から回付されてきたことで、補助参加人 X8 のずさんな事務処理に気付き、補助参加人 X8 を呼び、「入金処理のジャーナルの確認は、回収係から回付された時

点で速やかに行うべきである。」と注意指導した。

これに対し、補助参加人 X8 は、「ジャーナルの確認が遅れたのは、一二月二日から一二月五日までの間に借入申込案件にかかる審査事務の応援をやらされていたためである。」と自分のミスに反省の色を見せず、責任はないかのような反論をしてきた。

確かに、年末期の資金需要が増加していることから、一二月二日から一二月五日までの間、延滞係の Z51 調査役、Z52 副調査役とともに、補助参加人 X8 に対して審査事務の応援を指示したが、補助参加人 X8 に指示したのは計七件の審査案件であって、これを右期間内で処理すればよく、期間中他の仕事ができないといった無理のある仕事ではない。しかも、入金処理のジャーナルを確認するには、精々二〇分足らずの所要時間で済むことであり、手間のかかるものではない。したがって、審査事務の応援をしたことは全く理由にならない。

ジャーナルの確認は管理事務担当者が行うべき最低限の仕事であり、それを怠って自分の責任を回避しようとする補助参加人 X8 の態度は副調査役の取るべき態度ではない。

ウ 原告は、昭和六二年一月九日本店融資部長名の指示により、延滞口債権の管理に関する選別区分を見直すことになり、従前、検討口、約束手口、継続交渉口、法的手続口、長期交渉口の六区分であったものを、新規口、継続口、長期口、特別口の六区分に変更することとなった。しかし、この選別区分の見直しにあたっては、補助参加人 X8 はずさんな事務処理を行った。具体例を示すと以下のとおりである。

(ア) この新しい選別区分を行うにあたっては、判断基準を統一化するとともに、選別区分の状況を記録するために債務者等の生活状況や資産状況等を記入する管理状況総括票を作成することになっていた。前記本店融資部長の指示では、この管理状況総括票の作成に当たり、債務者等の生活状況等の実態把握は一年以内に行った実態調査に基づいて行うことになっていた。しかし、当時名古屋支店ではよりの確に選別を行うとの観点から、債務者の生活状況等の実態把握については本店指示より厳格に取り扱うこととし、長期口、特別口については一年以内という期間にこだわらず、選別を判断する直前にできるだけ実態把握を行うことを管理課のミーティングにおいて申し合わせ、取決め事項とした。

ところが、昭和六二年六月一日、補助参加人 X8 が担当していた長期口に選別する予定の案件について、支店の右取決め事項を無視して約一年前の実態把握に基づいて管理状況総括票を記入してきた。そこで Y34 課長は補助参加人 X8 に対し、「長期口に選別する場合はできるだけ直前に実態把握をすることを取り決めていたではないか。それができない特段の理由でもあるのか。」と指摘したところ、補助参加人 X8 は「特に理由はないが、本店からの指示では一年以内に

行った実態調査で良いということになっている。」と返事した。前述の本店の指示は補助参加人 X8 の主張のとおりであるが、名古屋支店では、選別を本店指示以上に厳密にやっという事で、管理課ミーティングで取り決めたことである。したがって、補助参加人 X8 はそれを遵守すべきであり、同人の右弁解は全く理由がない。

- (イ) 新しい選別区分のうち、特別口に選別するものは、将来にわたって回収困難と認められる債権である。昭和六二年六月初め、補助参加人 X8 が、この特別口に選別したい旨の具申をしてきた案件において、Y34 課長が念のため債務者の本籍地の不動産調査を指示したところ、債務者の父親名義の建物があることが判明した。しかし、補助参加人 X8 は父親が存命か否かの確認を怠った。

債務者の父親の存否によっては、債権回収が見込まれる可能性も出てくることになり、そうなれば特別口へ選別することは妥当とはいえないものとなる。したがって、補助参加人 X8 の右不動産調査は不徹底かつ不十分である。

ところが、補助参加人 X8 は六月一二日に、父親名義の建物があるが債務者名義の不動産はなかった旨の報告とともに、再度特別口に選別したい旨の具申をしてきた。

これについて、Y34 課長は補助参加人 X8 に対して、債務者の父親の存否について調査したのか確かめたところ、補助参加人 X8 は、調査はしていない旨答えた。そこで、Y34 課長は補助参加人 X8 に「何のために私が債務者の本籍地の不動産調査を指示したのか、良く考えて管理を行うとともに、安易な形で選別の意見具申を行っては困る。」と注意・指導した。

- エ 環衛公庫が貸し付けた債権については、原告が当該債権の残高の一定割合について保証責任を負っており、当該債権の約定最終期限の到来後一年を経過した日の属する月初時点で、原告が保証責任を履行することになっている(以下「保証履行」という。)。原告が右保証履行したことにより取得する求償債権は、引続き原告が管理を行い、保証履行後に当該債権について債務者から入金があれば、環衛公庫と原告に按分して充当することになる。

このように、一旦保証履行すれば、債権者、債権残高等が変動することになることから、訴訟が継続しているとか、強制執行手続中等の特別な事由がある債権については、端末機から登録することにより保証履行を延期することができることになっている。

補助参加人 X8 の担当案件で、原告が不動産を競売中でその配当金を昭和六二年九月一日に受領することが予定されていたものがあつた。他方、当該案件は同年九月一日に保証履行の期日が予定されていた。この案件は、右のとおり、配当金の受領日も目前に迫っており、裁判所は

既に配当金の計算も終わっていると思われた。したがって、この場合は当然に保証履行を延期すべき案件であった。裁判所からの配当期日呼出状は八月下旬に届いており、保証履行予定日については保証履行予定債権一覧表があり、それに記載されているので、本件について八月末までに保証履行の延期を端末機から登録することは十分可能であった。しかし、補助参加人 X8 は期日管理を怠り、延期登録をしなかったため九月一日に保証履行されてしまった。そこで、やむなく本店に申請して保証履行を取り消すという手続を取らざるを得なかった。このような結果になったのは、補助参加人 X8 が自分の担当案件についてきちんと状況を把握し、期日管理をしていなかったことによるものである。

(5) 支店業務の推進に無関心、消極的であったこと

支店の職員は、担当業務についての的確に処理することはもちろんのこと、支店全体の業務の推進に関しても積極的に提言することが期待されている。まして副調査役ともなれば、課や支店業務の状況について目を配り、その推進に一層前向きに取り組むことが必要である。しかし、補助参加人 X8 からは課や支店業務の推進についての積極的な提言はなく、前向きに取り組む意欲や姿勢も全く見られなかった。以下具体例を示す。

ア 補助参加人 X8 は、支店で定期又は随時に行っている各種会議において、積極的に自分の意見を述べたりすることは皆無の状況であった。また、会議において職員が輪番で担当している報告について、補助参加人 X8 が担当となった際には、最低限必要と思われる事項でさえも、これを発表内容から漏らすことがあった。

例えば、昭和六〇年六月七日行われた支店の業務懇談会で、補助参加人 X8 は管理課の五月の業務実績と六月の業務計画についての発表を担当した。ところが、補助参加人 X8 は、未入金係の重要な指標である送金確認登録の入金率について全く触れることなく発表を終えてしまった。

当時名古屋支店における入金率は全国平均を下回る実績が続いており、課・係全体でこの向上について取り組んでいたところ、昭和六〇年五月の名古屋支店の入金率は九二・二パーセントと好成績をあげることができた。しかし、問題意識の欠落した補助参加人 X8 は、右のとおり、入金率に言及することを看過した。

その直後、Y34 課長が補助参加人 X8 に、送金確認登録の入金率について全く触れなかった理由を尋ねると、「発表するよう言われませんでしたから。」という返事が返ってきた。

イ 補助参加人 X8 は、自分が担当した本店への各種の報告について、その報告をより正確なものにしようという前向きな態度はなく、単に報告書の必要事項を埋めておけばこと足りるといった態度であった。次に例示する。

支店の管理課では、毎月、原告取引先のうち倒産したものの発生状況

について「倒産口発生状況報告書」でとりまとめ、役席の検印を受けた上で本店に対して翌月七日必着で報告している。具体的には、報告担当者が未入金係・延滞係全員に声をかけて、倒産口に該当する管理カードを提出してもらい、それをもとに報告書を記載することになる。

昭和六一年一月倒産分についての同報告書の作成は補助参加人 X8 が担当しており、補助参加人 X8 は提出期限を過ぎた昭和六一年二月七日に、Y34 課長に提出してきた。Y34 課長は、既に提出期限を過ぎていることには触れずに、まず、補助参加人 X8 に「記載が漏れている案件はないですね。」と念のため確認した。ところが、補助参加人 X8 はこれに対して、「自分ではわからない、多分ないでしょう。」と全く無責任な返答をしてきた。補助参加人 X8 は、各担当者からの提出分をまとめただけであるから、自分では分からないというつもりであったようである。しかし、報告を担当した以上その内容等については責任を持つべきであり、もし記載が漏れている案件がある可能性があるなら、再度各担当者に対してその有無を確認するなり自分でできる限りの努力はすべきであって、副調査役としてそのような無責任な発言はすべきではない。Y34 課長は補助参加人 X8 に対して、右の点を注意し、あわせて報告そのものについては期限を既に徒過していることを指摘し、今後この種の報告書の提出に際しては、期限を厳守するよう注意・指導した。

ウ 補助参加人 X8 は、自分の担当以外の仕事に手を出そうとせず、たとえば未入金係や審査係の応援をすることや、支店にかかってきた電話を取るなどについて消極的な態度に終始していた。次に例示する。

(ア) 昭和六〇年十一月六日、延滞係の Z53 職員あてにかかってきた電話を支店の他の職員が受け、それを Z53 職員の席に転送した。そのとき、補助参加人 X8 以外の延滞係はちょうど全員席をはずしていた。Z53 職員の席は補助参加人 X8 の机の前方に接しており、電話が鳴っていることは当然補助参加人 X8 にもわかっていたし、身体を伸ばせばすぐ受話器を取ることができた。また、電話をしてくる用件の大半は延滞口の債務者からの電話であるので、そうであれば、たらいまわしをしたり、相手をあまり長く待たせたりするとトラブルになる可能性もある。それにもかかわらず、補助参加人 X8 は受話器を取ろうとしなかった。そこで Y34 課長はたまりかねて補助参加人 X8 にすぐ電話を取るよう注意したところ、補助参加人 X8 はようやく受話器を取った。

(イ) 昭和六〇年十一月二八日、年末の資金需要期のため申込みが多く、延滞係のうち副調査役以上が一二月二日から五日までの四日間、審査案件の処理の応援をすることにした。補助参加人 X8 への審査案件の配布は四日間で七件だけであり、処理が負担となるような件数ではない。Z51 調査役と Z52 副調査役にもほぼ同数の案件を割り当てたが、両名は積極的に引き受けた。ところが、ひとり補助参加人 X8

だけは言を左右にして受けようとしなかった。そこで、Y34 課長が再度強く指示した結果、補助参加人 X8 はようやく承知した。

- (ウ) 名古屋支店では、延滞係が交通の便の悪い遠方に実訪する場合は、業務の効率化の観点から、未入金係が担当している未入金口債権で実訪予定先の近辺で交渉を要する案件があれば、延滞係が当該案件も合わせて実訪交渉を行うこととしていた。しかし、補助参加人 X8 はそういった支店の運営方針を無視し、遠方に実訪する場合でも未入金係に声をかけることはほとんどなかった。

例えば、昭和六一年九月一七日、補助参加人 X8 は名古屋支店から四〇分程度かかる尾張旭市に実訪に赴いたが、支店の未入金係に声をかけなかった。このときは、尾張旭市内に未入金口で交渉の必要な案件があったのであるが、補助参加人 X8 が声をかけなかったため、交渉を依頼することができなかった。翌日 Y34 課長は、未入金担当の Z54 調査役からその旨の報告を受け、補助参加人 X8 に対して、取決め事項はきちんと守るよう注意した。

- (6) 会議等を度々無断で欠席したこと

補助参加人 X8 は、当日会議等の予定があるにもかかわらず管理案件に関して外出したまま、何の連絡もなく会議等を欠席することが度々あった。会議等は月初めから予定に入っていたことであり、外出するにしても必ずその開始時刻までに帰店できるような計画を立てて外出すべきである。また、仮に、外出途中に開始時刻までに帰店できないことがわかった場合は、すぐにその旨を支店に連絡すべきである。しかし、補助参加人 X8 は無反省に同様の行動を繰り返した。

以下具体例をいくつか示す。

ア 昭和六〇年一〇月一七日、午後四時から管理課と融資課との合同ミーティング(融管ミーティング)が予定されていたが、補助参加人 X8 は管理案件に関して外出したまま何の連絡もせず、融管ミーティングを無断で欠席した。

イ 昭和六〇年一〇月一八日、午後四時から管理課内の研修が予定されていたが、補助参加人 X8 は管理案件に関して外出したままで何の連絡もしないまま、研修開始時刻までに帰店せず、研修を無断で欠席した。

ウ 昭和六二年四月九日、午後四時から副調査役も参加する役席会が予定されていたが、補助参加人 X8 は管理案件に関して外出したままで何の連絡もしないまま、右役席会開始時刻までに帰店せず、無断欠席した。

- (7) 速やかに作成すべき報告の遅れ等が度々あったこと

補助参加人 X8 は提出すべき報告書を満足に作成できなかったり、提出期限に遅れたりすることが度々あった。以下、具体例をいくつか示す。

ア 支店では、本店に対して四半期に一度「強制回収等実施状況報告書」を提出することになっていた。右報告書は第四・四半期を除いて、支店が各四半期に実施した強制執行等の件数と信用保証協会及び保証基金か

らの代位弁済件数、金額を記載するものである。作成にあたっては、それらの件数等を法的手続実施状況一覧表等から抽出して集計するだけであるから、それほど手間を要するというものではない。

昭和六〇年度の第一・四半期分の同報告書の提出期限は昭和六〇年七月五日となっており、この時は補助参加人 X8 が報告を担当していた。ところが、補助参加人 X8 は、これの作成を怠り、右期限までに報告しなかった。そこで Y34 課長は、至急作成・報告するよう、また、今後報告を担当した場合は報告期限を厳守するよう厳しく注意指導した。しかしながら、補助参加人 X8 が Y34 課長のところに提出してきたのは昭和六〇年七月八日になってからのことで、しかも、信用保証協会からの代位弁済金額について七七二万のところを三一七万と誤った金額を記入していた。

イ 昭和六一年三月一四日は、Y34 課長が延滞係全員に対して「当支店における延滞債権の問題点と対応策」というテーマで課したレポートの提出期限となっていた。しかし、補助参加人 X8 だけが期限を過ぎても提出してこなかった。同課長が至急提出するよう指示したが、四日後の三月一八日になってもなお、提出しなかった。右レポートは補助参加人 X8 の後輩である五等級の職員でもきちんと期限を守って提出しており、補助参加人 X8 の右職務懈怠ははなはだ問題であり、Y34 課長は厳しく注意した。

ウ 当時名古屋支店では、調査役以上の役席が参加する「役席会」のほかに、副調査役以上が参加して支店全体の業務処理計画・実績や業務推進について検討・報告する場である「役席会」を月一回開催していた。

昭和六一年四月七日、当日行われた役席会において、Y34 課長は六〇年度の管理課の業務実績の総括と六一年度の管理課の方針について報告した。当日の記録は補助参加人 X8 が担当していた。役席会の記録は原則としてその翌日に提出することになっていたが、補助参加人 X8 は翌々日の四月九日になっても提出してこなかったため、Y34 課長は至急提出するよう補助参加人 X8 に指示した。ところが、そのときになってようやく補助参加人 X8 から、実は Y34 課長の報告を全く記録していないので報告内容をもう一度教えて欲しい旨の申入れがあった。そのため、Y34 課長が報告の際に使った資料を補助参加人 X8 に見せて、報告内容を記録させざるを得なかった。

(8) 延滞口債権の解消実績が低かったこと

以上のような勤務実績・態度を反映して、補助参加人 X8 の延滞口債権の解消実績は、極めて低水準で推移した。

(昭和六〇年度)

X8 二五件・ 六一七万四、〇〇〇円

Z51 四七件・ 一、〇二七万三、〇〇〇円

Z53 五二件・ 七五三万八、〇〇〇円

Z55	五一件・	七八四万六、〇〇〇円
	(昭和六一年度)	
X8		六四三万二、〇〇〇円
Z51		八三八万九、〇〇〇円
Z52		七四九万五、〇〇〇円
Z56	一、	〇三三万五、〇〇〇円
Z57		四六九万二、〇〇〇円
	(昭和六二年度)	
X8		五八四万六、〇〇〇円
Z51		九八四万円
Z52		九三三万一、〇〇〇円
Z58		六二四万一、〇〇〇円
Z59		九六三万八、〇〇〇円
Z56		八六二万円

右のとおり、昭和六〇年度は件数、金額ともに延滞係の中で最低であり、六二年度の解消金額も最低であって、両年度とも二〇年以上後輩の五等級職員(Z53、Z55、Z56)にも劣るものであった。また、昭和六一年度の解消金額についても、昭和五九年入庫の新人職員を含めて下から二番目という実績であった。

補助参加人 X8 の勤務歴からすれば、最上位水準に位置して、支店全体の業績向上に貢献すべきであるが、そのような意欲や姿勢は全くみられなかった。

(9) 上司に対する補佐、後輩への指導がなかったこと

補助参加人 X8 は、単に自分の担当事務の処理をするだけでなく、副調査役として、自分の所属する管理課やさらには支店全体にも配慮して一定の役割を果たすべき立場にあったが、課長や調査役など上司に対する補佐はなく、また、後輩職員に対しても指導、助言等を行うという姿勢は全く見られなかった。

(10) 業務推進に対して消極的な態度で終始したこと

支店の職員は、担当業務はもちろん、支店全体の業務推進についても積極的に提言をすることが期待されていた。ましてや副調査役においては、支店の業務推進により一層努めることが求められていた。

しかし、補助参加人 X8 の場合、そのような積極的な提言を行うということはなく、支店の業務推進については消極的な姿勢で終始していた。

(一一) 補助参加人 X14 について

補助参加人 X14(以下「補助参加人 X14」という。)は、昭和六〇年から六二年にかけては、鹿児島支店において、当初は審査係、その後昭和六二年四月以降は延滞係として、それぞれ勤務したが、右期間における補助参加人 X14 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

補助参加人 X14 は、審査係当時は原告諸規定の理解不足や注意力の不足などから諸々間違った事務処理を行い、また、延滞係当時は事務処理の遅延がしばしばあった。さらに、補助参加人 X14 は、関連事務の処理を懈怠するなど、問題のある勤務状況を続けていた。

(各論)

(1) 審査係当時の勤務状況

ア 審査事務の処理ミスが多かったこと

補助参加人 X14 は審査事務を処理するにあたり、原告諸規程の無理解あるいは注意不足から基本的な事務処理についてミスを繰り返し犯していた。記録の存する昭和六一年度の状況について、具体例を示すと、次のとおりである。

- ① 昭和六一年四月炉端焼店の経営者が厨房設備等購入のため環衛貸付けによる二二〇万円の融資を申し込み、調査の段階で別に運転資金二二〇万円の追加融資を申し出た案件について、当時環衛貸付けでは運転資金の融資は取り扱っていないため、別途原告の普通貸付けとして取り扱うべきなのに、環衛貸付けとして合計四四〇万円を融資するとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年四月一五日に注意・指導を受けた。
- ② 環衛貸付けの融資残高六一六万円がある精肉小売、食堂を営む業者が、商品仕入れのため原告に二、〇〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、環衛公庫と原告とは別法人であるため、原告から今回貸し付ける分で既往の環衛貸付け分を決済処理(現貸決済)することはできないにもかかわらず、これを看過して、決済処理するとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年四月一七日に注意・指導を受けた。
- ③ 米穀、食料品小売業者がオープンケース購入、商品仕入れのため四〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、営業許可名義人が融資申込者の母親となっていた。このような場合、営業許可名義人と融資申込者との関係で問題が発生する可能性があるため、債権保全上の措置について一般のもの以上に万全を期すべきであり、営業許可名義人である母親を保証人に徴する必要があった。ところが、補助参加人 X14 はこれを怠り、母親を保証人に徴さないで貸し付けるとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年四月一八日に注意・指導を受けた。
- ④ 旅館の経営者から店舗の新築移転のため環衛貸付けによる二、五〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、環衛貸付けにおいて、基準利率(年六・四パーセント)を適用しなければならない調理場等設備について適用を誤り、基準利率より低い特別利率(年六・三五パーセント)を適用して抵当権を設定し融資を実行してしまった。その結果、支店の役席は、(ア) 債務者、保証人及び担保提供者へ利率適用の誤りに

ついて事実関係を説明し、利率を補正することについて了解をとること、(イ) 借用証書及び抵当権設定契約証書に記載された利率の補正訂正印を徴求すること、(ウ) 利率補正のための抵当権の更正登記を経由すること、(エ) 当該貸付けの利率部分に係るデータの補正、(オ) この問題に関する事実関係及び事後処理についての本店への報告を、それぞれ事後処理として行なわなければならなかった。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年七月二五日に注意・指導を受けた。

- ⑤ 建材、金物小売業者が過去個人で根抵当権を設定して融資を受けていたところ、法人成りし、当該法人から手形等の決済資金として一、五〇〇万円の融資を申し込んできた案件について、法人の融資債権に根抵当権の効力を及ぼさせるためには債務者変更登記手続を行うべきなのにこれを看過した。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年十一月四日に注意・指導を受けた。
- ⑥ 営業許可名義人が病氣療養中のため、その娘が実際上の経営をしているクリーニング業者から営業許可名義人名で、三〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、申込人本人に面接又は電話により直接借入意思を確認する必要があるのに、右借入意思の確認を怠った。このような事情のある場合には、申込人を娘本人に変更することを検討すべきであるが、それも怠った。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年十一月二日に注意・指導を受けた。
- ⑦ 既に会社所有の建物及び代表者の所有する土地(一、二五三平方メートル)に普通抵当権を設定して融資を受けていた鯉節製造業者が、同一物件に極度額二、六〇〇万円の根抵当権の設定を希望して一、〇〇〇万円の追加融資を申し込んできた案件について、従前の土地の時価評価を坪あたり四万円から七万円に変更したにもかかわらず、その根拠を記載しなかった。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年十一月二日に注意・指導を受けた。
- ⑧ 右と同一案件において、申出どおり土地及び建物を担保に徴して融資するとの意見を出してきたが、本件は、土地については先順位の抵当権が設定されているため担保余力は皆無であり、建物をも担保に徴することによって始めて担保余力が生じるケースであった。このような場合、原告所定の省略事由に該当しない限り建物の火災保険に質権を設定する必要があるが、本件では省略することはできなかった。ところが、この建物の火災保険の質権設定につき検討を怠り、質権の設定を看過した。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年十一月二日に注意・指導を受けた。
- ⑨ 自動車部品の販売及び修理業者が、店舗新築、商品仕入れのため、不動産に根抵当権を設定することを希望して一、六〇〇万円の融資を申し込んできた案件において、先順位の根抵当権の取扱いについて「減

額又は抹消条件とする」との曖昧な意見を出してきた。先順位の根抵当権がある場合に、極度額を減額するのか、根抵当権そのものを抹消するのかを明確にしなければ、融資に当たっての条件を確定することはできない。したがって、右のような曖昧な意見具申は不適切である。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年一月二二日に注意・指導を受けた。

⑩ 自分で土地を仕入れ、建物を建築した上でこれを販売する建売業者が、工事つなぎ資金として一、八〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、このような業態の業者は宅地建物取引業の免許を有していることが必要であり、したがって融資に際しては同免許の有無を確認すべきなのに、これを怠った。この件について、補助参加人 X14 は昭和六二年一月二六日に注意・指導を受けた。

⑪ 港湾荷役業者がフォークリフト購入のため二、〇〇〇万円の融資を申し込んできた案件において、土地及び建物を担保に徴求する場合、土地に担保余力がない場合には建物の火災保険に質権を設定しなければならないところ、本件は右質権を設定すべき事案であるのに、これを看過した。この件について、補助参加人 X14 は昭和六二年二月一八日に注意・指導を受けた。

⑫ 右と同一の案件で、設備資金二、〇〇〇万円を基準利率で貸し付ける場合には、融資金の使途確認の手続が必要であるにもかかわらず、その旨の意見を付すのを看過した。この件について、補助参加人 X14 は昭和六二年二月一八日に注意・指導を受けた。

⑬ 右と同一の案件で、根抵当権を設定する予定の土地及び建物に所有権移転請求権仮登記が付されており、このような場合には原則として仮登記の抹消を求め、これが不可能なときは担保評価を零としなければならない。ところが、通常の担保評価をして根抵当権を設定する旨の意見を出してきた。この件について、補助参加人 X14 は昭和六二年二月一八日に注意・指導を受けた。

⑭ 右と同一の案件で、先順位の根抵当権の順位変更をするにあたっては、先順位債権者である金融機関に順位変更が可能であるか否かの確認を行うべきであり、これを看過すると後日融資条件どおりの担保の徴求ができない恐れがあるのに、その確認を怠った。この件について、補助参加人 X14 は昭和六二年二月一八日に注意・指導を受けた。

⑮ キャビネット製造業を営む会社が納税資金として一、〇〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、代表者以外の保証人予定者に対する保証意思の確認を怠った。この件について、補助参加人 X14 は昭和六二年二月一八日に注意・指導を受けた。

イ 関連業務の処理懈怠について

① 鹿児島支店では、返済開始後初期の段階で未入金口となった場合、その直後の段階では、当該審査案件を担当した審査係が、延滞原因や

現況調査、入金交渉を行うことを支店の取決め事項に定め実施していた。

これは、各審査係が直に延滞原因等を調べることにより、自分なりに審査上の問題点を把握させ今後の審査に役立たせることや、融資実行時に担当した者が当初入金交渉を行うことが管理交渉上効果があるといったこと等から行っていたものである。この取決め事項の実施は、昭和六〇年度、同六一年度の融資課の重点事項の一つともなっていた。しかし、補助参加人 X14 はその実行を怠ることがあった。

例えば、昭和六二年一月建設業者に対して九〇〇万円の貸付けを実行したころ、第一回目の返済期日到達前に倒産してしまった。この案件の審査は補助参加人 X14 が担当したのであるが、この建設業者にはこれより以前の昭和六一年二月にやはり補助参加人 X14 が審査を担当し九〇〇万円の貸付けを実行していたので、倒産した時点では約一、六〇〇万円の貸付け残があった。そこで、昭和六二年二月二日、これらの案件の審査を担当した補助参加人 X14 に債務者や保証人との交渉を指示した。

このような高額口の事案については、初期の管理が非常に重要であり、債務者と交渉した場合には速やかに上司に報告して、一日でも早くその後の対応を検討する必要がある。しかるに、補助参加人 X14 は三月三日に債務者を訪問したものの、その交渉内容を上司にいつまでも報告しないで放置した。そこで上司が催促した結果、訪問後二週間を経過して、ようやく報告した。

- ② 鹿児島支店では審査担当者に審査事務以外に、本店へ提出する定期報告資料や調査資料等の作成や支店独自の調査資料の作成も分担させていた。これらの関連業務は年度初めに行う融資課の会合で、担当者や責任者を決め、課員に公平に分担させていた。

補助参加人 X14 に対しては、昭和六〇年度の場合、本店から依頼のあった全国小企業動向調査や業種別動向調査等を、昭和六一年度は、支店で行った初期未入金口分析調査等を分担させた。補助参加人 X14 は昭和六〇年度分について指示されたものを一応作成して提出したが、昭和六一年度に分担させた初期未入金口分析調査については、第一及び第二・四半期分のまとめをいつまでも作成せず提出しなかった。

この初期未入金口分析の実施も昭和六〇年度、昭和六一年度の融資課の重点事項であったものであるところ、これは、鹿児島支店において未入金口が増加していく傾向にあったことから、その対応策として、初期未入金口債権にかかる動向の把握、発生原因の分析等を行い、今後の審査に役立てるため、四半期ごとにまとめることにしていたもので、重要な調査活動の一つであった。Y35 課長が補助参加人 X14 に再三にわたり督促したが提出しないので、昭和六一年一二月担当者を

替え、作成させた。

(2) 延滞係当時の勤務状況

ア 延滞事務の処理を遅延したこと

補助参加人 X14 は延滞口債権の管理事務に対する取り組み姿勢が消極的で、意欲が低く、その結果個々の延滞口債権の事務処理を遅延させ、または放置することが多かった。

昭和六二年後半の半年間の事例を示すと、以下のとおりである。

- ① 貸付日昭和五〇年九月二六日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六二年六月三〇日に保証人の不動産につき強制競売の申立てを行うよう指示を受けているにもかかわらず、これを放置した上、長期にわたり一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和四九年五月九日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六二年七月二日に債務者の給与債権の差押えの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月二九日まで四か月にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五四年一〇月二三日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年七月七日に保証人へ重点的に交渉を行うよう指示を受けているにもかかわらず、これを放置した上、長期にわたり一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五九年一月六日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年八月一日に債務者の不動産に仮差押えをすること、債務者及び保証人に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、いずれも同年一〇月二三日まで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五七年三月二六日貸付金額二〇〇万円及び貸付日昭和五八年一月三〇日貸付金額六〇〇万円の案件で、延滞口編入後、早急に債務者や保証人の実態把握や管理交渉等を行う必要があるにもかかわらず、前者については昭和六二年七月三十一日(延滞口編入時)から同年一月一九日まで約三か月半の間、後者については昭和六二年七月三十一日(延滞口編入時)から同年一月二九日まで約五か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五八年二月九日ほか貸付金額計八九〇万円の案件で昭和六二年八月二〇日に保証人の不動産に仮差押えをすること、債務者及び保証人に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、仮差押えについては同年一月一七日まで約四か月、訴の提起については昭和六三年一月二六日まで約五か月にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五七年五月二九日貸付金額三五〇万円の案件で昭和六二年九月一六日に、保証人の不動産に仮差押えをすること、債務者及び保証人に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、いずれも同年一月一二日まで約二か月にわたり実行しなかった。

- ⑧ 貸付日昭和五五年二月一二日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六二年一〇月一五日に保証人の亡父の不動産について、司法書士に相続関係を調査し、相続分代位登記の上相続分に仮差押えをすることの指示を受けているにもかかわらず、調査依頼については同年一二月一〇日まで約二か月、仮差押えについては昭和六三年一月二六日まで三か月にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五七年四月七日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年一二月七日に債務者の電話加入権の差押えの指示を受けているにもかかわらず、実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五二年九月一三日ほか貸付金額計四五〇万円の案件で、昭和六二年一二月一〇日に債務者及び保証人に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、実行しなかった。

イ 延滞債権の解消等処理実績が低調であったこと

補助参加人 X14 は、鹿児島支店での審査係の仕事が五年と長くなったことから事務のローテーションの一環として昭和六二年四月に延滞係に担当替えとなったものである。補助参加人 X14 は、このとき初めて延滞事務を経験したということではなく、過去においても延滞事務の経験は積んでいたもので、副調査役の立場として他の職員の牽引役となって延滞債権の解消促進に努めるべき立場にあった。昭和六二年当時、延滞係に対する延滞口債権の担当案件の割り振りは地域割りを基本としていた。そして、各担当者の延滞口債権の担当件数はほぼ二二〇件程度で大きな差異はなかった。

こうした状況の中で、補助参加人 X14 の昭和六二年度の処理実績は左記のとおりで、実訪件数、法的措置の実施件数は他の職員と比較して低位であった。また、延滞口債権の解消実績についても、解消金額は下から二番目であり、延滞係の中で目立った実績をあげるまでには至っていない。

(鹿児島支店延滞係昭和六二年度延滞口債権処理実績・担当者別)

X14

延滞口債権解消件数	二七件
同金額	四、七八九万円
実訪件数	一四九件
法的措置実施件数	八九件

Z60

延滞口債権解消件数	二二件
同金額	五、〇〇六万円
実訪件数	二六九件
法的措置実施件数	一〇〇件

Z61

延滞口債権解消件数	二五件
-----------	-----

同金額	四、三八二万円
実訪件数	二六九件
法的措置実施件数	九二件

Z62

延滞口債権解消件数	四一件
同金額	八、四六九万円
実訪件数	一〇〇件
法的措置実施件数	一四二件

Z63

延滞口債権解消件数	三一件
同金額	四、九五九万円
実訪件数	一八五件
法的措置実施件数	一〇〇件

こうした状況については、当時の担当課長が、仕事に意欲を燃やし副調査役としての役割を十分に果たすよう努力すること、電話だけの交渉ではなく実態調査のための実訪を徹底すること、期日管理を徹底すること、専門的知識についてもっと勉強することなど、補助参加人 X14 に指導した。

(3) その他の勤務状況

ア 業務の推進について消極的であったこと

鹿児島支店において業務の推進を図るための施策や問題点の討議は、主に各課ごとに行う会議と、支店の役席が出席して行う役席会で行っている。融資課では、月に一回の割合で会議を開催、また週単位で簡単なミーティングも実施していた。月例の会議においては、前月の申込み、貸付状況、当月の目標及び進ちょく状況、審査上の反省点の検討、業務推進活動の実施状況並びに今後の課題その他を話し合うことになっている。こうした会議において、補助参加人 X14 は副調査役でありながら、積極的な発言はほとんどなかった。

このような補助参加人 X14 の姿勢は、延滞係に担当替えとなっても一貫して変わることなく、支店で定期または随時行っている各種会議において積極的に自分の意見を開陳することはほとんどなく、また、支店業務の推進に前向きに取り組むこともなかった。

イ 上司の補佐、後輩の指導がなかったこと

補助参加人 X14 は副調査役として昭和五七年三月に鹿児島支店に着任し、以後融資課で審査係を担当し、その後管理第二課延滞係を担当したベテラン職員であった。このような補助参加人 X14 の立場からは、上司に対する業務運営上の補佐役を果たすべきであるが、補助参加人 X14 が積極的に課長や調査役を補佐して業務運営に寄与するという役割を果たしたことはなかった。

後輩の指導という面においても同様で、補助参加人 X14 は副調査役

の立場を自覚して、同僚、後輩を指導するという役割を発揮することは全くなかった。

(一二) 補助参加人 X16 について

補助参加人 X16(以下「補助参加人 X16」という。)は、昭和六〇年から昭和六二年にかけては、京都支店において、延滞係として勤務したが、補助参加人 X16 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

補助参加人 X16 は、管理事務の基本を十分に理解しておらず、業務知識、処理能力のいずれを取っても劣っていた。個々の担当案件についていうと、その事務処理は管理らしい管理になっていなかった。解消実績についても担当者の中で最低のランクであり、管理方針案の策定、具申がまともにできないこと、管理交渉の中味がなく実効的な管理ができないこと、ずさんとしかしいような無責任な管理があったこと、管理カードにきちんと管理交渉の経過を記入せず上司への提出も遅れていたこと、管理カードへ不実記載を行い、管理カードを破り捨てるなどの非違行為に及んだこと等、その問題事例は枚挙に暇がない。

(各論)

(1) 指示の実行遅延

補助参加人 X16 は個々の延滞口債権の事務処理について、指示された事項を速やかに実行せず、長期間遅らせることがしばしばあった。また、遅延する期間が長期にわたるため、支店管理職が定期的に行う管理カードの検照等で何回も同じ内容の指示を出さざるを得なかった。しかし、補助参加人 X16 は指示された事項の実行遅延について改善の態度を示さず同じような事務処理を繰り返した。

上司が注意・指導した事例のいくつかを示すと、以下のとおりである。

- ① 貸付日昭和五三年一〇月二五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和五九年九月二六日に保証人に対して代位弁済交渉を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年一〇月二三日まで約二年一か月にわたり実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五三年一月二〇日貸付金額七〇万円の案件で、昭和五九年九月二七日に債務者及び保証人について実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六〇年九月一三日まで、保証人については昭和六〇年九月一九日までいずれも約一年にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五五年一月二三日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和五九年十一月五日に債務者に対して実訪し返済交渉を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年八月二二日まで約一〇か月にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五三年一二月一八日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和五九年十一月一四日に債務者及び保証人を実訪し返済交渉を行うよう

指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六〇年六月二〇日まで、保証人については昭和六〇年六月二七日までいずれも約七か月にわたり実行しなかった。

- ⑤ 貸付日昭和五九年六月二五日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和五九年十一月二二日に債務者及び保証人について新住所地が判明したので返済交渉を行うよう指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六〇年八月七日まで約八か月、保証人二名のうち一名については昭和六〇年四月二二日まで約五か月、他の一名については昭和六〇年九月五日まで約九か月にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五二年一月二七日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和五九年一月二二日に債務者法人の代表者及び保証人について実態調査を行った上、返済交渉を行うよう指示を受けているにもかかわらず、代表者については昭和六〇年七月三〇日まで約七か月、保証人については昭和六〇年五月二八日まで約五か月にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五五年七月一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和五九年一月二二日に保証人について新住所地に居住しているかどうか確認するよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年九月一七日まで約九か月にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五一年一月三〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和五九年一月三十一日に保証人について実訪し実態把握するよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年九月六日まで約八か月にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五六年八月六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月一四日に債務者法人代表者及び保証人に対して継続的に返済交渉を行うよう指示を受けているにもかかわらず、代表者については昭和六〇年一月一七日まで約一年一〇か月、保証人二名のうち一名については昭和六〇年九月九日まで、他の一名については昭和六〇年九月一日までいずれも約八か月にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五二年八月二三日貸付金額二〇九万円の案件で、昭和六〇年一月二八日に債務者については管理依頼をしている北九州支店にその状況を照会すること、保証人二名のうち一名については継続して返済するよう交渉すること、もう一名の保証人については実態把握するよう指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六〇年五月二四日まで約四か月、保証人への継続入金交渉については昭和六〇年九月六日まで約七か月にわたり実行せず、また、保証人の実態把握については昭和六二年一月二日まで約二年九か月にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五四年六月四日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六〇年一月二九日に債務者について実訪し実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年九月一三日まで約八か月にわたり

実行しなかった。

- ⑫ 貸付日昭和五六年九月一日貸付金額三三〇万円の案件で、昭和六〇年二月一五日に保証人二名について実訪し実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず、一名については昭和六〇年十一月一日まで約九か月、他の保証人については昭和六〇年十二月二七日まで約一〇か月にわたり実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五五年十二月二四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年三月二七日に保証人について実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年十一月七日まで約七か月にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五五年七月三〇日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六〇年三月二七日に債務者及び保証人について返済交渉を行うよう指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六〇年九月六日まで約五か月、保証人については昭和六〇年十二月二日まで約九か月にわたり実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五五年八月一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二日に債務者について実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年一月三〇日まで約一年一〇か月実行せず、また、保証人については増額して返済するよう交渉することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年一月二二日まで約一〇か月にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五七年十二月二五日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六〇年四月一〇日に保証人について実態把握するよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年三月二五日まで約一年にわたり実行しなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五六年一〇月二九日ほか貸付金額計二〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月二三日に債務者及び保証人について実訪し実態把握するよう指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六〇年九月一三日まで、保証人については昭和六〇年九月一九日までいずれも約四か月にわたり実行しなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五六年十一月二四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月一六日に債務者について実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年十一月一九日まで約二年一か月にわたり実行しなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五七年九月九日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六〇年十二月一三日に債務者の実態を把握するとともに返済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年七月一五日まで約一年七か月にわたり実行しなかった。
- ⑳ 貸付日昭和五四年十一月二六日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年十二月一六日に残元本について支払を約している保証人に対し

実訪し返済計画を詰めるよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年末時点までに実行しなかった。

- ⑳ 貸付日昭和五七年六月二日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一月一六日に保証人に対し代位弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一八日まで一〇か月にわたり実行しなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五六年四月六日貸付金額二九〇万円の案件で、昭和六一年一月一六日に債務者の実態を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年七月二三日まで一年六か月の間一切管理を行わず、これを実行しなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五七年一二月一二日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年一月二三日に債務者及び保証人について有体動産を確認するため実訪することの指示を受けていたにもかかわらず、債務者については同年七月三〇日まで約六か月、保証人については同年六月二五日まで約五か月にわたり実行しなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五五年一二月二四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年二月二六日に債務者の実態を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年三月一〇日まで一年一か月余にわたり実行しなかった。
- ㉔ 貸付日昭和五七年一二月二五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年四月一日に保証人の実態を調査し代位弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年二月五日まで一〇か月にわたり実行しなかった。
- ㉕ 貸付日昭和五一年一二月三〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年四月八日に債務者の実態調査、保証人の住所照会及び死亡した保証人の相続人調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、実態調査については同年一〇月二〇日まで六か月、住所照会及び相続人調査については昭和六二年一二月三〇日まで約一年九か月にわたり、これを実行しなかった。
- ㉖ 貸付日昭和五三年三月二日ほか貸付金額計三〇〇万円の案件で、昭和六一年五月一三日に保証人に対して代位弁済額の増額を含め継続入金交渉することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年八月一七日まで一年三か月の間一切管理を行わず、これを実行しなかった。
- ㉗ 貸付日昭和五七年一二月二日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六一年五月一三日に債務者の住所照会をすることの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年二月二三日まで九か月にわたり実行しなかった。
- ㉘ 貸付日昭和五一年三月三〇日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年五月一三日に保証人の実態調査及び代位弁済交渉を行うことの指

示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年一二月二五日まで一年七か月にわたり実行しなかった。

- ③⑩ 貸付日昭和五七年五月二六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年五月一三日に債務者法人の代表者について相続人調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年四月二八日まで約一年一一か月にわたり実行しなかった。
- ③⑪ 貸付日昭和五二年八月八日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年五月一四日に債務者の実態を調査し、返済額の増額を交渉することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年末の時点までに実行しなかった。
- ③⑫ 貸付日昭和五〇年七月二六日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年五月一五日に保証人に対し代位弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年一二月二八日まで一年七か月にわたり実行しなかった。
- ③⑬ 貸付日昭和五七年一二月二五日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六一年五月一六日に債務者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年八月六日まで二か月半にわたり実行しなかった。
- ③⑭ 貸付日昭和五八年八月一日貸付金額一二〇万円の案件で、昭和六一年五月一九日に債務者の実態調査及び弁済交渉を行うとともに債務者の不動産を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、実態調査及び弁済交渉については昭和六二年八月七日まで約一年三か月、不動産調査については昭和六二年末の時点までに実行しなかった。
- ③⑮ 貸付日昭和五二年九月二九日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年五月二一日に債務者と返済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年二月四日まで八か月にわたり実行しなかった。
- ③⑯ 貸付日昭和五二年一二月二七日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年五月二三日に債務者法人の代表者の実態把握を行うとともに弁済交渉をすることの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年三月二日まで九か月にわたり実行しなかった。
- ③⑰ 貸付日昭和五二年一月七日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年六月四日に保証人の住所照会をすることの指示を受けていたにもかかわらず、同年一〇月二九日まで約五か月にわたり実行しなかった。
- ③⑱ 貸付日昭和五六年七月二八日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年六月二〇日に債務者及び保証人に対し訴えを提起することの指示を受けているにもかかわらず、同年九月一九日まで三か月にわたり実行しなかった。
- ③⑲ 貸付日昭和五九年九月五日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六一年九月二七日に債務者及び保証人の有体動産の差押えをすることの指

示を受けているにもかかわらず、同年一二月一七日まで二か月半にわたり実行しなかった。

- ④⑩ 貸付日昭和五六年八月六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一月一八日に債務者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年一月二〇日まで二か月にわたり実行しなかった。
- ④⑪ 貸付日昭和五四年一月一五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月五日に保証人に対し代位弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年三月二二日まで一年三か月余にわたり管理を放置し、これを実行しなかった。
- ④⑫ 貸付日昭和五七年六月一二日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月八日に債務者法人の代表者の住所照会をすることの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年四月一三日まで一年四か月にわたり実行しなかった。
- ④⑬ 貸付日昭和五五年七月一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月八日に保証人に対し代位弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年八月一四日まで八か月にわたり管理を放置し、これを実行しなかった。
- ④⑭ 貸付日昭和五九年三月一六日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六一年一二月八日に保証人に対して実訪を含め接触することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年七月一六日まで七か月にわたり管理を放置し、これを実行しなかった。
- ④⑮ 貸付日昭和五二年八月八日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年一二月八日に保証人の状況を管理依頼先の岡崎支店から聴取することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年五月一六日まで一年五か月にわたり管理を放置し、これを実行しなかった。
- ④⑯ 貸付日昭和五八年一〇月二八日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月八日に債務者に対し弁済交渉をすることの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年一〇月一三日時点までに実行しなかった。そのため、この間に債務者が行方不明になり、弁済交渉の機会を失った。
- ④⑰ 貸付日昭和五八年二月二一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月八日に債務者の住所照会をすることの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年六月二四日まで六か月にわたり実行しなかった。
- ④⑱ 貸付日昭和五二年一二月八日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年一二月九日に債務者に対し弁済交渉するとともに保証人の実態調査をすることの指示を受けていたにもかかわらず、弁済交渉については昭和六二年一〇月六日まで一〇か月、実態調査については昭和六二年一二月二八日まで一年にわたり実行しなかった。

- ④⑨ 貸付日昭和五九年一〇月一九日ほか貸付金額計一、二〇〇万円の案件で、昭和六二年一月二六日に債務者及び保証人に対し支店の顧問弁護士名による催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年五月二五日まで四か月にわたり実行しなかった。
- ⑤⑩ 貸付日昭和五八年一二月六日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年三月一三日に債務者に対し支店の顧問弁護士名による催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年五月二〇日まで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑤⑪ 貸付日昭和六一年七月三〇日貸付金額六〇〇万円の案件で、昭和六二年六月九日に保証人に対し訴えを提起することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年十一月一八日まで五か月にわたり実行しなかった。
- ⑤⑫ 貸付日昭和五四年十一月九日貸付金額一八〇万円の案件で、昭和六二年六月一六日に債務者を実訪し弁済交渉をすることの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月二七日まで四か月にわたり実行しなかった。
- ⑤⑬ 貸付日昭和五七年三月一八日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年六月一七日に債務者に対し、仮差押え中の不動産について抵当権設定へ切り替えるよう交渉することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年三月九日まで八か月半にわたり実行しなかった。
- ⑤⑭ 貸付日昭和五四年六月四日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年九月三〇日に債務者に対し不動産の仮差押えを行うとともに訴訟を提起することの指示を受けているにもかかわらず、仮差押えについては同年一二月二日まで二か月、訴えの提起については同年一二月一八日まで二か月半、これを実行しなかった。
- ⑤⑮ 貸付日昭和五四年十一月九日貸付金額一八〇万円の案件で、昭和六二年一〇月二七日に債務者及び保証人に対し支店長名の催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年八月一〇日まで九か月半にわたり実行しなかった。
- ⑤⑯ 貸付日昭和五九年一〇月一九日ほか貸付金額計一、二〇〇万円の案件で、昭和六二年十一月四日に債務者及び保証人に対し訴えを提起することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年二月二六日まで三か月半にわたり実行しなかった。
- ⑤⑰ 貸付日昭和五四年十一月一五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年一二月三〇日に債務者及び保証人に対し支店長名の催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年三月二二日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑤⑱ 貸付日昭和五六年一二月一八日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年一二月三一日に債務者及び保証人に対し訴えを提起することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年四月一三日まで三か月

半にわたり実行しなかった。

(2) 管理の長期放置

補助参加人 X16 は自分の担当している案件の管理を適切に遂行せず、長期間放置することが数多くあった。

その事例を示すと、以下のとおりである。

- ① 貸付日昭和五三年一〇月二五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月九日から同年七月二日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五一年一一月三〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月一六日から同年九月六日まで約七か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五五年一二月二四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月一六日から同年五月二四日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五五年七月一一日貸付金額一二〇万円の案件で、昭和六〇年一月一七日から同年六月五日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五四年六月四日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六〇年一月二六日から同年九月一三日まで約七か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五五年七月三〇日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六〇年三月一日から同年九月八日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五三年一月二〇日貸付金額七〇万円の案件で、昭和六〇年三月二〇日から同年八月三十一日まで約五か月半の間及び昭和六〇年九月二八日から昭和六一年三月五日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五七年一二月二五日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六〇年三月二〇日から同年九月四日まで約五か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五九年六月二五日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二三日から同年八月七日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五六年八月六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二五日から同年九月九日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五六年一一月二四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一一月一二日から昭和六一年五月一五日まで約六か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五四年一一月二六日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和

六〇年一二月一七日から昭和六一年八月二〇日まで八か月の間及び昭和六一年八月二一日から同年一二月三一日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。

- ⑬ 貸付日昭和五五年一月二三日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年一月一五日から同年五月一二日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五七年五月二六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一月二四日から同年六月二五日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五六年九月一一日貸付金額三三〇万円の案件で、昭和六一年二月一八日から同年七月七日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五七年九月九日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年二月七日から昭和六二年四月一七日まで一年二か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五二年八月二九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年三月一三日から昭和六二年一月二六日まで約一〇か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑱ 貸付日昭和六〇年六月一九日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六一年三月二九日から同年九月一日まで五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五二年一月七日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年五月一四日から同年一二月二日まで六か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑳ 貸付日昭和五二年一二月二七日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年五月二三日から昭和六二年三月二日まで九か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五八年六月二八日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年七月二二日から同年十一月一七日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五七年十一月二日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六一年七月二五日から昭和六二年二月九日まで約六か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五八年八月一一日貸付金額一二〇万円の案件で、昭和六一年九月二二日から昭和六二年四月一七日まで約七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉔ 貸付日昭和五五年一二月二四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月九日から昭和六二年三月二日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉕ 貸付日昭和五八年二月二一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六

一年一〇月一三日から昭和六二年五月二五日まで約七か月半の間、一切管理を行わなかった。

②⑥ 貸付日昭和五六年七月二八日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年一〇月一七日から昭和六二年六月一五日まで八か月の間、一切管理を行わなかった。

②⑦ 貸付日昭和五九年三月一六日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六一年一〇月二九日から昭和六二年七月一六日まで八か月半の間、一切管理を行わなかった。

②⑧ 貸付日昭和六〇年四月一七日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六一年十一月二七日から昭和六二年一二月一五日まで一年余の間、一切管理を行わなかった。

②⑨ 貸付日昭和五五年七月三〇日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年二月四日から同年七月一日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。

③⑩ 貸付日昭和五二年一二月八日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年四月一三日から同年一〇月六日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。

③⑪ 貸付日昭和五六年一二月八日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年五月一三日から同年一二月一五日まで七か月の間、一切管理を行わなかった。

③⑫ 貸付日昭和五七年一二月二日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年九月九日から昭和六三年三月九日まで六か月の間、一切管理を行わなかった。

③⑬ 貸付日昭和五六年一二月一八日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年九月一六日から昭和六三年三月二二日まで六か月の間、一切管理を行わなかった。

③⑭ 貸付日昭和五七年六月二一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年九月三〇日から昭和六三年四月一三日まで六か月半の間、一切管理を行わなかった。

③⑮ 貸付日昭和六〇年六月一九日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六二年一月四日から昭和六三年三月二六日まで四か月半の間、一切管理を行わなかった。

(3) 管理カードへの記録、提出の遅れが日常化していたこと

管理カードは、債権管理の重要な基礎資料であり、延滞係は延滞口債権の管理経過を正確にかつ遅滞なく管理カードに記録することが必要であり、このことは担当者の基本的な職責である。

また、延滞係は管理カードに必要事項を記入した場合には遅滞なく担当役席に提出しなければならない。担当者が管理カードへの記録を怠ったり遅滞させたりすると、その間の交渉経過が明らかとならず、的確な状況判断ができなくなるし、顧客とのトラブルの原因にもなる。さらに、担当者

以外の延滞係や担当役席が対応する際に交渉に行き違いが生ずるなど、十分な対応ができない。また、担当役席への管理カードの提出が遅れると、管理方針の決定が遅れたり、適時に必要な指示を与えることができなくなる。

ところが、こうした管理事務の初歩的なことについて、補助参加人 X16 は常習的に遂行せず、長期間にわたり管理カードの記録を怠ったり、また管理カードの役席への提出を遅滞させていた。補助参加人 X16 に対しては、担当役席から再三にわたり指導、注意をしてきたが、補助参加人 X16 の姿勢が改善されることはなかった。

具体的事例を示すと、次のとおりである。

ア 昭和六〇年四月二二日に、保証人の居住状況がはっきりしないため、郵便局へ照会するよう Y36 課長が管理カードに記入し、指示した案件で、その後管理カードの記録や提出がないまま、同年七月五日同課長が定期検照を行った。このとき、前述の四月二二日以降、管理カードには何も記録がないので、再度管理カードに郵便局へ照会を行うよう指示を記入した。

補助参加人 X16 は、この案件について同年八月七日債務者を実訪したとして、実訪状況を管理カードに記録、提出してきたのであるが、そのとき、七月五日時点で記録されていなかった管理カードの余白部分に四月二六日に郵便局へ照会した記録が加筆されていた。

Y36 課長がこの点についてただしたところ、四月二六日に照会したので記録したと言い、自分が管理カードへの記録や提出が遅れたことを反省している様子は認められなかった。そこで、同課長は、従前からこのようなことがしばしばあったことを指摘し、補助参加人 X16 に、管理カードには管理処理の都度記録し、同課長に遅滞なく提出することになっていると改めて注意した。

イ 昭和六〇年六月一九日に八〇万円を貸し付け、六一年二月二八日に延滞口に編入した案件で、同年三月二九日債務者が来店し、債務者がマンションの管理人になるということで定着するまでの数か月間返済を猶予してもらいたい旨の申出があった。そして、同年九月一日補助参加人 X16 は債務者を実訪した。しかし、補助参加人 X16 は、右交渉記録を同年一〇月八日まで提出しなかった。

ウ 昭和五〇年七月二六日に二〇〇万円を貸し付け、五一年二月二八日に延滞口に編入した案件で、六一年八月一二日に「近日中に保証人を実訪し実態把握に努める」との管理方針案を立てながら、担当役席に提出せず、同年一二月八日の Y36 課長による管理カードの定期検照まで放置した。

エ 昭和五七年六月二一日に三〇〇万円を貸し付け、五九年九月二九日に延滞口に編入した案件で、六一年十一月一八日保証人を実訪したことの記録を管理カードに記入しないまま提出もせず、同年一二月八日の Y36

課長による管理カードの定期検照まで放置した。

オ 昭和五五年七月三〇日に一五〇万円を貸し付け、五九年八月三十一日に延滞口に編入した案件で、六一年一月一八日の債務者の住所照会結果を、六二年七月一日まで七か月半の間放置し、記録していなかった。

カ 昭和五八年六月二八日に一〇〇万円を貸し付け、五九年七月三十一日に延滞口に編入した案件で、六二年四月一七日債務者と保証人を実訪した記録を、同年五月八日まで提出しなかった。

キ 昭和六一年三月一日に三〇〇万円を貸し付け、六一年一月二九日に延滞口に編入した案件で、六二年五月一九日債務者と保証人を実訪した記録及び同年五月二六日保証人が来店し交渉した記録を、同年一〇月六日まで提出しなかった。

ク 昭和五七年九月九日に一五〇万円を貸し付け、五八年三月三十一日に延滞口に編入した案件で、六二年七月一五日債務者を実訪した記録を、同年一月三〇日まで提出しなかった。

ケ 昭和五八年二月二日に二〇〇万円を貸し付け、六一年七月三十一日に延滞口に編入した案件で、六二年七月三十一日保証人を実訪した記録を、同年一〇月一五日まで提出しなかった。

コ 昭和五五年七月一日に二〇〇万円を貸し付け、五九年五月三十一日に延滞口に編入した案件で、六二年八月一四日保証人を実訪した記録を、同年九月四日まで提出しなかった。

サ 昭和五七年八月二日に三〇〇万円を貸し付け、五九年八月三十一日に延滞口に編入した案件で、六二年九月八日債務者を実訪した記録を、同年一〇月一四日まで提出しなかった。

(4) 管理方針案の具申が極めて少なかったこと

延滞係は、担当案件について、まず債務者や保証人の実態調査を行い、その結果を踏まえ、総合的に状況判断を行い、管理方針案を策定する。そして、これを管理カードに記入して担当役席に提出・具申した上で、担当役席の承認・指示の下に管理交渉を進めていくことが必要である。

この管理方針は、個々の延滞口債権を保全・回収するための基本方針であり、その管理方針に基づいて延滞係は時機を失しないように管理を進めていくことになる。また、債務者や保証人の実態の変化や交渉経過の推移等その時々状況を踏まえて管理方針を変更し、あるいは新たに策定する必要がある。このような管理方針案の策定・具申は、延滞係の基本的な職務のひとつである。ところが、補助参加人 X16 は、担当案件について管理方針案を策定して担当役席に具申することが極めて少なく、他の同等級の職員と比較すると半分以下であった。これでは管理がうまく進展しないところから、やむを得ず補助参加人 X16 の具申なしで、担当役席が自ら管理方針を決定して補助参加人 X16 に指示することさえあった。

具体的な指導事例をいくつか示すと、次のとおりである。

ア 昭和五一年一月三〇日に三〇〇万円を貸し付け、昭和五六年六月三

- 日に延滞口に編入した案件で、昭和六〇年一月二五日、「債務者、保証人を実訪し実態を把握のうえ、管理方針を樹立されたい」との指示を受け、昭和六〇年九月六日、債務者及び保証人を実訪し、同年九月一八日には債務者と電話による管理交渉を行ったにもかかわらず、昭和六〇年一〇月一七日までの間、管理方針の意見具申を行わなかった。
- イ 昭和五五年七月一日に二〇〇万円を貸し付け、昭和五九年五月三一日に延滞口に編入した案件で、昭和六〇年五月二三日、「保証人を実訪し居住を確認のうえ、管理方針を出すこと」との指示を受け、昭和六〇年九月一七日及び同年一二月二七日に実訪を行い居住は確認したものの、管理方針の意見具申はなく、昭和六一年四月一日に Y36 課長が管理方針を決定するまで放置した。
- ウ 昭和五五年一月一三日に一〇〇万円を貸し付け、昭和五九年五月三一日に延滞口に編入した案件で、昭和六〇年八月二二日、「保証人について実態把握を行い、管理方針を出すこと」との指示を受け、昭和六一年八月四日に保証人と管理交渉を行ったにもかかわらず、Y36 課長の京都支店在任中(昭和六二年一月まで)管理方針の意見具申を行わず、約一年一か月放置した。
- エ 呉服販売業が不振で廃業し、昭和六一年二月二八日に延滞口編入した案件について、同年三月二四日 Y36 課長が、「債務者の実態を把握し管理方針案を出すこと」の指示を出していたところ、同年三月二九日債務者本人が来店したため、そこで実態を把握する機会があった。ところが、補助参加人 X16 はその面談結果をもとに管理方針案を策定・具申することを怠り、長期にわたり放置した。そのため、やむを得ず、同年一二月二四日に Y36 課長自らが、一万円の継続弁済を前提に元金優先充当扱いとする旨の管理方針を決定して指示せざるを得なかった。
- オ 債務者(行方不明)及び保証人二名に対し、昭和六一年八月六日に訴えを提起して同年一二月一日に勝訴判決を受けた案件について、同日、Y36 課長から勝訴判決取得後の管理方針案を策定するよう指示を受けたが、全く管理方針案を策定・具申することができず、昭和六二年一〇月一四日に長期口に選別区分するまで一〇か月半もの間放置した。
- カ 喫茶店の経営者で昭和五八年一二月三一日に延滞口に編入し、元金残高が約三六万円の案件について、補助参加人 X16 は昭和六〇年一二月以降昭和六二年一二月までの二年間一度も管理方針案を具申しなかった。この間 Y36 課長が、昭和六一年一月二四日、三月一七日、四月三〇日、一二月二九日と四回にわたり、保証人の実態把握と一括代弁交渉の管理方針を決定し、指示せざるを得なかった。
- キ 三〇〇万円の貸付けで昭和六一年一二月二九日に延滞口編入以来、保証人と接触がなかった案件で、昭和六二年五月二六日保証人が来店し、補助参加人 X16 は初めて実態調査を行ったにもかかわらず、何の管理方針案も具申することができなかった。結局この件について意見を具申

したのは、約一年後の昭和六三年四月六日のことである。

ク 昭和五六年十一月三〇日に延滞口編入し、債務者は婦人服地卸売業を既に廃業しており、保証人は婦人服卸売業を継続している案件で、昭和六一年一二月二日に Y36 課長が債務者及び保証人の実態を把握し管理方針を立てることを指示していた。ところが、補助参加人 X16 は、半年後の昭和六二年六月一〇日にようやく保証人と交渉、実態調査を行い、また昭和六二年十一月一〇日債務者と返済交渉を行ったものの、同年一二月三〇日まで管理方針案の具申を怠った。

ケ 昭和五九年十一月三〇日に延滞口編入し、昭和六二年二月二〇日に債務者及び保証人に対して債務名義(判決)を取得した案件で、昭和六二年四月二五日に催告書を発送した後、同年九月九日保証人を実訪し、実態調査を行ったにもかかわらず、管理方針の具申を怠り、結局平成元年三月に担当替えになるまで何の方針案も具申しなかった。

(5) ずさんな管理事務処理が多かったこと

補助参加人 X16 は、延滞係の職員として考えられないようなずさんな管理事務処理を行うことが度々あった。担当案件の適切な管理と債権回収は、延滞係の基本的な職責であるが、それを怠る補助参加人 X16 の勤務態度は、はなはだ問題である。

その具体的事例をいくつか示すと、次のとおりである。

ア 昭和五七年十一月一二日二五〇万円を貸し付け昭和五九年十一月三〇日延滞口に編入した案件について、編入時債務者及び保証人二人のうち一人はこれまで再三にわたり連絡を取ろうとしたが連絡が取れず、別の保証人はスナックを営んでいるが売上不振を理由に代位弁済に応じないという状況であったので、Y36 課長は、直ちに、「債務者及び保証人の実態把握を行うこと、債務者及び保証人の不動産の調査を行うこと」との指示を出した。ところが、補助参加人 X16 は昭和五九年一二月から昭和六〇年一月にかけての管理処理は、いままで連絡の取れない債務者及び保証人に昭和五九年一二月一〇日呼出状を送付し返戻されたことから、その住所照会しか行わず一向に不動産調査をしなかった。そこで、昭和六〇年一月三十一日、Y36 課長は、スナックを営む保証人の不動産の調査を行うことの指示を出したが、補助参加人 X16 は同年三月二七日まで全く管理を行わず、そこで同課長は再度同日「一月三十一日の指示を実行のこと」との指示を出さざるを得なかった。

補助参加人 X16 は、ようやく同年四月一二日に至り不動産調査を行った結果、その保証人は宅地及び建物を有していたことが判明したが、このときは既に時遅く同年二月二七日付けで保証人所有の右不動産は第三者に所有権移転されてしまっていることが判明した。

このケースでいえば、延滞口編入時で出された指示をいち早く実行していれば、不動産に仮差押えを行うなど何らかの管理手段を講ずることができたわけであり、補助参加人 X16 の右処理は、極めて問題である。

イ 昭和五七年一二月二五日三〇〇万円を貸し付け、昭和六〇年四月三〇日延滞口に編入した案件で、債務者は工業用ミシンの製造業を営んでいたが、昭和六〇年一月受注減少により倒産し、その後機械の修理加工で生計を立てており、負債が多く返済能力は認められない状況であった。また、保証人は二名いたが、そのうちの一名は行方不明であり、他の保証人については不動産調査により当該不動産の余力が認められたので、この延滞口の管理ポイントは、この保証人に対してどのように管理するかということに尽きた。

そこで、Y36 課長は、昭和六〇年六月一日、当該保証人に催告書を送り、応じなければ仮差押えを行うことの指示を出した。しかし、補助参加人 X16 は理由もなく一向に着手しなかった。同課長は、昭和六〇年六月一四日、七月一〇日、九月一三日、昭和六一年四月一日、一二月一二日と繰り返し再三にわたり実行するよう注意・指導したが、同課長が京都支店に在任中の昭和六二年一月までの間実行せず、他に有効な管理手段も実行しなかった。

ウ 昭和五九年五月三十一日に延滞口に再編入した案件で、喫茶店を営んでいた債務者は廃業してしまっており、返済資力が認められないところから、昭和六〇年四月一日 Y36 課長が、自宅の土地・建物を所有している保証人の呉服小売商に対して代位弁済交渉をするよう指示していたにもかかわらず、補助参加人 X16 は一年七か月にもわたり管理を放置した。その間、同人は Y36 課長から、昭和六〇年七月一日、八月一二日、十一月五日、昭和六一年三月二八日、五月九日、九月一日と再三再四右指示を実行するよう指導、注意を受けても実行しなかった。

昭和六一年十一月五日になって、ようやく補助参加人 X16 が右保証人と接触を図ろうとしたところ、同保証人が行方不明になっており、また、同保証人所有の不動産も昭和六〇年八月七日に第三者へ所有権移転されてしまっていたことが判明し、結局、補助参加人 X16 のずさんな管理により、保証人と代位弁済交渉をする機会を失ってしまった。

エ 飲食業を営んでいた債務者は昭和五八年八月に破産宣告を受けており、保証人から債権の回収を図る以外にはない案件で、昭和六一年六月二〇日にすし店を営んでいる保証人が来店して一括整理を申し出、同年七月一四日の電話交渉で保証人から一括代位弁済をする旨改めて申出を受けた。しかし、補助参加人 X16 は、その後同年七月二四日に保証人から金策の状況を聞いただけで、昭和六二年一月まで約六か月間管理を放置した。この間、Y37 調査役、Y36 課長や Y38 次長から、間延びしないよう保証人と交渉するよう、昭和六一年八月一二日、一二月九日と再三指導、注意をしたが、補助参加人 X16 は無視して保証人交渉を全く行わなかった。

このような場合、保証人が一括返済を申し出、金策の状況まで話が進展しているのであるから、時期を見図らって保証人と連絡を取り、話を

詰めていくことが必要であるが、補助参加人 X16 は積極的に動こうとしなかったものである。

結局、補助参加人 X16 は、昭和六二年一月二二日になってようやく保証人と電話で交渉したところ、保証人は営業不振を理由に一括代位弁済の意思を翻してしまっており、補助参加人 X16 の怠慢により、一括代位弁済はおろか一部弁済を受ける機会も失ってしまった。

オ 債務者は喫茶店を経営しており、五〇万円の進学貸付けの融資を受けたものの、昭和五八年一二月三十一日に延滞口に編入した案件で、債務者本人は病氣療養中で細々と生活していたところ、保証人である夫が昭和六一年三月一七日に来店して年金収入で一括弁済することを内諾した。しかし、その後、同年四月二日に一万二、〇〇〇円の入金があっただけで、その後の入金はなかった。それにもかかわらず、補助参加人 X16 は保証人との交渉を怠った。その間 Y36 課長は昭和六一年四月三〇日、同年十一月二九日と積極交渉を指示したが、補助参加人 X16 は無視して応じず、結局一〇か月後の昭和六二年二月一二日に来店した保証人と改めて交渉を行ったものの、保証人は営業不振を理由に一括代位弁済の意思を翻していた。このケースも、補助参加人 X16 のずさんな債権管理により一括代位弁済を受ける機会を失ってしまったものであった。

カ 合計七〇〇万円を貸し付け、昭和六〇年四月三〇日に延滞口に編入となった、保証人が異なる A、B 二口の取引がある債務者の案件で、A 債権は、保証人の協力を得て債務者がどうにか返済し正常口に戻っていたが、B 債権は延滞口のままであった。B 債権に関し、昭和六一年四月一日、Y36 課長が「保証人が代位弁済に応じなければ、保証人所有の不動産に対して仮差押えを行うこと」との指示を出した。

しかし、補助参加人 X16 はこれを無視して、保証人に呼出状を出したほか電話での交渉しかせず、指示を実行しなかった。その後昭和六一年一〇月八日に債務者が来店し、返済金は A、B 両債権に分けて充当されていると思っていた、いったいどうなっているのかと抗議があり、補助参加人 X16 は債務者からの返済金は現在正常口の A 債権に充当している旨説明したものの、債務者の納得は得られないまま交渉は物別れに終わってしまった。しかし、その後この充当に関する件について、何の話し合いも行わないまま B 債権の保証人に代位弁済を求めたため、保証人から連絡を受けた債務者が立腹し、昭和六二年三月一六日「昭和六一年一〇月八日、担当の補助参加人 X16 に面談し、①返済金を A、B 両債権の残高に応じて充当すること、②各債権の残高一覧表を交付してほしいこと、この一覧表の交付がなければ支払は一時中止することを申し入れた。」といった内容の文書が内容証明郵便で送られてきた。

しかし、補助参加人 X16 はこれに対しても、昭和六二年六月まで何の措置も講ずることなく放置していた。そして、六月一五日債務者が来店した際の交渉でも、債務者と返済についての十分な話し合いを行わず、

事態の解決を図らなかった。しかもその後、正常口であった A 債権も同年七月三十一日延滞口に編入されてしまった。

そこで、Y36 課長の後任の Y39 課長は、延滞口編入日の昭和六二年七月三十一日に、仮差押えの指示を無視して着手せず、その後、債務者から充当に関する苦情が出ていたのにも何の措置も採らずに放置していたこと、さらにそのことについて上司に何の報告もしなかったことを指摘して厳しく注意し、不動産仮差押えについては直ちに着手するよう指示した。

ところが、補助参加人 X16 はこの指示に対しても無視して従わず、その後、債務者、保証人との管理交渉も一切行わないまま放置した。そして、昭和六二年一二月三十一日選別区分の意見を提示する際に、既に指示済みの不動産仮差押えを蒸し返して具申するという不可解な措置を採った。ところが、補助参加人 X16 はその後この仮差押えの手続も実行せず、また債務者、保証人との交渉も全く行わなかった。この状態は平成元年三月に審査係に担当替えとなるまで続き、この間完全な管理放棄状態となった。全くずさんな管理というほかはない。

キ 二五〇万円を貸し付け、昭和五五年六月三〇日に延滞口編入となり、債務者は従前食堂を経営していたところ、廃業して転居している案件で、昭和六一年一二月二日に保証人に対し訴えを提起する旨の指示を受けていたにもかかわらず、補助参加人 X16 は、その後四か月間、訴訟の提起もその他の管理も放置して行わず、昭和六二年四月六日によりやく保証人宅を訪れて母親と面談して、保証人が京都市内の他の場所に転居したと聞かされると、上司の決裁を得ないまま独断で訴えの提起を見合わせてしまった。そして、右四月六日に保証人の転居先が判明しているにもかかわらず、昭和六二年一〇月まで何の管理交渉も行わず、同年一〇月二日に至りようやく実訪した。そこで、保証人が自宅を所有していることが判明し、同年一二月三〇日に仮差押えの指示を受けた。ところが、その後呼出状を時々出す程度で、平成元年三月に融資課の審査係に担当替えとなるまで一年二か月余も仮差押えを実行せず、この間適切な管理交渉を行うことも全くしなかった。

ク 債務者は昭和五五年七月三十一日に延滞口編入の後、所在が不明になっており、保証人が昭和六一年七月まで一〇万円、同年八月以降三万円の代位弁済を継続していた案件について、補助参加人 X16 は、昭和六一年一二月二六日に、代位弁済額の増額か一括弁済を交渉することの指示を受けた。しかし、補助参加人 X16 はその後六か月にわたり交渉を行わなかった。ところが、保証人は昭和六二年六月三〇日に一九万円のまとまった支払をすると、返済を停止してしまった。その後補助参加人 X16 は、昭和六二年一二月三〇日に本件を継続口として選別区分したものの全く管理交渉を行わず、平成元年三月に担当替えとなった。後任の担当者が平成元年四月二七日保証人と連絡を取り、残債務の返済を督促する

と、保証人は昭和六二年六月三〇日の一九万円の支払で債務免除の約束になっていたと説明、二年近くも経って再度請求してくるとは、原告の約束違反ではないか、一体原告の体制はどうなっているのか、自分は断じてこれ以上支払うつもりはないと、立腹してしまった。

補助参加人 X16 は、保証人に残債務免除の約束で一九万円の一括弁済を約束させながら、支店に事前の報告もなく、事後の決裁も受けず、逆に、昭和六二年一月三〇日の選別区分では継続口に分類して、今後も債権回収を進めていくかのように報告していたものであった。保証人との交渉経過と支店への報告とが全く矛盾しており、ずさんの極みと言わなければならない。

(6) 単純で内容の乏しい交渉が多かったこと

延滞係は、貸付金債権の回収や保全にあたり、顧客との交渉において相手の実態を把握し、今後の返済について具体的な計画を提示させ、その実行のいかんにより更に交渉を強化していくというように管理をすすめていくことになる。

補助参加人 X16 は、顧客の実態を聴取、把握し、今後の返済計画を提示させ、その実行を督促するといった、管理事務の基本的な職務を適切に遂行できず、延滞係としての必要な交渉力も低かった。したがって、補助参加人 X16 の顧客との交渉は、単純で内容の乏しい平板なものが数多く見受けられた。上司が注意指導してきたのであるが、補助参加人 X16 は意欲的に自己啓発に努め自己の交渉力を高めようとする姿勢がなく、低水準のまま推移した。

以下、注意指導した幾つかの事例を示すと次のとおりである。

ア 昭和五六年九月一日三三〇万円を貸し付け、昭和五七年三月三十一日に延滞口に編入された案件で、債務者は行方不明で管理交渉ができないことから、Y36 課長が昭和六〇年二月一五日に「保証人を実訪し実態把握のうえ返済交渉のこと」との指示を出した。しかし、補助参加人 X16 はその後呼出状を送付する程度の管理しか行わず、ようやく昭和六〇年九月一八日保証人あて電話を行った際、応じた妻との交渉で、保証人は現在タクシーの運転手をしており月給は約五〇万円であることや保証人の家族状況について事情を聴取したが、補助参加人 X16 は今後の管理方針について何の具申しもないまま放置した。そこで、Y36 課長が補助参加人 X16 に対し、保証人への「実訪を含め返済について追求のこと」との指示を出したが、昭和六二年一月までの間、昭和六〇年一月二七日に施錠不在のため交渉できずじまいの実訪を一回行っただけであった。

イ 昭和五三年一月二五日三〇〇万円を貸し付け、昭和五六年四月三〇日に延滞口に編入された案件について、補助参加人 X16 は、昭和五九年九月二六日保証人について代弁交渉を行うこととの指示を受けていたにもかかわらず、その後呼出状の送付を行う程度の管理しか行わず、昭

和六〇年一二月二五日保証人が来店し一四万円を代位弁済したときも、その返済を受け入れたのみで今後の返済についての交渉を何ら行わなかった。

そこで昭和六一年一月二一日、Y36 課長が再度保証人に対して代弁交渉を行うよう指示を出したが、補助参加人 X16 は昭和六一年一〇月二三日に実訪するまでの間、保証人に対して交渉を持つための管理手段は全く取らなかった。

ウ 昭和五四年六月四日二五〇万円を貸し付け、昭和五六年六月三〇日に延滞口に編入された案件で、昭和六〇年一月二九日債務者を実訪し実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、補助参加人 X16 は全く実行しないまま昭和六〇年九月に至った。同月一三日、補助参加人 X16 はようやく実訪し、債務者の妻と面談できたが、友人が営む土木工事を手伝っているが体が弱く月の半分はブラブラしているという程度の状況しか分からない不十分な交渉であった。このため、同日再度 Y36 課長が、実態を把握できないと管理方針を樹立できないので債務者と交渉をもち、実態を把握するよう指示を出したが、補助参加人 X16 は昭和六一年五月一五日に呼出状を送付しただけであった。

エ 昭和五一年一一月三〇日に三〇〇万円を貸し付け、五六年六月三〇日に延滞口に編入し、元金残高は約二数万円の案件で、債務者は喫茶店営業を既に廃業し、最近の実態が不明であったところ、昭和六一年五月一日に五、〇〇〇円の返済のために来店した。債務者が来店したのは昭和六〇年一〇月一七日以来であり、その当時債務者は無職のため職探し中で、就職でき次第報告してもらおう約束になっていたが、債務者からの報告がないままになっていたものであった。

そういう状況で、六か月ぶりに債務者が来店して交渉することができたにもかかわらず、補助参加人 X16 は返済の受入れのみを行っただけで、債務者の実態把握や今後の返済についての交渉を何ら行わなかった。

オ 昭和五二年九月二九日に二五〇万円を貸し付け、五八年七月三〇日に延滞口に編入した後、債務者に対し六一年四月三〇日債務名義(判決)を取得している案件で、債務者からは断続的に二万円の返済しかない状況において、同年八月二五日、補助参加人 X16 は債務者へ電話したものの、債務者の妻から近日中に来店する旨の約束しか受けられなかった。しかも、この来店約束は果たされなかったにもかかわらず積極的に交渉しようとして、約六か月間管理を行わず、債務者の約束違反を放置した。

その後補助参加人 X16 は、昭和六二年一月二二日になってようやく債務者へ電話をしたものの、応対した妻に来店を求めるだけの話しかせず、これに応じて同年二月四日に債務者に代ってその妻が来店した際にも、現況を聞き取った程度で具体的な返済交渉を行わず、返済計画を求めることもしなかった。

カ 合計一、二〇〇万円を貸し付け、昭和六一年八月三〇日に延滞口に編

入された案件で、昭和六二年五月二八日債務者と保証人が編入後初めて来店したが、補助参加人 X16 は、両名の最近の状況を簡単に聞いただけで何らの返済交渉も行わず、そのまま両名を帰してしまった。

キ 一二〇万円を貸し付け、昭和六〇年二月二八日に延滞口に編入された案件で、昭和六二年八月七日債務者と保証人が来店した。債務者が来店したのは延滞口編入以来初めて、保証人も二年振りということで、返済交渉の絶好の機会であったが、補助参加人 X16 は生活振り等の簡単な調査を行っただけで、具体的な返済交渉を行わず、全く成果を得ないまま両名を帰してしまった。

(7) 法的手続の進行管理の懈怠

補助参加人 X16 は、法的手続を行っている案件について、原告で定めている法的手続進捗状況票を作成して進行管理を行うことを怠ることが多かった。

ア 昭和六一年八月六日に債務者及び保証人全員に対し訴えを提起したケースでは、同年一二月一日判決正本を受領するまで法的手続進捗状況票を作成せず、また、債務名義取得日を管理カードに記録していなかった。

イ 昭和六二年九月一日、不動産競売申立事件について、右状況票の作成を怠っていることが発見され、Y39 課長がこれを注意したところ、その後ようやく作成した。

(8) 管理カードへの不実記載について

補助参加人 X16 は、管理カードに管理経過を記録するに当たり、事実と全く反する虚偽の記事を書き、あたかも管理を進めているかのように取り繕うことがあった。

その具体的な事例を示すと、以下のとおりである。

ア 昭和六一年一二月三十一日、補助参加人 X16 は、債務者及び保証人の住所照会を行うことの指示を受けたが、既に同年一二月一七日に住所照会を行って、住所の異動のないことを確認していたかのような虚偽の記録を、指示を受けた後から遡って管理カードに書き込んだ。補助参加人 X16 が実際に住所照会を行ったのは、右指示を受けてから七か月半を経過した昭和六二年七月二〇日のことであった。

イ 昭和六二年一二月二四日、補助参加人 X16 は、債務者に対し訴えを提起することの指示を受けたが、昭和六三年の一年間一切管理を行わず、右指示の実行を放置した。

その間管理カードには、昭和六三年一月二九日に訴えを提起し、同年二月二四日及び四月一九日に公判に出廷し、五月一八日には勝訴判決を受領、九月八日には債務者を実訪したなどといった、全く事実と反する記録を書き込んだ上、管理カード提出簿の昭和六三年七月の欄には勝手に「長期交渉口」という選別区分のマークを付し、役席による管理カードの検照を逃れていた(長期交渉口に選別された案件は一年に一回しか

検照の対象にならない。)

補助参加人 X16 が実際に訴えを提起したのは、右指示を受けてから一年一か月を経過した平成元年二月一日のことであった。

(9) 管理カードを破り捨てたこと

昭和六三年六月一〇日、補助参加人 X16 が担当している延滞口債権の債務者が来店した。当日補助参加人 X16 は休暇を取っていたため、代わりに Y40 調査役が該当の管理カードを見ながら対応しようとした。ところが、補助参加人 X16 が同年三月一七日以降三か月間の債務者との交渉経過を管理カードに全く記録していなかったため、Y40 調査役は補助参加人 X16 と債務者との交渉内容がわからず、十分な交渉を行うことができなかった。

債務者は、返済金として二〇〇万円を持参しており、その話によれば右金員の返済により不動産仮差押えを解除すること、遅延利息を免除すること、の二点について補助参加人 X16 との間で合意に達しているということであった。しかし、Y40 調査役はその件について補助参加人 X16 から何の報告も受けていなかったため、その件は了知していない旨話すと、債務者は約束が反故にされたと立腹し、持参した二〇〇万円も返済せずに持ち帰ってしまった。

同日、右の状況について Y40 調査役から報告を受けた Y39 課長は、同月一五日に補助参加人 X16 に該当の管理カードを示しながら、これまで管理交渉の経過は遅滞なく記録するように指示してきたにもかかわらず、これを怠り、上司に報告もしなかったことを厳しく注意した。ところが、補助参加人 X16 は、反省の色を見せるどころか、逆上していきなり管理カードを破りそばの屑かごに放り捨ててしまった。

Y39 課長は、原告職員としてあるまじき補助参加人 X16 の行為に対して「管理カードを破り捨てるとは、何事か。」と厳しく注意したが、補助参加人 X16 はふてくされて、「どんな処分を受けても結構だ。」と言い放ち、自席に戻ってしまった。

管理カードは過去の交渉記録等の管理経過を記録したもので債権管理の重要な基礎資料であり、これを破り捨てた補助参加人 X16 の行為は常軌を逸したものである。

(10) その他の問題ある事務処理

補助参加人 X16 には、このほかにも問題ある事務処理が多々あった。その具体的な事例をいくつかあげると、次のとおりである。

ア 昭和六二年三月二七日、裁判上の和解を行っていた案件について、和解調書上の元金残高(一二八万円)と支店の元金残高(一四一万円)とが一致しないことが判明した。

これは、補助参加人 X16 が昭和六一年一〇月三十一日に訴えを提起した後同年一二月一七日に裁判上の和解をした際に、既入金分の二〇万円の処理について、支店における実際の充当方法に従って和解条項を申し

出なかったため、裁判所の和解では単純に残元金への充当ということで和解条項を合意した結果、食い違いが生じてしまったものである。

イ 二〇〇万円を貸し付け、昭和六二年五月三〇日に延滞口に編入された案件で、同年六月二二日、保証人の不動産に対する仮差押申立事件について、保証人への仮差押決定正本の送達ができないことから、管轄の京都簡易裁判所より住所調査を行うよう連絡を受けた。

Y39 課長は同日、補助参加人 X16 に対し住所照会の上裁判所へ上申するよう指示したが、補助参加人 X16 は同年八月二日になってようやく住所照会を行ったものの、その結果(異動なし)を裁判所へ上申する手続を怠っていたため、同年九月二二日に同課長から補助参加人 X16 に注意した。しかし、補助参加人 X16 はその後も裁判所への上申手続を長期間放置したため、昭和六三年一月には当時の Y41 次長からも怠慢を指摘され、仮差押決定正本の送達方法について方針を上司へ意見具申し、裁判所への上申手続を取るよう注意されたが、補助参加人 X16 からの意見具申は一向になかった。

結局この件については、補助参加人 X16 からの意見具申がないままであったので、昭和六三年六月二二日に同課長が自ら支店長まで仮差押決定正本の公示送達を行いたい旨意見具申し、そのとおりの決裁を得て、補助参加人 X16 に対し裁判所への上申手続をとるよう指示した。

最終的には補助参加人 X16 が京都簡易裁判所に公示送達の申立てを行ったのは、裁判所より連絡を受けてから一年以上経過した昭和六三年七月一二日であった。

ウ 昭和六二年八月一日、京都支店では毎月定期的に行っている延滞口残高照会を行った。当月の照合結果を Y39 課長に報告する担当は補助参加人 X16 であった。

他の担当者の場合、高照会を行った後速やかに報告するのが普通であるが、補助参加人 X16 は照合実施後二週間以上経過しても一向に報告してこなかった。そこで、同年八月二八日、Y39 課長が早く報告するよう督促したところ、ようやく提出してきた。

エ 補助参加人 X16 は、延滞口債権の返済金の入金について、管理カードに記録することを長期間怠って放置していることが度々あった。債権回収事務においては入金経過の正確な把握は大前提であり、債務者から一部入金があった場合には管理カードに速やかに記録しておくことが肝要である。補助参加人 X16 はこのような大事な事務処理すら、おろそかにしていたものであり、Y39 課長から再三、注意、指示された。例えば、昭和六二年九月一日、入金記録を約三週間放置していることが判明し、同課長は、速やかに記録するよう厳しく注意した。

(11) 低調な延滞口債権解消実績

補助参加人 X16 の、右のような勤務実績を反映して、同人が担当していた延滞口債権の解消実績は低調な水準で推移し、新人の担当者にも劣る

状況であった。

補助参加人 X16 の勤務歴からすれば、むしろトップ水準に位置して後輩を引っ張り、支店の業績向上に貢献するくらいの意気込みが必要であるが、そのような意欲も姿勢も認められなかった。

その実績を他の職員と比較して示すと以下のとおりである。
(延滞口債権解消実績(昭和六〇年度から六三年度まで)－解消件数及び解消金額)

(昭和六〇年度)

X16 三五件・ 四、五七六万円

Z64 七一件・ 九、四三四万円

Z65 七三件・ 九、九九〇万円

Z66 五三件・一億〇、八〇三万円

(昭和六一年度)

X16 四三件・ 六、二三二万円

Z65 五六件・ 八、三七九万円

Z67 六五件・ 七、八〇三万円

Z68 四一件・ 八、一一〇万円

Z69 四一件・ 七、七五七万円

(昭和六二年度)

X16 四〇件・ 六、四三三万円

Z70 三七件・ 四、九一三万円

Z67 三七件・ 六、三一三万円

Z68 四一件・ 六、〇四〇万円

Z71 五四件・ 九、七一六万円

(昭和六三年度)

X16 三〇件・ 四、八八八万円

Z70 二八件・ 六、二八四万円

Z68 三一件・ 五、四六六万円

Z72 四六件・ 七、五五六万円

右のとおり、補助参加人 X16 は昭和六二年度に、解消金額において上位から二番目につけたほかは、昭和六〇年度、昭和六一年度、昭和六三年度のいずれも最低ランクの状況である。

(12) 支店業務の推進に消極的であったこと

支店の職員は、担当業務についての的確に処理することはもちろんのこと、支店全体の業務の推進に関しても積極的に取り組むことが期待されている。まして支店業務の中核的立場ともいえる副調査役ともなれば、支店業務の推進に一層前向きに、取り組むことが必要である。

しかし、補助参加人 X16 にそうした積極的な姿勢はなく、また、支店で定期又は随時に行っている各種会議においても消極的で自分の意見を述べたりすることは皆無に近い状況であった。

(13) 上司に対する補佐、後輩への指導がなかったこと

補助参加人 X16 は、単に自分の担当事務の処理をするだけでなく、副調査役として、自分の所属する管理課やさらには支店全体にも配慮して一定の役割を果たすべき立場にあったが、課長や調査役等上司に対する補佐はなく、また、後輩職員に対しても指導、助言等を行うという姿勢は全く見られなかったし、また、そのような指導力は皆無であった。

(一三) 補助参加人 X3 について

補助参加人 X3(以下「補助参加人 X3」という。)は、昭和六〇年から昭和六二年にかけて、熱田支店において、延滞係として勤務していたが、右期間における補助参加人 X3 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

補助参加人 X3 は昭和四〇年三月に入庫し、昭和五九年四月に副調査役になっており、昭和六〇年当時は既に経験約二〇年の職員であった。

しかし、その勤務状況は、管理交渉が拙劣で、問題のある事務処理を繰り返すなど、副調査役として物足りない勤務振りであった。

(各論)

(1) 債権管理のルールを無視したこと

補助参加人 X3 は、債権管理の重要な方針について、上司の決裁を得るという基本的なルールを無視することがあった。

例えば、債務者は土木工事業で、昭和五九年三月三〇日一〇〇万円を貸し付け、同年一〇月三十一日に延滞口編入した案件について、延滞口編入後関係者から弁済がないため、原告は債務者及び保証人に対して名古屋簡易裁判所に訴えを提起した。裁判には補助参加人 X3 が復代理人となっており、債務者に対しては勝訴判決を得たが、保証人との間では昭和六〇年三月一五日の口頭弁論において、裁判官から次回期日(昭和六〇年三月二二日)に和解の協議をすとの方針が示された。

このような場合、延滞係としては、事前に和解条項案を上司に意見具申し、原告の方針を決定した上で、和解期日に臨む必要がある。ところが、補助参加人 X3 はこうした意見具申を怠り、昭和六〇年三月二二日の期日に示された和解案を、独断で受け入れる旨を回答してきた。

裁判所から帰ってきた補助参加人 X3 から報告を受けた Y42 課長は、事前に何の報告もしなかったことを指摘し、今後こうしたことのないよう注意・指導した。

(2) 無責任、ずさんな事務処理を繰り返していたこと

補助参加人 X3 には、責任感を欠くずさんな事務処理が多くあった。

ア 条件変更の手續懈怠

債務者(株式会社)は建設業で、昭和五七年一〇月二九日四〇〇万円を貸し付け、昭和五八年一月二九日に延滞口に編入した案件について、その後の管理交渉により、毎月債務者法人の代表者から三万円、保証人二名からそれぞれ一万五、〇〇〇円ずつ計六万円が弁済されていた。そこ

で、補助参加人 X3 は、昭和六〇年二月一四日に、元金残高三五二万円につき分割払いの貸付条件の変更を行う旨の意見具申を行い、決裁を得た。ところが、補助参加人 X3 は決裁を受けた後、貸付条件の変更手続をしないまま放置しているうちに、同年三月六日に債務者及び保証人が弁済した計六万円が入金処理され、元金残高が変動してしまった。しかも、そのことを補助参加人 X3 が看過したまま昭和六〇年三月一五日になってようやく端末機から条件変更の入力をした。しかし、当該条件変更は元金残高不一致のため処理不能となった。

これは、補助参加人 X3 が速やかに条件変更の手続を行い端末機から入力するか、もしくは入金処理ができないように端末機から登録しておく「入金停止登録」の手続をしておく必要があるのにこれを怠り、かつ、三月六日に入金処理がなされたことをジャーナルで確認することを怠ったため、右入金を看過したという二重のミスにより生じたものである。

結局、当該案件については、三月六日付の入金処理をオフライン訂正し、貸付条件の変更について端末機から改めて入力し直すことになった。

イ 債権取立届の提出懈怠

債務者(有限会社)は自動車整備業で、昭和五六年五月一日二〇〇万円を貸し付け、同年一月三〇日に延滞口編入した案件について、法人代表者と保証人一名は行方不明で、もう一人の保証人は会社勤務であったが弁済をしないため、昭和六〇年四月に当該保証人の給与債権の差押えを行い、同年五月から毎月五万八、〇〇〇円を取り立てていた。ところが、補助参加人 X3 は名古屋地方裁判所への債権取立届の提出を怠っていた。

昭和六〇年八月一三日に Y42 課長がそのことを指摘し、補助参加人 X3 は、昭和六〇年八月二一日になって昭和六〇年五月分から八月分までの債権取立届をまとめて作成して裁判所に提出した。

ウ 債権届出書の作成ミス

債務者(株式会社)は運送代理業で、昭和五八年一二月二九日三〇〇万円を貸し付け、昭和六〇年四月三〇日に延滞口編入した案件について、保証人が所有する不動産につき昭和六〇年八月仮差押えをしていたが、その不動産につき昭和六一年一月に他の債権者が競売を申し立てた。

仮差押え中の不動産の競売について、名古屋地方裁判所から債権届出書提出の催告を受けたため、昭和六一年二月六日に補助参加人 X3 は債権届出書を作成して提出しようとしたが、その際補助参加人 X3 は、実際の元金残高二五二万円のところ、誤って二五〇万円と記載していた。補助参加人 X3 の記載ミスに気付いた Y42 課長は補助参加人 X3 を呼んで注意し、今後記載にあたっては十分注意するよう指導した。

エ 時効のことを考えていない事務処理

原告の融資で営業資金の融資の場合は、消滅時効は五年で完成するため、保証人が代位弁済するということで条件変更を行う場合には、時効

に注意して原則として返済期間を五年以内とすることとしていた。

ところが、補助参加人 X3 は、返済期間が五年を超える貸付条件の変更を意見具申してきた。

具体的に述べると、債務者は精肉小売業で昭和五九年八月三〇日に四〇〇万円を貸し付け、昭和六〇年四月三〇日に延滞口編入した案件で、債務者は廃業し、保証人二名のうち一名から代位弁済の申出があった。昭和六〇年五月二〇日、補助参加人 X3 は、保証人の代位弁済で返済回数を七五回(六年三か月)とする貸付条件の変更を意見具申してきた。五年以上の分割払いは消滅時効の問題が存することを看過したものである。

オ 予納郵券の返還を受けることを失念していたこと

債務者は中古車販売業で、昭和五二年一月一五日二〇〇万円を貸し付け、昭和五九年一月三十一日に延滞口編入した案件について、債務者は行方不明であったため、昭和五九年一月保証人二名に対して訴えを提起し判決を得た後、遅延損害金の一部免除を条件に保証人の一名から代位弁済を受けて昭和六〇年四月一八日に完済処理したが、同年五月二四日に裁判所からの連絡により訴訟の際に予納していた郵券の残余の返還を受けていないことが判明した。

これは、補助参加人 X3 が裁判所に予納郵券の残りについて確認し返還手続を取ることを怠ったまま、完済処理をしてしまったことから生じたものである。

(3) 管理カード提出遅延について

延滞係は、延滞口債権の管理の都度、管理カードに管理交渉の経過等の必要事項を記録の上遅滞なく上司に提出することが義務付けられている。しかしながら、補助参加人 X3 は、管理カードへの記録をしないまま放置し、また、上司への提出を遅らせることが度々あった。その都度管理課長や次長から注意・指導をしたが、一向に改善されなかった。以下、例を挙げる。

ア 昭和六〇年二月二〇日に補助参加人 X3 は、自分の担当する案件の債務者の自宅へ実訪したが、管理カードを速やかに提出せず、一週間経過した二月二六日になってようやく管理カードに記載の上 Y42 課長に報告してきた。報告を受けた Y42 課長は、管理カードは管理の都度、速やかに提出するよう注意・指導した。

イ 債務者は寝具小売業で、昭和五九年一月九日三五〇万円を貸し付け、昭和六〇年六月二九日に延滞口編入した案件について、保証人所有の不動産に対し仮差押えをしていたが、その不動産に根抵当権を設定している常滑農協の本店から昭和六一年四月一日に補助参加人 X3 に電話があり、原告が仮差押え中の不動産を任意売却することになったため、保証人が一〇〇万円代位弁済するので仮差押えを取り下げてもらいたいとの打診があった。

ところが、補助参加人 X3 は、管理カードの提出を放置し、常滑農協からの打診について速やかに役席に報告しなかった。Y43 課長は昭和六一年六月一九日に管理カードを検照し、補助参加人 X3 に対し、管理カードは遅滞なく提出するよう注意するとともに、本件については常滑農協の申出を受け入れ、早急に交渉するよう指示した。

(4) 不適切な管理交渉が多かったこと

補助参加人 X3 の管理交渉は、一言で言えば稚拙で、工夫がみられなかった。以下具体的に述べる。

ア 昭和六〇年五月三十一日補助参加人 X3 は、保証人の自宅へ実訪したが、その日は保証人は不在であった。補助参加人 X3 が隣家の妻に尋ねたところ、保証人は仕事の関係で二か月余り出張しており、家族も何時帰宅するか不明であるということであった。

このように保証人の自宅を実訪したが不在であり、面談ができないような場合には、来店を要請したメモなどを郵便受に投函し、原告の担当者が訪問した記録を残しておく必要がある。保証人が何時帰宅するか不明であっても、原告職員が保証人の自宅を訪問したことについて、裏付けとなるものを置いてくるべきであり、さもないと、その後保証人が自宅に帰っても気付かないことになる。これは実訪する場合の初歩的な手順である。ところが、補助参加人 X3 はメモを投函せずにそのまま支店に戻ってきてしまったので、報告を受けた Y42 課長は、注意・指導した。

イ 債務者は家屋解体業で、昭和五八年四月一四日七〇万円を貸し付け、昭和六〇年一月三十一日延滞口に編入した案件について、債務者の妻が昭和六〇年三月一五日に来店し、債務者が入院した、東京で勤めている長男を保証人に追加するので、元金の返済を一時据置き、利息の返済のみにしてほしい旨の申出があり、補助参加人 X3 はこれを認める旨の意見具申を行った。なお、債務者の妻には当時パート収入があった。

このような状況では、今後不履行になった場合の対策を十分考えて交渉する必要があり、パート収入のある債務者の妻にも保証人になってもらうよう交渉すべきである。Y42 課長は、補助参加人 X3 に対しその旨指導した。

ウ 債務者は建設業で、昭和五三年四月一九日に一五〇万円を貸し付け、昭和五三年八月三十一日に延滞口編入した案件について、債務者に対して訴えを提起したが、債務者は債務を否認して争ってきたので、訴訟手続を顧問弁護士に委任していた。ところが、昭和六〇年五月二〇日に債務者が来店し、元金のみの返済にしてもらえないか、と債務の存在を認め、支払を行う旨の申出があった。ところが、補助参加人 X3 は「次回の弁論期日に和解等が出来るようにすすめたい」と管理カードに記載するだけで、債務者の申出を顧問弁護士に連絡しなかった。

本件については、顧問弁護士に事件委任している案件であり、当然の

ことながら顧問弁護士に事前に連絡しておくべきであり、これはごく基本的なことである。

エ 延滞口債権については、貸付条件変更時に未収利息、未収遅延損害金の棚上げができることとされているが、安易に棚上げを行うことのないようにすること、棚上げを行う場合であっても貸付条件変更後の新条件に基づく元利金の返済開始以前に一部でも回収するよう努めることとされている。補助参加人 X3 は、このような債権回収の方法についての認識が不十分であった。

債務者は総菜・漬物小売業で、昭和五八年八月一日に一八〇万円を貸し付け、昭和六〇年一月までは未収利息が存せず昭和六〇年四月三〇日に延滞口編入した案件について、補助参加人 X3 は昭和六〇年十一月五日貸付条件の変更の意見具申をしてきたが、その内容は、残元金一二二万四、〇〇〇円について二万円ずつ昭和六一年一月から六六年二月まで六二回にわたり支払う、未収利息、遅延損害金については棚上げとし、昭和六六年三月、四月の二か月に分けて支払うというものであった。

延滞口債権に係る貸付条件変更に関する原告の右方針に照らせば、本件については未収利息、遅延損害金は一年分程度であって多額ではないのであるから、元金を当面据え置きとして、先に未収利息等を徴求することが必要である。そこで、Y42 課長は、補助参加人 X3 に対して、安易に未収利息等の棚上げを伴った条件変更を行うことのないように指導・注意した。

オ 債務者は縫製業で、昭和五一年十一月六日に二〇〇万円を貸し付け、昭和五二年一月三十一日延滞口編入した案件について、補助参加人 X3 は、昭和六一年二月二五日に貸付条件の変更の意見具申をしてきた。その内容は、元金一八四万円については、二万円ずつ二四回、三万円ずつ二四回、四万円ずつ一六回で支払い、これまでの経過利息、遅延損害金約二四〇万円については棚上げし、元金が終了後の昭和六六年七月に一括して支払うというものであった。

これを受けた Y42 課長は、一回の返済額が二万ないし四万円であるにもかかわらず、棚上げした利息等の約二四〇万円について一括返済させることの現実性はあるのか尋ねたところ、補助参加人 X3 は、相手がそのように言っていますと何の問題意識もなく答えた。このような場合、債務者の状況等から一括返済の見通しがあるのかないのかよく調査・判断すべきであり、そうでないと、昭和六六年七月の時点で再度弁済がストップすることになるおそれがあり、そこで改めて弁済交渉が必要になる。Y42 課長はその旨注意・指導し、結局、当該案件については、棚上利息等について、昭和六六年七月から毎月五万円の分割で支払うことにさせた。

カ 債務者は木造建築工事業で、昭和五四年三月一六日二〇〇万円を貸し付け、昭和六〇年九月三〇日に延滞口編入した案件について、保証人所

有の不動産に仮差押えをしていたが、昭和六一年二月二日に債務者夫婦が来店し、保証人が遅延損害金の一部免除を条件に一括代位弁済するので仮差押えを取下げてほしい旨の申出があった。補助参加人 X3 は、保証人の申出を受け入れたいとの意見具申を行い、役席の決裁を得た。

ところが、補助参加人 X3 は、保証人と直接交渉せず、昭和六一年三月二日、同年三月一七日、同年五月一五日に債務者に電話をして保証人の金策がどうなっているのか照会しただけであった。そのうち、同年六月一〇日になって今度は債務者が自ら一括返済すると申し出てきたが、実際には、債務者からの弁済はなかった。そのため Y43 課長は、同年八月二五日に補助参加人 X3 に対し、保証人の実態を調査し、速やかに弁済交渉をするよう指示した。

しかし、補助参加人 X3 は、昭和六一年九月一〇日に債務者及び保証人に対し弁護士名で呼出し状を送付しただけで、何ら保証人と交渉しようとしなかった。この後も債務者からの一括弁済はなく、同年一〇月三十一日と同年一二月四日の二回に分けて一部弁済があったのみであった。その後補助参加人 X3 は具体的、実効的な返済交渉をしなかった。そこで、昭和六二年二月一二日 Y43 課長は、補助参加人 X3 に対して、不動産の仮差押えをしている保証人と直接交渉するよう注意・指導した。

これを受け、補助参加人 X3 が保証人と交渉したのは、昭和六二年三月三日のことであり、その結果、同年三月一三日には保証人が代位弁済し、本件は解決した。補助参加人 X3 の本件管理は、当然行うべき保証人との直接交渉を怠り、結果として解消を長引かせたものである。

キ 債務者は海運業で、昭和五五年一二月三〇日六〇〇万円を貸し付け、昭和六二年三月三十一日に延滞口編入した案件について、昭和六二年四月七日に債務者及び保証人宛に一括弁済を求める弁護士名催告書を送付しており、債務者及び保証人がこれに応じなければ、既に仮差押えをしていた保証人所有の不動産の競売を行う方針を指示していた。

ところが、補助参加人 X3 は、昭和六二年五月二日に保証人と電話で交渉した際、滞納中の四か月分の返済についてまず債務者が可能な限り支払い、四か月分の返済に満たない部分の支払について後日改めて保証人と話し合うとの交渉しか行わなかった。しかし、一括弁済を求めて弁護士名催告書を送付し、反応がなければ保証人所有の不動産の競売を行う方針で臨んでいる段階で、一括弁済交渉を行わず、債務者が当面の滞納分を支払うことで交渉をまとめてしまうことは、いかにも後退した交渉であり、消極的な姿勢を示すものである。

(5) 担当業務に対する無責任な態度

補助参加人 X3 は、担当業務の処理にあたって無責任あるいはずさんな処理が度々みられた。

具体的な事例を示すと、次のとおりである。

ア 熱田支店においては、延滞口債権について返済状況が正常に回復した

ことにより延滞口を除外して正常口債権とした場合には、延滞口を除外した後六か月間は引続き延滞係が責任を持って管理を担当する体制にしており、返済に遅滞があれば延滞係が督促を行っていた。

このような延滞口から除外した債権のうち、昭和六一年九月一五日時点で返済が遅延して、未入金口債権となっているものが管理課全体で一四件あり、そのうち補助参加人 X3 の担当は九件であった。そして右一四件のうち当月末までに返済がなければ再度延滞口に編入されることになる対象口債権が一件あり、うち補助参加人 X3 の担当は六件であった。そこで Y43 課長は、九月一八日に延滞係全員に対して、早急に十分な返済交渉を行うよう指示した。しかし、同課長が、同年九月二四日に当該管理カードを再度検照した時点で、補助参加人 X3 以外の延滞係は返済交渉を進めていたのに対し、補助参加人 X3 は、自分の担当する案件について返済交渉をほとんど進めていなかった。

そこで同日、Y43 課長はやむを得ず、補助参加人 X3 が担当していた対象口債権六件のうち四件を急きよ未入金係に担当替えして管理を行わせざるを得なかった。

イ 債務者は洋品小売業で、昭和五七年八月一六日四〇〇万円を貸し付け、昭和六〇年七月一日に延滞口編入した案件について、昭和六二年二月当時、保証人との間で遅延損害金の一部免除を条件に一括代位弁済を行う交渉がまとまっていた。

そこで、補助参加人 X3 は、保証人からの弁済金を元金に優先的に充当するよう返済条件変更手続を取る意見具申を行い、決裁を得た。ところが、補助参加人 X3 は、右決裁を得たにもかかわらず、コンピューターの端末機から条件変更手続を入力することを怠った。さらに、保証人から、昭和六二年二月六日に一括代位弁済金の一部として二五万円の返済があり入金処理されていたにもかかわらず、補助参加人 X3 はジャーナルでこれを確認することを怠り、一部弁済の事実を看過してしまった。

その結果、補助参加人 X3 は昭和六二年二月一六日に至って初めてこのことに気付き、同年二月六日付けの二五万円の入金処理をオフライン訂正した上で条件変更手続を行い、その後に再度入金処理を行うこととなった。

補助参加人 X3 が条件変更手続決裁を受けながら速やかに処理しなかったこと、保証人からの入金処理されていたにもかかわらず、ジャーナルでの確認を怠ったことは、原告の信用に関わる重大な職務懈怠であり、Y43 課長は同人を注意・指導した。

ウ 債務者は飲食・不動産業で、昭和五二年四月六日ほか六件計四、六五〇万円を貸し付け、昭和六〇年六月二九日に延滞口編入した案件について、債務者所有の不動産に対し極度額四、五〇〇万円の根抵当権を設定するとともに、五、〇〇〇万円の火災保険に質権を設定していたが、火災保険について債務者からの保険料の支払が困難になったため、原告が

債務者に代わって債権保全火災保険契約を締結した。

原告において「債権保全火災保険」を締結する際には、後日の紛争を避けるため、原則として、債務者等に対し当該保険契約の概要をあらかじめ通知することが規程で定められている。ところが、補助参加人 X3 は債務者及び保証人に対し、当該保険契約の概要を通知することを怠った。このことは昭和六二年三月一七日に判明し、Y43 課長は補助参加人 X3 に、至急通知を発送するよう注意・指示した。

エ 原告には事業資金のほかに、進学のために必要な小口の資金を融資する進学貸付けを行っているが、借入申込人が財団法人進学資金融資保証基金(以下「基金」という。)の保証をする場合は、基金の保証により貸し付けることができる。このように、基金の保証により貸し付けた債権が、万一延滞口に編入した場合など、最終履行期限(期限の利益喪失日を含む。)到来の時から四か月を経過したときは、四か月を経過した日の属する月の翌月二〇日までに「事故報告書」を本店業務第二部あて送付することになっている。万一これを怠ると、将来基金から代位弁済を受けることができなくなるおそれがある。

ところが、補助参加人 X3 はこの事故報告書の提出を怠ることがあった。

債務者は管工事業で、昭和五九年四月四日進学資金として五〇万円を貸し付け、その後最終入金昭和六一年一月三十一日、同年三月三十一日に期限の利益を喪失した案件について、本件は基金の保証付きの貸付けであり、昭和六一年七月三十一日から同年八月二〇日までの間に事故報告書の提出を行うべきであったが、補助参加人 X3 はこれを看過していた。基金に対しては、昭和六二年一〇月末に代位弁済請求を行う予定になっていたため、昭和六二年一〇月二〇日になって、代位弁済請求の前提となる事故報告書の提出を補助参加人 X3 が怠っていたことが判明した。

本件については、Y43 課長が本店業務第二部に報告し、本店から基金へ交渉を行ってもらうなど多大な手間を要して、最終的には代位弁済が受けられることとなった。

(6) 指示の実行の遅延及び管理の放置が数多くあったこと

補助参加人 X3 は、個々の延滞口債権の事務処理について、上司から指示された管理事務の実行を遅らせたり、また、担当者として適宜行うべき債務者や保証人に対する管理事務を、長期間放置したりすることが数多くあった。

ア 指示の実行遅延

- ① 貸付日昭和五五年一〇月二七日ほか貸付金額計四五〇万円の案件で、昭和六〇年四月三日に保証人に対し代位弁済を継続して追及することの指示を受けているにもかかわらず、同年八月一九日まで約四か月半にわたり実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五八年四月二五日貸付金額九〇万円の案件で、昭和六〇

年五月三十一日に保証人に対し実訪を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年七月三〇日まで二か月にわたり実行しなかった。

- ③ 貸付日昭和五八年四月二五日貸付金額九〇万円の案件で、昭和六〇年七月三〇日に保証人二名に対し継続して代位弁済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、一名については昭和六二年四月八日まで約一年八か月、別の一名については昭和六〇年一〇月二一日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五四年一月六日ほか貸付金額計八〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月一四日、保証人と返済条件変更手続をとるよう検討することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年五月七日まで約六か月にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五八年四月一八日ほか貸付金額計四〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月三〇日に保証人二名のうち、一名について立川支店に管理依頼すること、別の一名について住所照会することの指示を受けているにもかかわらず、Y44支店長が離任した昭和六一年三月までに実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五七年四月二三日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六〇年一月二三日に保証人に対し代位弁済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年一月二九日まで一〇か月余にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五五年一〇月二七日ほか貸付金額計四五〇万円の案件で、昭和六一年一月八日に保証人の給与債権の差押を検討することの指示を受けているにもかかわらず、同年六月一八日まで五か月余にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五七年四月二三日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年七月一〇日、保証人を実訪することの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月二九日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五三年七月一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年九月一九日、債務者を実訪することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年二月二〇日まで約五か月にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五二年九月二二日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一月一八日に債務者法人及び代表者に対し訴えの提起を検討することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年六月三〇日まで約七か月半にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五三年七月一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年三月二五日に債務者について管理依頼することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年二月二〇日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五四年一月一四日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年二月一七日に保証人について管理依頼先の伊勢支店に状況照会

することの指示を受けているにもかかわらず、同年五月二九日まで約三か月半にわたり実行しなかった。

- ⑬ 貸付日昭和五八年三月三〇日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年二月一七日、債務者の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五三年七月一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年五月一五日、債務者所有の不動産に抵当権を設定するよう継続して交渉することの指示を受けているにもかかわらず、同年九月一八日まで約四か月にわたり実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五九年十一月一五日貸付金額二、一〇〇万円の案件で、昭和六二年六月二二日に債務者法人の代表者の住所照会を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年九月九日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五二年三月四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年六月三〇日に仮差押中の保証人の不動産について、現地調査と再評価を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年九月三〇日まで三か月にわたり実行しなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五七年一〇月一三日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年七月一五日に保証人に対し代位弁済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年十一月一八日まで約四か月にわたり実行しなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五五年五月六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年九月五日に保証人と面談し代位弁済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年二月一三日まで五か月余にわたり実行しなかった。

イ 長期間にわたる管理放置

- ① 貸付日昭和五三年九月二〇日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月五日から昭和六一年二月一九日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五四年十一月六日ほか貸付金額計八〇〇万円の案件で、昭和六〇年十一月一四日から昭和六一年五月七日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五五年一〇月二七日ほか貸付金額計四五〇万円の案件で、昭和六一年一月一〇日から同年四月一四日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五四年一二月一四日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年七月三日から同年一二月一八日まで約五か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五〇年一〇月二九日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年八月二八日から昭和六二年二月一七日まで約六か月の間、一切

管理を行わなかった。

- ⑥ 貸付日昭和五三年九月二〇日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年九月二日から昭和六二年二月二八日まで約六か月の間、及び昭和六二年五月一二日から同年八月五日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
 - ⑦ 貸付日昭和五七年八月三〇日ほか貸付金額計一、〇〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月一二日から昭和六二年三月三日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
 - ⑧ 貸付日昭和五七年一〇月一三日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月一六日から昭和六二年三月一九日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
 - ⑨ 貸付日昭和五八年一月三〇日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年五月一五日から同年八月二八日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
 - ⑩ 貸付日昭和五一年五月二一日ほか貸付金額計二二〇万円の案件で、昭和六二年七月二四日から同年十一月一八日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
 - ⑪ 貸付日昭和五二年三月四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年九月三〇日から昭和六三年二月八日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- (7) 延滞債権の解消実績が低調であったこと
補助参加人 X3 の問題ある勤務実績を反映して、補助参加人 X3 の延滞口債権の解消実績は、以下のとおり低調な水準で推移していた。
(昭和六一年度)
- | | | |
|-----|------|---------|
| X3 | 四六件・ | 七、四〇〇万円 |
| Z73 | 四六件・ | 八、〇四八万円 |
| Z74 | 三四件・ | 七、四〇四万円 |
| Z75 | 六一件・ | 六、六八一万円 |
- (昭和六二年度)
- | | | |
|-----|------|-----------|
| X3 | 二七件・ | 三、七八一万円 |
| Z76 | 二五件・ | 五、七五二万円 |
| Z77 | 一六件・ | 三、九六三万円 |
| Z73 | 三五件・ | 五、二九一万円 |
| Z75 | 三二件・ | 一億〇、八九一万円 |
- (8) 支店業務の推進に積極的でなかったこと
補助参加人 X3 は、副調査役として支店全体の業務の推進に関して積極的に提言し、前向きに取り組むべき立場にあったが、そうした積極的な姿勢はほとんどみられず、自ら率先して業務推進を図るといったことはなかった。
- (9) 上司に対する補佐、後輩への指導がなかったこと

補助参加人 X3 は、副調査役として、課長や調査役など上司に対して補佐することはなく、また、後輩職員に対しても指導、助言等を行うという姿勢も全くみられなかった。

(一四) 補助参加人 X5 について

補助参加人 X5 は、昭和六〇年から昭和六二年にかけては、昭和六一年三月まで浜松支店、以後昭和六二年末までは岡崎支店に勤務していた。同人の右期間中の担当事務は、浜松支店では審査係、岡崎支店では、昭和六二年九月まで未入金係、それ以降は延滞係であったが、右期間における補助参加人 X5 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

浜松支店当時の勤務状況については、補助参加人 X5 は既に勤続約二〇年のベテラン職員であったが、その仕事振りは、与えられた審査案件を漫然と処理するだけに終始し、自分が納得できるまで調べてみようという前向きな姿勢がみられず、うわべだけの事務処理を繰り返していた。また、初歩的なミスを繰り返すなど、満足な実績を上げることができなかった。さらに、自己啓発の意欲もなく、基本的な制度の内容や関連規定に関する知識の習得を怠り、積極的に業務に取り組む姿勢を欠いており、下級者に対する指導・助言を行うことは全くなかった。

岡崎支店の未入金係当時の勤務状況については、指示された督促を怠ったり、債権管理の実績が上がらないなどの問題があった。

さらに、同支店の延滞係当時の勤務状況についても、担当期間は三か月半程度と短い、延滞口債権の解消のため意欲を持って仕事に取り組む姿勢は全くなく、担当案件につき指示された事項の事項遅延や管理放置が多くあり、問題のある勤務状況であった。

(各論)

(浜松支店当時の勤務状況等)

(1) 浜松支店当時、投げ返しが多かったこと

補助参加人 X5 は、審査係を担当し、調査事項の調査を行わなかったり、信用調査票への記載内容も不十分、不適切であるというケースが多々あった。その結果、Y45 課長は、補助参加人 X5 が行った審査処理に基づく意見具申についてそのまま了とすることができず、補助参加人 X5 に対して「投げ返し」という形で再調査や信用調査票への補正等を指示せざるを得ないことが多くあった。

もちろん、審査内容に不十分な点などがあれば補助参加人 X5 に限らず審査係の職員全員に対してこの投げ返しを行っていたが、補助参加人 X5 の審査処理の内容は極めて不十分なものであったことから、投げ返し件数は他の審査係の職員に比べ必然的に多くなってしまいうという状況にあった。

例えば、浜松支店において、昭和六〇年四月から昭和六一年三月までの一年間で Y45 課長が各審査担当者に投げ返しを行った申込案件数を集計

すると、次のとおりになっている。

- Z78・ 三件
- Z79・ 一四件
- Z80・ 三七件
- X5・ 六七件
- Z81・ 一六件
- Z82・ 七二件

右のうち、最も「投げ返し」件数の多いのは Z82 職員であるが、同職員は、昭和五八年に入庫して三年目の昭和六〇年に初めて審査を担当したものであり、審査事務に習熟しておらず、不備が多いことによるものである。補助参加人 X5 は一年間で六七件であり、これは Z82 職員とほぼ同様の件数である。三番目の Z80 職員になると、一年間で三七件となり、大幅に少なくなる。

また、この投げ返し案件数を同期間で処理した審査案件数に対する割合でみると、補助参加人 X5 が一〇・六パーセントであるのに対し、Z79 職員が一・九パーセント、Z80 職員が六・二パーセント、Z81 職員が一・九パーセントとなっている。

昭和六〇年一月ないし一二月までの一年間についてみても、補助参加人 X5 は右一年間で八二件の投げ返しを受けている。

以上のとおり、補助参加人 X5 が、極めて投げ返しの多い問題職員であったことは明らかである。

(2) 審査事務の問題事例

補助参加人 X5 が処理した審査で投げ返しを受けて補正を指示された事例の一部を示すと、以下のとおりである。

- ① 一般区域貨物自動車運送業者から貨物自動車購入のための設備資金として一、〇〇〇万円の申込みのあった案件で、前年度の昭和五八年度損益が五、八六〇万円の大幅な損失を計上しており、また、負債の項に四、四五二万円の多額の雑勘定が計上されていた。したがって、財務内容の慎重な検討や保証人予定者の不動産の有無等の資産状況の把握等を行って保全面の確保を図るなど融資の可否を慎重に判断する必要がある。それにもかかわらず、これを怠ったまま貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年三月二六日に注意・指導を受けた。
- ② スナックを新規に開業する業者から既存店舗の買取り資金として二五〇万円の環衛貸付けの申込みのあった案件で、環衛貸付けにおいて新規開業のために既存の店舗等を買取る資金については、近代化または衛生面で一定水準以上のものに改装する場合における当該店舗等の改装及び買取り等に要する資金が対象になるにもかかわらず、これを看過し改装の有無を確認しないまま意見具申を行い、昭和六〇年三月二九日に注意・指導を受けた。
- ③ 縫製業者から運転資金と設備資金として七〇〇万円の申込みのあった

案件で、初回申込みのため基本調査を要し、申込人の商品(技術)の調査が必須であるにもかかわらず、これを看過し、信用調査票の技術商品欄における主な取扱品の記入を怠ったまま貸し付けるとの意見を出してきたため、昭和六〇年三月二八日に注意・指導を受けた。

- ④ 根抵当権を設定し融資している研磨業者から研磨盤購入のための設備資金として七〇〇万円の申込みのあった案件で、前回調査時点よりも固定資産が約六割減少し、自己資本は約九割減少して財務内容が著しく悪化しており、過去の調査内容との比較を行った上で企業の信用力を判断する必要があるにもかかわらず比較検討を怠り、また、根抵当を設定している担保不動産の評価額を見直した場合にはその根拠を明示する必要があるにもかかわらずこれを看過し、貸し付けるとの意見を出して、昭和六〇年五月九日に注意・指導を受けた。
- ⑤ 板金加工業を新規に開業する業者から機械購入の設備資金として六〇〇万円の申込みのあった案件で、新規開業のための申込みで、生活費等への補填が可能かどうかといった観点から、勤務者である妻の収入を調査する必要があるにもかかわらずこれを怠り、貸し付けるとの意見を出してきたため、昭和六〇年五月二一日に注意・指導を受けた。
- ⑥ 段ボール製造業者から工場、倉庫建築のための設備資金として一、三〇〇万円の申込みのあった案件で、浜松支店で策定している審査処理の取決め事項では、八〇〇万円以上の設備資金の申込みについては補助票の使途分析票を使用して設備効果を検討することになっているにもかかわらず、これを看過して補助票を使用せず、また、一、〇〇〇万円(基準金利)を超える設備資金を融資する場合、融資後の資金使途の確認が必要であるにもかかわらず、これを不要として貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年五月二四日に注意・指導を受けた。
- ⑦ ダクト製造業者から支払手形等の決済資金として四五〇万円の申込みのあった案件で、面接時には法人代表者の妻が来店して面接に応じていたため、借入申込人本人である法人代表者に対して、借入意思の確認をする必要があるにもかかわらず、これを怠ったまま貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年六月一三日に注意・指導を受けた。
- ⑧ 畜産業者から買掛金決済等の運転資金として一、〇〇〇万円の申込みのあった案件で、融資金額を減額査定したにもかかわらず、所要運転資金額についての検討を怠り、減額査定する理由を明示しないまま貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年六月五日に注意・指導を受けた。
- ⑨ うなぎ料理店を営む業者から店舗の新築等の設備資金として一、八〇〇万円の申込みのあった案件で、新店舗の立地条件、収容能力、競合店の有無、顧客層の見込みや確保方法、現在の店舗の営業継続の有無等については、設備効果や今後の見通しを判断する上で当然検討すべき事項

であるにもかかわらず、こうした点を一切検討せず、また、不動産担保の評価にあたっては、時価の評価についての根拠を明示して適正な価格で算出する必要があるにもかかわらず、これを怠り何の根拠もなく算出して意見具申を行い、昭和六〇年七月二日に注意・指導を受けた。

- ⑩ 自動車ゴム部品製造業者から工場増築、機械購入等の設備資金として二、〇〇〇万円の申込みのあった案件で、設備資金の投資効果について、いかなる要因で売上げが増加する見込みがあるのか、その根拠を調査検討しておらず、その関連で必要な、過去二年間の業績について検討を怠り、また、不動産担保の場合、算出された担保価格により債権保全に与える影響が大きいと、担保価格のもととなる時価の把握についてはもちろん、先順位債権額の把握についても慎重に行う必要があるにもかかわらず、担保不動産調査票の先順位債権額の欄に誤った金額を記入し、さらに、売上に比較して現金預金の蓄積が乏しい理由を記載しないまま意見具申を行い、昭和六〇年七月一八日に注意・指導を受けた。
- ⑪ 菓子小売業者から運転資金として申込みのあった案件で、大幅な経常損失であったにもかかわらず、欠損原因と今後の改善策についての検討を怠った上、無担保債権額が八〇〇万円を超える貸付け(今回の融資金額三〇〇万円と既往取引分五八〇万円とを合わせて八八〇万円)を、本店申請が必要であるにもかかわらず支店長の決裁だけで行う意見具申をし、昭和六〇年七月二四日に注意・指導を受けた。
- ⑫ 既往貸付けのある家具の製造業者から運転資金と設備資金として五五〇万円の申込みのあった案件で、当該業者は既往貸付け分の返済が度々遅延しているにもかかわらず、延滞原因や今後の返済の見通しについて検討が不十分なまま貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年七月二七日に注意・指導を受けた。
- ⑬ 環衛貸付けを利用中の飲食店を営む業者から買掛金決済等の運転資金として原告の普通貸付け一二〇万円の借入申込みがあった案件で、原告の貸付金で別法人である環衛公庫の貸付金を決済処理(現貸決済)することはできないにもかかわらず、これを看過して現貸決済すると意見具申を行い、昭和六〇年八月一五日に注意・指導を受けた。
- ⑭ 居酒屋を営む業者から支店開設の設備資金として環衛貸付け六三〇万円の申込みのあった案件で、既存の店舗の近くに支店を開設するといった計画であるにもかかわらず、顧客の確保方法や客層の見込みなどについて一切検討しないまま貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年八月二八日に注意・指導を受けた。
- ⑮ 勤務先の営業を譲り受けて損保代理店を開業する者から設備資金として三〇〇万円の申込みのあった案件で、営業譲渡人の原告取引状況を確認しないなど、調査・検討が不十分なまま、また、信用調査票における財政状態の欄の記載を完成させないまま貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年九月一三日に注意・指導を受けた。

- ⑯ 土木建築業者から運転資金と設備資金として一、三〇〇万円の申込みのあった案件で、担保不動産建物の火災保険請求権に質権を設定するとしながら、火災保険金額の確認を怠り、また、申込法人の代表者及び家族が所有する不動産について、消費者金融からの差押登記の経緯があるにもかかわらず、差押えの原因や他の負債の有無等についての検討を怠ったまま貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年一〇月七日に注意・指導を受けた。
- ⑰ 織物業者から一、〇二八万円の設備資金の一部として、一三〇万円の申込みのあった案件で、高額な設備導入資金の一部としての借入れにもかかわらず、設備導入後の売上見込み等の設備効果についての検討を一切行わないで貸し付けると意見具申し、昭和六〇年一〇月一三日に注意・指導を受けた。
- ⑱ 美容業を新規に開業する者から店舗等の設備資金として環衛貸付け五〇〇万円の申込みのあった案件で、不動産担保を徴求の上貸し付ける意見を出しながら、担保不動産調査票を未完成のまま意見具申し、昭和六〇年一〇月二七日に注意・指導を受けた。
- ⑲ 理容業を営む業者で環衛公庫の振興事業施設貸付けの貸付対象者から理容電動椅子等の設備資金として二〇〇万円の申込みのあった案件で、特別利率年六・八パーセントを適用すべき設備であるにもかかわらず、その適用を誤り、基準利率の七・〇パーセントで貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年一〇月二八日に注意・指導を受けた。
- ⑳ 過去に網戸と化粧品の販売業者として取引のある顧客から、今回は化粧品とサッシ・ガラスの販売業者として四〇〇万円の運転資金の申込みのあった案件で、申込法人が一時期休業状態にあったことを知りながら、休業の理由、事業内容を変更し再開した経緯や今後の見通しについて一切検討しない上、既に設定済みの根抵当権を継続するにもかかわらず、担保不動産調査票を未完成のまま意見具申を行い、昭和六〇年一〇月一六日に注意・指導を受けた。

(3) 無責任な事務処理事例

補助参加人 X5 は担当した審査案件の処理において、極めて無責任な対処をした。以下はその一事例である。

建設業を営む法人からコンクリート破砕設備の購入資金として、すでに設定済の根抵当権のほかに土地四筆に普通抵当権を設定することを希望しての借入申込みがあった案件について、補助参加人 X5 は昭和六〇年三月二二日に申込み法人の代表者と面接し、担保に徴求する不動産について調査及び評価を行った上で、八〇〇万円を貸し付ける旨の意見具申をした。

Y45 課長は、補助参加人 X5 から意見具申を受けた際、債権保全を強化する趣旨から保証人を一名追加する条件を付した上で、補助参加人 X5 の意見どおり八〇〇万円を貸し付けることを決定した。

ところで、原告では、通常、担保設定の登記が完了した後に融資金を交

付しているが、年度末においては資金需要に対処するための特例として、担保設定登記について法務局がこれを受け付けたことを証明する書類(受理証明)を確認した時点で融資金を交付することとして差し支えないという取扱いをしていた。

本件の申込案件についても、当該法人から申込みがあったのは昭和五九年度の年度末であり、そのためこの受理証明の確認をもって昭和六〇年三月三〇日に八〇〇万円の融資を実行した。ところが、昭和六〇年四月に入り、登記完了後の不動産登記簿謄本から、普通抵当権を設定した土地四筆のうち一筆について、原告の担保設定前に第三者による所有権移転の仮登記が設定されていることが判明した。このような所有権移転の仮登記が設定されていると、仮に本登記されれば原告が設定した根抵当権が覆えされてしまうことから、原告では、こうした物件を担保に徴求することは避けるか、あるいは、担保に徴求するにしても、原則として所有者を通じて仮登記の抹消を交渉し、抹消が不可能な場合は担保評価をゼロとして担保に徴求することとしている。

ところが、審査段階において補助参加人 X5 が作成した信用調査票には、当該仮登記の設定については全く触れられていなかった。

Y45 課長は、昭和六〇年四月一七日補助参加人 X5 に顛末を報告させ、また、法人の代表者に電話して事情をたどした。その結果、以下の事情が判明した。

本件審査の面接時において法人代表者は審査担当者である補助参加人 X5 に、提出した登記簿謄本には載っていないが所有権移転の仮登記が設定されているかもしれない旨話をした。そこで、補助参加人 X5 は、仮登記が設定されている場合には抹消することを融資の条件とすると説明したところ、法人代表者は、万一仮登記があっても抹消することは可能であると答えた。しかし、その後補助参加人 X5 から何の話もなかったし、原告から届いた融資決定の通知には仮登記を抹消することが融資の条件に付されていないので、法人代表者は、この仮登記抹消の問題はなくなったものと理解していた。一方、補助参加人 X5 は、この仮登記は契約時まで抹消可能との説明を受けたのみで、信用調査票には記載せず、その際、改めて仮登記の件を法人代表者に確認したり、登記簿謄本で確認することもしなかった。

所有権移転の仮登記の有無は、担保評価及び債権保全上極めて重要なことであり、仮登記の設定の有無を必ず確認すべきである。それをしないで、仮登記が設定されていないことを前提に不動産の評価をして信用調査票等の調書を作成したことは、審査担当者として全く無責任な事務処理といわねばならない。

(4) 自己啓発を怠っていたこと

補助参加人 X5 が提出する信用調査票には、既に示したとおり不備事項が多く、Y45 課長は補助参加人 X5 に対してその都度指摘しなければなら

なかった。そのような事態を招いた理由としては、補助参加人 X5 が日ごろの自己啓発を怠り、そのため、基本的な知識を欠いていたことによるものである。その一例を示すと以下のとおりである。

浜松支店融資課では、審査業務を円滑かつ適正に処理するとの観点から「審査処理の取決め事項」を定めていた。審査担当者にはこの取決め事項を冊子にして配付し、その内容について周知徹底していた。したがって、審査担当者はこの取決め事項に沿って審査事務の処理を進めていかななくてはならない。

昭和六〇年五月二四日、補助参加人 X5 から製造業者からの申込みについて、設備資金として一、三〇〇万円を融資する旨の意見具申があった(本件は(2)の⑥の事例である。)が、「審査処理の取決め事項」では八〇〇万円以上の設備資金の申込みについては、原則として補助票(使途分析票(設備用))を使用して資金使途を分析することになっているにもかかわらず、補助参加人 X5 は単に通常の信用調査票の資金使途欄を使って資金使途の内容を記載していることから、Y45 課長は「再調査等連絡票」に「高額設備の場合、補助票を使用して(設)効果検討のこと」と指摘して投げ返すとともに、併せてその旨を口頭で補助参加人 X5 に指示した。

ところが、補助参加人 X5 は Y45 課長に「設備資金の金額がいくらから補助票を使用するのか。」と質問してきた。Y45 課長が「あなたは取決め事項に定めていることを知らないのか。」と問い返すと、補助参加人 X5 は平然と「知りません。」と答えた。Y45 課長は補助参加人 X5 に対し、「あなたのようなベテラン職員が審査処理の取決め事項を理解していないようでは困る。あなたはこれまで審査事務を行うに当たって、どのような問題意識をもって取り組んでいたのか。」と注意するとともに、取決め事項における該当箇所を示し、適正に審査事務をすすめるように注意指導した。

(5) 顧客との対応が不適切なこと

補助参加人 X5 は審査事務において、融資が否決となった申込人からの抗議に対しの確な対応をすることができなかつたり、審査を行っている段階で申込人や届出保証人に対して配慮に欠ける対応をとったことが原因で届出保証人から抗議を受けるなど、顧客との対応において適切さを欠くことが多くあった。これについて具体例を上げると以下のとおりである。

ア 浴場業を営む業者から店舗建築資金として借入申込みがあった案件について、補助参加人 X5 は昭和六〇年五月一五日に申込人と面接し、同年五月一八日に申込人の営業所所在地を実訪し、その後、最初の面接から八日経過した同年五月二三日に再度申込人と面接を行い、同年五月二七日に借入依存の設備投資であり先行の不安が大きいなどとして融資を否決する旨の意見具申を行った。そして、翌日の五月二八日に正式に本案件について融資を否決することが決定され、申込人へその旨の通知がなされた。

融資を否決する旨の通知を受けた申込人は、同年五月二九日浜松支店

に来店し、審査担当者である補助参加人 X5 に対して「融資できない問題点は何か。」「あなたの話ぶりでは融資に希望が持てるものと思っていた。なぜ、そのような期待を抱かせるいい加減な話をしたのか。」などと苦情を申し立ててきた。

融資を期待していた申込人が、融資を否決された場合にその理由をただしたり、説明を求めたりすることは、ときにあることであるが、その場合、否決の理由を的確に説明するのも審査係の職務である。しかし、補助参加人 X5 は、このような申入れに対し的確な説明ができず、ほとんど無言といった状態に対応していた。そのため、やむなく Y45 課長が補助参加人 X5 に代わって申込人に説明を行い、納得してもらった。

申込人が帰った後、Y45 課長は補助参加人 X5 に対し、「申込人からの苦情に対しては、あなたのようなベテラン職員であれば申込人を納得させるような的確な説明を行うべきである。」と注意した。

イ 建設業を営む法人から車両購入及び外注費の支払等の資金として一、〇〇〇万円の借入申込みがあった案件について、補助参加人 X5 は昭和六〇年九月三〇日に申込法人の代表者と面接した。この法人が申込みに応じ届出してきた保証人予定者は、申込法人の外注先で、代表者の父親とともにタイル工事業を営む法人の経営に当たっていた。ところで、この保証人予定者が経営に関与していた法人は原告と取引があり、その内容は返済が常時遅延しており、昭和六〇年九月時点においても、同法人への融資債権は遅延し未入金口として取り扱われているという状況にあった。

こうしたことから、補助参加人 X5 は、申込法人が届け出てきた保証人予定者は保証人としては不相当であると判断し、融資するに当たって保証人となる人物を変更することを条件とする旨の意見具申を行ってきた。その後、この申込案件は補助参加人 X5 の意見具申どおりの内容で融資することが決定した。

ところが、昭和六〇年一〇月七日、右保証人予定者から電話があり、Y45 課長が対応したところ、(ア) 昭和六〇年九月三〇日、補助参加人 X5 は申込法人の代表者と面接した際に、保証人予定者の会社の原告取引に関して、その返済状況がよくないことを申込法人の代表者に漏らした。そのため、今後受注がストップするおそれがある、(イ) 同日、補助参加人 X5 は申込法人の代表者に右の話をしておきながら保証人予定者のところにも電話をかけて、同人に対して保証意思の確認を行ってきた、といった点を指摘し、なぜ保証人予定者の会社と原告との取引状況を申込法人に漏らしたのか、そのために申込法人との取引に支障が出たら、原告はどのように責任を取るのか、また、保証人予定者が保証人として不相当であることを申込法人の代表者に話しておきながら、なぜ保証意思の確認を行ってきたのかと苦情を申し立ててきた。

Y45 課長は右電話の後、直ちに補助参加人 X5 を自席に呼び、事実関

係を確認したところ、右(ア)及び(イ)の事実を認めた。そこで、Y45 課長は苦情の相手方に改めて電話をかけ、補助参加人 X5 の取った行動について謝罪した。

補助参加人 X5 の言動は原告職員としては初歩的なミスであり、Y45 課長は補助参加人 X5 に対して「今回のような保証人予定者のみならず、申込関係者と原告との取引状況を他の関係者には絶対に話さないこと。」「保証人としては不適當であると判断していたのであれば、その保証人予定者に対して保証意思の確認をするのは適切でない。」と注意・指導した。

(6) 審査処理実績が低調であったこと

補助参加人 X5 は、自分から進んで積極的に審査案件を処理しようといった姿勢はほとんどなく、ただ割り当てられた案件のみを処理するだけであった。したがって、補助参加人 X5 が処理した審査案件の件数は、他の職員に比べても少なく、実績は挙がっていなかった。

具体的に数字をあげると、担当した審査案件のうち申込人または保証人予定者について不動産の有無及び所有不動産の内訳、権利関係の内容等を調査(不動産の調査)した件数は、昭和六〇年四月から昭和六一年二月までの一か月間で、補助参加人 X5 が七六件であるのに対し、副調査役の Z79 職員が二二三件、副調査役の Z80 職員が一三五件、五等級の Z81 職員が四四一件という状況であった。

次に、実訪を行った件数をみると、昭和六〇年四月から昭和六一年二月までの一か月間で補助参加人 X5 が一六四件であるのに対し、Z79 職員が一六二件、Z80 職員が一八二件、Z81 職員が二三一件という状況であった。

補助参加人 X5 の不動産調査や実訪が少ないことについて、Y45 課長は、「審査事務において手抜きをせずに、必要に応じ、不動産調査や実訪を行っていくようにすべきである。」旨、再三にわたり補助参加人 X5 に対して注意指導を行ったが、補助参加人 X5 はこれについて姿勢を改めることはなく、昭和六一年三月に岡崎支店へ転出するまで、積極的に不動産調査や実訪を行おうといった姿勢は認められなかった。

(7) 支店全体の業務推進に対する積極的な取組みがなかったこと

浜松支店では、職員がそれぞれの立場で、支店の業務推進に積極的に取り組むことが求められており、その機会は日常の事務処理の中での提言もあれば、ミーティング等での提言等いろいろとある。

しかしながら、補助参加人 X5 の場合、支店の業務推進に対する積極的な取組み姿勢はほとんどなく、提言や発言を行うこともなかった。

(8) 下級者に対する指導・助言等がなかったこと

補助参加人 X5 は Y45 課長が浜松支店に着任したとき、勤続年数約二〇年のベテラン職員であり、また、四等級になって五年以上経過していた時期でもあった。原告においては四等級職員には後輩に対して助言・指導を

行うことが求められる。

しかしながら、補助参加人 X5 が、下位等級者に業務上の助言を与えるとか、指導をするということにはなかった。

(岡崎支店未入金係当時の勤務状況等)

(9) 業務意欲を欠き、指示された督促を怠っていたこと

補助参加人 X5 は、岡崎支店未入金係当時、未入金口の「非対象口」の債権の管理を担当していたが、この担当職務は、未入金口債権の中でも遅延に陥ったばかりの債権のいわば初動管理であり、遅延原因がそれほど深刻ではない債権であることも多く、その主な事務処理は返済を求めて、督促文書を送付したり、電話をかけるという比較的定型的な事務である。このような「非対象口」の債権管理は迅速かつ効率的に事務を行っていくことが求められている。

支店では、遅延直後の督促に始まり、一定の日数をおいて二回目の督促(二督)、三回目の督促(三督)を繰り返し、このパターンをきちんと実行することによって、弁済をさせようという方針であった。しかし、補助参加人 X5 は、業務意欲に欠け、このパターンどおりに督促することを怠ることがしばしばあった。

そのため、Y46 課長はその都度注意・指導を繰り返していたが、最後まで改善されなかった。

(10) 債権管理の実績が一向に上がらなかったこと

補助参加人 X5 は、業務意欲に欠け、低調な督促振りであったので、この「非対象口」の債権管理において実績を挙げることのできない状況が続いていた。

補助参加人 X5 が担当する直前の昭和六〇年度における「進度 1」(返済期日を一〇日経過した未入金口債権)の入金率の状況をみると、昭和六〇年度通期では岡崎支店の入金率は、ほぼブロック及び全支店の平均値に近い、七〇・〇五パーセントであった。

ところが、補助参加人 X5 が担当していた昭和六一年四月から昭和六二年九月までの間における岡崎支店の「進度 1」の入金率は七二・六五パーセントであり、ブロック平均に比べ四・〇一パーセント、全支店平均に比べ五・一六パーセントも下回っている。

なお、補助参加人 X5 が担当替えとなった昭和六二年九月二日以降については、その直後の昭和六二年一〇月から同年一二月(昭和六二年度第三・四半期)こそ、対ブロック比較でマイナス五・二二パーセント、対全支店比較でマイナス四・九〇パーセントであったが、その後の昭和六三年一月から同年三月(昭和六二年度第四・四半期)には対ブロック比較でマイナス一・七一パーセント、対全支店比較でマイナス〇・七六パーセントとマイナス幅が急速に縮小した。

このように、補助参加人 X5 が未入金口債権の管理をきちんとしていないこと、その結果「進度 1」の入金率が芳しくないことについて、Y46 課

長は補助参加人 X5 の担当期間中何度も繰り返し注意・指導したが、補助参加人 X5 はこれを改善させようとする姿勢をみせずじまいであった。

(11) 端末機のオペレーターキーを返却するのを忘れ持ち帰ってしまったこと

顧客との取引内容の記録等は、支店に設置されている端末機を使用して入出力しているが、この端末機の使用に際してはオペレーターキーという鍵を端末機にセットしなければ入出力させることはできない。オペレーターキーは顧客との取引内容等を端末機を使用して入出力するために重要な物であり、適正に使用されることが求められており、「端末機の役席キー及びオペレーターキー管理規則」において、保管等についても厳格に取り扱うべき旨明記されている。

補助参加人 X5 は、昭和六一年三月から昭和六二年九月までの期間においてオペレーターキーの指定担当者となっていたが、この間に二度(昭和六一年三月二九日及び同年一〇月一三日)オペレーターキーを総務課長に返還することを怠り、持ち帰ってしまった。二度目の際には、翌日、補助参加人 X5 がオペレーターキーを返還してきたときに、Y47 次長が補助参加人 X5 を呼び、オペレーターキーを返還せず店外に持ち出したのはこれで二度目であり、職員として無責任であると厳重に注意し、補助参加人 X5 に反省を促す意味で今回の件について顛末を文書にまとめ提出させた。

(12) 入金処理を誤ってしまったことが原因で最終的に延滞口に編入となってしまったこと

昭和五九年五月二二日に飲食店を営む業者に対して環衛貸付けの設備資金として一四〇万円(以下「A 債権」という。)と二一〇万円(以下「B 債権」という。)の計三五〇万円を融資した案件(割賦元金の返済期日はいずれも毎月二五日、割賦元金は A 債権が二万円、B 債権が三万円)について、A 債権は昭和六一年七月二五日返済期日分の入金がなく、未入金口債権となった。B 債権については返済に遅滞がない上に一万七六一円の剰余金があることから、補助参加人 X5 は債務者に対して、A 債権の昭和六一年七月分の返済については、B 債権に計上されている剰余金一万七六一円を合わせて充当するから、それを差し引いた金額を入金するよう昭和六一年八月六日連絡した。そして、債務者からは同年八月一九日付けで一万五、九三六円の送金があった。

ところが、補助参加人 X5 は回収係に対して、債務者の入金分と B 債権に計上されている剰余金一万七六一円を合わせて A 債権に充当するとの指示を一切行っていなかった。そのため、同年八月二日回収係は債務者から送金があった一万五、九三六円のみを、A 債権に充当する入金処理を行っただけで、B 債権に計上されている剰余金を A 債権に充当する処理は行われなかった。その結果、債務者から送金のあった一万五、九三六円は A 債権の割賦元金二万円に満たないことから、昭和六一年七月分の入金とはならず、剰余金として計上されてしまった。そして、この一万五、

九三六円の未入金処理の記録(ジャーナル)は回収係から未入金係へ回付されたが、入金処理を行った昭和六一年八月二日は本来の担当者である補助参加人 X5 がたまたま年次有給休暇を取得し休んでいたため、同じ未入金係の Z83 職員が回収係からジャーナルを受け取った。そして、Z83 職員は受領したジャーナルに基づき、未入金口債権を列挙した帳表である未入金口債権一覧表の A 債権の欄に、昭和六一年七月分の入金がされた旨の記載をした。ところが、担当の補助参加人 X5 がその後この入金処理について全くチェックを行わなかった結果、A 債権は昭和六一年七月分の入金がされていないにもかかわらず、未入金口債権一覧表上は昭和六一年七月分が入金済みであるということになってしまった。そして、A 債権は次の返済期日である昭和六一年八月二五日において返済がされず、昭和六一年九月末をもって延滞口編入となる、いわゆる対象口の未入金口債権となった。しかし、対象口債権を担当する Z84 職員は、昭和六一年七月分の入金記録があるので昭和六一年九月末には延滞口編入とはならない、すなわち対象口ではないと判断し、債務者に対しては連絡をしなかった。その結果、A 債権については未入金係が気付かないまま昭和六一年九月末に延滞口編入となってしまう、このことに未入金係が気付いたのが、延滞口残高一覧表が事務部から送付されてきた同年一〇月四日のことであった。

その結果、A 債権についてはその後延滞係の担当者が債務者を訪問し延滞口に編入となった経緯を説明し、了解を得た上で、支払条件の変更を行い、延滞口債権から除外し正常な債権に復するという手順を踏むことを余儀なくされた。

このような事態を招いたのは、補助参加人 X5 が、A 債権の昭和六一年七月分の返済について、回収係に対して B 債権計上の剰余金を A 債権に振り替えて充当するよう指示をしていなかったこと、かつ、A 債権の入金処理結果をチェックすることを怠ったことが主要な原因である。この一連の問題ある事務処理については、昭和六一年一〇月七日、補助参加人 X5 及び関係職員に対して Y46 課長から注意するとともに適正な事務処理をするよう指導した。

(13) 管理カードの保管がずさんであったこと

補助参加人 X5 は、自分が担当する案件の管理カードについて日ごろから極めてずさんな管理をしていた。

昭和六一年八月一三日から一八日まで岡崎支店に対し、本店検査部による検査が行われ、そのうち未入金係に対する検査は一三日から一五日に行われた。なお、これらの日程についてはすべて、前月の七月下旬に検査部から支店あてに通知があり、この検査スケジュールについては職員にも周知していた。また、検査が始まってからでも、補助参加人 X5 は未入金係検査初日の一三日は平常通り出勤していたので、初日の検査の状況や、一四日以降、未入金口の管理カードを必要に応じて検査官に提示する必要があることは十分承知していた。

一四日の検査当日、補助参加人 X5 は、始業直前になって電話をかけてきて、微熱が出たとして夏期休暇を申し出て休んでしまった。そのため、補助参加人 X5 担当の案件で、検査官から説明を求められたり、管理カードの提示を求められたときは、他の未入金係が抽出することになったが、補助参加人 X5 が担当している管理カードの整理は乱雑で、どこにどのような管理カードを保管しているか見当がつかない状況であった。そのため、管理カードを一通り見なければ抽出できないといった事態になり、大変な手間を要した。

Y46 課長は翌日に補助参加人 X5 に対し、いかにみんなが迷惑を被ったかを説明し、日ごろの健康管理に注意すること及び管理カードの保管については、自分が不在の時でもある程度並べ方が分かるようにきちんと管理しておくよう注意・指導した。

(14) 条件変更の報告懈怠

条件変更を実施する際には、貸付金元帳の変更のために、「貸付条件・充当順序の変更等依頼・修正票」に、変更後の返済条件、条件変更の原因、貸付期間の延長の有無、保証人追加の有無などの必要事項を記入する必要がある。しかし、昭和六一年九月二二日、Y46 課長が同票を検印していたところ、補助参加人 X5 担当の案件で、貸付期間が延長となるにもかかわらずその記入がなされておらず、また、条件変更原因についての記入が漏れているものがあつた。Y46 課長は補助参加人 X5 に即座に注意し、正しい内容を端末機から再入力させた上で、事務処理を的確に行うよう指導した。

(15) 的確な事務処理を行わなかったこと

補助参加人 X5 は、担当の事務処理について、適正・確実に処理する自覚に欠け、ずさんな処理で済ますことが度々あつた。

補助参加人 X5 は、債務者からの申し出に応じて条件変更を行った案件について、昭和六一年九月二二日、当該管理カードの提出をした。Y46 課長がその記事を見たところ、保証人が「六一年一月から債務者に期日入金させる。」と答えたとの記載になっていたが、利息については六一年九月から開始となっていたので、補助参加人 X5 に対し、利息の返済開始月について保証人にきちんと説明したか確認した。ところが、元金の返済開始月である一月のことしか説明していないとのことであり、これでは、保証人に対して返済条件を正確に説明したことにはならないため、Y46 課長は補助参加人 X5 に対し、「元金と利息の返済開始期日が異なることを再度保証人に連絡し、新返済条件についてきちんと説明しておくこと」と、注意・指導した。

(岡崎支店延滞係当時の勤務状況等)

(16) 指示の実行遅延

補助参加人 X5 は個々の延滞口債権の事務処理において、指示の実行を遅らせることが多くあつた。

- ア 貸付日昭和五九年七月一九日ほか貸付金額計一、〇八〇万円の案件で、昭和六二年八月三十一日に債務者、債務者法人代表者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月三日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
- イ 貸付日昭和五六年一二月二二日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年九月四日に債務者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった(昭和六二年九月二日から担当)。
- ウ 貸付日昭和五八年八月三十一日ほか貸付金額計三〇〇万円の案件で、昭和六二年九月四日に債務者に対する債務名義の取得後の管理方針を策定することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった(昭和六二年九月二日から担当)。
- エ 貸付日昭和五九年一二月一七日貸付金額二八〇万円の案件で、昭和六二年九月四日に債務者及び保証人に対する債務名義の取得後の管理方針を策定することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。(昭和六二年九月二日から担当)。
- オ 貸付日昭和五九年一〇月三〇日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年九月四日に債務者、債務者法人代表者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月二三日まで三か月余にわたり実行しなかった(昭和六二年九月二日から担当)。
- カ 貸付日昭和五二年七月二九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年九月四日に保証人を実訪し、実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった(昭和六二年九月二日から担当)。
- キ 貸付日昭和五八年六月三〇日ほか貸付金額計一、〇五〇万円の案件で、昭和六二年九月七日に債務者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった(昭和六二年九月二日から担当)。
- ク 貸付日昭和五五年九月九日他貸付金額計四〇〇万円の案件で、昭和六二年九月八日に保証人について住所調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一八日まで約三か月にわたり実行しなかった(昭和六二年九月二日から担当)。
- ケ 貸付日昭和五五年七月九日貸付金額一三〇万円の案件で、昭和六二年九月九日に債務者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一三日まで約二か月にわたり実行しなかった(昭和六二年九月二日から担当)。
- コ 貸付日昭和五八年一二月二八日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年九月九日に債務者を実訪し、実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月四日まで約二か月半にわたり実行しなかった(昭和六二年九月二日から担当)。

サ 貸付日昭和六〇年九月一九日貸付金額五五〇万円の案件で、昭和六二年九月一日に原告からの一括弁済の催告に対し、保証人からの反応がなければ訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年十一月一三日まで約二か月にわたり実行しなかった(昭和六二年九月二一日から担当)。

シ 貸付日昭和五八年七月二九日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年九月一四日に債務者及び保証人を実訪し、実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった(昭和六二年九月二一日から担当)。

ス 貸付日昭和五三年三月一〇日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年九月一四日に債務者の勤務先の法人登記簿謄本を徴求することの指示を受けていたにもかかわらず、同年十二月一八日まで約三か月にわたり実行しなかった(昭和六二年九月二一日から担当)。

(17) 管理の長期放置

補助参加人 X5 は三か月半という短い期間しか延滞係を担当していなかったにもかかわらず、自分が担当している案件の管理を長期にわたり放置することがあった。

ア 貸付日昭和五九年一〇月三〇日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年九月二一日から同年十二月一八日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。

イ 貸付日昭和五二年七月二九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年九月二一日から同年十二月一七日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。

ウ 貸付日昭和五三年一〇月九日ほか貸付金額計五〇〇万円の案件で、昭和六二年九月二一日から同年十二月一七日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。

エ 貸付日昭和五三年三月一〇日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年九月二一日から同年十二月一八日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。

(18) 時効のことを考えない事務処理を行ったこと

原告の融資で営業資金の場合の債権については、消滅時効は五年で完成するため、保証人が代位弁済する約束で返済条件の変更を行う場合などには、債務者に対する時効についても、十分注意する必要がある。そのため、こうした場合には、債務者について時効が成立することのないよう、返済期間を五年以内にする事としていた。補助参加人 X5 のようなベテラン職員であれば、このようなことは当然理解していなければならないが、補助参加人 X5 は、昭和六二年一〇月二一日、保証人が代位弁済することを条件に条件変更する案件について、今後の返済期間が五年を超える条件変更を具申ししてきた。

Y46 課長は、補助参加人 X5 に対し、この案件については時効が完成す

るおそれがあることを指摘し、返済条件について再検討するよう注意・指導した。

(19) 消極的なマーケティング活動

岡崎支店では、昭和六一年の支店の重点目標に「継続的かつ計画的なマーケティング活動による実効ある融資の展開」と掲げており、全支店的にマーケティング活動に取り組んでいた。補助参加人 X5 は、このような業務推進活動に対して極めて消極的で、支店全体の足を引っ張っていた。

例えば、昭和六一年九月、原告と取引のある顧客のうち、借入残高が少なくなった顧客に対し、電話による業務推進活動を実施することになり、未入金・延滞係においても、一六日から一九日にかけて電話をすることとし、補助参加人 X5 を始め未入金・延滞係の職員に対し、各々案件を割り当て、実施結果を報告するよう指示した。ところが、九月一八日になって報告を求めたところ、補助参加人 X5 だけが全く実施していないことが判明した。そこで、Y46 課長は補助参加人 X5 に対し、直ちに電話をかけ、結果を記録して報告するよう注意・指導した。

(20) 土休変更の件

補助参加人 X5 は、休日の取得について、支店全体のことを考慮せず、勝手な主張をすることが多くあった。

当時、土曜日については、毎月第二土曜日が固定の休日となっていたほか、交替制で月に一度休務できることとしていた。この休務に当たっては、職員の要望も聞くが、原則として、原告が業務上の必要性に基づき、前月の二五日に翌月分について指定をしていた。

昭和六二年二月については、補助参加人 X5 が昭和六二年一月二二日から一月二八日まで病気休暇を取得していたので、補助参加人 X5 の健康面も考慮し、第一土曜日である二月七日を休日に指定した。ところが、補助参加人 X5 は二月二日になって突然、七日に指定されている休日を二一日に変更して欲しいと申し出てきた。理由は私用ということで、もし変更してもらえなければ二一日当日は年休を取得するということであった。

もちろん土曜日の年休の取得を認めないということではないが、補助参加人 X5 が七日に休務するということが既に課内の調整も済ませていたので、仮に補助参加人 X5 の休務日を変更しないまま、補助参加人 X5 が二一日に年休を取得すれば、当日、未入金係はだれも出勤しないことになる状況にあった。Y46 課長は補助参加人 X5 にその旨説明し、協力を依頼したが、補助参加人 X5 は、休務日をどうしても二一日に変更して欲しいというばかりであった。このままでは、二一日の業務に支障が出るため、Y46 課長はやむを得ず、補助参加人 X5 の申出を認め、補助参加人 X5 の休務日を二一日に変更するとともに、他の職員の休務日を七日に変更し、対応した。

(21) 支店の一人前の戦力になっていなかったこと

岡崎支店当時、補助参加人 X5 は気管支拡張症による欠務(病気休暇)を

繰り返していた。そのため、同支店においては補助参加人 X5 が休む都度、同人担当の仕事を他の職員に応援させるなどの対応をして、最低限業務が回るよう配慮しなければならなかった。

こうした状況に加えて、補助参加人 X5 は業務の必要により残業を指示されても、「都合がつかない」とか「今日はちょっと…」とか「体調が良くない」などと言って、これに応じないことがしばしばあった。

先に述べた欠務状況に加え、指示された残業にも応じないという状況にあったところから、補助参加人 X5 は同支店において一人前の戦力になっておらず、業務上当てにできない存在であった。

(22) 上司に対する補佐や後輩の指導を全く行わなかったこと

補助参加人 X5 は、昭和六一年四月に副調査役となり、Y46 課長としては、担当する事務処理だけではなく、課長や調査役の補佐及び後輩職員に対する指導を積極的に行ってもらうことを期待していたし、またそうした役割を果たすべき立場にあったが、これらの役割を發揮したことは全くなかった。

(23) 業務運営の推進に対して消極的な態度に終始したこと

支店の職員は、担当業務はもちろん、課全体あるいは支店全体における業務推進についても積極的に提言をすることが期待されていた。ましてや副調査役である補助参加人 X5 においては、より一層の積極性が求められていた。

しかし、補助参加人 X5 の場合、そのような積極的な取組み姿勢はみられず、消極的な姿勢で終始していた。

(一五) 補助参加人 X10 について

補助参加人 X10(以下「補助参加人 X10」という。)は、昭和六〇年から昭和六二年にかけては、昭和六一年三月まで明石支店、以後大津支店において、いずれも延滞係として勤務していたが、右期間における補助参加人 X10 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

明石支店当時、補助参加人 X10 は、事務処理上において指示の実行を遅らせたり、管理を放置させることが数多くあったばかりでなく、上司を補佐したり、後輩に対して指導・助言を行ったりすることもなく、逆に職場内の規律という点から問題のある行動を行うことがしばしばあった。

また、大津支店当時にも、補助参加人 X10 は、事務処理が粗雑で、上司からの指示に対して実行することを怠ったり、遅れたりすることが頻繁にあり、また、管理を放置するケースも数多くあり、職場における規律という面においても、問題のある勤務振りを繰り返していた。

(各論)

(明石支店当時の勤務状況等)

(1) 事務処理における指示の実行遅延及び管理の放置が数多くあったこと

補助参加人 X10 は、個々の延滞口債権の事務処理について、指示の実

行が遅れたり、長期間管理を放置したりすることが頻繁にあり、そのため管理課長は再三にわたり注意していたが、それでも指示の実行遅延及び管理の放置が改められることはなかった。

ア 指示の実行遅延

指示の実行遅延について具体的な事例をいくつか挙げると、以下のとおりである。

- ① 貸付日昭和四八年一〇月五日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和五九年八月二七日に債務者の不動産について同年一二月までは競売申立てを猶予するが、それまでに解決しない場合は、競売申立てを行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五三年八月一七日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和五九年九月一〇日に保証人の不動産について評価を行うとともに保証人の不動産に設定されている抵当権の状況について抵当権者である金融機関に照会を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五五年七月二一日ほか貸付金額計七二〇万円の案件で、昭和五九年十一月七日に保証人に対して弁護士名催告書を発送することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五一年一二月六日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和五九年十一月八日に債務者の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五八年三月三〇日貸付金額一五〇万円の案件で昭和五九年一二月七日に債務者の住所調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六〇年三月一八日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五五年七月二四日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和五九年一二月二六日に債務者法人代表者の所在を確認することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五一年一二月一六日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和五九年一二月二七日に債務者に対して催告書を発送するとともに保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五二年五月九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和五九年一二月二八日に債務者及び保証人の実態把握を行った上で管理方針を具申することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五八年六月二八日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和五九年一二月三十一日に債務者及び保証人に対して訴えの提起をすること

を検討することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。

- ⑩ 貸付日昭和五〇年五月一三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和五九年一月三日に保証人を実訪することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五五年九月二九日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月二五日に保証人の不動産調査を至急行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五五年六月九日貸付金額二三〇万円の案件で、昭和六〇年二月二八日に債務者及び保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五五年八月二二日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一四日に保証人を実訪することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六〇年九月一七日まで四か月余にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五七年七月二七日貸付金額六五〇万円の案件で、昭和六〇年五月一五日に債務者法人代表者の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五九年三月一九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年六月二四日に債務者の貸付時の住所地を実訪し、転出時の状況を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、同年九月一八日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五八年十一月二一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年七月一日に保証人に対して代位弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五四年一月一二日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六〇年七月二五日に債務者法人代表者の不動産調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五九年一月二五日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年七月三十一日に債務者、債務者法人代表者及び保証人に対して訴えを提起することを検討した上で、その結果について意見具申することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五九年一月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年八月二九日に保証人と保証人の住所地の不動産の所有者との関係を保証人の住民票により調査することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑳ 貸付日昭和五九年八月三十一日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年八月三十一日に債務者の中小公庫からの借入状況を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六一年一月二二日まで四か月半余にわたり実行しなかった。

- ⑳ 貸付日昭和五八年一〇月二八日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六〇年八月一日に債務者の不動産について評価を行い余力の有無を検討することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月九日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五八年五月四日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六〇年九月一日に債務者に対して弁護士名催告書を発送することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六一年一月一〇日まで約四か月にわたり実行しなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五六年一二月二五日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年九月一九日に債務者が金融機関から借り入れている二二〇万円について不動産の取得資金かどうかを照会することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五八年九月二二日貸付金額五五〇万円の案件で、昭和六〇年九月二七日に、保証人を実訪し、代位弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六一年一月二四日まで約四か月にわたり実行しなかった。
- ㉔ 貸付日昭和五九年七月三〇日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月一五日に債務者の貸付時の住所地を実訪し、転出時の状況を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。

イ 長期間の管理放置

長期間管理を放置した具体的事例を示すと、以下のとおりである。

- ① 貸付日昭和五二年三月三〇日貸付金額一七〇万円の案件で、昭和五九年十一月二二日から担当者交替となる昭和六〇年四月一日まで四か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五三年七月七日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和五九年一〇月一六日から担当者交替となる昭和六〇年四月八日まで五か月半余の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和四八年一〇月五日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和五九年八月二七日から担当者交替となる昭和六〇年四月八日まで約七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五二年七月二八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和五九年十一月一二日から担当者交替となる昭和六〇年四月八日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五八年七月一〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和五九年十一月二〇日から担当者交替となる昭和六〇年三月二九日まで約四か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五四年二月一五日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和五九年一二月一〇日から担当者交替となる昭和六〇年三月二五日まで三か月半の間、一切管理を行わなかった。

- ⑦ 貸付日昭和五一年七月二八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和五九年一二月一八日から担当者交替となる昭和六〇年四月二五日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五一年一月一六日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和五九年一二月二七日から担当者交替となる昭和六〇年四月二日まで三か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五一年四月二三日貸付金額一七〇万円の案件で、昭和五九年一二月二八日から担当者交替となる昭和六〇年四月二日まで三か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五二年五月九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和五九年一二月二八日から担当者交替となる昭和六〇年四月三日まで三か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五六年五月二七日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六〇年三月三十一日延滞口編入したにもかかわらず、管理に着手したのは二か月後の同年五月三十一日であり、この間一切管理を行わなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五七年一二月一三日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月三〇日延滞口編入したにもかかわらず、管理に着手したのは一か月半後の昭和六一年一月一四日であり、この間一切管理を行わなかった。

(2) 記章(公庫バッジ)を着用しなかったこと

原告においては、就業時間中に記章(公庫バッジ)を着用することになっており、このことは記章取扱規程にも定められている。また、原告という政府系金融機関に勤務する者である以上、顧客と応対したり、対外的にも関係団体等と接触を持ったりすることがあり、原告の職員であることを対外的に認識してもらう必要があり、バッジを着用することとされている。

こうした中で、補助参加人 X10 は Y48 支店長が明石支店に着任する以前からバッジを着けておらず、Y48 支店長が着任後、補助参加人 X10 に対して、再三指示しても頑なにバッジの着用を拒み続けた。

例えば、昭和六〇年七月二日、管理課のミーティングの席上、Y49 課長を通じて「公庫バッジは必ず着用するように。」と指示させた。しかしながら、補助参加人 X10 はその後もバッジを着用しようとはしなかった。そのため、同年七月一〇日、Y49 課長は応接コーナーに補助参加人 X10 を呼び、「改めて言います。バッジを着用しなさい。」とバッジの着用を強く指示した。これに対し補助参加人 X10 は、「強制力はないはずだ。これはプライバシーの問題であり、着けない。」などと反論し、指示に応じる姿勢を示さなかった。

その後、同年七月二六日、人事異動による転入者が新たに管理課の一員になったこともあり、Y49 課長は課のミーティングにおいて管理課の全職員に注意する形で「バッジは必ず着用すること。」と指示した。しかし、補助参加人 X10 一人だけが依然としてバッジを着用しようとはしなかつ

た。

このように、補助参加人 X10 は Y48 支店長の在任期間中、一貫してバ
ッジの着用を拒み続けた。

(3) 時間外勤務に応じなかったこと

原告では就業規則において、業務上必要があるときは職員に時間外にま
たは休日に勤務させることがある旨を定め、また、労働組合との間で各事
業所ごとに労働基準法第三六条に基づき、いわゆる三六協定を締結してお
り、職員に対しては業務上の必要に基づいて時間外勤務を命じてきている。
したがって、職員は原告から時間外勤務を行うよう命令を受けた場合には
特別の事情のない限りこれに従う義務がある。支店においては、計画的に
業務を遂行するという見地から、月初に当月時間外勤務を行う予定日を決
めたり、当日の時間外勤務の命令を出す場合になるべく早い段階で行うな
ど、種々配慮をしていた。

しかし、補助参加人 X10 の場合、Y49 課長が時間外勤務を求めると、「今
日は都合があり超勤はできない。」として、これに応じないことが度々あ
った。その際、時間外勤務ができない理由についても本人からは具体的な
説明はなかった。例えば、昭和六〇年四月から同年一〇月の七か月間にお
いて、二四回時間外勤務を求めたのに対し、補助参加人 X10 がこれに応
じなかった日が一回もあり、二回の指示に対しておおむね一回の割合で
時間外勤務に応じないといった状況にあった。

このような状況では、支店において計画的に業務を遂行していく上で支
障が生じたり、他の職員へ負担をかけることにもなりかねない。また、業
務に対する職員の士気にも影響が出るなど、職場における規律上からも補
助参加人 X10 の態度は問題のあるものといわざるを得ない。

こうした補助参加人 X10 の態度は、Y48 支店長の明石支店在任期間中
全く改まることはなかった。

(4) 顧客に対する不適切な対応があったこと

延滞係は、自己の担当する延滞口債権について管理を行う際には、交渉
の相手との無用なトラブルを避け、円滑に回収が進むよう、慎重な折衝が
必要である。ところが、補助参加人 X10 は、顧客に対してぞんざいかつ
横柄な態度で対応するなど、不適切な言動が多く、顧客の不興を買って
いた。その結果、ときには自分一人で解決できないトラブルに発展させる
ことがあった。

昭和五八年二月二八日に五〇〇万円を貸し付け、昭和五九年十一月三〇
日に延滞口に編入した案件で、補助参加人 X10 は昭和六〇年四月一六日
に保証人の自宅を訪問したが、保証人の自宅は施錠され不在だったとい
うことで、保証人あてに同年四月二〇日午前一〇時に支店へ来店を求めるメ
モ(不在メモ)を投函して帰ってきた。ところが、来店要請日であった四月
二〇日当日に保証人本人から担当者である補助参加人 X10 へ電話が入り、
「あなたがメモを投函した家は私の家ではなく、他人の家である。自分の

信用に傷がついてしまった。」と苦情を申し立ててきた。

これに対し、補助参加人 X10 は「郵便屋でも間違えることはある。今さらどうしようもない。」などと横柄かつ不適切な対応したこと、保証人は立腹し、「支店長と話したい。」と言い出したため、Y48 支店長が電話を代わったところ、保証人は、補助参加人 X10 が誤って不在メモを別人の家へ投函したこと、これに対する補助参加人 X10 の対応は極めて問題であると抗議した。

保証人との電話が終わった直後、Y48 支店長は Y49 課長を同席させ、補助参加人 X10 に対し不在メモを誤って他人の家へ投函したこと、保証人からの苦情の申立てに対し、補助参加人 X10 の対応によりさらに保証人を立腹させてしまったことについて、保証人の自宅へ行き誠意をもって謝罪するよう指示した。そこで、四月二二日に Y49 課長は補助参加人 X10 を伴い、保証人宅へ行き、謝罪した。

このような結果になったのは、もともと補助参加人 X10 の不注意に端を発したものであるが、その後の保証人に対する補助参加人 X10 の対応の不適切が問題を大きくしてしまったものである。

(5) 責任を持って業務を処理しなかったこと

補助参加人 X10 は、ずさんな報告書を作成したり、また、提出期限に遅れたりするなど責任をもって業務を処理する姿勢を欠いていた。

ア 事故報告書の作成について

信用保証協会の保証付きで昭和五八年十一月二日に三〇〇万円を貸し付け、昭和六〇年五月三十一日に延滞口に編入した案件で、債務者からの支払が途絶したので補助参加人 X10 は昭和六〇年七月二五日に信用保証協会あての事故報告書を作成してきた。ところが、その事故報告書は、事故の内容や督促経過等の記載が不十分で、管理カードとの不一致箇所があるなどずさんなものであったため、上司の Y49 課長が訂正加筆せざるを得なかった。

イ 高額延滞口債権発生状況報告書の作成について

支店では、本店に対して「高額延滞口債権発生状況報告書」を提出することになっていた。この報告書は、延滞口に編入になった債権のうち、編入時段階の貸付金残高が五〇〇万円を超えるものについて、その発生高や回収見込みの状況等を報告するもので、報告期限は延滞口編入月の翌々月一〇日までとなっていた。明石支店においては、報告期限の徒過を防ぐために、こうした報告については期限の三日前までには作成するよう指示していた。

昭和六〇年九月分の報告は、十一月一〇日が報告期限であり、これを補助参加人 X10 が担当した。ところが、補助参加人 X10 は報告書を期限までに作成せず、Y49 課長から督促されて、報告期限を徒過した十一月一日にようやく作成・提出してきた。

(6) 支店の取決め事項を守らなかったこと

補助参加人 X10 は、業務を効率的に進めるために支店で取り決めた事項について、守らないことが多くあった。

職員が顧客等へ訪問するなど出張した場合は、日当や交通費等が支給されることになっており、これの精算のため「旅費精算請求書」を作成することとなっている。明石支店では、精算事務の効率化を考えて、月曜日に前週分の精算を行うこととしていた。

ところが、補助参加人 X10 は月曜日に旅費精算請求書を提出せず、遅れて出してくることが度々あった。Y49 課長がその都度注意・指導したが、補助参加人 X10 は聞く耳を持たないという態度で相変らず同じことを繰り返していた。

(7) 後輩職員に対する指導、助言等がなかったこと

補助参加人 X10 は、Y48 支店長が着任した昭和六〇年三月当時、既に四等級職員として約七年を経過しようとしていた時期であった。原告において四等級職員という立場であれば後輩職員に対して必要に応じて指導・助言を行うことが求められている。しかしながら、補助参加人 X10 は自分の担当する延滞事務の処理以外は一切手を出さないといい姿勢に終始しており、後輩職員に対する指導・助言を行うことは全くなかった。逆に、若手職員が自己研さんのため自主的に勉強会を開催しようとする、これに口を差し挟んで止めさせようとしたこともあった。

例えば、昭和六〇年六月、Z85、Z86 職員が幹事役となって若手職員による自主勉強会を開催しようとする話が持ち上がり、Y48 支店長に対して自主勉強会を開催するので、支店内の会議室を利用させてもらいたいとの申入れがあった。そこで話を聞くと、この自主勉強会は若手職員が自己研さんを目的として自主的に行うものであって、参加は自由であるということであった。そこで、支店としても業務に支障が生じない範囲で会議室の利用を許可した。

ところが、補助参加人 X10 は同年六月一九日にこの自主勉強会の幹事役である Z85、Z86 職員らに対し、「自主勉強会といっても公庫の意図が入ったものではないのか。」「公庫の施設を借りて勉強会をするのはおかしい。」などといったクレームをつけてきた。これに対し、逆に若手職員から「あなたは参加もしないのに、自分たちが自主的に行う勉強会の邪魔をしないでほしい。」と反論された。

この若手職員による自主勉強会は同年一〇月二二日に第一回目が開催されて以降、昭和六一年三月まで計六回行われた。

このように補助参加人 X10 は後輩職員に対して指導・助言を行う立場にありながら、後輩職員の自主的な勉強会に水を差す始末であった。

(大津支店当時の勤務状況等)

(8) 事務処理における指示の実行遅延及び管理の放置が数多くあったこと

補助参加人 X10 は個々の延滞口債権の事務処理について、指示の実行が遅れたり、長期間管理を放置したりすることが頻繁にあり、そのため Y50

課長は再三にわたり注意していたが、それでも指示の実行遅延及び管理の放置が改められることはなかった。

ア 指示の実行遅延

指示の実行遅延について具体的な事例をいくつか挙げると、以下のとおりである。

① 貸付日昭和五七年三月一八日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六一年四月一日に保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年七月一日まで三か月にわたり実行しなかった。

右と同一案件で、昭和六一年一二月八日に保証人に対する本案訴訟において勝訴判決が確定したことから、保証人所有の不動産に対して行った仮差押えにおいて立てた支払保証の取戻しを行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年七月三日まで約七か月にわたり実行しなかった。

② 貸付日昭和五二年二月八日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年四月七日に保証人の不動産調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年九月三〇日まで約一年六か月にわたり実行しなかった。

③ 貸付日昭和五四年九月一七日ほか貸付金額計九〇〇万円の案件で、昭和六一年四月八日に保証人について、実訪及び不動産調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、実訪については昭和六二年一二月三日まで約一年八か月、不動産調査については昭和六一年八月一三日まで四か月余にわたり実行しなかった。

右と同一案件で、昭和六一年八月二〇日に債務者及び保証人を実訪し、実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、債務者について同年一二月一九日まで四か月、保証人については同年一月二七日まで三か月余にわたり実行しなかった。

④ 貸付日昭和五三年七月二八日貸付金額一八〇万円の案件で、昭和六一年六月五日に債務者について武生支店へ管理依頼することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年七月二七日まで一年一か月半余にわたり実行しなかった。

⑤ 貸付日昭和五二年一〇月一四日貸付金額九〇〇万円の案件で、昭和六一年六月五日に債務者について堺支店へ管理依頼することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年四月一四日まで約一〇か月半にわたり実行しなかった。

⑥ 貸付日昭和五六年一月二六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年六月二三日に債務者の住所調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年十一月一五日まで約五か月にわたり実行しなかった。

⑦ 貸付日昭和五九年四月二五日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年六月三〇日に保証人を実訪することの指示を受けていたにもかか

ならず、昭和六二年九月三日まで一年二か月余にわたり実行しなかった。

- ⑧ 貸付日昭和五五年四月二三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年七月三日に債務者の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年二月五日まで七か月余にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五二年一二月九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年七月一六日に死亡した保証人の相続人を実訪することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年三月一八日まで八か月余にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五八年一〇月二四日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六一年七月一六日に保証人となっている債務者の妻の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月九日まで約五か月にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五一年九月二九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年七月一六日に債務者及び保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月二二日まで五か月余にわたり実行しなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五五年一〇月三日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年七月一六日に債務者について福山支店へ管理依頼することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年八月二〇日まで一年一か月余にわたり実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五六年六月一九日ほか貸付金額計四〇〇万円の案件で、昭和六一年七月一六日に債務者の住所調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年一月八日まで約六か月にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五三年四月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年七月一七日に債務者法人代表者の住所調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月二日まで約四か月半にわたり実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五九年一月二三日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六一年七月一七日に債務者の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月六日まで三か月半余にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五八年九月二日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年七月一七日に債務者の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一〇月三〇日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五四年三月二七日貸付金額六〇万円の案件で、昭和六一年七月一七日に債務者及び保証人の実態把握を行うことの指示を受け

ていたにもかかわらず、同年十一月六日まで三か月半余にわたり実行しなかった。

- ⑱ 貸付日昭和五四年八月一日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年七月二二日に保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年八月二七日まで一年一か月余にわたり実行しなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五五年一月一七日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年八月一三日に債務者の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年二月二六日まで約六か月半にわたり実行しなかった。
- ⑳ 貸付日昭和五四年九月一八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年八月一三日に債務者の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年二月二〇日まで六か月余にわたり実行しなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五四年一二月二七日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年八月二〇日に債務者及び保証人を実訪し、実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一九日まで四か月にわたり実行しなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五八年十一月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月一五日に保証人に対して代位弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年三月三日まで四か月半余にわたり実行しなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五四年七月二四日ほか貸付金額計一八〇万円の案件で、昭和六一年十一月一日に保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年五月二九日まで六か月半余にわたり実行しなかった。
- ㉔ 貸付日昭和五五年八月一五日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年十一月一五日に保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年九月二五日まで一〇か月余にわたり実行しなかった。
- ㉕ 貸付日昭和五三年十一月九日貸付金額二四〇万円の案件で、昭和六一年十一月二五日に債務者及び保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年九月一七日まで約一〇か月にわたり実行しなかった。
- ㉖ 貸付日昭和五三年一〇月三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月一八日に保証人の状況について管理依頼をしている岡山支店に照会することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年六月二六日まで六か月余にわたり実行しなかった。

右と同一案件で、昭和六二年八月二日に債務者の状況について管理依頼をしている松江支店に照会することの指示を受けていたにもか

かわらず、昭和六三年三月一四日までの Y50 課長の在任期間中、実行しなかった。

- ⑳ 貸付日昭和五二年一月一六日ほか貸付金額計二五〇万円の案件で、昭和六二年二月七日に債務者及び保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、債務者については同年七月四日まで、保証人については同年七月二日まで、いずれも約五か月にわたり実行しなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五七年一月一九日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年二月二三日に債務者及び保証人を実訪し、実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年六月一八日まで約四か月にわたり実行しなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五四年九月五日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年三月七日に保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一月一八日まで八か月余にわたり実行しなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五七年八月二六日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年三月一七日に債務者の住所を商工会議所へ照会することの指示を受けていたにもかかわらず、同年七月一三日まで約四か月にわたり実行しなかった。
- ㉔ 貸付日昭和五四年二月一四日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年三月一七日に債務者について和歌山支店へ管理依頼することの指示を受けていたにもかかわらず、同年七月二七日まで約四か月半にわたり実行しなかった。
- ㉕ 貸付日昭和五三年三月二七日貸付金額二六〇万円の案件で、昭和六二年三月二六日に保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年八月一三日まで四か月半余にわたり実行しなかった。
- ㉖ 貸付日昭和五三年五月三十一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年四月二日に債務者法人代表者の不動産調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年九月三〇日まで約六か月にわたり実行しなかった。
- ㉗ 貸付日昭和五六年二月二四日ほか貸付金額計一、一〇〇万円の案件で、昭和六二年四月七日に担保物件にかかる不動産競売の進行状況について裁判所に照会することの指示を受けていたにもかかわらず、同年九月八日まで五か月にわたり実行しなかった。
- ㉘ 貸付日昭和五七年四月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年一月二〇日に債務者の実態把握等について商工会議所へ協力要請することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年三月一四日までの Y50 課長の在任期間中、実行しなかった。

イ 長期間の管理放置

長期間管理を放置した具体的事例をいくつか示すと、以下のとおりで

ある。

- ① 貸付日昭和五六年二月二四日ほか貸付金額計一、一〇〇万円の案件で、昭和六一年三月二〇日から同年八月一一日まで四か月半余の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五四年九月一七日他貸付金額計九〇〇万円の案件で、昭和六一年四月八日から同年八月一三日まで四か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五三年三月二七日貸付金額二六〇万円の案件で、昭和六一年五月三十一日から同年一〇月一四日まで四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五四年一月三〇日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年六月三日から昭和六二年二月二七日まで約九か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五三年七月二八日貸付金額一八〇万円の案件で、昭和六一年六月五日から同年一二月二四日まで六か月半余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五五年一月一一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年七月二日から昭和六二年二月二〇日まで七か月半余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五五年四月二三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年七月三日から同年一〇月八日まで三か月余の間、同年一〇月八日から昭和六二年二月五日まで約四か月の間、同年二月二五日から同年八月三日まで五か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五五年八月二九日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年七月八日から同年一〇月一四日まで三か月余の間、同年一〇月一四日から昭和六二年一月一四日まで三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五二年一二月九日貸付金額三〇〇万円の案件で、本件の担当となった昭和六一年七月一六日から同年一二月八日まで約五か月の間、同年一二月八日から昭和六二年三月一八日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五七年八月二六日貸付金額一五〇万円の案件で、本件の担当となった昭和六一年七月一六日から昭和六二年三月一六日まで八か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五四年二月一四日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年七月二二日から同年一〇月二二日まで三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五五年九月一〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年七月二九日から昭和六二年五月一八日まで九か月半余の間、同年八月六日から昭和六三年三月一四日までの Y50 課長の在任期間中、

約七か月の間、一切管理を行わなかった。

- ⑬ 貸付日昭和五二年二月八日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年八月八日から昭和六二年四月二日まで約八か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五八年九月二九日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年八月一三日から昭和六二年三月一三日まで七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五三年一二月一八日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年八月二九日から昭和六二年二月二日まで五か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五九年四月二五日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年八月二九日から昭和六二年二月一三日まで五か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五六年六月一九日他貸付金額計四〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月八日から昭和六二年一月八日まで三か月の間、同年一月八日から同年六月八日まで五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五八年一月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月一五日から昭和六二年二月二〇日まで四か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五四年九月一八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年十一月七日から昭和六二年二月二〇日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑳ 貸付日昭和五七年一月一九日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年十一月七日から昭和六二年二月七日まで三か月の間、同年二月七日から同年六月一八日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五九年一月二三日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六一年十一月一〇日から昭和六二年二月二〇日まで約三か月半の間、同年五月八日から同年八月一三日まで三か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五四年七月二四日他貸付金額計一八〇万円の案件で、昭和六一年十一月一日から昭和六二年五月六日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五四年八月一日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年十一月一日から昭和六二年四月二日まで四か月半余の間、一切管理を行わなかった。
- ㉔ 貸付日昭和五三年一月九日貸付金額二四〇万円の案件で、昭和六一年十一月二五日から昭和六二年三月六日まで約三か月半の間、同年三月六日から同年九月一七日まで約六か月半の間、一切管理を行わなかった。

- ⑳ 貸付日昭和五四年三月二七日貸付金額六〇万円の案件で、昭和六一年一月一日から昭和六二年三月六日まで三か月余の間、同年三月六日から同年六月八日まで三か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五二年一〇月一四日貸付金額九〇〇万円の案件で、昭和六一年一月八日から昭和六二年四月一四日まで四か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五三年一二月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一月九日から昭和六二年四月一日まで約四か月の間、同年四月一日から同年九月三〇日まで六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五四年二月一日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年一月二九日から同年九月四日まで七か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ㉔ 貸付日昭和五八年九月二日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年二月六日から同年六月二日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉕ 貸付日昭和五二年一二月一六日ほか貸付金額計二五〇万円の案件で、昭和六二年二月七日から同年六月五日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉖ 貸付日昭和五三年六月二日他貸付金額計七〇〇万円の案件で、昭和六二年三月二三日から同年七月七日まで三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ㉗ 貸付日昭和五三年五月三十一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年四月二日から同年七月二九日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉘ 貸付日昭和五四年九月五日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年七月一四日から同年十一月一八日まで三か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ㉙ 貸付日昭和六〇年九月二五日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年一月五日から昭和六三年三月一四日までの Y50 課長の在任期間中、三か月余の間、一切管理を行わなかった。
- (9) ずさんな事務処理を繰り返していたこと

未入金口債権及び延滞口債権の管理において、電話や督促状の送付等通常の督促を行っても誠意ある回答が得られない債務者、保証人に対しては、担当者から、法的手続等により解決を図る旨を記載した原告の顧問弁護士名による催告書を発送することがある。当時大津支店では、当該催告書を発送する前に顧問弁護士のところへ持参し、その内容をチェックしてもらうことになっていた。補助参加人 X10 は、この顧問弁護士名の催告書の作成の仕方がずさんで、顧問弁護士から度々注意を受けていた。

昭和六一年九月一八日の場合は、以下のとおりである。同日、補助参加人 X10 が Y50 課長の席に来て、「今日、Z87 弁護士のところへ催告書のチ

チェックをしてもらいに行ったところ、催告書を返してもらえなかった。」と申し出てきた。そこで、Y50 課長は原告の顧問弁護士である Z87 弁護士に電話を入れ、翌日の九月一九日、Z87 弁護士の事務所へ赴いた。Z87 弁護士は「X10 職員の催告書は、書き方が乱雑なのでその都度注意していたが、一向に改まらない。昨日の催告書は字が乱雑な上に誤字があったり、印刷されている文字にかかったりしていたので、『私の名前を出す以上はきちんとしたものを出してもらう必要がある。その辺の認識が甘いのではないか。』と X10 職員に注意したところ、X10 職員は『ああそうですか。』と言っただけで、反省するといった態度ではなかった。それで、催告書は私が預かり、X10 職員に対しては、上司から電話をもらいたいと伝言したものである。」ということであった。Y50 課長は Z87 弁護士に謝罪した後、支店に戻り、補助参加人 X10 を自席に呼んで「Z87 弁護士から事情は聞いた。あなたは顧問弁護士名の催告書を軽く考えているのではないか。きちんとした催告書を書くようにして、同じ注意を受けないように。」と注意した。これに対し補助参加人 X10 は「Z87 弁護士は神経質すぎる。」と無責任な発言をして反省の態度を示さなかった。

(10) 他支店からの照会について協力的態度を示さなかったこと

原告の支店にはそれぞれ業務区域が定められており事務処理の関係上、他支店で取引のある案件に関する情報が必要な場合には、当該支店へ照会することになる。照会した支店の業務が円滑に遂行されるために、照会を受けた支店は速やかに必要な情報を提供するよう配慮する必要がある。しかしながら、補助参加人 X10 はこうした配慮を欠いていた。事例を示すと以下のとおりである。

昭和六一年一月一九日、西陣支店の審査担当者が、担当する審査案件との関連で、補助参加人 X10 が担当している案件の管理カードの記録内容について照会をしたところ、補助参加人 X10 は「一月二日に改めて照会してくれ。」と答えて、速やかに対応しなかった。このように、単に管理カードに記録された内容についての情報を伝えるだけのことで三日後に改めて照会してくれと対応するのは非常識な対応といわねばならない。その直後に西陣支店の Z88 融資課長から Y50 課長に電話があり、「なぜ迅速に回答できないのか。」との抗議を受けた。

Y50 課長はこの件について補助参加人 X10 に対して、「支店間の協力体制を自覚して対応すべきである。」と注意した。

(11) 記章(公庫バッジ)の着用を拒否したこと

補助参加人 X10 は、Y50 課長の天津支店在任期間中、記章(公庫バッジ)を就業時間中全く着用しなかった。このバッジの着用については、支店における規律上の問題があることから、Y51 支店長以下支店役席が補助参加人 X10 に対して再三にわたり着用を指示したが、補助参加人 X10 は一切応じなかった。

ア 昭和六一年三月二〇日、補助参加人 X10 は天津支店への転勤後初め

て出勤してきた。そこで、Y51 支店長が補助参加人 X10 に対して、大津支店で勤務するに当たっての心構え等について訓示した。その際、同支店長は就業時間中にはバッジを着用するように補助参加人 X10 に指示した。これに対して、補助参加人 X10 は、「バッジは企業に対する忠誠心を示すもので、差別につながる。」「例えば軍隊では人間より軍旗を大事にするように、人間を消耗品扱いすることにつながる。」「これまでずっと着用してこなかったが、自分としては特に不都合はなかった。」と発言して、バッジを着用する意思のないことを表明したので、同支店長は補助参加人 X10 に「バッジを着用することは規程にも定められている。副調査役になるのだから後輩職員に範を示すことが大事である。大津支店へ転勤してきたことを契機にバッジを着用するようにしなさい。」と再度バッジの着用を指示した。しかし、補助参加人 X10 はバッジを着用しなかった。

イ 昭和六一年四月五日、補助参加人 X10 は本店主催の副調査役研修を受講することになったことから、Y51 支店長が補助参加人 X10 に対して、受講に当たっての心構えを訓示するとともに、改めてバッジを着用するように指示した。しかし補助参加人 X10 は、「自分は着用する気はない。」として同支店長の指示を拒否した。

ウ 昭和六一年五月二日、補助参加人 X10 が Y51 支店長の再三にわたる指示にもかかわらずバッジを着用しないことから、Y52 次長が補助参加人 X10 を自席に呼び、「就業時間中は規程を守りバッジを着用するように。」と指示した。しかし、補助参加人 X10 は「記章取扱規程があるのは承知しているが、着用するつもりはない。」と発言して、バッジの着用を拒否した。

その後も、補助参加人 X10 はバッジの着用を拒否し続けた。

(12) 時間外勤務に応じないことが多くあったこと

補助参加人 X10 は、時間外勤務を指示されても応じないことが度々あった。

当時大津支店は総員一五名の二課制の支店で、原告の支店の中では比較的小規模の部類に入る支店であったので、他係の応援や顧客への原告の融資制度の周知等の業務推進活動の全店的取組み等で時間外勤務を行う必要があった。補助参加人 X10 はこうした状況を承知していながら、時間外勤務を指示されても特段の事情もないのに応じなかった。Y50 課長は「大津支店のような小支店では、時間外勤務についても積極的に取り組んでもらわなくては困る。」と注意・指導しても、補助参加人 X10 の時間外勤務拒否の姿勢は改まらなかった。

ちなみに、昭和六一年五月から同年一〇月にかけての半年間で補助参加人 X10 が時間外勤務に応じなかった日は、合計一三日間(昭和六一年五月三日間、六月三日間、七月一日、八月一日、九月三日間、一〇月二日間)もあった。支店長は、補助参加人 X10 に対して業務命令違反ということ

で処分こそしなかったが、服務上問題のある行為に変わりはない。

(13) 規律を乱す言動

補助参加人 X10 は、昭和六一年九月二四日午前一〇時ころ、約二〇名の支援者とともに岡崎支店に押しかけ、岡崎支店の店頭でビラを配布した後、支店の制止を押し切ってロビー内に立入り、「X5 職員の岡崎支店転勤について抗議する。」「支店長を出せ、支店長に会わせろ。」などと騒ぎ立て、応対した岡崎支店総務課長が支店長は会わない旨を伝え、退店するよう求めたが、これを無視して退去せず、補助参加人 X5 の転勤に関する抗議文を大声で読み上げるなど約四五分間にわたり騒ぎ立てた。その結果、来店客にも迷惑をかけるなど、同支店の業務に重大な支障を与えた。

こうした状況について岡崎支店から連絡を受けた Y51 支店長は、翌九月二五日午前九時四〇分ころ補助参加人 X10 を支店長室に呼び、厳しく注意した。これに対して、補助参加人 X10 は「自分には非はない。」と発言して全く反省の色はなく、支店長が「今後二度と繰り返さないように。」と再度くぎを刺したことに対し、「繰り返します。大津でも抗議行動を行うかも分かりません。」と反抗的な態度を示した。

(14) 支店業務の推進に積極的な提言のなかったこと

支店の職員は、担当業務の処理はもちろんのこと、支店全体の業務の推進に関しても積極的に取り組むことが必要である。まして、副調査役ともなれば、支店業務の推進に一層前向きに取り組むことが求められている。

しかし、補助参加人 X10 はそうした積極的な取り組みは一切なかった。

(15) 上司の補佐、後輩の指導を行わなかったこと

補助参加人 X10 は、副調査役という立場にあるので、課長や調査役に対する補佐や支店の後輩職員に対する指導についても一定の役割を果たすことが求められていたが、これらの役割を發揮したことはなかった。

(一六) 補助参加人 X4 について

補助参加人 X4(以下「補助参加人 X4」という。)は、昭和六〇年から昭和六二年にかけては、池袋支店において、未入金係として勤務していたが、右期間における補助参加人 X4 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

補助参加人 X4 の勤務振りは、処理能力が低く、効率的な管理事務を計画的に進めていくことができない上、返済交渉も状況判断の悪さが目立ち、問題のある事務処理が多々あった。また、補助参加人 X4 は後輩の指導を行ったり、支店全体の業務運営の推進に取り組んだりすることもなかった。

(各論)

(1) 送金確認登録の件数が多かったこと

ア 池袋支店における昭和六〇年七月から昭和六一年三月までの送金確認登録件数は、同一の勤務状況にあった担当者四名の合計で二七一件であり、そのうち、補助参加人 X4 の行った送金確認登録は合計一二二件であり、全体の約四一パーセントを占めていた。また、昭和六一年一月か

ら五月までの送金確認登録の件数は、同一条件の担当者四名の合計で一九二件のところ、そのうち補助参加人 X4 が行った送金確認登録は八九件であり、全体の約四六パーセントを占めていた(補助参加人 X4 の担当した件数は、他の職員と大差がない。)

この原因は、補助参加人 X4 が、債務者や保証人に対する交渉能力に劣っており、また、債務者や保証人に対して計画的に交渉を行い早期に入金をさせるといった積極的な姿勢がなく、その結果として月末までに未入金口を解消することができなかつたことにあり、そのため、できるだけ件数を少なくしなければならないはずの送金確認登録の件数が、他の未入金係担当者に比べて恒常的に多い状態にあった。

イ また、補助参加人 X4 は、送金確認登録はあくまでも送金した事実を確認した上で行うべきものであるにもかかわらず、昭和六二年一月末、二月末の両月末に送金確認登録を行った三件について、実際には両月末時点では送金の確認をとらないまま右登録をし、翌月の五日までに実訪して集金をし、入金処理を行っていたケースが発覚した。このような行為は送金確認登録の趣旨から逸脱した事務処理である。

(2) 事務ミスが多かったこと

補助参加人 X4 は事務処理規程の無理解、不注意等から事務処理過程でしばしば、ミスを引き起こしている。

ア 先日付の小切手の徴求ミス

補助参加人 X4 は、昭和六一年九月九日、債務者から先日付の小切手を預かるに当たって、その小切手に振出日の訂正がなされていたにもかかわらず、債務者に訂正印を押印してもらわずにそのまま預かり証を発行してしまった。

小切手や約束手形を預かる場合には、その記載事項を十分に確認する必要がある。しかし、補助参加人 X4 はこの基本的な確認を怠つたため、結局翌日に再度債務者に来店してもらい、小切手に訂正印を押印してもらわざるを得なくなり、迷惑をかけることになった。

イ 印鑑証明書の徴求もれ

補助参加人 X4 は、昭和六二年三月六日に重疊的債務引受の手続を行う際、債務引受人の印鑑証明書の徴求を看過していた。Y53 課長がこの不備を指摘すると、補助参加人 X4 は、今回の引受人は貸付時の保証人であり、貸付時の印鑑証明書で代用できると説明したが、原告の重疊的債務引受にかかる事務処理に当たっては、債務引受人の新しい印鑑証明書を徴求することとしている。Y53 課長は補助参加人 X4 にこのことを指摘し、改めて債務引受人から印鑑証明書を徴求させた。

ウ 債務者に二重払いをさせてしまったこと

原告では、顧客が返済金を支払う場合、最も多く利用されているのは、顧客の預金口座から返済金を引き落とす、いわゆる口座振替の方法である。

原告の口座振替については、まず本店事務部が返済期日ごとに、全支店の貸付金債権ごとの請求金額や振り替える金融機関の支店・口座番号等を記録した磁気テープ(以下「請求テープ」という。)を、金融機関別に、返済期日の一〇日前を基準として作成し、この請求テープを当該金融機関に送付することにより、返済金の振替を請求する。当該金融機関はこの請求テープに基づき顧客の口座から返済金を引き落とすことになるが、この口座振替された返済金については、原告の本店(経理部)が原則として振替日から三営業日までにそれぞれの金融機関から受領することとなっている。

以上が原告の口座振替の仕組みであるが、ここで未入金係として注意が必要なことは、当時、事務部が請求テープを作成、送付する時点で、債務者から前月分の返済がない場合には、当該債務者に対しては前月分と当月分の二か月分の返済金が請求されるということである。したがって、前月分の返済がない債務者であって、当月期日の一〇日前から期日までの間に入金があった場合、未入金係は、当該債務者の口座振替を行う金融機関に連絡して口座振替を停止してもらうよう依頼するか、債務者に対し振替日当日は口座の残高を減らして口座振替が行われぬよう依頼するなどして、二重払いとなることを防ぐようにしなければならない。さもないと、当該債務者の預金口座から二か月分の返済金が引落されてしまい、結局一か月分が二重に支払われる結果になる。

ところが、補助参加人 X4 は、債務者の昭和六二年五月五日期日分の返済がなかった事案について、期日後の昭和六二年五月一六日に五月三〇日付けの先日付小切手を預かり、この小切手を五月三〇日に入金処理したにもかかわらず、そのまま何の手続も取らず放置した。この場合、請求テープにより、五月、六月の二か月分が請求されることになる。その結果、次回期日の六月五日にこの顧客の口座から右二か月分の返済金が引き落されてしまった。このため、翌日の六月六日になって当該債務者から「二重払いとなっている返済金を返してほしい。本日中に手形の決裁資金が必要である。このままでは不渡りを出してしまう。」との切羽詰まった連絡があった。同日は、補助参加人 X4 は休暇を取得していたため、他の職員が対応を余儀なくされた。

このような事務ミスは、原告の信用失墜につながる極めて重大なミスといわざるを得ない。

エ 誤って延滞口に編入させてしまったこと

原告への返済においては、元金は先払いすることができるが、利息については返済期日が経過してはじめて発生するものであり、先払いをすることができない。したがって、元利金の先払い分として受取った返済金について、元金に充当した残りの返済金については、「貸付内入金」として預かる形になる。このような貸付内入金については、返済期日が到来した際に払い出され、利息に充当される。

ところが、補助参加人 X4 は、A 債権の貸付内入金を払い出し、別口の B 債権に充当した結果、A 債権の利息に充当されず利息が遅延した形になり、A 債権を延滞口に編入させてしまったことがあった。

具体的にいうと、返済期日が一五日払で A、B 二口の貸付けを受けている債務者について、昭和六一年八月一五日現在、A 債権において元金は昭和六一年九月分まで、利息は昭和六一年八月分まで入金済みで、貸付内入金が一万六一五円あった。ところが、補助参加人 X4 はこの貸付内入金を同じ債務者の別口の B 債権に充当してしまった。そのため、A 債権の九月分の利息が未収となり、これが一〇月末日までに入金されなかったため A 債権が延滞口に編入されてしまった。本来であれば、A 債権の貸付内入金が九月分の利息に充当され、延滞口には編入されないが、補助参加人 X4 はこうしたことを考慮せず、貸付内入金を B 債権に充当してしまい、さらには、A 債権の返済状況を確認せず、利息も支払済みになっていると誤り、債務者に利息の支払を求めなかった二重のミスを犯した。

(3) 返済交渉の不手際による債務者等からの苦情が多かったこと

補助参加人 X4 は、返済交渉において状況判断の悪さが目立ち、問題のある事務処理が多々あった。その結果、債務者からの苦情も多く、上司として対応に苦慮することが多くあった。

具体例を挙げると以下のとおりである。

ア 補助参加人 X4 は、昭和六二年四月から返済期日が五日、一五日、二〇日である未入金債権を担当していたが、担当後間もなく、本来は返済期日は五日であるが、取引先の集金の関係から数か月間二〇日前後に返済していた債務者について、過去の返済交渉等の経過を全く踏まえずに、いきなり保証人へ手紙による督促を行った。このため、昭和六二年四月二四日に債務者から「集金の都合で毎月二〇日前後には支払っているのに、保証人にいきなり督促するのはどういうことか。」と抗議があった。

未入金係は、担当替え等によって初めて交渉する場合においては、管理カードに記載された過去の交渉経過や入金状況を正確に理解した上で、交渉を進めることが重要である。Y53 課長は補助参加人 X4 に対して、取引の経緯をよく把握して督促するように指導・注意した。

イ 補助参加人 X4 は、昭和六二年五月一八日に、当時棚上げした未収利息を元金完済後毎月五日に月三万円支払うと約束し、現に約束どおりに入金していた債務者に対して、残債務二七万円を一括支払うよう求める督促文書を発送してしまった。このため、同年五月二二日に債務者から「毎月三万円ずつ支払っていく約束ができています。約束を踏みにじるやり方だ。」と抗議があった。

これは、補助参加人 X4 が、自分の担当する顧客の過去の交渉経緯を把握しないまま督促したことによるものである。Y53 課長はその旨指摘して補助参加人 X4 を厳重に注意・指導した。

(4) 交渉において単調な入金交渉を繰り返していたこと

未入金係は、入金督促において債務者の実態を的確に把握し、その状況に適合した返済交渉を行う必要がある。特に高額貸付けにおいては、債権全額の回収を念頭に置き、実態をよく把握した上で交渉を進める必要がある。

しかしながら、補助参加人 X4 は債務者や保証人について、きちんとした実態把握を行わず、相手方の状況把握が不十分なまま、ただ単に入金交渉だけを繰り返していた。

Y54 課長は、補助参加人 X4 に対し、債務者や保証人についてはただ入金督促を行っていただけであり、債務者の実態把握をして、個々の当事者の状況に適合した交渉を工夫し、実行するよう指導したが、その後も改善されることはなかった。

(5) その他の問題ある勤務

補助参加人 X4 は、昭和六一年九月一日に、継続的に代位弁済している未入金口の保証人から相談したいことがあるので来て欲しいという連絡を受け、当該保証人の自宅を訪問したが、そこで、保証人自身の融資の相談を受け、手土産(健康茶二箱)をもらい持ち帰ってきた。

Y53 課長が補助参加人 X4 に交渉経過の報告を求めたところ、補助参加人 X4 は「保証人から健康茶二箱をもらってきた。どうしたらよいか。」と申し出た。

原告の職員として、どのような状況であったにせよ、顧客から品物を受け取ってはならないことは初歩的な心得であり、Y53 課長は、補助参加人 X4 に対し、以後決して顧客から品物を受け取らないように注意・指導した。

(6) 後輩への指導がなかったこと

補助参加人 X4 は、二〇年以上の経験を持ち、かつ、既に四等級になって七年以上が経過した職員であった。補助参加人 X4 は、その経験や職位からしても、他の後輩職員を指導し、支店全体の業務推進に率先して取り組むべき立場にあった。しかしながら、補助参加人 X4 は支店の後輩職員に対する指導的役割を發揮したことは全くなかった。

むしろ補助参加人 X4 より後輩である職員等が中心となって、顧客との交渉技術、実態把握、状況判断の方法について、自ら研さんして勉強し、後輩に対する指導を行っていた。

(7) 支店全体の業務推進に消極的な姿勢が目立ったこと

支店の職員は担当業務はもちろん、支店全体の業務推進に関しても積極的に取り組むことが期待されている。その機会は日常の事務処理過程での提言もあれば、各種会議などでの提言等色々ある。

しかし、補助参加人 X4 の場合、支店の業務推進に対する意欲的・積極的な取組みはなく、積極的に発言したり、提言したりすることもなかった。

以下具体的に述べる。

ア 池袋支店では、翌年度の各課の目標や課題について職員に意見を提出させていた。管理課の昭和六二年度分については、同課のミーティングの席で、職員の意見を昭和六二年三月一三日までに Y53 課長に提出するよう指示した。他の職員は全員が右期限までに提出したが、補助参加人 X4 は期限の三月一三日になっても提出しなかった。

その後も補助参加人 X4 は提出せず、Y53 課長が至急提出するよう指示したところ、ようやく三月二七日になって提出してきた。しかし、その内容は、補助参加人 X4 の担当している未入金業務の内容とは無関係の極めてずさんなものであった。

イ 池袋支店では、支店の業務推進、事務改善に職員の意見を反映させる目的で、職員の提案制度を設けていた。この支店の提案制度は、支店の業務推進、事務改善に対する提言の場であり、職員は積極的に様々な提言を行っていた。昭和六二年の場合は、Y53 課長が四月三〇日を期限に提案の提出を求めた。ところが、一人補助参加人 X4 だけが、期限になっても何の提案も提出しなかった。

(8) 業務の遂行に支障を与え職場秩序を乱す行為があったこと

補助参加人 X4 は、原告の業務の遂行に多大な支障を与え、かつ、職場秩序を乱すことがあった。

以下具体的に述べる。

ア 岡崎支店への抗議行動

補助参加人 X4 は、昭和六一年九月二二日午後四時を過ぎたころ、急用ができたから九月二四日は休ませて欲しいと申し出てきた。九月二四日は未入金係六名のうち三名がすでに休暇の届出を出しており、補助参加人 X4 もそのことを承知していたので、Y53 課長は、「同僚が休暇を取ることは承知しているはず。急な年休の取得は業務に支障を来すことから、事前に分かっている用事ならば早めに申し出ること。」と注意・指導した。

ところが、昭和六一年九月二四日当日、補助参加人 X4 は、他支店の職員や外部支援者十数名と岡崎支店へ押しかけ、補助参加人 X5 の転勤に関するビラを店頭で配付した上、支店長への面会を強要し、面会を断られると約四五分間にわたって支店のロビーで騒ぎ立て、支店の業務に支障を与えた。さらに補助参加人 X4 らは、支店長の自宅にまで押しかけ、周辺の住宅へビラをまいたり、スピーカーを使ったアジ演説をするなどの行為に出た。

このため、Y55 支店長が翌日出勤した補助参加人 X4 に対して、注意したところ、補助参加人 X4 は、「私個人の私生活のことにまで口を出すのか。岡崎支店長が会わないのが悪い。」などと反抗して反省の態度を示さなかった。

イ 池袋支店への抗議行動

昭和六一年一〇月一五日、当日補助参加人 X4 は有給休暇を取ってい

たところ、外部の支援者約三〇名とともに要請書を持参して、自分が所属する池袋支店に押しかけ、支店の制止を押し切って営業中の店内に押し入り、Y55 支店長への面会を強要した。そして、面会を断られると自分の差別是正を要求して二〇分以上にわたって支店のロビーで騒ぎ立て、支店の業務運営に重大な支障を与えた。

このため、Y55 支店長が翌日出勤した補助参加人 X4 に対して、「あなたが昨日行った行為は、公庫の業務運営に重大な支障を与えた。また、当日ロビーにはお客様もおり、お客様にも多大な迷惑を掛けた行為でもある。二度と同じような行為は繰り返さないように注意する。」と注意した。ところが、補助参加人 X4 は、「注意はそのままお返しします。個人の行為なのに職員として注意を受ける必要はない。」などと支店長に反抗し、全く反省の色はなかった。

(一七) 補助参加人 X7 について

補助参加人 X7(以下「補助参加人 X7」という。)は、昭和六〇年から昭和六二年にかけては、浜松支店において、昭和六〇年八月まで管理課の未入金係、以後管理課の回収係として勤務していたが、右期間における補助参加人 X7 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

補助参加人 X7 は、昭和三六年三月の入庫当初から引続き浜松支店に勤務しており、この間種々の事務を経験してきたベテラン職員であった。しかし、補助参加人 X7 は事務処理能力が劣り、また、自分の担当する仕事を責任を持ってきちんと処理するという自覚に欠け、その結果、事務処理上のミスが非常に多いなど問題のある勤務状況であった。

(各論)

(1) 未入金係における勤務状況

ア 仕事の処理がずさんであったこと

補助参加人 X7 は未入金係の事務処理に対する姿勢が前向きでないことに加え、的確な事務処理をする能力を欠いており、ずさんな仕事振りであった。

問題点を具体的に示すと以下のとおりである。

- (ア) 債務者への督促が、中断したり間延びしている。
- (イ) 返済約束をとりつけているものについてのフォローが不足している。
- (ウ) 保証人督促を行っていない。また、督促が不足している。
- (エ) 債務者等に対して延滞状況を解消し正常化させるための交渉が弱い。
- (オ) 今後の債務者等への交渉等の管理方針をまとめて上司へ意見具申するという姿勢を欠いている。

こうした問題点について、昭和六〇年四月三〇日に上司の Y4 課長が補助参加人 X7 に注意・指導した。しかし、その後も改善されなかった。

イ 不適切な事務処理が多かったこと

補助参加人 X7 は、注意不足、未入金事務における諸規程の無理解等から不適切な事務処理が多くあった。

その一例を示すと、昭和六〇年五月三十一日、未入金口の債務者代表者から、自己の所有する不動産を任意に処分して弁済するとの申し出があったことから、補助参加人 X7 は昭和六一年二月に債務者代表者が一括弁済するまで元金を据え置くこととする貸付条件の変更の決裁を昭和六〇年三月二〇日に受け、コンピューター端末機で条件変更を行う「入金停止登録」をした。ところが、その後債務者代表者から貸付条件の変更のために必要な書類の提出がなく、昭和六〇年四月中旬にはその債務者代表者が行方不明となってしまったことから、昭和六〇年五月末をもって延滞口に編入することとした。

その場合、既に行った入金停止登録を解除する必要がある、これを行わない限り、延滞口に編入することはできない。ところが、補助参加人 X7 はこの入金停止登録を解除することを怠ったため、延滞口に編入されなかった。

Y5 支店長は Y2 次長を通じて、補助参加人 X7 に対し、事後フォローが不十分であり、規程を十分理解して、確実な事務処理に努めるよう注意・指導した。

ウ 保証基金の保証料の徴求を失念したこと

進学資金貸付けにおいて、財団法人進学資金融資保証基金(以下「基金」という。)の保証が付されている案件において返済期間を延長する場合は、追加の保証料を債務者から徴求する必要がある。万一追加の保証料を徴求せず返済期間を延長した場合は、将来基金から代位弁済を受けることができなくなるおそれがある。

ところが、補助参加人 X7 は昭和五八年八月三十一日に、基金の保証による進学資金貸付けの返済期間を延長する旨の貸付条件の決裁を得た事案について、変更を行うことに伴う基金の保証料(八一九〇円)を債務者から徴求することが条件とされていたにもかかわらず、当該債務者から保証料の徴求を怠った。

その後、当該案件は別の担当者の管理案件になった後、債務者からの入金が途絶し延滞口に編入したが、昭和六〇年二月二八日になって、補助参加人 X7 も後任者も基金の保証料を債務者から徴求していないことが判明した。

この結果、貸付条件変更時に遡っての入金処理のオフライン訂正、この問題に関する事実関係及び事後処理についての本店への報告、保証基金への保証内容変更の追認依頼を行わなければならなくなった。

エ 債務者等の実態把握が不十分なまま条件変更の意見具申を行ってきたこと

昭和六〇年一月一日、補助参加人 X7 が担当する未入金口債権三件

について、債務者や保証人からの申し出により返済条件の変更を行う旨の意見具申を行ってきた。しかしながら、債務者の実態把握が不十分で、新しい返済条件の設定に当たっての検討がされていなかった。Y4 課長は、これでは返済条件の変更は認められないと再検討を指示した。

オ 定例資料の提出が遅れたこと

未入金係では、業務懇談会等で発表するための資料を定期的にまとめており、資料の作成は未入金係の各担当者に分担させていた。

補助参加人 X7 以外の担当者は提出期限までには資料をまとめ、Y4 課長に報告していたが、補助参加人 X7 は、期限までに資料の提出を怠ることが度々あった。

例えば、補助参加人 X7 が昭和六〇年一月一六日までに提出すべき資料の作成・提出を怠ったため、Y4 課長が同月一六日、二二日、二九日と三度にわたり督促したにもかかわらず、補助参加人 X7 から提出があったのは同年二月二日であった。

カ 自己の判断で管理方針を具申することが少なかったこと

補助参加人 X7 は自分が担当する未入金口債権の管理において、担当者自身の判断としての確な管理方針を具申することができず、Z89 副調査役など他の管理課の職員に度々相談していた。これは自分の担当する案件について、主体的に責任をもって管理するという自覚が不十分であることを示すものであり、また、自分でどのように事務処理を進めていくかの判断能力が劣ることの反映にほかならない。この点について昭和六〇年三月三〇日、Y4 課長が補助参加人 X7 に対し、自己の判断で管理方針を策定するよう指導した。しかし、その後も右のような姿勢は改まらなかった。

(2) 回収係における勤務状況

ア 端末機の操作ミスが多かったこと

補助参加人 X7 は、回収事務の中で主要な仕事である端末機の操作について、不注意から同じような操作ミスを繰り返し起こしていた。こうしたミスは絶対に起こり得ないというものではないが、細心の注意を払って操作すべきものである。しかし、補助参加人 X7 は漫然と仕事に取り組んでいるため、担当課長が何度注意しても同じミスを繰り返していた。

以下、補助参加人 X7 の端末機操作ミスを例示する。

① 昭和六〇年八月一五日

債務者が所定の振込用紙を使用して、金融機関から原告の預金口座に送金してきたものを顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、同一の振込通知書について二重に入金処理をしてしまった。

② 同年八月一九日

顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ

入金処理する際に、入金額を誤って入力してしまった。

③ 同年八月二日

顧客が窓口に戻済金を持参した案件について、入金伝票に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に金額を誤って入力し、誤った金額が記載された領収書を顧客に交付してしまったため、訂正のための処理及び顧客に対し正規の金額が記載された領収書と差替えしなければならなくなってしまった。

④ 同年九月二日

顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、利息の計算期間の基準となる日(起算日)を誤って入力してしまった。

⑤ 同年九月六日

③と同様のミス

⑥ 同年九月一日

顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力してしまった。

⑦ 同年一〇月一五日

顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、同一の振込通知書について二重に入金処理をしてしまった。

⑧ 同年十一月一日

顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、起算日を誤って入力してしまった。

⑨ 同年十一月九日

⑧と同様のミス

⑩ 同年十一月二八日

顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力してしまった。

⑪ 同年十二月九日

⑩と同様のミス

⑫ 昭和六一年一月七日

顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力(七と九の読み誤り)してしまった。

⑬ 同年二月二八日

顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力してしまった。

⑭ 同年三月二〇日

保証人からの代位弁済について端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、代位弁済である旨のキー(代払キー)を押すべ

きところを誤って別のキーを押して処理してしまった。

⑮ 同年五月二三日

⑭と同様のミス

⑯ 同年五月三一日

顧客が前日の時間外(端末機操作可能時間終了後)に窓口に戻済金を持参した案件について、翌日端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に起算日を誤って前日とせず翌日の日付を入力してしまった。

⑰ 同年六月二八日

顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、起算日を誤って入力してしまった(計二件)。

⑱ 同年八月六日

顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力(七と九の読み誤り)してしまった。

⑲ 同年八月二〇日

顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、同一の振込通知書について二重に入金処理してしまった。

⑳ 同年八月二九日

顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、起算日を誤って入力してしまった。

㉑ 同年九月二二日

顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、振込通知書に該当する貸付けを特定させる番号(貸付番号)が記載されていないことから、別途、端末機操作により該当する貸付番号を照会し、その結果出力された帳票(照会票)から、貸付番号を振込通知書に転記したが、誤った貸付番号を転記し、入力してしまった。

㉒ 同年一二月六日

他支店(静岡支店)の管轄する貸付金債権にかかる償還金を受け入れ、これを該当支店へ付け替えるための端末機操作において、静岡支店のコード五五一を入力すべきところを誤って富山支店の支店コード五一一を入力してしまった。

㉓ 同年一二月二九日

顧客が窓口に戻済金を持参した案件について、入金伝票に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、誤って領収書の作成を不要とするキーを押してしまった。

㉔ 昭和六二年一月二七日

㉓と同様のミス

- ②⑤ 同年四月三〇日
ガイド番号を間違えて入力してしまい(一四のところ一二で入力)、訂正のための処理を行わなくてはならなくなった。
- ②⑥ 同年五月一四日
顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力してしまった。
- ②⑦ 同年六月三日
他支店の管轄する貸付金債権にかかる償還金を受け入れ、これを該当支店へ付け替えるための端末機操作において、番号及び起算日を誤って入力した。
- ②⑧ 同年六月六日
顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力(二九、四八四円を二九、八四八円に)してしまった。
- ②⑨ 同年九月三日
顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力(入金額が一、〇〇〇円相違)してしまった。
- ③⑩ 同年九月二九日
顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、貸付番号を誤って入力してしまった。
- ③⑪ 同年一〇月八日
顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力(三七、〇六四円を三七、〇六五円に)してしまった。

イ その他問題ある事務処理を繰り返していたこと

補助参加人 X7 は回収事務における不注意な端末機操作ミスばかりでなく、その他の事務処理においても、正確さ、迅速さに欠ける処理が多くあった。

以下その事例を示す。

(ア) 借用証書の抽出ミス

完済後の借用証書については、事務部が作成する完済者一覧表に基づき回収係が抽出し、債務者等へ返還するか別に保管することとなっている。昭和六一年一月二八日、補助参加人 X7 はその抽出の際に、該当する貸付けにかかる借用証書を抽出しなければならないのに、誤って未だ完済していない他の貸付けにかかる借用証書を抽出してしまった(二件分)。

(イ) 課長から指示された報告の提出が遅れたこと

昭和六一年四月三〇日に、Y4 課長は補助参加人 X7 に対し、昭和六〇年度における貸付条件変更にかかる端末機操作の誤入力の状況

をまとめ、速やかに提出するよう指示した。ところが、補助参加人 X7 からは一向に提出がなく、ようやく提出してきたのは指示から一か月後の昭和六一年五月三日であった。

(ウ) オペレーターキーを机の上に放置したまま退勤したこと

端末機操作の際に使用するオペレーターキーについては、当日の使用完了後はオペレーターキー管理者(総務課長)に返還しなければならない。ところが、昭和六一年九月一七日、補助参加人 X7 はオペレーターキーを自分の机の上に放置したまま、午後年休を取得し早退してしまった。

これについては、翌日の九月一八日、補助参加人 X7 が出勤してきた時に、Y56 課長から注意・指導した。

(エ) 端末指定カードの記録漏れ

原告においては、通常債務者等からの返済金は、本店事務部において自動的に利息、遅延損害金の計算を行い、元利金等に仕訳充当されるが、事務部が自動的に充当処理しては不都合なものについては、「端末指定充当」の登録をして、支店において元利金への充当仕訳、利息計算等を行い端末機から入力して充当することができる。この場合は端末指定カード(管理カード基本票の用紙を使用する)に元利金等を記入するとともに、伝票(計理処理用タイプイン連絡票)に必要事項を記入し担当課長に回付することとなっている。端末指定充当扱いの債権については、端末指定カードに基づき、充当順序の管理、利息、遅延損害金の計算を支店の担当者が行わなければならない。慎重に事務を取り扱わねばならない。

ところが、昭和六一年九月二日補助参加人 X7 は、端末指定充当扱いの債権の返済金の充当に当たって、端末指定カードへ充当順序、利息の計算等を記入を怠ったまま Y56 課長に回付してきた。

Y56 課長は、補助参加人 X7 に対し、端末指定充当について適正に事務を進めるよう注意・指導した。

(オ) 火災保険金の交付を遅延させたこと

昭和六一年八月六日建物等にかかる農協の火災共済に質権を設定済の債務者から、集塵装置が焼失し、保険金が支払われる見込みだが、営業上支障はなく返済は継続できるので自分に保険金を交付してもらいたいとの申し出があった。続いて昭和六一年九月一〇日に竜洋町農協から、査定の結果保険金額が八二万二、二五三円と決定したので、共済契約者である債務者の希望もあり、債務者本人へ保険金を支払いたいとの連絡があった。

これについては、火災の被害状況を確認することにより、営業への影響の有無を判断し、債権保全上不安があるかどうかを検討した上、顧客の立場を考え早急に保険金を交付するか否かの意見具申をすべきである。

ところが、補助参加人 X7 はこれを放置し、ようやく昭和六一年九月二五日になって、Y56 課長へどのように対処したらよいか相談してきた。Y56 課長が、「顧客の立場を考え早急に意見具申すべき案件ではないのか。」と注意したところ、補助参加人 X7 は「忘れていました。」と返事するだけであった。そこで、Y56 課長は、火災の被害状況を確認し、営業上の影響の有無を確認し報告するようにと指導した。

ウ 服務上問題のある勤務を繰り返していたこと

補助参加人 X7 は服務面においても、問題のある勤務があった。

具体的な問題点についていくつか事例を示す。

(ア) 無断離席が多かったこと

補助参加人 X7 は、勤務時間中に無断で離席することが度々あり、その都度役席から注意を受けた。例えば、昭和六〇年一〇月三〇日に、補助参加人 X7 は昼休み時間を過ぎても離席したまま業務につかなかった。そこで、Y4 課長が他の女子職員に更衣室を見に行かせたところ、同室内に補助参加人 X7 がおり、同人はしばらくして自席に戻ってきた。これについて、Y4 課長が補助参加人 X7 に理由をたどしたところ、「時間の経過を忘れていた。」と返事したので、Y4 課長は嚴重に注意した。

(イ) ずさんな書類の保管

昭和六二年五月一八日、始業時刻後間もなくして補助参加人 X7 が離席したまま姿を見せなかった。午前一〇時三〇分ころ自席に戻ってきたので Y56 課長が長時間の離席を注意した。これに対して、補助参加人 X7 は、担当した案件にかかる連帯保証人加入届及び貸付条件変更願書が見当たらないため、それを捜していると説明した。そこで、Y56 課長も加わって書類を捜したが、発見することができなかった。翌日午前中まで捜したがどうしても見つからなかった。その後の点検で別人の借用証書から発見された。

(ウ) 上司の了解なく自分の担当する業務を他課の職員に依頼したこと

昭和六二年一月、支店全体で電話による顧客への進学資金貸付けの周知活動を行った。ところが、補助参加人 X7 は自分に割り当てられた件数を時間内に終了させることができず、かつ、自分自身は残業をせず、上司の許可を得ないまま残業予定であった他課の総務課職員に依頼して退出してしまった。

そこで、Y56 課長は補助参加人 X7 に対し、そうしたことは直接職員同士でやりとりせず、担当課長の許可を得るよう注意・指導した。

(エ) 上司の許可なく昼休みの順番を変更したこと

昭和六二年五月二八日、補助参加人 X7 は Y56 課長の了解を得ないまま回収係の Z90 職員と勝手に昼休みの順番を変更した。昼休み

の交替勤務は予め各職員の当番を割り当てており、これを変更する場合は支店管理者の承認が必要である。そこで、Y56 課長は補助参加人 X7 と Z90 職員に対し、支店管理者の許可を得ないで職員同士で勝手な変更をしないよう注意した。

エ 原告融資の役割についての無理解

当時、女子職員を対象に原告業務に関連した知識の涵養を目的として、おおむね月一回の割合で就業時間内に勉強会を開催していた。この勉強会には、女子職員のほかに支店長、次長、課長が輪番で出席していた。

昭和六一年二月一九日、午後四時から五時にかけて行われた勉強会では、多くの中小企業に原告融資を周知し利用してもらおうという、いわゆる業務推進の問題と債権管理の問題をテーマに議論した。他の女子職員は、原告における業務推進や債権管理の重要性について積極的な意見を述べた。ところが、補助参加人 X7 は「今のような金利が下がっている時期に融資をすれば公庫の収支が悪化するの当たり前のことである。このような時期には、公庫は貸付けを減らした方がよい。」と発言し、業務推進に努めようとしている同僚職員の装勢に水を差した。補助参加人 X7 が、こうした発言をするのは、日ごろ、原告業務の役割等に対して何の問題意識もなく、漫然と仕事をしていることを示すものである。

オ 後輩に対する指導がなかったこと

前述のとおり、補助参加人 X7 の業務に対する姿勢には、全く前向きなものがなく、後輩職員に対して指導を行うということも一切なかった。

(3) 職場秩序を乱す行為があったこと

昭和六一年九月二四日、補助参加人 X7 は同じ浜松支店の X9 及び他支店の職員や支援グループと原告の岡崎支店へ押しかけ、X5 の転勤に関するビラを店頭で配布した上、立ち入り禁止の指示を無視して支店ロビーに押し入って支店長への面会を強要し、面会を断られると抗議文を読み上げるなどして、約四五分にわたって騒ぎ立て、支店の業務運営に重大な支障を与えた。さらに、補助参加人 X7 らは、その直後支店長の自宅へも押しかけ、自宅周辺の住宅へビラを撒いたり、スピーカーを使ったアジ演説の中で抗議先として支店長の住所や電話番号を宣伝するなどの行為を起こした。

(一八) 補助参加人 X6 について

補助参加人 X6 は、昭和六〇年から昭和六二年にかけては、同年七月まで豊橋支店、以後は浜松支店に勤務し、右期間の担当事務は、昭和六〇年四月以降同課恩給・契約係を、同年七月以降融資課未入金係を、昭和六一年七月以降同課融資相談・委託業務係であり、さらに、浜松支店においては、総務課恩給係として勤務していたが、右期間における補助参加人 X6 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

豊橋支店当時、補助参加人 X6 は既に経験二〇年を超える職員であった。

しかし、その事務処理能力は低く、安心して仕事を任せることができなかつた。したがって、比較的定型的で判断的要素の低いものしか担当させられなかつた。また、同僚職員の負担となるため、比較的短期間に係替えをしていた。

また、浜松支店当時においても、その経験年数のほか、担当しているのが定型的な恩給担保貸付事務であるにもかかわらず、事務処理上のミスが非常に多い上に、接客態度も不良で顧客からの苦情が多々あり、安心して仕事を任せることができなかつた。

(各論)

(豊橋支店当時の勤務状況等)

(1) 恩給・契約係当時の勤務状況

補助参加人 X6 には、昭和六〇年四月一日から、恩給係と契約係を兼務させることにし、Y57 課長は補助参加人 X6 に対し、それまで担当していた委託業務と庶務の事務の引継ぎを四月一日までに終了しておくように指示した。しかし、補助参加人 X6 は、係替えの当日の四月一日になっても残務を完了させることができず、事務の引継ぎを終了することができなかつた。そのため、Y57 課長に対し、恩給係と兼務することになっている契約係の仕事は当面できないと申し出てきた。Y57 課長は、補助参加人 X6 に対し、四月六日までには引継ぎを完了するよう厳しく注意・指導した。

また、その後の補助参加人 X6 の恩給、契約係における勤務振りについては、業務意欲が低く、かつ処理能力も低いため満足な仕事はできなかつた。そのため、契約事務について他の職員の応援で対応せざるを得ないことが度々あり、支店全体の業務遂行に多大な支障を与え、同僚職員の負担となっていた。

結局、補助参加人 X6 を短期間で未入金係に配転することになった。

(2) 未入金係当時の勤務状況

ア 効率的な債権管理ができなかつたこと

豊橋支店当時の昭和六〇年七月から昭和六一年三月まで、補助参加人 X6 には主に「非対象口」の未入金口債権の管理を担当させていた。

「非対象口」の未入金口債権の管理というのは、未入金口債権の中でも遅延に陥ったばかりの債権を対象にするもので、遅延原因もそれほど重大なものではないことが多く、その事務処理は督促の電話をかけたり文書を送付するといった比較的定型的な事務が大半を占めている。したがって、迅速かつ効率的な事務処理を行っていくことが必要である。

しかし、補助参加人 X6 は、仕事に対する取組み姿勢がおざなりで、業務を迅速かつ効率的に進めていこうとする意欲がなく、度々督促を間延びさせたり、パターンどおり進めることができず、二回目、あるいは三回目の督促を遅らせることが多くあった。また、債務者の約束が不履行の場合でも、債務者へ違約の追及を行わず、放置することも多くあった。

そのため、Y58 課長は、その都度補助参加人 X6 に対し注意・指導したが、最後まで改まらなかった。

イ 管理カードの作成と役席への回付が遅れたこと

当時豊橋支店では、貸付けを実行してからまもなく返済遅延が発生し、かつ貸付残高が多いため債権保全について速やかに検討する必要があると判断される未入金口債権を「初期・高額口」として、特に重点的に管理していた。

このような初期・高額口の未入金口債権については、早期に履行遅延の原因を把握するとともに、債務者、保証人の実態や保全の状況を調査して今後の回収の見通しを把握し、速やかに管理カードを作成して、役席に提出の上今後の管理方針等について指示を仰ぐ必要がある。

ところが、補助参加人 X6 は、こうした早急に対応する必要がある「初期・高額口」の債権について、管理カードの作成を怠り役席への提出を遅らせることがしばしばあった。そのため、Y58 課長は、その都度注意・指導を繰り返していたが、最後まで改善されなかった。

ウ 絶えず他の職員の応援を受けていたこと

未入金事務は、限られた期間の中で効果的な事務処理を行わなければならないので、計画的、効率的に処理を行う必要がある。

しかし、補助参加人 X6 は、返済交渉等を的確に行うことができず、また、計画的、効率的に処理を進めていこうとする意欲もなかったため、常に担当案件の事務処理が停滞する状況にあった。その上、補助参加人 X6 は、時間外勤務にほとんど応じないため、結局、補助参加人 X6 が積み残した仕事は他の係から時間外勤務により応援を受けて処理をせざるを得なかった。

こうしたことから、補助参加人 X6 が未入金係として従事した昭和六〇年七月から昭和六一年七月までの間に、他の係の担当者が時間外勤務によって応援した時間は、述べ五〇人で八五時間にも及んだ。

エ 無責任な勤務態度

補助参加人 X6 の責任感のない仕事振りについて具体例を挙げると、昭和六一年四月、Y58 課長と調査役、未入金係の補助参加人 X6 と Z91 副調査役の計四名で、「未入金口対象口検討会」を開催した。この検討会は、各担当者の事務処理の進行具合を確認し、また、個別の案件についての対応などを協議する目的で毎月開催していたものである。

補助参加人 X6 には昭和六一年四月から「対象口」の一部を担当させており、そこで、昭和六一年四月二五日の「未入金口対象口検討会」で補助参加人 X6 の担当案件について検討したところ、返済交渉の不十分なものが多く認められ、Y58 課長は席上補助参加人 X6 に注意・指導した。

また、Y58 課長は、その場でこれらの交渉の不十分な債権について二八日に交渉を詰めることを指示した。しかし、補助参加人 X6 は、二八

日に都合があるといって超勤を拒否して帰ってしまった。やむを得ず、もう一名の未入金係である Z91 副調査役と他の係の職員一名が二時間の時間外勤務で債務者との交渉を詰める仕事をせざるを得なかった。

このように、補助参加人 X6 の仕事の不始末を支店全体でカバーするために、他の職員の時間や労力を割かれることで、他の職員の業務に支障が生じていた。また、補助参加人 X6 の責任感の欠落や協調性のない態度が他の職員の勤務意欲に水を差し、職場におけるモラル面からも問題のある勤務振りであった。

(3) 融資相談係当時の勤務状況

ア 顧客への対応に問題があったこと

融資相談係の主な職務は、顧客の融資に関する相談に応じ融資対象としての適格性等を検討し、顧客に対し適切な指導を行うことのほか、顧客からの借入申込みの受付事務を行うことである。

当時ベテラン職員であった補助参加人 X6 は、接客面において他の職員の模範となるよう努めるべきであるが、実態はその逆で、顧客との接遇に丁寧さを欠き、多くの顧客から不興を買っていた。

例えば、昭和六一年九月八日、豊橋支店管内の田原町商工会の関係者から Y58 課長あてに電話で、「先程、当商工会が融資の申込みを取り次いだ案件について進行状況を電話で照会したが、電話に出た女性の対応が非常に無礼で、原告の職員とは思えないものであった。対応した職員はだれか。」と抗議があった。

Y58 課長が、融資相談係の補助参加人 X6 に確かめたところ、田原町商工会からの照会を受けたことを認めたので、Y58 課長は「あなたの電話での対応で商工会から苦情がきている。日ごろから商工会の職員やお客様には丁寧に対応すること」と注意・指導した。

イ 秘密保持の配慮が欠けていたこと

原告職員は、顧客の秘密保持に留意しなければならないことはいうまでもない。融資相談係もその職務の性質から、顧客から事業内容等の情報を得る機会が多く、秘密保持には一層留意する必要がある。

ところが、補助参加人 X6 にはこのような配慮が欠けており、その都度 Y58 課長が注意・指導したが、改まることはなかった。その一例を述べると、昭和六一年九月一八日、補助参加人 X6 は融資相談の窓口で顧客が目の前にいるにもかかわらず、代理店からの既往取引照会に対し、その場で電話による回答を行っていた。

右既往取引照会というのは、民間の金融機関が業務委託契約に基づき原告業務の一部を行うに当たって、顧客の取引状況等の情報を原告に照会してくるものである。原告が回答するに当たっては、顧客の取引状況等に関わる内容であるので、相手が代理店の者であることを確認するため一旦電話を切ってから折り返し架電するなど慎重を期し、さらには、窓口に来店した顧客に内容が聞こえないように後方に下がって電話をす

るなどの配慮が必要である。ところが、補助参加人 X6 は秘密保持への配慮が全くなかったため、そのとき顧客の目の前で電話をしていた。そのため、Y58 課長が、電話のやり取りは顧客から離れた所で行うよう注意・指導した。

ウ 業務推進活動に対する取組みが消極的であったこと

豊橋支店では、本店の方針を受けて、昭和六一年度の支店重点目標の一つに「全店的取組の継続的かつ計画的なマーケティング活動の推進」を掲げ、原告の融資制度の周知等の業務を推進していた。

融資相談係は、こうした周知活動の中心的な役割を担っていたが、補助参加人 X6 は、率先して取り組む姿勢を示さず、そのためスケジュールどおりに業務を推進できず、支店全体としての取組みが遅延するなどの支障を来していた。

(ア) 貸付金残高が減少している顧客と、原告を未利用の企業に対してダイレクトメールを送付するため、昭和六一年九月二日、Y58 課長は補助参加人 X6 に対してダイレクトメールの文書を立案するように指示した。ところが、補助参加人 X6 から九月八日になっても報告がなかったため、改めて、Y58 課長は「ダイレクトメールの文書の立案を指示してから四日も経つ。急ぐように。」と指示した。しかし、補助参加人 X6 は速やかに実行せず、結局、補助参加人 X6 が報告をしてきたのは、同年九月一七日のことで、当初の指示から二週間も後のことであった。

(イ) 昭和六一年九月三〇日には、ダイレクトメールを発送することとし、全店的に時間外勤務で対応することとしていた。融資相談係の補助参加人 X6 は率先して取り組むべき作業であったが、同日の時間外勤務に応じず帰ってしまった。

(ウ) 原告が周知活動を行う業者団体等には、税理士事務所も含まれている。これは税理士が抱えている関与先の中で、資金需要のある企業に対しては、税理士を通じて原告の融資制度を周知してもらう目的によるものである。

昭和六一年一〇月四日に、税理士に対して年末資金の申込みの取次ぎを依頼するため、Y58 課長が補助参加人 X6 に、この周知依頼文を立案するよう指示したところ、補助参加人 X6 は「来週一杯は委託業務も含めて手一杯なので再来週にしてほしい。」と発言してきた。結局、提出があったのは一〇月二〇日になってからであり、そのため周知文の発送は予定より大きく遅れることとなった。

(エ) 昭和六一年一〇月二七日に、Y58 課長は補助参加人 X6 に対して、立案の遅れから予定よりも大分遅れることとなった税理士あて周知依頼文二〇〇通と、完済後取引が途絶えている顧客あてのダイレクトメール二七通を早急に発送するよう指示した。しかし、補助参加人 X6 は、今手が一杯で忙しいと口実を構えて実行しなかった。や

むなく完済後の顧客あてのダイレクトメールは翌日 Y58 課長が自ら行い、税理士あてのダイレクトメールは一〇月二九日に補助参加人 X6 に再度指示をして、実行させた。

(オ) ダイレクトメールを発送した場合、資金需要の有無等について、後日、分担して顧客あて電話でフォローしていた。Y58 課長は、昭和六一年一月七日に、補助参加人 X6 に対して電話によるフォロー作業を分担するよう指示した。また、これと併せて、進学貸付けの周知ポスターを関係団体あて発送するよう指示した。ところが、補助参加人 X6 は Y58 課長に対し「いろいろやるが多くて手が回らない。」と言いつけをするため、Y58 課長が「周知活動の中心的役割を果たすべき融資相談係のあなたが、手が回らないとはどういうことか。」と注意した。

(4) 代理店協議会の報告書の提出遅延

原告では、民間の金融機関と業務委託契約を締結し、代理店として原告業務の一部を委託しているが、この委託業務の取次ぎ事務を行う取次店との間で代理店協議会を開催している。

この代理店協議会は、委託業務についての原告の方針を伝達すること、研修または意見の交換を行うこと、各代理店における業務取扱いの調整と相互の意思疎通を図ることを目的に、支店長が原則として年に一回開催するものである。双方の事務担当者も出席して、事務を適正かつ円滑に進める上での問題点等について意見交換を行うなど、原告の業務遂行上有意義な会議である。

豊橋支店では、昭和六一年一〇月二四日に、右代理店協議会を開催した。同協議会には委託業務係の補助参加人 X6 も出席しており、同協議会の終了後、議事内容や意見交換の概要等を支店長あてに文書で速やかに報告することになっていた。しかし、いつになっても補助参加人 X6 から報告書が提出されないため、一〇日以上経過した十一月六日、Y59 課長は早急に提出するよう指示した。しかし、この指示に対して補助参加人 X6 は、「時間中はやるが多くて。」とぼやいて開き直り、結局その後大幅に遅れて提出してきた。

(5) 業務概況の作成の遅延

当時豊橋支店においては、定期的に支店の「業務概況」を作成し、管内の概況や業務の概況などを取りまとめていた。そこで、Y59 課長は昭和六一年八月二八日補助参加人 X6 に対して、「業務概況」に掲載するため、「代理店の現状」についてまとめて、九月二日までに提出するよう指示した。しかし、期限になっても補助参加人 X6 は指示された「代理店の現状」を提出しなかった。補助参加人 X6 に作成を指示した「代理店の現状」は、管内の五代理店の委託業務貸付残高、業務区域などを決まった書式に記入するだけのことであり、作成に手間がかかるということはない。Y59 課長が至急提出するよう注意したところ、補助参加人 X6 は、翌日の九月三日

になって提出してきた。

(6) 支店の一人前の戦力になっていなかったこと

当時、補助参加人 X6 は頸肩腕症候群により長年にわたって通院治療を続けており、豊橋支店においても、病気休暇を原則として毎月一回は全一日、また毎週一回は午後三時以降二時間取得していた。そのため、日常の勤務は大幅に制限されており、時間外勤務も最低限の範囲でしか命じ得ない状況であった。

こうした勤務振りと相まって補助参加人 X6 の勤務意欲は低く、また、原告が業務上の必要に基づき、最低限の範囲の時間外勤務を命じた場合でも、補助参加人 X6 はなにかと口実を構えて、応じなかった。

こういう状況にあったので、補助参加人 X6 は支店において一人前の戦力になっておらず、業務面では当てにできない存在であった。

(7) 後輩に対する指導がなかったこと

補助参加人 X6 は四等級の職員であり、後輩の仕事の面倒をみたり、あるいは指導したりして、一定の役割を果たすべき立場にあったが、補助参加人 X6 は自分の担当業務でさえきちんと処理できない状況にあり、後輩職員の指導を行うようなことは全くなかった。

(8) 自己啓発についての努力が全くみられなかったこと

補助参加人 X6 は、担当職務の遂行に当たって、自己研さんに努め自己の能力を高めていこうとする意欲が見られず、自己啓発の努力を怠っていた。すなわち、同人は、日ごろから原告の規程や専門書を読んで職務に習熟し、専門知識を身に付けようとする姿勢がなく、そのため事務処理能力や専門知識は低いままであった。

(9) 支店全体の業務推進に対する積極的な取組みがなかったこと

豊橋支店では、職員がそれぞれの立場で、支店の業務推進に積極的に取り組むことが期待されていたが、補助参加人 X6 はそうした姿勢はほとんどなく、日常の事務処理過程で提言を行うことや、課のミーティングなどで提言を行うことはなかった。

(10) 岡崎支店での抗議行動の件

昭和六一年九月二四日、補助参加人 X6 は他支店の職員や外部支援者と共に岡崎支店へ押しかけ、補助参加人 X5 の転勤の件で同支店店頭でビラを配布した上支店内に立ち入って支店長への面会を強要し、面会を断られると約四五分にわたって騒ぎ立て、支店の業務運営に重大な支障を引き起こした。

このため、Y60 支店長は、翌日出勤した補助参加人 X6 に対して、「あなたが昨日岡崎支店で取った行為は、原告の業務運営上、また職場秩序を維持する観点から問題であり、原告の職員としてあるまじき行為といわざるを得ない。今後繰り返さないように注意する。」と注意した。ところが、補助参加人 X6 は、「二度と同じ行動をとらないという訳にはいかない。」などと発言して反省の態度を示さなかった。

(浜松支店当時の勤務状況等)

(11) 単純なミスを繰り返し、一向に改善されなかったこと

補助参加人 X6 は、前任の豊橋支店で恩給係の経験があるにもかかわらず、注意力が散漫な上自分の事務処理を慎重に再点検することを怠るため、以下のとおり事務処理上のミスを度々繰り返していた。

ア 前述のとおり、貸付報告書の作成にあたっては、正確なデータを事務センターあてに報告しないと事後に多大な支障が生じるため、誤記入等がないように十分注意する必要がある。しかし、補助参加人 X6 は、注意力が散漫で雑な事務処理を行っており、報告区分欄の未記入や既往取引分の貸付番号の誤記入といったミスを度々起こしていた。一例として、共済年金等の支給期である昭和六二年八月について誤記入の件数を述べると、八月四日に一件、同月二日に一件、同月二四日に三件といった状況であった。

その都度、担当課長や次長から注意・指導したが、補助参加人 X6 は無反省にその後も同様の誤記入を繰り返した。

イ 保証人の保証能力を判断する際、原告との取引があればその取引状況が審査に当たっての有力な判断材料になるため、浜松支店では原告取引の有無をコンピューターの端末で照会するように取り決めていた。しかし、補助参加人 X6 はこれを度々怠っていた。昭和六二年八月五日にも、補助参加人 X6 はこれを怠り、貸し付けるとの意見具申をしてきた。そこで、Y61 課長が保証人の原告取引の有無を照会するよう指示したところ、当該保証人については原告の既往取引が遅延していることが判明した。同課長は補助参加人 X6 に対し、保証人については必ず原告取引の有無を照会するよう注意・指導した。

ウ 恩給係は、申込みのあった案件について審査を実施し、貸し付ける旨の意見具申を行う場合、借入申込書にある処理欄に、貸付番号、貸付日、貸付利率等を記入し、担当者印を押してから課長に回付して決裁を受けることになる。しかし、補助参加人 X6 は、注意力が散漫で、処理欄の記入もれや誤記といった不備のまま決裁に回付することがしばしばあった。一例として、国の恩給の支給期である昭和六二年一〇月の不備件数について述べると、同月八日に三件、同月一二日に二件、同月二六日に六件といった状況であった。

(12) 他の係との連携を怠っていたこと

恩給担保貸付けの借入れを申し込む顧客の中には、別途、事業資金として原告の普通貸付けを利用している場合もある。このような場合、債務者は窓口に来店するわけであり、未入金係とすれば債務者と交渉することができる良い機会である。したがって、恩給係は未入金係に申込みがあった旨の情報を提供するなど、連携して債権管理に取り組む必要がある。

しかし、補助参加人 X6 は、未入金係を経験したことがあるにもかかわらず、債権管理に対する認識が低く問題意識もないため、こうした未入金

係との連携を怠ることが度々あった。そのため、Y61 課長は、昭和六二年八月五日と同年一〇月八日に、補助参加人 X6 に対し、申込者の普通貸付けが未入金口となっている場合は必ず未入金係と連携し、債権管理に十分留意するように注意・指導した。しかし、その後も連携を怠ることが度々あった。

(13) 重要書類を放置したこと

恩給担保貸付けは、受給者が死亡するなど何らかの事由で受給権が失権した場合、担保とした恩給等の支給金を原告が顧客に代わって受け取ることができなくなるため、事故口債権として管理を行うことになる。事故口債権になると、管理カード基本票を作成し、貸付金元帳などの書類とともに保管することになる。

しかし、補助参加人 X6 は、昭和六二年八月七日、このような事故口関係の書類の保管を怠り、机上に放置したまま帰宅した。このため、Y61 課長は、補助参加人 X6 に対して、責任を持って保管するよう注意・指導した。

(14) 事務処理が遅く度々応援を受けていたこと

国や共済組合などから支給される恩給や共済年金等については、それぞれ支給期が年に四回定められている。この支給期になると、借入れを希望する顧客が増え、処理件数が増加することになる。恩給係としては、意欲をもって、かつ効率的に事務処理を進め、円滑な事務処理を行って、顧客に迷惑をかけないように努める必要がある。それでも間に合わない場合には、他係の応援を依頼して処理することになる。

しかし、補助参加人 X6 は、事務処理に対する取組み姿勢が消極的で、かつ手が遅いため、事務処理に手間取るのが常であった。そのため、自然と窓口で待機させられる顧客が増え、他の係が応援を余儀なくされることが度々あった。例えば、昭和六二年一〇月(国の恩給の支給期)についてみると、月間の貸付件数が一〇二件のうち応援で処理した件数は三三件と三割を超えており、さらに、このうち一〇月六日から一〇月八日までの三日間については、三二件の貸付けのうち半分の一六件を応援で処理せざるを得なかった。

こうしたことが度々あったため、Y61 課長は補助参加人 X6 に対して、仕事に対して積極的に取り組み、また、効率的な事務処理を心掛けるよう繰り返し注意・指導したが、補助参加人 X6 は一向に改善する姿勢を示さなかった。

(15) 窓口での対応が悪く顧客からの苦情があったこと

補助参加人 X6 は、窓口での顧客に対する対応に丁寧さを欠き、顧客の不興を買っていた。

ア 昭和六二年八月三日、恩給担保貸付けを受けている顧客から、憤慨した口調で電話があった。Y61 課長が対応したところ、顧客は、「九時過ぎに来店し窓口で借入れ相談をした。X6 という職員はベテランに見え

たが対応が悪い。言葉使いもいんぎんで失礼である。十分注意・指導してもらいたい。」と申し入れた。

四日後の八月七日に当該顧客は書類を持参して来店し、対応した同課長に、補助参加人 X6 はぶっきらぼうで丁寧さがなく、ベテランと見受けるがてきぱきと事務処理をしてくれず客を待たせる、親切さがなく、客の話を親身に聞いてくれないと指摘した。

Y5 支店長は同課長から報告を受け、補助参加人 X6 に対して、顧客に対して丁寧な対応を心掛けるよう注意した。

イ 昭和六二年一〇月一二日、借入れの相談に来店した顧客から、補助参加人 X6 の対応が丁寧さに欠け不親切であるとの苦情があった。

Y61 課長は補助参加人 X6 に対し、「八月にもお客様とのトラブルが発生し、課長の面談で解決したことがある。本日も同様で遺憾である。客の対応が悪い。」と注意した。

(16) 後輩に対する指導がなかったこと

補助参加人 X6 は、本来であればベテランの職員であり、後輩の指導に率先してあたるべきであるが、そうした姿勢は全くみせず、後輩職員に対して指導を行うということは一切なかった。

(17) 支店全体の業務推進に消極的な姿勢が目立ったこと

支店の職員は担当業務はもちろん、支店全体の業務推進に関しても積極的に取り組むことが期待されている。その機会は日常の事務処理過程での提言もあれば、各種会議などでの提言等いくらでもある。

しかし、補助参加人 X6 は、支店の業務推進に対する意欲的・積極的な取り組みを行うことはなく、また、発言や提言等の機会があっても、積極的に発言したり、提言したりすることはなかった。

(一九) 補助参加人 X13 について

補助参加人 X13(以下「補助参加人 X13」という。)は、昭和六〇年から昭和六二年にかけては、久留米支店において、恩給係として勤務していたが、右期間における補助参加人 X13 の勤務状況等は次のとおりである。

(総論)

補助参加人 X13 は、昭和六〇年当時久留米支店においてすでに恩給係を六年間担当していた。ところが、同人は、基本に即した適正・的確な事務処理を行うことができず、事務処理上の単純ミスが極めて多かった。しかも、上司が何回注意・指導しても一向に改善されなかった。そのため、上司である Y62 課長が補助参加人 X13 の処理事務について決裁の段階で改めて細かな点検・精査を行わざるを得なかった。こういう状況であったため、同人に安心して仕事を任せることができなかった。

補助参加人 X13 の右のような事務処理は新入職員と比較しても見劣りするものであり、一人前の職員とは到底言えない勤務状況であった。

補助参加人 X13 が、以上述べたような事務処理ミスを繰り返していた理由について検討すると、同人の業務知識の不足及び事務処理能力の低さが主因

をなしていることは明らかであり、さらに、計算力や注意力の低さもその原因であるといえる。このようなずさんな事務処理は、対外的な信用にも悪影響を及ぼすおそれがあり、はなはだ問題であるといわなければならない。

単純な事務処理ミスは他の職員にも発生しないわけではない。しかし、補助参加人 X13 のように事務処理ミスを頻発させた職員は他にはいない。

(各論)

(1) 単純なミスを繰り返し、一向に改善されなかったこと

補助参加人 X13 は事務処理の基本ともいべき単純な数字の引き算、掛け算さえも繰り返し間違えて計算した。

ア 貸付限度額・可能額の計算に当たり、誤って算出したこと

恩給担保貸付けにおいては貸付限度額が定められており、昭和六〇年四月五日以降は一九〇万円、昭和六一年四月四日以降は二〇〇万円が限度とされていた。貸付限度額や可能額は、融資金額の上限を画するものであり、これらの計算は恩給事務の基本ともいべきものである。補助参加人 X13 は、注意力が散漫なことから計算ミスを再三繰り返していたものである。

- ① 昭和六〇年三月二五日貸付けの案件において、申込人の普通恩給の給与金が昭和六〇年一月から昭和六二年三月は年額三一万六〇〇円、同六二年四月以降は四〇万三、四〇〇円であるため、期間に応じた按分計算で貸付可能額を算出すべきであり、正しい貸付可能額は三五万三、五〇四円のところ、補助参加人 X13 は期間の算出を誤り、四四万六、三〇四円との意見を出してきた。
- ② 昭和六〇年六月二四日貸付けの案件において給与金が年額一〇八万六、〇〇〇円であるため、貸付限度額は一九〇万円になり、これから既往貸付け分三三万八、三六三元を差し引くと、正しい貸付可能額は一五六万一、六三七円のところ、補助参加人 X13 は、引き算を間違えて、一六七万一、六三七円との意見を出してきた。
- ③ 昭和六〇年七月九日貸付けの案件において、申込人の普通恩給の給与金が昭和六〇年七月から昭和六一年三月は年額三五万八〇〇円、同六一年四月以降は四一万七、五〇〇円であるため、期間に応じた按分計算で貸付可能額を算出すべきであり、正しい貸付可能額は二一万一、一五七円のところ、補助参加人 X13 は期間の算出を誤り、二四万五、九四八円との意見を出してきた。
- ④ 昭和六〇年九月一八日貸付けの案件において、正しい貸付限度額は一七八万八〇〇円のところ、補助参加人 X13 は、掛け算を誤り、一七八万円との意見を出してきた。
- ⑤ 昭和六〇年一〇月一七日貸付けの案件において、貸付限度額一二五万二、五〇〇円から既往貸付け分一一万五、〇九二元を差し引くと、正しい貸付可能額は九万五、四〇八円のところ、補助参加人 X13 は引き算を誤り、九万五、四一八円との意見を出してきた。

- ⑥ 昭和六〇年一〇月二日貸付けの案件において、正しい貸付可能額は一二五万九、九二六円のところ、補助参加人 X13 は貸付限度額一七七万三、六〇〇円から既往貸付け分五一万三、六七四円を差し引く際に計算を誤り、一二六万九二六円との意見を出してきた。
- ⑦ 昭和六〇年一二月一〇日貸付けの案件において、正しい貸付可能額は一五六万八九二円のところ、補助参加人 X13 は、貸付限度額一九〇万円から既往貸付け分三三万九、一〇八円を差し引く際に計算を誤り、一六七万八九二円との意見を出してきた。
- ⑧ 昭和六一年五月三〇日貸付けの案件において、正しい貸付可能額は九二万六、二五八円のところ、補助参加人 X13 は貸付限度額の二〇〇万円から既往貸付け分一〇七万三、七四二円を差し引く際に計算を誤り、八七万三、七四二円との意見を出してきた。
- ⑨ 昭和六一年六月二日貸付けの案件において、正しい貸付可能額は一七〇万二、九四八円のところ、補助参加人 X13 は貸付限度額の二〇〇万円から既往貸付け分二九万七、〇五二円を差し引く際に計算を誤り、一七〇万二、九四六円との意見を出してきた。
- イ 借入申込書の借入申込人、連帯保証人の押印について、印鑑証明書の印影と不一致であるにもかかわらず、これを看過し受領したこと
- 借入申込書に押印させる申込人や連帯保証人の印鑑は登録した実印とされており、担当者は印鑑登録証明書の印影と照合して確認する必要がある。これは借入意思や保証意思の確認と後日のトラブル防止のため必須の手続きであり、受付の段階で慎重に照合・確認しなければならない。
- ところが、補助参加人 X13 はこの印影照合手続をぞんざいに処理するのが常で、印鑑登録をしていない印鑑の印影であることを看過して申込書を受領することが再三あった。
- 例えば、貸付日昭和六〇年七月一九日の案件で、連帯保証人が Z92 某のところ、押印してある印影が明らかに登録印鑑の印影と異なるにもかかわらず、補助参加人 X13 はこれを看過して、そのまま受領したものである。このときは、Y62 課長がこれに気付いて、補助参加人 X13 に差し戻し、連帯保証人に連絡して改めて登録印鑑を押捺させた。
- このような処理は、申込人側にも二度手間をかけさせるということにもなり、極めて不適切な処理である。同様のケースは、昭和六〇年七月一九日(保証人の印)、同年九月六日(保証人の印)、同年十一月一三日(申込人の印)、同年一二月一三日(保証人の印)、昭和六一年三月一日(申込人の印)、同年四月一四日(保証人の印)、同年七月九日(保証人の印)、同年八月一九日(申込人の印)、同年一〇月九日(保証人の印)、同年十二月一八日(保証人の印)、昭和六二年四月三日(保証人の印)、同年五月七日(保証人の印)、同年七月一五日(保証人の印)に相次いで引き起こされた。
- ウ 貸付決定された恩給貸付けの送金にあたって、銀行あて振込依頼書の

記載を誤ったこと

恩給担保貸付けを決定すると、融資金を申込人の指定した銀行口座に振込むことになる。補助参加人 X13 は、右振込依頼書を作成する際、金融機関名、口座番号、受取人名、金額といった項目欄の記載ミスを度々犯した。

- ① 昭和六〇年一〇月七日、振込先福岡銀行西久留米支店の普通預金口座に振り込む金額が三〇万円のところ、三二万円と誤記した。
- ② 同年一〇月九日、補助参加人 X13 は合計五件の振込案件の合計金額が三一〇万円のところ、三二〇万円と誤記した。
- ③ 昭和六一年二月一三日、合計三件の振込案件の合計金額が三五〇万円のところ、二五〇万円と誤記した。
- ④ 同年一〇月二八日、筑邦銀行八女支店に三〇万円を振り込む案件で、受取人の名前を正しくは「Z93」と記入すべきところ、「Z94」と誤記した。
- ⑤ 同年一一月五日、振込先福岡銀行下大利支店の普通預金口座に振り込む金額が一〇万円のところ、三六万円と誤記した。
- ⑥ 同年一二月一日、二〇件の振込案件について、二葉にわたり記載した際、二葉目の小計を三五七万円とすべきところ、二五七万円と誤記入し、その結果、総合計を一、七一九万三、一六〇円とすべきところ、一、六一九万三、一六〇円と誤記入した。
- ⑦ 同年一二月二四日、筑邦銀行上津支店への振込案件で、振込金額を三六万円と記入すべきところ、三一万円と誤記入した。
- ⑧ 昭和六二年一〇月八日、福岡銀行東久留米支店への一五万円の振込案件で、受取人の名前が「Z95」のところ、「Z96」と誤記した。
- ⑨ 同年一二月八日、筑邦銀行八女支店に二四万円を振り込む案件で、口座番号を「一、五〇〇」とすべきところ、「二三一」と誤記した。

エ 当日の取引(貸付け・完済剰余金の払出や回収等)にかかる伝票処理において記帳ミスをしたこと

補助参加人 X13 は、伝票への記帳事務をする際にもしばしば誤った処理をした。

- ① 昭和六〇年四月二四日、「タイプイン連絡票」の借方欄に仮受金として三万三、八三七円、合計欄に六八三万三、八三七円と記入すべきところ、仮受金として三万八、八三七円、合計欄に六八三万八、八三七円と誤記入した。また、貸方欄の合計欄でも正しくは六八三万三、八三七円と記入すべきところ、六八三万八、八三七円と誤記入した。右誤記入の直接の原因は借方欄の仮受金欄の金額を五、〇〇〇円間違えたところにある。そのために、借方の合計欄も間違えてしまったものである。

しかし、補助参加人 X13 は、貸方欄の合計欄の数字も、同じように間違えている。このことは、同人が貸方欄の恩給担保貸付け、同利

息、銀行預け金といった内訳を足して合計欄の数字を算出したのではなく、借方欄の合計欄をそのまま引き写したことを意味している。右は明らかな手抜き処理であり、補助参加人 X13 の事務処理の特徴を端的に示している。

- ② 昭和六〇年六月一二日、同じく「タイプイン連絡票」において、借方の合計欄と貸方の合計欄とは一致すべきところ、補助参加人 X13 は借方八四九万五、二一八円、貸方八三九万五、二一八円と合計額の異なる連絡票を作成した。
- ③ 昭和六一年九月二五日、補助参加人 X13 は「タイプイン連絡票」をもとにコンピューターの端末に入力処理をする際、貸方の内訳である仮受金一六万七、九二〇円、銀行預け金四七五万二、〇八〇円をそのまま入力すべきであるにもかかわらず、これをせず、右合計金額である四九二万円を入力してしまった。
- ④ 昭和六二年一〇月一九日、補助参加人 X13 は「タイプイン連絡票」の借方欄の仮受金を一三万九、三九九円と記入すべきところ、三、〇〇〇円間違え一三万六、三九九円と誤記入した
- ⑤ 昭和六二年一〇月一三日、補助参加人 X13 は「タイプイン連絡票」の貸方合計欄が正しくは三四四万円となるところ、三三四万円と誤記入した。

オ 「恩給担保貸付伝票内訳書」の記帳に当たりこれを誤ったこと

補助参加人 X13 は、恩給担保貸付伝票内訳書を作成する際にもしばしば記入ミスを犯した。

- ① 昭和六〇年一二月二四日、補助参加人 X13 は、同日分の恩給担保貸付伝票内訳書を作成する際、一三件のうち、一九〇万円を貸し付ける一件について、現貸決済額の元金と利息の合計欄を正しくは一一七万一、二九四円と記入すべきところ、間違えて七二万八、七〇六円と記入した。その結果、現貸決済の四件分の合計額、一三件の融資案件の差引送金額の合計額も間違った金額を記入した。
- ② 昭和六一年九月一二日、補助参加人 X13 は、恩給担保貸付伝票内訳書の現貸決済額の合計欄三箇所にも二五万五、六八五円と記入すべきところ、これを記入しなかった。
- ③ 同年一二月二五日、補助参加人 X13 は、一五件のうち一件について、貸付金額が三六万円と決定されているのに、誤って三一万円と記入した。その結果、一五件の合計額も誤った金額を記入した。
- ④ 昭和六二年一〇月二〇日、補助参加人 X13 は、三件の完済剰余金の合計額が正しくは一三万九、三九九円のところ、計算を誤って一三万六、三九九円と記入した。
- ⑤ 同年一〇月一三日、補助参加人 X13 は、三件の貸付金の合計額を正しくは三四四万円と記入すべきところ、計算を誤り三三四万円と記入した。

(2) その他事務処理上の誤りを犯したこと

ア 恩給貸付けでその資金使途が事業資金の場合は、借入金受領証に二〇〇円の収入印紙を貼付すること(顧客負担)になっているが、補助参加人 X13 は、昭和六〇年十一月一三日、これを未納のまま処理した。

イ 貸付金額が一一五万円と決定された案件について、補助参加人 X13 は、昭和六一年四月三〇日、借入金受領証には一〇五万円と誤記載されているにもかかわらずこれを看過して徴求した。

ウ 補助参加人 X13 は、昭和六一年八月二二日、「基本約定書」の作成にあたり、保証人の署名について、「Z97」が正しい名前なのに「Z98」と誤って記載されているにもかかわらず、これを看過して徴求した。

エ 死亡給与金による回収が生じた案件で、補助参加人 X13 は、昭和六一年十一月二八日、タイプイン連絡票の作成に際し、元利金の金額について元金二万六、四二〇円、利息一万二二一円とすべきところ、間違えて元金二万八、四二〇円、利息八、二二一円と記入しそのまま入力した。

オ 既往貸付けのある受給者から再申込みがあり、既往貸付けを差引き貸し付けるとの決定がされた案件で、昭和六一年一二月一六日、補助参加人 X13 は、既往貸付けの差引き計算で利息が九、四二六円であるにもかかわらず、六、八〇八円と誤って処理した。

カ 補助参加人 X13 は、昭和六二年四月二日、一〇〇万円の申込みのあった案件について、年額から算定し貸付限度額が二〇〇万円となることから、一〇〇万円の申込みであるにもかかわらず貸付額を二〇〇万円と査定し、意見具申をしてきた。

キ 補助参加人 X13 は、昭和六二年四月二日、一三〇万円の申込みのあった案件について、年額から算定し貸付限度額は一三一万九、一〇〇円となることから一三〇万円の貸付けが可能であるにもかかわらず、何の理由もなく一〇〇万円と査定し意見具申をしてきた。

(3) 後輩に対する指導がなかったこと

補助参加人 X13 は、昭和六〇年当時四等級になって四年を経過した職員であった。四等級の職員は自分の担当事務の処理ばかりでなく、支店全体の業務推進に対して一定の役割を果たすべき立場にあったが、前述のとおり補助参加人 X13 は自分の担当事務さえきちんと処理できない状況であったので、支店の後輩職員に対する指導的役割を發揮したことは全くなかった。

(4) 支店全体の業務推進に対する積極的な取組みがなかったこと

久留米支店では、職員がそれぞれの立場で、支店の業務推進に積極的に取り組むことが期待されており、その機会は日常の事務処理過程での提言もあれば、各種会議などでの提言等いろいろとある。

しかし、補助参加人 X13 の場合、支店の業務推進に対する積極的な取組みへの姿勢はほとんどなく、積極的な提言・発言もしなかった。

(5) 自己啓発についての努力がなかったこと

補助参加人 X13 は原告職員としての自覚を持ち、自己の能力を高めていこうとする姿勢に欠け、自己啓発のための努力を怠っていた。補助参加人 X13 は、日ごろから原告の規程集や専門書を読むなどの自己研さんの努力を何もしておらず、そのため事務処理能力や知識が身に付かず、注意力も乏しいままに推移した。

二 被告の主張

1 除斥期間について

役職位の任用や毎年の等級号俸の決定は、その都度一回限りの行為であるとしても、ある年に、組合活動を理由に役職位や等級号俸について差別を受けたときは、その翌年にもその影響が及ぶことは多言を要しないところであり、不当に低位におかれた不利益は完全に是正されるまでその後も継続する。労組法二七条二項の「継続する行為」というべき本件差別にあっては、その差別意思が認められる限り、かつ救済申立ての限度において、原告の行為を不当労働行為と認定するに何の支障もない。

また、本件において、原告の行為を「継続する行為」と認定して救済を命ずるのでなければ、著しく権衡を失することになる。すなわち、補助参加人らの中には苦情処理機関に苦情を申し立てた者もあり、原告がこれに回答せず、差別を是正することなく時日を経過すれば、原告の主張によるときは、画一的に除斥期間を徒過することとなり、苦情処理機関における審議が長引けばこれまた同様の結果となるのである。

2 補助参加人らに対する不当労働行為が成立することについて(本件命令の正当性)

(一) 補助参加人らの組合活動と原告の見方について

(1) 組合主流派としての活動と原告の見方

国金労は、昭和三七年五月に政労協に加盟し、昭和三九年五月の大会では「みんなが闘う組合へ」を標ぼうして、同年一二月にはストライキを実施した。その後も、昭和四〇年に提案された新給与制度に反発し、補助参加人 X9 を執行委員長とする執行部のもとに職務給反対闘争をし、続いて昭和四二年七月に成立した環衛公庫法に危機感を抱き、同法に基づく環衛公庫の新設に抵抗して「環衛公庫設置拒否闘争」に取り組み、昭和四四年一月のスト中止問題等についても、昭和四五年二月には、被告に不当労働行為の申立てを行った。

このような組合の活発な行動に対し、労務担当理事は「国金労は『闘う組合』を宣言し、急速に先鋭化し、政労協の先頭に立って行動するようになった…」という危機感を抱き、昭和四八年二月に補助参加人 X1 を執行委員長とする執行部が成立した際にも、原告の人事部長や総括室が各支店あてに、『本部指令に無批判に従う』という支部体質を放置することなく、これを改善していく必要がある…」とか「執行部盲従の支部体質は極めて危険…」であるとの認識を示した。そして、原告は、国金労を以上のように把握した上で、前記労務担当理事が「執拗に管理者教育を繰り返

返し…組合に対する強力な批判層が生まれ、…ついには組合執行部の指示に盲従することはなくなり…」と指摘し、人事部や総括室も、各支店に「良識ある職員」の育成・拡充と、支部役員などに「良識層」が進出するよう配慮を求めている。

以上からすれば、この当時原告は、補助参加人 X9 や X1 が本部執行委員長として国金労を率いていたころの組合の闘争や姿勢を嫌悪し、まず、支部の実情を把握した上で、本部に対する強力な批判層の育成に努めていたものと推認される。

(2) いわゆる「企業告発型」の闘争と原告の見方

補助参加人 X14 らが副委員長などの本部役員であった昭和四九年には、六年振りにストライキが実施され、また、業務のオンライン化に伴う勤務体制の変更についての労使のあつれきもあった。

そして、このころから原告では、頸肩腕症候群問題が表面化し、補助参加人 X4 が、同年一〇月にこの疾病を理由として労災申請を行ったのを皮切りに、昭和五〇年及び昭和五一年に札幌と津で同様の労災申請が行われ、国金労も、本部レベルでは、X4 の事件について意見書を出したり、これらの闘争を支援する旨機関紙で訴えており、補助参加人 X17 や同 X15 らも各支部で、支援組織を作ったり、ビラ配布や署名活動などの支援闘争に積極的に参加した。しかし、この闘争は、札幌や津で見られるように支部の段階では組織的に支持をえるには至らなかった。

次いで、昭和五〇年から、国金労は、職員の増員を求める「人増闘争」を開始し、昭和五三年の国会では、これに関連して「持ち帰り労働」も議論となり、その是正を求める付帯決議も採択されるという成果もあったが、その闘争で取り組まれた「人増ビラ」まきには、支部によっては組織的な対応を行わないところも出ていた。

このころの労働組合の動向について、人事部給与課長は、昭和五二年の業務関係課長会議において、「国金労(は)、労災認定闘争…においてみられた社会党代議士による圧力、人増ビラに見られる特定政党との結びつき等企業外での運動を志向し企業告発型姿勢が強い。一方、組合内部からも健全な考え方が育っており、本部は弱体化した組織の建て直しに…力を入れている…(が)現在の経済環境における労組のあり方について反省の色がない。」と分析し、各支店での若手職員に対する組合活動に関する職制の指導の実態も報告した。また、鹿児島支店長は、昭和五三年一〇月の「労働組合カード」により人事部あてに、昭和五二年度の支部執行部について、「…この間、副調査役は…良識者の拡大を組織的に進め…遂に…良識層による支部体制を固めた」と報告している。

このように、このころの国金労の支部レベルでは、原告が「企業告発型」と危険視していた「労災支援闘争」や「人増ビラ」まきにおける対応のように、必ずしもその闘争に追随しないところも出始めて、本部の指令に盲従しない体質になりつつあったのであって、原告側もこの事態に強い関心

を持ち、その変化を歓迎していたことが明らかである。

(3) 組合反主流派となってからの活動と原告の見方

右のとおり、国金労の支部レベルでは、次第に本部の「企業告発型」闘争に批判的な「良識層(派)」が進出するようになり、昭和五五年一〇月に開催された国金労第五〇回定期大会では、補助参加人 X1 らから「(労使協調路線は、)『使用者追従路線』にほかならず…」との指摘もあったが、結局「現実的で柔軟な労使協調に基づく運動(労使協調路線)」が採択され、補助参加人らは、いわゆる「反主流派」的な立場に立たされることになった。

補助参加人 X2 や同 X9 らは、このように国金労が本部としても路線変更するような情勢を懸念し、昭和五三年九月には「全国活動者集会(全国活会)」を結成するに至り、補助参加人ら全員がその会員となった。

同会は、昭和五四年には前記の労災認定闘争の支援を論議し、その闘争を総括するなど、事実上この運動の母体であったと認められ、昭和五五年度の昇格に係る補助参加人 X6 や同 X13 らの C 評価問題についても、「X6 らを支援する会」の事務局を作るなど、同会を組織的に支えるとともに、ビラ配布活動に取り組み、昭和五七年にも、津山支部で生じた頸肩腕症候群り病者の職場復帰問題についても、全国活会は「支援する会」を組織し、やはりビラ配布や小冊子を発刊する闘争を行った。

さらに、同会は、原告の抱える経営上、業務上の問題点や対策を訴えるパンフの刊行を決定し、それは昭和六〇年一月には「どこへゆく国民公庫」という冊子を発刊した。

このような、全国活会に結集してからの補助参加人らの「反主流派」としての活動について、原告は、昭和五六年五月の管理事務担当課長会議では、組合が「…労使協調路線を決定し、支部の体制も良が六〇パーセントを占めており」と歓迎しつつも、「支援する会のような一部偏向分子の活動もみられ(る)…」とか、昭和五八年六月ころの某支店の実地検査でも、支部の状況について、「良識ある職員がリードしているが、権利意識の強いグループが存在しており」と分析して、労使協調路線に従わない動きを懸念していた。

なお、原告がここでその動向に注目していた「支援する会」とは、このころ、国金労本部との団交で、原告側が「X6 らを支援する会」に言及し、その実態を原告自ら把握する旨組合に通告していたことをかんがみれば、上記のように補助参加人ら全国活会が支持していたこの「X6 らを支援する会」のことであったとみて相違なく、この時点で原告は、対外的な連絡員が X5 であることもあり、補助参加人らの関与を知悉し、上記のようにその支援行動を嫌悪していたとみるのが相当である。

全国活会は、昭和五九年に至り、補助参加人 X1 らの連名で原告から提案のあった賃金体系の変更に対抗するリーフレットを作成、配布したが、同人らは、この中で、同一等級での逡減制の採用による中高年層の賃金へ

の悪影響を、当時組合が要求していた大卒三三歳で副調査役、三八歳で調査役としたモデルで比較計算するなどして訴えた。

同年七月には、「不当差別の一扫や中小企業の尊重」を目的に「発展会」を正式に発足させるとともに、原告総裁あてに「昇格や任用の是正」などの申入れやビラ配布などの行動を行い、翌昭和六〇年七月にも、課長職や調査役らへの超勤未支給問題の追及等と併せて、不当差別是正の回答を原告に求めた。

これに対し、原告は、ブロック管理課長会議を通じて、人事給与制度の改定提案については「旧体質派は説得に応じることはな(く)、…問題のある職員は塩漬けにして多数をとり、早期妥結の声を本部にあげるようにして欲しい」として、原告の施策に反対する補助参加人らを、処遇面においていわばみせしめ的な意味で「塩漬け」にし、新制度に関して労使合意がなるような職場(組合)環境を作るように各支店に指示したものと認められる。

(4) 各支部等における補助参加人らの組合活動等

ア 補助参加人 X9 は、昭和三〇年に入庫して以降国金労本部役員を歴任し、「職務給反対闘争」や「環衛公庫設置拒否闘争」を指導する一方で、昭和三九年には政労協の副議長となり、昭和四六年以降も仙台支部においても人権擁護闘争に積極的に関与し、後には、補助参加人らを糾合した全国活会や発展会の結成と、それを母体とした運動に深く関与した。

こうした補助参加人 X9 の組合活動について、仙台支店の支店長が、「私は、これから不当労働行為をやります。…」と言った上で、労働運動をやめなければ三等級昇格にかかる推薦ができないと言ったこと、昭和五一年に補助参加人 X9 が転勤を希望した際に、人事当局が「影響力が大きいので絶対に(東京には)帰さない」との意向を表明したこと、これらのことは、原告が、補助参加人 X9 の組合活動、組合員資格喪失後(調査役昇格後)のオンライン化問題に対する同人の言動、全国活会や発展会への関与等に照らし、補助参加人らの組合活動に対する影響力を嫌悪してなされたものと認められる。

そのことは、昭和五三年三月に、八幡支店長が補助参加人 X14 に「X9 を三等級の調査役にしたのは、…間違いだった」と語ったり、昭和五九年ころにも、浜松支店長が補助参加人 X7 に対し、補助参加人 X9 に色々相談し過ぎることが昇格できない理由である旨言ったことに裏付けられ、さらに、平成三年一〇月には、元労務担当理事が、「X9 をクビにしようとしたが、うまくいかなかった。」と述懐したことに表れているというべきである。

イ 補助参加人 X1 は、昭和四八年に国金労本部執行委員長に就任し、それまでの「職務給闘争」や「環衛公庫設置拒否闘争」などの運動を評価し、また、各支店長に国金労支部に対する不当な干渉を行わないよう申し入れるなどの行動を指導した。

昭和五一年同人が転勤する際に、福岡支店の審査課長は、補助参加人 X1 に対し、「労働組合を卒業して、一つ頑張ってみてはどうですか。」と言ったこと、同人の赴任先の松山支店の次長は、同じく補助参加人 X1 に対し、「組合、組合って、若い者と一緒にやるような時期じゃもうないだろう。」と同人を諭したこと、昭和五五年の定期大会最中に労務担当理事が支店を訪れ、労働組合についての補助参加人 X1 の考え方を本人を目の前にして公然と非難したこと、以上の事実は、この理事らが補助参加人 X1 の組合活動を嫌悪していたことの表明であったと認められる。

ウ 補助参加人 X18 は、入庫して間もなく国金労仙台支部において書記長などの役員として、昭和四一年のストライキを巡って支店側と厳しいやりとりを経験した後、昭和五二年からは国金労本部の副委員長の職に就き、「人増闘争」における「人増ビラ入れ」や国会請願行動に取り組み、その成果として「持ち帰り労働」の禁止が国会で決議され、これを受けて原告も対応策を講じるに至った。

補助参加人 X18 は、全国活会に参加した後も、原告の賃金体系の変更の提案を批判し、補助参加人 X1 らとともに、中高年層への悪影響を訴えるなどした。

昭和五三年ころ、松本支店長は、補助参加人 X18 に対して、「公庫の方を向いて仕事をしなさい。」と言ったこと、昭和五七年、川越支店長は、同じく補助参加人 X18 に対して、「お前は、反体制派だ…国会闘争なんかして、公庫に大変な迷惑を掛けた。」などと言ったこと、以上の発言は、同人の組合活動が原告の意に沿わないとの嫌悪感を表明したものと認められる。

エ 補助参加人 X12 は、昭和三九年に入庫した後、国金労福岡支部では委員長を始め各種役員を歴任し、原潜阻止闘争やストライキの先頭に立ち、昭和四九年からの中国地協事務局時においても、集会妨害問題や配転問題で国金労松江支部を指導し、昭和五一年以降は、国金労久留米支部に在籍し、役員にはならなかったが、メーデー参加問題については、補助参加人 X13 ら青婦人部の立場を支持していた。

補助参加人 X12 は、昭和五七年に開催された国金労定期大会の代議員であったが、昭和五七年一〇月ころ、佐世保支店次長は、同大会出席前の補助参加人 X12 に対して、「支店長から君を調査役に推薦しようかとの話があったが、…様子を見てみましょうと言っておいた。」と言い、また、同大会後には、「これで昇格の道がなくなった。」と言ったのであって、同次長のこのような発言は、X12 の組合活動を嫌い、この組合大会では、昇格をえさに原告の意をくむ態度をとるように迫る意図に基づいてなされたものと認められる。

オ 補助参加人 X15 は、昭和四五年ころから本部役員として頸肩腕症候群等の職場の健康問題に取り組み、国金労沼津支部においても、津支店

での同症候群にかかる労災申請を支援する運動を活発に行い、全国活会参加後も、その議論を踏まえ、昭和五七年には、補助参加人 X3 らとともに上記労災申請の再審査にあたり代理人として意見書を提出した。

昭和五二年ころ、沼津支店長は津支店でのオルグを終えてきた補助参加人 X15 に対して、「そういうところで色々言うから有名人になりすぎる。」とか、転勤に当たり、「お前は、あまり有名人になりすぎている。考え方を少し変えたらどうだ。」と言ったが、これは、同人の労災支援活動に対してあからさまに嫌悪の情を示したものと認められる。

カ 補助参加人 X17 は、入庫直後から国金労札幌支部で支部委員として活動したり、職場新聞の編集に携わっていたが、昭和四七年からは北海道地協の事務局長として職業病問題などに積極的に取り組み、昭和四八年春には「ちから」紙上に「人増闘争」や「健康問題」等について、原告理事者に代わり労働組合が主体的に政策を出すよう訴え、これを知った支店長から「人事部からも注意があった。…今後のためにならない」と警告されることがあった。

また、昭和五〇年一月の同支部組合員らの頸肩腕症候群による労災認定闘争に関して「励ます会」を組織したり、同年に国金労本部役員になってからも再審査の代理人になるなど、一貫してこの闘争に取り組み、昭和五四年以降は、全国活会に参加して津支部での労災認定闘争の再審査代理人となったり、昭和五五年の国金労定期大会に向け、「労使協調路線」を批判し、昭和五九年には「新給与制度」についてもリーフレットを発刊して問題点を指摘するなど引き続き積極的な活動を行った。

補助参加人 X17 は昭和五二年一月に本部役員を降りて北海道地協に復帰し、札幌支店での頸肩腕症候群闘争の継続のためもあって同支店での残留を希望していたが、これに関連して、翌昭和五三年の人事異動を前に、労務担当理事が補助参加人 X17 に対し、「飛ばしてやる。」と言い、人事部の特命調査役も補助参加人 X17 に対し、「今回の転勤は、組合中心の考え方から業務中心の考え方に改める良いチャンスだ。」と説得したことは、同理事らが、補助参加人 X17 の組合活動を嫌い、活動から同人を遠ざけることを意図し、かつ、転勤を機に組合活動からいわば「足を洗う」よう迫ったものと認められる。

キ 補助参加人 X11 は、昭和四一年に入庫した後、国金労京都支部及び同武生支部で役員を経験し、支店側の施設利用の制限を批判したり、女子職員の超過勤務問題で支店とわたり合うこともあったが、昭和五五年からは全国活会へ参加し、引続き発展会の会員となった。

昭和五二年には、武生支店長が補助参加人 X11 に対し、「人生色んな行き方がある…出世を求めない生き方もある」と、組合活動が出世の妨げになる旨言ったり、昭和五七年には、宇都宮支店の課長が補助参加人 X11 に対し、「労働組合、相当頑張っているようだけれども、若い者をあまり教育しないでもらいたい」旨求めたことは、同支店長らが X11

の組合活動等を嫌い、それが昇格に響くことがあることを示唆する意図でなされたものと認められる。

ク 補助参加人 X19 は、昭和五三年に入庫した後、国金労守口支部で支部委員などを務め、主として組合のレクリエーション活動に携わったが、その実施を巡って労使間でそごをきたし、補助参加人 X19 を含め組合側が抗議行動を取ったこともあった。

これに先立つ昭和五三年には、支部役員の引っ越しを手伝うに際し、守口支店の管理課長が補助参加人 X19 に対し、「あまり、あいつらと付き合うな」と迫ったり、昭和五四年には大阪総括室の調査役が補助参加人 X19 に対し、「あなたを公庫に入れたのは間違い・・・(自分の)胸に聞いてみる。」などと言ったことは、同課長らが補助参加人 X19 の活動を嫌悪していたことの証左と認められる。

ケ 補助参加人 X2 は、昭和三一年に入庫して以来、国金労豊橋支部及び同堺支部ではその役員を歴任し、堺支店勤務当時の昭和四〇年以降、「職務給問題」や「環衛公庫闘争」に関与し、昭和四二年には地元代議士との懇談会を実施し、昭和四四年には補助参加人 X8 の昇格問題に取り組み、次いで、昭和四六年からの同田辺支部においても、委員長として団交人員、施設利用問題等について申入れを行うなど活発な活動を行い、その後昭和五三年には、「情勢をきりひらくための懇談会」を呼びかけ、全国活会の世話人ともなった。

補助参加人 X2 が田辺支店勤務当時の総務課長が補助参加人 X2 に対し、「(君は)役席になるのだから、組合(活動)を控えたらどうだ」と言い、昭和五一年にも長岡支店長が面接で補助参加人 X2 に対し、「組合活動を止めるならば・・・(ここで)やめてほしい」などと強いたことは、同支店長らが補助参加人 X2 の組合活動を嫌い、同人が昇格を望むなら、活動を控えたり止めるよう迫ったものと認められる。

コ 補助参加人 X8 は、昭和三二年に入庫した後、国金労豊橋支部で委員長として「環衛公庫闘争」に積極的に取り組むほか、年休手続問題に関し機関紙で取り上げ、次いで、同奈良支部においては、昭和四四年、自身の昇格問題について、支部の支援も得て苦情処理申立てや署名運動を行い、同大津支部では、書記長として「人増ピラ入れ闘争」や請願署名運動の先頭に立つなどの活動を行なった。

昭和四五年、奈良支店長が補助参加人 X8 に対し、「お前は、苦情申立てをされており、公庫の考え方に合わないからだめだ」と研修申請を拒否したり、同大津支部時にも、別府支店の次長が補助参加人 X8 に対し、「君も、先頭に立って組合活動をする年齢ではなく・・・考え直す時期に来ている・・・」と、いわゆる「転向」を促しており、これらは、この支店長らが同人の組合活動を嫌悪し、考え直すよう求めていたものであると認められる。

サ 補助参加人 X14 は、昭和四五年には大阪で国金労支部委員長になっ

た後、昭和四九年からは国金労本部副委員長を二期務める中で、六年振りのストを指導したり、オンライン化による労働条件の変更に反対する立場を取った。また、昭和五一年同人は同大阪支部に戻り、その後委員長に返り咲くこともあった。

その後の転勤先である八幡支店においては、同支店支店長が補助参加人 X14 に対し、昭和五三年「子分を作るな」と言い、翌年にも「…仕事をしなければくびにしてやるのだが…」と言ったことが認められ、同支店長が X14 の組合活動を嫌悪し、支部にいわゆる「シンパ」が増えることを危惧していたことがうかがわれる。

シ 補助参加人 X16 は、昭和三九年からほぼ一貫して南近畿地協事務局で活動し、この間、阿倍野支店での施設貸与拒否事件に抗議行動を取ったり、都労委闘争にも積極的に取り組んでいた。

昭和五七年、京都支店の審査課長が補助参加人 X16 に対し、「組合活動はほどほどにして、公庫サイドに立って…欲しい」と言ったり、同支店支店長が補助参加人 X16 に対し、「…組合さえしなければ、本当に良い男なんだが」と語ったのであり、同支店長らは、X16 の組合活動に嫌悪の情を持ち、それを嘆いていわゆる「転向」を迫ったことは明らかである。

ス 補助参加人 X3 は、昭和四三年以降毎年国金労金沢支部で役員を経験し、昭和四七年からの北信越事務局時代には、頸肩腕症候群等の職業病問題や、「オンライン化」問題について対処し、昭和四九年のストに関しては、金沢支店長に介同行為を抗議した闘争にも参加した。その後も、昭和五〇年からは、三期副委員長等を務めるなどし、この間頸肩腕症候群に係る「労災申請闘争」や「人増闘争」などにも取り組み、昭和五五年には、補助参加人 X1 や同 X14 らとともに、国金労定期大会に向けて、反労使協調路線の立場でアピール文を發した。

昭和五九年、熱田支店長が補助参加人 X3 に対し、「私は、O さん(昭和四四年に国金労本部執行委員長を務めたが、昭和五一年に沼津支店で調査役となり、昭和五四年には東大阪支店で管理課長となった者)、X9、X1 氏も知っている。O さんは沼津から東大阪で自分の行き方を見つめ直した…」旨發言したことは、暗に、かつては原告のいやがる「組合活動家」であっても、考え方さえ変えれば出世も可能であるとの趣旨を伝えたものと解され、このほか、同年、同支店長が X3 に対し、「お前がどのような組織に入っていようが、…裏切るとどのようなことになるか思い知らせてやる」などと言ったことと併せ考えれば、同支店長は、補助参加人 X9、同 X1 らと協調してきた同人の組合活動を嫌ってこのような言動をしたものというべきである。

セ 補助参加人 X5 は、昭和四四年に仙台支店に赴任してきた補助参加人 X9 の影響もあって、国金労支部役員を務めるなど組合活動に積極的にかかわるようになり、昭和四八年、同浜松支部において「人増闘争」な

どに参加し、次いで東海地協でも管内支部を指導する立場をこなした。

その後全国活会に参加する前後から、同津支部での頸肩腕症候群闘争を支援し、昭和五五年には同人の妻である補助参加人 X6 らの未昇格問題に関しては、「X6 らを支援する会」の事務局長(連絡員)としてこの運動を支えた。

昭和五三年一月、中村支店の支店長は、当時補助参加人 X5 が赴任した豊橋支店の同僚(かつて全国活会会員)に対して、「あんたの支店、今度変なのが転勤してきたろう。…ほら、東京で色々やっている…」などと、補助参加人 X5 らの活動をやゆするような言動をとったことは、同人の上記活動等に対する嫌悪の情の発露とみるべきである。

ソ 補助参加人 X10 は、昭和四九年から、南近畿地協の事務局副局長となり、同人は、地協主催の組合学校の開催に当たり企画から実施にわたってこれに関与し、次いで、国金労東大阪支部では副委員長として、メーデー参加人員を巡って支店側と厳しく対峙することもあった。

昭和五七年五月には、明石支店の課長が、補助参加人 X10 が「土休指定」に関して具申した際、同人に対し、「…君は共産党員か?…酷い噂を聞いている」などと言ったことは、同人のその場での態度を非難しただけでなく、同人の組合活動を知り、それを嫌ってされた言動であると認められる。

タ 補助参加人 X4 は、入庫して間もない昭和三八年には国金労本部執行委員となって、主に青年、婦人層の組織化を担当し、昭和四〇年の「職務給闘争」では本店での討論集会の開催に努めた。昭和三九年ころには後輩に頸肩腕症候群の患者が出るようになり、本店側と交渉しその善処を求めていたが、自身も同様の症状となり、同大森支部当時の昭和四九年には労災認定闘争を開始した。

この間、昭和四八年に大森支店長が、未昇格の理由を尋ねる補助参加人 X4 に対し、本店時の活動を指摘して「公庫を困らせる有名人なので推薦できない」旨答えたことは、同人の組合活動を嫌悪してのことと認められる。

チ 補助参加人 X7 は、国金労浜松支部で青婦人部を中心に活動し、勉強会の講師を務めたり、「人増闘争」でもビラ配布等に取り組み、昭和五三年には東海地協の補助参加人 X5 を通じるなどして、自己を扶養者として認定するように運動することもあった。

昭和五五年には浜松支店の審査課長が補助参加人 X7 に対して、「公庫の方針に文句のある者は辞めろ。」などと言い、昭和五九年には、同支店支店長が、補助参加人 X7 が副調査役に昇格できない理由として、「X9 に色々相談し過ぎることだ」と答えたのは、同課長らが補助参加人 X7 の組合活動を嫌悪してされたものと認められる。

ツ 補助参加人 X6 は、浜松支店在籍当時の昭和四五年に頸肩腕症候群であるとの診断を受け、昭和四九年及び昭和五〇年に行われた国金労本部

主催の「職業病り病者集会」では国金労浜松支部を代表して発言したり、昭和五二年以降は同津支部での頸肩腕症候群労災申請にかかる「Aさんを支援する会」に参加し、その再審査の参考人になって証言に立った。

このり病者集会が開催された昭和五一年以降、補助参加人 X6 は四等級に昇格できないでいたが、同豊橋支部当時の昭和五五年には、補助参加人 X13 らとともに苦情処理申立てを行い、全国活会の後押しを受けた「X6 らを支援する会」とともに運動し、そして、原告が、この会に対する補助参加人らの関与の事実を認識した上で、その支援行動を嫌っていたであろうことが認められる。

テ 補助参加人 X13 は、昭和四六年以降国金労久留米支部で青婦人部長として同支部の頸肩腕症候群等の職業病問題に取り組み、昭和五三年のメーデー参加問題では、青婦人部と支店との対立を機関紙で取り上げるなどの活動を行い、その後昭和五五年には、補助参加人 X6 らとともに、全国活会の支援を受けつつ、自ら四等級への昇格を求める闘争を行った。

右メーデー問題での同支店労使間のあつれきの中で、同支店支店長が補助参加人 X13 ら青婦人部の委員に、「このことは一生忘れない・・・、支店の A 昇給に影響するだろう」とか、後にも「・・・唇寒しになるな」などと発言したことは、補助参加人 X13 に関しては、同人が機関紙でこの問題を訴えるなどの活動を根に持ち、それらが昇給昇格に関して不利に働くことを明言したものと認められる。

(5) 補助参加人らの組合活動などについてのまとめ

以上のように、補助参加人らは、早い者は昭和四〇年前後から国金労の組合員ないし役員として、その国金労での主流派時代においては「職務給闘争」や「環衛公庫闘争」のように、補助参加人の X9 や同 X1 を委員長とする執行部が、指導し、支持した運動に加わり、その後も、原告が「企業告発型」であると嫌っていた「労災申請闘争」などの闘争に関与し、本部、支部などを問わず活発な組合活動を行っていた。

その後、補助参加人らが昭和五五年の組合大会を境に反主流派に転ずる前後においても、同人らは、国金労の「労使協調路線」への方向転換を憂え、昭和五三年以降は、全国活会やその理念を継いだ発展会に結集した上で、前記のような組合活動を継続していた。

そして、原告は、依然として国金労の中に残存する労使協調路線に抵抗する補助参加人ら(全国活会や発展会の会員などの同調者を含めて)を、かつては「反良識派」と、新しくは「旧体質派」と位置付けて、昭和六〇年度の新人事給与制度の導入時には、人事や給与といった処遇の面で同人らを「塩漬け」するよう支店に指示したように、原告の内外で、一貫してその経営施策に異議を唱え続ける同人らの組合活動を嫌悪し、昇給・昇格などにおいて不利益を被らせようと企図していたものと判断することができる。

なお、補助参加人らの活動の中には、「どこへ行く国民公庫」の発刊な

ど、一見組合員の労働条件と無縁ともいえるような原告の経営施策を批判する行動も含まれているが、少なくともこの刊行物では、中小企業の重視などの提言のほかに、原告職員の増員をも訴えているのであって、正当な組合活動の範ちゅうに入るとみてよい。

(二) 原告における人事考課の運用実態について

(1) 次の事実によれば、少なくとも原告における男性職員に関しては、その調査役の任用までは学歴や入庫年度を尺度とする年功管理的な運用がなされていたものと推認することができる。

ア 原告の新旧の人事給与制度では、五等級や四等級への昇格の場合(最小在級年数や自動昇格による場合など)を除き、制度上では、昇格、任用に関し入庫年度や学歴をよりどころにするものは認められない。

しかし、大卒者については、副調査役には、昭和四六年度以降各年度とも、勤統一一年ないし一〇年で同期でトップが、次いで一、二年後には過半数の者が任用され、調査役には昭和五一年度以降、勤統一六年前後でその過半数の者が任用されるに至っており、高卒男子についても、少なくとも補助参加人らの入庫年度組に関しては副調査役には、勤統一八年前後、調査役には、概ね勤統二四年あるいは二五年で過半数の者が任用されるという傾向が認められた。

なお、国金労は、昭和五九年当時、大卒者の平均的な昇進モデルとして、三三歳(二二歳での入庫として、勤統一一年に相当)で副調査役、三八歳(同一六年に相当)で調査役での任用との指摘をしていたが、これは右の事実と極めて近似する。

イ また、旧制度が成立した際、労使間で「四等級から三等級への昇格はポストに関係なく行うことができる。」との合意をしていること、その後調査役が増加し、三等級の中でその半数にも達し、昭和六〇年度には新人事給与制度において同等級を課長職と二分せざるをえない事態を招いたことも勘案すれば、同じ役付職員といっても、調査役への任用については、課長以上の職と異なり、その設置職場や数・枠などに関して厳格ないわゆる「ポスト管理」が行われているとは認め難い。

(2) なお、被告は、原告が人事考課の適正を図る措置を執っていたこと自体否定するものではないが、いかに適正な人事考課制度があり、かつ公正で客観性のある評価を行うための指導をしていたとしても、これを運用するのは人であり、私情の入り込む余地が全くないわけではなく、差別意思を持って評価するときは不公正な格差を生ずることは明らかである。

(三) 補助参加人らの勤務状況について

原告は、補助参加人らは、適確な事務処理に欠け、債権管理事務においては、「管理カード」の処理や指示事項の実行を遅延したり、長期間にわたり管理を放置することが多く、融資審査事務においては、その処理を間違え、遅延もしていた等の問題のある事務処理が多かった旨主張する。

しかしながら、原告が指摘する問題事例の中にはその指摘が妥当なものか

疑問視されるものも多い。以下検討する。

(被告の審査段階で申立人ら(補助参加人ら)及び被申立人(原告)双方から立証があった申立人ら(補助参加人ら)について)

(1) 補助参加人 X9 について

ア 延滞事務担当の調査役としての役割

延滞事務担当の調査役としての役割に関する原告の主張(一 5(一)の(1))は、具体的な事実を指摘したものでなく、かえって、次の事実が認められる。

Y63 支店長が、昭和五九年ころに、当時補助参加人 X9 と同じく管理課に所属していた補助参加人 X7 から、副調査役への不昇格理由を問われたのに対し、「X9 に色々相談し過ぎることだけだ。」と答えた。また、原告の業務関係の通ちょう類には通知範囲を限定する場合があります、X9 は静岡支店時の昭和五〇年ころまでは、「調査役限り」との文書を当然閲覧していたところ、その後、この限定付き書面は廃止になったと聞かされていた。しかし、補助参加人 X9 が、浜松支店当時の昭和六一年四月ころに、支店長と面談した際、「調査役限り」の文書の閲覧をあえて求めたところ、同支店長はその存在を認めながらも、結局、同人の在職中はこの通牒類を閲覧させることはなかった。

イ 無責任な事務処理

原告が指摘する「口頭弁論期日の失念」の件(一、5、(一)、(2)、ア)に関しては、そのようなことが認められないではないが、同様のケースで、補助参加人 X9 の同僚が欠席したため、急きょ期日延期を申請したり、同人が訴訟代理人となって切り抜けたことは二、三に止まらなかった。

また、「消滅時効を完成させてしまった」との件(同イ)のうちには、それぞれ債務者から次善の策として、時効の利益を放棄させ、支払猶予願いを徴求したものもある上、時効を完成させてしまう例は全国的にも少なくはなく、その後は、防止策も整備され、管理効果の乏しい債権については時効の中断措置を省略するようにもなった。

ウ 単純な事務ミス

原告が指摘する件(一、5、(一)、(2)、エ)については、次の事実が認められる。

訴状の記載ミス(同ア)については、具体的な案件が不明であり、支払命令の送達もれのケース(同イ)は、裁判所が送達不在の連絡を失念していたものと認められる。

右イ)に関し裁判所からの問い合わせがあった昭和六一年三月一四日過ぎに、補助参加人 X9 は次長の机に同人の仕事上のミスと思われるものを記載し支店長まで閲覧したメモ三通を認め、そのメモを作成した管理課長や次長に対して、「なぜ、私に隠れてこんな書類を作って支店長にまで回覧するのか。」などと、作成の動機等を問い詰め、抗議したと

ころ、同次長は、そのメモを補助参加人 X9 に手渡し、後日の同人の同様の抗議に際しても次長は照れ笑いするだけであった。

エ 商工会議所とのトラブルによる信用失墜

原告が指摘する商工会議所とのトラブルの件(一、5、(一)、(2)、オ)については、補助参加人 X9 の同会議所の貸付推せんがずさんとの言動が端緒との主張は認められず、事実は以下のとおりと認められる。

発端となったのは、経営改善貸付等の融資を行った案件に関するものであり、保証人はたまたま、同商工会議所の融資推薦の審査委員で、自身が推薦したものが回収不能に陥ったものである。

この種の融資は、事故率が高いと、推薦枠を減ずるペナルティが課せられることになっており、当時、同会議所推せん分については事故率が比較的高く、会議などで防止策が検討されるような状況下にあった。

そして、同会議所の抗議電話も、中小企業相談所長から「X9 が、言ったというのではなく、…推せんの審査会をちゃんとやっていないと疑われたので…あんた(補助参加人 X9)が、一番古いので言っているんだ。」というものであり、その後も、補助参加人 X9 が同会議所に出向いた際、同所長から「X9 さん悪かったな。」といわれ、補助参加人 X9 も「どういたしまして。」とこれに応じてこの件は落ち着いたものと認められる。

よって、この件について補助参加人 X9 の責に帰すことには問題がある。

オ 指示に対する実行の遅延

原告が「指示に対する実行の遅延」として指摘した案件(一、5、(一)、(2)、ケ)に関しては、「管理カード」等の原資料が開示されず、指摘された事実の有無は定かでない。

また、同③の案件に関しては、当該債権は回収困難なものであったと推定でき、同④及び同⑦の案件に関しては、当該指示はいずれも延滞口に編入されてから長期間経過した段階のものであると推定される。

カ 長期間にわたる管理放置

原告が長期間にわたる管理放置として指摘する案件(一、5、(一)、(2)、コ)に関しても、指摘された事実の有無は不明である。

キ 以上のとおりであるから、補助参加人 X9 の事務処理には問題が多く、信頼できなかつたとの原告の主張を信ずることは困難である。

(2) 補助参加人 X1 について

ア 延滞債権の指示事項についての実行遅延

原告が指摘した「指示事項についての実行遅延」にかかる案件(一、5、(二)、(1))に関しては、次の事実も認定できる。

一、5、(二)、(1)、⑬の案件については、債務会社が倒産、代表者も死亡し、延滞口に編入後は、保証人から二、三万円ずつ二〇数回返済が続き、その後二か月ほどの支払遅延があったころに実訪と実態把握の指

示があったものだが、補助参加人 X1 がそのタイミングを見計らい、様子をみていたところ、ほどなく返済は復活した経緯がある。

同②の案件については、被告の審問手続において原告証人も補助参加人側の指摘に対し、「管理カード」を見なければ分らない旨証言したように、その具体的内容については不明である。

同⑤、⑦、⑬、⑰、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘及び㉙の各案件については、当該債権は延滞口に編入されて長期間経過したものであることにかんがみ、指示の実行を遅延させたことによる実害はなかったといえることができる。

イ 管理の長期間放置に関して

原告が管理放置に関して指摘した案件(一、5、(二)、(2))に関しては、次の事実も認定できる。

一、5、(二)、(2)、②の案件は、貸付け後わずか三か月で延滞となつたいわゆる「一発口」で、かつ、延滞口に編入後七年後の事務処理を指摘されたものである。このような状況の債権については、被告の審問手続において原告側証人もどのような管理を行うべきかについて、明確な証言はなされなかったように不明である。

同③の案件も、「一発口」といえ、やはり、この債権が編入後八年後の事務処理を指摘しているものであり、この件に関しても、指摘された期間の前後の管理状況は不明である。

同⑥の案件は、昭和五二年八月から昭和五三年八月の間に、実質同一人に貸し付けられて、大方焦げついてしまった詐欺事件二二件の融資のうち的一件であり、補助参加人 X1 は、下関支店への赴任時、前任者から特に一覧表にして引継ぎを受けたものである。

同⑧の案件は、完済後の動産競売の取下げと執行予納金の返還手続の遅延が指摘されたものであるが、経過としては、予納金の返還につき、裁判所から「後で電話する」と言われていたが、その後音沙汰なく、補助参加人 X1 の方から連絡し還付されたというのが真相である。

同⑨の案件は、原告は、債務者らに督促後放置し、一切管理せずと主張するが、これも、延滞口に編入されてから四年ほど経過して本件指示がなされたもので、この三か月半の放置による実害の有無については、不明である。

ウ 不注意な事務処理

原告が「不注意な事務処理」として指摘した案件(一、5、(二)、(3))に関しては、次の事実が認定できる。

一、5、(二)、(3)、ウ、(ア)の件については、補助参加人 X1 が昼休みをずらして取っていたため不在であり、課長が代わって対応したし、同(イ)の件については、補助参加人 X1 自身の土休の振替で対処し、また、同(ウ)の件は、来店しなかった客のお詫びの電話で判明したもので、いずれも顧客の対応に特段の支障があったわけではない。

同エの(ア)の件については、後日、補助参加人 X1 が低位の抵当権で延滞口を除外したことに気付き、これを見落としていた課長とも相談の結果、差押えを解かないことにしたものである。

エ 訴訟代理人としての不手際について

原告が「訴訟代理人に関する不手際」と指摘した件(一、5、(二)、(4))に関しては、次の事実が認められる。

原告は、下関簡易裁判所から補助参加人 X1 の訴訟事務についての不満が伝えられ、訴訟代理人からはずしてほしいとの要望もされ、その旨同人に注意、指導をしたと主張する。確かに、当時、支店が同裁判所へ提起したこの貸金請求事件では、仮払金についての説明が複雑なので専門家に委ねることとし、補助参加人 X1 が上司の了解を得て、弁護士と代理人を交替したことは認められる。しかし、原告が補助参加人 X1 に対して注意したとする昭和六三年一月二〇日に支店次長が補助参加人 X1 から同案件に関する釈明を聞いた際には、支店次長は「あんた、仮払いの件で頑張ったのか、そうか分かった。」などというだけで特に注意もなかったものであり、その後も当該事件の担当は一貫して補助参加人 X1 で、本件は和解が成立し、債権も完済された。

オ 業務運営方針についての提言など

昭和六二年三月、補助参加人 X1 は、下関支店の業務運営方針に関し、(ア) 公庫は、政策金融機関として「貸したいところより、公庫に対し最も大きな期待を寄せているところへの親切、親身な対応で臨むべきで」、(イ) 延滞債権管理についても、「継続入金の可能性のあるものは、(貸付)条件の変更で(債権を)正常化すべきである」と具申した。

また、昭和六三年五月に行われた事務見直しのアンケート調査において、補助参加人 X1 は、(ア) 業務姿勢の改善については、「公庫は、一般の金融機関から融資を受けられない、いわゆる「グレーゾーン」にいる企業に小口の融資を積極的に展開することが重要である。そうすれば、公庫の社会的評価はたかまっせよう。」と、また、(イ) 昭和六三年度の延滞債権管理方針については、「入金率に重点をおくのではなく、お客と一体となったあらゆる正常化努力が正しく評価されるべきである。」と提言した。

また、昭和六二年度の延滞口債権の解消実績については、補助参加人 X1 と同様延滞係に籍を置く副調査役との比較では、補助参加人 X1 が四三件で四、四〇〇万円であるのに対して、同副調査役は三五件四、〇〇〇万円であったことが認められる。

カ 補助参加人 X1 の勤務状況にかかる福岡支店の課長の言動など

補助参加人 X1 が福岡支店から松山支店への異動を控えていた昭和五年三月、同人は新幹線の博多乗り入れについての影響調査や直方鉄工団地の実態調査を行い、転勤直前にこれをまとめあげたことがあり、福岡支店の課長は、大いにこの報告を喜び、八月か九月ころには、補助参

加人 X1 に「あなたがあそこまで調査をまとめてくれるとは思わなかった。おかげで、あれをパンフレットにして、今年の審査課の検査は A になりました。…よくやってくれました」と感謝の電話をかけてきた。

また、松山支店在勤中の昭和五四年には、延滞債権の増加に対処するため、「不動産調査票」の改良を提案したところ、「良」と評価され、さらに、「国民金融公庫経済情報」の創立三〇周年記念懸賞論文に「伝統工芸品砥部焼の歴史と現状について」と題して応募し、これも佳作となった。

キ 以上のとおりであって、補助参加人 X1 はかなり問題のある勤務状況であったとの原告の主張を、そのまま信用するわけにはいかない。

(3) 補助参加人 X12 について

ア 未入金係当時の送金確認登録事務

原告が一、5、(四)、(1)、ウで指摘するこのころの送金登録確認事務については、次の事実が認められる。

当時は、延滞口への編入阻止が至上命題であり、債務者や保証人からの申出を逐一銀行等に照会して確認することは、多忙を理由に断わられることもあって、ほとんど行われておらず、債務者等からの申し出を根拠にして登録していたのが実態である。また、X12 はこの事務については、事前に課長に報告し、相談しながら処理していたものであった。

イ 延滞係当時の管理方針案の意見具申の不足

補助参加人 X12 の管理方針案の意見具申の不足(一、5、(四)、(2)、ア)については、次の事実も認められる。

一、5、(四)、(2)、ア、②の案件については、延滞口への編入が昭和五五年二月であり、補助参加人 X12 が担当になった時にはすでにまる五年も経過しており、それも、昭和五六年九月に判決があったにもかかわらず、前任者は三年六か月にわたり意見具申を怠り、事実上管理効果のない「長期交渉口(長期口と同様)」の扱いとなっていた。そして、課長が給与差押えを指示した保証人らは、いずれも多額の負債を抱え、支払能力を欠いていた実態がある。

同③の案件は、補助参加人 X12 が本件の担当になった時、やはり、編入後六年八か月も経過しており、その間、何回か実態調査も行われたが、後に債務者は生活保護を受けることになるなど、回収の見込みのほとんどない案件であった。なお、この案件の従前の担当者の調査役も昭和五八年四月から昭和五九年一二月までの一年八か月交渉を中断していた経過があった。

同④の案件での課長の管理方針は、保証人への代払いを交渉せよとのことであったが、そもそもこの保証人は管轄外に居住し、昭和五九年九月五日に別支店に管理依頼していたものであり、支払には応じ難い態度を取っていた。そして、債務者の妻には昭和六一年二月二日に(返済を追求する方針のもとに)完済するよう申し渡しており、当時この記事を課

長は見ているにもかかわらず、その時点では何らの指示をなさず、同年六月になって指示のあったものである。

同⑤の案件は、そもそも、前任者が昭和六〇年三月一日に実態調査を行ったところ、債務会社の実態はなく、保証人のいずれもが支払能力に欠けていることが判明し、継続交渉しても効果がないとして、「長期交渉口」にしていたもので、課長は何らの根拠も示さず管理方針案を策定せよと指示したもので、実際にも、後日の実態調査では債務者らの状況に変化はなかった。

同⑥の案件は、指示のあった昭和六一年一二月一七日は、競売不動産の配当日であり、その前、同年三月一四日には債務者および保証人全員の実訪を行い、弁済困難を確認しており、それは管理カード上の記事上明白であった。

同⑦の案件については、もともと、昭和六〇年三月一日に返済が当面望めず「長期交渉口」としていたもので、当時は、債務者の不動産について銀行が競売申立て中であり、その推移をみるほかはなく、その後の配当も原告への割当はなかったという事実がある。

同⑧の案件は、昭和五一年八月に延滞口に編入となったもので、補助参加人 X12 が担当するまでに一〇年が経過しており、実態調査はし尽くされており、それによれば、債務者は昭和五一年に傷害事件を起こし、補助参加人 X12 が昭和六〇年に行った不動産調査でも処分価値はなく、債務者、保証人も支払能力はなかった。したがって、昭和六〇年九月二七日に「当分の間回収が見込みなし」との補助参加人 X12 の管理方針案により、これも「長期交渉口」となっていた。その後も債務者らの状況に何ら変化がないにもかかわらず、昭和六一年六月二五日以降管理課長は明確な理由を示さずに返済交渉を管理方針として指示してきたものである。

同⑨の案件も、債務者が行方不明で、保証人も死亡していたので、昭和五九年五月一六日、しばらく管理交渉を行わず静観する「長期交渉口」に区分していたものであったところ、やはり、課長は何らの根拠も示さず「継続交渉口」とする管理方針を指示してきたものである。

同⑩の案件は、債務会社は倒産し、延滞口に編入になったもので、補助参加人 X12 の担当時には五年も経過していた案件であり、その後保証人は行方不明ないし死亡しており、回収の見込みはなかった。そして、相続放棄をしなかった相続人への追求もままならず、昭和五八年四月以降一〇年間全く入金もないため、管理効果が乏しく状況の好転を見守る「長期口」とされている。

同⑪の案件では、債務者が昭和六一年七月に一部弁済をしたことは確かであり、これは、X12 が間断なく債務者や金融機関などと交渉した結果であり、この日で元金残高はゼロになった。しかし、課長は同じ日に遅延損害金についての弁済交渉を詰めよとの指示をしてきたが、債務者

および保証人とも、それ以上の支払能力はなく、その旨課長に報告していた経過がある。

同⑬の案件は、昭和六三年七月まで一年間ほど、管理方針を具申しなかったというが、同年六月二三日に二の実訪を踏まえ、債務者との交渉を進める方針を出していたもので、その後もその前提で転居後の債務者の行方を調査していた経過がある。

ウ 延滞係当時のずさんな管理処理や指示の実行遅延など

一、5、(四)、(2)、ウの案件については、給与債権の差押えを指示された保証人は、勤務年数も短く、低収入であり、かつ、高利の債務も負っていたことが判明しており、差押えなどを執行すればすぐにでも退職してしまうことが予想される状況であったことが認められる。

また、指示に対する実行の遅延としてあげられたもの(一、5、(四)、(2)、エ)のうち、同①の案件については、保証人の報酬債権の差押えを指示されたのは確かであるが、別保証人から不動産を担保に取っており、債務者からの定額入金も続いていたもので、結局、差押えしても、裁判所から限度額の減額決定があるなどで僅少額しか充当できなかったケースである。

そして、長期にわたる管理の放置として指摘された一、5、(四)、(2)、オ、③の案件では、補助参加人 X12 の前任者であった調査役が、昭和五八年四月から昭和五九年一二月までの間、一年八か月間交渉を中断し、管理を放置していたことが認められる。

なお、この「実行の遅延」や「管理の放置」について、原告は、それぞれ上記以外にも多数の案件を指摘したが、ほとんどが、昭和五〇年代初めに延滞債権となったもので、以降の前任者の管理状況などこの間の経過は不明である。

エ したがって、原告が補助参加人 X12 の延滞債権管理には問題のある事務処理が多々あったとの主張には疑問があり、未入金係における指摘も具体的に案件を特定したものでないことなど、同様である。

(4) 補助参加人 X15 について

ア 原告が審査事務の問題事例として指摘した各案件(一、5、(五)、(2)、ア)については、次の事実が認められる。

一、5、(五)、(2)、ア、①の案件は、取引支店を一本化するのは、融資の可決後に行っても実害はなく、本件は指示のとおり決定後に移管することになり、補助参加人 X15 もこれを了解した。

同②の案件については、使途確認が必要なのは、従前の上限は八〇〇万円であったが、面接後の昭和六〇年六月一七日付けの改正で支店に通知があったものである。

同③の案件については、被告の審問手続において原告側証人は、別法人の環衛貸付残高を原告の普通貸付で決済できないというが、規程上も可能なのか否か明文化されておらず、解釈が分かれる余地のあるケース

である。なお、本件は、環衛貸付分を繰上げ償還したいとの申込人の意向どおり、融資後一括返済された。

同④の案件では、貸付期間が一〇年を超える場合本店の事前決裁を要するとされていたが、その後「貸付期間」にかかるそれは、融資後に行うことで差し支えないとされた。

同⑦の案件では、担保提供の別会社(代表者が申込人代表者と同一人)との関係調査が不備だったことについては、後記のように他の調査役もこのようなケースでの確認を怠っていたと認められ、同⑭の本店事前承認を失念した件については、前記④の案件と同じで、後には、融資後で構わないとされている。

同⑳の案件では、甘栗がこの特別貸付の対象食品にあたるか否かについては、支店では把握し難く、公庫側証人(元融資課長)自身本店に問い合わせようやく判明したものであり、同㉒の飲食店経営者から申込のあった案件では、担保不動産上の未登記建物で、かつ、有価証券の所持もあきらかであったケースで、その後補助参加人 X15 が指示に基づき登記、入担可能か問い合わせていたところ、申込人は有価証券の売却で用が足りたとのことで、申込みを取り下げしてしまった。

また、同⑱のスナック経営者からの環衛貸付による太陽熱利用装置資金の融資については、特定の機器に限られており、不明の場合は本店に問い合わせるように規定されており、同⑳⑩の電設資材販売員から、開業資金の申込み案件については、一〇年以下の貸付であり、結果的に利率に差の出るケースではなかった。

なお、指摘された審査事務問題例は既に更正するなどで解決済みの案件である。

イ 業務推進に対する取組みに関しては、以下の事実が認められる。

補助参加人 X15 は、昭和六〇年度の審査課の具体的施策として、「基本的には、前年のものを引き続き進展させることで良いと思う。」としながらも、特に(ア) 商工会議所、税理士会等との連携強化、(イ) 支店ニュースの発行や定期広報紙の活用、(ウ) 優良企業カードの作成と利用など二〇項目の意見を具申し、また、このころ、支店や課・係の重点目標についても、「貸付件数の増加」や「審査面談の充実」などをあげ、(ア)

諸団体を通じての融資方針の PR や、(イ) 面談を経営相談的に中身の濃いものにする等の趣旨の提言を行った。

ウ 以上のことから、原告の補助参加人 X15 の勤務状況について問題ありとする主張は採用し難い。

(5) 補助参加人 X11 について

ア 「管理カード」提出や指示事項の実行遅延

原告が指摘する管理カードの提出や指示事項に係る遅延については、次の事実も認められる。

この当時、同支店の融資課で未入金口や延滞口債権の管理を担当して

いた S 調査役(後日支店の課長として転出)は、昭和六〇年三月二七日に五〇万円を貸し付け、未入金口債権となった(後日延滞口編入)案件で、昭和六〇年一〇月以降、返済条件変更や実態調査を行ったにもかかわらず、昭和六一年二月二七日まで課長への「管理カード」の提出を行わなかった。

さらに、その条件変更後も一度も入金のないまま、債務者との折衝もなく延滞口に入ってしまった、課長とともに支店長から厳重に注意を受けた。

また、同じく延滞係の A 副調査役(平成二年現在支店調査役)は、昭和五三年十一月一〇日等に計九〇〇万円貸し付けた案件で、昭和六一年一月六日から同年一二月二五日まで、昭和六二年六月一日や同年九月一四日から同年一〇月一六日までの交渉経過について課長に提出しておらず、かつ、昭和六二年四月から五月中旬まで債務者への督促を行わなかった。

さらに、同案件では、昭和六一年一二月二八日に担保取消による供託金の取戻しを指示されたにもかかわらず、返金されたのは二年後の昭和六三年末のことであるが、この経緯についての詳細は、被告の審問手続において原告側証人も釈明もできなかったように不明である。

イ 法的措置の遅延と過誤

原告が指摘する「法的手続の遅延と不正確な事務処理」に関しては、次の事実が認められる。

A 副調査役は、右アの案件について、昭和六一年一二月二六日に有体動産の差押えを指示され、再三督促されるもこれを行わず、最終的に実行に移されたのは、同人の転出後、当初の指示から一年数か月後の昭和六三年五月一日のことであった。

また、同案件では昭和六三年三月二五日の裁判所からの連絡で、職員 G が債務名義を誤り、執行文や送達証明の宛て先を保証人としてしまったことが判明した。

ウ 担当延滞債権の選別区分

原告が指摘する「延滞債権の解消実績」は具体性に欠け、一方、担当する債権の件数と内容については、以下のことが認められる。

昭和六二年九月三〇日時点での延滞口の選別区分に従って延滞口専任の三名の職員(全員副調査役)の持ち件数を比較すると、G は二二二件(五億四、八〇〇万円)、補助参加人 X11 は一九九件(四億二、九〇〇万円)、K は二一〇件(五億四、八〇〇万円)であるが、このうち、「回収不能」とされる特別口債権は、G や補助参加人 X11 は二〇数件に及ぶが、K は六件に過ぎなかった。

エ 補助参加人 X11 の勤務状況に関する支店長の言動など

昭和五九年五月一七日、補助参加人 X11 は、宇都宮支店における支店長面接において、昇給、昇格等に関し、「同期同年代で一番ビリとなって

おり、どういう評価になっているのか。」と質問した。支店長は元組合活動家のことを引用して、「あまり追い込まれた考えにならない方がよい。Mさんの場合、普通五年のところ八年かかって副調査役になっている。絶対にならないということではない。」といい、補助参加人 X11 については「(副調査役への)推薦はしている。…評価は四等級で上位でなければ推せんしない。」と言った。

そして、昭和六〇年二月ころにも、同支店長は、補助参加人 X11 の石巻支店への異動内示後の面接で、同人に対し、「あなたは、仕事の面でも、延滞係の仕事の面でダントツなので、石巻(支店)の延滞係に推薦しておいた…頑張ってくれ。」と語った。

なお、補助参加人 X11 は昭和五七年三月の奈良支店から宇都宮支店への異動時の寄書きで、同僚から「管理(債権管理のこと)の神様」であるとか、「私も、X11 さん为目标に頑張りたい。」と賞賛されることがあった。

オ 以上からすれば、補助参加人 X11 の延滞係としての実績は上がっていないかったとの原告の主張には大いに疑問がある。

(6) 補助参加人 X19 について

ア 延滞債権解消実績

補助参加人 X19 の延滞債権にかかる処理実績については、原告の主張には具体性がなく、かえって、次の事実が認められる。

昭和六一年度の延滞係(担当調査役を含む)の実績については、延滞口債権の解消実績は、補助参加人 X19 が、当初計画三八件に対して実績は四二件と一一〇パーセントの達成率であり、同係所属の N 副調査役は五一パーセント、同じく延滞口債権の担当であった M 調査役は一〇〇パーセントの達成率であったことが認められる。

また、実訪の実績については、補助参加人 X19 が三二六件で、N 副調査役の二七八件、M 調査役の一五三件を大きく上回り、延滞債権の担当の中では最多の件数であった。

そして、昭和六一年一〇月ころには、担当課長がこのような経過を踏まえ、「実訪は X19 以外全員計画より低い、解消も四半期計画に対する達成率は各人のバラツキが大、遅れている者は相当の努力が必要」と激励し、翌昭和六二年三月ころにも、「全体に実訪が少ない」とか、「実訪案件の増加に伴う実態把握を推進すること」などを指摘していた。

イ 業務運営方針アンケートに対する回答

年度計画への参画についての原告の主張も具体性のあるものでなく、次の事実が認められる。

支店の昭和六一年度の業務運営方針アンケートについては、補助参加人 X19 は、他金融機関からの借入の困難な企業へ適正な融資活動を積極的に行い、国民の中での公庫の基盤を確立するため、零細企業に基盤を置いたマーケティング活動を展開し、健全なる企業体として自己資本の

増額を政府に求めていくこと、及び債権管理については、融資業者の経営状況を踏まえた公庫側の姿勢が必要であること等を提言していた事実が認められ、支店もこのような考え方を評価し取り上げ、昭和六一年度の同支店の重点目標として「顧客増加策を指向した全店的なマーケティング活動の展開」などを掲げた。

なお、このころの東大阪支店の貸付状況を規模別にみると、九人以下で事業を営む企業への融資が九割強という状況にあった。

ウ 難件口検討会

ミーティングなどでの取組みなどに関する原告の主張も、同様に具体性に欠け、一方、次の事実が認められる。

延滞係の難件口検討会は、昭和六〇年五月以降一年間は月一回程度開かれていたが、このころは、具体的に提起された案件だけでも六、七件を数えることが多くて時間が足らず、また、昭和六一年に入ってから、その開催も二、三か月に一度となり、時間も三〇分程度に過ぎなかった。

また、時間外の勉強会や懸賞論文への参加については任意であった。

エ 補助参加人 X19 の勤務状況に関する東大阪支店長らの言動等

(ア) 東大阪支店長の言動

東大阪支店の忘年会が昭和六一年一二月二二日に行われた際、補助参加人 X19 と来賓の元支店長が支店長室で話しているところへ、T 支店長が現れ、「X19 は人間的に筋が通っていて、(私は)好きで、ファンであり、仕事もできる。」と評価する一方で、裏切り行為をすれば許さない旨も言った。これに対して X19 は、「裏切るも何も、(そんな)約束ごとはなにもしてない。」と答えた。

また、昭和六三年一二月七日、同支店における支店長面接において、補助参加人 X19 が当時の K 支店長に対して「B 昇給を続ければ、同期で何故ベッタ(最下位の意味)になるのか。」と聞いたところ、同支店長は「私はあなたを普通昇給で出している。ベッタになっているとは思わない。」と答えた。

(イ) 同支店次長の言動

昭和六二年三月一〇日ころ、東大阪支店での O 次長の送別会において、同次長は、補助参加人 X19 に対して、「あなたの能力は誰もが認めている。いろんなしがらみがあると思うが、自分自身のことを考えてほしい。」と言った。

なお、O は、泉佐野支店長であった平成元年一二月八日、組合活動による差別を受けていると抗議した F に対して、「F さんの業務・仕事については信頼をおいているけれども、仕事もさることながら、あなたの考え方の問題がある。過去、組合に携わった連中で支店長になっている人もいる。あなたが三十代、四十代の節目で公庫と協調路線で考えてきたかが、問題だ。」と言った。

オ 以上の事実からすれば、原告の補助参加人 X19 の勤務状況は不満足で

あるとの主張は信用し難い。

(7) 補助参加人 X2 について

ア 事務処理上の誤り

原告が融資審査の事務処理上の誤りとして指摘した案件(一、5、(九)、(1)、イ)については、おおむねその事実は認められるものの、そのうち、同③、⑤、⑧、⑩、⑪及び⑬の案件は、融資後何らの問題もなく回収され、完済に至った案件である。

また、次の事実も認められる。

同④の案件は、特例規程を見落とし、支店決裁で融資可能のところ、本店申請の意見を具申したものである。

同⑥の案件では、保証予定者への保証意思確認は、実際には契約係で確認することも多く、後記のとおり昭和六一年度の本店検査において審査担当が行うべきとの指摘を受けた事実もあり、また、本件では補助参加人 X2 が改めて保証人の意思を確認した。

同⑦の案件では、この貸付の少し前にあたる昭和六一年年末の規程改正以前には、普通貸付で取り扱われていた経過がある。

同⑪及び⑬の案件では、信用調査票の所定の僅か二、三ミリメートル幅の欄に、確認した証票(税務申告書等)を片仮名の符号で記載すべきところ、また、⑫の案件では、根抵当についての変動の有無を記載すべきところ、いずれも空欄になっていたというものであり、補助参加人 X2 は、後者については、指示に基づき台帳で確認した。

⑭の案件は、申込み時には一、二〇〇万円であったが、面接時には二、七〇〇万円に増額され、融資期間も一〇年を超えたケースであり、最終的には本店の承認を受けた後貸し付けた。

イ 無責任、不注意な事務処理

原告が無責任、不注意な事務処理として指摘した件については、次の事実が認められる。

一、5、(九)、(3)、イの追加保証人届出用紙は左綴じとの取決めは、融通通知を発送する業務課から、保証人の確認の便宜上そうして欲しいと要望を受けてのもので、審査業務での必要に基づくものではなかった。

同ウに関する、追加保証人は特定して具申すべきとの支店の取決めは、X2 が問題となった信用調査票を提出したとされる昭和六一年四月二三日の直後(翌日)であった可能性が強い。

ウ 反抗的な言動などについて

原告が反抗的な言動であるなどとして指摘した件については、次の事実が認められる。

一、5、(九)、(4)、イの案件にかかる昭和六二年四月一〇日のやりとりは、当該融資申込みについて課長は否決の意見を、X2 は一〇〇万円の融資を主張してのことであり、その後、この顧客については、同支店では否決されたが、後に熱田支店からは一五〇万円の融資を受け、完済さ

れていた。

同(7)オの顧客が X2 の態度に苦情を言ってきたという案件に関しては、最終的に否決になった昭和六二年一月一六日以降になされたもので、また、それ以前にも同じ顧客が担保追加の件について不満を言っていた経過もある。

エ 審査業務の推進の提言

原告は、補助参加人 X2 は業務推進に対する取組みがおろそかであるとも主張するが、この件については次の事実が認められる。

X2 は、名古屋支店における審査業務の推進などのテーマに関して、昭和六一年三月に、昭和六一年度の重点目標として、「現時点では初期入延口の発生はなく、引き続きそれを出さないこと、また、顧客数の拡大につき、安定企業に傾斜するのは摩擦が大きく、…民営圧迫、国民金融公庫不要論の口実を与えかねない。…小規模企業、生業に積極的にアプローチし末広がり顧客数を拡大するマーケティングを具体的に展開することが重要である」と提言した。

同様に、昭和六二年四月には、「職場の過密状況(残業の恒常化、年休の未消化…計画達成の至上命令等により)と、…申込み獲得(マーケティング)は金額ベースが追及されるならば、必然的に PR の差別化現象(大口、安定優良企業へのシフト)がおこる危険性がある。…弱者切り捨ての業務を担当者は行うことにならざるをえない」などの反省のもと、「一般の金融機関から、十分な融資を受けることが困難な業者を対象とする、公庫の使命を積極的に果たすべき」と提言し、翌昭和六三年四月にも、同様の立場に立ち、名古屋支店での融資否決・取消の実態分析などの審査技法の発展やマーケティング対象の見直しなどを訴えた。

オ 名古屋支店における本店検査

昭和六一年四月に名古屋支店での本店検査部による検査の終了後行われた副検査役による「検査概評」では、同支店の審査事務処理に関し、(ア)

よいマニュアルを作っているが魂の入り方が不十分である、(イ) 「投げ返し」の内容をみると、基準に沿わないで投げ返されているものがある、「投げ返しは研修」ということを認識し、マニュアル、規程をよく読み返して欲しい、(ウ) 「信用調査票」には顧客等から聞いた情報は必ず記載して欲しい、(エ) 資金収支、資金繰りの検討不足が目立つ、などのほか、(オ) 「保証意思の確認」を契約(係)で行っているケースが多いが、審査担当者が行うべきだ、などの指摘があった。

カ 以上のとおりであるから、補助参加人 X2 の勤務状況は劣悪であったとの原告の主張は措信し難いといわざるを得ない。

(8) 補助参加人 X14 について

ア 審査係当時の融資審査事務の処理ミス

原告の指摘する「融資審査事務の処理ミス」(一、5、(一一)、(1)、ア)については、次の事実が認められる。

一、5、(一一)、(1)、ア、①の案件は、既にある保証債務の決済を含めてやれないか、などを何度か補助参加人 X14 と融資課長が相談して行ったもので、その結果として、普通貸付と環衛貸付の両者から融資を行ったもので、同②の案件は、伝票処理上は不可能だが、事実上の決済はあり得るケースであった。

また、同④の案件については、業種によっては、振興(貸付)指針の告示後一年以内は、基準より低利(〇・〇五パーセント)の利率でよいが、本件は一年経過していた事実はある。しかし、融資課長自らその趣旨を解せず、支店長に至るまでその誤りに気づかずに実行されてしまったケースである。

同⑤の案件については、個人に融資後、法人化した場合でも、本人の申し出がなければ把握し難く、厳格に変更処理していたとも認められず、同⑦の案件は継続融資申込みであって、優良企業でもあり、鹿児島支店の取決めではいわゆる慎重審査の対象ではなく、資金収支欄に記載が省略できるものであった。

なお、いずれの案件も概ね日を置かず更正処理済みと認められる。

イ 未入金口債権にかかる調査報告書の作成

原告が指摘する「未入金口の実態調査の懈怠」(一、5、(一一)、(1)、イ、②)に関しては、次の事実が認められる。

補助参加人 X14 は、昭和五七年七月に、鹿児島支店では「未入金口の発生が全国平均より高い水準を続けている状況にかんがみ、審査担当者の立場から、早急に審査上の留意点、問題点を明らかにする必要がある」と、一七五件の初期末入金口債権を一二項目(支払期日、方法、地域、使途、業種別等)の角度から調査分析を行い、「初期末入金口と審査上の問題点」と題した、同人手書きの十数頁にわたる報告書を作成した。

融資先の業種別の分析では、とある業種に関し、「正常口」は六六・七パーセントと最も高いが、延滞口等三件と両極化している業種であり、特に、昭和〇〇年二月時点では貸付に対する発生率が際立って高く、…不況の影響が大きく出ているとみてよく、慎重に対応していく必要がある」などと報告した。

この実績からみれば、昭和六一年度の未入金口の実態調査の懈怠の件は、本人の怠慢というものでなく、本業の多忙によるものと理解するのが自然である。

ウ 融資審査処理実績

補助参加人 X14 の年度別審査処理件数は、昭和六〇年度が九六〇件、昭和六一年度は九二五件(一日平均で四、五件)であり、また、昭和六一年五月から九月にかけての融資課の審査担当(調査役を含め七名)の処理実績を例にとると、補助参加人 X14 はこの期間中最も多くの案件を処理しており、月平均では八二件に達し、同人を除く六名のそれは六二件であった。

エ 鹿児島支店における本店検査の指摘

鹿児島支店で昭和六〇年に実施された本店検査の結果、昭和六〇年六月二二日に、融資後ほどなく延滞となってしまった問題のあるケースとして、(ア) 自己資金源の確認を怠り、(イ) 土地評価の具体的根拠の記載がない、(ウ) 資金収支に問題(赤字など)があるにもかかわらず、検討が不十分であるとか、判断が甘いとされるなど七件の不備事例が指摘されたが、いずれも補助参加人 X14 が融資審査を担当したものではなかった。

オ 延滞債権の解消実績

原告が指摘する「延滞債権の解消実績」に関しては、次の事実も認められる。

この時期、補助参加人 X14 と同じく延滞事務を担当していた N 調査役の昭和六二年度の処理実績については、解消件数は一六件、額は二、六〇〇万円程度であり、実訪件数は、一三八件、法的措置の実施件数は四五件であり、補助参加人 X14 との比較では、実訪件数はほぼ同等であるものの、延滞債権の解消実績では同人実績のほぼ半分であることが認められる。

また、昭和六二年一月に債権管理の効率化を目的に、本店から指示された延滞債権の選別区分の見直しでも、補助参加人 X14 は、同年六月末時点で二七二件中一七四件を選別済みであり、担当全体(七名)での達成率は平均四四パーセントのところ、既に六四パーセントをこなしていた。ちなみに、N 調査役は、三三パーセント強に過ぎなかった。

カ 指示に対する実行の遅延

原告が指摘する「指示に対する実行の遅延」(一、5、(一一)、(2)、ア)に関しては、次の事実も認められる。

一、5、(一一)、(2)、ア、⑥の案件については、昭和六二年八月二〇日には、補助参加人 X14 と課長の協議により、回収困難な長期口とし、当面は担保不動産の仮差押を行うことで債権の保全を図ろうとの判断がなされたものであり、担保余力からみてもそれ程急ぐ事例ではなかった。また、同⑨の案件は、昭和六二年八月一八日に補助参加人 X14 の長期口としたいとの意見が承認された案件であり、昭和六三年五月に差押えの申立てをしたが翌月には剰余の見込みなく取下げとなったものである。

同⑩の案件は、昭和六三年二月一六日に訴状の作成に着手し、保証人も沖縄の沖永良部島所在であるため、同年三月一七日には同島に実訪して法的措置の説明を行い、同月三十一日に提訴したものであった。

キ 補助参加人 X14 の勤務状況に対する八幡支店長の言動など

昭和五四年ころ、八幡支店において支店長は、面接で補助参加人 X14 に「お前は、よく仕事をする。仕事をしなければくびにしてやるのだが・・・」と言い、また、後任の支店長も昭和五七年の補助参加人 X14 の送別会で、同人に「色々やってもらったけれども、何も報いることができない

かったな・・・」と言った。

ク 以上のとおりであって、原告の主張は採用し難い。

(9) 補助参加人 X16 について

ア 指示に対する実行遅延

原告が「指示に対する実行遅延」として指摘する案件(一、5、(一二)、(1))については、次の事実も認められる。

一、5、(一二)、(1)、⑧の案件については、喫茶店を経営する債務者が暴力団の干渉を受け、廃業に追い込まれたもので、保証人である兄も行方不明、その上、同じく保証人となっていた母親も死亡したという経過がある。

また同⑩の案件は、延滞口に編入になってからも、一月に二、三万円の返済が続いてはいたが、現状ではその程度でしか入金は無理と判断され、整理区分もその状況を見守っていく「継続入金口」とされていた。

イ 長期間の管理放置

原告が「長期間の管理放置」と指摘する案件(一、5、(一二)、(2))についても、次の事実も認められる。

一、5、(一二)、(2)、⑳の案件については、代表者が行方不明となった後、昭和六一年一月二七日に保証人が来店すると約束があつてから、昭和六二年一月一五日に電話するまで約一年間放置し、何度も厳しく指導したというが、そのような厳重な注意なり、指導が、本来記載されてしかるべき「管理カード」に認められない。

ウ 「管理カード」への記載、提出の遅れやずさんな管理事務処理等

原告が問題事例として指摘する案件等についても、次の事実も認められる。

一、5、(一二)、(5)、エの案件については、たしかに昭和六一年七月一四日に保証人から一括代位弁済の申し出があり、同月二四日には X16 が金策等について電話で再調査したものであるが、この保証人に関しては、後に不渡りを出し、銀行との取引が停止された事実があるなど信用性に疑問のあるケースであった。

また、「不実記載」であるという同(8)、イの案件は、平成元年三月二七日に担当が替わつたが、この時には特段問題とならず、同年四月一日に前任の補助参加人 X16 からの申出により「管理カード」の誤りが発見されたものであつて、この際同人は本来の経過を記載した書面を提出したものである。そして、この過誤の原因としては、同様に提訴中であつた別の案件と本案件の管理カードを何らかの理由でとり違えて記載してしまったものと認められ、この案件については、補助参加人 X16 が提出した経過表のとおり訂正されたものであつて、その当時、支店長に報告されたような形跡も窺えない。

補助参加人 X16 が「管理カード」を破り棄てた旨原告が指摘する同(9)の案件は、同人担当の延滞債権となった後、債務者から六〇〇万円の手

形を預かり一応継続的な入金があったもので、昭和六三年六月一〇日に債務者が来訪したとの件については、この日は事前に決められた被告での本件審問期日であって、同人がその日を約束していたとは認め難く、また、二〇〇万円の一括支払と仮差押えの解放と利息の免除を約束していたとの件については、担当者の一存でなしうる性格のものではなかった。そして、同月一五日には、補助参加人 X16 は、次長から、「六月一〇日に(この客を)呼び出していただろう、仮差押えの解放も約束していただろう」とか、「X16 はうそばかりいっている」と非難され、同人は「そういうことだったら、私も心外だ。私を信用するのか、お客を信用するのか、どちらなんですか」などと口論になったものと認められる。また、「管理カード」には、この経過についての支店長等への報告とか補助参加人 X16 に注意、指導したことの記載もなく、その後とがめられたこともなかった。

以上のとおり、この件は、業務上の論争の末、上司が補助参加人 X16 の言い分を信用してくれないと感情的になってされたもので、その経緯を勘案すれば、同人だけを責めるわけにはいかず、問題事例とするには不適切と思われる。

なお、原告側は、ごみ箱に破棄されたはずの同カードを採取し証拠としたものである。

エ したがって、原告の主張には疑問があるとするほかはない。

(10) 補助参加人 X13 について

ア 貸付限度額、可能額にかかる過誤

原告が指摘する「貸付限度額ないし可能額算定の誤り」(一、5、(一九)、(1)、ア)については、補助参加人 X13 の処理案件では、限度計算を誤り、間違った額を顧客にうっかり説明したことはあるが、対外的な信用を具体的に損ないかねない、「送金してしまって返金を求める」ようなミスはなかったことが認められる。

イ 押印と印鑑証明との不一致の見落とし

原告が指摘する「押印と印鑑証明の不一致の見落とし」(一、5、(一九)、(1)、イ)のうち、昭和六〇年七月一九日、同年九月六日、同年十一月三日、昭和六一年四月一四日の案件に係るものは、いずれも、不一致の発見後、押印し直して融資へまわしたものである。

なお、右の昭和六一年四月一四日の恩給貸付申込書の押印の確認ミスについては、被告の審問手続において証人に立った元総務課長が、補助参加人 X13 が休みであることを事前に確認した上で、同月一八日に、当該申込書のコピーを採取したものであった。

ウ 送金手続上の誤り

原告が指摘する「送金手続上の過誤」(一、5、(一九)、(1)、ウ)については、振込金受取書(送金貸付の振込依頼書)の記載を誤った案件であり、間違った額を送金してしまったわけではないことが認められる。

エ タイプイン連絡票等の伝票類にかかる過誤

原告が指摘する「その他伝票処理の記帳ミスなど」(一、5、(一九)、(1)、エ)については、次のような事実が認められる。

これらのうち、記帳ミスや計算ミスの類は、融資課長ないし補助参加人 X13 の処理で融資(送金)前に訂正され、誤って送金した例はない。また、指摘されたミスのうち、タイプイン連絡票関係の一、5、(一九)、(1)、エ、②、③及び⑤の件については、原告側から、改めて作成し直す前の、記載ミスした書類そのものが破棄されずに証拠として提出されたものである。

オ 恩給貸付けにかかる検査結果

昭和六二年度に行われた支店実地検査にかかる報告では、恩給事務の不備事例のうち、次のような事例が債権保全、対外信用、事故防止の観点から重大であるとされた。

(ア) 支給状態証明書が必要なのに徴求していない、(イ) 保証意思の確認を要するのに行っていない、(ウ) 限度額を超えた貸付や利率の適用を誤った貸付け、(エ) 翌日貸付にもかかわらず、当日再送金してしまった、(オ) 基本約定書の債務者印が印鑑証明と一致しない、(カ) 現貸決済条件なのに既往貸付分控除しないで貸し付けた。

この検査報告によれば、不備とされた事例では、申込書等の記載内容等にかかる不備がその一二パーセントを占め、前段のように重大な不備事例とされたようなケースは補助参加人 X13 の事務処理については認められない。

また、このころ久留米支店で行われた恩給担保貸付業務にかかる分割検査(店内検査の一種)に関しては、次の事実が認められる。

この分割検査では、補助参加人 X13 自身の貸付事務処理について指摘を受けたものはなかったが、昭和六〇年一二月一七日の検査では、(ア) 同年一二月分の二件の融資に関しては、総務課長が検印を洩らし、また、昭和六一年五月二〇日の検査では、(イ) 同年五月一六日になされた貸付けについては、応援職員の過誤により、その融資決定票と借入金受領書の金額が相違したまま、さらに、同年五月二八日の検査では、(ウ) 融資決定票の決定欄に課長が記入しないまま、いずれも融資してしまったことなどが指摘された。

カ 恩給貸付にかかる支店の重点目標と実績等

昭和六一年度の久留米支店の重点目標には、恩給事務にかかる貸付報告書(貸付番号、日、金額、恩給証書内容等を五日ごとに電算入力で報告)の正確さや、送金貸付の拡大が掲げられていた。

このうち、貸付報告書については、全国レベルでの実績(ミスの発生率)は昭和六〇年度が一・一パーセント、昭和六一年度が〇・八パーセントであるが、久留米支店は、昭和六〇年度から昭和六二年度にかけて、いずれも同支店の目標値を上回る〇・五パーセントから〇・三パーセント

にとどまり、送金貸付の実績(銀行口座等への「送金」の割合)についても、昭和六〇年度から昭和六二年度にかけての支店の目標値が、昭和六〇年度から順に六〇パーセント、七五パーセント、九〇パーセントであったところ、実績としては、七四・一パーセント、九〇・一パーセント、九三・七パーセントの達成率であった。

また、補助参加人 X13 は、恩給貸付事務において、昭和六〇年度は一、七三七件、昭和六一年度は一、六六八件、昭和六二年度は一、五八四件、計四、九八九件の貸付けに携わっており、被申立人の指摘するミス件数の発生率は三か年で、(ア) 貸付限度額算出ミス九件で〇・一パーセント、(イ) 印影不一致見落とし一三件で〇・二パーセント、(ウ) 振込依頼書記載ミス九件で〇・一パーセントなどであり、合計しても四八件で〇・九パーセントであった。

キ 補助参加人 X13 に対する顧客の感謝や原告側の言動

補助参加人 X13 の携わった恩給貸付けに対して、顧客からは、以下のような内容の同人あての感謝の念を綴った書簡が寄せられた。

(ア) 昭和五九年八月二〇日には、「今日は、差額手続について、丁寧に教えていただきありがとうございますございました。(また、)四月一六日だったのでしょうか。貴女の親切な応待に感謝し帰りました。」、(イ) 昭和六〇年四月には、「どんなお忙しい時でも、親切丁寧に明るく笑顔をもってお答え下され、心から御礼申し上げます。何時も多くの方がお見えになっていらっしゃるようですが、皆様も X13 様の親切には、不肖同様喜んでおられると思います。」、(ウ) 昭和六〇年七月三十一日には、「X13 様の心優しい説明に聞きほれました。お仕事とはいえ、素晴らしい人だなと思いました。」、(エ) 昭和六二年二月七日には、「懇切に応待して下さったり本当にうれしく、おなつかしく思っております。」、(オ) 昭和六二年九月二日にも、「長い間大変お世話になりました。大変嬉しく貴女様のこと忘れません。」などを内容とするものであった。

なお、右のように、補助参加人 X13 は、昭和五四年三月以降、いわば「独任的」で他の係との関係が希薄な恩給係に一一年間籍を置いたわけであるが、後に当時の支店長であった F が、「妹さん(補助参加人 X13 のこと)には、…退職まで恩給をやらせる」と言った。

ク 以上からすれば、補助参加人 X13 の勤務状況について、原告が、ミスが非常に多く何ら改善されることがなかったという主張は一方的過ぎるといわざるを得ない。

(被告の審査段階で申立人ら(補助参加人ら)からのみ立証があった申立人ら(補助参加人ら)について)

(11) 補助参加人 X18 について

補助参加人 X18 は、入庫後各支店において延滞係や審査係などの業務に従事してきたというもので、松本支店長らが補助参加人 X18 に対して「よく仕事をやっている…」などと評価していたことをも勘案すれば、

特に同人の勤務状況に問題があったと認めることはできない。

(12) 補助参加人 X17 について

補助参加人 X17 は、水戸支店では、管理課延滞係に所属し、延滞債権の管理事務に携わり、昭和五九年度以降、重点目標とされたマーケティングや顧客の実態把握について具体的に提言を行ったというものであり、特に同人の勤務状況に問題があったとは認められない。

(13) 補助参加人 X8 について

補助参加人 X8 は、入庫後、主として債権管理業務に従事し、平成元年には、豊橋支店における「業務推進活動」等で、零細業者への融資や健康的な職場づくりを具申した。

そして、奈良支店では、支店長が同人が希望する通信講座を、四等級への未昇格にかかる苦情申立てを理由に拒んだことを勘案すれば、特に同人の方に勤務上の問題があったとは認められない。

(14) 補助参加人 X3 について

補助参加人 X3 は、昭和五五年からは熱田支店の勤務となり、融資の審査を担当するほか、商店街の実態調査を行い、その成果を懸賞論文にまとめるなどし、昭和五九年には、支店長の講演原稿を作成し、「非常に好評だった。」との謝意も受けていた。

その後、岐阜支店では、延滞係の担当として実績をあげ、それも同僚や調査役に劣るものではないと認められる。

したがって、補助参加人 X3 の勤務状況に問題があったとは認め難い。

(15) 補助参加人 X5 について

補助参加人 X5 は、浜松支店時には三、〇〇〇件にも及ぶ融資審査を行う一方で、その他調査の分析などもこなし、その後、岡崎支店や豊橋支店において、未入金事務や契約・委託業務に携わり、原告融資のあり方についての問題提起を行ったり、勉強会での講師を務めることもあったというものである。

そして、各支店長が、補助参加人 X5 らの調査役への昇格問題につき、勤務実績に触れて説明することもないことを勘案すれば、特に補助参加人 X5 の勤務状況に問題があったと認められない。

(16) 補助参加人 X10 について

補助参加人 X10 は、昭和五七年には明石支店、昭和六一年には大津支店の勤務となり、延滞債権の解消実績等においては、調査役や同僚と比較しても劣るところはなく、また、明石支店の支店長が「顧客や対外的な交渉力は優れている」などと評価したことからすれば、同人の勤務状況に問題があったと認めることはできない。

(17) 補助参加人 X4 について

補助参加人 X4 は、入庫後昭和五三年ころまでは、タイピストや恩給係の業務を主に担当していたが、昭和五四年には大森支店で女性では初めて審査係に配属され、融資の審査に携わることになった。

そして、同人は、各支店長から仕事振りについて注意されたこともなく、かえって、大森支店長は、昇格の遅れに対する抗議に対し、「(公庫への)忠誠心がない。」としか答えなかったものであり、補助参加人 X4 の勤務状況に問題があったとは認め難い。

(18) 補助参加人 X7 について

補助参加人 X7 は、一貫して浜松支店の所属であり、昭和五〇年ころには債権の早期監理口の担当となり、当時女性職員には禁じられていた実訪をこなすほか、昭和五四年には支店初の女性の融資審査担当となり、その間自己研さんや意見具申にも努めたというものであり、支店長が同人の副調査役不任用への抗議に関し、「X9 に色々相談しすぎることだけだ。」と言ったことも勘案すれば、同人の勤務状況に問題があったとは認められない。

(19) 補助参加人 X6 について

補助参加人 X6 は、昭和五二年から在籍した豊橋支店では、人手不足もあって庶務関係と委託業務などを兼務、後には、未入金係をも担当し、また、昭和六二年七月から在籍の浜松支店では恩給貸付の業務等に携わった。この間、委託業務に関しては、代理店への指導業務に工夫を凝らし、豊橋の支店長からは未入金係への配属に際し、「(同人の)豊かな経験を生かして…もらいたい」と期待されていたというものであって、以上のことから、やはり同人の勤務状況に問題があったとは認め難い。

以上のとおり、原告の指摘するような不備事例には、事例として適当とはいえないものまでが挙げられている。しかも、補助参加人らに認められる「不備」はその上司や同僚にも存在し、また、支店実地検査にみられるように、そのような「不備」は各支店においてまま認められ、一方「重大な不備」は補助参加人らには存在しなかったことがうかがわれるから、同人らの延滞債務管理や融資審査事務に関し、これを勤務不良とする原告の主張は根拠に欠けるものといえる。

このほか、原告側の立証には、補助参加人らと比較しうる従業員(例えば中位者)の勤務状況について何ら証明がないこと、不備事例についての実害の有無や程度及び申立人らの業務の繁閑について明らかにされていないことを勘案すれば、結局、補助参加人らの勤務成績を裏付ける客観的、具体的な資料に欠けるといわざるを得ず、補助参加人らの勤務状況は総じて不良で、問題のあることは明らかであるとの原告の主張は採用できない。

(四) 処遇上の格差の存在

昭和五〇年度から昭和六三年度にかけての補助参加人ら各人の処遇とその同期者の処遇との比較は、別表「同期同学歴者等級別分布表」のとおりであり、補助参加人らは総じて同期者中低位に位置付けられている。

その上、補助参加人ら各人の同期者の処遇をみると、補助参加人らの格付とほぼ同位か下位に位置付けられている者の中には、補助参加人らとともに

全国活会や発展会で活動を行っている者、特別縁故者、女性等がいる。すなわち、右別表中、

- (1) 同別表①につき、昭和六二年度まで特四等級に据え置かれたままの四名の中には、他の金融機関の理事長の息子であるなど、特別縁故で採用された者(同別表①の A、M)がいた。
 - (2) 同別表③につき、W は発展会の会員である。
 - (3) 同別表④につき、昭和六二年度において補助参加人 X15 と同等かあるいは下位の四、五名の中には、かねて補助参加人らと同様の組合活動を行い、支部や政労協の役員経験のある者(同別表④の M、I)、病欠勤者やこの当時評語 D を付与された者(同別表④の Y、N)がいた。
 - (4) 同別表⑥につき、S、A はいずれも発展会の会員であり、補助参加人らとともに組合活動を行ってきた者である。
 - (5) 同別表⑨につき、O は、発展会発足時に同会が出した「不当差別是正申入書」に名を連ねている者である。また、昭和五五年度以降四等級に留め置かれている一名は、女性である。
 - (6) 同別表⑩につき、補助参加人 X14 の直近上位には発展会会員の者(同別表⑩の K)がおり、昭和六二年度において四等級に留め置かれている七名は全員が女性である。
 - (7) 同別表⑪につき、I、Y はいずれも発展会の会員である。
 - (8) 同別表⑫につき、昭和六二年度にも四等級に留め置かれている八名のうち少なくとも六名は女性(同別表⑫の M、I、F、Y、K、ほか一名)である。
 - (9) 同別表⑬につき、K、H はいずれも全国活会及び発展会の会員である。
 - (10) 同別表⑮につき、A、O はいずれも全国活会及び発展会の会員である。
- (五) 女子職員を処遇比較の母集団から除外すること等について
- (1) 格差の考察において、補助参加人 X2 ら男子高卒者については、比較する母集団から女子職員を除外するのが相当であるが、その理由は以下のとおりである。

原告においては、昭和五〇年代半ばころまでは、人事給与上の男女格差が現に存在していた。原告は、その後その是正に向けて努力がされたことが認められるが、補助参加人らが救済を求める昭和五九年度の時点においてもこの格差が残存していたとみるのが相当であるから、本件の男子高卒者の比較考察において、女子職員については特殊な事情にある者として比較の対象から除く必要があるのである。
 - (2) なお、補助参加人 X4、同 X7、同 X6 及び同 X13 の女子高卒者については、原告において同じような処遇環境にいた高卒女子だけと比較しなければ、不当労働行為事件の審査に際し、等質な格差の存在は把握できないから、逆に、比較考察における母集団は女子職員のみとするのが相当である。
- (六) このように、補助参加人らは、それぞれその同期中位者との間に処遇上明白な格差があり、その処遇を決する地位にある原告が補助参加人らの組合活動を嫌悪していたことが認められ、補助参加人らの勤務状況が不良であった

との原告の主張はいずれも根拠に欠けるものということができる上、年功管理的運用が認められるのみならず、原告は人事考課における評価を恣意的に行っているのである。以上の事情にかんがみれば、右のような格差の原因は、原告が、同人らを人事考課制度上不当な取扱いを行うことによって職位及び給与においての格差を生ぜしめ、その組合活動を萎縮させようとしたものと企図し、これを実行したことにあるというべきである。

- (七) 本件命令は、以上認定の事実を前提に、原告には補助参加人らに対する不利益取扱い(労組法七条一号)、さらには、国金労の組織運営に対する不当介入(同条三号)に当たる行為があった旨判断し、この認定・判断を踏まえ、命令書主文記載のとおり救済を命じたのであって、正当である。

本件命令に対する原告の論難はいずれも根拠を欠き、または独自の見解に基づくものというべきであり、原告の本訴請求は棄却を免れない。

3 救済方法について

- (一) 補助参加人らの職位及び給与に関する救済方法は、別表「賃金等是正一覧」のとおりとした。基本的には、同期中位者の職位及び給与に是正することとしたが、その是正を命ずる職位の上限は調査役とし、給与の上限もそれに対応した三等級とするのが適当であると判断した。その理由は以下のとおりである。

- (1) 支店における調査役は、人事考課権や指揮命令をする部下を持つことなく、超過勤務手当も支給され、その配置は支店長に委ねられ、業務内容及びその量も一般職員とそれほど相違はない。また、その任用においても年功的な運用がされており、既に調査役となっている補助参加人 X9 を除けば、職位是正開始時点よりも何年も前に同期者が調査役の地位にあり、かつ、その数はその過半数を大きく上回っている状況にある。

一方、調査役の上位に当たる課長等以上の職位については、支店各課の業務を掌理、統括する立場にあり、人事考課においては、副調査役以下の一般職員につき評語と順位を付すなどの仮評価を行い、重要な人事資料である勤務報告書に関しても意見を求められることがあるなどの職務権限等が認められる。

- (2) 以上の事情等からすれば、補助参加人らを課長以上の職位にまで是正することを命ずることはできないが、救済方法として調査役への任用を命ずることは、労働委員会の裁量権を超えるものではない。

- (二) ただし、以上の基本的な是正方法は、以下の点で修正を加えた。

- (1) 補助参加人 X9 については、右のとおり既に昭和四九年度に調査役となっているので、それ以上の職位に是正することは命じ得ず、また、給与に関しては、中位者の給与月額を額において上回る直近の三等級の号俸に是正した。

- (2) 補助参加人 X1、同 X18、同 X12 及び同 X15 についても、その給与に関し、同期中位者の給与月額を額において上回る直近の三等級の号俸に是正した。

- (3) 補助参加人 X14 及び同 X16 については、同期者中男子だけの比較により、昭和五九年度は中位者の等級・号俸に是正し、昭和六〇年度には三等級に昇進させた上で、同年度以後の号俸は男女全体での中位者の伸びを参考にして是正した。
- (4) 高卒女子である補助参加人 X4 及び同 X7 については、昭和五九年度においては、同期女子の中位者と同じ四等級での号俸の是正を命じ、以降昭和六一年度までは、同期者全体の中位者の号俸の伸びを勘案して四等級の号俸の是正を命ずるが、昭和六二年度においては副調査役とし、昭和六一年度の是正号俸を基準とした特四等級の号俸とする。

三 補助参加人らの主張

1 時機に後れた攻撃防御方法による却下の申立て

原告は、第一六回口頭弁論期日において甲第二三七号証ないし第四五四号証を、また、第一八回口頭弁論期日において甲第四五五号証ないし第五〇七号証を、それぞれ提出した。しかし、これらは、本件において定められた訴訟上の協定等に反し、時機に後れた攻撃防御方法であるから、すべて却下されるべきである。

すなわち、第五回口頭弁論において、原告は、総論関係一名のほか、被告委員会で個別立証の行われなかった補助参加人全員(X9、X12、X18、X17、X8、X4、X7、X6、X3、X5、X10)に各二時間の立証を要求した。当時の担当裁判官は、原告に対し、立証対象となる補助参加人を絞ってほしい旨申し入れたところ、第六回口頭弁論期日において、原告は、右申入れを受け入れ、立証対象となる補助参加人を、X9 ほか四名に絞ることを約した。そして、同裁判官は、平成九年一二月までにすべての立証が終了するように、その後の全期日を指定したが、その際に原告がその余の補助参加人らにつき書証の提出によって立証する旨述べた事実はない。

以上の経過に照らせば、本件では、原告が X9 ほか四名以外の補助参加人らについての立証を放棄する旨の訴訟上の協定が成立したということができ、仮にそうでなくとも、本件では、平成九年一二月一六日までにすべての立証を終了して結審する旨の合意が成立したものであるべきである。

右各書証は膨大な数に上り、補助参加人らがこれに反証しようとするれば、さらに多大な日時を要するのであることにも照らすと、原告による右各書証の提出には、訴訟遅延の目的があることは明白である。

2 被告本件命令の正当性について

- (一) 被告本件命令の判断枠組みは、補助参加人らの組合活動と原告の見方、補助参加人らの勤務状況、昇給、昇格及び職位における格差の存在の三本の柱で構成されているところ、本件命令は、これらの事項に関する諸事実について詳細かつ厳密な認定を行い、これに基づいて論理的な必然として不当労働行為成立の結論を導き出しているのであって、その判断の合理性、正当性は明らかである。

これに対し、原告は本件命令の右判断を争っているが、以下のとおり原告の主張はいずれも理由がない。

(二) 原告は、本件命令の認めた不当労働行為性に関し、様々な理由を挙げて論難するが、その趣旨は要するに不当労働行為意思がなかったということにある。

しかし、本件においては、原告の職制機構を総動員した大規模で系統的な不当労働行為の実行経過が、数々の動かぬ証拠によって白日の下にさらされた。ことに、補助参加人らの個々の活発な組合活動が原告の知るところとなり、原告が補助参加人らに対して一段と執拗な差別待遇を重ねた事実は、それぞれ証拠に基づいて本件命令が詳細に認定したとおりである。

原告の本訴に至っての不当労働行為を隠ぺいしようとする主張は、もはや到底成り立つ余地がない。

(三) 原告は、その人事考課制度は客観性の高いものであり、その運用においても制度本来の趣旨に合致する運用がされているとする。

しかし、次の点からすれば、原告の右主張は成り立たない。

(1) 補助参加人らは、一様に評語 B を付与されている一方、四等級男子のうち評語 A を付与された者は、平成四年度から平成八年度までは六割を超えている。

(2) 原告の人事考課において重要な書類である勤務成績内申書において、制度としては関連すべき総合評価と項目別評価が、実際上は断絶している。このことは、原告において、人事考課の運用が恣意的に行われていることを裏付けるものである。

(3) 昭和六〇年から昭和六一年にかけて、池袋支店において、原告側がその組合活動に対して警戒心を抱いていた補助参加人 X4 につき、その評価を下げたことがあったことが認められ、この時期が発展会が企業告発型の活動を強めていた時期に符合することに照らせば、原告が評価を恣意的に行っていたことは明らかである。

(4) 原告において、人事考課の評価者が作成する指導観察記録は、実際には原告の職員全員を対象とするものではない上、その記載内容は組合対策がその重要な要素となっており、このことも、原告における人事考課の恣意的な運用を裏付けるものといえることができる。

(四) なお、原告は、補助参加人らの勤務状況についての本件命令の判断には、証拠を無視した事実認定からもたらされた誤った判断があったなどと論難するが、この論難には何の根拠もなく、もしくは本件命令の内容を誤読した上での立論でしかなく、原告の主張は成り立たない。以下詳述する。

(1) 補助参加人 X9 について

本件命令は、補助参加人 X9 の勤務状況につき詳細な事実認定を行い、それに基づく判断の結論として、「したがって、被申立人の主張するように、補助参加人 X9 の事務処理には問題が多く、信頼できなかったとの主張を信ずることは困難である」と認定している。

原告は当審において Y5 証人(以下「Y5 証人」という。)によって補助参加人 X9 の「不備」事例を立証しようとしたが、結局は、本件命令の右

の認定を覆すに足りるものではなかった。

ア 裁判期日の失念・時効期間の徒過について

Y5 証人は補助参加人 X9 につき裁判の期日を失念したことが二件、時効期間を徒過した事実が二件あると証言する。

しかし裁判期日の失念のうち一件は、Y5 証言も認めるとおり、他の職員が出廷してカバーされたものであり、他の一件も期日の延期によって実害の発生しないものであった。

時効期間徒過の件も、いずれも回収不能として償却すべき案件であった可能性が高く、その後原告においても、このような債権についての時効中断措置をやめるよう制度が改正されているのである。制度改正前にも、補助参加人 X9 を批判するには、原告の時効管理には真剣さが認められないのである。

Y5 証人はまた、補助参加人 X9 が裁判所印を自宅に持ち帰ったことを「不備」事例にあげるが、これも原告の支店の実印で代用し、なんら実害の生じていないものである。

イ 訴状内容の「誤り」について

Y5 証人は、補助参加人 X9 の提出した訴状の記載内容に誤りがあったと非難する。

しかしこれは、被告の社名に「株式会社」を付けるのを失念した単純ミスのほかは、いずれも訴訟要件に関わるようなものではなく、仮に訂正を必要としたとしてもすでに訴状は受理済みであったので、実害は生じ得ないのである。むしろ、訴状の記載に関する裁判所書記官からの実務的な電話の内容をわざわざ記録にとどめ、補助参加人 X9 に対する査定の資料とする原告の異常な体質こそが浮かびあがる事例である。

また、Y5 証人は支払命令不送達の件を問題にするが、この責任が裁判所の側にあつて補助参加人 X9 にはないこと、明瞭な件である。

ウ 掛川商工会議所とのトラブルの件

掛川商工会議所とのトラブルの件につき、Y5 証人は、そもそも補助参加人 X9 が問題の発言をしたかどうか、補助参加人 X9 から直接、確認を取っていないから、伝聞にすぎないのみならず、その伝聞情報も、内容的にあいまいなものである。また、その伝聞情報を裏付ける何らの資料も存在しない。

この問題の出発点である補助参加人 X9 発言なるものの内容が証拠によって裏付けられないままに、いかに補助参加人 X9 を非難しようと、徒労にすぎないのである。

(2) 補助参加人 X12 について

補助参加人 X12 の「不備」事例につき原告は、被告の調査段階において Y14、Y16 及び Y17 の各陳述書を提出して立証した。

これに対し、本件命令は、詳細な事実認定を行って判断をしている。

これに対し、原告は、当審において Y14 証人(以下「Y14 証人」という。)

を立てて立証したが、同証人の証言内容は、乙第一三二六号証をなぞったものにすぎず、本件命令の摘示した疑問を解明するに足りるものではなかった。ましてや、本件命令の右の判断を覆すに足りる新事実を提示するものでは、全くなかったのである。

ア 未入金係当時の「不備」事例について

(ア) Y14 証人は、昭和六二年二月に、当初予定していなかった一四件、一、五〇〇万円につき入金見込みがないとの申出が補助参加人 X12 からあったという。しかしこれは、当時、未入金係としてはなるべく延滞口への編入を阻止したいという気持ちが強かった状況の中で発生した事例である。その内容は、同月二六日段階では入金を約束していたが、同月二八日には入金がされないことになったという、単なる見込み違いの事例にすぎない。しかも Y14 証人は、その一四件すべてが延滞口に編入されたかどうか覚えておらず、それによって X12 の延滞口編入件数が異常に増加したという記憶もないというのである。これによる何らかの実害があったとは、到底認められない案件である。

(イ) 原告は、補助参加人 X12 につき送金確認登録の入金率が悪いと主張する。しかし、その例証として示されたのは、昭和五九年一一月分と昭和六〇年一月分に過ぎない。そして、Y14 証人は、これらは特に成績の悪かった二つの月を持ち出したものであることを認めている。この種の数字は毎月変動することが容易に推測できるにもかかわらず、わずか二つの月の数字から X12 の送金確認登録の入金率が悪いと認定するのは、あまりにも無理がある。しかも、甲四六号証記載の数字から昭和五九年一一月分の平均値を算出すると、八三・二五パーセントになり補助参加人 X12 の六〇・九パーセントがかなり低いのは事実であるが、原告が二番目に悪いとして持ち出した昭和六〇年一月分の平均値は七二・七パーセントであって、補助参加人 X12 は六九・六パーセントというのだから、その差はわずか三・一ポイントしかない。これからみると、それ以外の月の X12 の成績はほぼ平均値に近いかそれを上回っていることさえ推測できるのである。

甲第四六号証で Z99 が入金率一〇〇パーセントとなっているのは偶然にすぎず、同人にも入金されなかった事例のあること丙一五号証の示すとおりである。そればかりでなく、Y14 証人自身が、送金確認をしないままその登録を行い、実際には送金がなかったのに何のフォローも行わず、翌月八日に突如、支店長名の催告を発送していることが明らかである。このケースで異常なのは、送金がなかったにもかかわらず甲第四九号証、第四三号証の趣旨に反して、電話等による連絡も一切行わず、ただちに支店長名の催告に踏み切っていることである。「不備」事例の最たるものを、Y14 自身が行ってい

るのである。

イ 原告は、有限会社川棚自動車学校の例につき補助参加人 X12 の意見具申のやり方に「不備」があると主張する。

しかし、もともと補助参加人 X12 は、同社の関連会社である有限会社三信木材の基本調査をおこなったことがあり、いわゆる「五〇番照会」によっても、当該企業のみならず同一代表者の経営するすべての法人につき担保設定の状況を把握できるのである。これに対し原告と二以上の取引のある企業につき担保抹消の手続をするには多大の事務量を要すること明らかである。このような場合補助参加人 X12 が、多大の事務量をこなす前に、上司に基本的に抹消に応じる方向でゆくか、そうでないかを相談するのはごく自然な行為である。これに対し相談に応じないばかりか補助参加人 X12 に対し注意・指導を行った Y14 の方こそ、管理職としての適格を欠くものというべきである。

ウ 延滞係当時の管理方針不提出

原告は、補助参加人 X12 が管理方針を出さないで、Y14 が代わって方針を出したとし、その例を四件あげている。

(ア) そのうちの一例、有限会社和光電機商会(一、5、(四)、(2)、ア、①)について検討する。

Y14 証人は、昭和六〇年六月八日付け補助参加人 X12 の意見具申にもとづき、同年九月一九日、同年一二月七日、同六一年三月一三日、同年六月二四日、それぞれ保証人一名の実態調査を指示したというものである。

しかし上司たる Y14 は、補助参加人 X12 の意見具申があったからといってそのことをたてに取るのではなく、案件全体を検討して、なお保証人の実態調査が必要かどうかを判断したうえで指示を行うべき責務がある。

そこでこの案件を具体的に検討してみると、原告はすでに、昭和五七年一二月二二日に不動産の競売により二九〇万円の入金を得、さらに代表者の給料差押えにより昭和五九年一二月及び昭和六〇年一月に配当を受け、同月九日の代表者の退職により右差押えを取り下げた事例である。昭和六〇年五月二〇日、補助参加人 X12 が関係者に面談を求めたところ、連帯保証人 Z100 が欠席したため、その実態調査を意見具申したものの、別口の延滞債権(債務者 Z101)に関する情報や電話番号の状況等からわざわざ実態調査をするまでもなく、既に支払能力の喪失が強く推測され、実際昭和六二年五月一日の調査によりそのことが確認されたのである。Y14 の指示自体が不適切であった事例にすぎない。

(イ) 生花小売業の Z102 の案件(一、5、(四)、(2)、ア、③)は、原告の「管理事務便覧」の定めを反し、生活保護を受けている者から債権取立てを行ったものであり、Y14 の指示そのものが不適切だった

のである。

エ ずさんな管理処理

補助参加人 X12 にずさんな管理処理が多かったと主張する原告は、その具体例として建築業者 Z103 の案件(一、5、(四)、(2)、ウ)を挙げる。

しかし、この件で、Y14 が補助参加人 X12 に対し給料差押えを指示した連帯保証人 Z104 は、昭和五九年一〇月二日、来店して月二万円の代払いを約したものである。しかし Z104 は、一ヵ月一四万円以下の収入のなかから月三万円の高利の保証債務を支払中であり、原告に対する月二万円の代払いがかなりの負担であることが明らかであった。しかし、Z104 は、断続的ではあるが支払を行い、その定年退職後も二回の入金を行っている。

また、Z104 の勤務先に対し給料差押えを断行すれば、同人が退職のやむなきにいたる危険が容易に認められた。

これに対し、Y14 は給料差押えへの検討を指示し続けたのである。もともと、この指示は昭和五八年六月一七日に前任課長が補助参加人 X12 の前任者に対して行ったものであるが、昭和五九年一〇月二日に、Z104 の実態が明らかとなった時点で、この指示自体が見直されるべきであった。それにもかかわらず、Y14 は漫然と同一内容の指示を出し続けたものである。

補助参加人 X12 の管理処理にずさんなところはいささかもなく、Y14 の指示こそが失当なものであったというほかはない。

オ 「指示の実行の遅延」及び「管理の放置」について

Y14 証人は、「指示の実行遅延」を二〇件、「管理の放棄」を一〇件、補助参加人 X12 について挙げている。

そのうち一件、Z105 の件(一、5、(四)、(2)、エ、①)をみると、Y14 が差押えを指示した連帯保証人 Z106 は、実質的には生活給といえる町議報酬を金額保証協会から差し押えられ、それにもかかわらず昭和六一年一月から月一万二、〇〇〇円宛の支払を約し、同年一月三〇日同額を入金したものである。履行の様子をみてみたいとする X12 の意見こそ適切であり、Z106 の困窮を無視して町議報酬の差押えを指示した Y14 のほうにこそ「不備」があるものといわなければならない。

その余のケースも、これに準じたものと推測されるものである。

カ 他の従業員の例及び Y14 証人の「不備」事例

(ア) Y14 証人は、X12 に関する「管理放置」については口を極めて非難しながら、他の従業員については、同証人みずから手助けして管理放置に陥るのを阻止していた。

すなわち、Y14 証人は、Z107 職員の担当する Z108 の案件について、昭和五八年一二月一二日、昭和五九年三月二七日及び同年六月二五日、それぞれ四半期検査の直前または直後に、債務者、保証人

に自ら文書を発送し、同職員の管理放置を防止している。これがなければ、Z107 職員は一年五か月余の管理放置に陥ったことになる。

Y14 証人が X12 に対してこのような手助けをしたことはない。

- (イ) Y14 証人自身、Z109 の案件につき、無謀にも死者に対する提訴及び不動産仮差押えを指示するなど、非常識きわまる債権回収策をおこない、結局何の成果も得ることができなかった。

Y14 証人は、自分は代位登記して仮差押えをするよう指示したのに、担当の Z110 が間違えたと責任を部下に転嫁しているが、疑わしい。それなら「債(債権者のこと)不(不動産のこと)仮差」ではなく、「相続人の不動産に対する仮差」をすべきことが表示されるべきだし、訴訟の対象が相続人に切り換えられた後も、裁判所から注意されるまで長らく死者に対する訴えは維持されていたからである。また、仮にその責任が Z110 にあるとしても、民事訴訟の基本構造も理解せず、人倫にももとるような死者に対する提訴をおこなった同人に対し、Y14 証人が非難する様子がまったくみられないのは、補助参加人 X12 に対する態度と対比して、余りにも不公正といわなければならない。

また、Y14 証人が公庫の管理事務便覧の定めを反した処理を行っていたこと、丙第二五号証、第二六号証からも明らかである。

(3) 補助参加人 X8 について

ア 延滞事務処理事例は何ら業務に支障のないこと

一、5、(一〇)、(1)、ア、①、③、⑥、⑧ないし⑩、⑰及び⑳の事例は、いずれも管理を急ぐ必要のない案件であり、指示の実行を遅延させたとして、業務上の支障は、何もなかった。

イ 恣意的な指導観察記録

また、いわゆる指導観察記録の記載は、いずれも Y34 証人(以下「Y34 証人」という。)の補助参加人 X8 に対する偏見を如実に示すもので、到底補助参加人 X8 の勤務成績の公正な評価とはいえない。

甲第九二号証のメモは、補助参加人 X8 が電話を取ろうとしなかったので注意した、とある。しかし、注意されて補助参加人 X8 が電話を取ったのか、それとも取らなかったのか、Y34 証人は記憶がないという。

このような日常の些細なことまで一々メモに残すこと自体、異常であって、その寄せ集めを勤務成績不良の証拠にしようとすることは、極端な偏見を自白するに等しい。

甲第九三号証に、補助参加人 X8 が「しぶく」従ったとあるのも、Y34 証人の主観的な評価にすぎない。

甲第九〇号証の報告文書の遅れというのも、実際には本店宛と同一の文書を名古屋支店内にある名古屋総括室に期限内に提出済みであり、本店送付は土日をはさんだ一営業日の遅れであって、業務に特段の支障はなかった。

甲第一〇〇号証の、補助参加人 X8 が役席会での課長の発表を記録しなかったという件は、必ずしもその場で補助参加人 X8 が記録しなくても、すでに事前の課内ミーティングで補助参加人 X8 が内容を知っていたことから、課内で Y34 が報告したときの資料を Y34 証人から見せてもらって、役席会での Y34 の同旨発表を記録にまとめようとしたものにほかならない。このような経過ではなかったのかと尋問で聞かれて、Y34 は否定できなかった。

甲第九六号証の、出張していて所定の会議に出なかったという件も、補助参加人 X8 が出張先から支店に戻ったことは Y34 証人も否定しない。戻ったときの Y34 証人とのやりとりについて、Y34 証人は覚えていないというだけである。

もともと、この指導観察記録のメモは、些細なことを針小棒大に職務違反とみなすために書かれたものであった。

ウ 補助参加人 X8 の勤務評価の不当性

Y34 証人は、補助参加人 X8 の勤務評価については一貫して B 評価、すなわち平均をつけていたという。

そして補助参加人 X8 は従来から職務熱心であり、すでに奈良支店在籍時、昭和四三年四月から四四年三月まで経営指導者管理者養成講座(企業診断通信学院・商業コース)の全課程を受講し、昭和四五年三月から同年一月まで、財務諸表の通信講座も、これは本店なら公庫の費用で受講することができるのに、原告の考え方に合わないからとの理由で拒否されたため、やむなく自費で受講し、終了に際して優れた成績を推賞され、あわせて昭和四五年一月には商工会議所の簿記検定試験二級に合格した。

名古屋支店在勤時も、後に豊橋支店でも、補助参加人 X8 は歴代支店長に対し、同期の中で最下位になっている理由を聞いたが、支店長らは「悪い評価はしていない、標準昇給している」と答えるのみで、調査役に昇格できない理由についても一般論をいうだけであったことは、本件命令の認定したとおりである。

以上を要するに、補助参加人 X8 の勤務評価を同期最低とした正当な理由を、原告は本訴においても結局、立証できなかった。

(4) 補助参加人 X5 について

ア 補助参加人 X5 の役付職員への昇格の矛盾

補助参加人 X5 の勤務状況について、証人 Y45(以下「Y45 証人」という。)が証言を行い、右証言に関し、甲第一〇四号証(陳述書)のほかいくつかの証拠が提出されている。

そして、右証言・証拠による結論は、右陳述書三ページに次のとおり書かれている。

「X5 さんは昭和四一年に入庫しましたので、浜松支店において私の下で勤務した当時はもう勤続約二〇年のベテラン職員でした。このような

立場にある職員はベテランとしての経験と自覚をもって積極的に業務を遂行すべきであります。しかしながら、X5さんの仕事ぶりは、与えられた仕事をただ漫然と行うことだけに終始し、自分が納得できるまで種々調べてみようという前向きな姿勢が見られず、上辺だけの事務処理を繰り返す、いわゆる手抜きの審査処理をしていました。また、初歩的なミスを繰り返すなど、満足な実績をあげることができませんでした。さらに、基本的な制度の内容や関連規定に関する知識の習得を怠り自己啓発の意欲もなく、積極的に業務に取り組むという姿勢を欠いていました。さらに、下級者に対する指導・助言などを行うということは全くありませんでした。」

なお、Y45証人が右査定を行った期間は、昭和六〇年一月から昭和六一年三月までである。

しかし、右の結論は、補助参加人 X5 が、昭和六一年四月一日に一般職から役付職員である特四等級副調査役に昇格した事実と決定的に矛盾する。

特四等級の昇格基準は、「四等級にある者で、一般的な指示又は手続に従い、高度な判定的業務を行うとともに、必要に応じ直属の長を補佐して下級者の指導にあたる能力に達していると認められる者」である。また、右昇格にあたっての手続は、「公庫は、毎年一月に前一年間の勤務状況について能力適性評価を実施し、それまでの勤務成績の評価と併せて職員の能力の伸長度合を総合的に検討して直近上位等級の職務遂行能力の有無を判定する。その結果、上位等級の職務遂行能力を有すると認められる者は、当該等級への昇格を決定し、認められない者は、現格付等級のままとする。」ということである。

右の点を更に具体的にいえば、評価の手続として、(ア) 昇格基準については、毎年四月一日に所定の昇格基準等を記載した通達を所属長宛に送付し、(イ) 所属長は、勤務報告書に評定の結果及び知識、能力、性格についての特徴や将来性に関する意見などの必要事項を記載して一月二〇日までに人事部長に提出し、(ウ) 人事部長は提出された勤務報告書を点検、精査し、勤務成績内申書と併せて総合的に検討して、昇格対象者をリストアップするということになる。

Y45証人が行った補助参加人 X5 の昇格直前一年間の評価が正しいものであれば、職務遂行能力・勤務成績のみで昇給・昇格が決定されるという原告の立場からすれば、補助参加人 X5 は昇格するはずがない。しかし、現実には補助参加人 X5 は昇格している。そこで、右評価を前提として、補助参加人 X5 が一般職から役付職員へ昇格したことを合理的に説明できるとすれば次のようになる。

第一は、支店長や人事部が補助参加人 X5 に関して行った昇格に関する評価が、Y45証人の評価と全く異なっている場合である。この場合、上司の査定と全く異なる Y45証人の評価は、客観性に著しく欠けて、

全く信用に値しないこととなる。

第二に、直前の一年間の勤務成績に比して、それまでの勤務成績が抜群に良い場合である。右の場合は、直前の一年間の「悪い」査定にかかわらず、全体としてみれば、補助参加人 X5 の成績はかなり良いこととなる。

右の点を尋問された Y45 証人は、あいまいで、かつ、昇格に関する推せんは自分の関与しないところであると逃げる。

しかし、勤務成績内申書は、昇格の重要な要素である。しかも、勤務成績の仮評価には順位を付けることとなっており、かつ、一般的には一番二番という上の番号の職員から昇格させることとなっている。

したがって、一般論からいえば、補助参加人 X5 は高順位で査定されていたと考えるのが合理的であるが、Y45 証人は順位に関しては、「全然記憶がない。」と逃げる。

さらに、補助参加人 X5 に対する Y45 証人の成績評価の内容からすれば、補助参加人 X5 は当然最低の評価であるはずだが、という質問に対して、同証人は、補助参加人 X5 の成績は七割程度の職員の属する「普通」の水準だと強弁する。しかし、同証人は七割の普通の水準の中のどこに補助参加人 X5 がランクされるかについては、記憶がないとして答えない。

以上述べたとおり、Y45 証言は、補助参加人 X5 の翌年の役付職員への昇格との関係で、その絶対的評価の説明として全く矛盾に満ちているものといえる。また、同証人は、成績評価の重要な要素である支店内の他者との相対的評価という点についても、全く答えず、答弁不能に陥っている。

右に述べたとおり、Y45 証言は、全くその信用性を欠くばかりでなく、証言の価値もない。むしろ同証人の証言は、事実を曲げ、原告の主張に合わせて補助参加人 X5 の勤務成績をことさら低く見せるための、ためにする証言と断ぜざるを得ない。

イ Y45 証言の矛盾

次に、Y45 証言のいくつかの矛盾点に関し、順次具体的に指摘する。

Y45 証人は、二〇の問題事例(一、5、(一四)、(2))を指摘する。

右に関してまず指摘しなくてはならないことは、「再調査等連絡表」(通称投げ返し票)自体は、勤務成績の評価に直接関係なく、仕事の円滑適正な運用のためのものにすぎないということである。勤務成績に直接関係するものは、指導観察記録であるが、それが提出されているのは、少なくとも右 Y45 証言段階では、二〇例中二例のみであった。

また、右二〇例を分析すると次のことが言える。

再提出日の記載のあるもの 一三件

再提出日の記載のないもの 七件

(右のうち再調査連絡票のないもの一件)

再提出日の記載のあるもののうち、再提出日が当日のもの
九件

補助参加人 X5 のコメントのないもの
八件

再提出日の記載のないものと再提出日が当日のもの合計
一六件(八〇パーセント)

再提出日の日の記載がなく、かつ補助参加人 X5 のコメントもないもの
七件

右のとおり、再提出日の記載のないものと再提出日が当日のもの合計が、二〇例中実に一六例(八〇パーセント)もある。右一六例は、投げ返されて当日(再提出日が当日のもの)、あるいは即座(再提出日の記載のないもの)に決済ないし処理が行われたことを意味する。つまり、Y45 証人のあげる問題事例は、きわめて軽微な事例が実に八割も占めているのである。また、右の問題事例の中には、補助参加人 X5 のコメントのないもの、つまり、口頭で処理されたものも八例含まれている。

Y45 証人は、一般には全く問題とならない、ことさら軽微な問題をあえて無理矢理ほじくり出して、問題事例が多数存するがごとく見せかけているのである。

ウ 無責任な事務処理事例

無責任な事務処理の事例として、Y45 証人は、補助参加人 X5 が審査段階で作成した信用調査票で仮登記の設定について全く触れておらず、それゆえ仮登記の後に、それを知らないまま原告は本登記を設定してしまい、原告は債務者に、後に追加担保を差し入れてもらわざるを得なくなったとする(一、5、(一四)、(3))。

しかし、右の問題が発生した根本は、補助参加人 X5 の右事務処理上の問題ではなく、原告のその当時の制度やその運用上の欠陥のためである。つまり、昭和六〇年当時原告は、年度末の特例として、抵当権が設定される以前の受理証明の段階で貸付金を交付する制度を採用していた。しかも、登記簿謄本の確認は、審査段階でのみ行い、一番重要な受理証明書確認の直前には行われていなかった。

したがって、右の両段階に何日間か空白ができると、その間に第三者や債務者により登記や仮登記が設定される危険性がもともとあったのである。そこで、右の取扱いはその後当然改訂されている。

エ 次に、顧客との対応が不適切な事例として、Y45 証人は、補助参加人 X5 が融資を否決された顧客に対して的確な説明ができなかったと証言する(一、5、(一四)、(5)、アの事例)。

しかし、直接否決を伝えた職員が文句や説明を求めて支店を訪れる顧客に対して直接対応すると、各種の感情の問題も発生し適切な方法でないことは常識である。このような場合、事務処理に直接たずさわってい

ない上司が、冷静に顧客と対応して説明することが要請される。このことは、契約係の例をとって原告もトラブル防止策として「契約事務マニュアル」で指示している。しかし、トラブルの発生防止と上司の対応の必要性という意味では、審査係でも全く同様のことがいえる。課長と同席した補助参加人 X5 が対応の一切を課長に委ねて沈黙を守ったことは、極めて適切な対応だったと言える。

オ Y45 証人は、補助参加人 X5 の審査処理実績が低調であったと証言する(一、5、(一四)、(6)がその内容である。)

しかし、これには次のごとき欠陥がある。

まず第一に、各担当者は、経験年数が異なり、同質の仕事が与えられてはいない。次に、各担当者は、それぞれ兼務している業務があり、したがって、単なる件数のみの比較は、実はそれほど意味を持たない。また、とりわけ重要なことは、Y45 証人は、この当時の補助参加人 X5 の健康状態を十分知りつつ、それを全く考慮に入れていない点である。

補助参加人 X5 の診断書や通院・入院状況からすると、補助参加人 X5 の場合、単なる風邪などと異なり、かなり無理をして仕事をしていたことが十分うかがえる。この意味でも、補助参加人 X5 を他の職員と数のみで機械的に比較することは適切ではない。

(5) 補助参加人 X2 について

補助参加人 X2 の勤務状況については、Y32(以下「Y32 証人」という。)、Y33(以下「Y33 証人」という。)が証言するなどしたが、それは全く徒労に終わっている。

ア 原告側証人の指摘する問題事例

Y32 証人の作成した甲第一四〇号証の「投げ返し」状況一覧と、甲第一四一号証の一、二及び甲第一四二号証の「問題事例」一覧(甲第一四二号証は Y33 証人の関係も含まれている。)は、あたかも補助参加人 X2 が数多くの不良勤務を重ねたかのように記載されている。これを、甲第一四三号証以下の「指導観察記録」と称するメモと、甲第一六九号証以下の「基本調査票」までの文書記載が裏付けるかのようである。

しかしながら、そもそも、その問題事例なるものは、補助参加人 X2 が担当した膨大な件数の中の、ごくわずかなものにすぎないし、また、そのいずれも、補助参加人 X2 を他の原告職員と比較して著しく勤務不良と評価する理由には到底なり得ないものである。

(ア) Y32 証人の名古屋支店在任中(昭和六〇年六月から昭和六二年七月)に補助参加人 X2 が担当した件数は一、六〇九件、Y33 証人の在任中(昭和六二年八月から昭和六三年七月)に補助参加人 X2 が担当した件数は四五二件あった。この合計二、〇六一件の補助参加人 X2 の担当件数自体は原告も争わないところである。原告が問題視する事例は、その中のわずか四九件にすぎない。

しかも、原告が問題視する事例はいずれも、補助参加人 X2 の事

務処理を直属の課長である Y32 証人と Y33 証人がチェックして不備を直ちに是正したため、事務処理の不備が外部に出たことは一度もなかった。Y32 証人も Y33 証人も、このチェック(通称投げ返し)自体を問題視するが、もともと投げ返しは原告の日常業務のなかで頻繁に行われ、「投げ返しは研修」との本店指導も現になされていた。

(イ) のみならず、原告本店が実施した昭和六二年度の「支店実地検査結果集録」によれば、全国各支店の審査事務の不備事例の主なものとして、すなわち支店内のチェックが行き届かず事務処理が不備のまま外部に出てしまった事例として、一〇項目が挙げられているが、補助参加人 X2 の事務処理についてかかる結果は一例もない。

この支店実地検査結果では、不備件数の一番多いのが① 資金収支・返済力等の検討不十分、次に② 取引条件チェック等の検討不十分、それに続いて③ 担保不動産にかかる評価等の検討不十分とある。これらは、その不備のまま貸付けが行われたため債権回収ができなかったという、原告にとって大変重要な問題事例で、それが各支店で多発していたのである。現に名古屋支店についても、昭和六一年四月の前記検査批評のなかで、右①が、審査事務の不備として第一に挙げられていた。

しかし、補助参加人 X2 の場合、右①②について投げ返しもなかった。そのほか、右支店実地検査結果集録で不備事例の⑤として挙げられ、名古屋支店に対する検査批評のなかでも不備事例として指摘された資金使途の確認不十分についても、補助参加人 X2 の場合、投げ返しもなかった。

(ウ) さらに、利率適用相違をチェック(投げ返し)した事例の多いことを Y32 証人、Y33 証人は挙げているが、当時、利率は、年に何回も変化していて、担当職員の適用相違は多忙の中では現実に避けられないことであった。現に前掲「支店実地検査結果集録」でも、利率適用相違のまま貸付けが行われた事例が、上記①②③の事例に次いで多い。しかし、補助参加人 X2 の場合、利率適用相違は全て直ちにチェックされ訂正されている。

そのほか、保証意思確認の件についても、課長から指摘され当日あるいは翌日に電話により確認するという日報扱いは業務の通例であって、補助参加人 X2 の事務処理は取り立てて問題にするほどのことではなかった。

(エ) いわゆる指導観察記録の中味も、取り立てて問題にするほどのことでない些細な事例をあげつらったものに過ぎない。いわゆる投げ返しの実務も、通常頻繁に行われるため、その記録を一々残すことはなかった。

(6) 補助参加人 X3 について

原告は、補助参加人 X3 について、その保管している管理カードが数多

くあるのに、これを証拠に提出せず、また補助参加人 X3 にこれを開示することもなく、膨大な数に上る X3 の処理した担当事務の中のごく一部を拾い出して、ことさら問題にしている。裏づけとなるべき管理カードを出さないまま、業務ミスなるものを断片的に取り出しても、それが事実合致するものであることの論証にはならない。しかも、原告が問題にする事例というのも、たとえば債権取立届を四か月分まとめて提出したことが、なんら業務上支障もないのに、これを大問題にすることに端的にあらわれているように、一般の原告職員について全然問題にしなかった些細なことがらを、ことさら問題にしているのであって、このような原告の態度は、補助参加人らの組合活動に対する根深い偏見と差別意思に貫かれている。

(7) 補助参加人 X10 について

原告は、もともと一般の職員の日常業務の上ではとり立てて問題にしていなかった、業務に具体的支障を及ぼすことのない、些細なことでも、補助参加人らの組合活動に対する徹底した偏見と差別意思から、針小棒大な業務ミスを重ねたかのように補助参加人 X10 の勤務状況を描き出している。

それほどの偏見と差別意思を持ちつづけながらも、原告は、補助参加人 X10 の実際の勤務実績を全然無視することはできず、昭和六一年四月一日、X10 を一般職から役付職員である特四等級副調査役に昇格させざるを得なかった。この一事をみても、原告が補助参加人 X10 について何十件もあげつらった業務ミスなるものが、実際の業務には全く問題にならないものであることが、容易に理解されよう。

(8) 補助参加人 X17 について

補助参加人 X17 の勤務状況に関し、原告は Y22、Y21 の二名の陳述書を提出した。しかし、Y22、Y21 両名の陳述は一〇年以上前の軽微な事例を全く証拠を示さず、ただら列するにすぎず、また、右両名が個々に指摘する問題点も、事実を歪曲したり、前後関係を意図的に無視したりするのが大部分である。

補助参加人 X17 の勤務成績が何ら問題がなく、むしろ成績が優れていたのである。

(9) 補助参加人 X7 について

原告は、三二か月の間に補助参加人 X7 が処理した約八、〇〇〇件の借用証書関係の処理の中のおそらく二件を取り出して、ことさらこれを問題視したり(その二件とも課長のチェックによって直ちに是正され、問題は起きなかった。)、更衣室に時計がなかった当時、各自の腕時計によって時間を管理していたところ、たまたま時間を見誤り数分遅れた、そのことを大きく問題視したものである。また、原告は、そのほか、当時の原告の業務システムの不備によって生じた、それも些細な事務処理ミスをあげつらい、さらにまた、X7 が後輩に仕事のことで質問され親切に答えていたのに、原告は「X7 に聞くな」と職員に指示し、その上、本訴では X7 の指

導性がなかったなどと理由のない中傷を加えるのである。

補助参加人 X7 に対する勤務状況の原告の主張は、全く根拠がない。

(10) 補助参加人 X6 について

補助参加人 X6 の勤務状況に関し、原告は Y60、Y5 の二名の陳述書を提出した。

Y60 の陳述書は、補助参加人 X6 が頸肩腕症候群で病気治療を行っていたため、時間外勤務が規定によって禁止されていたことを意図的に無視した点に典型的に見られるとおり、補助参加人 X6 の勤務環境や職場状況を全く度外視している。

Y5 陳述書も些細な事例を針小棒大に表現したり、事実を歪めた箇所も多く見受けられる。

補助参加人 X6 は、職業病を抱えつつ、平均以上の勤務成績をあげていたのである。

(11) 補助参加人 X18 について

補助参加人 X18 の勤務状況に関し、原告は Y64、Y65 の二名の陳述書を提出した。

補助参加人 X18 の勤務成績が川越・高崎両支店において最良の評価を得ていたことは、本店検査の結果や業務実績という客観的なデータで十分証明されている。右二名の陳述書は、客観的データを全く掲げず、これを意図的に無視し、事実を歪めた陳述に終始している。

(12) 補助参加人 X4 について

現在病気で入院中のため、反論の陳述書の提出及び反論を提出できない。

第四 当裁判所の判断

一 争点 1(法律上の問題点等)について

1 除斥期間について

(一) 第二、一、2 のとおり、原告においては、昇格・昇給等は、昭和四一年度以降、当該年度の前年度一月に行われる査定(評価)に基づき、毎年度の四月一日に発令される。この昇格・昇給等に関する原告の決定は、対象から除外された職員を昇格させないという決定をも包含するものであるが、この行為は、右の事実を照らし、年度ごとに異なる行為であり、かつ、次の発令時期までの一年間に限り継続するものであると解するのが相当である。

これに対し、被告は、役職位の任用や毎年の等級号俸の決定は、その都度一回限りの行為であるとしても、ある年に、組合活動を理由に役職位や等級号俸について差別を受けたときは、翌年にもその影響が及ぶから、差別意思が認められる限り同法二七条二項の「継続する行為」に当たるといふべきである旨主張する。しかし、最高裁平成三年六月四日第三小法廷判決・民集四五巻五号九八四頁は、昇給に関する考課査定において組合差別的な査定があった場合に、その賃金上の差別的取扱いの意図は、賃金の支払によって具体的に実現されるのであって、右査定とこれに基づく毎月の賃金の支払とは一体として一個の不当労働行為となるとみるべきであり、右査定に基づく賃金

が支払われている限り不当労働行為は継続することになるから、右査定に基づく賃金上の差別的取扱いの是正を求める救済の申立てが右査定に基づく賃金の最後の支払の時から一年以内にされたときは、右救済の申立ては労組法二七条二項の定める期間内にされたものとして適法というべきであると判示しており、この判示に照らして考えれば、前記のとおりに解するのが相当である。

- (二) 本件では、第二、一、7 のとおり、救済命令の申立ては昭和六一年九月一三日であるところ、昭和六〇年一月の査定に基づき同年四月一日に発令された昇格・昇給につきその是正を命じた点(昭和六〇年度分)については、その賃金の最終支払時期は昭和六一年三月三十一日であるから、それから一年内に救済の申立てがされたということができ、また、昭和六一年一月の査定に基づき同年四月一日に発令された昇格・昇給につきその是正を命じた点(昭和六一年度分)については、その賃金支払の継続中に救済命令の申立てがされたことになる。したがって、昭和六〇年度分及び昭和六一年度分については、救済命令の申立ては適法である。

また、昭和六二年一月の査定に基づき同年四月一日に発令された昇格・昇給につきその是正を命じた点(昭和六二年度分)については、この旨の是正を求める救済命令の申立ては、第一、一、6 のとおり昭和六三年三月三十一日にされているから、昭和六二年度分の救済命令の申立ても適法である。

一方、昭和五九年一月の査定に基づき同年四月一日に発令された昇格・昇給につきその是正を命じた点については、その賃金の最終支払時期は昭和六〇年三月三十一日であるから、救済命令の申立ては一年の期間を徒過してされたものであって不適法である。

- (三) よって、本件命令は、昭和五九年度における昇格・昇級の是正を命じた部分につき、労組法二七条二項の解釈を誤ったものというべきであるから、本件命令主文1及び2項の右の点に関する部分は取り消すこととする。

2 時機に後れた攻撃防御方法による却下の申立てについて

- (一) 補助参加人らは、甲第二三七号証ないし第五〇七号証の提出は時機に後れて提出した攻撃防御方法であって却下するべきであるとし、その視拠として、本件及び被告委員会において人証による対象とならなかった補助参加人らの立証に関し、原告がその立証を放棄する旨の訴訟上の協定が成立したこと、本件では、平成九年一月一六日(第一六回口頭弁論期日)までにすべての立証を終了して結審する旨の合意が成立したことを挙げる。

しかし、立証計画の策定段階における原告作成の平成九年二月三日付け「立証計画について」と題する書面をみると、原告は、人証により立証を行う補助参加人を X12、X9、X8、X5 及び X2 の関係に絞るとした上で、「その余の者について陳述書等で対応する。」旨記載しているのであるから、その余の者、すなわち、本件で人証による立証の対象とならなかった者について、原告が立証を放棄する旨の訴訟上の協定が成立していたこと及び平成九年一月一六日の期日までにすべての立証を終了して結審する旨の合意が成立していた

ことは到底認め難い。

- (二) 次に、右各書証の記載内容等をみると、おおむね補助参加人らの勤務成績等に関するものであるといえるところ、本件の主たる立証事項、言い換えれば主たる争点の一つは、補助参加人らの勤務成績等についてであるから、右各書証はまさに本件の主たる争点に関するものであるといえることができる。したがって、原告が右各書証を提出した時点において原告による右各書証の提出がいまだ時機に後れたものであるとはいえない。

補助参加人らは、書証の数が膨大であることを原告の訴訟遅延の目的の表れであるかに主張するが、本件では救済対象者が多く、それぞれに関する書証を提出すればそれなりに書証の数が増えることは当然というべきであり、補助参加人らの右主張は理由がない。

- (三) 以上のとおり、原告の提出した甲第二三七号証ないし第五〇七号証の提出は、時機に後れて提出された攻撃防御方法に当たるとはいえないから、補助参加人らの申立ては理由がない。

なお、補助参加人らは、右各書証の提出は前記訴訟上の協定に反するからこれを却下するべきであるとの主張もしているが、本件では補助参加人らが主張する訴訟上の協定が成立していたことが認められないことは前記認定のとおりであるから、右主張も理由がない。

二 争点2の(一)(補助参加人らの活動に対する原告の嫌悪)について

- 1 被告は、本件命令において、原告が、国金労主流派として補助参加人らの行っていた先鋭的な組合活動並びに全国活会及び発展会における同様の活動を嫌悪し、そのゆえをもって同人らの職位・給与を同期同学歴者と比較して低位に処遇し不当な格差を生じさせた旨認定する。そこで、まず、補助参加人らの活動に対する原告の嫌悪が認められるか否かについて検討することとする。
- 2 原告の労使関係等について

原告の労使関係等につき、争いのない事実及び証拠により認定することのできる事実は、以下のとおりである。

- (一) 補助参加人らがいわゆる国金労反主流派となる前の、原告と国金労との労使関係の経緯等

以下の事実は、特に証拠を挙示する部分以外は、当事者間に争いがない。証拠により認定した事実については、各項の末尾その他の箇所に証拠を挙示した。なお、争いのない事実でも、参照の便宜のために証拠を挙示したものもある。

- (1) 国金労の結成と政労協への加盟

昭和二四年の原告の設立と同時に、原告職員を組合員とする従業員組合が発足したが、昭和二八年に解散するに至った。昭和二九年になり、原告における労働組合として国民金融公庫従業員組合が発足したが、昭和三二年の原告の「能率給」導入の提案のころから再び労使間の対立が始まり、昭和三七年五月国金労は、政府関係特殊法人労働組合協議会(以下「政労協」という。)に加盟、昭和三九年五月には国金労は定期大会において名

称を国民金融公庫労働組合と変更するかたわら、同年一二月にはストライキを行った。

(2) 職務給反対闘争と X9 執行部

原告は、昭和四〇年二月一九日、国金労に対し職務職能給制度(事務職員給与の六等級区分、課長の勤務評定と正規分布理論の導入等)の提案を行った。

国金労は、これに対して「弥富式勤評反対」の方針を掲げて、この正規分布による評定配分や課長勤評の導入などに強く抵抗した。結局、同年一月一〇日に至り原告と補助参加人 X9 を本部執行委員長とする国金労(以下「X9 執行部」という。)との間で、正規分布の不採用、課長勤評を人事部にあげない等の妥協がなり、この給与制度にかかる確認事項の取決めもなされた。

この給与制度は、後記のとおり昭和六〇年四月一日に改定されるまで、その適用が続いた。

後記認定のとおり、このころ、補助参加人 X9 は本部の副委員長ないし執行委員長としてこの闘争の先頭に立ち、同 X4 は本部執行委員、同 X1 は武生支部副委員長、同 X16 は近畿地協事務局員、同 X14 は尼崎支部支部委員、同 X12 は福岡支部青婦人部長、同 X8 は豊橋支部支部委員、同 X18 は仙台支部支部委員として活動を行った。

(3) 環衛公庫設置拒否闘争

昭和四二年七月、環境衛生金融公庫法が成立し、従来原告が取り扱ってきた融資対象業種のうち、一定業種(クリーニング、飲食、理美容、食肉販売、旅館等)は新設する環衛公庫が取り扱うこととされた。

国金労は、この環衛公庫の設立が、原告の分割を図り、かつ同業者組合の推薦貸付けによって中小零細業者を整理淘汰するものであるなどと批判して、署名活動や、ビラ入れ行動などによる反対闘争を行った。

なお、前記経過を経て環衛公庫は設立されたが、その貸付け・融資等の業務の大半は原告の受託業務となっている。

後記認定のとおり、このころ、補助参加人 X9 は本部副委員長、同 X15 は本部執行委員、同 X16 は南近畿地協事務局長、同 X1 は山口北九州地協事務局次長、同 X2 は堺支部委員長、同 X14 は大阪支部副委員長、同 X3 は金沢支部支部委員および青婦人部長、同 X12 は福岡支部書記長、同 X4 は東京支部支部委員、同 X6 は浜松支部支部委員、同 X18 は東北地協事務局次長、同 X11 は京都支部支部委員および青婦人部長として、各々前記闘争に関して、本部では企画・指導にあたり、支部レベルでは署名及びビラ入れ闘争の実施の先頭に立ち、また、同 X8、同 X7、同 X10、同 X5 及び同 X13 も各支部において、支店管内の署名、ビラ配布に取り組んだ。

(4) 昭和四四年のストライキと都労委闘争

ついで、国金労は、賃上げや人員増加などを要求して、昭和四三年には一〇月と一二月にストライキを実施し、さらに昭和四四年には一月一三

日にストライキを予定したが、実施するには至らなかった。

国金労は、昭和四五年二月一〇日、昭和四四年十一月一三日のストライキにかかる原告の介入問題と支部の団交人数等の問題に関して、被告に対して不当労働行為救済の申立てを行ったが、この事件係属中に副調査役クラスの組合員を中心に五〇〇名を超える者による取下げを求める意見書が国金労本部に送られたこともあって、昭和四六年十一月に至り、昭和四四年のストの介入問題の話合いの継続と支部レベルでの団交人数等の合意となり、労使間での確認書の交換をもって右事件は取り下げられた。

後記認定のとおり、このころ、補助参加人 X1 は本部副委員長、同 X15 は同執行委員、同 X16 は南近畿地協事務局長であり、いずれも本部役員として、これらの事件に対処した。

(5) X1 執行部の成立

昭和四八年二月の国金労定期大会において補助参加人 X1 を執行委員長とし、同 X15 を副委員長とするほか、同 X14 を南近畿地協の、同 X17 を北海道地協の、同 X3 を北信越地協の、それぞれ事務局長にすえる新執行部(以下「X1 執行部」という場合がある。)が成立し、同 X1 は就任挨拶で、前記のような一連の組合闘争を評価し、組合員の団結を訴えた。

この執行部は、同年暮れにはスト権を確立したが、札幌支店では副調査役組合員によって、支部大会におけるやりとり等についての組合情報が、原告側に漏洩されたとされるなどの労使間の軋轢も生じた。

(6) 昭和四九年のストライキ実施及びオンラインシフト闘争

国金労は、昭和四九年四月一日にストライキを打ち、この際札幌、青森、金沢の各支店では、ピケラインを巡っての軋轢、支店長ら役席と組合員との懇談やそこでの役席の言動問題等で、労使間の紛糾を招くこととなった。

これを受けて国金労本部は、昭和四九年五月、前記各支店での紛争に関し、「不当労働行為を糾弾し、職場秩序を確立しよう」と組合員に訴えた。

また、原告は、昭和四九年六月、業務のオンライン化に伴い、事務センター職員の勤務について、事務センターの二四時間稼働の必要性などから、深夜勤務を含む変則勤務体制を導入することを国金労に提案したが、これに対して、国金労は、これは労働条件の大きな改悪提案であり、今後のオンライン化の進展によって各職場の労働条件に対しても悪影響を及ぼすおそれがあると反対し、団交にもその方針で臨んだ。

結局、提案から一年後の昭和五〇年六月には、この件は労働協約の見直しとともに妥結するに至った。

後記認定のとおり、以上のストライキ及びオンラインシフト闘争のころ、補助参加人 X14 は本部副委員長、同 X3、同 X12 及び同 X10 は各々地協事務局長又は副事務局長であり、特にオンラインシフト闘争については、同 X14 は国金労側の責任者として直接原告と交渉した。さらに、後記認定のとおり、同 X9 及び X1 は、原告のオンライン化を批判する行動を取

った。

(7) 労災問題への取り組み

昭和四九年ころ、原告においては頸肩腕症候群のり病者が増え、当時の国金労の健康実態調査によれば、女子について要休養九〇名、要治療一四六名を数えていた。

補助参加人 X4 は、昭和四七年三月より大森支店に勤務していたところ、頸肩腕症候群を発病、昭和四八年一〇月以降病休となり、昭和四九年一〇月三〇日には、中央労働基準監督署に労災保険補償給付請求(以下「労災申請」という。)を行い、国金労も労組意見書を提出した旨機関紙で報告するなどして支援した。また、昭和五〇年一月一〇日には札幌支店においても、昭和四九年秋からこの疾病で病休中であった五名の女性職員がやはり札幌労働基準監督署に労災申請の手続を取った。

ついで、昭和五一年一二月一三日には、津支店の女性職員 X28 も津労働基準監督署に労災申請を行い、昭和五二年一月二五日には、本部と見解を異にして「支援しない」と決議した津支部に反発して「X28 さんの労災認定闘争を支援する会」(以下「X28 を支援する会」という。)も結成された。

このような労災申請闘争に先頭に立って支援したのは、補助参加人 X15、同 X17 であり、後には同 X3 も再審査の代理人となるなどの支援活動を行った。

しかし、札幌支店や津支店での支部レベルでの組織的な取り組みは弱く、札幌ではこの「励ます会」による支援体制に支部が反発し、昭和五一年に本部に公開質問状を発することがあり、津では同年一二月末の支部総会で労災申請の支援が否決され、両支部ともかえって本部の支援方針に対決する姿勢を示した。

(8) 人増闘争

国金労は昭和五〇年末から昭和五三年にかけて、職員の増員や金利引き下げ等を目指して、中小企業向けのいわゆる「人増ビラ」まき闘争を三回程企画し、初回は一一四支部が参加し、約二五万枚強が配布されたが、支部として組織的な対応をとらなかったところも一三支部に上った。この昭和五〇年のビラで国金労は、原告が「長期で金利が安く満足できる資金を」という中小企業の要望に応えていないこと、また、「公務員定員削減政策」が一方的に適用され、仕事は増えても人員はほとんど増えない状況にあり、「人員不足を主な原因として健康破壊が進んでおり、なかでも、首、目、腕などにしびれ、痛みが出る『けいわん障害』という職業病も発生」していることを訴えた。

ついで、昭和五三年には国金労の予算要求に絡んで、原告における、人員不足に伴う「持ち帰り労働」の問題が国会でも取り上げられ、参議院大蔵委員会ではその是正を求める附帯決議や、衆・参両院とも同旨の請願が採択された(このような原告職員の人員増を目指す活動を、以下「人増闘

争」という)。

(9) その後の国金労の動向(いわゆる労使協調路線への転換)

国金労は、昭和五一年や五二年の大会では、オンラインによる人員削減反対や病人を出さない職場環境づくり、中小零細業者要求の尊重などと並んで、「アカ攻撃をはじめとする労組破壊策動をやめさせよう」をスローガンとするなど組織への危機感を強め、昭和五四年八月には、中央執行委員会名で機関紙「ちから」紙上に「「公庫」今度は代議員盗り」と題した訴えを掲載し、「代議員選挙に対する不当な干渉と介入などにみられる公庫の攻撃は、労働組合の自主性と労働者の基本的権利を侵害する不当労働行為そのものであり、決して許されるものではありません。」と組合員に訴えていた。

昭和五五年一〇月一日、同月開催予定の第五〇回定期大会を前にして、このころには国金労本部を離れていた補助参加人 X1、同 X14、同 X17、X3ら六名は連名で「ちから」に投稿し、当時予想されていた国金労のいわゆる「労使協調路線」への転換に言及し、「労働者・労働組合が、自分たちの権利や生活向上を主張せず、使用者の言いなりになるという意味では、『使用者追従』路線としたほうが、言葉の正しい使い方でしょう。では、なぜ、公庫側はかくも執拗に『使用者追従』路線を推進しようとしているのでしょうか。私たちは次のように考えます。…長年にわたり意図している賃金体系の抜本的改悪を実施し、総賃金源資を抑制するとともに、労働者一人ひとりを競争させ、権利を主張しない労働者づくりをしたい。」などと指摘した。

なお、この昭和五五年一〇月の大会での役員選挙において、補助参加人 X5 は同 X3 の推薦を得て執行委員に立候補したものの落選し、同 X18 の推薦した候補者も落選した。このように、この大会を契機に補助参加人らは「反主流派」ないし「少数派」の立場になった。

(二) 補助参加人らが反主流派となった後の集団としての活動状況について

証拠によれば、補助参加人らがいわゆる「反主流派」となった後の集団としての活動状況につき、以下の事実が認められる。

(1) 全国活動者集会の結成

補助参加人 X2 は、支部レベルから本部への段階へと広がりつつあった、前記のような国金労の、いわゆる「労使協調路線」への転換への動きを懸念し、同 X9 と協議の上、全国の同様の考えをもつ組合活動家や同調者に呼びかけ、昭和五三年九月に大阪において「情勢をきりひらくための懇談会」を開催した。

この懇談会への参加者は、補助参加人 X9、同 X1、同 X2、同 X16、同 X10ら九名であり、各地の活動の経験を交流し、情勢の討議を行い、今後、国金労が取り組まなくなった原告従業員の要求を積極的に取り上げ、支援活動を展開することを申し合わせ、また、原告業務の変質にも危機感を強め、その対策も検討することとなった。

また、この会を全国活動者集会と称することとし、このほか、地域ごとのブロック活動者集会も組織され、同様の趣旨で討議、活動がされることになった。

(2) 労災認定の再審査請求

前記昭和五一年一二月に行われた津支店職員の頸肩腕症候群の労災認定の請求は、前記のとおり補助参加人 X15、同 X3、同 X5 らが熱心に支援していたが、昭和五五年四月に至り三重労働基準局から審査請求の棄却決定が出された。

この間、昭和五四年八月一日から一二日にかけての第二回全国活会の集会(補助参加人 X1、同 X2、同 X16、同 X9、同 X10、同 X18、同 X17、同 X3 ら一四名が参加)において、同 X17 から頸肩腕労災申請闘争にかかわる報告があり、昭和五六年四月の第六回全国活会(同 X9、同 X1、同 X2、同 X16、同 X17、同 X3、同 X10、同 X5、同 X6、同 X18、同 X13、同 X11、同 X19 ら二二名が参加)では、補助参加人らも参加する「X28 さんを支援する会」の組織、運動に対して「会員は一〇〇余名だが広がらず、かつ、転勤等で名前だけの人も多く、量的には後退している。事務局体制の弱さあり、『ニュース』発行も不十分だった。」などとする総括も行われた。

昭和五五年六月、この労災申請人 X28 は労働保険審査会に再審査請求を申し立てたが、この際、四名の同僚のほか補助参加人 X15 及び同 X3 が代理人となり、後には同 X17 もこれに加わった。

(3) 女性組合員の四等級不昇格問題

豊橋支店の補助参加人 X6、久留米支店の同 X13 及び岡山支店の X29 の三名は、昭和五五年四月一日の勤務評定において、いずれも人事考課上の評語 C の評価を受け、昭和五五年度における四等級への昇格がならなかった。

この女性組合員三名は、いずれもこの評価に納得できず、同年八月、四月に遡って四等級へ昇格させるよう苦情処理申立てを国金労及び原告に対して行った。

全国活会では、昭和五五年一一月の第五回集会(補助参加人 X1、同 X2、同 X16、同 X9、同 X10、同 X4、同 X17、同 X3、同 X15、同 X6、同 X13 ら二四名が参加)において、既に一〇月に結成されていた「X6、X13、X29 さんの不当差別反対の闘いを支援する会」(以下「X6 らを支援する会」という。)に事務局を設けて全面的に支援することを決定し、この事務局長(対外的には連絡員と称した。)には、同 X6 の夫である同 X5 を充てた。この会は、昭和五六年一月二五日には、東海地協の組合員に対して、「苦情処理委員会での公庫の C 評価の理由(ミスが多い、年休が多いなど)には断じて納得できない。」との訴えなどのビラ配布を中心とする支援行動を行った。

この苦情申立ては苦情処理委員会において容れられなかったが、その後昭和五六年四月の第六回全国活会では、三名が昇格するに至ったことを受

けて、「X6らを支援する会」については、「すすめ方に問題はあったものの全体としては可とする」総括を行った。

一方、原告は、昭和五六年一月一四日の国金労との団交の席上、この苦情処理問題に触れ、「X6らを支援する会から、現在苦情処理委員会で審議されている事案について、いろいろと記述されたビラが各地に出回っているという事実があります。そしてこの支援する会の連絡先は浜松のX5方となっています。…支援する会は誰が一体運営しているのか、支援する会のこのような行動は組合員としてやっているのか、さらに組織的に組合活動としてやっているのかを労組は明らかにしてもらいたい。」と国金労を問い詰めた。国金労の「国金労の下部組織ではないが…(会の実態については)ノーコメントです。」との回答にも、原告は「労組が明らかにしなければ、公庫の手において明らかにしても文句は言わないだろうな。」と、あらためて念を押した。

(4) X30の職場復帰闘争

津山支店のX30は昭和五四年一一月から頸肩腕症候群により、病休に入っていたが、病状が軽快してきた昭和五五年五月から原告に対し職場復帰を願い出ていたが認められず、昭和五七年五月以降無給状態になった。

全国活会は、昭和五七年九月開催の第九回集会(補助参加人X3が呼びかけ、同X9、同X1、同X2、同X15、同X16、同X17、同X3、同X10、同X4、同X18、同X11、同X19ら二五名が参加)において、この問題を取り上げ、「支援する会」を組織して闘うことを確認した。

同会は、同年一一月には歴代の津山支店長のX30に対する対応や言動を糾弾する、全組合員を対象とした三、〇〇〇通のビラを配布した。

また、昭和五八年五月にX30が復職した後の一二月には、本人や会の行動に批判的な国金労津山支部の総括に反論した小冊子を発刊し、「労組の取組めない闘いでもその要求の内容と要求を持った人の闘う決意によっては、(闘いを組織し支援会方式で)、展望をきりひらいていけることがあきらかになった」との見解を表明した。

(5) 「どこへ行く国民公庫」の発刊

全国活会は、昭和五六年九月開催の第七回集会(X9ら補助参加人一四名を含む三二名が参加)においては、原告の現状を分析し改革を提言するパンフレットを作成して内外に訴えることを確認し、その後の各集会で議論を重ねた。その結果昭和六〇年一月には、「中小企業金融機関としての国民公庫が抱えている問題点とその原因を明らかにし、財政危機や行政改革が叫ばれるなかで、ややもすれば非効率論に支配されがちな政府機関—国民公庫—論に一石を投じたいということです。」と発刊意図を巻頭に飾った、「どこへゆく国民公庫」(X9が著者で、申込先は後記「発展会」又は補助参加人ら)を頒布し、原告の再生のためには、自己資本の充実や中小企業を重視した融資を求めるとともに、充実した融資相談のためにも原告職員の増員などが必要であると訴えた。

(6) 発展会の結成

前記全国活会は、昭和五六年四月の第六回集會ころから、副調査役ないし調査役任用に関し議論を重ね、また、前記のように原告の現状における問題点を分析し内外に訴えることも決定していた。

そして、昭和五八年一二月、補助参加人らは、X16を事務局長とする「国金から不当な差別をなくす会準備会」の名で、原告を中小企業のための政策金融機関として再生させ、民主的な労働組合運動の再構築を目指す闘いが求められているとの認識のもとに、「私たちは不当な思想差別・活動家差別の是正を正面に据え、業務の民主化闘争と結合して運動を大きくもり上げていきたいと考えています。」と訴えたビラを配布し、同準備会への参加を呼びかけ、昭和五九年一月の全国活会の第一一回集會(X9ら補助参加人一四名を含む三三名が参加)では、「国民公庫から不当な差別をなくす会(仮称)」を結成することを確認した。

昭和五九年七月二日と二日にわたり開催された第一二回集會(補助参加人全員を含む三八名が参加)に至り、発展会を正式に発足させることになり、同集會では、発展会は「国民公庫から不当な差別を一掃し、民主的で明るい職場をつくること、及び国民公庫を真に中小企業に役立つ金融機関とすることを通じて中小企業の発展に寄与すること」を目的とし、職員、元職員、原告の利用者、発展会の主旨に賛同する個人等で構成し、年会費は二、〇〇〇円、役員は会長(補助参加人 X1)、副会長は、事務局長とし、事務局を補助参加人 X16 方とするなどの会則、活動方針等を決定し、昭和六一年一月の第一四回集會(補助参加人ら全員を含む三〇名が参加)では、「全国活会」の解消と「発展会」への移行を決定した。

また、前記第一二回集會では、昭和五九年二月に国金労に提案のあった後記賃金体系の変更(六〇歳定年制の導入と給与制度の変更等)に関し、補助参加人 X1、同 X18、同 X17 ら四名の連名による『「体系改悪」という重大事態に際して国民公庫に働く皆様に訴える』というリーフレットを配布(国金労機関紙にも同旨の記事が掲載された。)したことなどについて活動報告もなされた。

(7) 発展会の活動状況

こうして結成された発展会は、昭和五九年七月二日、X1 ら一七名及び X23 の連名で、原告総裁に対し「不当差別是正の申入書」を提出するとともに、全職員を対象にした「訴え」と題するビラを配布した。

この「申入書」では、「同期採用の者の中位の待遇に是正し、昇格・任用おくれ等による賃金の差額を補償すること」、「男女差別をやめること」や、「今後、思想信条、組合活動を理由とする不当な差別を一切行わないことを確約すること。ならびに過去の不当な差別について謝罪すること」を原告に求め、また、職員に対する「訴え」では、各支店における組合活動家への職制の干渉の実態があるとした上で、発展会への入会を呼びかけるなどし、その後同会は昭和六〇年一月時点では一九七名に達した。(争

いのない事実)

そして、同じころ、発展会はビラを配布し、選別融資を排除すること、中小企業を救う緊急融資制度を創設することの必要性和、公庫職員の賃金・職位差別の実態を指摘し、同会に勧誘した。

次いで、発展会は、昭和六〇年七月二六日、原告総裁あてに、融資対象企業の絞り込み問題、増資・金利問題のほか、超勤手当未払い問題等について公開質問状を發した。この中で発展会は、原告の次長・課長・調査役の時間外労働の実態と、その手当が課付調査役にのみ一率月八時間分しか支給されていない状況等を追及し、合わせて、前記の不当差別是正等の申入れから一年を経たにもかかわらず、何ら原告側の反応がなく甚だ遺憾であるとして、改めて回答を求めた。

なお、この間発展会は、「発展会ニュース」を八号まで發刊するとともに、原告本店ビル前での決起集会や職員や業者にビラ配布を行い、前記「どこへ行く国民公庫」の販売活動や支援カンパも募った。

また、発展会は、昭和六〇年一二月一七日、福山支店長に対し、会長補助参加人 X1、副会長同 X2 ら二名及び事務局長同 X16 の連名で、同支店の X31(当時五二歳)の退職について支店職制の強要があったのではないかと、質問状を發した。

さらに、このころ、浜松地区において「浜松金融経済研究会」を補助参加人 X5 を中心に組織し、昭和六一年四月を手始めに金融自由化に関する学習会を開催した。

その後、発展会は、昭和六二年一月二九日にも、原告総裁に対し「公開質問状」を發して、当時世情を騒がせていた「売上税」問題などについて原告の立場を質した。

(三) 補助参加人らの集団としての活動等に関する原告の職制による言動等について

- (1) 証拠によれば、前記のとおり、X1 執行部の成立を前にしたころ、原告の人事部長は、各部長及び支店長に、「新執行部が執行委員長追隨の体質をもっている以上、『本部(地協)指令に無批判に従う』という支部体質を放置することなく、これを改善していく必要があると思われ、四七年度労務管理方針を踏まえながら、次のことも参考にして適確に対処して下さい。…労組は上級層に対して見切り論を提示しているだけに、良識ある職員の育成・拡充は益々重要となっています。たとえば労組が一斉職場集会等を開催する場合においては、参加者率を低くすることのみに焦点を合わせることよりも、むしろ『良識をもった組合員としてどのように考えて行動することが正しいか』との観点から職員を指導し、それが集会等の場にもどのように反映していったかという過程が重要であると思われ。…労組は四八年度の組織方針として教宣活動の強化を掲げているだけに、各管理者は職場新聞にも注意を払い、問題とみられる内容表現がある場合には総括室、人事部と連携を保って適確に対処する必要があります。…」と

指示したことが認められる。

- (2) 証拠によれば、大阪の総括室(札幌、仙台、東京など全国八支店内にあり、管内支店間や本支店間の意思疎通、調整等が業務)も管内の各支店に、昭和四八年一月二三日、「本部三役の顔ぶれは、委員長・X1、副委員長・・・と予想され、教条路線が懸念されます。一方、本年の国金労の旗開きには、共産党 X32、X33 両代議士が出席したようで予想以上に共産党と密着しており、この二面から今年の労組路線が厳しさをますことが予想されます。従って執行部盲従の支部体質は極めて危険と考えられます。その意味で前記の支部役員、地協事務局役員には良識層の進出が促進されるよう重ねて配慮をおねがいます。」と指示したことが認められる。
- (3) 証拠によれば、前記昭和四〇年の「職務給反対闘争」が行われたころから八年間ほど労務担当理事の職にあった Y66 は、「政法連」昭和四八年九月号「政法連創立三周年を祝う」において、前記一連の国金労や補助参加人らの活動に関し、次のような見解を表明したことが認められる。

「国金労は昭和三七年に政労協に加入しました。四、〇〇〇人近い組合員を擁して政労協に加入したことは大歓迎をうけ、幹部は発言権も大きく、・・・指導的立場を与えられ、先鋭化せざるを得ない立場に追いやられたものと思われま。間もなく国金労から政労協副議長を出したことからその間の事情はうかがい知れるところであります。以後国金労は『闘う組合』を宣言し、急速に先鋭化し、政労協の先頭に立って行動するようになった訳です。・・・昭和三九年以降数年間は、毎年年中行事のごとくストが決行されました。こういう状態をどう打開して正常な労使関係を確立して行くかについて腐心した訳ですが、まず第一に着手したのが百数十カ所の支店の運営、ならびにその組合支部の委員会運営状況の実状把握でした。・・・そこで、その対策ですが、1 経営権の適確な行使、2 職場秩序の確立、3 企業における適正な人間関係の樹立の三項目にしばって支店長会議、次長会議、課長会議を通じて執拗に管理者教育を繰り返し実施しました。当初はいたずらに組合を刺激するだけでさしたる反応もなく、その効果について疑問を持ったことも何度かありましたが、二年三年とその努力を重ねていくうちに、少数ではあるが組合に対する強力な批判層が生まれ、その輪が次第に広がり、ついには組合執行部の指示に盲従することはなくなりました。・・・」

- (4) 証拠によれば、昭和五二年八月ないし九月ころ開催された全国支店業務関係課長会議において、本店人事部給与課長は、最近の労組の動向等に関し、「国金労(は)、労災認定闘争、江東リボン闘争においてみられた社会党代議士による圧力、人増ピラに見られる特定政党との結びつき等企業外での運動を志向し企業告発的姿勢が強い。しかし一方、組合内部からも健全な考え方が育っており、本部は弱体化した組織の建て直しに特に若手組合員教育に力を入れている。・・・現在の経済環境における労組のあり方について反省の色がない。若手職員指導、若者の意識等を特に問題点として

あげた理由は、…組合の中は若手が主力を占めているので問題提起をし、支店の実情を聞き、相互に今後の指導上にかかしていくためである。」旨報告し、これを受けて、大手町支店は、「若手職員が労組活動の中心になっているが、副調、上級職員が若手を指導せず、労組の活動に参加しないのではいけない。」と、また、千葉支店は、「労組サイドから若手層にアプローチがなされているので、インフォーマル、フォーマルを問わず、役席、副調が一体となって若手職員にアプローチしている。」と発言したことが認められる。

(5) 証拠によれば、鹿児島支店長作成の「労働組合カード」につき、以下の事実が認められる。

ア 鹿児島支店長は、昭和五〇年度から五六年度にかけて、人事部長あての「マル秘」とされる「労働組合カード」を作成し、同部長に対して報告を行っていた。

イ 同支店長は、このうち昭和五三年度の同カードにおいては、支部の活動状況と今後の見通しと対策に関し、以下のように報告した。

「五二年度における体制は、X34 が委員長となり、子飼いの組合員を操って何とかビラ入れ署名運動、X17 問題等に取り組んだ。この間、副調査役は良識者の事務局体制を作り、良識者の拡大を組織的に進めた。

ビラ入れ書面運動では決議を取れる状態でないため委員長専決という型で一部が強行、X17 問題では委員会はもちろん三役には諮らず抗議電報を打つなど組織を無視した独走が見られた。これに強く抗議した副調をはじめとする良識層は同委員長の引責辞任を迫り、遂にこれを認めさせ八月二五日選挙を実施、X34 を降ろして良識者による支部体制を固めた。…副調査役は良の事務局体制を作り、良の結束は強固である。より一層の連携の強化、意思統一により、さらに良の拡大に努める。副調査役はもとより良は仕事の上で強力なリーダーシップをとれるよう指導育成し、若手が尊敬し、組合の上でも追従してゆくようにする。」

ウ また、同カードには、この他支部役員の活動状況をも個別に触れており、新支部委員長 X35 については「良識があり、現執行部には強い批判をもっており、健全化の努力をしている。」とか、前記の前委員長である副委員長 X34 については「特定イデオロギーの傾向者、…前委員長として活動したが信用を失い、指導力、発言力弱化した。」などと報告した。

エ さらに、昭和五五年度の同カードにおいては、支部活動の概況や支店労務管理上の問題点につき、以下のような分析が行われた。

『支部活動状況の概況』

(当支部の体質及び支部の動き)

昭和五三年度を境にして良識層の勢力が徐々に拡大され、優位を保つようになり、支部役員、代議員についても良識的組合員が占めるようになった。従って支部の体質は健全化に向かって一歩ずつ結

実しつつあり動きも平穩に推移している。

(支部組合員の構成)

質的構成 良 男一八名、女九名、中間 男四名、女三名、不良
男五名、女三名

『支店労務管理上の問題点』

- ・ 一部の男子中堅非良識者と女子反良識グループは依然として権利意識が強く、支部リーダー層への不信感を煽って巻き返しの機会をうかがっており予断を許さない。
 - ・ 一方最近の良識層優位の平穩ムードから従来結束を固めてきた良識層に諸情勢に対する判断、現状認識の甘さ等が若干感じられ、総会等での発言内容にも説得力が弱まってきているふしがある。
 - ・ これらの点から副調を中心とした良識層グループの体制見直しと強化をはかり、役席が一体となって対話による意思疎通を密にし、理解を深めると共にこれまでの「力と数による抑え込み」から相互理解相互信頼へと「健全な組合づくり」を目指したい。」
- (6) 証拠によれば、昭和五六年に開催された管理事務担当課長会議において、人事部から、国金労が昭和五五年の大会で労使協調路線を決定し、支部の体制も良識層が六〇パーセントを占めて変化していること、一方で、支援する会のような一部偏向分子の活動もみられること、無関心層が増え、労組活動に逃避的な支部もあることは、一部偏向分子に反撃のチャンスを与えることになるので十分注意することが指摘され、また、特に女性は視野が狭く、権利意識のみが強いので、職員指導を十分やる必要があること、その際、女性の良識層を通じて指導することも対策の一つであることが指示されたことが認められる。
- (7) 証拠によれば、昭和五八年六月ころ行われた某支店での実地検査の結果に関し、本店は「労組は良識ある職員がリードしているが、権利意識の強いグループが存在しており、予断を許さない。」と、国金労支部の動向を分析したことが認められる。
- (8) 証拠によれば、昭和五九年四月ころ開かれた某ブロック管理課長会議において、総括支店長が、当時前記のように提案されていた「定年延長と給与制度の変更」に関して、各管理課長は支店長と相談の上役割分担をし、職員が積極的に賛成するように働きかけることを指示したこと、その際、不当労働行為としてとらえられないよう注意するとともに、職員指導の結果は支店次長に報告し情報を共有するよう求めたこと、「積極的に賛成する職員を正攻法で増やしてほしい。(前記提案は)早期に妥結する必要がある。」とする一方で、「旧体質派は説得に応じることはない。組合民主主義で決着をつける必要がある。八〇パーセントで決着するためには今が山場である。支店長、次長と力を合わせてしっかりやって欲しい。問題のある職員は塩漬けにして多数をとり、早期妥結の声を本部にあげるようにして欲しい。」とまとめたことが認められる。

(9) 証拠によれば、昭和六〇年七月、岡崎支店長は「マル秘労組関係月例報告(六〇年六月分)」を人事部長あてに提出したこと、同報告書では、同月六日に夏期一時金、夏期健康管理休暇問題の分離妥結案を議題として国金労支部総会で開催されたこと、その場での司会者、各組合員の発言内容の要旨や「夏期休暇分離妥結については挙手により全員賛成」との支部の結論が記載されたことが認められる。

3 補助参加人ら個々の具体的活動状況及び原告の職制らによる言動等について
補助参加人ら個々の具体的活動状況及びこれに関する原告の職制らによる言動等につき、証拠により認定することができる事実は、以下のとおりである。

(一) 補助参加人 X9 について

(1) 主な組合役員歴等

昭和三〇年入庫、昭和三一年から昭和三七年まで本部執行委員(通算四期)、昭和三八年から昭和三九年まで同副委員長、昭和三八年公庫労協(政府関係金融公庫の労組協議会)事務局長、昭和三九年政労協副議長、昭和四〇年本部執行委員長、昭和四一年から昭和四二年まで同副委員長、昭和四六年から昭和四九年まで仙台支部支部委員、政労協東北支部副議長、昭和四九年調査役に任用され組合員資格を喪失、平成四年定年退職

(2) 組合活動の概要等

ア 執行委員長などの本部役員時

補助参加人 X9 は昭和三〇年三月に入庫後、本所を経て立川、王子支店で勤務するかたわら、昭和三一年からは本部の執行委員を歴任するに至った。そして、国金労の政労協加盟と同時にその副議長に就任し、昭和三九年には一一年振りのストライキを指導したが、当時は、前記のように原告が導入を図っていた職務職能給制度を「職務給」とであると反発した国金労との間で導入の是非も対決点となっていた。

補助参加人 X9 は、昭和四〇年には本部執行委員長として、この「職務給」の導入阻止を目指し、同年二月に提案のあった給与制度の変更に対処して、結局、労使は一二月になって合意することとなった。

この結果について、国金労は、「職務給そのものの粉碎はならなかったものの、正規分布や課長勤評の撤回を勝ち取るなど、大きな成果が上がった」と総括した。

また、昭和四二年七月に環衛公庫設立法案が国会を通過して始まった同公庫の設置反対闘争については、同人は本部副執行委員長として、一二〇万人の国会請願署名と、一〇〇万枚のビラ入れ闘争に積極的に取り組んだ。

イ 他台支部当時の活動と仙台支店長の言動

補助参加人 X9 は、昭和四四年の仙台赴任後、昭和四六年から四九年にかけては支部委員と政労協東北支部副議長を兼ねて活動していたが、このころには、「X36 君を守る会」の会長に就任し、宮城県社会保険診療報酬支払基金での組合員の人権擁護闘争に参加したほか、仙台支部単

独で、人員補充を要求してリボン闘争を行うなどした。

昭和四七年冬、仙台支店の Y67 支店長は、補助参加人 X9 をおでん屋に誘い、「私はこれから不当労働行為をやります。私は訴えられてもかまわない。これが私の仕事です。」と前置きしたうえで、労働運動から手をひくことを約束してくれなければ、三等級への昇格を推薦できない旨述べた。補助参加人 X9 は、Y67 支店長のこの忠告に感謝はしたものの、これを拒絶した。

ウ 調査役としての意見具申等

昭和四九年に静岡支店の調査役として任用された補助参加人 X9 は、昭和五〇年から事務機械化計画に伴う事務センターの勤務条件に関し、支店長や労務担当理事に、機械化のマスタープランを示すべきなどとする持論を伝え、所管部長に対しても、同センターの所長以下の三役人事の見直しを提言した。

その後、補助参加人 X9 は、昭和五一年には、長女の教育上の事情もあり、東京への転勤を希望したが、人事当局からは「影響力が大きいので絶対に帰さない」旨の意向が示され、この転勤希望はかなえられなかった。

エ 全国活動者集会及び発展会への関与

前記のように、補助参加人 X2 は、国金労の路線変換等の変質を危惧し、昭和五三年九月に大阪での「情勢をきりひらくための懇談会」開催を取り仕切ったが、これについては、当時静岡支店に勤務していた補助参加人 X9 は、同 X2 から、原告の当局は組織的に組合解体を進めてきている旨の相談を受けたため、同様の危機感を抱く者を集めて対策を協議する必要があるとの意見を表明して、X2 を呼び掛け人にして同集会を開催することに積極的に関与した。

補助参加人 X9 は、昭和五三年九月一六日、同月一七日の両日開催された前記の第一回全国活会から参加し、国金労の大きな節目となった、昭和五五年の国金労大会後の同年一月に開かれた第五回集会では、国金労内で少数派に転落した現実を踏まえ、今後、個々の労働者の権利や悩みを取り上げることとし、当面、先にふれた、当時持ち上がっていた X6 から三名の不昇格問題を支援することとした。

その後、原告は、昭和四〇年の給与制度の全面改訂から二〇年を経過した昭和五九年二月に再び大規模な給与体系の改正を提案し、補助参加人 X1、同 X18、同 X17 をはじめ四名の全国活会のメンバー(後に発展会会員)が同年六月に「体系改悪反対」のリーフレットを発行したことは、先にみたとおりであるが、補助参加人 X9(昭和五五年からは浜松支店勤務)も、この昭和五九年六月の国金労定期大会に書簡を送り、今回の改訂は部分的手直しの形はとっているが、それは改悪であると訴えた。

前記のとおり、全国活会においては、昭和五六年以降原告業務の変質を憂え、現状を討議・分析し、昭和六〇年一月には発展会会員であるこ

とを明記したうえで、補助参加人 X9 の著者名で「どこへゆく国民公庫」を発刊した。

その後、補助参加人 X9 は発展会に参加した。

オ 原告総裁への要請と元労務担当理事の言動

昭和六三年三月二日、当時の Y68 総裁が浜松支店を視察のため訪れた。その際、同支店所属の補助参加人 X9、補助参加人 X7、同 X6 の三名は総裁との面談を申し入れたが、果たせず、この三名を含む一九名について不合理な賃金差別を是正すること、公庫融資の選別基準を見直し小零細業者に対する融資を拒まないことなどを訴えた要請書を提出するに止まった。

平成三年一〇月、補助参加人 X9 が知人の葬儀に参列しての帰路、車中に二人きりとなった前出の元労務担当理事の Y69 は、すべて終わった過去を振り返るような面持ちで、「X9 をクビにしようとしたがうまくいかなかった。」などと述懐した。

(二) 補助参加人 X1 について

(1) 主な組合役員歴等

昭和三二年入庫、昭和三五年津支部支部委員・代議員、昭和三六年同支部委員長・代議員、昭和三八年武生支部支部委員・代議員、昭和三九年同支部委員長・代議員、昭和四〇年支部副委員長、昭和四一年福岡支部支部委員、昭和四二年同副委員長、昭和四三年から昭和四五年まで山口北九州地協事務局次長ないし事務局長、昭和四六年本部副委員長、昭和四七年同書記長、昭和四八年同執行委員長、昭和五二年から昭和五六年まで公庫厚生年金基金代議員、昭和五六年から昭和五七年まで中高齢者対策委員会委員、平成五年定年退職

(2) 組合活動等の概要等

ア 国金労本部での活動歴

補助参加人 X1 は、前記のとおり昭和三二年に入庫以来、津支部次いで武生支部で役員を努めたが、昭和三九年四月には、そじょうに上がっていた「職務給」に関して「ちから」紙上へ投稿して、原告が実施している能率給は完全な意味でのそれではなく、差別給であり、賃金管理というより労務管理を狙ったものであるなどと批判した。

補助参加人 X1 は、前記のとおり、昭和四六年以降本部執行部に登用され、昭和四八年二月に開かれた定期大会では執行委員長に選出されたが、そのあいさつの中では、職務給闘争や環衛公庫闘争、そして都労委闘争にふれながら、「公庫側のきびしい、しかも巧妙な労務管理という攻撃を受け、私たちの統一と団結を守っていくことは、これまでのような対応ではもはや太刀打ちできなくなっています。」と訴えた。

さらに補助参加人 X1 は、「ちから」紙上において、同年四月に、前記一連の闘争が組合員の自覚を高める闘いの典型であったと評価する一方で、同年五月には、全国の部・支店長に対し、労働条件について支部

委員会と団交などを通じて十分話し合うことや、支部の組織運営に対し不当な干渉などのないよう申し入れる旨の見解を表明した。

そして、この執行部は、同年暮れには一時金問題に関して四年振りのスト権確立に向け、国金労を率先指導し、また、同じころ札幌支店での副調査役による支部総会の漏えい事件につき抗議するなどの行動をとり、一方、原告の人事部や大阪総括室から各支店あてに、この執行部に対する対処方針が示されたことは先にみたとおりである。

イ 福岡支部等、全国活会及び発展会での活動

その後、本部役員をおりて福岡支部に復帰した補助参加人 X1 は、当時公庫が進めつつあった業務のオンライン化やそれに伴うシフト(変則勤務制)に疑念を抱き、昭和五〇年六月には、「ちから」に投稿し、原告がそのマスタープランを示し職場で議論を深めるよう訴えた。

補助参加人 X1 は、昭和五三年九月を第一回とする全国活会に当初から参加し、一度も出席を欠かすことはなく、昭和五五年三月の集会では、「不当労働行為闘争の総括と今後の展望」と題して報告を行った。また、前記のとおり昭和五五年一〇月の国金労大会に向けては、補助参加人 X14、同 X17、同 X3 らとともに「公庫の労働組合への介入を許さず、一人ひとりが自由に支部総会等で発言できるようにしましょう。…公庫に追従せず、働くものの立場にたち、一人ひとりの要求を大切にしていこう。行動する人を組合役員に選びましょう。」などと訴えた。また、昭和五九年には、同年二月に原告から提案された新給与制度に関し、号差金額の「しだれ(逡減制)」などを批判したリーフレット(補助参加人 X1 ら四名の連名)を発行、配布し、新給与制度による中高年の賃金への悪影響を訴え、このことに関して全国活会第一二回集会において報告されたことは、先にみたとおりである。

その後、補助参加人 X1 は発展会に参加した。

ウ 補助参加人 X1 に対する支店課長らの言動

昭和五一年三月、福岡支店の Y70 審査課長は、松山支店への転勤を間近にした補助参加人 X1 を喫茶に誘い、「X1 さんも労働組合の方では頂点を極めたのだから、転勤を機会に労働組合を卒業して一つ頑張ってみてはどうですか。何なら、私が松山の Y71 支店長に電話をしてもいいですよ。」と言った。

そして、同年、赴任後の松山支店でも、Y72 次長は補助参加人 X1 に対し、「X1 さん、組合、組合って、若い者と一緒にやるような時期じゃもうないだろう。労働組合をもう卒業しただろう、もういいんじゃないの。」と言い、後日も念押しした。

また、昭和五五年一〇月一六日、前記 Y69 労務担当理事は、補助参加人 X1 を含めた松山支店での職員との懇談会で、労働時間の弾力的な管理が話題となった際、「わしは、最近どこへ行っても労働組合の話をする、元委員長の X1 君のことを話す。一度フレキシブルな労働時間

の設定を考えたことがあるが、X1 君のような考え方を持っている役員が本部にいて、なかなかそういう意見には賛成してくれそうにないので、この提案については出さないでおる。」と言った。

(三) 補助参加人 X18 について

(1) 主な組合役員歴等

昭和三九年入庫、昭和四〇年仙台支部支部委員、昭和四一年同支部書記長、昭和四二年同代議員、昭和四三年東北地協事務局次長、昭和四五年松本支部委員長、昭和四六年から昭和四八年まで同役員、昭和四九年から昭和五二年まで北信越地協事務局次長ないし事務局長、昭和五二年本部副委員長、昭和五三年同書記長、昭和五四年同副委員長

(2) 組合活動の概要等

ア 仙台支部や国金労本部などでの活動

補助参加人 X18 は、昭和三九年に入庫して以来、仙台及び松本支部で書記長、委員長、地協の事務局長などを歴任したが、仙台支部での書記長時代には、昭和四一年一〇月のストライキにおいて、支店長らと支部との間であつれきがあり、半年程同支店の労使関係は紛争状態にあった。

その後、昭和五二年一〇月からは本部役員として活動していたが、本部副委員長就任時には、業務研究部長として、労働条件の改善等を担当し、前年までの二度にわたる「人増ビラ入れ」闘争に換えて、国会への請願行動に取り組むこととなった。そして、昭和五三年の通常国会の参議院大蔵委員会では、進学資金貸付制度の発足に関連して、原告の事務処理体制が取り上げられ、国金労側が人員不足による「持ち帰り労働」や頸肩腕問題等について陳述したこともあり、同年八月の法案可決の際には、政府が人員の配置を含む事務処理体制の整備について充分配意し、適切な措置を講ずるよう附帯決議が採択された。

原告も、同月中には各支店に対し「持ち帰り労働」の禁止を指示するなどの対応をとるに至った。

イ 全国活会及び発展会への参加

補助参加人 X18 は、全国活会には、昭和五四年に開催された第二回から参加し、昭和五五年七月に開催された第四回集会では活動の現状について報告し、また、昭和五九年には、二月に原告から提案された「新給与制度」に関し、号差金額のしだれなどを批判したリーフレットを発行し、新給与制度による中高年の賃金への悪影響を訴え、このことが同会第一二回集会において報告されたことは先にみたとおりである。

その後、補助参加人 X18 は、昭和五九年七月に発足した発展会に参加した。

ウ 補助参加人 X18 に対する支店長の言動

補助参加人 X18 が北信越地協事務局長をしていた昭和五一年ころ、松本支店の Y73 支店長は、補助参加人 X18 が副調査役への任用が遅れ

ていると面接時に訴えたところ、補助参加人 X18 に対し、総じてよく仕事をやっているが、公庫の方を向いて仕事をするように言った。

また、川越支店においては、Y74 支店長が、同人に「お前は反体制派だ、「国会闘争」なんかして公庫に大変な迷惑をかけた。お前は大物だ。おれの手なんかでは評価を変えられない。お前の評価を変えられるとすれば、総括支店長ぐらいだろうな。」などの話をした。

(四) 補助参加人 X12 について

(1) 主な組合役員歴等

昭和三九年入庫、昭和三九年福岡青婦人部長、昭和三九年から昭和四四年まで代議員(四期)、昭和四〇年から昭和四三年まで同支部委員、昭和四四年同支部書記長、昭和四五年同執行委員長、昭和四五年松江支部支部委員、昭和四六年代議員、昭和四九年から昭和五〇年まで中国地協事務局長、昭和五七年佐世保支部委員・代議員

(2) 組合活動等の概要

ア 福岡支部における活動など

補助参加人 X12 は、昭和三九年四月に入庫し、福岡支部では同年中に青婦人部長になったのを手始めに、支部委員、代議員、書記長を経て昭和四五年には支部執行委員長に就任した。

この間、補助参加人 X12 は、昭和三九年九月の佐世保の原潜阻止集会に若手組合員とともに参加したり、前記同年一二月の一一年振りのストライキには、ピケの先頭に立つなど活発な活動を行っていたところ、翌四〇年六月の原告創立記念パーティーの席上、Y75 福岡支所長から「君は採用するつもりはなかった。」と言われた。補助参加人 X12 は、入庫時にも当時の支所長から同旨の話があったので、「二年続いて支所長から同じことを言われました。私が何か悪いことをしたのでしょうか。」と聞き返したが、同支所長からは何の返事もなかった。

補助参加人 X12 は、その後も同支部において、昭和四一年には所長がネームプレートの着用を強制した点に関する問題、昭和四四年には三六協定闘争等の運動を手掛けた。

イ 中国地協事務局における活動

ついで、補助参加人 X12 は昭和四五年三月には松江支店に転勤となり、昭和四九年には中国地協の事務局長となり、当時支部と新任支店長との間で紛議を招いていた支部集会の妨害問題や配置転換問題などについて、支部を支援し、同年開催の国金労定期大会で経過の報告と反省点の指摘を行った。

ウ 久留米支部における活動

補助参加人 X12 は、昭和五一年一月には久留米支店に転勤となったが、同支部においては、昭和五三年四月に後記のようにメーデーの参加者指定等の問題を巡って支店と支部、特に補助参加人 X13 を中心とする青婦人部との間であつれきを生じた。

この件に関し、補助参加人 X12 は支店通用門付近で、他の組合員から、これを報じた支部の「青婦人部ニュース」は補助参加人 X12 の差し金であるとの趣旨のことを言われ、同人は「(この闘争は)青婦人部の正当な組合活動である」と反発するなどして大声での口論になることがあった。

エ 佐世保支部における活動と支店次長の言動

補助参加人 X12 は、昭和五六年以降の佐世保支部時には、昭和五七年一〇月の国金労定期大会で代議員として出席し、同年度の国金労の要求に関して、八割近くの支部が要求を出していない事実を指摘し、「支部には組合がないのではないか。そういった意味からいえば、国金労の危機的状況であるし、非常事態宣言を発するような事態になるのではないかと思います。」と発言したが、他支部の代議員からは、ここ二、三年の労使協調路線が現場に伝わり、労使間のコミュニケーションが良くなっているなどの反論があった。

なお、佐世保支店の Y76 次長は、前記の大会への出席を前にした補助参加人 X12 に対して、「君が転勤してきたころ、支店長から、君を調査役に推薦しようかとの話があったが、『一年様子をみてみましょう。』と言っておいた。」と言った。そして、同人が大会から戻った直後には、同次長は、「これで昇格の道がなくなった。」と言った。

オ 全国活会および発展会における活動など

その後、補助参加人 X12 は、全国活会については、九州ブロックの活動者会議に出席する一方で、全国レベルでは、昭和五九年一月開催の第一一回集会から参加し、同年七月発足の発展会にも結成時から参加した。

なお、前記大会以降国金労役員としての活動歴はなく、昭和六一年三月には、支部委員会に一〇項目の要求案を提出したものの、同委員会でことごとく否決された。

(五) 補助参加人 X15 について

(1) 主な組合役員歴等

昭和四〇年入庫、昭和四一年王子支部支部委員、昭和四三年から昭和四六年まで本部執行委員、昭和四七年から昭和四八年まで同副委員長(健康対策部長)、昭和四九年千住支部副委員長、昭和五〇年沼津支部代議員、昭和五四年大宮支部副委員長、昭和五四年から昭和六〇年まで公庫厚生年金基金互選理事

(2) 組合活動の概要等

ア 本部役員時代の活動

補助参加人 X15 は昭和四〇年に入庫後、王子支部や千住支部で支部委員や都内近郊青婦人部幹事などを務めた後、昭和四三年からは本部役員となり、主に健康対策担当として職業病の問題に取り組んだ。

昭和四五年には合理化対策部長として、五月には「事務系労組職業病

討論集会」、九月には「職業病全国交流集会」をそれぞれ責任者としてとりまとめ、また、このころには、当時問題となりつつあって、国金労の大会宣言でも取り上げられた頸肩腕症候群問題を含め、「健康実態調査」を同年以降実施することとし、全職員を対象にアンケート調査を行い、その分析を開始した。

翌昭和四六年三月に補助参加人 X15 は執行委員として四選されるが、「ちから」紙上の新役員(ほかに補助参加人 X1 副委員長、同 X16 南近畿事務局長ら)の紹介欄では、「合対部長として、『職業病』の権威で、政労協でも彼の右に出るものはいない。」と評され、また、同人は業務研究部に所属し、同年八月には腱鞘炎をメインテーマにした「わたしたちの健康をまもるために」と題するパンフレットをまとめ、発刊した。

この中では、原告の介入の例として、とある支店で、役席が組合員の自宅を訪れ、「(組合員が)共産党の病院へ行っているのを知っていますか。」「このままでは公庫にいられなくなるかもしれない。」などと親を説得したことを指摘していた。

さらに、本部副委員長に就任した昭和四七年にも新設の健康対策部長として、「けんこう」と題するニュースを随時発行し、り病者の悩みなどを取り上げた。

イ 頸肩腕症候群の労災申請にかかる活動と支店長の言動

前記のとおり、昭和四九年一〇月以降、大森支店や札幌支店では頸肩腕症候群を理由とする労災申請が相次いだが、昭和五一年一二月には津支店の女性組合員 X28 がやはり頸肩腕症候群が業務上によるものとの認定を求めて、労働基準監督署に労災申請を行った。

このころ沼津支店に在籍していた補助参加人 X15 は、この労災申請に関し、津支店へオルグに行ったことがあった。その際、沼津の支店長は、帰ってきた補助参加人 X15 に対して、「津に行ってきたのか。お前のそういうところでの発言は、自然に耳に入ってくる。そういうところで色々いうから有名人になりすぎるのだ。」と言った。

同支店長は、その後昭和五二年七月の補助参加人 X15 の転勤を前にして、「お前は、あまり有名人になりすぎている。考え方を少し変えたらどうだ。」と諭した。

ウ 全国活会及び発展会への参加

補助参加人 X15 は、全国活会には昭和五五年三月の第三回集会から参加しているが、前回の集会では頸肩腕症候群の労災申請について補助参加人 X17 から報告があり議論されたのは、前記のとおりである。

そして、前記 X28 の労災申請に係る業務外決定に対する再審査請求に当たり、昭和五七年六月には X3 ら五名とともに代理人として労働保険審査会あてに、「この決定は、請求人の主張説明に十分に耳を傾けた内容となっておらず多くの問題点がある。」との趣旨の意見書を提出した。

また、補助参加人 X15 は五九年七月の発展会発足以来の同会会員である。

(六) 補助参加人 X17 について

(1) 主な組合役員歴等

昭和四四年入庫、昭和四五年札幌支部支部委員、昭和四七年から四九年北海道地協事務局次長ないし事務局長、昭和五〇年本部副書記長、昭和五一年同書記長、昭和五二年北海道地協事務局(健康対策部長)

(2) 組合活動等の概要

ア 札幌支部及び地協での活動と支店長の言動

補助参加人 X17 は、昭和四四年四月に入庫し、札幌支店に勤務することになったが、札幌支部では、当初職場新聞「時計台」の編集に参加し、翌昭和四五年三月には支部委員に選出され、引き続き機関紙の発行に携わり、また、前記の都労委闘争の傍聴への動員などに取り組んだ。

そして、同人は、翌四六年からは活動の場をおおむね北海道地協に移し、昭和四七年にはその事務局長として大会で選出され、職業病問題等について積極的に取り組んでいくことになる。

この時、補助参加人 X17 は、昭和四八年初春の「ちから」に掲載された事務局長談話において、「人増、健康、勤評、転勤等について、労働組合としての方針をはっきりさせて大きく闘っていくべきである。また業務問題について、政策立案能力のない公庫理事者に代わり、労働組合の主体的政策を出していくことを今年の大きな課題としたい。」と訴えた。

この記事を知った Y77 札幌支店長は、「あなたの文章が一番きつい。人事部からも注意があった。今後のためにもならないので、十分注意するように。」と補助参加人 X17 を諭した。

また、補助参加人 X17 が事務局長としての二期目にあたる昭和四八年一月には、副調査役の組合員が支部総会の内容を支店長に報告するという事件があり、支部四役と相談の上、支部は当該組合員を事情聴取の上支店側を追及する事態となった。補助参加人 X17 は、後日「ちから」紙上で、この「札幌問題」は原告の政策的な不当労働行為であるとの趣旨の指摘を行った。

補助参加人 X17 は、このころから目立ち始めた頸肩腕障害などの職業病に着目し、昭和五〇年一月に札幌労基署に労災申請のあった五名の支部組合員の代理人となった上、労働組合意見書を作成し、また、支部及び地協の役員や有志で結成した、札幌支店の頸肩腕症候群患者を「札幌・けいわん患者を励ます会」の事務局長として、署名運動等の支援闘争を行った。

イ 本部執行部での活動

昭和五〇年三月補助参加人 X17 は、本部に新設された副書記長に、翌昭和五一年には書記長として各々選任された。

この間、昭和五〇年秋の大会では、前記労災申請に対する、東京中央及び札幌の各労基署の「業務外決定」の取消しを求める決議がなされ、補助参加人 X17 も副書記長再選に当たっての抱負として、「ちから」紙上で、組合員の健康を守るために精一杯頑張る旨述べた。そして、前出のように「人増ピラ闘争」に取り組むほか、昭和五一年七月には、補助参加人 X17 は本部執行委員長を伴い、札幌の労災申請闘争について本部も支援していた前記の「励ます会」と運動のあり方で微妙な食い違いを呈していた同支部組合員の説得に努めた。

一方、国金労は、昭和五一年には引き続き人増闘争を行い、秋には、公庫労協との統一行動として、賃金闘争の一環で「リボン闘争」を行ったが、補助参加人 X17 も「ちから」などで教宣活動に意を注いだ。

その後も、補助参加人 X17 は前記労災認定闘争に引き続き取り組み、札幌支部の四名に関しては、昭和五二年三月の審査請求の棄却を受け、同年五月になされた労働保険審査会(中央審査会)への再審査請求にあたっても代理人となり、後記のように、本部退任後もこの闘争に携わった。

ウ 北海道地協に復帰してからの活動と理事らの言動

昭和五二年十一月補助参加人 X17 は、専従期間が明けて札幌支店に復帰し、北海道地協の事務局員(健康対策部長)として活動し、「ちから」紙上に「職業病のはなし」を連載した。また、前記「励ます会」の事務局局長にも選出され、翌五三年一月には、労災申請を行った X4 を招いて、職業病の学習会を主催した。

このころ、直属の上司である Y78 監理課長は、補助参加人 X17 に対し、「考え方は違うがあなたの言っていることとやっている活動は筋が通っていて立派だ。」と言った。

補助参加人 X17 は、札幌支店に復帰後、労災申請の代理人をやっているなどを理由に残留を訴え、支店長もこれを受けて人事部にもその旨伝えると言っていた。ところが、翌昭和五三年二月に東京で行われた健康保険組合会終了後の懇談で、同席した Y69 理事は、補助参加人 X17 に向かって「お前は飛ばしてやる。」と言い、驚いた同人は「それはひどいではないですか。」などと強く抗議した。

原告は、同年七月三日に補助参加人 X17 に対し酒田支店への転勤を内示するに至り、同人が Y79 総裁に抗議の電話をしたところ、Y79 総裁は、「(補助参加人 X17 の転勤問題は)Y69 理事のやっていること。」などと言った。

同月六日には、人事部から Y80 人事部特命調査役が札幌支店に来店し、補助参加人 X17 と面接して、「今回の転勤は、組合中心の考え方から業務中心の考え方に改める良いチャンスだと思って出した。何とか酒田へ行ってもらえないか。将来のためにも考えた方がよい。」と説得に努めた。

この間、国金労本部と北海道地協は、前記補助参加人 X17 の転勤問

題について内示の撤回運動を展開したものの、札幌支部自体はこの問題に取り組みなかった。

エ 酒田支部や全国活会、発展会における活動

前記のような紛糾があったものの、補助参加人 X17 は昭和五三年九月に酒田支店に転勤となり、支部では役員になることはなかったが、札幌支部の労災認定闘争を始めとする職業病については、引き続き積極的に関与し続け、前出のように同年一〇月に開かれた、労災再審査請求の公開審理にあたっては、代理人として原告の合理化や頸肩腕症候群の発生源などについて意見陳述を行った。

補助参加人 X17 は、昭和五四年八月の第二回の集会から全国活会に参加し、その場で前記の労災認定闘争や、配転撤回闘争について報告を行った。また、前記のように国金労の転機となった昭和五五年一〇月開催の五〇回定期大会を前に、全組合員に対して、補助参加人 X1 らとともに「労使協調路線」を批判するアピールを行った。その後昭和五八年には、津支部組合員の頸肩腕症候群の再審査請求に係る審理でも、代理人として意見陳述を行った。

昭和五九年発足の発展会には、結成当初からの会員である。

この間、昭和五九年には、原告提案の「新給与制度」を分析したリーフレット(補助参加人 X17 ら四名の連名)を発行し、特に新給与制度による中高年の賃金への悪影響を訴え、このことが同会第一二回集会において報告されたことは先にみたとおりである。

(七) 補助参加人 X11 について

(1) 主な組合役員歴

昭和四一年入庫、昭和四二年から昭和四五年まで京都支部支部委員・青年婦人部長(二期)、昭和四七年同支部代議員、昭和四八年同副委員長・北近畿地協事務局書記長、昭和四九年武生支部代議員、昭和四九年から昭和五二年まで武生支部書記長、昭和五三年から昭和五四年まで奈良支部代議員

(2) 組合活動等の概要

ア 京都支部における組合活動など

前記のように、補助参加人 X11 は、昭和四一年に入庫して以来、京都支部で青婦人部長や副委員長などを務め、組合員個人として、コンピューター導入による労働条件に及ぼす弊害を指摘した資料を作成するなどしたほか、昭和四五年ころには、支部の内部組織である「明るい職場をつくる会」に参加して、当時の支店側の、施設管理権を楯にした施設利用の制限を批判した。

また、昭和四七年からは北近畿地協事務局員として、同年九月に大津で開催された「組合学校」の準備実行委員となり、当日の全体会議(ネームプレート着用や腱鞘炎等の健康問題等がテーマ)の議長も努めた。

イ 武生支部における組合活動など

補助参加人 X11 は、昭和四八年七月には武生支店勤務となり、翌四九年には支部書記長に選出され、昭和五二年まで通算四期にわたってこれを務めた。

この間、昭和四八年十一月三日(昭和四四年のストが中止となったこの日を「権利の日」と称していた。)の勉強会では、労働協約等を解説した資料を作成し、当日の司会も務めた。

また、昭和五〇年六月には、同支店において女子職員を当時の労働協約による原則を超えて超過勤務させていたことについて、補助参加人 X11 から支部側は団交でこれを追及し、支店側が謝罪する事態も生じた。

そして、補助参加人 X11 は、昭和五一年から職場新聞「たけふ」を発刊し、団交の内容や、労基法、労組法等の労働条件にかかる諸法規を紹介して、支部組合員に対し、職場討議への題材を提供した。

ウ 補助参加人 X11 に対する武生支店長らの言動

武生支店の支店長は、昭和五二年七月の人事異動に関し、補助参加人 X11 に奈良支店への内示を行った後、「人生いろんな生き方がある。出世を求めない生き方もある。」と話した。

また、同人が昭和五七年三月宇都宮支店に赴任した際、同支店の直属の上司に当たる管理課長は、同人に対し、「労働組合、相当頑張っているようだけれども、若い者をあまり教育しないでもらいたい。」と言った。

エ 全国活会及び発展会での活動等

補助参加人 X11 は奈良支部で昭和五三及び昭和五四年の両年代議員に選出されることはあったが、役員に復帰することはなかった。

その後、全国活会には昭和五五年七月に開催された第四回集会から参加し、発展会には昭和五九年七月の発足時から参加している。

(八) 補助参加人 X19 について

(1) 主な組合役員歴

昭和五三年入庫、昭和五三年から昭和五四年まで守口支部支部委員・青年婦人部長、昭和五四年から昭和五六年まで南近畿地協青年婦人副部長ないし同部長、昭和五六年東大阪支部代議員

(2) 組合活動等の概要

ア 守口支部での活動など

補助参加人 X19 は、昭和五三年に入庫し、同年九月以降前記のように守口支部で支部委員や青婦人部長などを務めた。

そして、昭和五四年二月には、国金労(南・北近畿地協)主催のスキーツアーが企画され、補助参加人 X19 は、レクリエーション担当として準備と募集にあたっていたが、たまたま原告の大阪総括室の昭和五三年入庫組に対する研修がこのツアーとちか合ってしまった。この事態に対し、両地協は、支店への開催通知がツアー直前になされるなど、原告側が研修を意図的に国金労のこのレクリエーション活動に当ててきたので

はないかなどとの趣旨の声明文を発し、それを「ちから」にも掲載した。さらに、補助参加人 X19 は、自身に対する前記研修通知を南近畿地協の事務局長に持たせ、同人を通じて大阪総括室に対して抗議をするという行動を取った。

イ 補助参加人 X19 に対する支店課長の言動

このころ、守口支店の Y52 管理課長は、補助参加人 X19 に対し、「業務命令としての研修に行かないのか。スキーに参加するなら、今後あなたへの対応を変える。」と言った。補助参加人 X19 は、同管理課長に対し、その趣旨を記載した文書の交付を要求したが、実現されなかった。

同管理課長は、これに先立つ昭和五三年の九月にも、補助参加人 X19 が支部の役員の引越しを手伝うため年休を申し出たとき、「そいつの引越しと仕事とどっちが大事なのだ。あなたは、今後の公庫を担う幹部として採用しているのだから、あまりあいつらと付き合うな。」などと言った。

また、昭和五四年の春には、大阪総括室の Y70 上席調査役が同支店を訪れ、補助参加人 X19 に対し、「あなたを公庫に入れたのは間違いだった。」と言い、同人が何が間違いなのかと問い詰めると、Y70 上席調査役は「あなたの胸に聞いてみる。」と答えるだけであった。

ウ 東大阪支部や全国活会、発展会における活動

補助参加人 X19 は、昭和五六年三月に東大阪支店に転勤となり、同年九月には国金労大会の代議員に立候補、当選したが、この際同支店の Y81 総務課長が先頭に立って、女子組合員を中心に電話で「X19 には入れるな。」と働きかけるなどのことがあった。

同人は、同年一〇月に開かれた国金労定期大会においては、「行政改革」について議論することと、この大会では取り上げられなかった「平和と民主主義」を議案に復活させるよう求めて発言した。

補助参加人 X19 は、その後も代議員ないし支部委員長に立候補することがあったが、当選することはなかった。

補助参加人 X19 は、全国活会については、昭和五六年四月に開催された第六回集会から参加し、昭和五九年七月に発足の発展会にも当初からその会員として参加している。

(九) 補助参加人 X2 について

(1) 主な組合役員歴

昭和三一年入庫、昭和三八年豊橋支部支部委員、昭和三九年同代議員、昭和四一年堺支部委員長、昭和四二年同代議員、昭和四三年同委員長、昭和四四年から四五年まで同支部委員、昭和四七年田辺支部委員長・代議員、昭和四八年同支部委員、昭和四九年同副委員長、昭和五〇年同支部委員、昭和五二年長岡支部支部委員、昭和五四年同支部委員

(2) 組合活動等の概要

ア 豊橋支部及び堺支部での活動

補助参加人 X2 は、昭和三一年五月に入庫し、昭和三八年豊橋支部での支部委員を手始めに、昭和五二年度まで毎年のように支部役員を務めてきた。この間、豊橋支部では、昭和三二年に採用された補助参加人 X8 から後輩に労働組合の重要性を語るなど、仲間づくりに励んだ。

また、昭和四〇年三月に異動となった堺支店において、補助参加人 X2 は、職務給問題や環衛公庫問題に取り組み、特に後者については、昭和四二年八月に南近畿地協主催の形で、環衛公庫設立に賛成した地元代議士との懇談会を実施した。このほか、前記昭和四四年の補助参加人 X8 の D 昇給問題につき、支援の闘争を組んだ。

イ 田辺支部における活動と支店長の言動

補助参加人 X2 は、昭和四六年三月には田辺支店に転勤し、同支部においては、翌四七年には支部委員長となり、支店長に対し、支部団交の交渉人員の確認、施設利用の妨害行為の禁止、「土休」の職員希望の聴取等についての申入れを行った。

同支店の Y82 支店長は、昭和四七年のある日の昼食時に、補助参加人 X2 に対して、「X2 さんは、そんなに公庫に文句があるなら、公庫をやめたらどうだ。」と言った。同人が即座に「支店長、そういういい方をすると法に触れることを知っていますか。」と反論すると、同支店長は黙ってしまった。

また、この田辺支店で補助参加人 X2 が恩給係であったとき、Y83 総務課長は、同人を喫茶店に呼びつけ、「将来、役席になるのだから、組合を控えたらどうだ。」と言った。これに対して、補助参加人 X2 が「私の副調査役不任用の理由も、それですか。」と聞き返したところ、同課長は「組合活動をやめないと・・・」と言うばかりであった。

ウ 長岡支部における活動と職制の言動

補助参加人 X2 は、昭和五一年三月長岡支店勤務となり、翌昭和五二年と昭和五四年には支部委員に当選し、主としてこのころ同支部内にできた地協の事務局で活動していた。

補助参加人 X2 が赴任後の昭和五一年四月五日の面接で、支店長は「当支店に転勤して日も浅い、組合活動をやめるならば、あなたの知り合いのいないこの長岡でやめてほしい。」と言い、同人が「そのうちに・・・」と返事をして、「だんだんやめるのではなく、すぐやめることです。」とくぎを刺した。

その後も、同月一三日には本店の Y84 特命調査役、同年五月一日には東京総括室の Y85 らがそれぞれ来店し、Y84 調査役は面接で補助参加人 X2 に対し、「私は、公庫の中の職員をよく知っている。共産党員でも課長になった人がいる。私自身、日共がこのように影響度を示している現在、公庫に党員がいることは何も悪いことではないと思っている。ところで、あなたは共産党員ですか。」と聞き、Y85 は副調査役以上の役席との懇談会で、「組合本部は共産党に影響されている。これで

はだめだ。下部の意見を聞かない。」などと発言した。

エ 全国活会および発展会での活動

補助参加人 X2 は、前出のように、補助参加人 X9 との協議を経て、昭和五三年八月、大阪で「情勢をきりひらくための懇談会」を呼びかけた。その後、昭和五九年七月の発展会にも発足時から参加している。

(一〇) 補助参加人 X8 について

(1) 主な組合役員歴等

昭和三二年入庫、昭和四〇年豊橋支部支部委員、昭和四一年同支部委員長、昭和四四年から昭和四五年まで奈良支部書記長、昭和四六年同支部委員、昭和四七年同副委員長、昭和四九年同支部委員、昭和五〇年から昭和五二年まで大津支部書記長、昭和五三年同支部委員

(2) 組合活動等の概要

ア 豊橋支部での活動

補助参加人 X8 は、昭和三二年二月に入庫の後、昭和四一年には支部委員を経て豊橋支部の委員長に選出された。この間、昭和四二年の前記環衛公庫闘争では、支部組合員の先頭に立って署名運動に取り組んだ。

そして、同年、支店が、ある労務系の職員の年休申請に際し診断書の提出を求めたことについて、補助参加人 X8 は編集委員として支部機関紙で積極的に取り上げ、全国の支店にもこの問題を伝えた。後日、この件に関し、Y86 支店長は時間中に支部の委員長を呼びつけ、「公表しない約束だった」と抗議する一幕もあった。

イ 奈良支部での活動と支店長の言動

補助参加人 X8 は、前記事件の直後昭和四三年三月には奈良支店に転勤となるが、翌四四年四月の定期昇給では D 昇給という最低の評価を受け、四等級への昇格もならなかった。同人は、五月に苦情処理の申立てを行ったが、その苦情処理委員会では、原告側が主張した低査定の理由は、当初は七項目であったが、途中では一八項目となり、最後には一三項目に変わるなど度々変更された。

この件については、支部は支援の署名運動を呼び掛け、本部執行部も、「ちから」において補助参加人 X8 夫妻の訴えを紹介しつつ、闘争の勝利を誓っていた。

一方、同支店の Y87 支店長は、翌四五年三月、補助参加人 X8 が原告が推薦する財務諸表の通信講座の受講を申請したところ、補助参加人 X8 に対し、「お前は苦情申立てをしておき、公庫の考え方に合わないからだめだ。」と拒否した。

同人は、この後も前記のように奈良支部では毎年のように役員に推され、支部の組合活動を指導していた。

ウ 大津支部などでの活動と支店次長の言動

その後、補助参加人 X8 は、昭和五〇年三月に大津支店に転勤となり、同年一〇月には書記長に選出され、以後三期その職にあった。

この間、昭和五一年ころには、地元の大津市をはじめ支店管内の草津、守山の両市にも出向き、組合員の先頭に立って、前記「人増ビラ入れ」行動や国会請願の署名活動を行った。

そして、昭和五二、三年ころ、前任の奈良支店で補助参加人 X8 の上司(審査課長)であった Y88 別府支店次長が大津支店を訪れ、補助参加人 X8 に対し、「君も先頭に立って組合活動をする年齢ではなくなった。ここらで考え直す時期に来ているが。」と迫ったが、同人は、自分のやっていることは組合員の権利を守る正しい運動であると、その場で断った。

補助参加人 X8 は、昭和五四年の名古屋支店への転勤後は、代議員に何回か立候補するも落選するなど、国金労役員としての活動はないが、全国活会については、昭和五九年一月に開催された第一回の集会から参加し、同年に発足した発展会にも引き続き加入している。

(一一) 補助参加人 X14 について

(1) 主な組合役員歴等

昭和三四年入庫、昭和四〇年から昭和四一年まで尼崎支部支部委員、昭和四三年大阪支部副委員長、昭和四五年同支部委員長、昭和四六年から昭和四八年まで南近畿地協事務局次長ないし事務局長、昭和四九年から昭和五〇年まで本部副委員長、昭和五一年同書記長、昭和五二年大阪支部委員長

(2) 組合活動の概要等

ア 本部役員時代の活動

補助参加人 X14 は、昭和三四年に入庫して以来、昭和四五年四月には大阪支部で支部委員長に就任し、前記の都労委に申し立てられた不当労働行為事件では、組合員に傍聴への参加を機関紙を通じて呼び掛けるなどした。そして、翌年には、同支店において、この機関紙の作成のための時間外の施設(謄写機器)貸与願いが総務課長から突き返されるようなこともあった。

その後、同人は、昭和四九年から本部副委員長としてこれを二期務め、同年四月一日のストライキを前に、全国規模でオルグ活動を行い、このストの実施に向け尽力し(このストが青森、札幌、金沢で「ピケ破り」等の紛争を招いたことは前記のとおりである。)、このほか、労働協約の見直しを担当し、主にオンライン化による労働環境への影響問題に取り組んだ。

このオンライン化に関しては、原告から昭和四九年六月に事務センターに交替制勤務の導入の提案があったが、補助参加人 X14 はこの労使交渉(「シフト交渉」と呼んでいた。)の責任者として、深夜勤務が導入されることは労働条件の大きな改悪であると反対の立場をとり、また、オンライン化そのものに対する国金労の慎重な姿勢もあって交渉は難航したものの、一年後には妥結をみることとなった。

また、このころは、前記でみたような、大森や札幌支店での頸肩腕にかかる労災申請や人増ビラの配布闘争が始まった時期でもあり、補助参加人 X14 は本部の副委員長ないし書記長としてこれにかかわった。

イ 大阪支部での活動及び八幡支店長の言動

補助参加人 X14 は、翌五一年一〇月には大阪支部に戻ったが、このころの同支部は、本部指令にもかかわらず、春闘時のワッペン着用やビラの配布が委員会で反対されるなどし、大きく揺れ動いていた。

このような支部の状況の中で、同人は、昭和五二年の役員選挙で支部委員会の推薦候補と争い、支部委員長に返り咲いて支部を指導することとなったものの、翌昭和五三年三月には八幡支店に転勤することになった。

着任早々の同年五月ころ、八幡支店での面接で、Y89 支店長は、補助参加人 X14 に対し、「子分を作るな。」と言い、さらに、同人が聞きもしていないのに、支店長会議において、補助参加人 X9 を三等級の調査役にしたのは、役席会議等を通じて国金労に情報が流れるので間違いだったとの評価で一致した旨の話もした。

また、同支店長は、翌五四年ころの面接でも補助参加人 X14 に対し、「お前はよく仕事をする。仕事をしなければくびりにしてやる。」と言った。

ウ 全国活会及び発展会での活動

その後、補助参加人 X14 は、全国活会には昭和五四年八月の第二回集会から参加した。また、前記のように昭和五五年一〇月の国金労大会に向けては、補助参加人 X17 らとともに「公庫の労働組合への介入を許さず、・・・公庫に追従しないよう」組合員に訴えた。

そして、昭和五九年七月以降発展会の会員である。

(一二) 補助参加人 X16 について

(1) 主な組合役員歴

昭和三四年入庫、昭和四三年から昭和四六年まで南近畿地協事務局長、昭和五〇年から昭和五一年まで南近畿地協事務副局長ないし事務局長、昭和五四年から昭和五五年まで政労協近畿支部幹事

(2) 活動等の概要

ア 南近畿地協事務局時代の活動

補助参加人 X16 は、昭和三四年四月入庫し、前記のように昭和三九年以降昭和五一年までほぼ一貫して南近畿地協事務局で組合活動に携わり、昭和四三年から四期南近畿事務局長として本部役員入りした。

この間、補助参加人 X16 は、昭和四四年に所属する阿倍野支店で、機関紙の印刷に供されてきた施設の貸与拒否の件に関し、地協事務局長としてこれに抗議し、翌昭和四五年には、地協の総決起集会をとりまとめたり、前記の都労委闘争の一環として委員会の審問への組合員動員を積極的に進めるなどした。

また、前記昭和四四年の奈良支店での補助参加人 X8 の D 昇給問題についても、補助参加人 X16 は、同年一〇月に抗議団をつくり、同支店へ抗議に赴くなどの支援行動を組織した。

イ 十三支部での代議員選挙の状況

前記の昭和五五年に開催された国金労本部定期大会を前に、補助参加人 X16 が所属していた十三支部では、代議員選挙に関して役選委員会が開催された。この委員会に出席した X37 は、補助参加人 X16 に推されてこの代議員選挙に立候補するつもりであったが、同委員会終了後立ち寄った喫茶店で、ある役選委員から、開口一番「お前、もう降りろ。」といわれ、次いで「X16 さんと一緒に頑張ってきたことは認める。しかし、もう限界だ。全国的に大多数が脱落しているのに、うちだけ頑張っただけでどうなるというのか。十三支店の評価ということも考えろ。お前が降りることによってあの人達(支店の副調査役)に点数を稼がしてやれ、公庫の組合活動潰しは本気である。」と立候補の断念を迫られた。

X37 は、この代議員選挙に一票差でかろうじて当選したものの、一年後には原告を退職している。

ウ 京都支部での活動と支店長らの言動

補助参加人 X16 は、昭和五七年三月には京都支店に赴任することになり、同年一二月には忘年会が催された。この席で Y90 審査課長が、補助参加人 X16 に対し、「組合活動はほどほどにして、公庫サイドに立ち、一枚岩になって欲しい。」と言ったので、同人は「間違ったことはしていない。」と断わった。

その後の役席会で、同審査課長は、「X16 を説得したが駄目だった。」と報告し、それを聞いた Y91 支店長は、「X16 君は筋金入りだからね。」と発言した。

また、前出のように、昭和五九年に原告から提案のあった新給与体系について、補助参加人 X16 は一貫して批判的な主張を行っていたが、京都支部での最終的な採決ではただ一人反対の立場を貫き、また、これ以降、支部委員長に何度か立候補するも当選するには至らなかった。

エ 全国活会及び発展会での活動

さらに、補助参加人 X16 は全国活会の呼び掛け人の一人であり、昭和五三年九月に開催された第一回から、もれることなく集会には参加し、引き続き昭和五九年の発展会の発足にあたっては、その準備会と結成後の同会の事務局長として活動した。

(一三) 補助参加人 X3 について

(1) 主な組合役員歴

昭和四〇年入庫、昭和四三年金沢支部支部委員・青婦人部長、昭和四四年同書記次長、昭和四五年同書記長・代議員、昭和四六年同書記次長・代議員、昭和四七年同副委員長、同年から昭和四九年まで北信越地協事務局次長ないし事務局長、昭和五〇年から昭和五一年まで本部副委員長、昭和

五二年同書記長、昭和五四年北信越地協事務局次長、昭和五七年本部執行委員

(2) 組合活動等の概要

ア 金沢支部及び北信越地協における活動

補助参加人 X3 は、昭和四〇年三月に入庫し、昭和四三年以降は毎年支部の役員を務め、昭和四七年からは北信越地協事務局次長ないし局長を歴任した。

この事務局長在任中は、前記頸肩腕問題が大きく取り上げられ始めた時期でもあり、同人は、職業病集会等によって職員の健康問題に取り組み、オンライン化についても、対策研究交流集会などを開催して、「合理化」への対処方針の策定に努めた。

また、六年振りに実施された昭和四九年四月一日のストライキを前に、青森などで紛糾したことは前記のとおりであるが、金沢支店においても、スト前日の同月一〇日夜、支部総会出席後の三名の組合員が支店次長宅に呼ばれ、飲食することがあった。支部と補助参加人 X3 は、この組合員らから聴取した結果、情報収集をねらった支店側の介入行為であると、支部長名で支店長あて抗議文を発するという件もあった。

この時の Y92 支店長は、昭和五〇年三月、補助参加人 X3 に「転入して何も分からないままあのようなことになり、申し訳なく思っている。」との言葉を残して転勤した。

イ 本部役員時代の活動

その後補助参加人 X3 は、本部役員として候補に上がっていた補助参加人 X12 が都合で降りたこともあって、昭和五〇年一〇月から三期にわたり、副委員長等の職に選出された。

この間、同人は、昭和四九年の大森支店の X4 を始めとする頸肩腕に係る労災申請闘争や、昭和五〇年からの「人増ビラ」闘争、国会請願署名運動などに本部役員として取り組んだ。

ウ 熱田支部における活動と支店長の言動

補助参加人 X3 は、昭和五五年三月には、熱田支店に転勤となった。

同人は、同年九月に行われた前出の第五〇回定期大会の代議員選挙では落選したが、補助参加人 X1、同 X14、同 X17 らとの連名でアピール文を発し、労使協調路線を批判したことは、先に述べたとおりである。

昭和五九年三月に同支店に赴任した Y44 支店長は、五月二五日の面接で、補助参加人 X3 に対して、「支店長が、その人が良くなったと報告しても、本店は一、二年様子をみて判断している。梅田から、組合活動家が(前任支店に)転勤してきたが、今では、コンサルを受験するまでになった。」などと言うほか、「私は、X38 さんを良く知っているし、補助参加人 X9、X1 氏も知っている。X38 さんは沼津から東大阪(支店)で自分の生き方を見つめ直したと聞いている。」と言った。これに対して、補助参加人 X3 が原告の彼らに対する評価が異なるのは、イデオロギー

の相違が理由ではないのかと追及すると、同支店長は「そんなことはない、公庫の方針をどれだけ忠実にやれるかではないか。」などと答えた。

さらに、昭和五九年十一月一〇日の支店旅行の際、同支店長は、補助参加人 X3 が「勤評等を公平に」と記載した転勤調書に関し、「お前の転勤調書は何だ、許さん。お前がどのような組織に入っていようが、おれはやってやる。おれを裏切るとどのようなことになるか思い知らせてやる。」などと罵声を浴びせた。

エ 全国活会と発展会での活動

補助参加人 X3 は、全国活会には昭和五四年八月に開かれた第二回集会から毎回参加した。この間、特に、熱田支店への赴任後の昭和五五年四月からは、津支店の X28 の労災認定闘争には、前記の補助参加人 X11 らの支援に続いて、補助参加人 X3 も本人と行動をともにするなどして積極的にこの闘争を支えた。そして、同月の三重労働基準局の棄却決定後は、補助参加人 X15、X17 らとともに代理人として、再審査請求の申立てにあたった。

全国活会では、昭和五六及び昭和五七年に開催された第六回及び第八回の集会を通じて、この労災闘争についての具体的方策を検討し、補助参加人 X3 を中心として、支援する会のニュースの発行や要請葉書、アピールの発出、カンパなどの活動を進めた。

補助参加人 X3 は、その後発展会に参加している。

(一四) 補助参加人 X5 について

(1) 主な組合役員歴

昭和四一年入庫、昭和四六年仙台支部副委員長、昭和四七年同代議員、昭和四八年同書記長、昭和四九年浜松支部代議員、昭和五〇年同委員長、昭和五一年から昭和五三年まで東海地協事務局長ないし副事務局長、昭和五四年本部執行委員

(2) 組合活動等の概要

ア 仙台支部での活動

補助参加人 X5 は、昭和四一年四月に入庫し仙台支店勤務となったが、昭和四四年に同支店に赴任した補助参加人 X9 の前記のような活動に接したり、組合学校へ参加することなどを通じて、組合運動に積極的にかかわっていくようになり、昭和四六年には支部副委員長になり、以降代議員、書記長として支部の先頭に立ち活動した。

イ 浜松支部及び東海地協での活動

昭和四八年七月、補助参加人 X5 は浜松支店に転勤となり、浜松支部においては、青婦人部のまとめ役として活動し、昭和五〇年には支部委員長に選出され、この間、青婦人部の学習会を補助参加人 X7 や同 X6(当時は X39 姓)らとともに実施し、ビラ配布や国会請願署名に積極的に関与した。

また、昭和五一年からは三期にわたり東海地協の事務局長ないし副事

務局長を務め、管内各支部へのオルグ、諸集会開催のとりまとめを行った。

特に、転勤に関する要求(本人希望地への転勤、転勤困難等の事情の尊重等)の実現に力を注ぎ、その後の国金労定期大会でも、この活動の成果と問題点を報告している。

ウ 全国活会や発展会における活動や中村支店長の言動

昭和五一年一二月に、津支部で X28 の労災申請が行われたことは、前記のとおりであるが、当時本部や地協の役員をしていた補助参加人 X5 をはじめ、同 X15、同 X17 及び同 X4 らは、これに前後して同支部にオルグに入り、X28 を激励するとともに、組合員に支援体制の確立を訴えた。しかし、津支部としては支援しないことを決定し、本部執行部はこれに対して翌五二年一月にこれを批判する意見書を同支部あてに送付した。

補助参加人らを含め後に全国活会のメンバーとなる者ら及び津支部において X28 を支援する組合員らは、昭和五二年一月に「X28 さんを支援する会」を結成し、労働基準監督署との交渉には、補助参加人 X5 らこの会のメンバーが同席し、津市内では、ビラの配布や署名活動や他労組まわりを行った。

ついで、補助参加人 X5 は、昭和五五年には、妻である補助参加人 X6 ら三名の女性組合員の不昇格問題にかかり、全国活会も後押ししていた「X6 らを支援する会」に結成当時から参加し、前記のように、同会の事務局長(対外的には「連絡員」)として活動した。

また、同人は、昭和五六年一月一五日の東海地協の委員長会議にこの「X6 らを支援する会」を代表する形で出席し、この女性職員に対する C 昇給は不当であるとか、同会は国金労の活動を強化するものであるなどと主張し、一方、原告がこの会議の前日にあたる同月一四日の団交席上、この支援行動に注目し、原告自ら会の実態を明らかにしたい旨言明していたことは、前出のとおりである。

なお、補助参加人 X5 は、昭和五四年の本部執行委員を最後に、その後は本部、支部の役員選挙に立つこともあったが、当選はしたことはなく、同人は、昭和五九年に全国活会の運動を引き継いで組織された発展会には、結成当初から参加している。

その後、補助参加人 X5 は、昭和六三年一月八日から豊橋支店勤務となったが、その転勤直後の同年二月一五日と同月一六日の両日には、原告の愛知県所在六支店の未入金事務勉強会が犬山市の国民年金保養センターで行われ、同月一五日の勉強会終了後の懇親会で、Y93 中村支店長は、隣に居合わせた豊橋支店の Z111 に対し、「あんたの支店、今度変なのが転勤してきたろう。全部で何人になったんだ。」と言い、同人が「変な人?」と聞き返すと、「ほら、間違いが行ったろう。東京で色々やっている連中知っているだろう。」とも言った。

(一五) 補助参加人 X10 について

(1) 主な組合役員歴

昭和四一年入庫、昭和四九年から五〇年まで南近畿地協副局長、昭和四九年から五二年まで政労協近畿支部幹事ないし副議長、昭和五〇年東大阪支部副委員長、昭和五四年阿倍野支部支部委員

(2) 組合活動の概要等

ア 南近畿地協での活動

補助参加人 X10 は昭和四一年三月に入庫し、昭和四八年七月の東大阪支店への転勤後は、昭和四九年からは前任の守口支店時代から事務局員として活動していた南近畿地協の副局長に請われ、これを二期務めることとなった。

この間、同人は、組合学校などの若手組合員に対する学習と交流の場を設定する責任者となり、また講師としてもこのような企画に加わった。

その後、昭和五〇年の東大阪支部における副委員長時代には、メーデーの参加人員について、団交で支店側と厳しくやり合うこともあり、また、昭和四九年から昭和五二年にかけて政労協近畿支部の幹事ないし副議長としては、特殊法人の地域労組の連帯のための活動を行った。

イ 補助参加人 X10 に対する支店課長の言動など

補助参加人 X10 は、支部レベルでは、昭和五四年に阿倍野支部で支部委員となった後は、二度ほど各支部で役員に立候補したが落選しており、特に役員歴はない。

また、明石支店在任中の昭和五七年五月、同支店の Y94 管理課長は、補助参加人 X10 が週休の「土休指定」に関し、職員の希望を尊重して調整した方が民主的ではないかと主張したところ、同課長は、「民主的という言葉を使う君は共産黨員か。」「君についてはひどい話を聞いている。」と言った。補助参加人 X10 は、同課長にこの発言の真意などを問い質したが、具体的な返事がなかったので、後日、三度ほど内容証明郵便を同支店長あて送付したり、同旨のビラを職場に配付して、これに抗議するとともに陳謝を求めた。

ウ 全国活会及び発展会での活動

補助参加人 X10 は、昭和五三年に始まった全国活会の第一回集会からの参加者であり、また、その決定を受けて近畿ブロック活動者会議を組織し、昭和五五年からはその責任者でもあった。そして、全国活会が昭和五七年九月及び昭和五八年二月に開催した第九回及び第一〇回の各集会では、前記の明石支店の件が報告、議論された。

同人は、その後、昭和五七年九月結成の発展会に参加している。

(一六) 補助参加人 X4 について

(1) 主な組合役員歴等

昭和三六年入庫、昭和三八年本所支部代議員、昭和三八年から昭和四一年まで本部執行委員、昭和四三年から本部婦人部役員

(2) 組合活動の概要等

ア 本部執行委員時代の活動

補助参加人 X4 は、昭和三六年五月に入庫し、本所(店)勤務となったが、昭和三八年四月には本部執行委員に当選し、主として青年婦人層の組織化に当たった。

また、昭和四〇年に提案のあった給与制度の改定に反対する「職務給闘争」の一環として、本所の婦人層を対象に週二回の討論集会を開催し、その後の都内近郊の青婦人部の結成へと導いた。

イ 頸肩腕の労災認定闘争

昭和三九年ころからは、後輩のタイピストらが頸肩腕症候群の症状を訴えるようになり、補助参加人 X4 は国金労の支援も受けて環境改善などで本店庶務部交渉にあたるなどしていたところ、昭和四一年秋には同人自身も体調を崩し、頸肩腕症候群と診断された。

そして、大森支店への転勤後の昭和四九年一〇月にはこの疾病に関して労災認定闘争を開始し、補助参加人 X15、同 X17、同 X3 らの支援を受けていたことは先にみたとおりであり、最終的には、この闘争は、昭和五六年一〇月の中央審査会における再審査請求棄却の裁決をもって一応の結末をみた。

ウ 不昇格への抗議と各支店長の態度など

補助参加人 X4 は、昭和四八年四月、大森支店の Y95 支店長に対し、自分が四等級に昇格できなかったことに関しその理由を問いただしたところ、同支店長は本店時代の補助参加人 X4 の前記活動を指摘し、「公庫を困らせる有名人なので推薦できない。」と答えた。

また、補助参加人 X4 は、昭和五四年三月、副調査役への不任用についても同支店 Y96 支店長にその理由を聞くと、同支店長は、原告に対して忠誠心がないので推薦できないと答え、昭和五九年三月には、補助参加人 X4 の同様の質問に対し、池袋支店の Y97 支店長は、考え方が悪いと言った。

その後、補助参加人 X4 は、昭和五五年以降全国活動者会議に参加し、また、昭和五九年の発展会の結成時から参加している。

(一七) 補助参加人 X7 について

(1) 主な組合役員歴

昭和三六年入庫、昭和四一年浜松支部支部委員、昭和四四年同支部委員、昭和四六年同支部委員、昭和五四年同支部委員

(2) 組合活動の概要等

ア 浜松支部での活動

補助参加人 X7 は、昭和三六年三月に入庫し、浜松支店勤務となり、現在に至っている。

浜松支部では主として青婦人部を中心に活動を行い、本部主催の「全国婦人集会」などに参加した経験を生かし、昭和五〇年九月には給与制

度に関する同青婦人部の勉強会の講師を務めた。そして、昭和五〇年から始まった前記「人増闘争」では、組合員間での論争もあったが、ビラ配布や、署名活動に取り組み、支部の目標達成に努めた。

また、同人は、昭和五三年に総務課長や支店長に対し、第二子については自己を扶養者として認定するよう請求し、また、当時東海地協事務局長であった補助参加人 X5 を通じて、健康保険組合に対して同旨のことを訴えたが、当時の段階では認められることはなかった。

イ 不昇格問題についての抗議と各支店長の態度

補助参加人 X7 は、昭和四八年には当時の七年間の五等級標準在級年数を満了したが、同期女性職員の中では一名が四等級へ昇格したものの、補助参加人 X7 を含めその他の者は据え置かれたままであり、Y98 支店長は、この点に関する補助参加人 X7 の抗議に対して、「基準に達していない。」と言うのみであった。

翌昭和四九年には該当者一九名中八名、昭和五〇年には一名中三名が、それぞれ四等級に昇格したが、同人はやはり据え置かれたままであり、昇格できたのは昭和五一年になってからであって、同年は、女性でも標準在級者や対象者の過半数が昇格したときでもあった。

この両年とも補助参加人 X7 は支店側に抗議を行ったが、昭和四九年の際は、前記 Y98 支店長は、「(業務遂行実績については)十分満足しています。」と言いながらも、不昇格問題については前年と同じ説明を繰り返すばかりであり、昭和五〇年の際は、後任の Y99 支店長は、「女性が昇格するには本店にアピールできる何かが必要。」と答えるに止まった。

昭和五五年に行われた審査課長の送別会において、同課長は、補助参加人 X7 に向かって、「公庫の方針に文句のある者は辞めろ。」と言ったので、同人は、「酒の席とはいえ、課長からそのようなことを言われる筋合いはない。私はシラフだから責任持った回答をしてほしい。」旨抗議した。

その後、昭和五九年ころには、補助参加人 X7 が副調査役に任用されない理由につき、Y63 支店長に「不足な点があったら教えてほしい。」と聞いたところ、同支店長は、「(当時補助参加人 X7 の上司であった)X9 に色々相談し過ぎることだけだ。」と言った。

補助参加人 X7 は、全国活会には昭和五九年から参加し、引き続いて発展会の会員である。

(一八) 補助参加人 X6 について

(1) 主な組合役員歴

昭和三九年入庫、昭和五〇年浜松支部支部委員、昭和五五年豊橋支部支部委員、昭和五六年同委員長代行、昭和五七年同支部委員

(2) 組合活動の概要等

ア 浜松及び豊橋支部での活動等

補助参加人 X6 は、昭和三九年四月に入庫し、浜松支店勤務となり、昭和五二年に豊橋支店に転勤するまで浜松支部に在籍した。

同人は、昭和四五年には頸肩腕症候群と診断され、その後補助参加人 X5 との結婚後の協力もあって、主に職業病関係の活動について積極的に関与することになった。

そして、昭和四九年と昭和五〇年に開かれた本部主催の「職業病罹病者集会」に支部を代表して参加し、この種患者をこれ以上増やさないよう運動を進める旨の報告を行った。

さらに、昭和五二年以降は前記の「X28 さんを支援する会」に参加し、昭和五八年には再審査の参考人として、自身の症状等を証言した。

イ C 評価問題に係る活動と発展会への参加

補助参加人 X6 は、昭和五一年から昭和五五年の間 C 評価を受け、五等級のまま据え置かれたが、昭和五一年当時には、女性の有資格者四九名中二二名が昇格できなかった。

補助参加人 X6 は毎年のように浜松ないし豊橋支店の歴代支店長に、なぜ C 評価なのか問いただしたが、「女子の上級職員として指導性を発揮してほしい。」「能力はあるが実績が足りない。」とか、「四等級の職務内容に照らして推薦できない。」などというものであった。その後、豊橋支部時代になる昭和五五年に至って前記 X13 らとともに苦情処理委員会への申立てを行ったが、この闘争については、同人らともども、全国活会が「X6 らを支援する会」を結成し援護したことは先にみたとおりであり、同会の事務局長(連絡員)は夫の補助参加人 X5 である。

なお、この支援する会についての、国金労本部と原告の態度も前記のとおりであり、補助参加人 X6 も同 X13 ら同様翌昭和五六年には四等級へ昇格した。

また、補助参加人 X6 が、昭和五六年六月東海地協婦人集会に出席しようとしたところ、「苦情処理闘争をしたり、『支援する会』を作ったような人は、支部の代表として相応しくないから認められない。」と妨害されることがあった。

その後、補助参加人 X6 は、昭和五九年結成の発展会に結成当初から参加している。

(一九) 補助参加人 X13 について

(1) 主な組合役員歴

昭和四二年入庫、昭和四六年久留米支部青婦人部長、昭和四九年から昭和五一年まで同支部委員、昭和五一年から昭和五三年まで青婦人部長ないし同部委員、昭和五四年同支部委員

(2) 組合活動の概要等

ア 久留米支部における活動と支店長の言動

補助参加人 X13 は、昭和四二年一〇月に入庫し、久留米支店勤務となり、現在に至っている。

久留米支部では、当初「労音」のコンサートなどの組合文化活動の世話役などをしていたが、昭和四五年には、当時復刊した職場新聞「こぶし」の編集委員となり、翌昭和四六年には青年婦人部長となった。このころ、補助参加人 X13 が青年婦人部長として参加した全国婦人大会では頸肩腕症候群問題などの職業病問題が取り上げられ、支店でも女性組合員を中心に頸肩腕症候群の症状などを周知し、その後同支店で補助参加人 X13 自身を含め四人ほどの罹病者が出た。

また、同人は、昭和五一年以降も青婦人部の部長ないし委員としてサークルや機関紙の編集にあたるなどした。

昭和五三年のメーデーに関し、支部から支店に対して七名の参加を求めたところ、支店側は五名を指名してきたため、労使間、特に支部青婦人部との間であつれきを生じ、青婦人部が機関紙で、「労組が自主的に決めたメーデー参加に支店側が不当介入」などと抗議することがあった。この後、同部の補助参加人 X13 ら四名の委員が Y100 支店長に呼ばれ、同支店長は「このことは一生忘れない。このことは支店の A 昇給に影響するだろう。」と言った。

同支店長は、同年一二月の面接においても、補助参加人 X13 に対して「支店長には何でも言ってもらっていいが、唇寒しになるな。」と言った。

補助参加人 X13 は、翌五四年三月からは五、六名の中で中心的な存在であった契約係から、担当が一名で他係との関係の希薄な恩給係に配置換えとなり、平成二年三月までの一一年間同係に籍を置いた。

前記 Y100 は、昭和五九年七月、転勤のあいさつにきた補助参加人 X13 の姉夫妻に対し、「お宅の妹さんは、退職するまで恩給をやらせる。」との趣旨の話をした。

イ 不昇格問題にかかる活動と発展会などへの参加

昭和五五年の昇給昇格に関し、補助参加人 X13 は同年四月一日付けで C 評価(前記 Y100 支店長の評価期間が対象)を受けて五等級から四等級への昇格がならず、補助参加人 X6 ら二名とともに苦情処理委員会に申立てを行ったことは先にみたとおりである。

なお、この申立てについては、国金労本部は支持したものの、久留米支部自体はこの低評価が組合活動や婦人を理由としたものではないとの見解を表明して、反対の立場を取った。

一方、補助参加人 X13 らの相談を受けて全国活会が「X6 らを支援する会」の母体となって活動したことは、先にみたとおりであり、補助参加人 X13 自身、昭和五六年には全国活会に、昭和五九年には発展会にその結成時から参加している。この間、昭和五九年二月に原告から提案された「新給与制度」に関し、支部の総会では、補助参加人 X13 はただ一人反対の意思を表明した。

4 判断

(一) 以上の事実を前提に、原告の補助参加人らの活動に対する認識について判断する。

(1) 昭和三二年ころから、原告における労使間対立が始まり、昭和四〇年の職務給反対闘争においては、原告は、その提案した給与等の制度につき、補助参加人 X9 を執行委員長とする国金労の反対により妥協することを余儀なくされるに至った。また、その後も、国金労は、昭和四二年の環衛公庫設置拒否闘争、昭和四四年から昭和四六年にかけての一連の闘争(賃上げ及び人増を要求するストライキの実施、この問題にまつわる都労委闘争)を行ったが、ここでも、補助参加人 X9、同 X1、同 X15、同 X16 らがその活動の中心となっていた。

この間の経緯に関し、後に Y66 労務担当理事は、1、(三)、(3)のとおり、国金労の先鋭化に危機感を抱いていたことのほか、国金労に対する批判層が生まれ始めたことに対してこれを歓迎する旨の見解を表明した。

昭和四八年二月に補助参加人 X1 を執行委員長とする執行部が成立したころには、1、(三)、(1)及び(2)のとおり、原告の人事部長や総括室は、各支店あてに、国金労執行部の方針に無批判に従う支部の体質を改善し、「良識ある職員」の育成・拡充と、支部役員などに「良識層」が進出するよう配慮する必要性を説いていた。

以上の事実を照らせば、原告は、補助参加人 X9 や同 X1 が本部執行委員長として国金労を率いていたころの国金労本部の闘争や姿勢を嫌悪していた上、この本部の方針に従う支部の体質を変えるため、国金労本部の方針に対して批判的な、逆にいえば、労使協調路線に肯定的な職員(いわゆる「良識層」)の育成に努めていたものと認められる。

(2) その後、国金労は、昭和四九年のストライキ、オンラインシフト闘争、同年以降表れ始めた労災問題への取り組み、昭和五〇年以降の人増闘争等を行ったが、この間、補助参加人 X14、同 X18、同 X3、同 X17 らは本部役員としてこれらの活動に取り組んだ(1、(一)、(6)ないし(8))。

しかし、その一方で、昭和五五年の国金労定期大会を迎えるまでの間には、1、(二)、(7)のとおり、労災申請闘争に関しては、札幌及び津両支部では本部の闘争方針に反発を示したこと、1(二)の(2)イのとおり、昭和五一年大阪支部では、本部指令にもかかわらず、春闘時のワッペン着用等が支部委員会において反対される事態となったこと、同(四)の(2)ウのとおり、昭和五三年には、久留米支部において、補助参加人 X12 の活動に関し、他の組合員との間で口論に及ぶ事態が生じたこと、同(六)の(2)ウのとおり、昭和五三年の補助参加人 X17 の転勤問題では、国金労本部等はこれに取り組んだものの、札幌支部自体はこれに取り組まなかったこと、同(一二)の(2)イのとおり、昭和五五年国金労本部定期大会前に、補助参加人 X16 に推されて代議員選挙に立候補する予定であった X37 に対し、役選委員が「公庫の組合活動潰しは本気である。」などと言って立候補の断念を迫ったこと等の出来事があったことに照らすと、国金労の支部レベ

ルでは、次第に良識層が進出するようになったことが認められる。

以上の経過に関し、1、(三)、(4)のとおり、後に人事部給与課長は、この当時の国金労の企業告発的な姿勢に対する警戒感を表す報告をし、また、その一方で、同(5)のとおり、鹿児島支店長は、「労働組合カード」において、支部執行部について、良識層による支部体制を固めた旨本店人事部長あてに報告しているのであって、これらの事情にかんがみると、原告は、補助参加人 X9 や同 X1 が本部執行委員長として国金労を率いていた時期以降も良識層の育成に努めていたこと、これに伴い支部体制が変化をみせ始めたことを歓迎していたことが認められる。

そして、昭和五五年の国金労定期大会では、原告の良識層の育成という方向性に沿う労使協調路線が採択されるに至ったことにも照らせば、昭和五五年の国金労の労使協調路線への転換、これに伴い補助参加人らが国金労反主流派となるに至ったが、これは、原告が支部レベルで良識層の育成を図ったことにより、本部レベルにおいても、国金労の労使協調化という原告の方針に沿う成果をもたらしたものと認めることができる。

(3) このように国金労において良識層が進出してきている情勢を懸念し、補助参加人 X2 や同 X9 らが中心となって、昭和五三年九月に全国活会が結成され、最終的には補助参加人ら一九名全員がその会員となったこと、同会を通じて補助参加人らは、昭和五四年には前記の労災認定闘争の支援を論議し、その闘争を総括するなどしたこと、昭和五五年度の昇格に係る補助参加人 X6、同 X13 らの C 評価問題についても、「X6 らを支援する会」の事務局を作るなど、同会を組織的に支えるとともに、ビラ配布活動に取り組み、昭和五七年にも、津山支店で生じた頸肩腕症候群り病者の職場復帰問題についても、「支援する会」を組織し、やはりビラ配布や小冊子を発刊する闘争を行ったことは前記認定のとおりであるが、1、(三)、(6)及び(7)のとおり、昭和五六年五月の管理事務担当課長会議における人事部からの指示内容、昭和五八年六月ころの某支店の実地検査における本店の分析内容に照らせば、原告は、補助参加人らの集団としてのこのような活動について、国金労の労使協調路線に反する動きとして警戒感を強めていたものと認められる。

(4) 昭和五九年に至り、補助参加人 X1 らの連名で原告から提案のあった賃金体系の変更に反対するリーフレットを作成・配布したほか、補助参加人らは、同年七月には発展会を正式に発足させ、1、(二)、(7)のとおり原告に対し不当差別是正等を求めた。さらに、補助参加人らは、原告の抱える経営上・業務上の問題点や対策を訴えるため、昭和六〇年一月の「どこへゆく国民公庫」という冊子を発刊するに至った。

これに対し、原告は、1、(三)、(10)のとおり、ブロック管理課長会議を通じて、人事給与制度の改定提案につき、原告の施策に反対する補助参加人らを「塩漬け」にし、新制度に関して労使合意がなるような職場(組合)環境を作るように各支店に指示したことが認められる。

(5) さらに、2 認定の事実証拠を併せ考えれば、補助参加人らが勤務する支店の職制らは、補助参加人らそれぞれに対して、様々に、その活動への干渉にわたる発言や嫌悪感情の表明等をしたこと、昭和五三年全国活会発足後に顕著となったように、補助参加人らはその活動に際して、相互に連絡を取り、又は支援し合いながらこれを行っていたこと、原告の職員であった Y101(以下「Y101」という。)が昭和五〇年以降課長として勤務した各支店において、Y101 及び同各支店の職制らは、支店内で先鋭的な組合活動をする職員とそれ以外の職員との間に密接な関係が構築されることを防止すること及び国金労側の情報を入手することを目的として、一定の対策を講じていたこと、昭和六二年当時、仙台支店において、同支店の職制らは発展会の活動について強い警戒感を持ち、発展会会員を通じて発展会の活動傾向が同支店職員へ浸透するのを恐れていたこと、以上の事実が認められる。

(6) 以上(1)ないし(5)の事実を総合すると、原告は、昭和五五年以前補助参加人 X9、同 X1、同 X14 らを中心として行われた先鋭的な組合活動に対して既に強く嫌悪し、このような国金労の活動方針を労使協調路線に変換させるためにいわゆる良識層の育成に努めたところ、その成果が上がり、右補助参加人らの活動方針に同調して行動をともにしていた補助参加人らを国金労内で少数派、反主流派とするに至ったが、補助参加人らがさらに企業告発型の闘争方針を強めて盛んに活動を行ったため、原告は補助参加人らに対しますます嫌悪を強めていったことが認められる。

(二) 原告の主張について

原告は、被告が、全国活会の組織を前提に、原告がこの組織の活動に対して強く嫌悪していたことを認定している点につき、全国活会なる組織が存在したとしても、それは全く非公然の私的組織であり、その活動は労組法上の組合活動に当たるものではない上、原告が全国活会なる組織の存在を知ったのは、被告審問手続の最終段階である平成三年一二月の時点であり、また、仮にその組合活動性が認められるとしても、原告の差別意思の契機となるような活動ではないことは明らかであるから、被告の右認定は誤りである旨主張する。

確かに、本件全証拠に照らしても、原告が全国活会という組織の存在を認識していたことを認めることはできない。しかし、原告が全国活会という組織の存在を認識していなかったとしても、そのことのみによって原告の補助参加人らに対する嫌悪に関する前記認定が左右されるものではない。

三 争点 2 の(二)(原告における人事考課等においてはいわゆる職能給制度が貫かれているか、それとも、運用実態はその制度趣旨が貫かれておらず、年功管理的、あるいは恣意的な運用がされているということが出来るか。)について

1 本件では原告の職員の副調査役、調査役への昇格、昇給が原告の人事考課、査定に基づいて決定されているのか、それとも職能給制度の外形にかかわらず年功管理的な運用がされているのかが争われている。そこで、年功管理的な運用とい

う事実の意味を明確にし、これが不当労働行為意思の認定にどのようにかかわるのかを見ておこう。

(一) 三等級への昇格についていうならば、まず、補助参加人ら以外の職員については、その間で時期に相違があるにせよ、病気その他の特段の事情のない限り、全員三等級へ昇格しているという実態が仮にあるとすれば、遅くとも入庫何年までには特段の事情のない限り職員全員を三等級へ昇格させるという運用が行われていることになる。年功管理的な運用が行われているという場合の本来の意味はこの点にあるものと考えられる。このような運用が行われている場合には、昇格の時期についてはなお検討を要するものの、補助参加人らがいつまでたっても昇格しないとすれば、特段の事情が認められない限り、補助参加人らが昇格しないことは、原告の補助参加人らの活動に対する嫌悪とあいまって、原告の不当労働行為意思に基づくものであると推認することができることになろう。

次に、特段の事情のない限り職員全員を昇格させるという運用とは別に、三等級へ昇格する者については、その入庫からの年次がおおむね一致しているという意味で年功管理的な運用が行われていると表現する場合もあろう。しかし、三等級へ昇格する年次がおおむね一致しているということは、その年次に到達すれば三等級へ昇格できることと同義ではない。職員が、三等級へ昇格する年次に到達したにもかかわらず、昇格しなかったことが不当労働行為となるというためには、前提としてその職員が三等級へ昇格してしかるべきであるという事実が認められなければならない。このような事実が存するときにはじめて、三等級へ昇格する年次に到達したにもかかわらず、昇格しなかったことが不当労働行為となる。すなわち、この場合には、三等級へ昇格する年次に到達したことは、昇格の必要条件であるに過ぎず、昇格の十分条件であるとはいえない。補助参加人らが三等級へ昇格してしかるべきであるというためには、次のような事実の証明(労働委員会の手続においては疎明。以下同じ。)が必要である。

まず、前記のように、補助参加人ら以外の職員については、特段の事情のない限り、時期の差はあるにしても、最終的には職員全員を昇格させるという運用が行われていることである。

次に、そのような運用が認められないとしても、補助参加人らが、三等級へ昇格した者と比較して能力、勤務成績等において劣らないことが証明されれば、補助参加人らを昇格させないことについて他に合理的な理由が証明されない限り、補助参加人らの組合活動に対する嫌悪とあいまって、不当労働行為意思に基づく不利益取扱いであることを推認することができる。

さらに、証拠上補助参加人らと比較の対象となる昇格者を見出すことができない等の理由で、補助参加人らが、三等級へ昇格した者と比較して能力、勤務成績において劣らないことが直接証明されないとしても、原告が人事考課において補助参加人らの勤務実績等を無視し、あるいは虚偽の事実を根拠として補助参加人らを殊更に低く評価している事実が証明された場合におい

て、勤務実績等の無視又は事実の虚構の態様及び程度と他の具体的事実とを併せて考えると、原告が補助参加人らを三等級へ昇格させないために意図的にそのように低く評価していると推認できるときには、補助参加人らの組合活動に対する嫌悪とあいまって、不当労働行為意思に基づく不利益取扱いであることを推認することができる。もっとも、昇格、昇給において組合員を不利益に取り扱うために殊更に低く評価しているという事実は、使用者がその組合員の組合所属又は組合活動を嫌悪しているという事実と同じではないから、原告が人事考課において補助参加人らを殊更に低く評価している事実を立証するには、使用者が人事考課の資料、内容を原文書を提出する等して開示することが前提となるし、實際上社内の極秘文書の存在が判明した等の特別の事情が必要であり、そのような特別の事情がない限り、その証明は困難である。しかしながら、長い年数をかけて能力等を見極めて昇格させるか否かが決定されており、運用上、同期、同学歴の職員の大多数の者が昇格するという実態が存する場合において、既に同期、同学歴の職員の大多数の者が昇格しているという事実が存するときには、それにもかかわらず昇格していない職員は、病気その他の特段の事情のある場合を除けば、能力、勤務成績が相当劣悪であり、次の等級の職務を十分遂行できないとして、昇格させることが適当ではないと判断されたこととなるから、本人が自覚しているか否かは別として、職場の同僚等からも、実情に照らし、昇格しない理由がうかがい知ることができるほど、昇格させないことについて具体的に明確な根拠が存するはずである。このような場合には、当該労働者は、端的に、自分の把握し得る限りにおいてその能力、勤務成績が劣悪とはいえないことを具体的根拠を挙げて立証すれば足りるものと考えられる。すなわち、右のような場合において、昇格しないことが不当労働行為であると主張する職員が、自らの勤務状況、勤務実績、能力が劣悪とはいえないことを示す具体的事実を立証したときには、反証のない限り、その能力、勤務成績は劣悪ではないと認定することとなるから、使用者は、その職員の能力、勤務成績が相当劣悪であることを裏付ける具体的事実を立証する実際上の必要が生ずるものというべきである(したがって、まず、使用者がその職員の能力、勤務成績が相当劣悪であることを裏付ける具体的事実を主張立証し、職員がこれを否定する根拠を主張立証するという運用が効率的、実際的である場合が少なくないであろう。このような運用が採られたとしても、それが証明責任を無視したり、転換するものではないことはいうまでもない。)。本件に即していうならば、三等級へ昇格する年次が入庫後相当長い年数であり、それだけの期間をかけて能力等を見定め、昇格の可否を決定しているという実態があるか否か、運用上、同期、同学歴の職員の大多数の者が三等級へ昇格するという実態があるか否か、補助参加人らの能力、勤務成績が相当劣悪であるとはいえないか否かを検討すべきこととなる。

- (二) 昭和六〇年四月一日以前の旧人事給与制度では三等級に対応する役職位は課長又は調査役、四等級に対応する役職位は副調査役(副調査役に任用されな

い者は主任)であり、同日以後の新人事給与制度では特三等級に対応する役職位は課長、三等級に対応する役職位は調査役、特四等級に対応する役職位は副調査役であって、三等級への昇格と調査役への任用は一心同体であるから、調査役への任用については、(一)と同様に考えて差し支えないものと思われる。なお、調査役は、新人事給与制度では、直属の長を補佐して部下を指揮監督し、特に高度な判定的業務を行うとともに、必要に応じて直属の長を代理する職務を遂行する能力に達していることが昇格基準とされているが、人事考課権はなく、出退勤の時間拘束を受け、その任用数は業務量に基づき、各支店ごとに定めるものとされているから、労働委員会が救済方法として調査役への任用を命じても、原告の管理監督権限、指揮命令権限の系統上、特に支障はないものと考えられる。

- (三) 四等級への昇格、副調査役への任用についても、(一)と同様に考えることができる。昇給については、その号俸に昇給する時期の問題となり、これについても(一)と同様に考えることができる。
- (四) そこで、以下においては、原告の人事給与制度がどのような制度として作られているか、その運用の実態はどうかを見た上で、これらの事実を照らし、補助参加人らが昇格、昇給又は調査役若しくは副調査役の職位に任用されてしかるべきであるというためにはどのような事実が証明されることが必要かについて検討を加える。

2 原告の人事考課制度について

(一) 人事考課制度の整備

- (1) 原告においては、その人事給与制度中の職員の昇格・昇級に関する評価の手續に関し、第二、一、2 のとおり、仮評価者、評価者の担う役割、評価の方法、手續及び対象等の点につき、制度として子細な整備がされている。殊に、評価方法につき、項目別評価における評価要素は細分化され、かつ、各等級ごとに評価項目を若干異なるものとしているなど、より客観的な評価を目指して制度に工夫がされているといえることができる。
- (2) さらに、証拠によれば、その評価の公正さを担保するために、以下の制度、方策等が施されていることが認められる。

ア 指導観察記録の作成

原告では、職員の日常の勤務状況及びこれに対する管理者の指導状況を確実に把握し、記録しておくため、支店管理者が「指導観察記録」を作成する。通常、仮評価者である課長が記録を担当しており、配下職員の勤務状況について、良好な点、不良な点及び指導の状況、職員の対応等を記録する。こうして作成した指導観察記録は、適宜、支店長、次長らに提出して、日常の指導に役立てるほか、人事考課に関しては重要な資料として活用する。

イ 人事考課実施要綱、人事考課の手引の配布

原告は、人事考課の手續、評価の仕方について「人事考課実施要綱」にまとめ、各評価担当者に配布している。さらに、右「人事考課実施要

綱」と留意事項等をまとめた「人事考課の手引」を作成し、各評価担当者に配布している。

その概要は以下のとおりである。

(ア) 評価要素説明書及び補足説明書

「人事考課の手引」中には、評価の手助けとするために、信頼性、積極性等の各評価要素について、その内容を具体的に説明し、かつ、どういう点に着眼して評価すれば良いかを詳しく記載した評価要素説明書及び補足説明書が記載されている。

(イ) 評価の心がまえ等

「人事考課の手引」中には、「成績評価の心がまえ」との項を定めてある。そこでは、被評価者の全人格的評価を行うよう心掛けること、評価にあたっては、厳正・公平な評価態度を堅持し、日常の指導観察結果を評価に反映させること、勤務に関係のない私人としての行動については区別し、勤務成績と職務遂行能力に関係のあることだけについて評価すること、縁故関係や個人的な好き嫌い、偏見・同情などの私情をはさまないよう評価の公正を期すること等が記載されている。

(ウ) 評価者訓練

原告は、評価者である支店長、仮評価者である課長らを対象に研修の場を設け、制度の趣旨、目的や仕組み、ルール等について十分理解させるとともに、評価担当者の陥りやすい誤りについて指導することとしている。

(エ) 昇格・昇給に関する通知・説明

毎年の昇給、昇格の状況については、労働組合に通知している上、C及びD評語を受けた職員に対しては、本人の申し出があれば、その理由を具体的に説明することとしている。

(オ) 苦情処理委員会

原告と組合員との間に発生した苦情については、本人からの申し出により、労使が苦情処理委員会の場で十分審議し、結論を見出していくこととしている。

成績に関する組合員の苦情についても苦情処理委員会で審議することとしている。

(3) 以上によれば、原告の人事考課制度は、その公正性、客観性を担保するための仕組みが整備されているといえることができる。

(二) 人事考課制度の運用実態について(年功管理的な運用の有無)

(1) 大卒者の三等級への昇格について

ア 証拠によれば、補助参加人らの大学卒業年度に属する大卒者について、昭和五九年から昭和六三年までの間の毎年四月一日の時点での等級の分布状況を見ると、次のとおりであることを認めることができる。

昭和三〇年大学卒については、昭和五〇年四月一日の時点で約四パー

セントに当たる五人の者が四等級(副調査役)以下に格付けされ(その余の者は三等級以上に格付けされた。以下この項において同じ。)、昭和五九年から昭和六三年までの間も約四パーセントから約五パーセントに当たる四人ないし五人の者が四等級以下(昭和六〇年以降は特四等級以下)に格付けされていた。

昭和三三年大学卒については、昭和五〇年四月一日の時点では約四五パーセントに当たる四四人の者が四等級(副調査役)に格付けされていたが、昭和五九年四月一日の時点では約一〇パーセントに当たる九人の者が四等級(副調査役)に格付けされ、昭和六〇年から昭和六三年までの間については約九パーセントから約一〇パーセントに当たる八人ないし九人の者が特四等級に格付けされていた。

昭和三九年大学卒については、昭和五〇年四月一日の時点では一〇〇パーセントの者が四等級(副調査役)以下に格付けされていた(約二九パーセントの者が四等級(副調査役)、約七パーセントの者が四等級に格付けされていた。)が、昭和五九年四月一日の時点では約二二パーセントに当たる一四人の者、昭和六〇年から昭和六三年までの間については約一三パーセントから約一七パーセントに当たる八人ないし一人の者が四等級に格付けされていた。

昭和四〇年大学卒については、昭和五〇年四月一日の時点では一〇〇パーセントの者が四等級に格付けされていたが、昭和五九年四月一日の時点では約二六パーセントに当たる一四人の者が四等級(副調査役)及び四等級に格付けされ、昭和六〇年四月一日の時点では約二五パーセントに当たる一三人の者が特四等級に格付けされ、昭和六一年四月一日の時点では約二三パーセントに当たる二人の者が特四等級に格付けされ、昭和六二年四月一日及び昭和六三年四月一日の時点では約一九パーセントに当たる一〇人の者が特四等級に格付けされていた。

昭和四四年大学卒については、昭和五〇年四月一日の時点では一〇〇パーセントの者が四等級以下に格付けされていた(約三四パーセントの者が四等級、約六六パーセントの者が五等級に格付けされていた。)が、昭和五九年四月一日の時点では約五五パーセントに当たる一八人の者が四等級(副調査役)に格付けされ、昭和六〇年四月一日及び昭和六一年四月一日の各時点では約三六パーセントに当たる二人の者が特四等級に格付けされ、昭和六二年四月一日の時点では約三三パーセントに当たる一人の者が特四等級に格付けされ、昭和六三年四月一日の時点では約一八パーセントに当たる六人の者が特四等級に格付けされていた。

昭和四五年大学卒については、昭和五〇年四月一日の時点では一〇〇パーセントの者が五等級に格付けされていたが、昭和五九年四月一日の時点では約七パーセントに当たる二人の者が四等級(副調査役)以下に格付けされ(約六五パーセントの者が四等級(副調査役)、約六パーセントの者が四等級に格付けされていた。)、昭和六〇年四月一日の時点

では約五八パーセントに当たる一八人の者が特四等級に格付けされ、昭和六一年四月一日の各時点では約四五パーセントに当たる一四人の者が特四等級に格付けされ、昭和六二年四月一日の時点では約三五パーセントに当たる一人の者が特四等級に格付けされ、昭和六三年四月一日の時点では約二七パーセントに当たる八人の者が特四等級に格付けされていた。

イ 証拠によれば、補助参加人らの大学卒業年度以外も含めて昭和六〇年四月一日の時点における大卒者の等級別人員分布を見ても、三等級に昇格していない特四等級以下の下位等級に格付けされている者が、無視し得ない人数、割合で存在していることの事実を認めることができる。

ウ 以上の事実によれば、原告においては、大卒者で、卒業年度の同期の者の中から三等級以上に昇格した者が出た後にも、三等級に昇格せず、特四等級以下の下位等級に格付けされている者が、補助参加人ら以外に無視し得ない人数、割合で存在していることが明らかである。したがって、原告において補助参加人ら以外の大卒者の職員につき最終的には職員全員を三等級に昇格させるという運用が行われているということとはできない。他方、入庫一八年で約七〇パーセントの者が三等級に昇格し、その後更に年数が経過するに連れてその割合が八〇パーセント程度に拡大していく傾向を認めることができるから、原告においては、同期、同学歴の職員の七〇パーセント、八〇パーセントの者が三等級へ昇格しており、かつ、三等級へ昇格する年次が入庫後相当長い年数であり、それだけの期間をかけて能力等を見定め、昇格させるか否かを決定しているという実態があるということが出来る。

したがって、補助参加人らは、同期の昇格者と比較して能力、勤務成績等において劣らないことを立証するか、又は(補助参加人らの能力、勤務成績が相当に劣悪であることが証明されない場合において)原告が人事考課において勤務実績等の事実を無視する等して補助参加人らを殊更に低く評価している事実と、補助参加人らが三等級へ昇格する年次に到達している事実とを立証すべきである。

(2) 大卒者の調査役への任用について

ア 証拠によれば、大卒者及び高卒男子の副調査役・調査役への任用年次につき、別表「大卒者採用年次別任用状況」及び同「高卒男子採用年次別任用状況」のとおり的事実が認められる(右各別表における数値は、被告の右主張に係る数値と異なるが、認定のもととなった証拠の違いにより生じた差であることは明らかである。当裁判所は、右各別表のとおり的事実を前提に以下検討を加えることとする。)

イ 大卒者の調査役への任用に関しては次のとおりである。

(ア) 右事実によれば、大卒者につき、同期者中副調査役への最速者の任用時期は、昭和三五年入庫の者から昭和四七年度入庫の者までについては勤続一一年目、昭和四八年度入庫の者から昭和六〇年度入

庫の者までについては勤統一〇年目であって、昭和五八年度入庫最速者の任用時期を境にして、それぞれ一律となっている。また、同期者中過半数の者が副調査役に任用されるに至った時期については、入庫年次によってばらつきがあり、完全に一律ではないものの、勤統一〇年目ないし一三年目の幅の中にあり、かつ、全体的な傾向としては、その時期が徐々に早まっているといえることができる。

次に、同期者中調査役への最速者の任用時期は、昭和三九年度入庫の者から昭和四四年度入庫の者までについては勤統一三年目(ただし、これ以前の昭和三八年度入庫最速者に関しては、勤統一二年目で任用されている。)、昭和四五年度入庫の者から昭和五二年度入庫の者までについては勤統一二年目、昭和五三年度入庫の者から昭和五八年度入庫の者までについては勤統一一年目であって、昭和四四年度入庫最速者及び昭和五二年度入庫最速者を境にして、それぞれ一律となっており、かつ、その時期(勤続年数)が一年ずつ短縮されている。また、同期者中過半数の者が調査役に任用されるに至った時期については、入庫年次によってばらつきがあり、完全には一律ではないものの、勤統一三年目ないし一六年目の幅の中にあり、かつ、全体の傾向としては、その時期が徐々に早まっているといえることができる。

- (イ) 以上によれば、大卒者のうち、副調査役及び調査役への任用の最速者の任用時期はおおむね一律である。また、副調査役についても、調査役についても、同期の職員の過半数が任用されていることは明らかであるが、過半数に至った時期はばらつきがあり、必ずしも勤続年数に応じて一律であるとはいえない。
- (3) 高卒者の三等級及び四等級への昇格について

ア 証拠によれば、補助参加人らの高校卒業年度に属する高卒者について、昭和五〇年及び昭和五九年から昭和六三年までの間の毎年四月一日の時点での等級の分布状況を見ると、次のとおりであることを認めることができる。

昭和三一年高校卒については、昭和五〇年四月一日の時点で、約八六パーセントに当たる三八人の者が四等級(副調査役)に、及び約一四パーセントに当たる六人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和五九年四月一日の時点で、約七一パーセントに当たる二九人の者が三等級以上に、約一九パーセントに当たる八人の者が四等級(副調査役)に、及び約一〇パーセントに当たる四人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六〇年及び昭和六一年各四月一日の時点で、約七一パーセントに当たる二九人の者が三等級以上に、約一九パーセントに当たる八人の者が特四等級に、及び約一〇パーセントに当たる四人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六二年四月一日の時点で、七二・五パーセントに当たる二九人の者が三等級以上に、二〇パーセントに当たる八人の者が特四等級に、

及び七・五パーセントに当たる三人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六三年四月一日の時点で、約七七パーセントに当たる三〇人の者が三等級以上に、約一八パーセントに当たる七人の者が特四等級に、及び約五パーセントに当たる二人の者が四等級にそれぞれ格付けされていた。

昭和三二年高校卒については、昭和五〇年四月一日の時点で、約五四パーセントに当たる二人の者が四等級(副調査役)に、及び約四六パーセントに当たる一八人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和五九年四月一日の時点で、約五八パーセントに当たる二人の者が三等級以上に、約三九パーセントに当たる一四人の者が四等級(副調査役)に、及び約三パーセントに当たる一人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六〇年四月一日の時点で、約六一パーセントに当たる二二人の者が三等級以上に、約三六パーセントに当たる一三人の者が特四等級に、及び約三パーセントに当たる一人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六一年四月一日の時点で、六〇パーセントに当たる二人の者が三等級以上に、約三七パーセントに当たる一三人の者が特四等級に、及び約三パーセントに当たる一人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六二年四月一日及び昭和六三年四月一日の各時点で、約六三パーセントに当たる二人の者が三等級以上に、約三四パーセントに当たる二人の者が特四等級に、及び約三パーセントに当たる一人の者が四等級にそれぞれ格付けされていた。

昭和三四年高校卒については、昭和五〇年四月一日の時点で、約六パーセントに当たる二人の者が四等級(副調査役)に、約八六パーセントに当たる三〇人の者が四等級に、及び約八パーセントに当たる三人の者が五等級にそれぞれ格付けされ、昭和五九年四月一日の時点で、約三七パーセントに当たる二人の者が三等級以上に、約四一パーセントに当たる一三人の者が四等級(副調査役)に、及び約二二パーセントに当たる七人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六〇年四月一日の時点で、約四一パーセントに当たる一三人の者が三等級以上に、約三七パーセントに当たる二人の者が特四等級に、及び約二二パーセントに当たる七人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六一年四月一日及び昭和六二年四月一日の各時点で、約四五パーセントに当たる一四人の者が三等級以上に、約三二パーセントに当たる一〇人の者が特四等級に、及び約二三パーセントに当たる七人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六三年四月一日の時点で、約四八パーセントに当たる一五人の者が三等級以上に、約二九パーセントに当たる九人の者が特四等級に、及び約二三パーセントに当たる七人の者が四等級にそれぞれ格付けされていた。

昭和三五年高校卒(昭和三六年度入庫)については、昭和五〇年四月一日の時点で合計五人と少数であるが、八〇パーセントに当たる四人の者が四等級に、及び二〇パーセントに当たる一人の者が五等級にそれぞれ

格付けされ、昭和五九年四月一日の時点で、二〇パーセントに当たる一人の者が三等級(調査役)に、四〇パーセントに当たる二人の者が四等級(副調査役)に、及び四〇パーセントに当たる二人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六〇年四月一日の時点で、二〇パーセントに当たる一人の者が三等級に、四〇パーセントに当たる二人の者が特四等級に、及び四〇パーセントに当たる二人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六一年四月一日の時点で、二〇パーセントに当たる一人の者が三等級以上(特三等級)に、四〇パーセントに当たる二人の者が特四等級に、及び四〇パーセントに当たる二人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六二年四月一日及び昭和六三年四月一日の各時点で、二五パーセントに当たる一人の者が三等級以上(特三等級)に、二五パーセントに当たる一人の者が特四等級に、及び五〇パーセントに当たる二人の者が四等級にそれぞれ格付けされていた。

昭和三六年高校卒については、昭和五〇年四月一日の時点で、約八一パーセントに当たる二六人の者が四等級に、及び約一九パーセントに当たる六人の者が五等級にそれぞれ格付けされ、昭和五九年四月一日の時点で、二五パーセントに当たる七人の者が三等級(調査役)に、約四六パーセントに当たる一三人の者が四等級(副調査役)に、及び約二九パーセントに当たる八人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六〇年四月一日の時点で、二五パーセントに当たる七人の者が三等級に、五〇パーセントに当たる一四人の者が特四等級に、及び二五パーセントに当たる七人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六一年四月一日の時点で、約三〇パーセントに当たる八人の者が三等級以上に、約五二パーセントに当たる一四人の者が特四等級に、及び約一八パーセントに当たる五人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六二年四月一日及び昭和六三年四月一日の各時点で、約三三パーセントに当たる九人の者が三等級以上に、約四八パーセントに当たる一三人の者が特四等級に、約一九パーセントに当たる五人の者が四等級にそれぞれ格付けされていた。

昭和三九年高校卒については、昭和五〇年四月一日の時点で、一〇〇パーセントに当たる六三人の者が五等級に格付けされ、昭和五九年四月一日の時点で、約八パーセントに当たる四人の者が三等級(調査役)に、約六七パーセントに当たる三五人の者が四等級(副調査役)に、及び二五パーセントに当たる一三人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六〇年四月一日の時点で、約一二パーセントに当たる六人の者が三等級に、約六五パーセントに当たる三四人の者が特四等級に、及び約二三パーセントに当たる一二人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六一年四月一日の時点で、約一八パーセントに当たる九人の者が三等級に、約六三パーセントに当たる三一人の者が特四等級に、及び約一八パーセントに当たる九人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六二年四月一日の時点で、約二九パーセントに当たる一四人の者が三等級に、約五四パ

一セントに当たる二六人の者が特四等級に、約一七パーセントに当たる八人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六三年四月一日の時点で、約四〇パーセントに当たる一九人の者が三等級以上に、約四四パーセントに当たる二一人の者が特四等級に、約一六パーセントに当たる八人の者が四等級にそれぞれ格付けされていた。

昭和四〇年高校卒については、昭和五〇年四月一日の時点で、一〇〇パーセントに当たる六九人の者が五等級に格付けされ、昭和五九年四月一日の時点で、約五パーセントに当たる三人の者が三等級(調査役)に、約六七パーセントに当たる四一人の者が四等級(副調査役)に、及び二八パーセントに当たる一七人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六〇年四月一日の時点で、約七パーセントに当たる四人の者が三等級に、約七五パーセントに当たる四六人の者が特四等級に、及び約一八パーセントに当たる一人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六一年四月一日の時点で、一〇パーセントに当たる六人の者が三等級に、約七三パーセントに当たる四四人の者が特四等級に、及び約一七パーセントに当たる一〇人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六二年四月一日の時点で、約一三パーセントに当たる八人の者が三等級以上に、約七二パーセントに当たる四三人の者が特四等級に、一五パーセントに当たる九人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六三年四月一日の時点で、約一八パーセントに当たる一人の者が三等級以上に、約六七パーセントに当たる四〇人の者が特四等級に、一五パーセントに当たる九人の者が四等級にそれぞれ格付けされていた。

昭和四一年高校卒については、昭和五〇年四月一日の時点で、一〇〇パーセントに当たる七五人の者が五等級に格付けされ、昭和五九年四月一日の時点で、約二パーセントに当たる一人の者が三等級(調査役)に、約五四パーセントに当たる三〇人の者が四等級(副調査役)に、及び約四四パーセントに当たる二四人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六〇年四月一日の時点で、約六パーセントに当たる三人の者が三等級に、約六八パーセントに当たる三七人の者が特四等級に、及び約二六パーセントに当たる一四人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六一年四月一日の時点で、約一三パーセントに当たる七人の者が三等級に、約七〇パーセントに当たる三八人の者が特四等級に、及び約一七パーセントに当たる九人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六二年四月一日の時点で、約一七パーセントに当たる九人の者が三等級に、約六七パーセントに当たる三五人の者が特四等級に、約一五パーセントに当たる八人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六三年四月一日の時点で、約二七パーセントに当たる一四人の者が三等級以上に、約五九パーセントに当たる三〇人の者が特四等級に、約一四パーセントに当たる七人の者が四等級にそれぞれ格付けされていた。

昭和四二年高校卒については、昭和五〇年四月一日の時点で、一〇〇

パーセントに当たる九一人の者が五等級に格付けされ、昭和五九年四月一日の時点で、約一三パーセントに当たる七人の者が四等級(副調査役)に、約八五パーセントに当たる四五人の者が四等級に、及び約二パーセントに当たる一人の者が五等級にそれぞれ格付けされ、昭和六〇年四月一日の時点で、約一六パーセントに当たる八人の者が特四等級に、及び約八四パーセントに当たる四三人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六一年四月一日の時点で、約二パーセントに当たる一人の者が三等級に、約二五パーセントに当たる一三人の者が特四等級に、及び約七三パーセントに当たる三七人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六二年四月一日の時点で、四パーセントに当たる二人の者が三等級に、四〇パーセントに当たる二〇人の者が特四等級に、五六パーセントに当たる二八人の者が四等級にそれぞれ格付けされ、昭和六三年四月一日の時点で、約六パーセントに当たる三人の者が三等級に、約三八パーセントに当たる一八人の者が特四等級に、約五五パーセントに当たる二六人の者が四等級にそれぞれ格付けされていた。

イ 証拠によれば、補助参加人らの高校卒業年度以外も含めて昭和六〇年四月一日の時点における高卒者の等級別人員分布を見ると、三等級に昇格していない特四等級以下の下位等級に格付けされている者は、昭和二五年高卒者で二一・一パーセント、昭和二六年高卒者で一八・五パーセント、昭和二七年高卒者で三三・三パーセント、昭和二八年高卒者で四五パーセント、昭和二九年高卒者で三四・四パーセント、昭和三〇年高卒者で二〇・五パーセント、昭和三一年高卒者で二九・三パーセント以下、昭和三二年高卒者で三八・九パーセント、昭和三三年高卒者で四二・一パーセント、昭和三四年高卒者で五九・四パーセント、昭和三五年以後の高卒者では六五パーセント以上であり、昭和三一年以前の高卒者に限ってみても、一八・五パーセントから四五パーセントまでばらつきがあったこと、これに対し、特四等級を含めてこれ以上の等級に格付けされている者は、昭和三五年高校卒及び昭和四二年高校卒を例外とし、おおむね七五パーセント以上に達していたこと的事实を認めることができる。

ウ 以上の事実によれば、原告においては、高卒者の三等級昇格について、昭和三一年以前の高卒者を見ても、また、昭和三一年から昭和三四年までの高卒者を見ても、卒業年度の同期の者の中から三等級以上に昇格した者が出た後にも、三等級に昇格せず、特四等級以下の下位等級に格付けされている者が、約三〇パーセントを超える期が少なくなく、補助参加人ら以外に無視し得ない人数、割合で存在していることが明らかである。したがって、原告において補助参加人ら以外の高卒者の職員につき最終的には職員全員を三等級に昇格させるという運用が行われているということができないことはもちろん、入庫後相当長い年数が経過すれば三等級に昇格する者の割合が七〇パーセントないし八〇パーセントに達

するという実態があるということもできない。他方、高卒者の四等級昇格については、特四等級を含めてこれ以上の等級に格付けされている者は、昭和六〇年四月一日の時点で、昭和三五年高校卒及び昭和四二年高校卒を例外とし、おおむね七五パーセント以上に達していた。昭和三六年高校卒で特四等級を含めてこれ以上の等級に格付けされている者は、昭和六〇年四月一日の時点で七五パーセント、昭和六二年四月一日の時点で約八一パーセントに達していた。昭和四一年高校卒については、昭和五九年四月一日の時点では四等級(副調査役)以上に昇格していたのは約五六パーセントの者にとどまるが、昭和六〇年四月一日の時点では特四等級を含めてこれ以上の等級に格付けされている者は約七四パーセントに達していた。昭和三五年高校卒(昭和三六年度入庫)については、右の全体的な傾向の例外となっているが、該当する人数が四、五人と少数であるから、右の全体的な傾向を当てはめて考えるのが相当であり、昭和六〇年四月一日の時点で七五パーセント以上に達していたものとして扱うのが相当である。

したがって、補助参加人らのうち、本件命令において、特四等級へ昇格しないことが労働組合法七条一号の不利益取扱いに当たるとされた者は、昭和六〇年四月一日以降の時点であれば、特四等級へ昇格し得る年次に到達していることになるから、同期の昇格者と比較して能力、勤務成績等において劣らないことを立証するか、又は(補助参加人らの能力、勤務成績が相当に劣悪であることが証明されない場合において)原告が人事考課において勤務実績等の事実を無視する等して補助参加人らを殊更に低く評価している事実とを立証すべきである。

(4) 高卒者の副調査役及び調査役への任用について

ア (2)、アのとおり。

イ 原告において補助参加人ら以外の高卒者の職員につき最終的には職員全員を副調査役又は調査役に昇進させるという運用が行われていることを認めるに足りる証拠はない。

ウ 高卒男子の副調査役又は調査役への任用に関しては次のとおりである。

(2)、アの事実によれば、高卒男子につき、同期者中副調査役への最速者の任用時期は、入庫年次によってばらつきがあり、完全に一律ではないものの、勤統一五年目ないし一七年目の幅の中にあり、かつ、全体的な傾向としては、その時期が徐々に早まっているということが出来る。また同期者中過半数の者が副調査役に任用されるに至った時期についても、完全には一律ではないものの、勤統一七年目ないし一九年目の幅の中にあるということが出来る。

同期者中調査役への最速者の任用時期も、同様にばらつきがみられるものの、勤統一七年目ないし二〇年目の幅の中にある。一方、同期者中過半数の者が調査役に任用されるに至った時期については、その勤続年

数に大きなばらつきがみられる。

エ 副調査役への任用は特四等級への昇格と、調査役への任用は三等級への昇格と一体として考えるべきであり、ウのとおりである。

3 原告が、補助参加人らを対象として、人事考課制度を恣意的かつ不公正に運用したとの事実の有無について

他方、被告及び補助参加人らは、補助参加人らの処遇が総じて低位に位置付けられているのは、原告が、補助参加人らを対象として、人事考課制度を恣意的かつ不公正に運用したためである旨主張するので、以下その主張の内容を個別に検討する。

(一) 被告の主張について

被告は、原告の人事考課における運用実態として、女子職員を除外した四等級、五等級男子職員(中堅男子職員)についてみると、ほぼ四割から五割の者が評語 A を付与されているから、補助参加人らがほとんど評語 B の付与を受けていたことに照らし、原告の補助参加人らの勤務成績に関する評価は公正性が疑われる旨主張する。

確かに、前記認定のとおり、補助参加人らは、原告において職務給制度が導入された昭和四一年度以降、補助参加人 X9 が二度評語 A を付与されたことがある以外、すべて評語 B 以下を付与されていることが認められる。

しかし、仮に中堅男子職員の四割から五割の者が評語 A を付与されているという実態があったとしても、残りの五割から六割の者は評語 B 以下であるということになるから、補助参加人らがほとんど評語 B を付与されていたことをもって評価の公正性を否定する被告の右主張は理由がない。

なお、この点に関連して、補助参加人らは、四等級男子のうち評語 A を付与された者は、平成四年度から平成八年度までは六割を超えている旨主張し、これに沿う証拠もある。しかし、本件命令が補助参加人らに関して処遇上の格差があり、その格差が是正されるべきとするのは、昭和六二年度までについてであるから、補助参加人らの主張する平成四年度から平成八年度までの評語 A の付与率は、被告の右主張(原告の補助参加人らの勤務成績に関する評価は公正性が疑われる旨)を裏付けるものとはいえず、補助参加人らの右主張は採用の限りではない。

(二) 補助参加人らの主張について

(1) 補助参加人らは、恣意的な運用があったことを裏付ける事情の一つとして、勤務成績内申書の総合評価と項目別評価が断絶している点を主張し、証人 Y101 の証言(以下「Y101 証言」という。)中には、昭和六〇年度から昭和六一年度にかけて、池袋支店において、その職員である Z112 を役席として登用するために評価を徐々に上げていくことにし、そのために、評価の仕方としてまず総合評価を決め、それからこれに整合するように項目別評価を調整した旨、右主張に沿うとも考えられる部分がある。

しかし、右証言部分は、原告が、評価を上げていくために行っていた措置に関するものであり、補助参加人らの主張するような評価を下げる形で

の恣意的な運用に関するものではない。そして、評価を上げるための措置を行った事実によって、評価を下げるための措置が行われていたことを推認することができるものではないから、結局、右証言部分は補助参加人らの右主張を裏付けるものとはなり得ない。

そして、他に補助参加人らの右主張を認めるに足りる証拠はないから、右主張は理由がない。

- (2) 補助参加人らは、Y101 証言によれば、昭和六〇年から昭和六一年にかけて、池袋支店において、原告側がその組合活動に対して警戒心を抱いていた補助参加人 X4 につき、その評価を下げたことがあったことが認められ、この時期が発展会が企業告発型の活動を強めていた時期に符号することに照らせば、原告が評価を恣意的に行っていたことは明らかである旨主張する。

しかし、同じく Y101 証言によれば、右の時期には、補助参加人 X4 が地区の労働組合の者らとともに支店に押し掛けてきた件があり、その件に関し、原告としては、勤務態度に信頼が置けないとの判断で評価を下げたことが認められるから、補助参加人 X4 に関する右評価が恣意的なものであったとはいえず、補助参加人らの右主張は理由がない。

- (3) 補助参加人らは、指導観察記録は、ア もともと原告の職員全員を対象とするものではない、イ その記載内容は組合対策がその重要な要素となる旨主張し、Y101 証言中にはこれに沿う部分がある。

しかし、右証言部分は、丙第三号証、第四号証及び第一二号証が指導観察記録であることを前提とするものであるところ、証拠によれば、原告において作成されていた指導観察記録の書式は甲第九号証のそれであり、Y101 も、これと同様の書式をもって指導観察記録を作成していたことが認められるところ、右丙第三号証等の書式は甲九号証のそれとは明らかに異なるから、右丙第三号証等は原告における指導観察記録には当たらないと認められる。

以上の点からすれば、Y101 の右証言部分は信用することができず、他に補助参加人らの右主張を認めるに足りる証拠はないから、右主張は理由がない。

- (三) 以上のほか、前記のとおり、補助参加人らがその同期中位者に対し等級・号俸が下回った時期は、補助参加人ごとに区々であること、前記二で認定した事実及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人らが参加して集団を形成していた全国活会及び発展会には、補助参加人ら以外にもその構成員がいるが、これらの者は、昇格・昇給に差別があったとして苦情処理委員会、労働委員会等に対して申立てを行っていないことが認められることにも照らすと、原告の人事考課制度の運用実態として、被告及び補助参加人らが前記のとおり主張する根拠によっては、補助参加人らを対象としてその人事考課上の評価が恣意的に行われていたものと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

4 (一) ところで、第二、一、5 のとおり、補助参加人らの役職位(等級)あるいは号俸は、昭和五〇年度から昭和六三年度にかけて、その同期者中総じて低位に位置付けられている。殊に、補助参加人 X18 は昭和五三年度以降、補助参加人 X12 は昭和五七年度以降、補助参加人 X17 は昭和五〇年度以降、補助参加人 X11 は昭和五〇年度以降、補助参加人 X19 は昭和五七年度以降、補助参加人 X4 は昭和五〇年度以降、いずれも同期者中最下位に位置付けられていることが認められる。

さらに、第二、一、5、(一)及び(三)ないし(六)の事実には、補助参加人らと同様に同期者中低位に位置付けられている者のうちには、全国活会あるいは発展会の会員として、補助参加人らと同様の活動を行っていた者がいることが認められる。

以上の事実、二のとおり、補助参加人らが全国活会あるいは発展会を形成して一様に企業告発型の闘争方針の下に活動を行っていたのであり、原告がこれを嫌悪していたとの事実を併せ考えれば、補助参加人らによって形成される集団と比較対照すべき集団との間において勤務の実績ないし成績が全体的にみて隔たりがなく均一性を有するとの前提が否定されず、かつ、反証のない限り、補助参加人らが処遇上低位に位置付けられている原因は右のような活動を行っていたことにあることが一応推認されることであるが、前記のとおり、原告の職能給制度の運用実態として、大卒者で、卒業年度の同期の者の中から三等級以上に昇格した者が出た後にも、三等級に昇格せず、特四等級以下の下位等級に格付けされている者が、補助参加人ら以外に無視し得ない人数、割合で存在していること等の事実が認められる以上、右の推認は既に動揺しており、この推認に基づいて不当労働行為の成立を認めることはできない。補助参加人らは、前記のとおり、同期、同学歴の昇格者と比較して能力、勤務成績等において劣らないことを立証するか、又は(補助参加人らの能力、勤務成績が相当に劣悪であることが証明されない場合において)原告が人事考課において勤務実績等の事実を無視する等して補助参加人らを殊更に低く評価している事実を立証することを要する。

(二) なお、以上のほか被告は、以下の各補助参加人の同期者の処遇等に関し、以下の事実を主張する。

(1) 別表「同期同学歴者等級別分布表」①(補助参加人 X9 関係)につき、昭和六二年度まで特四等級に据え置かれたままの四名の中には、他の金融機関の理事長の息子であるなど、特別縁故で採用された者(同別表①の A、M)がいた。

(2) 同別表④(補助参加人 X15 関係)につき、昭和六二年度において補助参加人 X15 と同等かあるいは下位の四、五名の中には、かねて補助参加人らと同様の組合活動を行い、支部や政労協の役員経験のある者(同別表④の M、I)、病気欠勤者やこの当時評語 D を付与された者(同別表④の Y、N)がいた。

(3) 同別表⑥(補助参加人 X11 関係)につき、S とは X21、A とは X22 であ

ることは第二の一5(二)のとおりであるが、同人らは発展会の会員であり、補助参加人らとともに組合活動を行ってきた者である。

(4) 同別表⑩(補助参加人 X14 関係)につき、補助参加人 X14 の直近上位には発展会会員の者(同別表⑩の K)がおり、昭和六二年度において四等級に留め置かれている七名は全員が女性である。

(5) 同別表⑪(補助参加人 X5 及び同 X10 関係)につき、昭和六二年度にも四等級に留め置かれている八名のうち少なくとも六名は女性(同別表⑪の M、I、F、Y、K、ほか一名)である。

しかし、右主張に係る事実は、いずれもこれを認めるに足りる証拠はない。

5 補助参加人らが立証すべき事実

(一) 補助参加人らのうち大卒者が昇格、昇給又は調査役への職位任用について立証すべき事実は、次のとおりである。

(1) 三等級への昇格については、該当する補助参加人らが同期の昇格者(本件命令の命じている救済方法を維持するためには本来は同期の中位者)と比較して能力、勤務成績等において劣らないことを立証すべきであるが、これが立証できないときには、この事実に替えて、原告が人事考課において補助参加人らの勤務実績等を無視し、あるいは虚偽の事実を根拠として補助参加人らを殊更に低く評価している事実その他の具体的事実、すなわち、原告が補助参加人らを三等級へ昇格させないために意図的にそのように低く評価しているものと推認する根拠となる事実を立証すべきである。また、端的に、該当する補助参加人らの能力、勤務成績が相当劣悪とはいえない事実を立証することも可能である。

(2) 調査役の職位への任用については、(1)と同様である。

(3) 昇給についても(1)に準じて考えることができる。

(二) 補助参加人らのうち高卒者が昇格、昇給又は副調査役若しくは調査役への職位任用について立証すべき事実は、次のとおりである。

(1) 特四等級への昇格及び副調査役への職位任用については、(一)、(1)と同様である。

(2) 三等級への昇格については、該当する補助参加人らが同期の昇格者と比較して能力、勤務成績等において劣らないことを立証することができるのであれば、実際上はこれが唯一の立証方法となろう。調査役への職位任用についても同様である。

(3) 昇給については、(一)、(3)と同様である。

四 争点3の(三)(補助参加人らの勤務状況等と不当労働行為の成否)について

1 補助参加人 X9 について

(一) 補助参加人 X9 は、昭和五五年三月から浜松支店に勤務し、平成元年三月まで管理課の三等級調査役として延滞事務を担当していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X9 の勤務状況等につき、第三、一、5、(一)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 裁判所の期日の失念について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和五三年一二月二六日、二五〇万円を貸し付け、昭和五五年五月三十一日に延滞口に編入した案件について、債務者は昭和六〇年三月二〇日に時効が完成することから、時効中断のため昭和六〇年三月一八日訴えの提起を行い、口頭弁論期日が昭和六〇年五月一五日午前一時三〇分と指定されていた。ところが、担当の補助参加人 X9 はこの期日を忘れてしまい、当日になって裁判所から不出頭の連絡を受け、期日を失念していたことに気付いた。それから裁判所に赴いたのでは間に合わないところから、六月五日に期日延期を要請して何とかその場をしのいだ。

なお、この訴訟は、債務者が行方不明のため公示送達申請をした案件で、公示送達による訴訟は、債権債務の存在について原告である公庫が立証を要することから、原告の職員(貸付契約の担当者)を証人として申請していたものであるが、補助参加人 X9 は、その口頭弁論期日を失念したのである。Y2 次長が注意・指導したところ、補助参加人 X9 は「うっかりして申し訳ありませんでした。」と謝罪した。

(イ) 補助参加人 X9 は、浜松簡易裁判所において、口頭弁論期日を昭和六一年九月三〇日に指定されている案件を担当していたが、この口頭弁論への出頭を怠った。当日の口頭弁論は午前一時から開始となっていたが、補助参加人 X9 は静岡地方裁判所に朝から出向き、午前一時三〇分には支店に戻るとの届出を行い出張していた。同時刻になっても補助参加人 X9 は戻らず何の連絡もないことから、支店では当然浜松簡易裁判所に直接出向いたのだろうと考えていた。ところが、同日午前一時一五分ころ、浜松簡易裁判所から復代理人である補助参加人 X9 が出頭していないがどうしたのかとの連絡があった。支店は、急きょ対応を検討し、別件で同裁判所に出張していた延滞係の Z1 副調査役を復代理人として申請すべく書記官に依頼し、裁判所が許可してくれたことから Z1 副調査役が出廷し、当該案件の口頭弁論はことなきを得た。

補助参加人 X9 は、午前一時二五分ころ支店に戻ってきたが、前述の状況を Z2 職員から知らされ、慌てて浜松簡易裁判所に向かった。

この件については、その後補助参加人 X9 から何の報告もないことから、同年一〇月三日 Y3 次長が補助参加人 X9 を呼び、「自分が担当する案件の口頭弁論になぜ出頭しなかったのか、Z1 副調査役が代わりに出頭してことなきを得たが、調査役として無責任である。」と注意した。

これに対して補助参加人 X9 は、「乗るべき列車に間に合わないため、浜松簡易裁判所に電話したところ、担当書記官がいなかったの

で用件を連絡できなかった。当日は事件が立て込んでいたので当該口頭弁論は午後になると思った。」旨弁解した。

イ そこで検討するに、ア(イ)の補助参加人 X9 の弁解内容(期日が午後になると思った旨)は、期日に遅刻したことを正当化すべき理由とならず、かえって、自らの責任について不合理な方便で逃れる姿勢を示していると評されてもやむを得ないことをも併せて考えれば、右認定の事実は、裁判所に対する原告の信用を失墜させる重大な過誤であり、補助参加人 X9 は業務遂行に関して責任感に乏しいとの評価を免れず、人事考課上低く評価する根拠となる。

ウ これに対し、被告は、補助参加人 X9 の同僚が右各事例と同様の事態となった際には、急きょ期日の延期を申請したり、補助参加人 X9 が訴訟代理人となって対処したことがあるから、右各事例は過誤とまではいえない旨主張する。また、補助参加人らは、いずれの事例においても、補助参加人 X9 が期日に出頭しなかったことによる実害は生じなかったのであるから、右各事例は過誤とまではいえないと主張する。

しかし、ア(ア)の事例においては、補助参加人 X9 が期日に出頭しなかったことに何ら合理的な理由がないものであり、また、同(イ)の事例においては、期日に間に合わないことが分かった段階で適切な電話連絡をするなど、裁判手続や支店の事務処理に混乱を来さないように努めるべきところを怠ったものであるから、補助参加人 X9 以外の同僚に期日に出頭できない場合があったこと、あるいは右各事例において結果的に実害が生じなかったことによって、補助参加人 X9 の過誤が否定されるものではなく、被告及び補助参加人らの右各主張はいずれも失当である。

(2) 時効完成について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和五二年九月二六日、二〇〇万円を融資した案件で、債務者は呉服販売業を営んでいたが、昭和五四年一〇月店舗が火災にあい、これを機として長女が事業を引き継いだ。業況は不振で、昭和五五年四月に廃業した。

当該貸付けは、昭和五五年二月分まで入金があったが、その後支払がなく、昭和五五年五月末日に延滞口に編入された。以降、当該延滞口は補助参加人 X9 が担当し、断続的な管理を行ったが、解消のないまま時効完成時期(昭和六〇年三月二〇日)が近づいてきたので、Y2 次長から昭和六〇年二月二七日に、「時効中断は訴訟又は承認で対処すること。」との指示を受けた。ところが、補助参加人 X9 は、この指示を実行しないまま放置し、消滅時効を完成させてしまった。

その後、補助参加人 X9 は時効が完成してしまったことに気づき、昭和六〇年三月二八日になって慌てて債務者から支払猶予願を徴求した。徴求した日付は、時効完成前の昭和六〇年三月一〇日とした。

また、その際、補助参加人 X9 は、本件の債権者は国民金融公庫であるにもかかわらず、誤って債権者を環衛公庫とした支払猶予願を徴求した。

- (イ) 昭和五三年六月二二日、一五〇万円を融資した案件で、債務者は紳士服の販売修理業を営んでいたが、昭和五四年五月に、知人に手形(一八〇万円)を詐取され、これが街金融に出回ったことから資金繰りが悪化し、業況が行き詰まってしまった。当該貸付けの返済状況は、昭和五四年三月分まで入金があったが、右経緯から支払が困難となり、債務者の申出により、昭和五四年五月二八日に、利息については昭和五四年七月から、元金は同年八月から支払額を少なくして支払う条件変更を行った。しかし、その後債務者は昭和五四年八月二七日に利息と遅延損害金の一部について支払っただけで、その後は支払を行わないまま昭和五四年九月二九日に延滞口に編入された。編入後補助参加人 X9 が担当し、以降断続的に管理をした。

しかし、補助参加人 X9 は時効完成期日(昭和五九年八月二七日)を看過して、消滅時効を完成させてしまった。以降、補助参加人 X9 はこのことに気付かないまま管理していたが、昭和六一年一月二〇日になってようやく時効の完成に気付き、債務者からあわてて支払猶予願を徴求した。その日付については、時効完成前の昭和五九年六月二五日とした。

- (ウ) 昭和五五年一二月二四日、一、〇〇〇万円を貸し付けた案件について、この貸付けは、当初保証人の所有する土地を担保とし、その後当該土地の上に建築される建物を担保とするとの条件で融資した案件であるが、債務者は、昭和五六年八月一五日まで支払った後、同年九月二一日に死亡してしまった。その後、建物を担保に入れるとの条件については関係者の協力が得られず、担保の設定ができないため、当該建物に仮差押えをすることになった。その時点で、当該債権は未入金口であったが、仮差押え等の法的手続は延滞係が担当していたので、支店ではこの仮差押えを補助参加人 X9 に指示した。指示を受けた補助参加人 X9 は、昭和五六年一二月四日に仮差押えを申請し、以降の管理は補助参加人 X9 に担当させていた。昭和五九年四月一六日に保証人が来店し、条件変更を認めてほしい旨の申出があり、補助参加人 X9 は、これに応じる旨の意見具申を行い、決裁を得た。

しかし、この条件変更での支払期間は長期間であり、債務者が死亡していることから時効の問題が生じ、補助参加人 X9 は、昭和六一年五月二一日、時効中断のため訴訟を提起する旨の意見具申を行い、決裁を得た。しかし、補助参加人 X9 は速やかに訴訟提起の手続に着手せずに放置したため、結局昭和六一年九月一五日に時効が完成してしまった。補助参加人 X9 の弁解によれば、時効の起算点

を間違えたということであった。

この案件も、相続人から支払猶予願を徴求して時効中断を図らざるを得なかった。

イ そこで検討するに、時効が完成すると、原告から債務者等への支払請求権が消滅してしまうという債権回収上重大な事態となり、その過誤の重大性は明白であること、アの各事例はたまたま支払猶予願の徴求を行うことができたに過ぎず、右徴求を行うことができたことで右各事例の過誤が解消されるものではないこと、ア(ア)の事例においては、支払猶予願の徴求に際して債権者を誤っていること、同(イ)の事例においては、自ら訴訟提起の意見具申を行い、その旨の決裁を受けたにもかかわらず、これを放置して時効を完成させてしまったこと、以上の各点に照らせば、右事実は、補助参加人 X9 に事務処理に当たってずさんな点があり、業務遂行に当たって責任感に欠ける点があることを示しているから、人事考課上低く評価される根拠となるというべきである。

被告は、原告において時効を完成させてしまう例は全国的にも少なくなく、また、後には、管理効果の乏しい債権については時効中断の措置を省略するようにもなったとの事情を挙げて、右各事例は過誤とはいえない旨主張するが、採用できない。

(3) 公印持ち出しについて

ア 証拠によれば、原告の公印については、公印取扱規程で、公印である裁判所提出書類専用支店長印を支店外に持ち出して使用する場合、裁判所専用印持出簿によりその都度公印管理者等の承認を受け、持出使用を完了したときは直ちに当該提出簿に必要事項を記入し、返戻すること、また、公印は保管設備に格納して厳重に保管する旨定められていること、補助参加人 X9 は、このような定めを反し、昭和六一年四月二六日裁判所専用印を持出簿に記載せず、Y2 次長の承認を得ないまま無断で裁判所に持ち出した上、同日当該印をそのまま自宅へ持ち帰ってしまったこと、以上の各事実が認められる。

イ 右の事実は、補助参加人 X9 の事務処理におけるずさんさを示すものであり、人事考課上低く評価する根拠となる。

補助参加人らは、この事例においては、公印がない状況でも、支店の実印で代用して対処することができたのであるから、実害が生じていない旨主張するが、仮に実害が生じなかったとしても、そのことによって右判断が左右されるものではないことは明らかであり、補助参加人らの右主張は失当である。

(4) その他の事務処理上の過誤について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 補助参加人 X9 の担当で、昭和六一年三月一五日に時効が完成する案件について、時効中断のため同月一二日に訴えを提起したところ、同月一三日浜松簡易裁判所から、「昨日訴状の提出があったが、

債務者には甲、乙二つの債権があり、「請求の原因」の記載で甲、乙逆の内容になっている、また、同原因中訴外会社の記載がなされているが、「株式会社」が欠落している。」との連絡があった。補助参加人 X9 は、一三日、一四日、一五日と連続して年休を取得しており、そのため、Y4 課長が直接担当書記官と交渉し、訴状の受理日は三月一二日のままとし、同月一七日に補助参加人 X9 を補正に行かせることで了解を得た。

(イ) 昭和六一年三月一四日、浜松簡易裁判所からやはり補助参加人 X9 担当の別案件について、「昭和五六年に支払命令を申し立てた案件について、保証人二名のうち一名については昭和五六年六月一四日に支払命令は送達されているが、債務者及び他の保証人には不送達のままとなっている。五年近くの経過があり、今後どうするのか。」との連絡があった。当該案件は既に昭和五九年六月七日に完済となっていることから、補助参加人 X9 は本来この時点で支払命令の取下げを行うべきであったが、このことを看過して放置していたことになる。

イ 右の事実は事務処理上の過誤に当たり、補助参加人 X9 が人事考課上低く評価される根拠となる。

被告は、ア(イ)の事例に関し、送達がされていないことの連絡を裁判所が失念していたものと認められる旨主張するが、右事実を認めるに足りる証拠はなく、被告の右主張は理由がない。

なお、補助参加人らは、同(ア)の事例に関し、甲第三二号証のように、原告の職制が、訴状の記載に関する裁判所書記官からの電話の内容をわざわざ記録にとどめていること自体、原告の補助参加人 X9 に対する差別的な意図の表れである旨主張するが、同事例の過誤の性質、同号証の記載内容に照らせば、電話の内容を具体的に記録しておくことが不自然であるとは認められず、補助参加人らの右主張は採用できない。

ウ(ア) 次に、証拠によれば、ア(ア)及び同(イ)の件に関して、補助参加人 X9 と Y2 次長との間で次のとおりのやりとりがあったことが認められる。

ア(ア)及び同(イ)の過誤に関し、Y2 次長は、昭和六一年三月一八日、補助参加人 X9 に対して、事務処理上の単純な過誤を繰り返すことのないよう注意・指導した。これに対し、補助参加人 X9 は、同月一九日、Y2 次長に対して、「三月一三日の件については、経費節減を考えて二口同時に訴訟手続をしたが、一部記載ミスにより裁判所から連絡のあったもので、全くの事務上のミスである。また、同月一四日の件については、これも全く事務的なことで日常発生しているもの。このようなものを一々支店長まで報告することは、おかしいではないか。」と反論した。Y2 次長は、「全く事務上のミスというが、ミスが度重なれば注意・指導することは当然であるし、事務上

のミスといっても裁判所に対する信用上の問題もあり、注意指導したものである。また、これらについて上司に報告することも当然のことである。むしろ、こういった単純な事務ミスを調査役のあなたが繰り返していることが問題である。」と話した。

- (イ) 原告は、このやりとりにつき、補助参加人 X9 は反抗的な態度を示した旨主張するが、補助参加人 X9 のこのような発言のみによって直ちにその態度が反抗的であるとまでいうことはできず、他にその態度が反抗的であったことを認めるに足りる証拠はない。

よって、右(ア)のやりとりを人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

- (5) 掛川商工会議所との間のトラブルの件について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- (ア) 昭和六一年五月三〇日、掛川、磐田、浜松の三商工会議所と浜松支店との経営改善貸付けに関する打合せ会が開催された。同支店からは Y5 支店長、Y2 次長、Y4 課長ら五名の職員が出席した。その席上、掛川商工会議所の Z4 課長から、「浜松支店の X9 調査役は、当会議所の経営改善貸付けに係る審査、推薦が十分な調査もしないで問題である旨当会議所の審査委員に発言したが、このことは極めて心外である。」「このようなことでは当会議所は今後公庫の業務には協力できない。」との嚴重な抗議があった。

この打合せ会には、掛川商工会議所のほか、右のとおり磐田商工会議所、浜松商工会議所の関係者も出席していたため、原告にとっては重大な信用問題となった。

- (イ) 右打合せ会に遅れて出席した Y5 支店長は、Y2 次長の報告でこのことを知り、打合せ会の席において、Z4 課長から改めて事情を聞いた上で、とにかく事情を確認させてもらいたい旨述べた。翌日(昭和六一年五月三一日)、同支店長は Y2 次長に指示して、事実関係を確認させることにした。そこで同次長は、補助参加人 X9 を呼び、管理課長同席で事実関係をただした。これに対し補助参加人 X9 は、一週間以上前に、掛川商工会議所の Z5 所長から同旨の抗議の電話があったと述べ、自分がそのような発言をしたことは明確には覚えていないが、自分の発言がそのように受け取られたのであれば申し訳ないと答えた。

- (ウ) そこで、Y5 支店長は、Y4 課長を伴い昭和六一年六月四日掛川商工会議所を訪問し、審査委員長でもある同商工会議所の Z6 副会頭及び Z7 専務と面談し陳謝した。しかし、同商工会議所は、補助参加人 X9 の言動は経営改善貸付けに長年努力してきた同商工会議所所を侮辱するものであり、断じて許されないと強硬な態度であった。そのため、Y5 支店長は補助参加人 X9 の軽率な言動を深く謝罪し、審査に問題があるというのであれば、それは支店に問題があるとい

うことであり、支店長の責任であると考え旨説明してようやく了解してもらった。支店に帰った後、Y5 支店長は、Y2 次長に指示して、補助参加人 X9 に対して発言には慎重にするようにと厳重に注意した。また、支店は、掛川地区の担当を補助参加人 X9 から Z1 副調査役に変更したが、このような措置は、掛川商工会議所関係者の反発があまりにも強かったため、補助参加人 X9 に同地区を担当させるのは適当でないとの判断に基づくものであった。

イ このように、補助参加人 X9 は、不用意な発言によって原告にとって良好な関係を保つべき団体との間の信頼関係を損ない、原告の信用を失墜させたものであるから、原告が補助参加人 X9 に重要な取引先との交際、交渉をゆだねることは危険であると判断したとしても無理はなく、人事考課上低く評価する根拠となる。

(6) 年休取得について

ア 証拠によれば、補助参加人 X9 が、昭和六〇年五月二七日当日になって年休取得を届け出て、午後から退店したこと、同日は、支店長、次長、融資課長、管理課長が不在となる日であり、職員にもその旨周知されていたことが認められる。

イ 右の事実は、補助参加人 X9 が、直属の長を代理して組織全体の業務遂行に支障がないように努める姿勢を示さず、より上位の等級、職位に伴う職務遂行に不安を抱かせるものであるから、人事考課上低く評価する根拠となる。

(7) 支店業務への非協力について

ア 証拠によれば、昭和六〇年八月二二日、浜松支店において本店検査部検査が行われることになり、これに先立ち、同月一九日、支店の業務懇談会の場で Y5 支店長が、検査当日の二二日の朝は支店役席は早めに出勤するよう指示したこと、当時は夏期健康管理の一環として業務に支障のない限り半数交替で三〇分の遅出が認められていたから、同支店長は、検査当日は支店の役席は本来の始業時刻である午前八時五五分までには全員出勤することを指示したことになること、ところが、補助参加人 X9 は、右同日には、午前九時二三分に出勤してきたことが認められる。

イ 右の事実は、補助参加人 X9 が上司の指示に従わなかった等の点で、人事考課上低く評価する根拠となる。

(8) 岡崎支店への抗議行動について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

補助参加人 X9 は、昭和六一年九月二四日午前一〇時ころ、補助参加人 X5 の配転に関する抗議行動と称して外部の人員を含む約二〇名の人員を引き連れ、岡崎支店に押しかけた。補助参加人 X9 らは、「X5 職員の岡崎支店転勤について抗議する。」、「支店長を出せ、支店長に会わせる。」と口々に叫び、応対に出た岡崎支店の総務課長が、支店長は面会しないことを告げて退店を促したが、これに応じず、約四五分間店内に

とどまり、抗議文を大声で読み上げるなどして騒ぎを起こした。このとき岡崎支店は営業中であり、ロビーには来店客もおり同支店の業務に大きな支障を生じさせた。

Y5 支店長は、岡崎支店からこの連絡を受けたので、翌日の九月二五日午後、補助参加人 X9 を呼び事実を確かめて注意した。これに対して、補助参加人 X9 は、「確かに岡崎支店へ行った。年休をとってやったことで問題ない。支店長が面会してくれればよいのに会わないからだ。」と反論した。

イ 右の事実、殊に、補助参加人 X9 らが、業務時間中に支店のロビーに入って抗議文を読み上げるなどして、業務に重大な支障を与えたことに照らせば、この行動が組合活動の一環であったとしても、そこに正当性を見出すことは困難であり、原告が、補助参加人 X9 が職場の秩序を乱す行為を行ったとして、これを人事考課上低く評価する根拠とすることは許されるというべきである。

(9) 指示実行遅延について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五五年五月八日貸付金額二五〇万円で、保証人の所有する建物に原告が抵当権を設定している案件について、昭和五九年一〇月一二日に抵当権の実行申立てを行うよう指示を受けているにもかかわらず、補助参加人 X9 は放置した。そこで、昭和六〇年二月二七日、六月一四日、一〇月二一日と繰り返し指示したが、それでも応じなかった。結局昭和六一年二月二〇日に静岡地方裁判所掛川支部に抵当権の実行申立てを行うまで、約一年四か月にわたり実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五二年七月五日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和五九年一〇月一五日に債務者及び保証人に対して、訴えの提起を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年三月八日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約五か月にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五七年八月三十一日貸付金額五八〇万円の案件で、昭和五九年一二月一五日に保証人二名のうち一名について実訪し、実態調査を行うよう指示を受けているにもかかわらず、これを放置した。そこで、昭和六〇年二月四日に Y2 次長が、同年六月一四日に Y4 課長が、それぞれ右指示の未着手について注意した。しかし、補助参加人 X9 はこれらの注意を無視し、昭和六〇年七月二四日に保証人 Z8 を実訪するまで約七か月にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五五年三月三日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六〇年一月一六日に債務者を実訪し実態把握の上当該債権の管理の選別区分をするよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年七月二四日に債務者を実訪し選別区分の意見具申を行うまで約六か月にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五四年五月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六

○年二月二八日に債務者及び保証人に対し、訴えの提起を行うよう指示を受けていたにもかかわらず、昭和六〇年五月二四日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約三か月にわたり実行しなかった。

- ⑥ 貸付日昭和五二年一月三〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月一日に保証人二名のうち一名に対して実行していた給与債権差押えについて、整理のため取下げを行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年八月七日に取り下げるまで約一年四か月にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五四年一〇月一六日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二六日に保証人に対して訴えの提起を行うよう指示を受けているにもかかわらず、補助参加人 X9 は放置した。そこで、昭和六〇年七月一日に Y4 課長が再度指示したが、補助参加人 X9 はそれにも応じなかった。結局、補助参加人 X9 は、昭和六〇年九月二五日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約五か月にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五四年三月三〇日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六〇年六月二〇日に債務者に対して訴えの提起を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年一〇月一七日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約四か月にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五七年七月三〇日ほか貸付金額計八五〇万円の案件で、昭和六〇年七月一七日に債務者及び保証人に対し、訴えの提起を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年一〇月一五日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五五年六月二六日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年八月一九日に保証人に対して訴えの提起を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年十一月五日に債務者の住所を照会し、同年十一月一九日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約二か月半にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五九年四月四日貸付金額一、二〇〇万円で、競売申立てを行った後、競売続行申請をした案件について、昭和六〇年九月二日にその後の経過状況につき裁判所に照会するよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年二月一七日に静岡地方裁判所浜松支部に照会するまで約五か月にわたり実行しなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五五年四月一六日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月一四日に債務者及び保証人二名に対し、訴えの提起を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年四月一日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約六か月にわたり実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五八年七月一五日貸付金額七〇〇万円の案件で、昭和六一年七月二九日に保証人に対して実態調査を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月一二日まで約七か月半にわたり実行しなかった。

- ⑭ 貸付日昭和四九年六月一三日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六一年七月三〇日に保証人及び債務者の相続人のうちの一人に対し、実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月五日に母親と信用保証協会に連絡するまで約七か月にわたり実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五六年六月一九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年十一月一二日に、昭和六二年三月三十一日までに債務者を実訪し、生活実態を把握するよう指示を受けていたにもかかわらず無視して放置し、さらに昭和六二年三月一二日に注意を受けたがこれも無視して実行せず、右期限に遅れて同年四月二四日に債務者を実訪した。
- ⑯ 貸付日昭和五五年三月一九日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年十一月一四日に債務者を実訪し、実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず無視して放置し、さらに昭和六二年七月二八日に注意を受けたがこれも無視して実行せず、昭和六二年一月一九日に債務者を実訪するまで約一か月にわたり実行しなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五五年一月二八日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六一年十一月一四日に免責的債務引受人と直接交渉を行うよう指示を受けていたが無視して放置し、さらに昭和六二年一月三十一日、同年二月一八日に指示を受けたが無視して実行せず、昭和六二年四月六日に免責的債務引受人と面談して交渉するまで約五か月、また、昭和六二年九月四日に抵当権実行の申立てを行うよう指示を受けていたにもかかわらず、同年一月二七日に静岡地方裁判所掛川支部に抵当権実行の申立をするまで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五五年七月二五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年四月八日に、同年六月末日までを期限として債務者の生活実態、勤務先を確認するよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年一月一四日に債務者を実訪するまで実行せず、右期限に約三か月半遅れた。
- ⑲ 貸付日昭和五三年二月六日貸付金額一、八〇〇万円の案件で、昭和六二年五月一二日に債務者法人代表者について、江東支店に管理依頼を行うよう指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年八月五日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑳ 貸付日昭和五四年一月二六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年六月五日に債務者の実態調査を行い、当該債権の選別区分を再検討するよう指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年一月二〇日に選別区分の意見具申をするまで約五か月半にわたり実行しなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五六年九月八日ほか貸付金額計一、三五〇万円の案件で、昭和六二年七月三日に、同年九月末日までを期限として保証人に対して実訪を行い、現況確認を行うことの指示を受けていたにもかかわらず

ず無視して放置し、さらに昭和六二年一〇月二八日に注意を受けたがこれも無視して実行せず、昭和六三年三月一八日に保証人を実訪するまで実行せず、右期限に約五か月半遅れた。

② 貸付日昭和五〇年七月一七日ほか貸付金額計三〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三〇日に債務者に対して実訪を行い、実態を把握するよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年一月八日に債務者を実訪するまで約五か月にわたり実行しなかった。

③ 貸付日昭和五五年八月一四日貸付金額二三〇万円の案件で、昭和六二年十一月九日に債務者に対して実訪を行い、実態把握を行うよう指示を受けていたにもかかわらず無視して放置し、さらに昭和六三年二月一六日に注意を受けたがこれも無視して実行せず、結局 Y5 支店長が昭和六三年三月に浜松支店を離任するまでに実行しなかった。

④ 貸付日昭和六〇年一月一三日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年一二月一六日に債務者及び保証人に対して訴えの提起を行うよう指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年二月一二日に浜松簡易裁判所に提訴するまで約二か月にわたり実行しなかった。

イ これら二四の事例が、約三年二か月の間(指示のあった日を基準とする。)に順次引き起こされていること、右各事例において補助参加人 X9 が指示の実行を遅延させるに当たり合理的な理由があったと認めるに足りる証拠がないこと、この遅延により債権回収等の管理面に間接的、場合によっては直接的に影響を及ぼしたこと(なお、ア⑨の事例については、管理カードが証拠として提出されていないため、いかなる経緯で指示が出されたのか、あるいは、補助参加人 X9 が指示を受けてから実行するまでに何らかの管理を行っていたかなど、具体的な事情が不明であるが、他支店への管理依頼という指示内容の性質に照らせば、補助参加人 X9 が指示の実行を遅延させるにつき合理的な理由があったとは到底考え難く、したがって、右判断は⑨の事例にもそのまま当てはまるというべきである。)、ア①、③、⑦、⑪、⑯、⑰及び⑳の各事例については、当初の指示の後、上司から、管理カード上で、指示事項が実行されていないことの注意を受けているにもかかわらず、なお実行を遅延させていること、同⑤ないし⑩、⑰及び㉑の各事例にあっては、補助参加人 X9 が自ら意見具申して、その内容に従った実行の指示を受けているにもかかわらず、指示の実行を遅延させていることが認められることに照らせば、これらの各事例は、補助参加人 X9 の原告の職員としての基本的な能力や業務遂行に対する意欲に欠けることを示すものであり、人事考課上低く評価する根拠となる。

ウ これに対し、被告は、ア③の事例については、当該債権は回収困難なものであったこと、同④及び⑦の各事例については、当該指示はいずれも延滞口に編入されてから長期間経過した段階のものであることをそれぞれ挙げて、補助参加人 X9 の指示実行遅延にも合理的な理由があるか

のように主張する。

しかし、同③の事例に関しては、証拠によれば、当該指示は、保証人は一応事業を継続しているようなので、実地調査により実情把握をするように、との内容となっていることが認められるから、上司は、回収の可能性を念頭に置いて指示を出しているといえることができる。そして、仮に補助参加人 X9 がこれと異なり、回収が困難であると判断していたのであれば、担当者としてその旨意見を具申して右上司の再考を促すなどの対応を取るべきであると考えられるところ、同証拠をみても、補助参加人 X9 がそのような意見を具申した形跡は認められない。そうすると、この件に関する補助参加人 X9 の対応は、自らも回収の可能性がある判断していたにもかかわらず、右指示を実行しなかったか、あるいは、回収困難であると判断していたが、その旨意見を具申しないまま、約七か月にわたって指示を無視し続けていたかのどちらかであったといえるのであって、結局、指示を実行しなかった点につき合理的な理由があったとは到底認め難い。

また、同④及び⑦の各事例に関する被告の主張は、延滞口債権として長期化している債権については、具体的な管理は不要であることを前提としているものとうかがわれるところ、証拠によれば、原告において、延滞口債権が長期化した場合でも、そのことのみで直ちに管理が不要となるわけではないものと認められる。

被告の右主張はいずれも失当である。

(10) 管理放置について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五五年三月三日貸付金額五〇万円の案件で、昭和五九年一〇月一日から昭和六〇年七月二四日まで約九か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五四年八月三十一日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和五九年十一月五日から昭和六〇年七月九日まで約八か月の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五七年八月三十一日貸付金額五八〇万円の案件で、昭和六〇年二月五日から同年七月九日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五五年五月八日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六〇年四月一三日から同年十一月一八日まで約一か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五四年一〇月一六日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二七日から同年九月二五日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五六年六月一九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一六日から同年一〇月一日まで約五か月の間及び昭和六〇

年一〇月一二日から昭和六一年四月一四日までの約六か月の間、一切管理を行わなかった。

⑦ 貸付日昭和五八年八月八日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六〇年八月一日から同年一二月一〇日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。

⑧ 貸付日昭和五五年四月一六日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月一五日から昭和六一年四月一日まで約五か月半の間及び昭和六一年一〇月七日から昭和六二年三月二日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。

⑨ 貸付日昭和五三年四月一八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月一七日から昭和六一年四月四日まで約五か月半の間、一切管理を行わなかった。

⑩ 貸付日昭和五九年四月一六日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年六月一七日から昭和六二年六月三〇日まで約一年の間、一切管理を行わなかった。

⑪ 貸付日昭和五七年一二月一七日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六一年八月二日から同年一二月五日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。

⑫ 貸付日昭和五五年一二月二八日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六一年九月一日から昭和六二年三月三一日まで約七か月の間、一切管理を行わなかった。

⑬ 貸付日昭和六〇年六月二八日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月二〇日から昭和六二年四月二三日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。

⑭ 貸付日昭和六〇年二月二〇日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年三月三日から同年一〇月一五日まで約七か月の間及び昭和六二年一二月二六日から昭和六三年四月二八日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。

⑮ 貸付日昭和五五年七月二五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年四月九日から同年九月一〇日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。

⑯ 貸付日昭和五三年五月三一日貸付金額七〇〇万円の案件で、昭和六二年七月四日から昭和六三年二月二九日まで約七か月の間、一切管理を行わなかった。

イ 右の事実によれば、約二年九か月の間(管理放置の始期を基準とする。)に一六件(ただし、ア⑥、⑧及び⑭の各事例の管理放置各二回を含めれば一九件)は、管理を放置していたに過ぎないが、ア⑦、⑪及び⑭以外はいずれも期間が五か月以上となっており、これら各事例に合理的な理由があったことを認めるに足る証拠がないことに照らすと、これらの事例は、補助参加人 X9 の事務処理に問題があったことを示しており、

人事考課上低く評価する根拠となる。

(二) 結論

- (1) 以上のとおり、補助参加人 X9 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(一))は、補助参加人 X9 が上司に対して反抗的な態度を示したことを除いては、いずれも理由があるものと認められる。
- (2) 次に、右各年度の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X9 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、補助参加人 X9 の格付は、同期者一一三名ないし一〇七名中下から一二番目ないし一四番目に位置付けられていたことが認められる。
- (3) そこで検討するに、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X9 の勤務状況等は、基本的能力や事務処理に対する意欲に欠けるものであり、このことに照らせば、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X9 の格付は不当に低いとは認め難いから、原告が補助参加人 X9 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。
- (4) なお、被告は、昭和四九年度に調査役に任用された後、補助参加人 X9 は、業務上の通達や職員の相談事から意図的に隔離された状況にあり、このような状況等に照らせば、原告が補助参加人 X9 を調査役に任用した目的は、原告が同人を非組合員である調査役に棚上げして組合活動から遠ざけようとしたことにある旨主張して、原告の補助参加人 X9 に対する不当労働行為の成立を認める根拠の一つとする。しかし、右主張に係る事実を認めるに足りる証拠はなく、かえって、証拠によれば、補助参加人 X9 は、昭和六〇年三月二九日に行われた浜松支店の役席会に出席していることが認められる。

2 補助参加人 X1 について

- (一) 補助参加人 X1 は、昭和五六年三月から下関支店に勤務し、延滞係として勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X1 の勤務状況等につき、第三、一、5、(二)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 指示実行遅延について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五六年六月二六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月一日に債務者及び保証人へ支店の顧問弁護士名による督促状を発送し、併せて両名の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、督促状の発送については同年六月二一日まで、実態調査については同年六月二八日まで、いずれも約五か月にわたり実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五一年八月一日貸付金額一七四万円の案件で、昭和六〇年三月一九日に保証人の動産について差押えをすることの指示を受けているにもかかわらず、同年六月二七日まで三か月にわたり実行しなかった。

- ③ 貸付日昭和五三年一二月五日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六〇年四月九日に保証人と接触し入金を確認することの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月九日まで六か月にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五六年三月五日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六〇年四月二二日に債務者に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、同年七月四日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五一年一二月一四日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一〇日に債務者に対して不動産担保を徴求することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年三月二七日まで約一〇か月にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五二年五月一四日ほか貸付金額計一、三〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一七日に保証人の実態調査の指示を受けているにもかかわらず、同年一二月一八日まで約七か月にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五〇年六月二日貸付金額二〇〇万円で、担保を設定している物件の所有権に関して裁判が行われている案件について、昭和六〇年五月二九日に裁判の係争状況を聴取することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月時点までに実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五三年七月五日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月三十一日に債務者及び保証人全員の実態を洗い直し、回収原資の有無を探ることの指示を受けているにもかかわらず、同年九月一〇日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五八年七月五日貸付金額二二〇万円の案件で、昭和六〇年六月七日に債務者及び保証人の住所調査を行うことの手指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月三日まで約一年九か月にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五四年一二月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年八月一日に債務者及び保証人に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、同年九月二七日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五二年一二月八日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年九月四日に債務者について福岡支店へ管理依頼することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年七月一日まで約一〇か月にわたり実行しなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五三年一二月二一日貸付金額四八〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月五日に保証人に対して和議条件の履行を交渉することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年五月二八日まで約八か月にわたり実行しなかった。

- ⑬ 貸付日昭和五五年一月五日ほか貸付金額計七〇〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月二日に保証人について実訪し、実態把握をすることの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年三月七日まで約四か月半にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五二年四月一日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六〇年一月一日に、保証人との交渉が中断しているので実態把握も含め実行するよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年二月五日まで三か月にわたり実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五一年八月一日貸付金額一七四万円の案件で、昭和六〇年一月三〇日に債務者の動産について差押えを行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年五月一三日まで約四か月半にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五四年一月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月三〇日に債務者法人の代表者及び保証人の実態を洗い直し、保証人については少額でも弁済してもらうよう交渉することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年三月一七日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五二年六月一七日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年二月一四日に債務者の給与債権の差押えをすることの指示を受けているにもかかわらず、同年六月三日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五五年二月二六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年二月二日に債務者法人の代表者について実訪の上、管理方針を立てることの指示を受けているにもかかわらず、同年五月二八日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五〇年一月二四日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年二月二八日に債務者の動産について差押えを行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月六日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑳ 貸付日昭和五七年一月二一日貸付金額七〇万円の案件で、昭和六一年三月一四日に債務者及び保証人に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、同年六月三〇日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五三年六月二三日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年三月一七日に保証人の住所を調査することの指示を受けているにもかかわらず、同年八月一日まで約四か月半にわたり実行しなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五五年一月五日ほか貸付金額計一、五五〇万円の案件で、昭和六一年三月二四日に保証人に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、同年五月一五日まで約二か月にわたり実行しなかった。

- ⑳ 貸付日昭和五七年五月二八日貸付金額一八〇万円の案件で、昭和六一年三月三十一日延滞口編入時、早急に保全強化策を検討するよう指示されているにもかかわらず、同年五月二九日まで約二か月にわたり管理を行わなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五二年十一月七日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年五月一日に債務者法人の代表者及び保証人の現況を把握することの指示を受けているにもかかわらず、債務者法人の代表者については同年九月四日まで約四か月、保証人については同年十一月一〇日まで約六か月にわたり実行しなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五二年十二月二七日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年六月二七日に保証人について実訪の上、実態を把握することの指示を受けているにもかかわらず、同年十二月三〇日まで約六か月にわたり実行しなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五三年六月二三日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年九月九日に保証人について北九州支店へ管理依頼することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年一月三〇日まで約五か月にわたり実行しなかった。
- ㉔ 貸付日昭和五二年十一月一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月九日に保証人の給与を調査し、給与債権について差押えを検討することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年一月二九日まで約三か月半にわたり管理を行わず右指示を実行しなかった。
- ㉕ 貸付日昭和五四年一月二三日ほか貸付金額計一、七五〇万円の案件で、昭和六一年十二月二日に保証人の実態を洗い直しすることの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月時点までに実行しなかった。
- ㉖ 貸付日昭和五四年十二月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年一月一六日に債務者について実訪の上、実態を把握することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月時点までに実行しなかった。
- ㉗ 貸付日昭和五三年十二月五日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年二月七日に債務者の夫である保証人の居所を実訪することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月時点までに実行しなかった。
- ㉘ 貸付日昭和五二年十一月一日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年二月一八日に保証人の実態を調査することの指示を受けたにもかかわらず、同年五月二五日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ㉙ 貸付日昭和五七年六月二九日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年二月二〇日に保証人の実態を早急に把握することの指示を受けているにもかかわらず、同年五月一六日まで約三か月にわたり実行しな

かった。

- ③③ 貸付日昭和五一年八月一〇日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年四月一四日に債務者及び保証人全員に対するそれぞれの管理方針を立てることの指示を受けているにもかかわらず、同年七月二日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
- ③④ 貸付日昭和五九年八月一三日ほか貸付金額計九〇〇万円の案件で、昭和六二年五月一日に債務者法人の代表者及び保証人の不動産について調査することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年一月一日まで一年五か月にわたり実行しなかった。
- ③⑤ 貸付日昭和五九年一〇月二三日ほか貸付金額計三二〇万円の案件で、昭和六二年五月一五日に判決取得後債務者に対して弁済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年九月一日判決取得後同年一月三十一日まで約三か月半にわたりこれを実行しなかった。
- ③⑥ 貸付日昭和五三年六月二三日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年六月二六日に債務者の実態を調査し、返済額の増額を交渉することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年二月二日まで七か月にわたり実行しなかった。
- ③⑦ 貸付日昭和五八年二月一八日ほか貸付金額計一、〇〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三日に不動産競売の進行状況を確認しておくことの指示を受けているにもかかわらず、同年九月一六日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
- ③⑧ 貸付日昭和五三年八月二日貸付金額三七〇万円の案件で、昭和六二年七月二四日に債務者及び保証人に対し訴えを提起することの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月一日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ③⑨ 貸付日昭和五三年二月一七日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年八月二七日に管理依頼支店に債務者法人の代表者に対する返済額の増額交渉を依頼することの指示を受けているにもかかわらず、同年一月八日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ④⑩ 貸付日昭和五九年四月二四日ほか貸付金額計三八〇万円の案件で、昭和六二年九月一日に債務者の不動産の調査を早急に行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年二月二六日まで六か月にわたり実行しなかった。
- ④⑪ 貸付日昭和五七年一月一〇日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年一月三十一日に保証人に対して弁済交渉を行うとともに、債務者及び保証人の不動産の調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、弁済交渉については昭和六三年二月二日まで三か月、不動産の調査については昭和六三年三月一七日まで四か月半にわたり実行しなかった。

イ そこで検討するに、二年一〇か月の間(指示のあった日を基準とする。)に四一件の事例があったこと(なお、ア②及び⑮の各事例は、延滞口債権の案件としては同一であると認められるが、指示の実行遅延としては別個であるというべきである。)に照らせば、補助参加人 X1 は指示を受けても実行が遅延することが頻繁であったということができ、補助参加人 X1 が指示を遅延させることに合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠がないことにかんがみると、右各事例は、補助参加人 X1 が事務処理に関する基本的な能力及び意欲に欠けていたことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

ウ これに対し、被告は、ア⑤、⑦、⑰、⑲、⑳、㉔、㉕、㉗、㉘、㉚、㉛、㉝、㉞及び㉟の各事例につき、当該債権は延滞口に編入されて長期間経過したものであることにかんがみ、指示の実行を遅延させたことによる実害はなかったから、当該指示自体が適切でなかった旨主張する。

しかし、右主張は、延滞口債権として長期化している債権については、具体的な管理は不要であることを前提としているものとうかがわれるところ、証拠によれば、原告において、延滞口債権が長期化した場合でも、そのことのみで直ちに管理が不要となるわけではないものと認められるから、被告の右主張はその前提を欠き失当である。また、結果的に実害が生じなかったことで右各事例が人事考課上低く評価する根拠とならないとはいえない。さらに、ア⑦、⑳、㉔、㉘、㉚、㉛、㉝、㉞及び㉟の各事例は、後に控える具体的な債権回収の前段階として調査等を指示している事例であって、結果的に実害が生じたか否かはそもそも問題とならない。また、ア⑤、⑰及び⑲の各事例は、具体的に債権回収の方策を講じることを指示しているものであって、仮に結果的に指示に実効性がなく、補助参加人 X1 自身も指示を受けた段階でその旨の見通しを持っていたのであれば、その旨意見具申をして上司に再考を促すなどの対処法があるが、弁論の全趣旨からすれば、補助参加人 X1 はそのような意見具申をしていなかったものと認められるから、補助参加人 X1 が指示の実行を遅延させたことの合理的な理由をうかがわせる事情とはなり得ない。なお、被告は、ア⑬の事例につき、遅延させた合理的な理由があるかに主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

被告の前記主張は理由がない。

(2) 管理の長期放置について

ア 証拠によれば、補助参加人 X1 が管理を放置した事例として、次の事実が認められる。

① 貸付日昭和五二年五月一四日ほか貸付金額計一、三〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一七日から同年九月一二日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。

② 貸付日昭和五三年六月一二日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年六月一九日から同年九月一八日まで三か月の間、同年九月二〇日

から昭和六一年一月一七日まで約四か月の間、同年四月二日から同年八月一三日まで約四か月の間、同年八月一五日から同年一二月一六日まで四か月の間、一切管理を行わなかった。

- ③ 貸付日昭和五二年一月七日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年五月一日から同年八月二九日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五〇年一二月一三日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年八月一日から同年一二月一〇日まで四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五二年一二月二七日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年八月二五日から同年一二月一日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五二年一月二二日貸付金額一、〇〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月九日から昭和六二年二月二三日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五九年一月三〇日貸付金額二八〇万円の案件で、昭和六一年一〇月二四日から昭和六二年二月一六日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五三年三月七日貸付金額三〇〇万円の案件で、完済処理に際して、債務者の動産に対する強制競売を取り下げ、執行予納金の返還手続を行うべきところ、昭和六二年四月九日に完済処理を行い、それから約一か月半後の同年五月二六日に競売を取り下げた際に、執行予納金の返還手続を行うことを怠り、昭和六三年八月二日までの約一年四か月にわたり放置した。
- ⑨ 貸付日昭和五四年四月二七日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年一二月四日から昭和六三年三月一七日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。

イ しかし、約二年七か月弱(管理放置の始期を基準とする。)に九件(ただし、ア②の事例は管理放置が四回にわたっているので、これらを含めれば一三件)について管理を放置していたに過ぎず、ア⑧以外は期間もおおむね四か月以内であることからすると、ア⑧以外については原告の事務処理上に重大な支障を来したとは認め難いから、人事考課上低く評価する根拠とするのは相当ではないが、ア⑧については執行予納金の返還手続を行うまでの期間が約一年四か月と長く、このことに合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠はないことに照らすと、この事例は補助参加人 X1 の事務処理に問題があったことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(3) 管理カードの管理について

ア 証拠によれば、管理カードには、管理交渉の過程において収集した機密的な情報等、とりわけ、債務者の信用に関する事項が記載されている

こと、補助参加人 X1 は、この管理カードの管理につき、次のような過誤があったことが認められる。

(ア) 補助参加人 X1 は、昭和六〇年三月二七日、自分が担当している管理カードを昼休み前に複写機のところに放置し、そのまま昼休みのために離席してしまい、上司の Y7 課長に注意されるまで放置していることに全く気付かなかった。

(イ) 昭和六〇年一月五日、補助参加人 X1 は顧客と面談中に、当該顧客分の管理カードを顧客の前に放置したまま離席してしまった。

(ウ) 昭和六一年四月一〇日、山口銀行西新川支店から、忘れ物があるとの電話連絡が入り、補助参加人 X1 が同支店に顧客の管理カードを忘れてきてしまったことが判明した。同人は、同年四月八日、九日の両日宇部に出張して供託されていた配当金三〇万円を受け取り、山口銀行西新川支店から原告の口座に送金した際、管理カードをかばんに入れ忘れ、そのまま放置して帰店した。

イ 右認定の事実、殊に、ア(イ)の事例において、補助参加人 X1 は、管理カードを顧客自身の直接目に触れる所に放置してしまったことに照らせば、右各事例は、補助参加人 X1 が事務処理上の責任感や注意力に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となるというべきである。

(4) 裁判所の期日看過及び訴訟代理人としてのトラブルについて

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア)① 昭和六〇年一〇月一日、当日が口頭弁論期日となっていた案件について、補助参加人 X1 はこれを忘れ、裁判所からの緊急連絡で初めて口頭弁論期日となっていたことに気づき、慌てて裁判所へ出掛けて行った。

② 昭和六一年九月一八日、当日が口頭弁論期日となっていた案件について、補助参加人 X1 はこれを忘れて、裁判所へ出廷しなかった。同日はたまたま債務者も出廷しなかったため、裁判所から口頭弁論期日を延期するという連絡が入り、ことなきを得た。

③ 昭和六二年六月九日、当日が配当期日となっていた案件について、補助参加人 X1 は忘れて出頭しなかった。同日、裁判所からの連絡を受け、初めて気づき慌てて裁判所へ出掛けて行った。

(イ) 昭和六二年一二月二一日 Y8 次長は、Y9 課長からの報告で、補助参加人 X1 が下関簡易裁判所の裁判官から、別の担当者が訴訟代理人となるように言われていることを知った。そこで、Y8 次長が補助参加人 X1 を呼んで話を聞くと、特定の訴訟案件の問題であるかのように説明したので、同次長は支店の顧問弁護士とよく相談して対応するようにと指示した。

ところが、昭和六三年一月一八日、Z9 副調査役が、下関簡易裁判所書記官から、「X1 さんについては、昨年来裁判官が一切の事件に

関して訴訟代理人として認めないと明言し、その旨を X1 さんにも告げているが、原告の方では訴訟代理人についてどのようになっているのか。」とただされた。

Z9 副調査役から報告を受けた Y8 次長と Y9 課長は、補助参加人 X1 からはそのような報告を受けていなかったため、直ちに補助参加人 X1 を呼んで再度事情を聞いた。しかし、補助参加人 X1 は要領を得ない返事しかできなかつた。Y8 次長は支店長と相談の上、昭和六三年一月二〇日、下関簡易裁判所に赴き、担当裁判官と面談して説明を受けた。裁判官は、補助参加人 X1 が、口頭弁論期日を度々忘れ、期日に出廷しなかつたり、裁判所からの連絡で気付いて開廷時間に遅れて来たことが何度もあること、事案についての理解力が乏しいため、裁判所への説明を的確にできないことを指摘し、これまで訴訟代理人として出廷してきた他の原告職員に比べて補助参加人 X1 は能力が劣るとまで明言し、補助参加人 X1 をこれ以上訴訟代理人として許可することはできないので、本人には昨年中に訴訟代理人を代わるよう指示していたと説明した。

これを聞いた Y8 次長は、急きょ支店長と連絡を取り、支店としては、補助参加人 X1 を訴訟代理人から急に外すと人員のやり繰りが難しくなることから、再度裁判官と話し合った結果、補助参加人 X1 には当事者がそれほど争わないような簡単な事案に限って担当させる、口頭弁論期日は厳守させ裁判所に迷惑をかけないように指導・監督することにして、裁判官の了解を取り付けた。

イ 右の事実によれば、補助参加人 X1 は、自分の仕事のスケジュールを十分管理できず、事務処理上の基本的な能力が欠け、また、自らの失態を糊塗して支店全体の態勢に重大な支障を及ぼすことに思いを致さない責任感の欠如を示しており、これらは人事考課上低く評価する根拠となる。

(5) その他の事務処理状況について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六〇年七月一七日、他の職員が担当していた案件の債権差押命令中の請求金額の計算に間違いがあることが分かった。調査すると、この案件は、従前補助参加人 X1 が担当していたものであり、昭和五九年四月二〇日に補助参加人 X1 が行った貸金請求訴訟における請求金額の計算が誤っており、少なく請求していたことが判明した。

(イ) 補助参加人 X1 は、担当していた延滞事務処理計画・実績表(総括表・一一分)を Y7 課長になかなか提出しなかつたため、昭和六〇年十一月二六日、Y7 課長が補助参加人 X1 に対して督促したものの、結局補助参加人 X1 から提出があったのはそれから九日後の昭和六〇年十二月五日であった。

- (ウ) 昭和六一年二月二七日、顧客からの返済金の振込みを入金処理するに当たって、補助参加人 X1 は誤って当該顧客の取引番号と異なる番号を回収係に連絡した。そのため、他の顧客の返済金として入金処理されてしまったことから、入金処理の訂正を行わなくてはならなかった。
- (エ) 昭和六一年六月四日、補助参加人 X1 は自分の担当している分の延滞口債権の昭和六一年五月中における解消金額の集計を誤った。前月中に支店においてどれだけの延滞口債権の解消ができたかについては、総括室を通じて本店へ報告することになっているが、補助参加人 X1 のような集計上の過誤を行ってしまうと、全体での延滞債権の解消金額を速やかにかつ正確に把握することができなくなる。
- (オ) 昭和六一年六月二五日、返済条件を変更することにより、昭和六一年六月末に延滞口から除外し正常口債権に戻す予定の案件について、昭和六一年六月末に延滞口除外とするためには、当日中までに事務センターへの返済条件変更の処理をコンピューター端末機により完了しなければならないのに、補助参加人 X1 は、これを放置し、端末機操作終了時刻の直前になって慌ててこれを行おうとした。Y7 課長は、他の職員に対して補助参加人 X1 に代わって端末機を操作するよう指示し、なんとか処理を間に合わせた。
- (カ) 昭和六一年九月二五日、事務センターへの返済条件の変更処理の報告をコンピューター端末機により行うに当たって、事前に返済条件の変更内容を記載した帳票(貸付条件・充当順序の変更等依頼・修正票)に Y7 課長の検印を受ける必要があるにもかかわらず、補助参加人 X1 はこれを怠り、Y7 課長の検印を受けないまま処理してしまったところ、コンピューター端末機への入力 of 過誤が一つの案件で三箇所も発見された。
- (キ) 昭和六一年十一月二八日、不良債権の償却事務にあたって、補助参加人 X1 は、翌日が本店への償却申請書類の発送期限であるにもかかわらず、申請の際に必要な書類(不良債権明細表及び不良債権一覧表)の作成準備に遅れを来していることが判明した。
- 本店への申請期限の遵守については、昭和六一年十一月の管理課の処理計画にも掲げ、また、管理課のミーティングにおいても徹底されてきたことであった。
- イ 右認定の事実、補助参加人 X1 が事務処理において基本的な注意力に欠け、期限を遵守できないことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。
- 被告は、右各事例においては、顧客との関係では何ら実害が生じていない旨主張するが、結果的に実害が生じなかったことは補助参加人 X1 の事務処理能力の低さを否定する根拠とはならないから、被告の右主張は失当である。

(6) その他の過誤について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六〇年八月三十一日、延滞債権を返済条件を変更することにより延滞口から除外し正常口債権に戻すに当たり、保証人の不動産に三番順位での抵当権を設定することが条件となっていた案件において、保証人が延滞口除外の条件と異なる四番順位での抵当権を設定してきたにもかかわらず、補助参加人 X1 は誤ってそのまま延滞口除外の処理をしてしまった。

(イ) 昭和六一年九月一日には、支店で行っている QC サークルの活動記録が見当らなくなり、支店職員全員で探していたところ、三週間後に補助参加人 X1 の机の中から発見され、補助参加人 X1 が自分の机にしまったことを忘れていたことが判明した。

イ 右認定の事実のうち(ア)は、補助参加人 X1 が事務処理に当たって注意力に欠けていることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となるということが出来る。

(イ)については、人事考課において取り上げるほどのことではない。

被告は、ア(ア)の事例につき、上司である課長もこの点について見落としていたこと、同課長と相談の結果、四番抵当のまま差押えを解かないことにしたことを挙げて、過誤には当たらない旨主張する。しかし、仮に同課長の見落としという誤りがあり、その点でこの事例において同課長にも一半の責任があったとしても、そのことで補助参加人 X1 が注意力等に欠けているとの評価が不当に帰するというものではないから、被告の右主張は理由がない。

(7) 顧客の来店期日を間違えたことについて

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六〇年六月一日、補助参加人 X1 が昼休みで離席中に同人の担当している顧客が来店したため、やむを得ず Y7 課長が応対した。補助参加人 X1 は、顧客には午後一時に来店を求める文書を出していたにもかかわらず、管理カードには誤って午前一〇時に来店を求める文書を出したと記載していたため、このようなことになってしまった。

(イ) 昭和六〇年六月一五日、補助参加人 X1 は交替制による土曜休日となっていたのであるが、それを忘れ、顧客二名に対して同日来店を求める文書を送付していた。そのため、補助参加人 X1 の休日の変更をして対応させた。これは前日に顧客から電話連絡があったため判明したものである。

(ウ) 昭和六一年八月一三日、補助参加人 X1 は、顧客に当日来店を求める文書を発送していたにもかかわらず、これを忘れて、翌八月一四日まで宇部市へ宿泊を伴う出張をした。この事実は、その顧客から八月一四日に電話があり、八月一三日に来店できなかったことの

釈明があったことから判明した。

イ 右認定の事実、補助参加人 X1 が自分の仕事のスケジュールを十分管理できないことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(8) 支店業務の運営に対する姿勢について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六一年八月四日、当日の課のミーティングの記録を補助参加人 X1 が担当した。ミーティングの記録は原則として翌日には提出することになっていたが、補助参加人 X1 は翌々日の八月六日になっても提出してこないので、Y7 課長が補助参加人 X1 に対して、記録簿を早く提出するよう注意した。

しかしながら、結局補助参加人 X1 が提出してきたのは、課のミーティングから一週間も経過した同月一日であった。

(イ) 昭和六一年一〇月七日、当日の支店全体による会議の場である業務懇談会の記録を補助参加人 X1 が担当した。しかし、いつになっても記録簿の提出がなく、Y7 課長が再三にわたり、早急に提出するよう注意した。

結局補助参加人 X1 から提出があったのは、Y7 課長が補助参加人 X1 に最後に注意した翌日の同月三〇日であり、業務懇談会が行われてから二〇日以上も経ってからのことであった。

(ウ) 昭和六二年四月六日、昭和六二年度の融資課の重点目標について各自の検討案を課長に提出する日となっていたが、補助参加人 X1 のみが提出しなかった。そこで、Y9 課長が補助参加人 X1 に注意したところ、まだ検討していないと言うので、厳しく指導して翌日提出させた。

イ 右認定の各事例は、事前に上司等から指示を受けながら期限に間に合わず、あるいは注意を受けてようやく提出しており、計画的に実行することができなかつたものということができ、補助参加人 X1 が事務処理に当たって基本的な能力、計画性に欠けていることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

なお、被告は、補助参加人 X1 は、昭和六二年及び六三年にそれぞれ業務運営方針に関する提言を行っている旨主張するが、証拠(右各提言)及び弁論の全趣旨からすれば、右各提言は支店の職員全員に提出が義務付けられたものであることが認められること、その他右各提言の内容に照らせば、これらの提言があったことによって、補助参加人 X1 が業務推進に積極的であったことの表れであるとまでは認められない。

また、被告は、補助参加人 X1 の昭和五一年の調査(新幹線の博多乗り入れについての影響調査等)、昭和五四年の提案(不動産調査票の改良について)、同年の懸賞論文を挙げるが、いずれの件もこれが補助参加人 X1 が他の職員に比べて業務について熱心であることを示す事情となるとまでは認められない。昭和五一年の調査につき、被告は、この調査

を見た福岡支店の課長が感謝の電話をかけてきたとするが、この事実を認めるに足りる証拠はない。

(9) 上司に対する補佐等について

原告は、補助参加人 X1 は、上司を補佐する役割を発揮しようとする姿勢は全くなく、また、支店の後輩を指導することは皆無であった旨主張する。

しかし、他の職員がそのような補佐、指導をどの程度行っていたかを含めて具体的事実が明らかでない以上、補助参加人 X1 のこのような姿勢が人事考課上低く評価する根拠とまでは認め難い。

(二) 結論

(1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X1 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(二))は、管理を放置したこと(一件を除く。)及び上司に対する補佐等がなかったことの各事実を除いては、いずれも理由があるものと認められる。

(2) 右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X1 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、補助参加人 X1 の格付は、同期者九一名あるいは九二名中下から四番目に位置付けられていたことが認められる。

(3) そこで検討するに、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X1 の勤務状況等は、事務処理の能力が低く、計画性にも欠けるものであり、このことに照らせば、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X1 の格付は不当に低いとは認め難いから、原告が補助参加人 X1 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められず、この点に関する被告の命令は取消しを免れない。

3 補助参加人 X18 について

(一) 補助参加人 X18 は、昭和五六年三月から川越支店に、昭和六一年三月から高崎支店に勤務し、川越支店において延滞係として、高崎支店において、昭和六二年九月まで延滞係、それ以降は審査係として、それぞれ勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X18 の勤務状況等につき、第三、一、5、(三)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 「管内経済金融動向」の作成について

証拠によれば、昭和六〇年三月八日、補助参加人 X18 が、上司から本店総括室に報告する文書である「管内経済金融動向」を作成するように指示されたが、補助参加人 X18 は、他の仕事で手一杯であり、報告書は調査役が作成すべきであるとして、その作成を拒んだことが認められるが、補助参加人 X18 は同月一八日に融資相談係から延滞係への配置転換を控えていたから(争いのない事実)、通常時よりも多忙な状況にあったものと推認でき、そのような状況下で「管内経済金融動向」の作成を拒んだとしても、そのことのみで補助参加人 X18 が業務に対して消極的であると評価することはできない。

よって、右の事実をもって人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

(2) 指示実行遅延について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 川越支店当時

- ① 貸付日昭和五七年一二月二九日貸付金額八四〇万円の案件で、昭和六〇年四月一六日に債務者法人、債務者法人代表者及び保証人に対する訴えの提起を行うことの指示を受け、約二か月後の同年六月一八日に実行した。
- ② 貸付日昭和五八年三月二九日貸付金額六〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月一八日に保証人所有の不動産に対する仮差押えの申立てを行うことの指示を受け、約一か月半後の同年五月二七日に実行した。
- ③ 貸付日昭和五七年一二月一六日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六〇年四月一九日に債務者法人の実態調査を行うことの指示を受け、約二か月半後の同年七月八日に実行した。
- ④ 貸付日昭和五三年四月二八日貸付金額一八〇万円の案件で、昭和六〇年四月二三日に債務者に対する訴えの提起を行うことの指示を受け、約二か月後の同年六月一八日に実行した。
- ⑤ 貸付日昭和五六年七月一三日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二七日に債務者について動産執行を検討することの指示を受け、約三か月後の同年七月二五日に実行した。
- ⑥ 貸付日昭和五三年一月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月三〇日に債務者及び保証人(二名)を実訪し実態調査を行うことの指示を受けたが、債務者と保証人二名のうち一名については同年一〇月一七日まで約五か月半、他の一名の保証人については昭和六一年三月に転出したことにより実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五二年九月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月三〇日に保証人の不動産調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年三月に転出したことにより実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五五年四月二日ほか貸付金額計一、四〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月三〇日に債務者法人、債務者法人代表者及び保証人に対する訴えの提起を行うことの指示を受けて、約一か月半後の同年六月一七日に実行した。
- ⑨ 貸付日昭和五八年一二月一九日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六〇年四月三〇日に債務者法人代表者所有の不動産仮差押えの申立てを行うことの指示を受け、約二か月後の同年六月二六日に実行した。
- ⑩ 貸付日昭和五三年八月二四日ほか貸付金額計八八〇万円の案件

で、昭和六〇年七月一八日に保証人の不動産調査と実態調査をするとともに、返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、不動産調査については昭和六一年一月七日までの約六か月半にわたり、また、実態調査及び返済交渉については昭和六一年二月六日までの約七か月半にわたり、実行しなかった。

- ⑩ 貸付日昭和五三年五月一六日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六〇年八月二六日に保証人の動産に対する差押えを行うことの指示を受け、約二か月後の同年十一月一日に実行した。

(イ) 高崎支店当時

- ① 貸付日昭和五五年十一月一八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年三月一六日に債務者の動産に対する差押えの申立てを行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月三〇日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五八年二月二日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年三月一日に債務者を実訪し、担保評価を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月二日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五五年一二月五日ほか貸付金額計七五〇万円の案件で、昭和六二年四月二日に債務者法人代表者の動産に対する執行効果を検討することの指示を受けているにもかかわらず、同年九月に担当替えになるまで実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五五年三月六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年四月三〇日に債務者に対し支店の顧問弁護士名による催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、同年六月三〇日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五七年二月一八日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六二年四月三〇日に債務者を実訪することの指示を受けているにもかかわらず、同年八月二七日まで約四か月にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五三年十一月二日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六二年五月一二日に保証人に対し支店の顧問弁護士名による催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、同年七月二日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五二年七月四日貸付金額一、二〇〇万円の案件で、昭和六二年六月二日に債務者法人代表者の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年九月に担当替えになるまで実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和四八年四月一七日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年六月二日に債務者について、管理依頼支店あてに近況報告及び返済額の増額交渉を依頼することの指示を受けているに

もかかわらず、同年九月に担当替えになるまで実行しなかった。

⑨ 貸付日昭和五五年十一月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年六月二二日に債務者と具体的な返済方法について協議の上、管理方針案を具申することの指示を受けているにもかかわらず、同年九月に担当替えになるまで実行しなかった。

⑩ 貸付日昭和五四年一〇月二四日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年七月二日に債務者法人代表者及び保証人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年九月に担当替えになるまで実行しなかった。

イ しかし、ア(ア)①ないし⑨までの各事例は、補助参加人 X18 が昭和六〇年三月一八日に延滞係に配属となった直後の同年四月までに、訴えの提起三件、仮差押え及び差押え四件及び実態調査二件、以上合計九件を処理するよう集中的に指示を受けたものであるにもかかわらず、⑥及び⑦以外はおおむね三か月以内に処理されており、むしろ前任者の未処理の案件を迅速に処理したものと見える。また、同(イ)①ないし⑩の各事例を担当した当時の補助参加人 X18 の手持ち件数は一八九件であると認められ、かつ、これらの事例のうち⑦から⑩までについては審査係への担当替えを控えて実行を差し控えたと考えられ、時期から見て不相当とはいえないし、①、②、④、⑤及び⑥については期間が四か月以内にとどまる。その余の事例(ア)⑥、⑦、(イ)③は遅延していることを否定できないが、その頻度、期間は顕著なものとはいえない。したがって、右各事例をもって、補助参加人 X18 の人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

(3) 管理放置について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 川越支店当時

① 貸付日昭和五四年一二月一四日貸付金額一〇〇万円の案件につき、昭和六〇年四月二〇日から同年七月二三日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。

② 貸付日昭和五四年一二月二一日貸付金額七〇〇万円の案件につき、昭和六〇年七月二五日から同年一二月九日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。

③ 貸付日昭和五三年一二月一八日貸付金額三〇〇万円の案件につき、昭和六〇年七月二九日から同年一二月六日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。

④ 貸付日昭和五一年七月二六日貸付金額一五〇万円の案件につき、昭和六〇年八月一日から同年十一月二九日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。

⑤ 貸付日昭和五六年一二月一四日貸付金額五〇〇万円の案件につき、昭和六〇年八月一三日から同年一二月二八日まで約四か月半

の間、一切管理を行わなかった。

- ⑥ 貸付日昭和五〇年十一月二九日貸付金額三〇〇万円の案件につき、昭和六〇年一〇月二五日から昭和六一年一月三〇日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五九年九月一八日貸付金額三五〇万円の案件につき、昭和六〇年十一月二日から昭和六一年二月二一日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五六年一月一九日他貸付金額計一〇〇万円の案件につき、昭和六〇年十一月一六日から昭和六一年二月一八日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。

(イ) 高崎支店当時

- ① 貸付日昭和五五年十一月一八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年三月一六日から同年六月二四日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五五年一〇月九日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六二年四月二〇日から同年七月二四日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五四年四月二四日貸付金額一六〇万円の案件で、昭和六二年四月三〇日から同年八月二五日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五七年二月一八日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六二年四月三〇日から同年八月二七日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五六年十一月一六日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年五月二日から担当替えになる同年九月までの間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五五年一二月五日他貸付金額計七五〇万円の案件で、昭和六二年五月二六日から担当替えになる同年九月までの間、一切管理を行わなかった。

イ しかし、ア(ア)①の事例は、(2)で述べたとおり、補助参加人 X18 が延滞係に配属になった直後に集中的に指示された案件の処理に奔走していた時期に当たり、誠に無理からぬものがあつたと思われる。また、この事例を含めて右各事例の期間はおおむね四か月(長くて四か月半)以内にとどまっている。それにもかかわらず、原告はこれらの事例が事例処理上不適切な事例であつたと指摘するのであるが、この程度の期間放置していたことによって当該案件の事務処理にどの程度悪影響を及ぼしたのかについては明らかではないから、これら管理放置事例があつたからといって、補助参加人 X18 の事務処理に問題があつたことの表れとはいえ、これらをもって補助参加人 X18 の人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

(4) 延滞口債権解消実績について

ア 証拠によれば、川越支店延滞係当時の補助参加人 X18 及び他の同係担当者の延滞口債権解消実績につき、昭和六〇年度の補助参加人 X18 の解消件数及び金額は、五〇件及び六、九六三万円で、延滞係三名中最低であったこと、より具体的には、解消金額については、Z11 調査役が一億一、八六〇万円、補助参加人 X18 の二年後輩である Z12 副調査役が一億二、七九〇万円であったから、補助参加人 X18 はこの両名の半分程度の実績しか上げていなかったこと、また、法的手続を行った件数でみても、Z11 調査役が八六件、Z12 副調査役が八二件なのに対し、補助参加人 X18 は四七件と最も少なかったことが認められる。

イ しかし、証拠によれば延滞係担当の他の二名は、補助参加人 X18 より早く川越支店において同係を担当していたと認められ、また、三名の手持案件が同等程度であったことを認めるに足りないことにかんがみると、単純に解消金額等を比較して優劣を判断するべきではない。

よって、アの事実をもって、補助参加人 X18 の人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

(5) 出勤日の取違えについて

ア 原告は、補助参加人 X18 は、有給休暇を直前に申し出るなど、支店全体の業務の円滑な処理を考えないことが多く、また、自身の勤務管理にルーズであったため、出勤日を取り違え、昭和六〇年七月二七日(土曜日)については休務を指定されていないにもかかわらず、休務日を間違えた旨主張する。

イ しかし、仮に休務日に関して、昭和六〇年七月二七日にアのと通りの事実があったとしても、そのことのみで服務上問題のある行動であるとまでいうには足りない。ましてや、右の件をもって、補助参加人 X18 が常日ごろから身勝手な休暇取得や出勤日の取違えをしていたと推認することはできない。

よって、アの事実をもって、補助参加人 X18 の人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

(6) 暴行事件について

ア 証拠によれば、補助参加人 X18 は、昭和六〇年三月一四日、駅プラットホームにおいて、理由もなく女性を蹴る暴行を加えて現行犯で逮捕された上、同年五月二〇日に新宿簡易裁判所により罰金三万円に処されたことが認められる。

イ 原告は、(ア) この件自体服務上問題となる上、(イ) Y12 支店長が、同年四月八日に行われた支店の業務懇談会において、支店の職員に対し、補助参加人 X18 の名前を出さず一般的な形で、私生活上の不祥事でも公庫の信用にかかわることがあるから、日常の行動については原告の職員としての基本的心得に反することのないようにと注意を喚起したことに関し、補助参加人 X18 が、同支店長に対し、業務懇談会の席上であ

のような発言をされては困る、結局自分が不始末を起こしたということが支店のみんなにわかってしまうのではないかと、自らの非を棚に上げて Y12 支店長に抗議してきたことについても、同様に服務上の問題行動である旨主張する。

ウ そこで検討するに、まずイ(ア)の点については、このような刑事事件を惹起した場合、原告の信用を毀損したとして懲戒事由になる(労働協約二六条)が、勤務状況等を純粹に評価して評語や任用の選考を行う原告の人事考課制度の下では、このような事項を勤務評価の対象とすることは許されないというべきである。

また、イ(イ)の点については、同事件後、業務懇談会における Y12 支店長の発言に関し、補助参加人 X18 が同支店長に対して抗議したことを認めるに足りる証拠はない。

結局、原告の右主張は採用の限りではない。

(7) 審査係当時の事務処理について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) プラスチック成型業を営む有限会社から運転資金として一、〇〇〇万円の申込みのあった案件で、八〇〇万円を超える法人企業からの申込みについては「企業評価モデル得点票」の作成が必要であるにもかかわらず、これを怠ったまま貸し付けるとの意見具申を行ってきた。補助参加人 X18 の上司は、昭和六二年一〇月二日、補助参加人 X18 に対し、これを正すように指導した。

(イ) 美容院を新規に開業する者から店舗等の設備資金として環衛貸付け(四三〇万円)の申込みのあった案件で、設備の内容から消毒器、タオル蒸器、換気設備等については、特別利率(四・八パーセント、ただし三年経過後は五・三パーセント)を適用すべきにもかかわらず、利率の適用を誤り、五・六五パーセントを適用すると意見具申を行ってきた。補助参加人 X18 の上司は、昭和六二年一月一日、補助参加人 X18 に対し、これを正すように指導した。

(ウ) 機械製造業を営む者(有限会社)から運転資金の申込みがあった案件で、保証人の保証意思確認をする必要があるにもかかわらず、これを怠ったまま融資する旨の意見具申を行ってきた。補助参加人 X18 の上司は、昭和六二年一〇月一日、補助参加人 X18 に対し、これを正すように指導した。

イ しかし、アの各事例は、審査係に担当替えとなった直後のものであること、約一か月間に三件の誤りを犯したという程度であることに照らすと、右各事例が、補助参加人 X18 の人事考課上低く評価する根拠となるとは認め難い。

(8) 審査係当時の出張命令拒否について

ア 証拠によれば、原告では、管内の遠隔地からの融資申込みについては、顧客の利便も考慮して一定の件数がそろった段階で、審査係担当者がそ

の地域に出張して商工会等で顧客との面談を行っており、また、申込みの件数が多いときは、効率よく審査処理を行うために一泊での出張も命じていること、高崎支店では、補助参加人 X18 に対し、審査処理のために、昭和六二年一〇月二六日から二七日にかけて一泊で出張するよう命じたが、補助参加人 X18 は Y13 課長に対して、同月二六、二七日ともに、日帰り出張することにすると申し出たこと、Y13 課長は、他の審査係はみな宿泊で出張を行っており、補助参加人 X18 にだけ特別な取扱いはできないと説明して、出張命令に従うよう注意・指導したこと、これに対し、補助参加人 X18 は、自分を宿泊させるのが目的なのだろうなどと反論したことが認められる。

イ そこで検討するに、証拠によれば、補助参加人 X18 は、病状及び私生活上の都合から、高崎支店転勤に関して原告に対して異議を述べていたこと、転勤後の昭和六二年四月にも、原告に対して都内への転勤希望を出し、その後この件について双方で交渉を行ったことが認められるから、Y13 課長ら高崎支店の職制は、補助参加人 X18 が一泊の出張命令に対して拒否をするか、あるいはこれに異議を述べることは十分予想していたものと推認される。また、補助参加人 X18 に宿泊を伴う出張をさせることが業務上必要不可欠なものであったと断ずることはできず、補助参加人 X18 が宿泊を伴う出張命令を拒否する態度を示したことをもって、補助参加人 X18 の勤務状況等が劣悪であることを示す事情となるとまでは認められない。

よって、アの事実をもって、補助参加人 X18 の人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

(9) 無断離席について

ア 原告は、補助参加人 X18 は上司の承認を得ないまま無断で外出することがあった旨主張し、具体例として、(8)アの出張から支店に帰った昭和六二年一〇月二七日、午後三時過ぎから無断で離席し、約一時間後に支店に戻ってきたことを挙げる。

イ しかし、事例としてはアの事実が指摘されているにとどまり、この事実をもって補助参加人 X18 の人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではないというべきである。

(10) 年休取得について

ア 原告は、補助参加人 X18 は、業務の都合を考えない直前の年休取得が度々あり、上司が注意・指導しても、この姿勢を改めなかった旨主張し、具体例として、昭和六二年四月二七日の午後二時ころ、補助参加人 X18 は、明日一日年休を取得すると申し出てきたが、この時期は、月末近くで債権管理は多忙であり、特に未入金係は連日残業している状況にあったため、Y13 課長は、明日は出勤して未入金係を応援するように求めたが、補助参加人 X18 は、今月は自分が解消予定としている債権はすべて解決していると自分のことだけを取り上げて主張し、支店の業務

運営に協力しようとする姿勢をみせず、結局四月二八日に年休を取得したことを挙げる。

イ しかし、事例としてはアの事実が指摘されているにとどまり、そのことのみで常日ごろから業務に支障を来す形で年休を取得していたと推認することはできない。

よって、アの事実をもって補助参加人 X18 の人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

(11) 業務推進への消極性及び上司の補佐等について

原告は、補助参加人 X18 は、副調査役として支店業務の推進に関して積極的に提言し、率先して遂行する姿勢に欠け、また、上司の補佐、後輩の指導を行うという姿勢もみられなかった旨主張する。

しかし、具体的にどのような事実があったのか、原告における他の職員がそのような補佐、指導等をどの程度行っていたかについて明らかでない以上、補助参加人 X18 の人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

(二) 結論

- (1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X18 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(三))は、いずれも理由がなく、取り立てて補助参加人 X18 を人事考課上低く評価する根拠は見出し難いというべきである。かえって、証拠によれば、補助参加人 X18 が高崎支店の延滞係を担当中、その解消金額が担当者三名中最高であったことが認められる。
- (2) 一方、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X18 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、同期者六四名あるいは六五名中最下位に位置付けられていたことが認められる。
- (3) 以上の事実を併せ考えれば、補助参加人 X18 の格付は不当に低いものと認められるというべきである。
- (4) 以上に加え、証拠及び後記 4 における認定事実によれば、補助参加人 X18 は昭和五三年度以降一貫して同期者中最下位に位置付けられていること、補助参加人 X18 の同期同学歴である補助参加人 X12 は、その勤務状況等は補助参加人 X18 に比べて明らかに劣っているところ、補助参加人 X18 は昭和五〇年度以降 X12 と同じ等級・号俸に格付けられ、かえって X12 の方が先に副調査役に任用されていることが認められること、第四、二のとおり、原告は、補助参加人らの組合活動等に対して強く嫌悪していたこと、第四、二、2、(三)のとおり、補助参加人 X18 は昭和三九年入庫以来企業告発型の組合活動に積極的に取り組み、支店職制らがそのような活動に対する嫌悪を示す発言をしたこと、第四、二、3、(一)のとおり、原告は、支店の職制らを通じて組合対策等を実行していたことをも総合考慮すると、原告は、補助参加人 X18 に対し、その先鋭的な組合活動等に嫌悪して、処遇上の不利益を被らせようと企図し、前記のとおり取り立てて問

題とする必要のない事例をあたかも過誤事例であるかのように装い、人事考課上殊更に低く評価をし、補助参加人 X18 を不当に低い位置に格付けしたものと推認することができる。

- (5) 以上の事実は、原告が補助参加人 X18 の組合所属あるいは組合活動のゆえに不利益取扱いを行ったものとして、労働組合法七条一号の不当労働行為に当たり、また、そのことによって補助参加人 X18 が所属する全国活会あるいは発展会の組合活動等の弱体化を企図して支配介入を行ったものとして、同条三号の不当労働行為に当たる。

4 補助参加人 X12 について

- (一) 補助参加人 X12 は、昭和五六年三月から佐世保支店に勤務し、昭和六〇年三月までは未入金係、同年四月以降は延滞係として勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X12 の勤務状況等につき、第三、一、5、(四)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 未入金係当時の管理交渉について

証拠によれば、補助参加人 X12 は、Y14 管理課長に対し、昭和六〇年二月二六日には、延滞口編入の可能性がある未入金口債権を報告したにもかかわらず、同月二八日になって、予定外に延滞口編入となる未入金口債権が一四件、一、五〇〇万円もあるとの報告をしてきたこと、未入金係としては、延滞口編入が見込まれる債権を早い時期に課長等へ報告して延滞口編入を防止することが、その事務処理上肝要であるところ、右事例のように、課長に対し、いったん延滞口編入の可能性がある未入金口債権を報告したにもかかわらず、その直後、しかも月末になって、予定外に延滞口編入となる未入金口債権があるとの報告をすることは、事務処理に重大な支障を来す行為であることが認められる。

右の事実は、補助参加人 X12 が事務処理においてずさんな点があることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(2) 未入金係当時の業務処理について

証拠によれば、昭和六〇年二月二二日、根抵当権を設定して貸付けを行っている顧客から根抵当権の全部抹消の申出があり、補助参加人 X12 が対応したが、補助参加人 X12 は、その顧客への貸付残高、返済状況、営業内容、担保物件の内容、担保による回収依存度、債権保全の見通し等を調査した上で、顧客の申出についての可否を判断し、管理課長へ意見具申を行うという通常の手続を踏まず、顧客への貸付残高と返済状況を照会する以外必要な調査、判断を自ら行うことなく、Y14 課長に指示を仰いだこと、原告においては、このような場合、職員として必要な調査をした上で上司に意見具申を行うのが通常であることが認められる。

右事例は、補助参加人 X12 の事務処理上責任回避的であるなどと評価されてもやむを得ないものというべきである。

(3) 未入金係当時の送金確認登録事務について

ア 証拠によれば、原告では月末時点で返済金が送金途中である場合には

送金確認登録を行い、これにより延滞口編入が停止されること、佐世保支店においては、同登録は安易に行わないよう管理交渉に努め、やむを得ず同登録を行う場合にも、送金者、日時、送金方法等を確認することが取り決められていたこと、補助参加人 X12 及びその他の未入金係の昭和五九年十一月末及び昭和六〇年一月末の各入金率は、他の未入金係が八五パーセントから一〇〇パーセントであったのに比べ、補助参加人 X12 は六一パーセントであり、また、昭和六〇年一月末の送金確認登録案件の入金率は補助参加人 X12 の場合六九パーセントであり、未入金係の中で最低であったことが認められる。

以上によれば、送金確認登録事務に関する補助参加人 X12 の事務処理状況はざさんであったと推認することができ、人事考課上低く評価する根拠となる。

イ 被告は、債務者や保証人からの申出を逐一銀行等に照会して確認することは、多忙を理由に断られることもあって、ほとんど行われておらず、債務者等からの申出を根拠にして登録していたのが実態であるから、補助参加人 X12 が送金を確認しなかったことは過誤ではない旨主張する。しかし、前記認定のとおり、補助参加人 X12 の入金率が他の未入金係に比べて最低であった点が、補助参加人 X12 の人事考課上の低評価につながる根本的な事情なのであるから、被告の右主張は理由がない。

また、補助参加人らは、丙第一四号証及び第一五号証(管理カード基本票)によれば、Y14 管理課長及び当時未入金係の同僚であった Z99 にあっても、それぞれ送金確認登録したにもかかわらず実際には入金されていない案件があった旨主張するが、仮にそうであったとしても、そのことをもって、右判断が左右されるものではない。

(4) 延滞係当時の意見具申について

ア 証拠によれば、補助参加人 X12 の延滞係当時の意見具申に関し、次の事実が認められる。

① 債務者は電気工事業者で、昭和五六年一月一日に八〇〇万円を貸し付け昭和五六年九月三〇日に延滞口に編入された案件について、昭和六〇年六月以降 Y14 課長が転出する昭和六一年七月までの一年二か月にわたり、補助参加人 X12 は一度も管理方針案を策定、具申しなかった。そのため、やむを得ず Y14 課長が昭和六〇年九月一九日、同年一二月七日、昭和六一年三月一三日、同年六月二四日の四回にわたり、保証人の実態調査と弁済交渉の継続を管理方針として決定し、補助参加人 X12 に指示せざるを得なかった。

② 債務者は建築工事業者で、昭和五四年一〇月一日に二〇〇万円を貸し付け昭和五五年二月二九日に延滞口に編入された案件について、昭和六〇年四月以降補助参加人 X12 が管理方針を全く策定、具申しないため、やむなく Y14 課長が昭和六〇年六月一九日、同年九月二六日、同年一二月一〇日の三回にわたり、保証人への弁済交渉、顧問

弁護士名の催告書の発送及び保証人の給与債権差押えの検討等の管理方針を決定し、補助参加人 X12 に指示した。

また、補助参加人 X12 は昭和六〇年一二月二〇日に来店した保証人と弁済交渉を行ったが、その後管理方針案を策定、具申することを怠っていたため、昭和六一年三月二六日 Y14 課長が保証人の給与債権差押えの管理方針を決定し、支店長の決裁を得て補助参加人 X12 に指示した。

③ 債務者は生花小売業者で、昭和五二年九月二六日に八〇万円を貸し付け昭和五四年一月一日に延滞口に編入された案件について、昭和六〇年四月以降 Y14 課長が転出する昭和六一年七月までの一年四か月にわたり、補助参加人 X12 は一度も管理方針案を策定、具申しなかった。そのため、やむを得ず Y14 課長が昭和六〇年九月二五日、同年一二月一三日、昭和六一年三月二〇日の三回にわたり、債務者及び保証人の実態調査と返済交渉を管理方針として決定し、補助参加人 X12 に指示した。

④ 債務者(男性)は石材販売業者で、昭和五〇年五月一日に二〇〇万円を貸し付け昭和五一年四月三〇日に延滞口に編入された案件について、補助参加人 X12 は、昭和六〇年六月一四日債務者へ電話し、債務者の現況を聴取した。しかし、債務者の状況を踏まえた管理方針案の策定、具申を怠ったため、Y14 課長が保証人への弁済交渉の管理方針を決定し、補助参加人 X12 に指示した。

しかし、その後も補助参加人 X12 が管理方針を具申しないため、Y14 課長が昭和六〇年九月二六日、同年一二月一〇日の二回にわたり、債務者への実訪と債務者及び保証人への返済交渉の継続を管理方針として決定し、補助参加人 X12 に指示せざるを得なかった。

さらに、補助参加人 X12 は、昭和六一年二月二日に債務者の妻が来店した際に実態調査と返済交渉を行ったが、管理方針の具申を怠り、放置していたので、同年六月二五日に Y14 課長が債務者からの返済の迫及を管理方針として決定し、補助参加人 X12 に指示した。

⑤ 債務者は海運業者で、昭和五五年四月一〇日に一、五〇〇万円を貸し付け昭和五九年六月三〇日に延滞口に編入された案件について、昭和六一年九月二二日に Y15 課長が補助参加人 X12 に対し管理方針案を策定して具申するよう指示したが、補助参加人 X12 はこれを放置していた。Y15 課長はその後同年一二月五日、昭和六二年三月六日の二回にわたり早急に管理方針案を策定するよう指導注意したが、補助参加人 X12 はこれも無視し、Y16 支店長の在任中の同年七月までは放置したままであった。

⑥ 債務者(男性)は畜産業者で、昭和五三年九月一三日に二〇〇万円を貸し付け昭和五四年五月一日に延滞口に編入された案件について、昭和六一年一二月一七日に Y15 課長が補助参加人 X12 に対し、債務

者及び保証人の実態を調査して管理方針案を策定するよう指示した。しかし、補助参加人 X12 はこれを放置していたので、昭和六二年三月五日、同年六月一八日の二回にわたり同課長が補助参加人 X12 の怠慢を注意したが、補助参加人 X12 の姿勢は改まらず、放置したままであった。

- ⑦ 債務者は漁業を営む者で、昭和五四年二月二〇日に二〇〇万円を貸し付け昭和五五年六月三〇日に延滞口に編入された案件について、補助参加人 X12 は昭和六一年三月以来一年間管理方針案を全く策定・具申しでなかった。そこで、昭和六二年三月六日 Y15 課長が補助参加人 X12 に対し管理方針案を早急に策定するよう指示した。しかし、その後も補助参加人 X12 は管理方針案を策定・具申せず、放置したままであった。
- ⑧ 債務者は土木建築工事業者で、昭和五〇年五月一三日に二〇〇万円を貸し付け昭和五一年八月一日に延滞口に編入された案件について、補助参加人 X12 は昭和六一年三月から昭和六二年七月までの一年五か月にわたり管理方針案を全く策定しなかった。そのため、やむなく Y14 課長やその後任の Y15 課長が昭和六一年六月二五日、同年九月一八日、同年一二月五日、昭和六二年六月一七日の四回にわたり、債務者の実態調査と返済交渉の継続を行う旨の管理方針を決定し、補助参加人 X12 に指示せざるを得なかった。
- ⑨ 債務者は家具小売業者で、昭和五四年八月七日に二〇〇万円を貸し付け昭和五六年六月三〇日に延滞口に編入された案件について、昭和六一年一月以降補助参加人 X12 が管理方針案を全く策定しないため、やむを得ず Y15 課長が昭和六一年九月一八日、同年一二月六日、昭和六二年三月五日の三回にわたり、債務者との返済交渉の継続を管理方針として決定し、補助参加人 X12 に指示した。その後、昭和六二年六月二〇日に同課長が補助参加人 X12 に対し、管理方針案を自ら策定して具申するよう注意指導したが、補助参加人 X12 は、放置したままであった。
- ⑩ 債務者は船舶機器修理業者で、昭和五四年四月一七日に一、〇〇〇万円を貸し付け昭和五五年三月一日に延滞口に編入された案件について、補助参加人 X12 は昭和六一年六月一六日以来一年三か月にわたり管理方針案を策定せず、管理を放置していた。昭和六二年九月一七日に Y15 課長から早急に債務者及び保証人の実態を調査して管理方針案を策定するよう注意を受け、同年九月二九日に至り、ようやく管理方針案を策定・具申した。
- ⑪ 債務者は家具卸売業者で、昭和五三年五月一五日に一五〇万円を貸し付け昭和五三年一月三〇日に延滞口に編入後、昭和五七年二月二四日債務者所有の不動産に抵当権を設定した案件について、昭和六一年七月一〇日債務者が来店し、担保物件を任意売却して一部返済をし

た以後交渉が中断していたため、昭和六一年九月二二日、同年一二月九日、昭和六二年三月一〇日の三回にわたり、Y15 課長が補助参加人 X12 に対して債務者及び保証人の実態を調査して管理方針案を具申するよう指示した。しかし、補助参加人 X12 はその後一年二か月にもわたり管理を怠り、昭和六二年九月二一日同課長から改めて注意を受けて、ようやく同年九月三〇日に本件を選別区分の「継続口」とするとの管理方針案を具申した。

⑫ 債務者は衣料品卸売業者で、昭和五八年六月二〇日に五〇〇万円を貸し付け昭和五九年一二月三一日に延滞口に編入された案件について、補助参加人 X12 は昭和六二年六月一八日に管理方針案を策定するよう指示を受けながら、これを怠っていた。その後、同年九月二一日改めて急ぎ実行するよう注意指導を受け、同年九月三〇日によりやく選別区分を「継続口」とする旨の管理方針案を策定、具申した。

⑬ 債務者は飲食店経営者で、昭和五七年五月二六日に三〇万円を貸し付け昭和六〇年二月二八日に延滞口に編入された案件について、補助参加人 X12 は昭和六二年八月四日から昭和六三年七月二七日までの一年間にわたり一度も管理方針案を具申しなかったため、やむを得ず Y15 課長が昭和六二年一二月一一日と昭和六三年三月二五日の二回にわたり、債務者を実訪して実態調査と返済交渉を行う旨の管理方針を決定し、指示せざるを得なかった。

イ 補助参加人 X12 が延滞係の担当となった昭和六〇年四月以降昭和六三年三月までの約三年間(原告が意見具申の不足事例として取り上げた期間)に、管理方針を策定することなく放置していた事例は右一三の事例にとどまるが、証拠によれば、ア⑦及び⑩を除く右各事例において、補助参加人 X12 は、上司からの管理方針策定等の指示に即座には応じていないこと、右各指示内容は、各事例の管理の経過に照らし、適切か、少なくとも不適切なものではなく、また、補助参加人 X12 がこれを実行しなかったことにつき合理的な理由がなかったことが認められるから、補助参加人 X12 は、これらの事例に関して、上司の指示に適切に従わない職務上の懈怠があったというべきであり、この点で、人事考課上低く評価する根拠となる。

ウ 被告は、ア⑤、⑧、⑨の各事例につき、昭和六〇年三月一日に長期交渉口にされていた案件であることを挙げて、指示が不適切であったかに主張する。しかし、証拠によれば、長期交渉口であっても管理が全く不要となるものではないことが認められるから、被告の右主張は理由がない。

エ 補助参加人らは、ア①の事例につき、Y14 の指示は適切ではなかった旨主張する。しかし、証拠によれば、この件は、昭和六〇年五月二〇日、補助参加人 X12 が自ら保証人の実態調査の意見具申を行い、その後 Y14 はこの意見具申に則った指示を行ったものと認められるから、Y14 の指

示が適切ではなかったと認められない。この点、補助参加人らは、右補助参加人 X12 の意見具申の後、同保証人の支払能力の喪失が推測される状況に至った旨主張するが、仮に補助参加人 X12 が支払能力を喪失したものと考えていたのであれば、その旨 Y14 らに意見具申を行うなど別途対応をすべきところ、右証拠及び弁論の全趣旨からすれば、補助参加人 X12 がそのような意見を具申したことはなかったものと認められる。よって、補助参加人らの右主張は採用できない。

また、補助参加人らは、同③の事例についても、生活保護を受けている者からの債権取立てを指示したものであって、その指示は不適切であった旨主張する。しかし、証拠によれば、同事例の管理カードに生活保護を受給している旨の記載があるのは、昭和六二年一月二六日の欄であると認められるところ、同事例の当該指示がこれ以前に行われていることは前記認定のとおりであるから、上司は生活保護の受給者であることを知り、又は知り得べき状況にはなかったというべきであり、補助参加人らの右主張は採用できない。

(5) 延滞係当時の延滞事務月間処理計画・実績表提出について

証拠によれば、昭和六〇年五月分の延滞事務月間処理計画・実績表(担当者用)につき、延滞係中補助参加人 X12 のみが作成、提出を遅延させ、このことについて Y14 課長から注意・指導を受けたことが認められるが、この一件のみで、原告主張のとおり補助参加人 X12 が度々同表の提出を遅延させることがあったことまでは認めることはできない。

(6) 延滞係当時の管理処理について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

昭和五四年五月三十一日に三五〇万円を貸し付け、昭和五六年一〇月三十一日に延滞口に編入された案件について、建築業を営んでいた債務者は行方不明、保証人二名のうち古物商を営んでいた一名は居所不明であり、結局佐世保市内の自動車販売会社に勤務している保証人一名だけが管理交渉の対象という状況であった。この保証人は、毎月二万円の弁済を行う旨の約束をしていたものの、その履行は断続的にしかなされず、約束不履行が多い状態であったので、Y14 課長は昭和六〇年六月二日補助参加人 X12 に対し、保証人の給与債権の差押えを検討するよう指示した。ところが、補助参加人 X12 は同課長の指示を無視し、二か月近く一切管理を行わず、保証人に対して昭和六〇年八月一二日と同年九月二六日に電話をし、それぞれ月一回分二万円の弁済を求める交渉しか行わなかった。しかも実際に保証人から弁済があったのは九月二六日付けの二万円のみという状況であった。

その後、保証人からの弁済の履行もないままに補助参加人 X12 は三か月近く管理を放置した。この間、同課長は補助参加人 X12 の怠慢を厳しく注意し、早急に保証人の給与債権の差押えを検討して意見具申するよう指示していたが、補助参加人 X12 は何らの理由もなく同課長の

指示を実行しなかった。

補助参加人 X12 は、昭和六〇年一二月一六日に至り、保証人へ呼出状を郵送し、その中で法的手続へ移行する旨示唆したが、時既に遅く、保証人は同年一二月一五日に勤務先を定年退職していたことが判明した。この結果、給与債権差押えの機会を逃した。

イ 右の事実は、保全すべき給与債権が失われるという重大な事態に発展しており、補助参加人 X12 が事務処理において怠慢であったことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

ウ これに対し、被告及び補助参加人らは、右事例の保証人が勤務年数も短い上収入も少ない者であり、これに対して給与差押えを行えばすぐにも退職することが予想される状況にあったから、給与差押えをする旨の指示は不適切であった旨主張する。

しかし、証拠によれば、補助参加人 X12 は同保証人の定年時期について調査していないこと、給与差押えの問題性について Y14 らに意見を具申するなどの対応を取っていなかったことが認められるから、補助参加人 X12 は右指示の当否について判断できる立場にすらなく、漫然とその管理を放置していたというに過ぎず、被告及び補助参加人らの右主張は失当である。

(7) 延滞係当時の指示実行遅延について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五四年三月二六日貸付金額一〇〇万円、昭和五五年二月二九日延滞口に編入された案件について、昭和六一年三月二六日に保証人の町議会議員報酬の差押えを行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年一二月一六日まで八か月余にわたり実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五一年八月二日貸付金額二六〇万円の案件で、昭和六〇年四月一〇日に債務者及び保証人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六一年一月二三日まで、保証人については昭和六一年一月二二日まで、いずれも九か月半にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五五年三月一九日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月七日に債務者及び保証人に対し返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年九月二四日まで四か月半にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五二年一一月一四日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一七日に債務者に対し返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年一〇月二三日まで五か月余にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五六年一月三一日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六〇年六月三日に保証人の実態調査及び給与債権差押えの検討を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年五月一日まで一

年一か月にわたり実行しなかった。

- ⑥ 貸付日昭和五三年一二月一四日ほか貸付金額計五五〇万円の案件で、昭和六〇年六月一九日に債務者及び保証人に対し支店の顧問弁護士名の催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、同年一二月一二日まで約六か月にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五八年六月二〇日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年六月一九日に債務者を実訪し約束の履行を追及することや貸家の状況を把握することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年七月五日まで三年余にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五二年九月二六日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六〇年九月二五日に債務者及び保証人の実態を調査するとともに返済交渉をすることの指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六二年九月三〇日まで二年、保証人については昭和六二年六月一日まで一年八か月にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五五年二月八日ほか貸付金額計五五〇万円の案件で、昭和六〇年九月二五日に保証人について福岡西支店へ管理依頼することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年三月二六日まで二年六か月にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五五年一月一日ほか貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年九月二六日に、死亡した債務者法人代表者の相続人を調査することの指示を受けているにもかかわらず、平成元年二月一五日まで約三年五か月にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和四八年三月二四日ほか貸付金額計一、八五〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月一日に保証人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年三月二六日まで約一年六か月にわたり実行しなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五五年七月二一日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六〇年一二月一日に保証人二名の相続人の実態を調査することの指示を受けているにもかかわらず、一名の保証人の相続人については昭和六三年二月一〇日まで二年二か月、もう一名の保証人の相続人については昭和六三年三月二八日まで二年三か月余にわたり実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五二年一〇月二五日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六〇年一二月二四日に保証人を実訪し実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年五月二〇日まで約五か月にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五六年一月一八日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年二月一二日に債務者所有の不動産の競売を申し立てることの指示を受けているにもかかわらず、同年八月一三日まで六か月にわたり実行しなかった。

- ⑮ 貸付日昭和五二年一二月一五日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年三月一三日に債務者所有の不動産仮差押えの申立てと債務者及び保証人に対する訴えの提起を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年七月二日までに四か月余にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五一年一二月一六日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年三月一五日に債務者を実訪し返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年六月一五日までに一年三か月にわたり実行しなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五四年六月一一日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年三月二六日に根抵当権設定中の不動産の競売を申し立てることの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月二〇日まで約七か月にわたり実行しなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五四年五月三十一日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六一年四月二五日に保証人と弁済交渉を詰めることの指示を受けているにもかかわらず、同年一月二〇日まで約七か月にわたり実行しなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五二年一月一一日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年六月二四日に保証人の不動産の再評価を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年一二月一一日まで約五か月半にわたり実行しなかった。
- ⑳ 貸付日昭和五九年一〇月二九日貸付金額二八〇万円の案件で、昭和六一年五月三十一日に債務者所有の不動産の仮差押えを検討することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年九月二二日まで約一年四か月にわたり実行しなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五八年七月一四日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年六月二五日に債務者及び保証人に対して返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、債務者については同年一月二五日まで、保証人については同年一二月一日まで、いずれも六か月にわたり実行しなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五三年五月一五日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年七月一〇日に債務者及び保証人と返済交渉を詰めることの指示を受けているにもかかわらず、債務者に対しては昭和六三年九月八日まで二年二か月、保証人に対しては平成元年六月二二日まで二年一か月余にわたり実行しなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五三年一二月一一日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年八月二八日に債務者の給与債権の差押えを行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年一月一八日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ㉔ 貸付日昭和五四年八月七日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年九月一八日に債務者と返済交渉を行うことの指示を受けているにも

かかわらず、昭和六二年九月三〇日まで一年余にわたり実行しなかった。

- ②⑤ 貸付日昭和四八年一〇月二日ほか貸付金額計五〇〇万円の案件で、昭和六一年九月一八日に保証人二名の実態を把握し弁済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、一名の保証人については昭和六三年五月一日まで、他の一名の保証人については同年五月二日まで、いずれも約一年八か月にわたり実行しなかった。
- ②⑥ 貸付日昭和四八年一二月一三日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年九月二二日に債務者の返済約束の不履行について継続して交渉することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年九月二五日まで一年にわたり実行しなかった。
- ②⑦ 貸付日昭和五五年七月二一日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六一年九月二二日に死亡した保証人の不動産及び相続人を調査するとともに、債務者を実訪し返済交渉することの指示を受けているにもかかわらず、不動産調査については一年六か月余、相続人調査については昭和六二年一〇月一日まで一年余、債務者への実訪、交渉については昭和六三年三月二三日まで一年六か月にわたり、これを実行しなかった。
- ②⑧ 貸付日昭和五三年一二月二一日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年九月二二日に債務者及び保証人を実訪し返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年一月一日まで約一年二か月にわたり実行しなかった。
- ②⑨ 貸付日昭和五三年三月二日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年九月二二日に根抵当権設定中の不動産の現況を確認することの指示を受けているにもかかわらず、平成元年一月二五日まで二年四か月にわたり実行しなかった。
- ③⑩ 貸付日昭和五五年一月一一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月三一日に債務者法人代表者の実態調査と返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年六月一七日まで七か月半にわたり実行しなかった。
- ③⑪ 貸付日昭和五三年一月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一月一五日に債務者について船橋支店へ管理依頼することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年五月一日まで五か月半にわたり実行しなかった。
- ③⑫ 貸付日昭和四九年七月九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月六日に債務者及び保証人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年五月二五日まで約六か月にわたり実行しなかった。
- ③⑬ 貸付日昭和五二年一〇月一四日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月六日に債務者と返済交渉を行うことの指示を受けている

にもかかわらず、昭和六三年七月二七日まで約一年八か月にわたり実行しなかった。

- ③④ 貸付日昭和五八年一月一六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月九日に保証人との交渉状況を管理依頼先の松戸支店へ照会することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年五月一九日まで五か月半にわたり実行しなかった。
- ③⑤ 貸付日昭和五三年六月一三日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月九日に債務者の動産の差押えを検討することの指示を受けているにもかかわらず、平成元年八月三十一日まで約二年九か月にわたり実行しなかった。
- ③⑥ 貸付日昭和五三年九月一三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月一七日に債務者及び保証人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年八月二〇日まで八か月にわたり実行しなかった。
- ③⑦ 貸付日昭和四九年一二月一六日他貸付金額計九五〇万円の案件で、昭和六二年四月三〇日に債務者及び保証人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年八月一九日まで約四か月にわたり実行しなかった。
- ③⑧ 貸付日昭和五六年一月三十一日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年五月一日に保証人と弁済交渉することの指示を受けているにもかかわらず、同年八月一九日まで三か月余にわたり実行しなかった。
- ③⑨ 貸付日昭和五三年一二月一五日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年六月一七日に債務者及び保証人の実態を調査し管理方針案を具申することの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月一日まで三か月半にわたり実行しなかった。
- ④⑩ 貸付日昭和五二年一二月一五日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年六月二四日に債務者所有の不動産の競売を申し立てることの指示を受けているにもかかわらず、同年十一月一九日まで約五か月にわたり実行しなかった。
- ④⑪ 貸付日昭和六一年八月二九日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年七月三十一日に保証人(二名)の実態調査と弁済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、一名の保証人については昭和六三年四月一二日まで八か月半、もう一名の保証人については昭和六三年九月八日まで一年一か月余にわたり、これを実行しなかった。
- ④⑫ 貸付日昭和四八年八月二日貸付金額二一二万円の案件で、昭和六二年九月一日に債務者の実態調査と返済額の増額交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年七月三〇日まで一か月にわたり実行しなかった。
- ④⑬ 貸付日昭和五四年一月一九日貸付金額一、〇〇〇万円の案件で、昭和六二年九月八日に抵当権設定中の不動産の現況を調査し、競売申立

ての方向で管理することの指示を受けているにもかかわらず、Y17 支店長が離任した平成元年七月の時点までに実行しなかった。

- ④④ 貸付日昭和五四年九月五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年九月二日に保証人との交渉状況を管理依頼先の長崎支店に照会するとともに、継続交渉を依頼することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年四月六日まで六か月半にわたり実行しなかった。
- ④⑤ 貸付日昭和五一年四月九日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年九月二日に債務者と返済交渉を継続することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年五月六日まで七か月半にわたり実行しなかった。
- ④⑥ 貸付日昭和五四年八月一三日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年九月三〇日に債務者法人の代表者について宮崎支店へ管理依頼することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年二月二九日まで五か月にわたり実行しなかった。
- ④⑦ 貸付日昭和五八年七月一四日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年一〇月一二日に保証人に対し返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年一月二五日まで一年一か月余にわたり実行しなかった。
- ④⑧ 貸付日昭和五二年六月二三日貸付金額二三九万円の案件で、昭和六二年一二月一〇日に債務者について管理依頼先の福岡支店に状況照会するとともに、保証人の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六三年三月一七日まで、保証人については昭和六三年三月二四日まで、いずれも三か月半にわたり実行しなかった。
- ④⑨ 貸付日昭和五六年一月二〇日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年一二月一〇日に債務者及び保証人について実訪により実態調査することの指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六三年八月二五日まで八か月半、保証人については平成二年一月二五日まで二年一か月余にわたり、これを実行しなかった。
- ④⑩ 貸付日昭和五〇年五月一三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年一二月一日に債務者の実態調査と返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年五月一二日まで五か月にわたり実行しなかった。
- ④⑪ 貸付日昭和五二年一〇月一四日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年一二月一日に債務者及び保証人を実訪し、実態調査と返済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六三年七月二日まで約七か月、保証人については昭和六三年一月一五日まで一か月にわたり、これを実行しなかった。
- ④⑫ 貸付日昭和五八年七月一四日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年一二月一九日に保証人所有の不動産の評価と競売申立ての検討を

行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年一月二五日まで一か月余にわたり実行しなかった。

イ ア④、⑤、⑦ないし⑩、⑫ないし⑭、⑯及び⑰ないし⑳の各事例(一三例)においては、管理カード上上司から複数回実行指示を受けていること、同①、⑭、⑮及び⑰の各事例の指示内容は、その手続を遅延させてしまうと債権の保全、回収の機会を失うおそれのある法的手続の申立て(債権差押え、不動産競売、不動産仮差押えの申立て)であったにもかかわらず、その実行を遅延させていること(なお、同⑮の事例については、当初法的手続の指示があったが、指示の後保証人から支払猶予の申出があったため、右指示内容の実行は昭和六一年六月上旬まで延期させることとなったが、結局補助参加人 X12 が不動産仮差押えの申立て等の法的手続を実行したのは同年七月二二日になってからであるから、やはり法的手続の実行遅延の事例であると認められる。)、以上五二の事例における指示の不実行は、昭和六〇年四月から六二年一月までの約二年九か月の間に相次いで発生していることが認められる。

また、証拠によれば、昭和六一年六月一日の定期検照において、法的手続に関する指示の未着手の案件が九件あったことが認められる(ただし、うち一件は同①の事例である。)

以上に照らせば、右各事例は、補助参加人 X12 が事務処理に関する基本的な能力及び意欲に欠けていることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

ウ これに対し、被告及び補助参加人らは、ア①の事例につき、補助参加人 X12 が、昭和六〇年一月二八日、管理カード上で、当面債務者の履行を待つのが適当である旨の意見を提出しており、その意見は適切であったから、その後昭和六一年三月二六日に出された Y14 の指示は、補助参加人 X12 の右意見に反する不適切なものであった旨主張する。しかし、丙第二二号証によれば、右管理カード中昭和六〇年一月二〇日の欄に、補助参加人 X12 が保証人と面談した際、保証人は、町議報酬は全額他の債権者から差押えを受けているが、原告にも支払いたいの差押えをしてほしい旨要望したとの記載があること、Y14 は、その記載を前提に保証人の債権の差押えを指示していることが認められるから、Y14 の指示が不適切なものとはいえない。被告及び補助参加人らの右主張は採用できない。

エ なお、補助参加人らは、補助参加人 X12 以外の従業員が担当した案件につき、以下のとおり Y14 が不適切な指示等を行っている旨主張する。

(ア) 丙第二四号証の管理カードに係る案件につき、Y14 は昭和六〇年五月一六日に、死者に対する仮差押えの申立てという非常識な指示をしていること

(イ) 丙第二五号証の管理カードに係る、訴訟係属中に保証履行があつ

た案件につき、このような場合には当事者参加の申立てを行うべきなど、管理事務便覧に従った処理を行うべきところ、Y14 はその点の指示を怠っていること

しかし、(ア)の件については、右丙第二四号証によれば、Y14 は、死亡した債務者の所有していた不動産に対して仮差押えを行うことを指示したに過ぎず、仮差押え申立ての債務者を死者とすることを指示したものとまでは認められない。また、(イ)の件については、このような処理が延滞係担当者あるいは Y14 の業務上の懈怠であると評価すべきであるとしても、そのことで補助参加人 X12 の指示実行遅延や管理放置に関する前記認定が左右されるものではない。

補助参加人らの右主張は採用できない。

(8) 延滞係当時の管理放置について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五三年九月二九日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月一日から昭和六一年二月五日まで一〇か月の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五九年七月一七日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月四日から昭和六二年四月三日まで二年の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五〇年五月一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年六月一四日から昭和六一年一月二八日まで七か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五二年六月二三日貸付金額二三九万円の案件で、昭和六〇年八月一二日から昭和六一年九月一二日まで一年一か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五四年四月二五日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年八月一三日から昭和六一年三月二六日まで七か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五三年六月二〇日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月一七日から昭和六一年九月一日まで一〇か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五四年六月一一日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年十一月三〇日から昭和六一年九月一〇日まで九か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五五年一月二五日他貸付金額計一、〇〇〇万円の案件で、昭和六〇年一二月一七日から昭和六二年九月二一日まで一年九か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五五年二月二六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年二月四日から同年九月二六日まで七か月半の間、一切管理を行わなかった。

- ⑩ 貸付日昭和五〇年一〇月一三日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年二月一四日から同年八月一日まで六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五〇年五月一三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年三月一日から昭和六二年九月一八日まで一年六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五六年一月二〇日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六一年三月二六日から昭和六二年七月一日まで一年三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五五年二月八日他貸付金額計五五〇万円の案件で、昭和六一年四月二五日から昭和六二年五月二〇日まで一年一か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五四年四月一七日貸付金額一、〇〇〇万円の案件で、昭和六一年六月一七日から昭和六二年九月二五日まで一年三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五〇年一月二二日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年七月八日から昭和六二年六月一日まで一か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五六年一月二六日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年八月二五日から昭和六二年五月一九日まで約九か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五五年四月一〇日貸付金額一、五〇〇万円の案件で、昭和六一年九月一〇日から昭和六二年四月一四日まで七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑱ 貸付日昭和四九年七月九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月二二日から昭和六二年五月二五日まで七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五三年九月一三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月一七日から昭和六二年八月一七日まで八か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑳ 貸付日昭和四九年一月五日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年三月二五日から同年九月二九日まで六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五二年七月二六日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年五月二〇日から同年十一月一二日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五一年四月九日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年五月二九日から昭和六三年四月六日まで一〇か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五三年五月一五日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六

二年六月二日から昭和六三年八月一九日まで一年二か月の間、一切管理を行わなかった。

②④ 貸付日昭和五八年六月二〇日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年七月一七日から昭和六三年三月二九日まで八か月半の間、一切管理を行わなかった。

②⑤ 貸付日昭和五四年九月五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年七月二〇日から昭和六三年四月六日まで八か月半の間、一切管理を行わなかった。

②⑥ 貸付日昭和五四年二月二〇日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年八月一〇日から昭和六三年三月二九日まで七か月半の間、一切管理を行わなかった。

②⑦ 貸付日昭和五九年一〇月二九日貸付金額二八〇万円の案件で、昭和六二年九月二一日から昭和六三年四月六日まで六か月半の間、一切管理を行わなかった。

②⑧ 貸付日昭和六〇年二月二七日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年一〇月二九日から昭和六三年四月六日まで五か月の間、一切管理を行わなかった。

②⑨ 貸付日昭和五七年五月二六日貸付金額三〇万円の案件で、昭和六二年十一月二六日から昭和六三年七月二七日まで八か月の間、一切管理を行わなかった。

イ そこで検討するに、約二年八か月の間(管理放置の始期を基準とする。)に二九件について管理放置が認められ、期間がいずれも五か月以上であり、うち八件は一年以上に及んでいるのであって、これら各事例に合理的な理由があったことを認めるに足る証拠がないことからすると、右各事例は補助参加人 X12 の事務処理に問題があったことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(9) 選別区分の見直し作業について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 原告においては、昭和六二年、それまでの延滞口債権の選別区分を見直して新しい基準で延滞口債権の選別区分を行うことにし、佐世保支店においても、延滞係のミーティング等により、昭和六二年九月末までに作業を完了させるとの前提で処理計画を決定した。

(イ) この作業の遂行に関し、昭和六二年五月末では、同係のもう一名の後輩職員である Z13 は、その担当件数二一七件のうち一一三件完了、進ちよく率五二・一パーセントに達していたのに対して、補助参加人 X12 は、担当件数二二七件のうち七九件しか完了しておらず、進ちよく率は三四・八パーセントに過ぎなかった。同様に、同年六月末においては、Z13 の進ちよく率五五・三パーセントに対し、補助参加人 X12 のそれは三七・七パーセント、同年七月末においても、Z13 の進ちよく率五九・〇パーセントに対し、補助参加人 X12 のそ

れは四六・一パーセントであった。

イ 右の事実は、補助参加人 X12 が事務処理能力が劣ることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

補助参加人 X12 は、その陳述書において、選別区分の見直しに関しては、延滞係と Y15 課長との間では、必ず実訪して債務者らの実態を正確に調査した上で選別を行い、安易に継続口には選別しないことを最重点に置くとの確認がされており、処理をできるだけ早く行うとか九月末には見直し作業を完了させることには重点は置かれていなかった旨陳述する。しかし、前記認定のとおり補助参加人 X12 の作業の進捗率は同じ延滞係の Z13 のそれに比べて低いものであったことに照らすと、補助参加人 X12 の右陳述をもってしても右判断を左右するに足りない。

(10) 出張命令簿の作成について

ア 証拠によれば、補助参加人 X12 は、延滞口の債務者及び保証人を実訪するため昭和六〇年五月一六日から同月一七日までの一泊二日で長崎県松浦市北松浦郡へ出張する予定になっていたこと、原告では、出張命令を受けるため事前に職員が旅行命令簿を作成して課長を通して支店長に提出することになっており、その作成要領は、実訪先の名称、所在地、貸付番号等を列挙することとされており、このことは、出張命令を受けるための基本的かつ初歩的なことで、原告の職員であれば当然のこととして行っていること、これに対し補助参加人 X12 は、出張前日の昭和六〇年五月一五日、旅行命令簿に単に「松浦市、北松浦郡」と記入したのみで Y14 課長に提出してきたことが認められる。

イ しかし、証拠によれば、審査係においては出張に際して必ずしも行き先、件数等を具体的に記入しない運用であったこと、補助参加人 X12 が延滞係を担当したのは、この件のあった直前の昭和六〇年四月からであり、かつ、補助参加人 X12 には、それ以前は同係を担当した経験がほとんどなかったことが認められるから、この件で指導を受けた後にも同様の記入不備が見られたとの事実が認められるのであれば格別、そうでない以上、この件をもって補助参加人 X12 が職員として基本的な事務手続すら処理できない状態であったとまでは認めることはできない。

よって、アの事実をもって、補助参加人 X12 の人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

(11) 勉強会への取組み意欲の欠如について

ア 証拠によれば、佐世保支店管理課では、未入金係及び延滞係の職員で輪番制により講師を担当して、課の勉強会を月一回行っており、昭和六一年四月二四日は、補助参加人 X12 を講師とする貸金債権の消滅時効をテーマに勉強会を行うことになっていたこと、Y14 課長は、補助参加人 X12 に対して、貸金債権の消滅時効とその中断方法についてわかり易くまとめたペーパーを作成して説明するよう指示していたこと、これ

に対し補助参加人 X12 は、勉強会の席上、原告が職員に配布されているマニュアルである「管理事務の基礎知識」から時効に関する部分を単純にコピーしたものを配り、それを読み上げるだけの説明に終始したこと、同様の勉強会において講師となった他の職員は、自ら手書きで整理したメモを準備するなどしていたことが認められる。

イ 右認定の事実からすると、補助参加人 X12 は、勉強会の講師として期待された役割を十分果たすところがなかったとともに、この点に関する上司の指示に対して適切に対応していなかったことが認められ、人事考課上低く評価する根拠となる。

(12) 事務上の過誤について

証拠によれば、補助参加人 X12 は、昭和六一年七月二八日、原告が提起した貸金請求訴訟の費用を仮払金として出金したが、その仮払金の出金の記録を管理カードの仮払金明細欄に記載することを失念していたことが認められる。

しかし、この事実のみによって、補助参加人 X12 が事務上の過誤を繰り返していたことまでは認められず、人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

(13) 支店業務への非協力等及び上司に対する補佐等について

原告は、佐世保支店では、支店全体で月一回実施する業務懇談会、各課のミーティングなどの各種会議を開催しており、そういう機会には、副調査役である補助参加人 X12 には、支店全体あるいは課における業務の推進について、積極的に提言や発言を行うことが期待されるどころ、補助参加人 X12 にはそうした積極的な取組み姿勢はみられず、建設的な提言や発言はなかった。また、同様に、補助参加人 X12 には、上司の補佐や後輩職員に対する指導が求められていたが、補助参加人 X12 にはそのような姿勢がみられなかった旨主張する。

しかし、原告における他の職員がそのような取組みないし補佐及び指導をどの程度行っていたかを含めて具体的事実が明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠となるということとはできない。

(14) マーケティングの指示不実行について

証拠によれば、Y14 課長は、昭和六〇年八月一九日、補助参加人 X12 に対し、同課長の出張中である八月二〇日から同月二三日までの間に、マーケティング活動の一環として顧客への実訪を一〇件ほど行うことを指示したが、補助参加人 X12 は、このうち二件しか行わなかったことが認められる。この事実は、補助参加人 X12 が業務に対する積極性に欠けるなど、人事考課上低く評価する根拠となる。

この点、補助参加人 X12 は、その陳述書において、担当件数が処理能力の限界を超えている状態にあったのであるから、マーケティングを行う旨の指示は適切なものではなかった旨陳述するが、証拠によれば、補助参加人 X12 は、Y14 の指示に対して異議を唱えることなく承諾し、その上

で指示事項を遂行していないことが認められるから、右陳述は採用することができない。

(二) 結論

- (1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X12 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(四))は、月間処理計画・実績表提出を遅延させたこと、出張命令簿の作成がずさんであったこと、事務上の過誤、支店業務について非協力的であったこと及び上司、後輩に対する補佐等に欠けていたことの各事実を除いては、いずれも理由があるものと認められる。
- (2) 次に、右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X12 及びその同期中位者の格付は、同期者である補助参加人 X18 に関する3、(二)、(2)と同一であると認められる。
- (3) そこで検討するに、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X12 の勤務状況等は、事務処理に当たってずさんであり、事務処理能力も劣っているのであり、このことに照らせば、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X12 の格付は不当に低いとは認め難いから、原告が補助参加人 X12 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。

5 補助参加人 X15 について

- (一) 補助参加人 X15 は、昭和五八年三月から熊谷支店に勤務し、昭和六〇年三月までは延滞係、同年四月以降は審査係としてそれぞれ勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X15 の勤務状況等につき、第三、一、5、(五)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 延滞係当時の指示実行遅延について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五四年一二月二一日、貸付金額一二〇万円、延滞口編入日昭和五六年三月三一日の案件で、昭和五九年当時居所不明であったが、債務者の母親を実訪したところ、その居所が判明した。そこで、昭和五九年五月九日、支店は補助参加人 X15 に対し、債務者の住所地への電話連絡や実訪を行い、支払を督促するよう指示した。しかし、補助参加人 X15 はこれを約一〇か月間放置し、昭和六〇年三月に担当替えになるまで実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五六年一二月二二日、貸付金額三五〇万円、延滞口編入日昭和五八年三月三一日の案件で、債務者は有限会社であり、代表者のほかに保証人が一名いたところ、支店は補助参加人 X15 に対して昭和五九年一月五日、代表者以外のもう一名の保証人の居所を調査把握して回収交渉を進めるよう指示した。しかし、補助参加人 X15 はこれを一年以上放置して、昭和六〇年三月に担当替えになるまで実行しなかった。

- ③ 貸付日昭和五一年一月一七日、貸付金額三二〇万円、延滞口編入日昭和五八年一月三〇日の案件で、支店は昭和五九年七月三十一日、補助参加人 X15 に対して債務者の住所を照会し、保証人一名との交渉を行うよう指示した。しかし、補助参加人 X15 はこれを約八か月間放置して、昭和六〇年三月に担当替えになるまで実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和四九年五月二〇日、貸付金額二三〇万円、延滞口編入日昭和五〇年五月三十一日の案件で、支店は昭和五八年一二月二六日、補助参加人 X15 に対して債務者に係る不動産調査を行うよう指示した。また、昭和五九年七月三十一日には債務者の実態調査を行うよう指示した。しかし、補助参加人 X15 は、前者の指示については一年以上放置した後、昭和六〇年一月三〇日ようやく実行し、後者の指示については昭和六〇年三月まで放置した。
- ⑤ 貸付日昭和五〇年一二月一九日、貸付金額二〇〇万円、延滞口編入日昭和五一年六月三〇日の案件で、債務者は有限会社であり、代表者以外の保証人が亡くなった父親の不動産を共同相続しており、この相続分の差押えを行うに当たり相続の代位登記手続が必要なため、支店は昭和五九年七月一三日、補助参加人 X15 に対し顧問弁護士に事件委任をするよう指示した。しかし、補助参加人 X15 は約半年を経過した昭和六〇年一月三十一日まで放置した。
- ⑥ 貸付日昭和五四年一二月二一日、貸付金額二〇〇万円、延滞口編入日昭和五八年六月三〇日の案件で、支店は債権の保全を図るため債務者所有の不動産の仮差押えを行うよう、昭和五九年六月二二日に指示していたが、補助参加人 X15 はこれを放置した。その後、八か月以上経過した昭和六〇年三月八日に至りようやく仮差押えの手続に着手した。しかし、この間に当該不動産につき別債権者が申し立てていた競売手続が進行しており、配当要求に間に合わない結果となった。

イ 右認定によれば、補助参加人 X15 は約七か月の間(指示のあった日を基準とする。)に六件の案件について指示の実行を遅延させ、期間はいずれも六か月以上、しかも大半が八か月以上となっており、これら各事例に合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠がないことからすると、これらの事例は、人事考課上低く評価する根拠となる。

(2) 債務者交渉等での不手際について

ア 証拠によれば、補助参加人 X15 が、債務者交渉、面接調査に際して、案件の解決のために必要な交渉等を十分に行わないまま、上司である Y18 課長に対して交渉等の場への同席を求めてくることがあったため、同課長が補助参加人 X15 に対して、担当者として逃げ腰にならずやるべき範囲のことはきちんと処理するように、三度(昭和六〇年一月三十一日、同年二月一九日、同年三月五日)にわたって指導したことが認められる。

イ 右の事実は、補助参加人 X15 の事務処理がずさんであり、責任感が

欠如していることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(3) 審査係当時の事務上の過誤について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 既に栃木県内の公庫佐野支店から融資を受けていた理容業者が、店舗改装資金として一七〇万円の追加融資を申し込んできた環衛公庫の融資案件で、業務区域等に関する特例規程第四条により、佐野支店との重複貸付けはできないため、熊谷支店への移管受けを条件として融資すべきなのに、これを看過して融資するとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X15 は昭和六〇年五月四日に注意・指導を受けた。
- ② ガソリンスタンドを経営する業者が設備購入資金として融資を申し込んできた案件で、九〇〇万円を基準金利で貸し付ける場合には融資金の使途確認の手続が必要でないにもかかわらず、必要であるとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X15 は昭和六〇年五月二五日に注意・指導を受けた。
- ③ 寿司店経営者が買掛金決済・仕入資金のために普通貸付け三〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、申込者が環衛公庫の融資を既に受けている分について、別法人である原告の貸付金でもって右環衛貸付分を決済処理(現貸決済)することはできないにもかかわらずこれを看過し、今回の普通貸付けで決済するとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X15 は昭和六〇年四月一二日に注意・指導を受けた。
- ④ ゴム部品加工業者が土地、工場の購入資金として一、七〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、返済期間が一〇年を超える設備資金については貸付けに関する支店長権限を越えるため、本店の承認が必要であり、事前に貸付承認申請書を作成しなければならないのに、これを看過して支店長決裁だけで貸し付けるとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X15 は昭和六〇年五月二二日に注意・指導を受けた。
- ⑤ 右と同一案件において、申込人が購入予定の土地は地目が田となっており、農地は農地法により処分に制約があるため、公庫がこれに担保権を設定する場合には原則として地目を宅地に変更することが必要であり、そのため、地目変更が可能かどうか、その時期はいつになるのかの調査・検討が必要になるのに、これをしないまま融資するとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X15 は昭和六〇年五月二二日に注意・指導を受けた。
- ⑥ 車輛部品製造業者が工場の増築のため一、〇〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、土地・建物に抵当権を設定するという場合において、本件土地については先順位の抵当権が設定されているため担保余力は皆無であり、建物によってはじめて担保余力が生じることになる

ため、建物の火災保険について質権を設定する必要がある。したがって、その点について検討する必要があるにもかかわらずこれを怠り、融資するとの意見を出してきた。この件において、補助参加人 X15 は昭和六〇年九月一〇日に注意・指導を受けた。

⑦ 割烹店の経営者が仕入資金等として五〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、申込者は法人であるが、その代表者は別法人(有限会社)の代表者でもあった。本件は、この別法人の所有する物件に根抵当権を設定して貸付けを行うケースであり、このように、融資の対象法人と担保を提供する別法人の代表者が同一の場合は、利益相反行為となるため、当該別法人の社員総会決議が必要となる。それにもかかわらず、同決議書の徴求を看過した。この件について、補助参加人 X15 は昭和六〇年一〇月八日に注意・指導を受けた。

⑧ 融資申込者の既融資案件における返済振りがよくない場合にあっては、審管連絡票により、管理部門の意見を徴求して融資判断の重要な資料とすべきものとされているのに、これを怠った。補助参加人 X15 は、昭和六〇年一〇月一七日、同月二六日、昭和六一年三月一七日(二件)、同月三十一日、同年六月三〇日及び昭和六二年三月四日、このような同様の誤りについて注意・指導を受けた。

そのうち、昭和六一年三月一七日に注意・指導を受けた事例は、クリーニング業者が機械購入資金として八〇〇万円の融資を申し込んできたが、既往取引の返済に問題があるにもかかわらず、所定の審管連絡票の作成を怠ったものである。

また、同年三月三十一日に注意・指導を受けた事例は、食堂経営者が車輛購入資金として三〇〇万円の融資を申し込んできたが、やはり、保証人予定者の既往取引の返済状況が良くないため審管連絡票を作成すべきであるのに、これを怠ったものである。

⑨ 最近の決算で赤字を計上していたり、自己資本がマイナスの企業については、融資の判断に際して慎重な審査をすべきであるとされており、面接調査及び実地調査を行うことを原則とするにもかかわらず、これを怠った。補助参加人 X15 は、昭和六一年二月一七日、同年二月二五日(二件)、同年三月五日(二件)、同年四月七日、同年五月六日及び同年六月三日、このような過誤について注意・指導を受けた。

そのうち、昭和六一年二月二五日に注意・指導を受けた事例の一つは、婦人服小売業者が買掛金の決済資金として三〇〇万円の融資を申し込んできたが、最近の決算で大幅な欠損を出しており、資金繰りが厳しい状況にあったため、慎重な審査を行うべきであり、原則として実地調査をするか、これを省略する場合には省略理由を明確にして意見具申すべきであるにもかかわらず、実地調査もせず、省略理由の意見具申もなかったものである。

⑩ 申込企業の最近の決算が赤字であったり、自己資本がマイナスの場

合について、保証額(既往貸付けの保証額を含む。)が八〇〇万円を超えるときは、保証人予定者に対して実地調査や不動産登記簿謄本による保証能力の調査を行い、さらに保証意思の確認は電話や面接で直接行うなどの慎重な調査を行うべきものとされているのに、これを看過した。補助参加人 X15 は、昭和六一年二月三日、昭和六二年四月二一日及び同年七月二二日、このような同様の過誤に関し指導・注意を受けた。

そのうち、昭和六二年四月二一日に注意・指導を受けた事例は、電気工事業者が諸経費支払のため四〇〇万円の融資を申し込んできたが、取引先の倒産により不良債権が発生して資金繰りが苦しくなっており、最近の決算は赤字に陥っていた。そのため、保証額が既往分も含めると八〇〇万円を超えることになる本件では、保証人予定者について慎重な審査を行うべきであるにもかかわらず、これを怠ったものである。

⑪ 自動車板金業者が、営業用地として農地(田)を購入するため二、〇〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、農地に関しては農地法五条による取得制限があるため、転用許可が得られるか否か、その時期はいつかの調査が当然に必要となるのにこれを怠った。この件について、補助参加人 X15 は昭和六一年三月一四日に注意・指導を受けた。

⑫ 環衛公庫の融資残がある日本料理店の経営者から買掛金決済の資金として二〇〇万円の融資申込みがあった案件で、別法人である原告の普通貸付金で右環衛公庫の残金を決済(現貸決済)することはできないにもかかわらず、決済して融資する旨の意見を出した。この件について、補助参加人 X15 は昭和六一年五月一日に注意・指導を受けた。

同様の事例は昭和六二年九月三日にもあり、注意・指導を受けた。

⑬ 既往取引が三口ある総合食料品小売業者から商品仕入れ、買掛金決済として五〇〇万円の融資申込みがあった案件で、申込人は、既往貸付残高を今回貸付けの一部で決済(現貸決済)することを予定しているため、既往取引照会票で決済の対象となる既往債権の確認をすべきところ、三口存するのに二口として誤って表示した。この件について、補助参加人 X15 は昭和六一年五月一五日に注意・指導を受けた。

⑭ 普通貸付けにおける貸付期間が運転資金にあっては七年、設備資金にあっては一〇年を超える場合には、支店長に決裁権限がなく、本店承認を必要とするのにこれを看過した。この件について、補助参加人 X15 は昭和六一年七月七日に注意・指導を受けた。昭和六二年二月九日、同年一〇月二日にも同様の誤りにより注意・指導を受けた。

そのうち、昭和六一年七月七日に注意・指導を受けた事例は、個人経営から法人成りした管工事業者が諸経費支払のため一、二〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、八年四か月の返済期間を設定しているため本店承認が必要であるのに、これを看過したものである。

- ⑮ 右と同一の事案で、既に個人で融資を受けていた管工事業者が法人成りして新たに法人名義で融資を申し込んできた案件であるため、根抵当権の設定に際して既往の個人債権についても被担保債権の範囲とするよう手続を講じるべきなのにこれを怠った。この件について、補助参加人 X15 は同じ昭和六一年七月七日に注意・指導を受けた。
- ⑯ 電設資材販売業者が、特別貸付けの一つである従業員独立開業資金貸付けとして四〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、同貸付けにおいては、設備資金は一三年、運転資金は五年、設備と運転資金の併用なら一三年の貸付けが可能であるのに、普通貸付け(一般貸付け)の基準である設備資金一〇年、運転資金五年(設備・運転資金の併用の場合は按分比例)を適用した。この件について、補助参加人 X15 は昭和六一年四月二八日に注意・指導を受けた。
- ⑰ 美容業者が美容器具等の購入資金として八〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、環衛公庫の振興事業施設貸付けの対象業種を誤り、美容業は貸付対象でないのに振興事業施設貸付けの対象となとした。この件について、補助参加人 X15 は昭和六一年一〇月二一日に注意・指導を受けた。
- ⑱ 補助参加人 X15 は、融資規程を確認して処理しなかったため貸付利率の適用を誤り、昭和六一年八月一三日、同年一〇月三〇日、同年十一月一三日、同六二年四月八日、同年一〇月二九日、同月三〇日に注意・指導を受けた。
- このうち、昭和六一年一〇月三〇日に注意・指導を受けた事例は、スナック経営者が太陽熱利用冷温熱装置の購入資金として一三〇万円の融資を申し込んできた案件で、右装置に関する貸付金の利率は年六・三パーセントのところ、誤って年六・三五パーセントを適用するとの意見を出してきたものである。
- ⑲ 農地(現況宅地)に抵当権を設定する場合には、地目を宅地に変更することを原則としているのにこれを怠った。この件について、補助参加人 X15 は昭和六〇年九月九日に注意・指導を受けた。その後昭和六二年一二月一六日にも同様の誤りをした。
- このうち、昭和六二年一二月一六日に注意・指導を受けた事例は、建築業者が資材仕入れ、諸経費支払資金のため二、五〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、市街化調整区域内の畑(現況宅地)に抵当権を設定して貸し付けるというもので、この場合原則として地目を宅地に変更させた上で抵当権を設定することになっているのに、その検討を怠ったものである。
- ⑳ 甘栗製造小売業者が設備資金(車輛、甘栗焼成機購入)二四〇万円と運転資金(買掛金決済、仕入れ)一一〇万円を申し込んできた案件で、甘栗製造小売業の設備資金二四〇万円については、生鮮食料品等小売業近代化資金貸付け(食品貸付け)として取り扱うべきところを、普通

貸付け(一般貸付け)で取り扱う旨の意見を出してきた。このように、公庫の貸付けは、業種によって貸付けの種類が異なることがあるため慎重な認定が必要なのにこれを怠ったため、業種の認定を誤ったものである。この件について、補助参加人 X15 は昭和六二年四月一六日に注意・指導を受けた。

⑳ 貴金属小売業者から買掛金の決済、店舗改装資金として三五〇万円の融資を申し込んできた案件で、保証人として予定している申込人の同居の夫が公庫の既融資債務の返済を常習的に遅滞させている案件であるため、審管連絡票を作成して管理部門の意見を求めるなど慎重な審査が必要なところ、これを怠り、審管連絡票を作成せず、管理部門の意見も徴求しなかった。そのため管理部門で把握していた重大な事実を看過し、申込人の貴金属小売業の今後の営業状況に大きく影響してくる夫の状況(洋品小売業の営業状況及び貴金属小売に手を出し資金繰りが狂ったこと等)や申込人と夫の営業が混在しているか否かの実態を把握するというもしないまま融資する旨の意見を具申してきた。この件について、補助参加人 X15 は昭和六二年二月七日に注意・指導を受けた。

㉑ 飲食業者が店舗内装工事資金として五〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、抵当権を設定する土地の上に未登記の建物(居宅)があるため、同建物に保存登記をさせ土地とともに抵当権を設定すべきであるのに、これを怠った。この件について、補助参加人 X15 は昭和六一年八月六日に注意・指導を受けた。

イ 右認定の事実、殊に、ア⑧、⑨、⑩、⑫の各事例中の注意・指導は複数回にわたっていること、さらには、同③及び⑫の各事例、同④及び⑭の各事例、同⑤及び⑰の各事例は同様あるいは同種の過誤であることに照らすと、補助参加人 X15 は同様あるいは同種の過誤を複数回繰り返していたことが認められる。

このように、補助参加人 X15 は、昭和六〇年四月から昭和六二年一二月までの約三年間にわたり、審査事務上の過誤について上司から度々注意・指導を受け、かつ、過誤の種類によっては、いったん注意・指導を受けているにもかかわらず、過誤を繰り返しているのであって、このことは、補助参加人 X15 が事務処理上の基本的能力や知識に欠け、信頼性に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

ウ これに対し、被告は、前記の事例中には問題事例とはいえないものがあるとし、具体的には、取引支店の一本化は融資の可決後に行っても実害はなく、本件は指示のとおり決定後に移管することになり、補助参加人 X15 もこれを了解していたこと(ア①)、使途確認の手續の要否の基準となる融資額は、面接後の昭和六〇年六月一七日付けの改正で支店に通知があったこと(同②)、別法人の環衛貸付残高を原告の普通貸付けで決済できないという規程上の明文はないこと(同③)、貸付期間が一〇年

を超える場合の本店の事前決裁は、後に融資後に行うことで差し支えないとされたこと(同④及び⑭)、甘栗がこの特別貸付けの対象食品にあたるか否かについては支店では把握し難いこと(同⑳)、注意・指導を受けた後、補助参加人 X15 が指示に基づき登記、入担可能か問い合わせたが、申込人は有価証券の売却で用が足り、申込みを取り下げってしまったこと(同㉒)、太陽熱利用装置に利率年六・三パーセントを適用すべきものは特定の機器に限られており、不明の場合は本店に問い合わせるように規定されていること(同⑱)、一〇年以下の貸付けであり、結果的に利率に差の出るケースではなかったこと(同⑯)を挙げる。

しかし、結果的に相違が出ないとか、後の事情により問題が生じなかったというに過ぎず、補助参加人 X15 の事務上の過誤が正当化される事情とはならないし、前記各証拠によれば、いずれの事案においても、連絡票(いわゆる投げ返し票)の指導に対する回答欄において、補助参加人 X15 は、指導の内容に反駁するなどしておらず、かえって自らの過誤を認めて事務処理を補正・改善していたことが認められる。

被告の右主張は理由がない。

(4) 審査係当時の審査事務の遅延について

ア 証拠によれば、補助参加人 X15 は、割り振られた審査案件につき、熊谷支店が警告ラインとして設定している一〇件を超える未処理案件を抱えることが度々あったこと、そのために、融資申込者から「急いでいるのにどうなっているのか。」との苦情を含んだ照会が度々あったこと、補助参加人 X15 の上司である課長は、補助参加人 X15 が右警告ラインを超えて審査案件をため込んでいる場合には、審査の整理・促進を図るように指導するほか、配布件数を減らす、整理日を設けて当日は案件を配布しないで案件の処理に専念させる、残業によって賄うなどの対策を講じたり、融資課長や次長の立会いの下に、補助参加人 X15 から滞留案件について個別に遅れている理由を聞き、処理の仕方を指導するという方策も採ったことが認められる。

イ 以上のとおり、補助参加人 X15 は、審査案件の事務処理を行うに当たって処理が遅く、しかも、上司からの指導があってもなお処理を滞留させることが多かったから、このことは、補助参加人 X15 が事務処理能力に劣り、職務に対する意欲に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

なお、ア掲記の各証拠によれば、熊谷支店においては、審査担当者に対して一日当たり平均三件程度の申し込み案件を配布していたことが認められるが、これが審査担当者にとって過重な労働を強いていたことを認めるに足りる証拠はない。確かに、証拠によれば、昭和四九年五月に行われた衆議院大蔵委員会において、原告の当時の総裁である Y102 は、同委員会委員から、審査事務に関し、一日平均三件の処理をしていること、一件につき三時間の処理時間を要することを前提として質問を受け

ていることが認められるが、一方で、これに対する同総裁の答弁の趣旨は、いわゆる持ち帰り労働に関する実態の調査を鋭意行うとのことであり、同委員の持ち出した数字(一日に三件、一件につき三時間)自体を肯定するものではないと認められるから、審査事務において一日当たり平均三件程度の案件を配布することが過重な労働に当たることを同総裁が肯定したとまでは認められない。

(5) 審査係当時の応接態度について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 申込人は損害保険代理業の新規開業のため開業資金の融資を申し込んできた案件で、昭和六〇年四月一二日支店において補助参加人 X15 が面接し、同月一六日融資できない旨通知した。その直後の同月一八日右申込人が来店したので、Y18 課長が応対すると、申込人は、面接を担当した X15 職員について、応対が不親切で話をよく聞いてくれなかった、態度が横柄で高圧的である、といった抗議をした。

(イ) 申込人は住宅建築工事業で、太陽熱機器類の販売、設置工事を始めるため仕入資金の融資を申し込んできた案件で、昭和六〇年五月一七日補助参加人 X15 が支店において面接した。ところが、同月二七日に Y18 課長が補充調査のため申込人に電話したところ、補助参加人 X15 の態度について、調査が警察の取調べのように高圧的であり、態度が極めて横柄で悪いとの抗議がされ、「公庫は国の機関だから一度は利用したいと思って申し込んだけれども、今後一切利用したくない。」と断わられた。Y18 課長は補助参加人 X15 に注意し、更に同日審査担当者の臨時のミーティングを行い、右事例を説明して、職員の応接態度の悪さがひいては公庫のイメージダウンにつながることを注意・指導した。

(ウ) ラーメン店を新規に開業するという必要資金の融資を申し込んできた案件で、昭和六一年六月二三日に補助参加人 X15 が支店で面接した。同月二六日に融資を否決として通知したところ、同月二八日申込人が来店したので Y19 課長が応対した。

席上申込人から、融資を受けられないのはやむを得ないが、担当の X15 職員の態度は許せない、X15 職員の調査は、警察の取調べのように高圧的でまるで申込人が悪いことでもしたかのような口調である、態度が横柄であり、申込人を馬鹿にしている、との激しい抗議があった。

イ 右認定に係る補助参加人 X15 の応接態度は、融資申込者から後に苦情が出るようなものである上、それが複数回あったことが認められ、人事考課上低く評価する根拠となる。

(6) 指導力の欠如及び業務推進の消極性について

原告は、補助参加人 X15 には、後輩職員の指導、上司に対する積極的

な補佐がみられず、また、支店の業務推進に積極性がみられなかった旨主張する。

しかし、原告における他の職員がそのような指導、補佐、提言等をどの程度行っていたかを含めて具体的事実が明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠となるということとはできない。

(二) 結論

- (1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X15 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(五))は、指導力の欠如等の事実を除いては、いずれも理由がある。
- (2) 右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X15 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、補助参加人 X15 は、同期者五三名中下から三番目に位置付けられていたことが認められる。
- (3) そこで検討するに、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X15 の勤務状況等は、事務処理能力が劣り、職務に対する意欲に欠けるなどであり、このことに照らせば、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X15 の格付は不当に低いとは認め難いから、原告が補助参加人 X15 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。
- (4) なお、補助参加人らは、補助参加人 X15 と同時期に熊谷支店未入金係に在籍していた Z113 職員に関し、不適切な事務処理があったにもかかわらず、後に同人は調査役に昇進しているとして、補助参加人 X15 の処遇との不均衡を指摘する。しかし、仮に Z113 に不適切な事務処理があり、それが補助参加人 X15 の事務処理状況と同じかそれ以下であったとしても、Z113 の処遇の当否が問題となることはさておき、それゆえに補助参加人 X15 の格付が不当に低いということにはならないから、右主張は理由がない。

また、補助参加人らは、補助参加人 X15 の勤務状況の劣悪さについて労働委員会審問において供述した Y19 にあっても、同人が審査担当者であったときに、原告の事務処理規程どおりに処理していない場合があったとし、その例として乙五六二号証の調査票の事例を挙げる。しかし、同号証のみによっては、同事例が事務処理規程どおりに処理が行われていなかったことは認められず、かえって、乙一四一一号証(Y19 の審問調書)によれば、この事例に関する調査票については、乙五六二号証として提出のあった部分以外に記事があり、それを併せて同号証の記事を検討すれば、その処理に問題がないと考えられる余地があることが認められる。したがって、補助参加人らの右主張は採用できない。

6 補助参加人 X17 について

- (一) 補助参加人 X17 は、昭和五七年三月から水戸支店に勤務し、延滞係として勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X17 の勤務状況等

につき、第三、一、5、(六)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 指示実行遅延について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五四年三月一五日ほか貸付金額計八〇〇万円の案件で、昭和五九年十一月一日、保証人所有の不動産調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年五月一六日まで約六か月半にわたり実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五三年六月二九日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和五九年十二月九日、債務者法人代表者について、管理依頼を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年二月二一日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五五年一月二一日ほか貸付金額計一、六〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月三〇日、保証人に対し連帯保証責任を追及することの指示を受けているにもかかわらず、同年五月一四日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五七年四月一五日貸付金額五五〇万円の案件で、昭和六〇年二月五日、保証人を実訪することの指示を受けているにもかかわらず、同年六月二五日まで約四か月半にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五三年四月二一日貸付金額一六〇万円の案件で、昭和六〇年三月二七日、保証人を実訪することの指示を受けているにもかかわらず、同年五月一六日まで約一か月半にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五三年四月二七日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月一六日、保証人に対し弁済の増額交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月一二日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五六年十一月二八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年十一月二一日、債務者について、管理依頼を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年一月二九日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五三年六月二九日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年十一月二七日、保証人の住所照会を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年一月一七日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五七年六月二九日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年三月二四日、債務者法人代表者について、管理依頼を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年五月二二日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五三年十二月一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年三月二四日、債務者について、管理依頼を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年六月一二日まで約二か月半にわたり実行

しなかった。

- ⑪ 貸付日昭和五三年七月一七日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年三月一九日、保証人について管理依頼を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年七月一四日まで約四か月にわたり実行しなかった。
- ⑫ 貸付日昭和六〇年一二月三〇日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年六月二日、保証人と交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年七月一六日まで一か月半にわたり実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五七年七月一九日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六二年六月三〇日、債務者及び保証人の動産執行を申し立てることの指示を受けているにもかかわらず、同年八月二五日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五二年二月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三〇日、債務者の相続人を調査することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年二月二六日まで約七か月にわたり実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五五年一二月二三日ほか貸付金額計七〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三十一日、保証人所有の不動産の換価価値を検討することの指示を受けているにもかかわらず、平成元年二月一日まで約一年六か月にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和六〇年一二月三〇日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年八月一二日、保証人の亡父の相続関係を調査することの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月一日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑰ 貸付日昭和六一年一月一三日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年八月一三日、債務者法人の代表者所有の不動産について、仮差押えを行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月二六日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五二年一月五日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年八月二日、保証人所有の不動産の調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月一二日まで約二か月にわたり実行しなかった。

イ ア①、⑭及び⑮については実行に至るまでの期間が長く、遅延について合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠がないから、人事考課上低く評価する根拠となるが、その余の事例については実行に至るまでの期間がさほど長くなく、そう頻繁に繰り返されているわけでもないから、補助参加人 X17 の事務処理に問題があったことの表れとなるとまではいえない。

(2) 管理放置について

ア 証拠によれば、補助参加人 X17 の管理放置につき、次の事実が認め

られる。

- ① 貸付日昭和五六年一二月二四日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年二月二五日から同年六月一三日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五七年四月一二日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六〇年三月一二日から同年六月二一日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五二年六月二〇日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二日から同年八月二九日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五三年五月二五日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六〇年四月一二日から同年七月一五日まで約三か月、昭和六〇年七月一五日から同年一〇月二五日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五四年九月一三日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二五日から同年七月二九日まで約三か月の間、昭和六〇年一月一日から昭和六一年三月四日まで約四か月の間、昭和六一年一月二二日から昭和六二年二月一〇日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五六年一月二〇日貸付金額一、〇〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一四日から同年九月一七日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五三年三月三一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年六月一〇日から同年一〇月一八日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五五年一月二五日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六一年二月一〇日から同年九月一一日まで約七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五七年七月一九日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六一年六月六日から同年一〇月二九日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五一年八月一二日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六一年六月七日から同年一〇月一六日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五五年一月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年六月一八日から同年一二月一二日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五六年一二月二五日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月一五日から昭和六二年二月一〇日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。

- ⑬ 貸付日昭和五五年一二月二三日ほか貸付金額計七〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月二日から昭和六二年四月一〇日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五四年九月一三日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年三月七日から同年七月二四日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五七年七月一九日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六二年三月二五日から同年六月三〇日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五一年八月一二日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六二年三月二七日から同年七月九日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五五年一二月二三日ほか貸付金額計七〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三一日から同年十一月二〇日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五五年一月一八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年八月五日から同年十一月一九日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五三年五月二二日ほか貸付金額計四八〇万円の案件で、昭和六二年一二月三〇日から昭和六三年五月一九日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。

イ ア③、⑧、⑨、⑪については管理を放置していた期間が五か月以上となっており、そのことに合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠がないので、人事考課上低く評価する根拠となるが、その余の事例については期間がさほど長くなく、その遅延によって当該案件の事務処理にどの程度の悪影響を及ぼしたのか明らかでないから、これらの事例があったからといって、補助参加人 X17 の事務処理に問題があったことの表れとなるとまではいえず、これらの事実をもって補助参加人 X17 の人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

(3) 知識・能力について

ア 時効の期日管理放置について

証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 時効の期日管理について

連帯保証人に対する確定判決がある場合、当事者である連帯保証人との関係では時効期間は一〇年であるが、このことは主債務の時効期間には影響を及ぼさないとする判例があることから、原告の実務においては、連帯保証人に対する確定判決を得ていても、主債務の時効期間は判決確定後五年として取り扱うこととしている。

ところで、債務者(株式会社)はプラント関係製造業で、昭和五三年五月一七日に四〇〇万円を貸し付け、昭和五五年八月三〇日に延

滞口に編入した案件で、債務者法人代表者は行方不明であるため、保証人に対し提訴し、昭和五六年一〇月二六日勝訴判決を得たという案件につき、昭和六〇年から補助参加人 X17 が担当し、管理を続けていたが、関係者からは弁済がなかった。ところが、昭和六二年九月七日に、Y21 課長が当該管理カードの検照を行ったところ、保証人に対する勝訴判決の後五年を経過しているにもかかわらず、補助参加人 X17 が主債務について時効の中断措置を取っていないことが判明した。

Y21 課長が補助参加人 X17 に対して注意すると、補助参加人 X17 は「その場合は一〇年ではないのか。」と返事し、時効についての原告の取扱いを理解していなかった。

(イ) 配当要求の終期の無理解

債務者や保証人の不動産について、他の債権者から競売申立てがなされている場合は、一般債権者は配当要求を申し立てることができる。この配当要求は、執行裁判所が定めた配当要求の終期までに行うことになるが、配当要求の終期から三か月以内に売却許可決定がされないときは、期間が更新される。

ところで、債務者(株式会社)はサービス業で昭和五七年一二月二七日に八〇〇万円を貸し付け、昭和五九年八月三十一日に延滞口に編入となった案件につき、補助参加人 X17 が担当していたが、代表者の不動産が信用保証協会から競売申立てがされていた。代表者については既に債務名義を取得していたので配当要求の是非について検討すべきところ、補助参加人 X17 は昭和六二年一二月一〇日に、「配当要求の終期が経過したため配当要求はできない。」と意見具申してきた。Y21 課長は、「配当要求の終期から三か月以内に売却許可決定がされないときは、期間は更新される。」と指摘したところ、補助参加人 X17 は納得がいかないような顔をしていた。そこで裁判所に確かめるよう指示したところ、補助参加人 X17 は、水戸地方裁判所に照会し、その結果、同課長の指摘が正しいことを認めた。

イ 右認定の事実によれば、補助参加人 X17 は、昭和六〇年当時、ア(ア)のような案件の時効に関する取扱いについて理解していなかったこと、また、昭和六二年当時、ア(イ)のような案件につき、配当要求の終期から三か月以内に売却許可決定がされないときは期間が更新されることを理解していなかったことが認められる。

そうすると、補助参加人 X17 は、原告入庫後一〇年以上を経過しているにもかかわらず、延滞係として、債権の消長に重要な影響をもたらす点に関する取扱いあるいは法的知識を有していなかったことが認められるのであって、このことはその人事考課上低く評価する根拠となる。

ウ これに対し、丙第七七及び第八六号証(補助参加人 X17 陳述書)には、ア(ア)の件につき、「その場合は一〇年ではないのか。」との発言は、確

定判決を得た債権の時効は一〇年であり、連帯保証人に対しても同様であるとする学説があることを指摘したものであり、取扱いを理解していなかったということではない旨の陳述があるが、ここでの事例では、連帯保証人に対して確定判決を得た場合の主債務に対する時効期間が問題となっているのであるから、右陳述は採用することができない。

また、丙第七七号証(補助参加人 X17 陳述書)には、同(イ)の件につき、配当要求の期間更新については十分理解しており、本件の意見具申には何らかの特殊事情があったはずである旨の陳述があるが、配当要求の期間更新に関して理解をした上で、「配当要求の終期が経過したため配当要求はできない。」との意見具申をするに至るべき特殊事情は想定できず、右陳述は採用することができない。

(4) 記章不着用について

証拠によれば、原告において着用を義務付けられている記章を補助参加人 X17 が着用しないことがあったことが認められる。記章を原告の職員が全員必ず着用しているのか否かについては明らかでなく、また、補助参加人 X17 がこれを着用していないことに対して上司が明確に注意・指導をした事実はこれを認めるに足りる証拠はないが、一方で、丙七七号証によれば、補助参加人 X17 は、上司らから、一、二回、「決まった背広に(公庫の記章を)付けているのですか。」と言われたことがあることが認められるから、この上司らの発言が着用に対する注意・指導に当たるかどうかはともかく、この発言によって、補助参加人 X17 は、上司らが記章を着用していないことを問題視していることを認識し、又は認識し得たということができ、それにもかかわらず補助参加人 X17 は記章を着用しなかったということになる。

このように、本来着用すべき記章を着用していなかった点につき、補助参加人 X17 にはこれを正当化すべき事情はないというべきであり、結局、この点に関する補助参加人 X17 の行動は、原告の職場内の規律を乱すものであったと評価され、人事考課上低く評価する根拠となる。

(5) 本店への電話について

ア 証拠によれば、補助参加人 X17 は、昭和六〇年一月一七日、Y26 調査役と総務課長に対し、応接コーナーが寒いので改善するよう申し入れたこと、翌一八日、右申入れに対して支店において対応がされないため、本店人事部に電話をかけて、応接コーナーが寒い旨の申し入れを行ったことが認められる。

イ この点に関し、原告は、支店管理者に施設の改善を前日に申し入れられても、即座に対応することはできないし、また、支店における職場環境の問題はまず組織上の上司である課長なり次長・支店長に申し出て支店内で解決を図るのが組織としてのルールであるから、補助参加人 X17 の右の言動は、組織を無視した非常識なものである旨主張する。

確かに、補助参加人 X17 が、前日に実際に調査役と課長に対して改

善を申し入れただけで本店へ電話したことは性急である感を否めないものの、課長以上の上位の職位への任用の際に考慮することは相当であるとしても、特四等級に格付けされている補助参加人 X17 の人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

(6) 無断離席について

証拠によれば、昭和六二年一〇月一五日、補助参加人 X17 は、業務時間中、来店した茨城争議支援共闘会議のメンバーとの面会に同席し、課長から席に戻って仕事をするようにと指示を受けたにもかかわらず、合理的な理由もなくこれに従わなかったことが認められる。

以上の事実は、補助参加人 X17 が上司の指示に従わず、職務専念義務に反していることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(7) ダイレクトメール発送について

ア 証拠によれば、昭和六〇年六月一四日、同年九月一三日の両日、水戸支店においては、業務推進活動の一環として顧客へのダイレクトメールの発送作業を実施することにしたこと、補助参加人 X17 は、右両日、それぞれ上司等から発送作業の割り当てを指示されたが、突然指示されても、他の仕事が入っているから作業を行うことはできないなどと言って、作業を行うことを拒否したこと、右両日、右作業の指示を拒否したのは、同支店において補助参加人 X17 のみであったことが認められる。

イ 右の事実は、補助参加人 X17 が上司等の指示に従わず、かつ、支店の業務推進に非協力的であることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(8) 和解案作成について

ア 原告は、代表者と保証人に対し訴えを提起した案件の和解案について顧問弁護士事務所を訪問して打合せを行った際、補助参加人 X17 は事前に何の和解案も作成していなかったため、結局その場で顧問弁護士と Y22 課長が協議しながら、一から和解案を作成することになったとして、補助参加人 X17 には常日ごろから管理方針の重要な事項につき自ら判断する能力がなかった旨主張する。

イ しかし、仮に原告の右主張のとおり的事実があったとしても、これをもって補助参加人 X17 が常日ごろから管理方針の重要な事項につき自ら判断する能力がなかったことまで認めることはできない。

(9) 年休取得について

ア 証拠によれば、補助参加人 X17 の年休取得に関し、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六二年五月一日、始業時刻後の午前九時三〇分ころ、補助参加人 X17 から Y21 課長に「本日のメーデーに参加するために、午前一〇時から一二時まで二時間の年休を取得したい。」と、突然の申出があった。

Y21 課長は、「予め予定が分かっている年休の取得について、なぜ

当日突然に申し出るのか、支店の業務も考えるべきである。」と注意した。

ところが、補助参加人 X17 は反省するどころか、「それは課長の判断ですか。完全な年休制限と受け取ります。」などと反抗してきた。Y21 課長は、「年休の取得を制限するつもりは毛頭ない。業務に支障が出ないよう早めに申し出よと注意しているのである。」と改めて注意・指導した。

- (イ) 昭和六二年一〇月三〇日の終業時刻後残業中の午後六時に、補助参加人 X17 から Y21 課長に、翌同月三十一日に午後一時間年休を取得するとの申出があった。同月三十一日は土曜日で、当時は午後一時一〇分までの勤務であり、最後の一時間について年休を取るというのが補助参加人 X17 の申出の内容であった。

管理課にとって月末は、債務者、保証人からの入金の締め日であり、債権管理交渉の詰め、入金の有無の確認、入金処理等、月内で最も忙しい日であり、かつ、直前に年休を申し出るとは、仕事の分担等について混乱をもたらすものであることから、「月末のましてや土曜日は管理課にとって最も忙しい日であり、突然の年休取得の申出は常識外である。一生懸命やっている他の職員にも悪影響を与えることになる。」と注意した。ところが補助参加人 X17 は、「常識外とはひどい。これでも遠慮して午後の時間帯とした。」と発言し、結局翌日一時間の年休を取得した。

- イ 右認定の事実は、補助参加人 X17 が業務の都合を考えず、協調性に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(10) 延滞口の解消実績について

ア 証拠によれば、昭和六二年度及び六三年度の補助参加人 X17 の延滞口解消実績及び各年度の他の延滞係担当者のそれとの比較は、昭和六二年度においては、補助参加人 X17 の解消金額七、八七五万円、同解消件数四一件、Z16 の解消金額一億〇、九五一万円、同解消件数四七件、Z17 の解消金額五、八一八万円、同解消件数三〇件、Z18 の解消金額五、二二五万円、同解消件数四六件であり、昭和六三年度においては、補助参加人 X17 の解消金額五、二二〇万円、同解消件数二四件、Z16 の解消金額七、八五八万円、同解消件数四一件、Z19 の解消金額六、五一一万円、同解消件数三一件であることが認められる。

イ この点に関し、原告は、補助参加人 X17 の昭和六二年度の延滞口の解消実績は可もなく不可もないといった程度であったが、補助参加人 X17 の解消実績は当時次第に低下しており、昭和六三年度についていえば最下位の実績しかあげていなかった旨主張する。

しかし、ア掲記の各証拠によれば、昭和六〇年度の補助参加人 X17 の延滞口解消実績は、解消金額一億二、七九〇万円、解消件数五三件で、延滞係担当者三名中最高であり、昭和六一年度のそれは、解消金額八、

六〇六万円、解消件数三七件で、延滞係担当者四名中、金額では第二位、件数では第三位となっていることが認められる。以上のとおり、補助参加人 X17 の実績は年度を経るにつれて次第に低下しているとはいえ、昭和六〇年度には最高の実績を残している上、昭和六三年度の実績をみても他の担当者に比べて極端に低い実績とまではいえないから、補助参加人 X17 は、延滞口解消実績に関して、昭和六〇年度から六三年度にかけて、人事考課上低い評価を受けるべき状況にあったとは認められない。

(11) 支店業務の推進への姿勢及び上司の補佐、後輩の指導について

原告は、補助参加人 X17 は、支店全体の業務の推進に関して積極的に取り組む姿勢はなく、また、上司の補佐や後輩の指導という役割を果たしたこともなかった旨主張する。

しかし、原告における他の職員がそのような指導、補佐、提言等をどの程度行っていたかを含めて具体的事実は明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠とすることはできない。

(二) 結論

(1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六三年にかけての補助参加人 X17 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(六))のうち、指示に対して実行を遅延させたことの一部、管理を放置したことの一部、本店へ電話したこと、和解案の作成を怠ったこと、延滞口解消実績が上がっていなかったこと、業務推進への積極的な姿勢及び上司、後輩の補佐等の欠如の点は、いずれも理由がなく、その余の点はいずれも理由があるということになる。

(2) 次に、右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X17 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、補助参加人 X17 の格付は、同期三三名中最下位に位置付けられていたことが認められる。

(3) そこで検討するに、補助参加人 X17 は上司の指示に従わなかったり、協調性に欠ける面があったりして、その勤務態度に一定の問題があったことは否定できないが、昭和六〇年度及び昭和六二年度の延滞口解消実績は平均以上であったことを考えると、同期者中最下位の格付は不当に低いものと認められる。

以上に加え、証拠によれば、補助参加人 X17 は、昭和五〇年度以降一貫して同期者中最下位に位置付けられているものと認められること、第四、二のとおり、原告は、補助参加人らの組合活動等に対して強く嫌悪していたこと、第四、二、2、(六)のとおり、補助参加人 X17 は昭和四四年入庫以来支部レベル及び本部レベルでの企業告発型の組合活動に積極的に取り組み、支店職制らがそのような活動に対して嫌悪を示す発言をしたこと、第四、二、3、(一)のとおり、原告は、支店の職制らを通じて組合対策等を実行していたことをも総合考慮すると、原告は、補助参加人 X17 に対

し、その先鋭的な組合活動に嫌悪して、処遇上の不利益を被らせようと企図し、その勤務実績をあえて無視して人事考課上殊更に低く評価し、補助参加人 X17 を不当に低く格付したものと推認することができる。

以上の事実は、原告が補助参加人 X17 の組合所属あるいは組合活動のゆえに不利益取扱いを行ったものとして、労働組合法七条一号の不当労働行為に当たり、また、そのことによって補助参加人 X17 が所属する全国活会あるいは発展会の組合活動等の弱体化を企図して支配介入を行ったものとして、同条三号の不当労働行為に当たる。

7 補助参加人 X11 について

(一) 補助参加人 X11 は、昭和六〇年三月から昭和六三年三月まで石巻支店に勤務し、延滞係として勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X11 の勤務状況等につき、第三、一、5、(七)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 管理カードへの記録等について

ア 証拠によれば、補助参加人 X11 の管理カードへの記録等の状況につき、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六二年五月二九日、Y28 課長が補助参加人 X11 の管理カードを検照すると、管理カードが空白のまま放置されているのが多数発見された。そこで、同課長は補助参加人 X11 に対して従前からの注意にもかかわらず、管理カードへの記録が遅れていること、また、記録後の上司への提出も遅れている旨注意を与えた。

しかし、その後も管理カードの記録及び上司への提出遅れが続いた。そこで、同課長は、昭和六二年六月一二日、一八日、二四日と繰り返し注意を与えた。しかし、一向に改善の跡は認められず、Y29 支店長時代も同様の状態が続いた。そこで、同支店長ら支店役席が昭和六二年九月一七日、二六日、一〇月一三日、二〇日、十一月三〇日、一二月三十一日と、繰り返し注意・指導したが、補助参加人 X11 は聞き流したままで反省の色をみせず、改善もされなかった。

(イ) 具体的には、昭和六二年九月二六日、補助参加人 X11 の担当案件について、石巻商工会議所次長が債務者に同行して来店した。Y28 課長が面談するため当該債務者の管理カードを確認したところ、六月二六日の面談記録を最後に三か月間の経過が全く記録されていないことが判明した。そのため、右期間の交渉経過について相手方が説明するも Y28 課長としては十分な対応ができないまま面談を終了した。Y28 課長は補助参加人 X11 に対して厳重に注意し、右期間中の経過を直ちに記録するよう指示した。その後一〇月二日に再度 Y28 課長が債務者らと面談することになり、前日の一〇月一日に管理カードを確認したところ、九月二六日に指示しているにもかかわらず、補助参加人 X11 は空白の三か月間について何も記録していなかった。そこで Y28 課長は補助参加人 X11 を呼び、管理カードに長期間

記録しないとその間の経過を忘れてしまうし、記録の内容が不正確になり、その後の交渉内容に行違いが生じるなどの支障が生じる旨述べて、直ちに記録するよう重ねて指導した。

(ウ) 原告の管理事務取扱規程によれば、管理カードには、管理処理の都度必要事項を遅滞なく担当課長に提出することとされている。また、その記入すべき内容は、管理の状況や基本的な情報である。

イ 右認定の事実、補助参加人 X11 が基本的な事務をきちんと行わず、事務処理能力に劣り、業務意欲も低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

ウ 被告は、乙第四九六号証(石巻支店の Z114 の担当した案件に関する管理カード、以下「Z114 管理カード」という。)及び同第四九八号証(石巻支店の職員 Z115 らの担当した案件に関する管理カード、以下「Z115 管理カード」という。)には、それぞれ不備があった旨主張する。

しかし、Z114 管理カードについては、証拠によれば、(ア) Z114 管理カードにおいて、昭和六〇年一〇月三十一日から昭和六一年二月二七日までの間上司の検印を受けていない点については、この案件は、昭和六一年二月二七日までは未入金口債権となっていたところ、未入金口債権の場合は、担当課長に対し、管理カードに記録後遅滞なく管理カードを提出しなければならない延滞口債権と異なり、必要に応じて同カードを提出するという弾力的な取扱いが可能である上、当時石巻支店においては、融資課長の事務の一部を Z114 に委任していたから、右の点は Z114 の事務処理上の過誤ではないこと、(イ) Z114 管理カードにおいて、Z114 が昭和六〇年一〇月三十一日に条件変更願を徴求した後、条件変更の手続が完了するまで約一か月間を要している点については、原告においては、条件変更願を徴求した後、翌月の二五日までに手続を完了することとされているから、この点も Z114 の事務処理上の過誤ではないこと、(ウ)

Z114 管理カード上で同年一一月二五日に条件変更手続が完了となっているのに対し、入金経過状況表では処理日が同月二八日となっている点については、条件変更手続完了の日と入金経過状況表(事務センターの記録)の処理日との間に時間差が生じるのが通常であるから、何ら不自然ではないことがそれぞれ認められる。(ア)の点に関しては、乙第一四〇四号証(Y31 の都労委審問調書)をみると、Y31 は、Z114 管理カードに関して、昭和六〇年一〇月三十一日から昭和六一年二月二七日までの間検印を受けていない点に照らして、支店長として Z114 及び課長に対して厳重に注意した旨供述しており、検印を受けないことは許されるとの前記認定に反するかに見えるが、証拠によれば、Y31 が Z114 に対して注意したのは、検印を受けなかったことではなく、四か月間も債務者と接触することができていない点であることが認められるから、右供述は(ア)の認定に反するわけではない。

なお、Z114 が昭和六〇年一〇月三十一日に条件変更願を徴求するに当

たり、Z114 管理カード上では、条件変更に関する指示・決裁の承認印が見当たらないが、同日より前の記事において右承認印を受けた可能性がある一方、乙第四九六号証中には、同日より前の記事がなく、右承認印を受けたか否かについては不明であるといわざるを得ないから、この点で Z114 の事務処理に問題があったとまでは認められない。

次に、Z115 から管理カードについては、昭和六一年九月二四日、同月二五日、同月二七日、同年十一月六日及び同月一日の記事に関し、上司の検印が押印されていないが、乙第四九八号証のほか乙第一四〇七号証によれば、右各記事は、電話での督促を試みたものの相手が不在であったなど、内容が形式的なものである上、右各記事のうち前三者については同年九月二九日に、後二者については同年十一月四日にそれぞれ上司の検印を受けているから、右各記事に関して検印がないことには何ら問題がないことが認められる。

以上のとおり、Z114 及び Z115 から各管理カードに関しては、その管理事務処理上何ら問題性がないことが認められるから、被告の前記主張は採用できない。

(2) 指示実行遅延について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和五七年九月七日に三五〇万円を貸し付け、昭和五八年六月三〇日に延滞口に編入された案件で、昭和六一年九月三〇日、当時所在が不明であった債務者会社の代表者の行方を追及して、入金交渉をすること、また、山形県鶴岡市に居住しているとみられる保証人については所管する酒田支店に管理依頼をするよう指示した。

しかし、補助参加人 X11 は同年一〇月一日に債務者と保証人に呼出状を発送しただけであり、両者が来店しなかったにもかかわらず放置したため、同年一二月末に前回(昭和六一年九月三〇日)の指示を実行するよう再度指示した。しかし、補助参加人 X11 はまたも呼出状を発送しただけで放置し、何もしなかった。

(イ) 昭和五二年三月二五日に二〇〇万円を貸し付け昭和五五年三月三十一日に延滞口に編入された案件について、昭和六一年九月三〇日に債務者に関する実態調査と入金交渉を指示した。しかし、補助参加人 X11 は放置して何もしなかったため同年一二月三〇日に再度指示したが、その後も放置したままであったので昭和六二年三月一〇日に改めて指示した。補助参加人 X11 はようやく、同月一日に不動産調査に着手したが、債務者を訪問したのは同年五月二八日のことであり、そのときは債務者が不在のため事情を聞かないまま引き返した。

(ウ) 昭和五四年七月二六日に五〇〇万円を貸し付け、昭和五六年一月三十一日に延滞口に編入された案件で、昭和六一年六月二五日の三、〇〇〇円の入金を最後に以後入金が途絶えているのに何も交渉して

いないため、昭和六一年九月三〇日に債務者会社の代表者らに対する交渉を継続するよう指示した。しかし、補助参加人 X11 は何もしないまま放置し、結局代表者との交渉に着手したのは昭和六一年一二月二九日のことである。この間、補助参加人 X11 は一度だけ呼出状を送付しただけであり、代表者らがこれに応じず来店しなかったにもかかわらず実訪等の方策を取らないまま放置していたものである。

(エ) 債務者が石巻市内から福島県いわき市に転居したケースについて、担当の補助参加人 X11 に対して昭和六二年六月いわき支店に右債務者の管理依頼をするよう指示した。しかるに、補助参加人 X11 はこれを約四か月間放置し、六二年一〇月七日にようやく実行した。

(オ) 債務者が石巻市内から神奈川県川崎市に転居、保証人が石巻市内から千葉県船橋市に転居した案件で、昭和六二年六月川崎支店と船橋支店にそれぞれ管理依頼をするよう指示されたにもかかわらず、補助参加人 X11 はこれを放置し、昭和六二年一〇月八日にようやく実行した。

イ そこで検討するに、アの各事例のうち(ア)及び(イ)の各事例は、いずれも同一の指示を複数回受けていること、同(ア)、(エ)及び(オ)の各事例は、債務者等が転居して他の支店に対して管理依頼をすることを指示されたものであるところ、乙第九九九号証ないし第一〇〇一号証の「管理依頼カード」をみても、その作成及び送付自体は複雑な手続を要する性質のものではないと認められるから、この指示を遅延させるに当たっての合理的な理由は想定できないこと、同(ア)及び(イ)の各事例においては、指示を受けた後呼出状の送付までは行っているものの、その余の点(交渉)の実行は懈怠しており、補助参加人 X11 が右各事例において指示に従わなかったことにつき、合理的な理由があるとは到底認められない。したがって、人事考課上、補助参加人 X11 の事務処理能力が劣り、業務意欲も低いとの評価を受けてもやむを得ないというべきである。

ウ 被告は、Z115 が管理カードに関し、Z115 が、昭和六二年四月から五月中旬までの間、指示された債務者への督促を行わなかったこと、動産差押えの指示が再三されているにもかかわらず、その実行を怠ったまま転出してしまったことを挙げて、指示実行遅延事例は他の職員にもあった旨主張する。

そこで検討するに、証拠によれば、Z115 は、昭和六一年一二月二六日、債務者の動産に対して昭和六二年一月から二月にかけて差押えの申立てをしたい旨の意見具申を行い、担当役席の決裁を得ていたが、昭和六二年二月が過ぎたので、動産の差押えの申立てをする前に、債務者宅を実訪して実態調査を行うこととし、同年三月四日に債務者宅を訪問したところ、債務者から同年四月から毎月五、六万は何とか支払うという申出があったため、担当課長に対し、「(四月から毎月五、六万は支払う

との約束)不実行時には有体動産の差押指示実行したい」、「有体動産実行の心理的効果もそう期待できそうにないことから一時保留」との方針案を具申し、課長の承認を得ていること、その後、債務者から四月中の入金がなかったため、Z115 は同年五月二八日に電話による入金交渉と催告書による督促を行ったところ、昭和六二年六月一〇日に債務者の妻が来店して五万円の入金をし、さらに、翌日、Z115 が債務者と電話で入金交渉を行った結果、毎月五万円の入金確約を取ったこと、この間、同年三月四日、五月二八日にそれぞれ動産差押えの実行について指示が出されていることが認められる。

以上のとおり、この案件は、動産差押を実行する前に債務者から入金の約束を取り付けることができるようになるなど、Z115 が指示に従って実行しようとする状況に変化が生じるということが繰り返されてきたのであって、時系列の流れ全体を通じてみれば、Z115 に指示の実行遅延があったと評価することはできないというべきである。

被告の右主張は採用できない。

(3) 法的手続の遅延について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 補助参加人 X11 は、昭和六二年七月二九日に指示されていた債務者及び保証人に対する仮差押えの実施を前提とした不動産調査を昭和六二年一〇月二七日の段階でもまだ着手しておらず、Y28 課長が注意した上で直ちに着手するよう再度指示した。その後補助参加人 X11 は同年十一月一〇日に不動産調査を実行したが、担保余力がないということで、仮差押えの断念を余儀なくされた。

(イ) 昭和六二年九月二五日、補助参加人 X11 に対して保証人の動産差押手続を指示しておいた案件について昭和六二年一〇月二三日の段階で着手していなかったため、これも直ちに手続を完了するよう指示したところ、補助参加人 X11 は年内中放置したまま着手しなかった。結局この案件は昭和六三年三月に至り手続を完了させている。

(ウ) 昭和六二年一〇月、相変らず法的手続の実行遅延が目立ったため、Y28 課長が補助参加人 X11 に対して滞留している案件を報告させたところ、不動産仮差押え二件、給料差押え一件、不動産競売申立て三件、動産執行一件、訴えの提起一五件、配当要求一件の計二三件が未着手のままであることを報告した。そこで、Y28 課長が、右未着手案件を点検すると、昭和六二年七月から八月にかけて指示した六件が既に遅延状態にあった。そこで、厳しく注意した上で、残りの未着手案件も含めて直ちに実行するよう指示した。しかし、補助参加人 X11 は一部着手したものの残りの案件は放置して顧みず長期間未着手のままであった。その事例は次のとおりである。

① 貸付日昭和五八年十一月一九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三日に債務者及び保証人に対して訴えを提起する

ことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一一日まで五か月にわたり実行しなかった。

- ② 貸付日昭和五三年一二月一五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三日に債務者及び保証人に対して訴えを提起するとの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一一日まで五か月にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五三年一二月一一日他貸付金額計二、三五〇万円の案件で、昭和六二年七月三〇日に保証人の所有不動産の差押えをすることの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年五月七日まで九か月にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五八年一二月一一日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年七月三十一日に債務者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一三日まで三か月半にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五一年一二月一八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年八月一二日に債務者の動産の差押えをすることの指示を受けていたにもかかわらず、同年一〇月一六日まで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五四年八月一四日ほか貸付金額計九五〇万円の案件で、昭和六二年八月二五日に根抵当権実行申立てをすることの指示を受けていたにもかかわらず、同年一〇月二六日まで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五三年七月三十一日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六二年九月二日に債務者及び保証人に対して訴えを提起するとの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一一日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五七年七月五日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六二年九月二日に債務者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一五日まで三か月にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五九年三月三〇日貸付金額三〇万円の案件で、昭和六二年九月二日に債務者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一一日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五九年四月一〇日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六二年九月二四日に債務者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年二月九日まで四か月半にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五四年七月二六日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年九月二五日に保証人の動産に対する差押えをすることの

指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年三月一〇日まで五か月半にわたり実行しなかった。

- ⑫ 貸付日昭和五三年一月二七日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年九月二九日に債務者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年二月一〇日まで四か月半にわたり実行しなかった。

原告は、以上のほかに、昭和六一年七月三〇日、補助参加人 X11 は既に法的手続を指示されている案件を抱え込んだまま長期間所定の手続を取っていなかった、それを Y30 課長が発見し、注意・指導したことがある旨主張するが、いかなる法的手続の指示があったのか、指示実行遅延がどの程度の期間に及んだのかなどの点について明らかではないから、補助参加人 X11 の法的手続の指示実行遅延の一事例として挙げることはできないものと解される。

イ 右認定によれば、補助参加人 X11 は昭和六二年一〇月の時点で二三件も未処理案件を抱え込んでおり、このうちから直前の同年九月に指示を受けた六件(ア(ウ)⑦ないし⑫)を除外しても一七件の未処理案件があって、そのためにア(イ)、(ウ)①ないし③の処理までに期間を要したものと考えられる。その余の案件についてはさほど長い期間を要したとはいえない。そうすると、補助参加人 X11 は計画的に事務処理を行うという点で劣っており、人事考課上低く評価する根拠となる。

なお、法的手続のうち訴えの提起等については、事前の調査や起案等に一定の時間を要するものと考えられるが、証拠によれば、石巻支店においては、訴状についてはその定型用紙が用意されていて、空欄に書き込むことでこれを完成することができる状況にあったことにもかんがみると、右の点は訴え提起等に二か月ないし三か月を超えて期間を要する理由とはならないというべきである。

(4) 未入金口の処理について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- (ア) 原告においては、未入金口の債権でも、延滞口債権と密接に関連する場合、例えば、債務者が同一人であるような場合には、同じ担当者が取り扱った方が効果的であることから、そのような未入金口債権が生じた場合には延滞係に管理させており、また、石巻支店では、当時未入金口債権の発生が多く、延滞係に本来の業務に支障のない範囲で、未入金口債権の管理を一部分担させていた。未入金口債権は延滞が解消しないまま一定期間を経ると延滞口に編入される。したがって、未入金口債権の管理を指示された場合には遅滞なく債務者に対する督促を行うべきことになる。

しかし、補助参加人 X11 は、右のような未入金口債権の処理に不熱心であり、督促を遅らせることがしばしばあった。そのため、補助参加人 X11 は、昭和六〇年九月一七日、同年一〇月一六日、昭和

六一年一月二〇日、同年六月二六日、昭和六二年五月二五日にそれぞれ上司から注意を受けている。

(イ) また、補助参加人 X11 は分担している未入金口債権の管理カードにつき、督促状況等の経過を記録するのを放置することがあった。

昭和六一年一〇月初め、延滞係の事務軽減の目的で、それまで延滞係に分担させていた未入金口債権のうち、一部を残して未入金係に戻すこととされた。ところが、補助参加人 X11 が一〇月末になっても未入金口債権を未入金係に移管しようとしないうちに、支店において事情を調べてみたところ、五、六件の未入金口債権の管理カードに交渉経過を記録していないために移管できないでいることが判明した。

イ そこで検討するに、ア(ア)に関しては、五度にわたって上司から注意を受けていること、同(イ)に関しては、昭和六一年一〇月末の段階で、補助参加人 X11 は五、六件の未入金口債権の管理カードに交渉経過を記録しておらず、担当者が同カードへの記録を怠ることには合理的な理由が想定できないことは(1)と同様であることからすれば、これらの件は、補助参加人 X11 が事務処理能力及び業務意欲が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(5) 審査案件における審査調書提出について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 顧客の融資申込みは年間を通じて一定ではなく、時期によって融資申込みの増減がある。例えば、毎年盆や年末になると、運転資金、決済資金を手当てするための融資申込みが集中する。石巻支店は、二課制の小規模店で、職員数が少ない事情もあり、融資申込みが多くて審査案件が増えた場合には、他係から応援させていた。

(イ) 昭和六一年八月融資申込みが増えたため、審査係へ他係から応援を出すことに決め補助参加人 X11 にも八月八日に審査案件を四件配布して分担させた。しかし、補助参加人 X11 はそのうちの二件を未処理のまま放置して審査調書をいつまでも完成させなかった。本来八月二〇日ころまでには提出すべきものであり、そのため、Y30 課長が八月一九日、二七日、二九日と再三注意して早期完成を指示した。結局、補助参加人 X11 は右二件を八月三〇日と九月一日に一件ずつようやく提出した。

(ウ) 昭和六一年一二月にも融資申込みが多かったため、支店内の他係に応援を命じた。補助参加人 X11 には同月一〇日に一二件の融資案件を分担させて審査調書の作成を命じた。年末の融資申込みは、顧客も急いでおり、また、審査調書の作成から貸付けの実行までの間に契約書の作成等一定の手続が必要であるので、あまり遅くなると年内に貸付けを実行することが難しくなる。したがって、審査の応援を命ぜられた者は、融資申込者との面接等を実施して速やかに審

査調書を作成して提出しなければならない。そこで、Y30 課長は各担当者に対して、同月の日程の関係で遅くとも二三日までに出すよう指示をしておいた。

ところが、補助参加人 X11 は審査調書の作成を遅らせ、うち五件については、指示された期限までに提出せず、Y30 課長から厳しく督促されて同月二四日に四件、同月二五日に一件提出するに至った。

イ そこで検討するに、右各事例は、早急に処理をしなければならない案件であることが明らかであるのに補助参加人 X11 の処理が遅れ、上司から提出を督促されているのであって、補助参加人 X11 の事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(6) その他の事務処理懈怠について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六〇年四月の延滞係のミーティングにおいて、補助参加人 X11 は本店融資部長宛の特別口残高等報告書の作成を割り当てられた。同報告書は四半期ごとに期末月の翌月一五日必着とされていた。

しかるに、昭和六〇年度第三・四半期分について、補助参加人 X11 は期限の昭和六一年一月一五日の直前になっても作成・提出しなかった。その後、期限を徒過した一月二一日になってようやく提出してきたので、Y31 支店長が補助参加人 X11 に事情をたずすと、忘れていたと弁解した。

(イ) 昭和六二年四月、補助参加人 X11 が担当している石巻簡易裁判所で審理中の訴訟案件において、保証人が保証意思を否認したため、貸付け当時の担当者であった Z20 職員を証人に呼ぶことになった。Z20 職員はそのころ八王子支店に転勤していたので、石巻支店から八王子支店に対して Z20 職員の出張依頼書を送付する必要があり、同月二三日、Y28 課長は、補助参加人 X11 に対し、その作成・送付を指示した。しかし補助参加人 X11 は四月中に作成せず、五月の連休が明けても作成しなかったため、同年五月八日、Y28 課長が直接出張依頼文を作成して送付した。

(ウ) 昭和六二年八月ころ、公庫から不動産競売申立てをしている案件について、債務者の親族が当該不動産を取得したいという意向があり石巻信用金庫へ借入金の相談をしているとの情報をつかんだので、同月一日補助参加人 X11 に対し、石巻信用金庫に照会して右借入れの件について感触をつかんだ上で、債務者と交渉し、その結果を八月一五日までに報告するようにと Y29 支店長から直接指示した。ところが、補助参加人 X11 は、石巻信用金庫に照会したものの債務者との交渉をしないまま放置し、Y29 支店長が指定した期限を過ぎても何も報告しなかった。

(エ) 支店の各職員は業務懇談会等の各種会議の書記を交替で担当することになっており、担当者は会議録を翌日までに作成して提出する

こととなっている。

しかるに、補助参加人 X11 は昭和六二年一月六日に開催した支店の業務懇談会の書記を命じられたが、その後会議録を提出しないため、同月一日に注意され、ようやく提出した。

イ 右認定の各事実は、補助参加人 X11 がいずれも上司等からの指示に従わず、あるいはこれに遅れたものであって、職務懈怠があったことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(7) 事務処理の過誤について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六〇年九月三〇日、補助参加人 X11 は二九三万四、七四八円の元利金を五回に分けて返済するため債務者が振り出した先日付小切手五通を受け取るに際し、小切手上的に記載事項を十分確認しなかったため、支払期日昭和六一年二月二五日が誤って昭和六〇年二月二五日と記載された小切手一通(額面金額三一万〇、五八九円)が含まれていることを見過ごし、そのまま受け取ってしまった。Y30 課長に提出した際に発見され、急きょ債務者に日付の訂正を依頼せざるを得なかった。

(イ) 昭和六〇年一〇月一四日、補助参加人 X11 は司法書士に作成を依頼した競売申立書類の記載内容について、内容を十分チェックしなかったため、記載内容が実際と相違しているのを看過し、そのまま裁判所に提出しようとした。提出前の Y30 課長によるチェックでその誤りを発見し注意を与えたところ、補助参加人 X11 は作成を頼んだ司法書士が間違えた旨弁解した。

(ウ) 昭和六一年一月二二日、補助参加人 X11 は、原告の貸付案件にもかかわらず、環衛公庫の貸付けに使用する証書で抵当権設定契約証書を作成してしまい、そのことに気が付かないまま課長に提出した。

(エ) 昭和六二年一月、支店における延滞口編入の案件数等の集計に際して、補助参加人 X11 は自分が担当した未入金口債権で、内入金があるため延滞口債権へ編入されないにもかかわらず、これを誤信ないしは見過ごし延滞口へ編入されるものとして報告した。

(オ) レストラン経営者に対する環衛公庫の融資案件(昭和五〇年一二月一五日八五〇万円貸付け)で、昭和六一年一月一日現在の残元金四四四万円、遅延損害金三六一万七、七一七円の事例につき、保証履行(原告が環衛公庫に対して保証債務を履行すること)して、右債務のうち、元金の二分の一、遅延損害金のうち一〇九万八、三四二円合計三三一万八、三四二円を環衛公庫に支払った。それにより、環衛公庫は残元金二二二万円、遅延損害金二五一万九、三七五円となり、原告分は元金が三三一万八、三四二円(保証履行した全額が元金となる。)となっていたところ、このような場合、債務者からの返済金は両公庫に一对一の割合で按分充当されることになる。したがっ

て、原告の元金が完済されるためには、その元金残高の二倍である六六三万六、六八四円の返済が必要である(この場合、環衛公庫の残債務について、残元金に優先充当すれば、少なくとも元金は完済されるが、遅延損害金の一部は残ることになる。)

補助参加人 X11 はそのことに気が付かず、単純に両公庫の元金残高を合計した五五三万八、三四二円を受け取れば良いと誤解し、その金額を説明教示した。その結果、返済金の入金後、その二分の一の二七六万九、一七一円が原告に充当されただけで、五四万九、一七一円が残ってしまった。そのため、右残元金を完済してもらうためにはさらにその二倍の約一〇九万円の不足額が生じる結果となり、債務者側との再交渉が必要となった。

しかし、債務者側は、指示された金額を支払ったではないかという事で容易に納得しなかった。最終的には、不足分を昭和六二年四月から昭和六三年一二月まで月々分割返済するという事で落着いた。

(カ) 昭和六二年一〇月二九日、補助参加人 X11 が登記済抵当権設定契約証書を管理カードに挟み込んだまま放置しているのが発見された。このような重要書類は紛失盗難等の事故を防ぐため原告の「重要書庫等管理規程」により、支店内に設置してある保管庫に必ず格納することになっている。

(キ) 補助参加人 X11 は、昭和六二年一二月一日に訴額二四万五、〇〇〇円の訴えを提起する際に、訴状に貼付する印紙額が二、五〇〇円のところ、誤って一万九、〇〇〇円分の印紙を購入した。これは訴額が二四五万円の訴状に貼付する印紙額であり、補助参加人 X11 は訴額を一桁誤って印紙額を算出したことになる。

イ 右各事例は、いずれも原告の職員にとって基本的な点を誤り、特に、ア(オ)の事例は、顧客に対する対外的な問題まで生じさせており、補助参加人 X11 は基本的な知識や注意力に欠け、事務処理がずさんであることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(8) 交渉力不足について

原告は、延滞口債権の回収に当たる延滞係の役目として、債務者と粘り強く折衝するほか、債務者や保証人の返済能力、債権保全の度合等を見極めながら、返済条件の変更、担保の徴求、保証人の弁済、債務の引受、保全手続、訴えの提起、強制執行等の各種方策に関する知識を十分に活用して臨機応変に、また、交渉のテクニックを工夫して交渉することが必要であるが、補助参加人 X11 は、交渉力、折衝力とも劣っていた旨主張し、これに沿う証拠もある。

しかし、具体的にいかなる点で補助参加人 X11 が交渉力、折衝力に欠けていたのかについては不明であり、原告の右主張は採用できない。

(9) 延滞口債権の解消実績について

証拠によれば、補助参加人 X11 の延滞口債権の解消実績は、延滞係三名中、昭和六〇年度には解消件数、金額とも最低であり、昭和六一年度には解消件数は中位であったものの、解消金額は最低であったことが認められるが、他二名との比較でどの程度実績が低かったのかについては不明であるから、人事考課上低く評価する根拠とすることはできない。

なお、被告は、昭和六二年九月三〇日時点で、延滞係三名の職員の間で、回収不能である特別口債権の持ち件数を比較すると、補助参加人 X11 及び同係一名は二〇数件に及ぶのに、同係のその余の一名は六件しかなかった旨主張するが、そのことが直ちに、補助参加人 X11 の延滞口解消件数等の低下あるいは事務処理の過誤の原因であるとまでは認められず、被告の右主張は採用できない。

(10) 選別区分作業の懈怠について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 原告は、それまでの延滞口債権の選別区分を見直して新しい基準で延滞口債権の選別区分を行うことになり、昭和六二年一月九日融資部長名で全店に指示した。選別区分というのは、延滞口債権を債務者の実態に応じて区分し、その区分に対応した管理方針に基づいて債権の管理を効果的に実施しようというものである。石巻支店では延滞係のミーティング等において検討の結果、昭和六二年九月末（当初は六月末までの予定が変更されたもの）までに延滞口債権の選別区分の見直し作業を完了するとの方針が決定され、同年七月時点では、その作業が継続中であった。

(イ) 同年九月末の時点で、他の延滞係がすべて選別区分作業を終了したのに対し、補助参加人 X11 だけが選別区分を終えることができなかった。そこで、未了案件の報告を求めると補助参加人 X11 は二一件だと答えた。しかし、一〇月三日時点でなお未了の案件について遅れている理由を確認しようとしたところ一五件あり、一〇月一日と二日に選別作業を完了した一四件とを加えると、九月末の時点での実際の選別未了件数は二九件であったことは判明した。さらに、昭和六二年一〇月二日には補助参加人 X11 が見落していたため、選別区分の検討を全くしていなかった別の案件が二件判明した。

イ 右認定の事実、補助参加人 X11 の事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(11) 上司の補佐及び後輩の指導並びに業務姿勢について

原告は、補助参加人 X11 は、特四等級・副調査役として上司を補佐し、後輩を指導すべき立場にあったのに、その役割を果たしたことはなく、また、支店内の各種会議に出席しても積極的な発言、意見の開陳はほとんどなく、消極的な態度に終始していた旨主張する。

しかし、原告における他の職員がそのような指導、補佐、提言等をどの程度行っていたかを含めて、具体的な事実は明らかでなく、人事考課上低

く評価する根拠とすることはできない。

なお、乙第五四〇号証及び第五四一号証のとおり、補助参加人 X11 は支店あるいは原告に対して業務推進等に関する意見を提出しているが、同各号証の記載及び体裁をみると、原告の他の職員らも同様のアンケート等に回答をしていると認められること、その他右意見の内容にも照らせば、右意見をもって補助参加人 X11 が業務推進等に関する積極性の表れとはいえない。

(二) 結論

- (1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X11 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(七))は、交渉力に不足していたこと、延滞口債権の解消実績が劣っていたこと、上司に対する補佐等及び積極的な業務姿勢に欠けていたことの、各事実を除いては、いずれも理由があるものと認められる。
- (2) 次に、右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X11 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、補助参加人 X11 の格付は、同期者三〇名あるいは三一名中最下位に位置付けられていたことが認められる。
- (3) そこで検討するに、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X11 の勤務状況等は、基本的な事務をきちんと行わず、業務上の知識も十分でなく、事務処理能力が十分ではなかったというほかはなく、このことに照らせば、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X11 の格付は不当に低いとは認め難いから、原告の補助参加人 X11 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。
- (4) なお、被告は、補助参加人 X11 は、昭和五七年三月ころ、奈良支店において、その同僚の作成した寄せ書きにおいて、「管理の神様」とか「私も X11 さんを目標に頑張りたい。」と書かれたこと、昭和六〇年二月ころ、宇都宮支店長から、「あなたは延滞係の仕事の面でダントツなので、石巻の延滞係に推せんしておいた。」と言われたことを挙げ、この事実からすると、補助参加人 X11 の延滞係としての実績は上がっていなかったということは疑問である旨主張し、これに沿う証拠(補助参加人 X11 の都労委審問調書)もある。しかし、前記認定のとおり補助参加人 X11 の勤務状況等からすれば、右証拠は信用することができず、被告の右主張は採用できない。

8 補助参加人 X19 について

- (一) 補助参加人 X19 は、昭和五六年三月から東大阪支店に勤務し、延滞係として勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X19 の勤務状況等について、第三、一、5、(八)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。
 - (1) 業務に対する態度について

原告は、補助参加人 X19 の業務に対する態度が消極的であったとして、第三、一、5、(八)、(1)のとおり主張する。

そこで検討するに、右原告の主張には、これに沿う証拠もある。

しかし、右各証拠をみても、補助参加人 X19 が会議等においてどの程度消極的であったかについては、他の出席者との比較等において客観的・具体的に明らかではなく、観察する者の主観によって評価が大きく異なること、乙第四五六号証ないし第四七二号証(「管理課業務運営状況表」中の「日程表」欄)からすれば、原告が前記のとおり主張する各ミーティングの開催頻度が原告の前記主張のとおりであるかどうかにつき疑問があることからすると、右各証拠は必ずしも採用することができず、このほかに原告の右主張を認めるに足りる証拠はない。

なお、第三、一、5、(八)、(1)、カの原告の主張は、極めて抽象的である上、補助参加人 X19 のそのような姿勢によって管理課内等に対して何らかの悪影響を及ぼしたことまでいうものではないから、補助参加人 X19 の業務に対する消極的な態度の例示としては失当である。

よって、補助参加人 X19 が消極的であったとして、これを人事考課上低く評価する根拠とすることはできない。

なお、被告は、補助参加人 X19 は、業務運営方針アンケートを支店に対して提出し、業務運営等について積極的に提言を行っている旨主張する。しかし、証拠及び弁論の全趣旨からすれば、このアンケートは、業務上の指示に基づき支店全職員が提出するものであることが認められること、その他右提言の内容に照らせば、右提言をもって補助参加人 X19 の業務推進に対する積極的な態度の表れであるとはいえず、被告の右主張は採用できない。

(2) 自己啓発に対する姿勢について

原告は、補助参加人 X19 の自己啓発に対する姿勢につき、次のとおり主張する。

そこで検討するに、一般に、労働者が自己啓発のために積極的に努力している場合、また、労働者が自己啓発を怠った結果業務に支障を来したような場合には、使用者として、このような点を人事考課上の評価の対象とすることは許されると考えられるが、就業時間外の自己啓発の姿勢に欠けること自体に関して、使用者として低い評価を加えることは、使用者に与えられている裁量権の範囲を逸脱するものと考えられる。

そうすると、原告の前記主張事実をもって人事考課上低く評価する根拠とすることはできない。

(3) 規律上問題のある言動について

ア 証拠によれば、補助参加人 X19 は、原告において着用を義務付けられている記章及びネームプレートを着用していなかったこと、上司からこれを着用するように注意を受けたことがあることが認められる。

イ そこで検討するに、本来着用すべき記章等を着用していなかった点に

つき、補助参加人 X19 にはこれを正当化すべき事情はないというべきであり、結局、この点に関する補助参加人 X19 の行動は、原告の職場内の規律上問題のある行動であったといえることができる。

(4) 後輩に対する指導・助言について

原告は、補助参加人 X19 は、昭和六〇年四月に四等級に昇格したのであるから、後輩に対して助言・指導を行うことが求められるのに、五等級者に業務上助言を与えたり、指導をするということは全くなかった旨主張する。

しかし、原告における他の職員がそのような指導、補佐、提言等をどの程度行っていたかを含めて、具体的な事実は明らかでなく、人事考課上低く評価する根拠とすることはできない。

(二) 結論

(1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X19 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(八))は、規律上問題のある言動があったことの点を除き、いずれも理由がないというべきである。

(2) 次に、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X19 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、補助参加人 X19 は、同期者七十一名ないし六十九名中最下位に位置付けられていたことが認められる。

(3) そこで検討するに、補助参加人 X19 の昭和六〇年から六二年にかけての勤務状況等は記章の不着用の点のほかは取り立てて問題とすべきものがなく、かえって、証拠によれば、昭和六一年度において、補助参加人 X19 の延滞口解消実績は、同年度を通じて延滞係を担当した者六名中、年間処理計画件数と実際の処理件数の割合は第二位(第一位は管理役)、実訪件数は第一位であったと認められ(この点に関し、原告は、昭和六一年度及び昭和六二年度の補助参加人 X19 の解消実績はむしろ低いほうであった旨主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。)、優れた勤務実績を上げているのであって、このことにも照らすと、右各格付はいずれも不当に低いものと認められる。

以上に加え、第四、二のとおり、補助参加人 X19 は、昭和五七年度以降一貫して同期者中最下位に位置付けられているものと認められること、第四、二のとおり、原告は、補助参加人らの組合活動等に対して強く嫌悪していたこと、第四、二、2、(八)のとおり、補助参加人 X19 が昭和五四年のスキーツアーに関して抗議した一件のあって以降、支店の職制らが補助参加人 X19 の組合活動に対して嫌悪を示す発言をしたこと、その後も、補助参加人 X19 は国金労の活動方針に反する行動を行うなどしたこと、第四、二、3、(一)のとおり、原告は、支店の職制らを通じて組合対策等を実行していたこと、以上の各点を総合考慮すると、原告は、補助参加人 X19 に対し、その先鋭的な組合活動等に嫌悪して、処遇上の不利益を被らせようと企図し、人事考課において補助参加人 X19 の優れた勤務実績を

無視し、殊更に低く評価し、その結果補助参加人 X19 と同期中位者との間に等級・号俸における格差が生じたことを推認することができる。

以上の事実は、原告が補助参加人 X19 の組合所属あるいは組合活動のゆえに不利益取扱いを行ったものとして、労働組合法七条一号の不当労働行為に当たり、また、そのことによって補助参加人 X19 が所属する全国活会あるいは発展会の組合活動等の弱体化を企図して支配介入を行ったものとして、同条三号の不当労働行為に当たる。

9 補助参加人 X2 について

(一) 補助参加人 X2 は、昭和五五年三月から名古屋支店で勤務し、審査係として勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X2 の勤務状況等について、第三、一、5、(九)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 事務処理上の過誤について

ア 証拠によれば、補助参加人 X2 の事務処理上の過誤について次の事実が認められる。

- ① 魚介類小売業者から店舗改装等の設備資金として一、五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けは特別貸付けの一つである食品貸付けに該当し、設備の内容によって適用する金利は異なり、冷凍(蔵)設備等について年六・九五パーセントを適用すべきところ、誤って年六・八パーセントで意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六〇年一〇月一五日に補助参加人 X2 に対し、利率適用相違について指摘し、規定外貸付けとなるような項目については特に細心の注意を払い対応するよう注意して、利率について六・八パーセントを六・九五パーセントに訂正した。
- ② スナックを営む業者から店舗改装等の設備資金として二〇〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けは環衛貸付けに該当し、設備の内容によって適用する金利が異なり、厨房設備等に適用する金利は年六・九五パーセントとすべきところ、これを誤って年六・八パーセントの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六〇年一月一四日に補助参加人 X2 に対し注意し、利率について六・八パーセントを六・九五パーセントに訂正した。
- ③ 居酒屋から店舗改装等の設備資金として一七〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けは環衛貸付けに該当し、設備の内容によって適用する金利が異なり、厨房設備等に適用する金利は年六・九五パーセントとすべきところ、これを誤って年六・八パーセントの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六〇年一月一四日に補助参加人 X2 に対し再度注意し、利率について六・八パーセントを六・九五パーセントに訂正した。
- ④ 洋傘製造業者から材料仕入資金として五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、銀行その他の金融機関からの借入総額に関する支店長権

限規程において、借入総額が二億五、〇〇〇万円を超えても申込金額が五〇〇万円以下のときは支店長決裁で融資できるとの規定を看過し、本店申請をする旨の意見具申を行い、昭和六一年三月七日に注意・指導を受けた。

- ⑤ すし屋から店舗等の設備資金として三五〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けは環衛公庫の振興事業施設貸付けにあたり、店舗等の設備は年六・〇五パーセントが適用されるにもかかわらずこれを誤って年六・三パーセントを適用する旨の意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年四月五日に補助参加人 X2 に対し、規定外貸付けとならないために、利率適用のような基本事項は注意するように指導し、利率について六・三パーセントを六・〇五パーセントに訂正した。
- ⑥ 建材卸売業者から支払手形等の決済資金として五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、融資する旨の意見具申を行ったにもかかわらず保証予定者に対して行わなければならない保証意思確認を怠った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年四月一〇日に補助参加人 X2 に対し、保証意思確認が未了であることを指摘し、信用調査票の提出時には保証意思確認が完了しているかどうかをきちんと点検するよう注意・指導した。
- ⑦ 茶小売業者から店舗改装等の設備資金として五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けは特別貸付けのうち生鮮食料品等小売業近代化資金貸付け(食品貸付け)として取り扱うべきところ、誤って対象とならない普通貸付け(一般貸付け)で融資するとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年四月一日に補助参加人 X2 に対し、本件は食品貸付対象であり、規定外貸付けとなること、事務便覧によりチェックを励行することを注意・指導した。
- ⑧ くつ下製造業者から支払手形の決済資金として一、〇〇〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けが特別貸付けの一つである中小企業国際経済調整対策等資金貸付け(国調貸付け)にあたるかどうかの検討を怠り、本件申込みが右貸付けの対象業種であるにもかかわらず、普通貸付け(一般貸付け)として取り扱うとの意見具申を行った。その結果、貸付金利についても年五・三パーセントを適用すべきところ、基準金利の年六・四パーセントを適用するとの誤った意見具申を併せて行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年四月一七日に補助参加人 X2 に、規定無視の意見が目立つ、規定をよく読み不明の場合は相談に来るよう注意・指導するとともに、調査票「査定」の欄に、「国調へ振替」と記載して、本件を中小企業国際経済調整対策等資金貸付けに振り替えるよう補正するとともに、利率も訂正した。
- ⑨ 公衆浴場業者から浴場施設の設備資金として一、八〇〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けは環衛貸付けに該当し、設備の内

容によって適用する金利が異なり、浴槽、洗場等の設備について年六・〇パーセントを適用すべきところ、これを誤って年六・〇五パーセントを適用するとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年五月二日に補助参加人 X2 に対し利率相違を指摘して注意するとともに、利率について訂正した。

- ⑩ 税理士より運転資金分五〇〇万円と設備資金分一〇〇万円の計六〇〇万円を一貸付けとして利用したい旨の融資申込みのあった案件で、基準金利を適用するには、運転資金貸付けの基準金利適用期間と設備資金貸付けの基準金利適用期間を按分比例した貸付期間内に限られることとされ、かつ、設定された貸付期間が右期間を超える場合には、基準金利に〇・一パーセント加算した利率が適用されるにもかかわらず、これを看過し、右期間を超える貸付期間を設定しながら基準金利を適用する旨の意見具申を行った。

この按分比例の取扱いについては、昭和六一年度の制度改正事項であるが、融資課のミーティングなどで取扱いについて徹底していたことから、Y32 課長は、昭和六一年五月一二日に補助参加人 X2 に対し、利率適用相違を注意するとともに、利率について訂正させた。

- ⑪ 大工工事業者から作業場、事務所の新築資金として八〇〇万円の融資申込みのあった案件で、普通貸付け(一般貸付け)において設備資金の貸付けの場合、貸付期間が一〇年(一二〇か月)以内であれば基準金利が適用される所、貸付期間を一〇〇か月としているにもかかわらず、金利については基準金利より〇・一パーセント高い金利を適用するとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年五月一七日に補助参加人 X2 に対し、五月一二日の件(⑩の事例)に引き続き同様の利率適用上の誤りであるとして、注意するとともに利率について訂正した。
- ⑫ 電気工事業者から買掛金決済のため五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、普通貸付け(一般貸付け)において運転資金の貸付けの場合、貸付期間が五年(六〇ヵ月)以内であれば基準金利、五年を超える場合は基準金利に〇・一パーセント加算した金利が適用されるにもかかわらず、貸付期間を八三か月とし、金利については基準金利を適用するとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年六月一〇日に補助参加人 X2 に対し、注意が散漫であり間違いが多過ぎると指摘し、慎重に対応するよう注意するとともに、利率について訂正させた。
- ⑬ 電気照明器具製造業者から材料仕入れ、買掛金決済のため七〇〇万円の融資申込みのあった案件で、貸付期間を一〇〇か月として融資する旨の意見具申があったが、普通貸付け(一般貸付け)にあっては、運転資金について貸付期間が七年を超える場合は本店申請が必要であるにもかかわらずこれを看過して、支店長決裁だけで貸し付けるとの意

見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年六月一三日に補助参加人 X2 に対し、右の点の誤りを指摘し、貸付期間を七年以内とするのか、本店申請をするのか確認したところ、補助参加人 X2 は、申込人と相談し、返済回数を八一回(貸付期間七年以内)に修正した。これを受けて、同課長は、補助参加人 X2 に対し顧客に対する信頼の問題であり、今後注意するよう指導した。

- ⑭ 軽車両運送業者から運転資金として四五〇万円の融資申込みのあった案件で、運転資金で貸付期間七年(八四か月)を超える場合は本店申請が必要となること、また、貸付期間が五年を超える場合の適用金利は基準金利に〇・一パーセント加算する必要があることを看過して、貸付期間を七年六か月(九〇か月)としながら支店長決裁だけで、かつ、基準金利で貸し付けるとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年六月一三日に補助参加人 X2 に対して注意した。
- ⑮ 既往貸付けが二口ある生コン製造販売業者から賞与支払のため五〇〇万円の融資申込みがあった案件で、当該業者は融資を受けられる場合、既往貸付け二口分を今回の融資から差し引いてほしい旨の申入れがあったにもかかわらずこれを看過し、一口分だけ現貸決済する旨の意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年六月二六日に補助参加人 X2 に対し、借入申込書にある申込法人代表者の要望について指摘し、借入申込書記載の申込人の要望等に注意して対応するよう注意・指導した。
- ⑯ 金網製造業者から材料仕入等の運転資金として二、一〇〇万円の申込みのあった案件で、無担保債権額が八〇〇万円を超えると本店申請が必要であり、事前に貸付承認申請書を作成すべきなのに、これを看過して、無担保で一、〇〇〇万円を支店長決裁だけで融資するとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年七月一〇日に補助参加人 X2 に対し、無担保額に係る本店申請が必要であると指摘して投げ返した。
- ⑰ 理容業者から店舗等の設備資金として一、二〇〇万円の融資申込みがあった案件で、当該貸付けは環衛公庫の振興事業施設貸付けとなり、金利は年六・〇五パーセントが適用されるにもかかわらず、誤って年六・三五パーセントを適用するとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年八月一九日に補助参加人 X2 に対し、利率相違について厳重に注意するとともに、利率について訂正した。
- ⑱ バーを営む業者からボーナス等の支払資金として四〇〇万円の融資申込みのあった案件について、融資する旨の意見具申をしてきたにもかかわらず保証予定者に対して行わなければならない保証意思確認を怠った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年八月一二日に補助参加人 X2 に対し、保証意思確認が未了であることを注意し、信用調査票としては重大な要件の欠如であり、今後注意するよう注意した。

- ⑱ 環衛公庫の設備融資を既に受けている給食センターを営む業者から、材料仕入等の運転資金として原告の普通貸付け一、〇〇〇万円の融資申込みのあった案件で、今回、原告貸付け分から既往の環衛貸付け分(残元金二一〇万円)を決済処理(現貸決済)させることはできないにもかかわらず、決済して融資する旨の意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年九月一日に補助参加人 X2 に対し、初歩的かつ基本的誤りであることを指摘して注意した。
- ⑳ 既往取引のある美容業者から設備資金として九〇〇万円の融資申込みのあった案件で、無担保債権額が八〇〇万円を超えると本店申請が必要であり、事前に貸付承認申請書の作成が必要であるところ、右申込みでは今回の融資額九〇〇万円と既往融資の残金二一六万円とを合せて無担保融資が一、一一六万円となるのに、支店長決裁だけで貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六一年九月一八日に注意・指導を受けた。
- ㉑ 薬局を営む業者から商品仕入、車輛購入資金として九〇〇万円の融資申込みのあった案件について、融資する旨の意見具申をしてきたにもかかわらず、保証予定者に対して行わなければならない保証意思確認を怠り、昭和六一年九月三〇日に注意・指導を受けた。
- ㉒ 飲食店から店舗改装のため二四四万円の融資申込みのあった案件について、融資する旨の意見具申をしてきたにもかかわらず、保証予定者に対して行わなければならない保証意思確認を怠った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年一〇月六日に補助参加人 X2 に対し、保証意思確認が未了であることを注意し、副調査役として若手職員を指導すべき立場にありながら余りにも誤りが多すぎることを指摘し、信用調査票の提出時には再点検を行うよう注意・指導した。
- ㉓ 喫茶店経営者から運転資金として、二〇〇万円の融資申込みのあった案件で、普通貸付け(一般貸付け)は運転資金の貸付けの場合、貸付期間が五年以内であれば基準金利、五年を超える場合は基準金利に〇・一パーセント加算した金利が適用されるにもかかわらず、貸付期間を六七か月とし、適用金利は基準金利を適用するとの意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年一〇月二〇日に補助参加人 X2 に対し、同じ過誤を繰り返していること及び過誤の重大性について注意した。
- ㉔ コンクリート製品製造業者から運転資金五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、貸付期間を一〇〇か月として融資する旨の意見具申があったが、普通貸付け(一般貸付け)にあつては、運転資金について貸付期間が七年を超える場合は本店申請が必要であるにもかかわらずこれを看過しており、また保証予定者に対する保証意思の確認も怠った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年一〇月二三日に補助参加人 X2 に対し、運転資金で一〇〇回払いとしながら本店申請としていないこ

- と、また、保証意思確認が未了のままであることについて注意した。
- ②⑤ 酒販売業者から仕入資金として二、七〇〇万円の融資申込みのあった案件で、融資する旨の意見具申をしてきたにもかかわらず、保証予定者に対して行わなければならない保証意思の確認を怠った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年一〇月二四日に補助参加人 X2 に対し、保証意思確認が未了であることを注意し、同様の過誤を繰り返していることを注意した。
- ②⑥ 米穀小売業者から精米設備等の設備資金五〇〇万円と運転資金二〇〇万円の融資申込みのあった案件で、設備資金の融資に当たっては特別貸付けの一つである食品貸付けとなり、使途である精米設備は基準金利より低い金利が適用されるにもかかわらず基準金利を適用する旨、また、運転資金の融資に当たっては普通貸付け(一般貸付け)となり、貸付期間が五年を超える場合は基準金利に〇・一パーセント加算した金利が適用されるにもかかわらず、貸付期間を八〇か月とし、基準金利を適用する旨の意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六二年三月一六日に補助参加人 X2 に対し、利率適用相違について注意するとともに、申込人と再相談し、運転資金については返済回数を五八回(貸付期間五年以内)に修正し、また、設備資金の利率を訂正した。
- ②⑦ 製本業者から運転資金として二二〇万円、設備資金として二八〇万円の申込みのあった案件で、運転資金については貸付期間が五年を超える場合は基準金利に〇・一パーセント加算した金利が適用されるにもかかわらず、貸付期間を七九か月とし、基準金利を適用する旨意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六二年三月二八日に補助参加人 X2 に対し、適用利率の相違について指摘し、再々の規程違反があること、常々規程を見ての作業を指示しているが一向に改善されていないこと、若い職員でもこれほどの規程違反はないことを申し渡し、自覚をもって改善するよう注意した。
- ②⑧ アクセサリー卸売業者から運転資金一、〇〇〇万円の融資申込みがあった案件について、貸付期間が五年を超える場合は基準金利に〇・一パーセントを加算した金利が適用されるにもかかわらず、貸付期間を八〇か月とし、基準金利を適用する旨の意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六二年六月一二日に、補助参加人 X2 に対し適用利率の相違について指摘し、規程の無理解について注意した。
- ②⑨ 理容業者から音響設備等の資金として四〇〇万円の融資申込みのあった案件で、当該貸付けは環衛公庫の振興事業施設貸付けとなり、音響設備の適用金利は年四・九パーセントであるにもかかわらず年四・八五パーセントを適用する旨の意見具申を行った。これに対し、Y32 課長は、昭和六一年六月一日に補助参加人 X2 に対し、利率適用相違について指摘し、利率適用には十分注意するよう注意するとともに、

利率について訂正させた。

- ③① 根抵当権を設定し融資している自動車ゴム部品製造業者から機械購入資金として八〇〇万円の融資申込みのあった案件で、今回融資により貸付金額の合計は二、一五二万円となるため、根抵当権の極度額について変更する必要があるにもかかわらず、これを看過し、従前のままの極度額で融資するとの意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、昭和六二年七月二三日、受払票に、「極度額変更は」と記載して補助参加人 X2 に投げ返した。
- ③② 鋳物研削業者から運転資金として二〇〇万円の融資申込みのあった案件で、信用調査で確認した証拠書類を信用調査票に記入すべきであるにもかかわらず、これを怠った。これに対し、Y33 課長は、昭和六二年七月三十一日、受払票に、「確認資料記入のこと」と記載して補助参加人 X2 に投げ返した。
- ③③ 既に根抵当権を設定して融資しているハンカチーフ製造業者から運転資金として五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、根抵当権台帳により根抵当権の内容について変動がないか確認した上で融資の可否について判断すべきところ、これを怠ったまま貸し付けるとの意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、昭和六二年八月七日、受払票に、根抵当権台帳の確認が必要である旨記載して補助参加人 X2 に投げ返した。
- ③④ 既往貸付け(残元金一二六万円)のある鉄骨建築業者から運転資金として四五〇万円の融資申込みがあった案件で、当該企業の既往貸付けについて申込み直前の昭和六二年三月分及び同年六月分の支払が遅れているにもかかわらず、延滞理由を調査しないまま融資する旨の意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、昭和六二年八月七日、受払票に、三月分と六月分の返済遅延の理由を確認する必要がある旨記載して補助参加人 X2 に投げ返した。
- ③⑤ 鉄工業者からプレス購入等の設備資金と運転資金として六〇〇万円の融資申込みのあった案件で、信用調査で確認した証拠書類を信用調査票に記入することを怠った。これに対し、Y33 課長は、昭和六二年九月二四日、受払票に、帳簿関係は何を見たのか記入する必要がある旨記載して補助参加人 X2 に投げ返した。
- ③⑥ クリーニング業者からドライ機購入資金として五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、当該業種は振興事業施設貸付けの対象業種であり、基準金利(年五・二パーセント)より低い特別利率(年四・八パーセント)が適用されるため、これを適用するかしないのか検討した上で融資意見を具申する必要があるにもかかわらずこれを怠り、かつ、経営内容について確認した証拠書類を信用調査票に記入することを怠った。これに対し、Y33 課長は、昭和六二年九月二四日、受払票に、帳簿は何を見たのか、「証」欄の記入、振興貸付け希望の有無につい

て記入する必要がある旨記載して補助参加人 X2 に投げ返した。

- ③⑥ 手芸用品卸売業者から倉庫、事務所の新築のため、一、二〇〇万円の融資申込みのあった案件で、貸付期間が一〇年を超える場合は本店申請が必要であり、事前に貸付承認申請書を作成することが必要であるにもかかわらずこれを看過し、一〇年を超える貸付期間を設定したのに支店長決裁だけで貸し付けるとの意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、昭和六二年九月二九日、受払票に、一二〇回ではだめと記載して補助参加人 X2 に投げ返した。
- ③⑦ 美容業者から店舗等の設備資金として五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、追加保証人について、原告との既往索引の有無の確認を怠り、また、この貸付けは振興事業施設貸付けに該当するため、店舗等の設備は年四・八パーセントが適用されるにもかかわらず年五・二パーセントを適用する旨の意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、昭和六二年一月四日、利率の適用相違と、保証人予定者に係る索引もれについて指摘し、補助参加人 X2 に投げ返した。
- ③⑧ 既に原告から融資を受けている美容業者から、材料仕入、諸経費支払資金として環衛公庫の貸付けにより一、六五〇万円の融資申込みのあった案件で、今回融資分から既往貸付け分(残高三六〇万円)は決済(現貸決済)できないにもかかわらず、決済する旨の意見具申を行った。また、今回貸付け分の金利は基準金利の年五・七パーセントを適用すべきであるにもかかわらず、誤って特別利率の年五・二パーセントを適用するとの意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、昭和六二年一二月三日、受払票に、環衛貸付けを普通貸付けによって決済することはできないこと、振興事業施設貸付運転資金は五・二パーセントではないことを記載して補助参加人 X2 に投げ返した。
- ③⑨ 公衆浴場業者から店舗等のほか、コインランドリーに係る設備資金四、〇〇〇万円の融資申込みがあった案件で、コインランドリーは基準金利(年五・七パーセント)より低い特別利率(年四・七パーセント)は適用されないにもかかわらず、特別利率を適用するとの意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、昭和六二年一月一八日、受払票に、「コインランドリー」と記載して補助参加人 X2 に投げ返した。
- ④⑩ 染色業者から運転資金一、〇〇〇万円の融資申込みのあった案件で、融資する旨の意見具申があったが、保証予定者に対し保証意思確認を怠ったまま信用調査票を提出した。これに対し、Y33 課長は、昭和六二年一月二五日、受払票に、保証意思確認が抜けていることを記載して補助参加人 X2 に投げ返した。
- ④⑪ 書店を新規に開業する業者からの八〇〇万円の融資申込みの案件で、根抵当権を設定し融資する旨の意見具申があったが、根抵当権設定に伴う正味担保価格の算定において先順位の普通抵当権が設定されているときの当該先順位抵当権者の債権額は、利息・遅延損害金相当

分を勘案し残元本を一・三倍した額としているにもかかわらず、これを看過して意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、昭和六二年一二月一八日、受払票に、担保は一・三倍することと記載して補助参加人 X2 に投げ返した。

④② 配電盤製造業者から諸経費支払等のため二、五〇〇万円の融資申込みのあった案件で、融資する旨の意見具申があったが、保証予定者に対する保証意思確認を怠ったまま信用調査票を提出した。これに対し、Y33 課長は、昭和六二年一二月一〇日、受払票に、保証意思を確認する必要がある旨記載して補助参加人 X2 に投げ返した。

④③ 既往の代理貸付け(残元金三九〇万円)がある木材業者から諸経費支払のため一般貸付けで二、七〇〇万円の融資申込みのあった案件で、一般貸付けの貸付限度額は代理貸付けと直接貸付けとを合わせて二、七〇〇万円となるため、直接貸付けは二、七〇〇万円から代理貸付け分を差引いた額以内でなければならないにもかかわらずこれを看過し、今回二、七〇〇万円の融資をする旨の意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、昭和六二年一二月一五日、受払票に、代理貸付けが三九〇万円あるから、貸付限度をオーバーしている旨記載して補助参加人 X2 に投げ返した。

④④ 建物防護工事業者から諸経費支払の資金として八〇〇万円の融資申込みのあった案件で、普通貸付けの場合、貸付期間が五年を超えるとときは基準金利に〇・一パーセント加算した金利が適用されるにもかかわらず、基準金利を適用する旨の意見具申を行った。これに対し、Y33 課長は、昭和六三年一月二二日、受払票に、五年を超えているので〇・一パーセント加算される旨記載して補助参加人 X2 に投げ返した。

イ 以上認定の事実は、いずれも補助参加人 X2 の事務処理上の過誤であると認められる。なお、ア②と③の事例は、環衛貸付けに当たり、厨房設備等の近代化設備等については本来年六・九五パーセントの利率が適用されるのに、これを誤って利率年六・八パーセントで適用して意見を出した事例である上、上司からの注意・指導は、昭和六〇年一二月一四日に同時に受けていることにかんがみると、過誤事例としては一例として評価することが相当であると考えられるから、補助参加人 X2 の過誤事例として認められる件数は全体として四三件に上るといふべきである。

以上のとおり、補助参加人 X2 のこの種過誤事例は、約二年三か月の間(上司からの注意・指導があった日を基準とする。)に四三件に及んでいること、その過誤は同種の事項についてのものが多い上、いずれも審査係として基本的な事項に対する知識と理解、あるいは注意力に欠けていた結果であるといふことができること、殊に、ア①ないし③、⑤、⑧ないし⑫、⑭、⑰、⑲、⑳ないし㉑、㉓ないし㉕及び㉗の各事例(計二〇件)の過誤は、適用利率の誤りの点にあるところ、融資に当たって適

用される利率を誤ると、原告にとっても融資を受ける顧客にとっても重大な問題を生じるおそれがあること、同⑥、⑱、㉑、㉒、㉔、㉕、㉗及び㉚の各事例(計八件)の過誤は、保証意思確認を怠った点にあるところ、これを怠れば、保証否認の場合への対応が困難になるなど債権回収に重大な問題を生じさせるおそれがあること、以上の各事実が認められる。これに加え、証拠によれば、昭和六一年度のいわゆる投げ返し(担当者の担当課長への具申に対し、同課長が担当者に対して行う指示)の件数は、審査係担当者中補助参加人 X2 が最も多いことが認められることに照らすと、右各事例は、補助参加人 X2 が業務知識が十分でなく、事務処理の仕方が粗雑であり、あるいは注意力に欠けていたことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

ウ 被告及び補助参加人らの主張について

(ア) 被告は、ア③、同⑤、同⑧、同⑱、同㉑及び同㉚の各事例においては、融資後何らの問題もなく回収され、完済に至った案件である旨主張する。

しかし、債権が円滑に回収されるか否かについて慎重に検討を加えるべき融資審査という職務の性格上、結果的に債権が回収されたとしても、そのことで右各事例における過誤が過誤でなくなるというわけではないことは明らかであり、右主張は失当である。

(イ) 被告は、ア⑥の事例につき、保証予定者への保証意思確認は、実際には契約係で確認することも多く、このことは、昭和六一年度の本店検査において、右の点は審査担当が行うべきとの指摘を受けた事実によっても裏付けられること、また、同事例では補助参加人 X2 が改めて保証人の意思を確認したことを主張する。

しかし、証拠によれば、原告での融資に際して、保証意思確認は審査係が行うべきとされていること、右本店検査におけるこの点に関する指摘は、保証意思確認条件で決定している案件において、意思確認を契約係が行っている場合があり、審査担当者自身がこれを行うべきであるという趣旨であること、「保証意思確認条件」とは、保証人の事情で意思確認手続を後回しにせざるを得ない場合に、後日保証意思を確認することを条件にとりあえず審査手続を進行させて上司に決裁を求めることをいうこと、したがって、右本店検査における指摘は、補助参加人 X2 の行った同⑥の過誤とは場面を異にすることが認められること、また、後に保証人の意思確認を行ったといっても、これはその前日の上司の注意・指導に基づいたものであること、以上の事情に照らすと、被告の右主張は採用できない。

(ウ) 被告は、同⑦の事例につき、この貸付けの少し前にあたる昭和六一年年末の規程改正以前には、茶小売業者への貸付けに関して、普通貸付けで取り扱われていた経過がある旨主張するが、証拠によれば、特別貸付対象業種に茶の小売業が含まれたのは昭和五二年四月

以降であることが認められるから、被告の右主張は失当である。

- (エ) 被告は、同㉓及び㉔の各事例につき、信用調査票の所定のわずかに、三ミリメートルの幅の欄に、確認した証票を片仮名の符号で記載すべきところを空欄としていたというに過ぎない旨主張する。

しかし、証拠によれば、信用調査票の片仮名の符号で記載する欄は、顧客の資産、負債状況等融資に当たって重要な事項の検討につき、その裏付け資料を指摘する部分であることが認められるから、その所定欄が小さいからといって空欄にしておくことに問題がないということにはならないと考えられる。被告の右主張は採用できない。

- (オ) 被告は、同㉕の事例につき、根抵当についての変動の有無の記載を空欄にしたに過ぎない上、上司の指示に基づきこれを台帳で確認している旨主張する。

しかし、台帳で確認していたのに記載を漏らしたという場合であれば格別、その確認をしていない以上、担保余力がどの程度あるかという、融資に当たっての重要な考慮要素を確認していない過誤は、後に確認したからといって正当化されるものではないというべきであり、被告の右主張は採用できない。

- (カ) 補助参加人らは、検査部による昭和六二年度の支店実地検査結果においては、昭和六二年度の検査において審査事務の不備事例として指摘した総件数に対する割合として高い順に、資金収支・返済力等の検討不十分、取引条件チェック等の検討不十分、担保不動産に係る評価等の検討不十分、割賦金・利率適用相違等が指摘されているが、補助参加人 X2 の過誤事例にはその種のもののみ認められない旨主張し、これに沿う証拠もある。

しかし、補助参加人 X2 には、右実地検査の結果によって判明した不備事例と同種の過誤がなかったからといって、補助参加人 X2 の過誤が軽度であるとか標準的であるなどということにはならないことは明らかである。そして、補助参加人 X2 の場合は、前記認定のとおり、利率の誤り、保証意思確認未了、本店申請の要否の判断の誤り、信用調査票への記入もれ等の基本的な点についてその過誤等の回数が多く、過誤等に関する注意・指導を受けながらもなお同様の過誤等を繰り返していたこと等にも照らすと、右実地検査の結果によって補助参加人 X2 に対する人事考課上の評価に関する前記認定が左右されるものではないというべきである。補助参加人らの右主張は採用できない。

- (キ) 補助参加人らは、補助参加人 X2 が担当していた案件は多く、原告の主張する過誤事例は割合としてわずかに過ぎない旨主張する。しかし、前記認定のとおり、昭和六一年度の補助参加人 X2 の投げ返しの件数は審査係担当者中最も多かったことに照らせば、補助参

加人らの右主張は採用できない。

(2) 不注意な事務上の過誤について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 審査係は毎月一回「調査中調べ」として、現在申込み中で各担当者に配付された案件について、現物の照合を行うことになっている。

調査中調べで、各審査係は自分の手持案件について貸付種別ごとの件数、金額を調査中調べ票に記入し、とりまとめ担当者に提出する。担当者は各審査担当者から提出のあった調査中調べ票に基づいて集計表を作成する。このように、支店では、申込書等の現物、申込受付票、業務日報(種別ごとに毎日の申込件数、金額を集計している帳票)とを照合している。

補助参加人 X2 は、昭和六〇年七月に実施した調査中調べにおいて、特別貸付けの一つである倒産防止対策貸付けの申込み案件について、倒産防止対策貸付け分として調査中調べ帳票に記入し集計しなければならないにもかかわらず、普通貸付け(一般貸付け)として処理したことから、支店の「調査中調べ」が一致しなかった。そこで、Y32 課長は、昭和六〇年七月二二日補助参加人 X2 を注意・指導した。これに対して、補助参加人 X2 は「知らなかった。」と発言した。

(イ) 審査係は融資に係る意見具申に当たって、貸付け後の顧客の支払方法についても具申することになっている。顧客の支払方法は、窓口持参、銀行・郵便局からの送金、自動振替等があるが、当時管内の金融機関の中で自動振替による公庫への支払の取扱いをしていないところもあった。そこで、支店では自動振替の取扱金融機関については、一覧表で担当者に周知徹底させていた。

ところが、補助参加人 X2 は、昭和六一年六月から九月にかけて、次のとおり、自動振替の取扱いをしていない東春信用金庫の預金口座から自動振替で支払うとの意見を出してきた。

① 補助参加人 X2 は、ある案件の信用調査票において、申込人の返済方法に関して、東春信用金庫から自動振替によって支払うとの意見を出してきた。この当時、東春信用金庫には自動振替による公庫への支払の取扱いはなかったため、昭和六一年六月三日、Y32 課長は補助参加人 X2 に対し、原告の信用にかかわる問題である旨注意した。

② 補助参加人 X2 は、ある案件の信用調査票において、申込人の返済方法に関して、東春信用金庫から自動振替によって支払うとの意見を出してきた。右同様、この当時、東春信用金庫には自動振替による公庫への支払の取扱いはなかったため、昭和六一年七月二二日、Y32 課長は補助参加人 X2 に対し、このような不手際により顧客の信頼がなくなると注意した。

- ③ 補助参加人 X2 は、ある案件の信用調査票において、申込人の返済方法に関して、東春信用金庫から自動振替によって支払うとの意見を出してきた。この時点においても、東春信用金庫は自動振替による公庫への支払の取扱いはなかったため、昭和六一年九月二六日、Y32 課長は補助参加人 X2 に対し、東春信用金庫については自動振替による公庫への支払の取扱いを行っていないことを再三にわたり注意してきたが、また過誤を行っており、自覚がない、顧客の信頼もなくなると嚴重に注意した。
- (ウ) 昭和六一年八月、個人で小売業を営む業者から買掛金の決済資金として二五〇万円の融資申込みのあった案件で、補助参加人 X2 は、当該企業には買掛金が発生していないことが経営資料から明らかであるにもかかわらず、資金の用途を買掛金の決済として融資する旨の意見具申を行った。そこで、Y32 課長は、昭和六一年八月二七日補助参加人 X2 を注意・指導した。
- (エ) 名古屋支店では、申込人の信用調査について、支店に来てもらって面接調査を行うほか、顧客の便宜を図って地元の商工会議所等に審査担当者が出掛けて面接を行うこともあった。補助参加人 X2 は、昭和六二年四月一日に予定していた面接場所が春日井商工会議所であるにもかかわらず、四名の顧客にあてた面接案内通知に面接場所を公庫名古屋支店と記入して送付してしまった。補助参加人 X2 本人はそのことに気が付かないまま、同日面接場所の春日井商工会議所に出張した。この結果、顧客の一人が名古屋支店に来店してしまったので、同じ審査係の Z42 職員から顧客に事情を説明の上陳謝し、春日井商工会議所に戻ってもらうとともに、他の三名の顧客には電話で至急連絡した。
- 同日午後四時に帰店した補助参加人 X2 に対し、Y32 課長は、顧客に迷惑をかけた上に原告の信用にかかわる問題であり、今後十分注意するよう指導した。
- イ 右認定の事実、特に、ア(ア)の事例における Y32 課長の注意・指導に対する補助参加人 X2 の弁解内容、同(イ)の①ないし③の各事例の頻度(約四か月間に三件)に照らすと、以上認定の事務上の過誤は、補助参加人 X2 の業務遂行がずさんで、また、注意力が散漫であることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。
- (3) 担当業務に対する無責任な態度について
- ア 証拠によれば、次の事実が認められる。
- (ア) 二、〇〇〇万円以上の貸付けの場合、貸付決定票を作成し、支店から本店に毎月一〇日までに報告することになっており、当該決定票のとりまとめは補助参加人 X2 が担当していた。
- ところが、補助参加人 X2 は昭和六一年二月、期限を一週間以上経過したままとりまとめを放置した。同月一八日、貸付決定票が送

付されていないことに気付いた Y32 課長が担当の補助参加人 X2 に注意したところ、とりまとめ報告を忘れたとの申出があり、早急に報告するよう指示した。

しかし、補助参加人 X2 は、同日各審査担当者に貸付決定票の用紙を配付しただけで、とりまとめもせず退店してしまった。補助参加人 X2 は翌日は有給休暇を申請しており、また翌々日は出張の予定であったことから、Y32 課長はやむを得ず、とりまとめと本店への報告を Z43 調査役に行わせた。

(イ) 昭和六一年四月、業務課と融資課間での取決め事項として、融資課で追加保証の手続を取った場合、後日業務課で融資の通知を送付するときに追加保証人を検索する便宜上、追加保証用の用紙は借入申込書に左とじでつづり込むことにし、Y32 課長が各係員に周知した。しかし、補助参加人 X2 は、この取決めを無視して右とじ処理を再三行った。そこで、Y32 課長が昭和六一年四月一〇日に注意を与えたが改めず、翌日の四月一日、さらには五月七日と再三注意をした。

(ウ) 昭和六一年四月、申込時の保証人予定者のほかに、さらに追加保証人を求める場合、追加保証人について特定した上担当課長に信用調査票を提出すると支店で取決めをした。しかし、補助参加人 X2 は、昭和六一年四月二三日これを無視して単に追加保証が必要との意見のみ記入し、追加保証人を特定することなく信用調査票を提出してきた。

この取決めについては、昭和六一年四月八日から一五日までに行われた本店検査部による検査において、同月一日、Z44 副検査役が検査概評として、審査担当者に対して追加保証人に関する事項等を指導したため、名古屋支店では、これを受けて、右同日融資課全員でミーティングをし、追加保証人に対する右取決め事項を確認したものである。

これに対して、Y32 課長は、申し合わせを守らなければ従来の体制に逆戻りする、自分に厳しく仕事をせよと指導した。

(エ) 審査係は、借入申込企業について信用調査を行い、融資の可否及びその条件についての自分の判断を所見欄に記入して課長に具申することを職務としている。ところが、補助参加人 X2 は信用調査票を提出するとき、自分の所見(意見)を記入しないまま提出してくるということが度々あった。

この件については、例えば、昭和六一年五月二八日、同年七月五日、昭和六三年一月二六日、同年三月二二日、同年四月一三日と繰り返し注意・指導されている。

(オ) 審査係は申込企業の信用調査にあたり、信用調査票を作成するが、この調査票は、顧客に関する経歴をはじめ取引先、決算内容、財務

内容、保証人の資産等、多岐にわたって情報が記入される。したがって、信用調査票の管理は厳重に行う必要がある。

ところが、補助参加人 X2 は、昭和六二年四月一五日、書き損じの信用調査票を裁断することなく支店のくずかごに捨てて退店してしまった。Y32 課長がこれを発見して裁断したが、もし、同信用調査票が外部に漏れると顧客の信用に係わるものであった。

Y32 課長は、翌四月一六日朝のミーティングにおいて、審査係全員に右状況を説明し、顧客情報に係る文書の管理について厳重注意した。

- (カ) 五〇〇万円の融資申込みのあった案件について、昭和六二年一〇月二九日右金額を融資する旨の意見具申をしてきたが、貸付期間、分割支払の金額の記載が欠落したままになっていた。そこで、Y33 課長は、昭和六二年一〇月三〇日に受払票に「返済条件記入なし」と記載して、補助参加人 X2 に投げ返している。

イ 右の事実に加え、ア冒頭掲記の各証拠によれば、これらの過誤事例は、審査事務の基本を怠った結果であると認められることにもかんがみると、以上の認定に係る勤務状況等は、補助参加人 X2 が業務遂行に当たって責任感、協調性に欠け、ずさんであったことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

被告は、ア(イ)の件につき、左綴じとする取決めは、融資通知を発送する業務課から、保証人の確認の便宜上そうして欲しいと要望を受けてのもので、審査業務での必要に基づくものではなかった旨主張する。しかし、業務課からの要望を受けて取り決められた以上、同じ支店内の審査係としてその取決めを遵守するのは当然であり、審査業務自体の必要に基づくものではないことが補助参加人 X2 の過誤を正当化する理由とはならないことは明らかであるから、被告の右主張は失当である。

また、被告は、同(ウ)の件につき、追加保証に関する取決めは、補助参加人 X2 が信用調査票を提出した直後にされた可能性が高い旨主張する。しかし、証拠によれば、右取決めは昭和六一年四月一日にされたことが認められるから、被告の右主張は採用できない。

- (4) 業務指示に対する反抗的な言動について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- (ア) 昭和六一年四月八日から同月一五日にかけて、名古屋支店に本店検査があり、その間、審査事務については同月九日から同月一日にかけて検査が実施された。その際、同月一日に検査担当の Z44 副検査役から十数件の貸付案件について問題点を指摘された。

Y32 課長は、各案件の担当者に検査担当者の指摘に対して説明用のメモを直ちに作成するように指示し、他の担当職員はすぐに提出してきた。ところが補助参加人 X2 は、「どこが問題か。どう反論すればいいのか。」と言って、Y32 課長の指示に対して反抗的な態度を

とり、従おうとしなかった。

当該案件は、同時期に関連会社からも申込みがあったという案件であり、検査担当者から、両社間の資金流出等の事項について問題点を指摘されたものであった。そこで、Y32 課長は補助参加人 X2 に対し、両案件の信用調査票を比較して、指摘された事項を検討・報告するよう厳しく指示した。

- (4) 原告を初めて利用する顧客から三〇〇万円の融資申込みがあった案件について、補助参加人 X2 が担当して基本調査を行い、昭和六二年四月一〇日、一〇〇万円を貸し付ける意見を具申してきた。

Y32 課長が内容を検討したところ、当該申込者の調査に当たり、営業所及び居宅の賃貸借契約書、家賃の領収書等の実証資料の確認がされていないので、これらを確認するよう指示した。ところが、補助参加人 X2 は、「たかが一〇〇万円の貸付けではないか。」と反抗して従おうとしなかった。

Y32 課長が、金額の多い少ないという問題ではなく、調査の仕方の問題であることを指摘し、例え話として、「自分のお金を貸す場合なら、そういうものを確認するだろう。」と言ったところ、補助参加人 X2 は、「自分の金ではない。公庫の金だ。」とさらに反抗してきたので、Y32 課長は、審査担当者として自覚が足りないと注意・指導した。

- イ 右の事実は、補助参加人 X2 が、上司の指示に従わないのみならず、上司に対して反抗的で職場の規律を乱したことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

- (5) 職場規律を乱す行動について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- (ア) 審査担当者が申込企業のところに実地調査に行った場合、一旦帰店してから退店するのが原則である。現地での調査が遅れて帰店することができず、直接帰宅する場合には、当然のことであるが支店にその旨報告する必要がある。ところが、補助参加人 X2 は、実地調査に行った後、何の連絡もしないまま帰宅することがあった。

例えば、昭和六〇年一〇月二三日、補助参加人 X2 は申込企業の所在地に実地調査に出掛けたまま、支店に何の連絡もしないで直接帰宅してしまった。そこで、翌一〇月二四日、Y32 課長はこういうことでは支店の管理上非常に困る旨注意・指導した。

- (イ) 定期的に行われる各種会議の開催について、名古屋支店では事前に職員に周知している。それにもかかわらず、補助参加人 X2 は、会議に遅れて出席することが度々あった。例えば、補助参加人 X2 は昭和六一年一月二二日、同年五月八日、同月一五日と繰り返し遅れた。

その都度 Y32 課長が、会議に遅刻することのないよう注意・指導

したが、補助参加人 X2 は、右のような態度を改善しようとしなかった。

イ 原告は、右の事実をもって、補助参加人 X2 に職場規律を乱す行動があった旨主張する。

しかし、ア(ア)については、具体的にこの種の行動が度重なるなどの事実が認められる場合は格別、昭和六〇年一〇月二三日の一件しか認められないことに照らすと、補助参加人 X2 にこの種の職場規律を乱す行動があったとまで認めることはできない。

一方、同(イ)については、証拠によれば、会議への遅刻が度重なり、その度に Y32 から注意・指導を受けていたこと、昭和六一年五月一日の件は、在店しているにもかかわらず遅刻していることに照らすと、人事考課上、職場規律を乱す行為であると評価されてもやむを得ないといふべきである。

(6) 消極的な業務姿勢が目立ったこと

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六一年二月一〇日の役席会の席上、補助参加人 X2 は、融資課の実績、計画について発表する担当になっていた。このとき、Y32 課長が予め資料を手渡していたにもかかわらず、補助参加人 X2 は事前に全く準備をしておらず、当日になって「何を話してよいかわからない。」と言ってきた。仕方なく、Y32 課長が発表すべきポイントを説明、指導したところ、それをもとに何とか役席会で発表したが、準備不足のため極めて不満足なものであり、それまでの他の職員の発表内容に比べると著しく見劣りした。

(イ) 昭和六一年度の融資課の重点目標について各人の意見を三月二五日までに提出するよう指示していたが、補助参加人 X2 一人だけが提出を怠り、Y32 課長に注意されて翌三月二六日ようやく提出してきた。

(ウ) 融資課では昭和六一年三月二八日のミーティングにおいて、昭和六一年度重点目標の打合せを行った。その際、補助参加人 X2 が提出した書面をみると、「昭和六〇年度の成果」として「昭和六〇年度貸付けについて延滞口編入なし」との記載をしており、これは支店の実態に全く反するものであった。そこで、Y32 課長は支店において延滞口編入件数が補助参加人 X2 の担当案件も含めて十数件あることを資料に基づいて説明し、副調査役であれば支店の実態について理解しておくべきである旨注意、指導した。

(エ) 融資ができないことになった顧客が、昭和六二年四月一〇日、融資できない理由を直接聞きたいと来店したとき、補助参加人 X2 は、上司の Y32 課長から顧客に説明してくれと要求してきた。Y32 課長は、融資できなかった案件で顧客から理由を聞かれた場合は担当の職員に説明させていたところから、本件についてもまず補助参加人

X2 自身で行うよう指示したところ、補助参加人 X2 は、「自分は調査の時間は与えられているが、否決理由を説明する時間は与えられていない。」と反抗してきた。Y32 課長が、否決理由を説明するのも審査系の職務であると注意するも、補助参加人 X2 はなかなか従おうとしなかった。

イ 以上認定の事実は、補助参加人 X2 が業務に対して消極的であり、責任感が欠如していることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

なお、ア(エ)に関しては、名古屋支店の審査事務マニュアルには、「苦情客が予告なしに来店した場合、役席者にその旨伝え対応を依頼する。」との記載があるが、この件で補助参加人 X2 が取った行動は、Y32 課長に対して、融資できない理由の説明を行うことの依頼であって、「役席者に対応を依頼する」との取決めの範囲を超えていることは明らかであるから、右記載によって補助参加人 X2 の行動が正当化されるものではない。

ウ 原告は、さらに、補助参加人 X2 の消極な業務姿勢の一例として、毎年一月に行う店内検査において、昭和六一年の場合、補助参加人 X2 は恩給担保貸付けに係る基本約定書の検査担当の一人として指定されていたが、昭和六一年一月一三日の店内検査当日、他の職員が支店の一階から二階に検査資料を運んで検査の準備に取りかかっているにもかかわらず、補助参加人 X2 は自席に座ったまま動こうとしなかったため、Y32 課長が補助参加人 X2 に対して「他の者をみれば自分が今何をすべきか分かるのではないか。」と注意したところ、補助参加人 X2 は渋々席を立ち、やっと動きだしたとの事実を主張する。

しかし、仮に右の事実が認められるとしても、席からしばらく動かなかったことにつきいかなる理由によるものか明らかではなく、これをもって補助参加人 X2 の業務姿勢の消極性等の表れであるとまで認めることはできない。この点に関する原告の主張は採用できない。

エ 補助参加人 X2 は、ア(ウ)に関連して、その陳述書において、自分が審査をして融資をした案件については、少なくとも一年間は延滞口としないという目標を掲げ、その結果、一年内に延滞口に編入された例は昭和五八年度貸付け分は皆無であり、昭和六〇年度貸付け分も一件程度であった旨陳述する。しかし、昭和五八年度及び昭和六〇年度の実績が仮に他の職員に比べて高いものであったとしても、そのことによって Y32 課長が指摘した問題点が解消するわけではないし、ましてや他の過誤等が正当化されたり、許容されるわけではないことは明らかである。

(7) 顧客に対する応接について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六〇年六月一三日、補助参加人 X2 は富士銀行菊井支店から紹介された顧客と面接した際、顧客がその前に銀行に申込書を提出

したことについて「どうして直接公庫に持ってこなかった。」と詰問口調で責めた。そのため顧客が立腹し、直後に電話で「申込みは公庫に直接しないといけないのか、面接でひどい言い方をされた。」と Y32 課長に抗議してきた。

また、銀行の融資課長から Y32 課長に対して、「紹介を依頼しておきながら、銀行経由を非難するとはどういうことだ、職員の指導を徹底してもらいたい。」と抗議の申入れがあり、同課長は申し訳なかったと謝罪した。Y32 課長は補助参加人 X2 に対し、顧客との応接に常々問題があることを指摘し、態度を改めるよう注意した。

- (イ) 昭和六〇年九月二四日、補助参加人 X2 が保証人の調査で岡崎信用金庫の Z45 氏に照会の電話を入れた際、相手の職員に対して礼儀を欠いた極めて横柄な態度で発言をしたということで、同信用金庫から連絡があった。担当者の話によれば、金融機関の職員とは考えられないような礼儀を欠いた発言態度で極めて不愉快であったということであった。また、このような態度で顧客とも応接しているのかと思うと他人事ながら腹が立つという話があり、その立腹ぶりは相当なものであった。

同じ金融機関の職員をこれほどまでに不愉快に思わせ、立腹させる補助参加人 X2 の態度の悪さについて、Y32 課長は同日厳しく注意した。

- (ウ) 昭和六二年八月一九日、補助参加人 X2 が対応した顧客から Y33 課長あての電話で、「全く不親切な対応で不愉快である、もう少し丁寧な説明をするよう注意してもらいたい。」旨の抗議が寄せられた。本件は、最終的には融資した案件であるが、それにもかかわらず苦情が寄せられたものである。Y33 課長にとっても貸付けをした顧客からこのような苦情を受けたのは初めての経験であった。

- (エ) 昭和六二年八月二八日、新規申込みをした顧客から、「否決されたのはやむを得ないが、担当の職員の横柄なものの言い方は今考えても腹が立つ。」「まるで警察で調べられているようだ、公庫は職員の指導をどのようにしているのか。」と抗議が寄せられた。

同日、Y33 課長は補助参加人 X2 に対して、接遇態度を改めるよう厳しく注意・指導した。

- (オ) 法人の飲食業者(お好み焼き店)から支店開設のための設備資金(投資額約一億二、四〇〇万円)の一部として、環衛貸付けで八〇〇万円の融資申込があった案件について、昭和六二年一〇月二六日、当該申込法人代表者から電話があり、「担当の X2 職員から、『今回の設備投資額一億円に対し、わずか八〇〇万円程度では公庫資金は必要ないだろう。』と言われた、一体公庫職員の指導はどうなっているのか。」との抗議が寄せられた。

同日、Y33 課長は補助参加人 X2 に事実関係を確認したところ、

右発言の事実を認めたことから、顧客の資金計画を配慮せず、折角申し込んできた顧客に対して非常識な発言をすることのないよう補助参加人 X2 に注意・指導した。

イ 右各事例に表れた応接態度は不相当であり、二年四か月強の期間において、五件の事例が挙げられることからすると単純に一過性のものとして済ますこともできず、原告の信用を失墜させたものであり、人事考課上低く評価する根拠となる。

被告は、同(オ)の件に関し、当該苦情申立以前にも同じ顧客が担保追加の件で不満を述べていた旨主張する。しかし、その顧客が、他人の言動に対して過度に不満を抱く傾向にある者であったとしても、そのような傾向にあることを認識し、又は認識し得た補助参加人 X2 が、その顧客に対し、資金計画に関して配慮に欠ける発言をしたこと自体、かえって補助参加人 X2 の応接態度に問題があったということにはほかならないのであって、被告の右主張は採用できない。

(8) 上司の補佐等の欠如及び業務取組みへの消極的な態度について

原告は、補助参加人 X2 は、単に自分の担当する事務の処理ばかりでなく、課長や調査役に対する補佐や支店の後輩職員に対する指導についても一定の役割を果たすべき立場にあったが、これらの役割を発揮したことは全くなく、また、副調査役として支店全体の業務推進に関し提言するなど、積極的に取り組むべき立場にあったのに、補助参加人 X2 の態度は極めて消極的で、支店で定期的に開催する各種会議においても積極的に発言することはなかった旨主張する。

しかし、原告における他の職員がそのような補佐、指導、提言等をどの程度行っていたかを含めて具体的事実について明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠となるとまでは認め難い。

(二) 結論

- (1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X2 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(二))は、反抗的な言動があったこと、上司の補佐等が欠如していたこと及び業務取組みが消極的であったことの各事実を除いては、いずれも理由があるものと認められる。
- (2) 次に、右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X2 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、補助参加人 X2 の格付は、同期者三九名ないし四一名中下から四番目ないし六番目に位置付けられていたことが認められる。
- (3) そこで検討するに、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X2 の勤務状況等は事務処理がずさんで、責任感に欠け、顧客に対する応接態度が不相当であり、このことに照らせば、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X2 の格付は不当に低いとは認め難いから、原告が補助参加人 X2 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められず、この点に関する被告の命令は取消しを免れない。

10 補助参加人 X8 について

(一) 補助参加人 X8 は、昭和五四年七月から名古屋支店に勤務し、延滞係として勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X8 の勤務状況等につき、第三、一、5、(一〇)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 指示の実行遅延について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五六年二月三日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月一七日に保証人全員についてそれぞれ強制執行の効果を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六〇年六月二四日まで五か月余にわたり実行しなかった。
- ② ①と同じ案件で、昭和六〇年六月二四日に債務者法人代表者の住所について調査することの指示を受けていたにもかかわらず、同年九月二四日まで三か月にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五七年八月二六日ほか貸付金額計三〇〇万円の案件で、昭和六〇年七月一五日に保証人の実態調査と執行効果の検討を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一〇月二三日まで三か月余にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五二年九月二六日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六〇年八月一九日に保証人から弁済がなければ、訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一〇月二五日に名古屋簡易裁判所に提訴するまで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五九年七月二三日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年十一月一日に保証人の不動産に設定されている抵当権等についての債権残高を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一月二四日に岡崎信用金庫笠寺支店へ債権額を照会するまで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五四年一月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年三月二五日に債務者法人代表者及び保証人に対して返済交渉を継続することの指示を受けていたにもかかわらず、同年六月二八日に代表者と交渉するまで三か月、同年八月二〇日に保証人 Z46 を実訪するまで五か月にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五六年九月一四日ほか貸付金額計四〇〇万円の案件で、昭和六一年七月二六日に保証人に対して弁済交渉をすることの指示を受けていたにもかかわらず、同年十一月二八日まで四か月にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和六〇年六月二八日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六一年一月一七日に債務者及び債務者法人代表者に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年四月三日に名古屋簡易裁判所に提訴するまで五か月半にわたり実行しなかった。

- ⑨ 貸付日昭和五八年一〇月三十一日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年二月三日に債務者法人代表者に対して保証参加するよう交渉することの指示を受けていたにもかかわらず、Y34 課長が名古屋支店を離任する昭和六三年三月時点まで管理を放置し、実行しなかった。
- ⑩ ⑥と同じ案件で、債務者法人の所有する不動産につき競売手続が進行中であったところ、昭和六二年三月一八日、同法人代表者が進めている右不動産の任意売却が行われた場合に原告に確実に配当があるのか確認することの指示を受けていたにもかかわらず、Y34 課長が名古屋支店を離任する昭和六三年三月時点まで管理を放置し、実行しなかった。
- ⑪ ①と同じ案件で、昭和六二年三月三〇日に保証人に対して弁済交渉をすることの指示を受けていたにもかかわらず、同年七月二十七日まで四か月にわたり実行しなかった。
- ⑫ ④と同じ案件で、昭和六二年四月一七日に保証人について実態調査を鹿児島支店に管理依頼することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年二月九日に原告鹿児島支店に管理依頼するまで九か月半にわたり実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五七年五月一九日ほか貸付金額計三五〇万円の案件で、昭和六二年五月三〇日に債務者及び保証人に対して動産の差押えを行うことへの指示を受けていたにもかかわらず、同年七月三十一日まで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五六年九月一四日ほか貸付金額計四〇〇万円の案件で、昭和六二年五月三〇日に保証人に対して動産の差押えを行うことへの指示を受けていたにもかかわらず、同年八月二〇日まで二か月半にわたり実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五九年一二月一八日貸付金額三八〇万円の案件で、昭和六二年七月一三日に保証人に対して不動産を担保として差し入れるよう交渉することの指示を受けていたにもかかわらず、同年九月一〇日まで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五一年八月五日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年七月二〇日に保証人を実訪することの指示を受けていたにもかかわらず、同年九月三日に保証人 Z47、同年九月二四日に保証人 Z48 を実訪するまで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑰ ⑥と同じ案件で、昭和六二年七月二四日に、係属中の競売手続において落札又は配当がなければ保証人に対して弁済交渉をすることの指示を受けていたところ、同年八月六日に落札者が出なかったにもかかわらず、同年一二月一〇日まで四か月にわたり実行しなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五五年三月二一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年八月二六日に原告が担保権を設定している不動産について競売申立てを行うことへの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、

実行しなかった。

- ⑲ 貸付日昭和五二年一月一七日ほか貸付金額計三〇〇万円の案件で、昭和六二年八月二九日に債務者に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年一月一八日に名古屋簡易裁判所に提訴するまで四か月半にわたり実行しなかった。
- ⑳ ⑮と同じ案件で、昭和六二年八月一日に、原告が仮差押えをしている債務者の不動産に設定されている抵当権等の債権残高を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一〇月二〇日に中央相互銀行道徳支店に照会するまで一か月半にわたり実行しなかった。
- ㉑ ⑭と同じ案件で、昭和六二年九月九日に保証人に対して弁済交渉することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年二月一〇日まで五か月にわたり実行しなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五二年七月六日貸付金額三一〇万円の案件で、昭和六二年九月二二日に債務者に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年一月二八日に名古屋簡易裁判所に提訴するまで四か月余にわたり実行しなかった。

イ ア①、⑥、⑧、⑫、㉑については、期間も五か月以上と長く(ア⑫は九か月半)、ア⑨、⑩、⑱については更に長期間放置して実行しなかったのものであって、これらに合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠がないことからすれば、補助参加人 X8 は勤務態度が怠慢、あるいは事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。その余の事例については問題がないわけではないが、あえて人事考課上低く評価する根拠とするまでもない。

ウ これに対し、補助参加人らは、アの各事例のうち、①、⑥、⑧ないし⑩の事例につき、いずれも管理を急ぐ必要がない案件であり、指示の実行を遅延させたとして業務に何ら支障を来してはいない旨主張する。

しかし、そもそも上司の指示の実行を遅延させたこと自体が人事考課上低く評価する根拠となることは、前記判断のとおりである上、仮に管理を急ぐ必要がないのであれば、補助参加人 X8 は、指示を受けた後上司に対してその旨意見を具申するなどの対応を講ずるべきところ、弁論の全趣旨によれば、補助参加人 X8 はそのような対応を講じていないものと認められるから、補助参加人らの右主張は、補助参加人 X8 が実行を遅延させたことにつき合理的な理由となるということとはできない。

また、同⑥の事例については、証拠によれば、昭和六二年一二月以降同保証人から返済が得られていること、すなわち、指示どおりに保証人と交渉をした結果管理効果が生じたことが認められる。

以上のとおりであって、補助参加人らの右主張は採用できない。

(2) 管理放置について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五二年九月二六日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六

一年二月二日から同年五月三日まで三か月半の間及び昭和六二年六月一七日から昭和六三年二月九日まで約八か月の間、一切管理を行わなかった。

② 貸付日昭和五三年一月三〇日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六一年二月二五日から同年六月二三日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。

③ 貸付日昭和五二年五月二六日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年四月三〇日から同年九月二七日まで約五か月の間及び同年九月二七日から昭和六二年五月三〇日まで八か月の間、一切管理を行わなかった。

④ 貸付日昭和五六年一二月一六日ほか貸付金額計三〇〇万円の案件で、昭和六一年九月二二日から昭和六二年五月三〇日まで八か月の間、一切管理を行わなかった。

⑤ 貸付日昭和六〇年一二月七日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月一七日から昭和六二年二月二六日まで四か月の間、一切管理を行わなかった。

⑥ 貸付日昭和五七年八月二〇日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月二七日から昭和六二年五月一日まで六か月の間、一切管理を行わなかった。

⑦ 貸付日昭和五五年五月二〇日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月二七日から昭和六二年五月一六日まで約七か月の間、一切管理を行わなかった。

⑧ 貸付日昭和五四年一二月一九日ほか貸付金額計五〇〇万円の案件で、昭和六二年三月二七日から同年九月二二日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。

⑨ 貸付日昭和六一年三月二四日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年一〇月一二日から昭和六三年一月三〇日まで三か月半の間、一切管理を行わなかった。

イ ア①、③、④、⑥、⑦及び⑧は、いったん管理に着手してからも、あるいは何もせず六か月以上長期間放置し、これらについて合理的な理由があったことを認めるに足る証拠がないことに照らすと、補助参加人X8の事務処理能力が低いか職務懈怠をしていたことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。その余の事例については頻度、管理を行わなかった期間がさほど顕著ではなく、その遅延によって当該案件の事務処理にどの程度悪影響を及ぼしたのかについては不明であることに照らすと、人事考課上低く評価する根拠とするのは相当ではない。

(3) 管理カード、管理依頼カードのずさんな管理について

ア 証拠によれば、延滞口債権に係る管理カード及び管理依頼カードは、債務者の状況あるいはこれまでの管理の経過、今後の管理方針などを記録した重要書類であること、したがって、原告においては、月一回すべ

ての管理カード等について紛失等がないか確認するため、照合を行うものとされていることが認められ、さらに、補助参加人 X8 の管理カード等の管理に関しては、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六〇年五月八日、管理カードの照合の結果、補助参加人 X8 の担当する案件の管理カードが一件分所在不明であることが判明した。Y34 課長は補助参加人 X8 から右報告を受けて、同人に対し徹底的に捜すよう指示したが、同日中は見付からなかった。翌五月九日の午前中延滞係全員で捜した結果、別のカードの間に交じっているところをようやく発見することができた。Y34 課長は補助参加人 X8 に対して、日常の管理カードの保管がずさんであることを指摘し、今後はこのようなことを起こすことのないよう指導注意した。

(イ) 昭和六一年五月八日、新宿支店の Z49 管理課長から、Y34 課長のところに、「昭和六一年四月二日付で当支店から名古屋支店に管理依頼した延滞口の案件について、担当の X8 職員から管理依頼カードの所在が分からなくなってしまったので、管理カードの写しを送付して欲しい旨の連絡を受けたが、どうなっているのか。」と照会の電話があった。Y34 課長は補助参加人 X8 から管理依頼カードが不明となっているという報告は全く受けていなかったもので、話を聞いて驚き、「管理依頼(受)整理簿」で当該案件について調べてみると、確かに、昭和六一年四月二五日に新宿支店から管理依頼カードが到着しており、その担当者は補助参加人 X8 であった。

Y34 課長は直ちに補助参加人 X8 を呼んでこの件の事情を問い質した。補助参加人 X8 は、新宿支店から管理依頼を受けた案件の管理依頼カードが見当たらないため、当面の実訪・面接等の管理処理に困ると思い、当該管理カードの写しを送付してくれるよう新宿支店の担当者に電話で依頼したと説明した。しかし、紛失したおそれがあるのなら、まず役席に状況を報告して善後策について至急検討すべきであるし、他支店に写しの送付依頼をするというような支店間の折衝事項は役席に報告の上行すべきものである。

そこで、Y34 課長は補助参加人 X8 に対して行方不明となった管理依頼カードについて、徹底的に捜すよう指示した。しかし、同日は発見することができなかった。そこで翌五月九日も延滞係全員で捜したところ、未入金口債権の管理カード中に紛れ込んでいたことが判明した。

補助参加人 X8 の右報告に基づき、Y34 課長は新宿支店の Z49 課長に電話して、管理依頼カードが発見されたこと、従って写は不要であることを連絡した。補助参加人 X8 に対しては、管理依頼カードの保管の徹底と支店間の折衝ルールについて注意・指導した。

イ 以上の事実を前提に検討するに、ア(ア)及び(イ)の事実についてはいずれも、仮にそれらのカードが発見されないことになれば、債権の管理に

重大な支障を来すことになり、殊に、同(イ)の事実において、補助参加人 X8 が紛失したことを上司に報告することなく、独断で新宿支店に写しの送付を依頼している点は、自らの失態を糊塗する姿勢であると評されてもやむを得ないものであるというべきであることにも照らすと、これらの事実は、補助参加人 X8 が業務遂行に当たって注意力、責任感に欠けていたことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(4) 消極的な業務姿勢について

ア 証拠によれば、補助参加人 X8 の業務姿勢につき、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六〇年五月一三日、Y34 課長は補助参加人 X8 に対して法的手続を要する延滞口債権四件について担当するよう指示した。しかし、補助参加人 X8 は、「今自分が担当している案件だけで手一杯です。」としてこれを拒否した。

これに対し、Y34 課長が、補助参加人 X8 は副調査役であり、後輩に範を示す意味でも積極的に担当する必要があるし、また、担当している件数からみても補助参加人 X8 が受け入れるべき状況である旨指摘して、注意・指導したところ、補助参加人 X8 は渋々これを承諾した。

(イ) 昭和六〇年当時、名古屋支店では、延滞口債権のうち年度内に解消が見込める案件については、それが客観的にわかるようにとの意味から、管理カードにテープを貼付して他の案件と区別していた。

昭和六〇年七月二四日、Y34 課長が補助参加人 X8 の担当する案件の管理カードを点検していたところ、まだ延滞口に編入されたばかりで不動産を担保に徴求している案件において、債務者からは昭和六〇年九月までに延滞分を一掃するか、担保物件を売却して返済するとの申出があり、また担保物件の状況や債務者等への管理の状況等の諸条件から見て、明らかに昭和六〇年度中に解消が見込めるものがあつた。それにもかかわらず、管理カードにその旨テープによる表示がなかった。

そこで、Y34 課長は、補助参加人 X8 に対して「この案件は年度内の解消に努めるように。」と指示した。これに対し、補助参加人 X8 は「見通しがはっきりしません。」と発言して抵抗したが、Y34 課長は、延滞口債権の解消へ積極的に取り組むべきである旨注意・指導した。

(ウ) 昭和六〇年度の名古屋支店の重点目標の一つの柱として、「推進体制の強化による全店的マーケティング活動の実行」を掲げていたところ、これに基づき、昭和六〇年八月一九日から二〇日にかけて、従前に補助参加人 X8 を含む副調査役及び調査役、四等級職員で行った電話による顧客への周知活動に対して、その後顧客に借入れを行う予定があるかどうか再度電話により聴取することになっていた。

補助参加人 X8 を除く他の副調査役及び調査役、四等級職員は、八月二〇日までに顧客への電話連絡を終了したが、補助参加人 X8 はこれを怠り全く実施しなかった。

(エ) 延滞係は、延滞口債権の解消を図るとともに、延滞口債権を増加させないために必要に応じて未入金係を応援するなど、単に自己の担当する延滞口債権の管理だけではなく、未入金係と一体となって事務処理を進めていく必要がある。ところが、補助参加人 X8 は、次のとおりそのような協力姿勢を見せなかった。

① 昭和六〇年一二月二六日、Y34 課長は延滞係の職員全員に対し未入金係の応援をするよう指示した。ところが、補助参加人 X8 だけは、指示を無視して未入金係を応援しようとはしなかった。

これについて、Y34 課長は補助参加人 X8 に対し管理課全体のことを考えて積極的に業務に取り組む姿勢をもつよう注意指導した。

② 昭和六一年一月三十一日、当日は月末であり、未入金口債権のうち月末までに入金がなければ延滞口債権になってしまう案件について、顧客との入金交渉等に追われている状況にあった。こうしたことから、Y34 課長は延滞係の職員全員に対し、未入金口の来店客との応接や電話の応対等の応援をするよう指示した。ところが、補助参加人 X8 は、右指示を無視して応援せず、ただ下を向いて自分が担当している案件の事務処理をしているだけであった。

(オ) 債務者(個人)は石油製品販売業で、昭和五八年一月三〇日に九五〇万円を貸し付け、昭和六〇年一〇月三十一日に延滞口に編入した案件で、債務者は既に破産しており、保証人に弁済請求をしたが、これに応じないため、保証人所有の不動産の仮差押えをし、保証債務の履行請求訴訟を提起していた事案について、保証人は自分が代表者をしている法人から原告に融資申込みを予定しており、他の金融機関からの融資も得られる見込みなので、これを機に保証債務について一括弁済をしたいとの意向を表明していた。

そして、昭和六一年三月二〇日に、保証人が代表者をしている法人から原告の中村支店に融資申込みがなされた。その後、同年四月二一日、中村支店から、補助参加人 X8 に対し、右法人への融資が決定したとの連絡があった。さらに、同年四月二五日、保証人は補助参加人 X8 に対して、一括弁済のための資金七〇〇万円は取引先の瀬戸信用金庫で資金調達する予定であるとの意向を表明していた。ところが、補助参加人 X8 は、その後、保証人が一括弁済の予定日として表明していた五月一〇日直前になっても保証人に連絡を取って取引銀行での資金調達がどうなっているかを確認したり、返済の段取りを確認する手はずを一切取っていないかった。

そこで、Y34 課長は昭和六一年五月八日、補助参加人 X8 に対し

て、右一括弁済の状況について聞いたところ、補助参加人 X8 からは「決済のための資金調達はやっているようです。」との全く意欲のない返事が帰ってきた。Y34 課長は、返済予定期日が迫っているにもかかわらず、何の手も打っていないことを指摘し、即座に保証人と連絡を取るよう厳しく注意した。

この結果、予定日の五月一〇日に支払がされず、同月二六日になっての支払となった。

イ 補助参加人 X8 は、アの(ア)、(ウ)及び(エ)の各事例においては、他の職員に比べて組織の一員として積極的に業務を遂行する姿勢や協調性に欠けることを示しており、アの(イ)、(ウ)の各事例においては、元々の自分の担当案件についてもきちんと取り組んでいないことを示しているから、人事考課上低く評価する根拠となる。

(5) ずさん、無責任な事務処理態度について

ア 証拠によれば、昭和六〇年九月二七日、補助参加人 X8 は自分の担当する案件の関係で名古屋簡易裁判所へ赴く際に、同じく延滞事務を担当していた Z51 調査役は、補助参加人 X8 に対し、「急いで仮差押えの取下げ申請を行わなくてはならない案件があるが、所用で行けないので、代わりに取下げ申請書を裁判所に提出してもらいたい。」旨依頼したこと、補助参加人 X8 はこれを受取って裁判所に赴いたが、持参した取下げ申請書を提出するのを忘れ、そのまま持ち帰ってしまったこと、同日、顧客から仮差押えの取下げ申請をしてもらえたかと照会の電話が入ったため、Y34 課長は、帰店してきた補助参加人 X8 に対し、仮差押の取下げ申請書を提出したかを確認して、補助参加人 X8 が提出を失念したことを知ったこと、そのため、Z51 調査役が急きょ裁判所に赴き、取下げ申請書を提出したこと、以上の事実が認められる。

しかし、右事実を前提としても、補助参加人 X8 が同取下げ申請書の提出をしなかったのは単純にこれを失念したものであるといえるから、この事実のみでは補助参加人 X8 に業務上の責任感が欠けているとまで認めることはできない。

イ 次に、証拠によれば、昭和六〇年一二月初め、複数の債務を負っている債務者からの入金があるが、本来充当しなければならない債権ではなく同一債務者の別口の債権に充当されてしまったことがあったにもかかわらず、補助参加人 X8 は、右入金処理を記載したジャーナルを速やかに確認しないまま放置し、数日間経過した同月九日になって、初めてこのことに気付き、回収係に入金処理の訂正を依頼したこと、入金処理から三日目以降のことであったので、即時に訂正することができるオンライン訂正によって行うことができず、本店事務部が定期的に行うため訂正に数日を要するオフライン訂正により、訂正処理をしなければならない事態となったこと、Y34 課長は、当該オフライン訂正のため帳票が回収係から回付されてきたことで、補助参加人 X8 の右の事務処理に気付き、

補助参加人 X8 に対し、「入金処理のジャーナルの確認は、回収係から回付された時点で速やかに行うべきである。」と注意指導したこと、これに対し、補助参加人 X8 は、「ジャーナルの確認が遅れたのは、一二月二日から一二月五日までの間に借入申込案件に係る審査事務の応援をやらされていたためである。」旨反論をしたこと、以上の事実が認められる。

ジャーナルの確認を怠り、オフライン訂正を行わざるを得なかった点については、証拠によれば、オフライン訂正によって訂正に数日間を要することになると、その間に入金のあった顧客に督促状が発送される事態となり、対外的に問題を生ずるおそれがあることが認められ、また、補助参加人 X8 が審査事務の応援の件を挙げて弁解した点は、右事実は、自らの過誤について責任を回避したものと評されてもやむを得ないから、人事考課上低く評価する根拠となる。なお、右応援の件については、(6)ア(ウ)の②の事実からすれば、補助参加人 X8 はそもそも右応援を引き受けるにつき不満を抱いていたものと推認され、そのことが右弁解に至った原因となっていると考えることもできるが、だからといって右弁解が責任回避の言動であるとの評価に影響があるとはいえない。

ウ また、証拠によれば、次の事実が認められる。

(7) 原告は、昭和六二年一月九日本店融資部長名の指示により、延滞口債権の管理に関する選別区分を見直すことになり、従前、検討口、約束口、継続交渉口、法的手続口、長期交渉口の六区分であったものを、新規口、継続口、長期口、特別口の六区分に変更することとなった。この選別区分の見直しについての補助参加人 X8 の事務処理状況は次のとおりであった。

① この新しい選別区分を行うにあたっては、判断基準を統一化するとともに、選別区分の状況を記録するために債務者等の生活状況や資産状況等を記入する管理状況総括票を作成することになっていた。前記本店融資部長の指示では、この管理状況総括票の作成に当たり、債務者等の生活状況等の実態把握は一年以内に行った実態調査に基づいて行うことになっていた。しかし、当時名古屋支店ではよりの確に選別を行うとの観点から、債務者の生活状況等の実態把握については本店指示より厳格に取り扱うこととし、長期口、特別口については一年以内という期間にこだわらず、選別を判断する直前にできるだけ実態把握を行うことを管理課のミーティングにおいて申し合わせ、取決め事項とした。

ところが、昭和六二年六月一日、補助参加人 X8 が担当していた長期口に選別する予定の案件について、支店の右取決め事項を無視して約一年前の実態把握に基づいて管理状況総括票を記入してきた。そこで Y34 課長は補助参加人 X8 に対し、「長期口に選別する場合はできるだけ直前に実態把握をすることを取り決めてい

たではないか。それができない特段の理由でもあるのか。」と指摘したが、補助参加人 X8 は「特に理由はないが、本店からの指示では一年以内に行った実態調査で良いということになっている。」と弁解した。

- ② 昭和六二年六月初め、補助参加人 X8 が、特別口(将来にわたって回収困難と認められる債権)に選別したい旨の具申をしてきた案件において、Y34 課長が念のため債務者の本籍地の不動産調査を指示した。これに対し補助参加人 X8 は、六月一二日、父親名義の建物があるが債務者名義の不動産はなかった旨の報告とともに、再度特別口に選別したい旨の具申をしてきた。

これについて、Y34 課長は補助参加人 X8 に対して、債務者の父親の存否について調査したのか確かめたところ、補助参加人 X8 は、調査はしていない旨答えた。債務者の父親の存否によっては、債権回収が見込まれる可能性も出てくることになり、そうなれば特別口へ選別することは妥当とはいえないものとなるから、同課長は、補助参加人 X8 に対し、「何のために私が債務者の本籍地の不動産調査を指示したのか、良く考えて管理を行うとともに、安易な形で選別の意見具申を行っては困る。」と注意・指導した。

- (イ) 環衛公庫が貸し付けた債権については、原告が当該債権の残高の一定割合について保証責任を負っており、当該債権の約定最終期限の到来後一年を経過した日の属する月初時点で、原告が保証責任を履行することになっている(以下「保証履行」という。)。原告が右保証履行したことにより取得する求償債権は、引続き原告が管理を行い、保証履行後に当該債権について債務者から入金があれば、環衛公庫と原告に按分して充当することになる。

このように、一旦保証履行すれば、債権者、債権残高等が変動することになることから、訴訟が継続しているとか、強制執行手続中等の特別な事由がある債権については、端末機から登録することにより保証履行を延期することができることになっている。

補助参加人 X8 の担当案件で、原告が不動産を競売中でその配当金を昭和六二年九月一日に受領することが予定されていたものがあった。他方、当該案件は同年九月一日に保証履行の期日が予定されていた。この案件は、右のとおり、配当金の受領日も目前に迫っており、裁判所は既に配当金の計算も終わっていると思われた。したがって、この場合は当然に保証履行を延期すべき案件であった。裁判所からの配当期日呼出状は八月下旬に届いており、保証履行予定日については保証履行予定債権一覧表があり、それに記載されているので、本件について八月末までに保証履行の延期を端末機から登録することは十分可能であった。しかし、補助参加人 X8 は期日管理を怠り、延期登録をしなかったため九月一日に保証履行されてし

まった。そこで、本店に申請して保証履行を取り消すという手続を取る結果となった。

右の事実は、業務遂行上の怠慢又は手抜きというほかはなく、同(ア)の①における補助参加人 X8 の弁解は、名古屋支店では、選別を本店指示以上に厳密にやっっていく旨取り決めたことに反する内容であること、同(イ)の件は、法律関係に変動を来す重大な過誤であるといえることに照らせば、人事考課上低く評価する根拠となる。

(6) 支店業務の推進に無関心、消極的であったこと

ア 証拠によれば、支店業務の推進に関する補助参加人 X8 の姿勢等に関し、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六〇年六月七日行われた支店の業務懇談会で、補助参加人 X8 は管理課の五月の業務実績と六月の業務計画についての発表を担当した。ところが、補助参加人 X8 は、未入金係の送金確認登録の入金率について全く触れることなく発表を終えた。

当時名古屋支店における入金率は全国平均を下回る実績が続いており、課・係全体でこの向上について取り組んでいたが、昭和六〇年五月の名古屋支店の入金率は九二・二パーセントと好成績をあげることができた。補助参加人 X8 は、この点に関する問題意識に欠けていたことになる。

(イ) 支店の管理課では、毎月、原告取引先のうち倒産したものの発生状況について「倒産口発生状況報告書」でとりまとめ、役席の検印を受けた上で本店に対して翌月七日必着で報告している。具体的には、報告担当者が未入金係・延滞係全員に声をかけて、倒産口に該当する管理カードを提出してもらい、それをもとに報告書を記載することになる。

昭和六一年一月倒産分についての同報告書の作成は補助参加人 X8 が担当しており、補助参加人 X8 は提出期限を過ぎた昭和六一年二月七日に、Y34 課長に提出してきた。Y34 課長は、既に提出期限を過ぎていることには触れずに、まず、補助参加人 X8 に「記載が漏れている案件はないですね。」と念のため確認した。ところが、補助参加人 X8 はこれに対して、「自分ではわからない、多分ないでしょう。」と返答してきた。Y34 課長は補助参加人 X8 に対して、副調査役として無責任な発言である旨注意するとともに、報告そのものについては期限を既に徒過していることを指摘し、今後この種の報告書の提出に際しては、期限を厳守するよう注意・指導した。

(ウ) 自分の担当以外の仕事に関する補助参加人 X8 の姿勢として、次の事実がある。

① 昭和六〇年十一月六日、延滞係の Z53 職員あてにかかってきた電話を支店の他の職員が受け、それを Z53 職員の席に転送した。そのとき、補助参加人 X8 以外の延滞係はちょうど全員席をはず

していた。Z53 職員の席は補助参加人 X8 の机の前方に接しており、身体を伸ばせばすぐ受話器を取ることができた。それにもかかわらず、補助参加人 X8 は受話器を取ろうとしなかった。Y34 課長が補助参加人 X8 に対し、すぐに電話を取るよう注意したため、補助参加人 X8 はようやく受話器を取った。

② 昭和六〇年十一月二八日、年末の資金需要期のため申込みが多く、延滞係のうち副調査役以上が一二月二日から五日までの四日間、審査案件の処理の応援をすることにした。補助参加人 X8 への審査案件の配布は四日間で七件だけであり、処理が負担となるような件数ではない。Z51 調査役と Z52 副調査役にもほぼ同数の案件を割り当てたが、両名は積極的に引き受けた。ところが、ひとり補助参加人 X8 だけは言を左右にして受けようとしなかった。そこで、Y34 課長が再度強く指示した結果、補助参加人 X8 はようやく承知した。

③ 名古屋支店では、延滞係が交通の便の悪い遠方に実訪する場合は、業務の効率化の観点から、未入金係が担当している未入金口債権で実訪予定先の近辺で交渉を要する案件があれば、延滞係が当該案件も併せて実訪交渉を行うこととしていた。この点、補助参加人 X8 は、昭和六一年九月一七日、名古屋支店から四〇分程度かかる尾張旭市に実訪に赴いたが、支店の未入金係に声をかけなかった。このときは、尾張旭市内に未入金口で交渉の必要な案件があったのであるが、補助参加人 X8 が声をかけなかったため、交渉を依頼することができなかった。翌日 Y34 課長は、未入金担当の Z54 調査役からその旨の報告を受け、補助参加人 X8 に対して、取決め事項はきちんと守るよう注意した。

イ 右認定の事実を総合すると、補助参加人 X8 は、支店の業務全般につき、組織の一員としてこれが円滑に遂行できるように前向きに取り組む姿勢や意欲、あるいは協調性に欠けるものといわざるを得ず、このことは、人事考課上低く評価する根拠となる。

(7) 会議等の無断欠席について

ア 証拠によれば、補助参加人 X8 の会議等への欠席に関し、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六〇年一〇月一七日、午後四時から管理課と融資課との合同ミーティング(融管ミーティング)が予定されていたが、補助参加人 X8 は管理案件に関して外出したまま何の連絡もせず、融管ミーティングを無断で欠席した。

(イ) 昭和六〇年一〇月一八日、午後四時から管理課内の研修が予定されていたが、補助参加人 X8 は管理案件に関して外出したままで何の連絡もしないまま、研修開始時刻までに帰店せず、研修を無断で欠席した。

- (ウ) 昭和六二年四月九日、午後四時から副調査役も参加する役席会が予定されていたが、補助参加人 X8 は管理案件に関して外出したまままで何の連絡もしないまま、右役席会開始時刻までに帰店せず、無断欠席した。
- イ 右認定の事実を前提として検討するに、認められる事例は三件のみながら、アの(ア)及び(イ)の事例は連日にわたっていること、いずれの事例も出席できないのであれば支店に連絡を入れるべきであり、それが可能である以上、欠席に至った合理的な理由はないといえることからすれば、右各事例は、補助参加人 X8 が手持の管理案件以外の業務に消極的であり、さらには支店内の規律を乱す行為を行ったことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。
- (8) 報告書の遅れ等について
- ア 証拠によれば、補助参加人 X8 の報告書の提出に関し、次の事実が認められる。
- (ア) 支店では、本店に対して四半期に一度「強制回収等実施状況報告書」を提出することになっていた。右報告書は第四・四半期を除いて、支店が各四半期に実施した強制執行等の件数と信用保証協会及び保証基金からの弁済件数、金額を記載するものである。作成に当たっては、それらの件数等を法的手続実施状況一覧表等から抽出して集計するのみである。
- 昭和六〇年度の第一・四半期分の同報告書の提出期限は昭和六〇年七月五日となっており、この時は補助参加人 X8 が報告を担当していた。ところが、補助参加人 X8 は、この作成を怠り、右期限までに報告しなかった。そこで Y34 課長は、至急作成・報告するよう、また、今後報告を担当した場合は報告期限を厳守するよう厳しく注意指導した。しかしながら、補助参加人 X8 が Y34 課長のところに提出してきたのは昭和六〇年七月八日になってからのことで、しかも、信用保証協会からの弁済金額について七七二万のところを三一七万と誤った金額を記入していた。
- (イ) 昭和六一年三月一四日は、Y34 課長が延滞係全員に対して「当支店における延滞債権の問題点と対応策」というテーマで課したレポートの提出期限となっていた。しかし、補助参加人 X8 だけが期限を過ぎても提出してこなかった。同課長が至急提出するよう指示したが、四日後の三月一八日になってもなお、提出しなかった。
- (ウ) 当時名古屋支店では、調査役以上の役席が参加する「役席会」のほかに、副調査役以上が参加して支店全体の業務処理計画・実績や業務推進について検討・報告する場である「役席会」を月一回開催していた。
- 昭和六一年四月七日、当日行われた役席会において、Y34 課長は六〇年度の管理課の業務実績の総括と六一年度の管理課の方針につ

いて報告した。当日の記録は補助参加人 X8 が担当していた。役席会の記録は原則としてその翌日に提出することになっていたが、補助参加人 X8 は翌々日の四月九日になっても提出してこないため、Y34 課長は至急提出するよう補助参加人 X8 に指示した。ところが、そのときになってようやく補助参加人 X8 から、実は Y34 課長の報告を全く記録していないので報告内容をもう一度教えて欲しい旨の申入れがあった。そのため、Y34 課長が報告の際に使った資料を補助参加人 X8 に見せて、報告内容を記録させた。

イ 右認定の事実からすれば、補助参加人 X8 が、報告書等の提出に関して怠慢であったということが出来るから、人事考課上低く評価する根拠となる。

補助参加人らは、アの(ウ)の事例につき、補助参加人 X8 は、既に事前の課内ミーティングで Y34 の報告内容を知っており、その場で記録しなくても、後に Y34 に資料を見せてもらってまとめようと考えていた結果であるから、何ら問題とならない旨主張する。しかし、これを認めるに足りる証拠はなく、かえって、証拠によれば、補助参加人 X8 は、ある程度書けるはずであるとの Y34 の指摘に対して、全く書けない旨答えていることが認められるから、補助参加人らの右主張は採用できない。

(9) 延滞口債権解消実績について

証拠によれば、補助参加人 X8 及び延滞係の他の職員の延滞口解消実績につき、次の事実が認められる。

(昭和六〇年度)

X8	二五件	六一七万四、〇〇〇円
Z51	四七件	一、〇二七万三、〇〇〇円
Z53	五二件	七五三万八、〇〇〇円
Z55	五一件	七八四万六、〇〇〇円

(昭和六一年度)

X8	六四三万二、〇〇〇円
Z51	八三八万九、〇〇〇円
Z52	七四九万五、〇〇〇円
Z56	一、〇三三万五、〇〇〇円
Z57	四六九万二、〇〇〇円

(昭和六二年度)

X8	五八四万六、〇〇〇円
Z51	九八四万円
Z52	九三三万一、〇〇〇円
Z58	六二四万一、〇〇〇円
Z59	九六三万八、〇〇〇円
Z56	八六二万円

以上のとおり、職務遂行上の実績面からみて補助参加人 X8 は他の職員に劣っていたのであるから、このことは、補助参加人 X8 は職務遂行能力に欠けるなど、人事考課上低く評価する根拠となる。

(10) 上司に対する補佐等がなかったこと及び業務推進に対する消極的な態度について

原告は、補助参加人 X8 は、副調査役として、単に自分の担当事務の処理をするだけでなく、自分の所属する管理課やさらには支店全体にも配慮して一定の役割を果たすべき立場にあったが、課長や調査役など上司に対する補佐はなく、また、後輩職員に対しても指導、助言等を行うという姿勢は全く見られなかった、また、支店職員として、さらには、副調査役として、担当業務はもちろん、支店全体の業務推進についても積極的に提言をすることが期待されていたにもかかわらず、そのような積極的な提言を行うということはなく、支店の業務推進については消極的な姿勢で終始していた旨主張する。

しかし、原告における他の職員がそのような補佐、指導、提言等をどの程度行っていたかを含めて具体的事実が明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠とはならない。

(二) 結論

(1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X8 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(10))は、指示の実行遅延及び管理放置の一部、無責任な事務処理態度とされた事例の一部、上司に対する補佐等がなかったこと及び業務推進に対して消極的であったことの事実を除いては、いずれも理由があるものと認められる。

(2) 次に、右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X8 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、補助参加人 X8 の格付は、同期者三六名ないし三五名中下から二番目に位置付けられていたことが認められる。

(3) そこで検討するに、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X8 の勤務状況等は、元々自分の担当していた業務以外には取り組もうとしない上、その業務についても手抜き、怠慢、ずさんな点があったのであり、このことに照らせば、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X8 の格付は不当に低いとは認め難いから、原告が補助参加人 X8 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。

11 補助参加人 X14 について

(一) 補助参加人 X14 は、昭和五七年三月から鹿児島支店に勤務し、当初は審査係、昭和六二年四月以降は延滞係として勤務していた昭和六〇年から六二年当時の補助参加人 X14 の勤務状況等につき、第二、一、5、(二)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 審査係当時の審査事務の処理について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 昭和六一年四月炉端焼店の経営者が厨房設備等購入のため環衛貸付けによる二二〇万円の融資を申し込み、調査の段階で別に運転資金二二〇万円の追加融資を申し出た案件について、当時環衛貸付けでは運転資金の融資は取り扱っていないため、別途原告の普通貸付けとして取り扱うべきなのに、環衛貸付けとして合計四四〇万円を融資するとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年四月一五日に注意・指導を受けた。
- ② 環衛貸付けの融資残高六一六万円がある精肉小売、食堂を営む業者が、商品仕入れのため原告に二、〇〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、環衛公庫と原告とは別法人であるため、原告から今回貸し付ける分で既往の環衛貸付け分を決済処理(現貸決済)することはできないにもかかわらず、これを看過して、決済処理するとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年四月一七日に注意・指導を受けた。
- ③ 米穀、食料品小売業者がオープンケース購入、商品仕入れのため四〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、営業許可名義人が融資申込者の母親となっていた。このような場合、営業許可名義人と融資申込者との関係で問題が発生する可能性があるため、債権保全上の措置について一般のもの以上に万全を期すべきであり、営業許可名義人である母親を保証人に徴する必要があった。ところが、補助参加人 X14 はこれを怠り、母親を保証人に徴さないで貸し付けるとの意見を出してきた。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年四月一八日に注意・指導を受けた。
- ④ 旅館の経営者から店舗の新築移転のため環衛貸付けによる二、五〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、環衛貸付けにおいて、基準利率(年六・四パーセント)を適用しなければならない調理場等設備について適用を誤り、基準利率より低い特別利率(年六・三五パーセント)を適用して抵当権を設定し融資を実行してしまった。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年七月二五日に注意・指導を受けた。
(なお、原告は、支店の役席は、この件に関する事後処理として、債務者、保証人及び担保提供者へ利率適用の誤りについて事実関係を説明し、利率を補正することについて了解をとること、借用証書及び抵当権設定契約証書に記載された利率の補正訂正印を徴求すること、利率補正のための抵当権の更正登記を経由すること、当該貸付けの利率部分に係るデータの補正、この問題に関する事実関係及び事後処理についての本店への報告を、それぞれ行った旨主張するが、この事実を認めるに足りる証拠はない。)
- ⑤ 建材、金物小売業者が過去個人で根抵当権を設定して融資を受けていたところ、法人成りし、当該法人から手形等の決済資金として一、

五〇〇万円の融資を申し込んできた案件について、法人の融資債権に根抵当権の効力を及ぼさせるためには債務者変更登記手続を行うべきなのにこれを看過した。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年十一月四日に注意・指導を受けた。

- ⑥ 営業許可名義人が病氣療養中のため、その娘が実際上の経営をしているクリーニング業者から営業許可名義人名で、三〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、申込人本人に面接又は電話により直接借入意思を確認する必要があるのに、右借入意思の確認を怠った。このような事情のある場合には、申込人を娘本人に変更することを検討すべきであるが、それも怠った。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年十一月二日に注意・指導を受けた。
- ⑦ 既に会社所有の建物及び代表者の所有する土地(一、二五三平方メートル)に普通抵当権を設定して融資を受けていたかつお節製造業者が、同一物件に極度額二、六〇〇万円の根抵当権の設定を希望して一、〇〇〇万円の追加融資を申し込んできた案件について、従前の土地の時価評価を坪あたり四万円から七万円に変更したにもかかわらず、その根拠を記載しなかった。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年十一月二日に注意・指導を受けた。
- ⑧ 右と同一案件において、申出どおり土地及び建物を担保に徴して融資するとの意見を出してきたが、本件は、土地については先順位の抵当権が設定されているため担保余力は皆無であり、建物をも担保に徴することによって始めて担保余力が生じるケースであった。このような場合、原告所定の省略事由に該当しない限り建物の火災保険に質権を設定する必要があるが、本件では省略することはできなかった。ところが、この建物の火災保険の質権設定につき検討を怠り、質権の設定を看過した。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年十一月二日に注意・指導を受けた。
- ⑨ 自動車部品の販売及び修理業者が、店舗新築、商品仕入れのため、不動産に根抵当権を設定することを希望して一、六〇〇万円の融資を申し込んできた案件において、先順位の根抵当権の取扱いについて「減額又は抹消条件とする」との曖昧な意見を出してきた。先順位の根抵当権がある場合に、極度額を減額するのか、根抵当権そのものを抹消するのかを明確にしなければ、融資に当たっての条件を確定することはできない。したがって、右のような曖昧な意見具申は不適切である。この件について、補助参加人 X14 は昭和六一年十一月二日に注意・指導を受けた。
- ⑩ 自分で土地を仕入れ、建物を建築した上でこれを販売する建売業者が、工事つなぎ資金として一、八〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、このような業態の業者は宅地建物取引業の免許を有していることが必要であり、したがって融資に際しては同免許の有無を確認すべ

きなのに、これを怠った。この件について、補助参加人 X14 は昭和六二年一月二六日に注意・指導を受けた。

- ⑪ 港湾荷役業者がフォークリフト購入のため二、〇〇〇万円の融資を申し込んできた案件において、土地及び建物を担保に徴求する場合、土地に担保余力がないときには建物の火災保険に質権を設定しなければならないところ、本件は右質権を設定すべき事案であるのに、これを看過した。この件について、補助参加人 X14 は昭和六二年二月一八日に注意・指導を受けた。
- ⑫ 右と同一の案件で、設備資金二、〇〇〇万円を基準利率で貸し付ける場合には、融資金の使途確認の手続が必要であるにもかかわらず、その旨の意見を付すのを看過した。この件について、補助参加人 X14 は昭和六二年二月一八日に注意・指導を受けた。
- ⑬ 右と同一の案件で、根抵当権を設定する予定の土地及び建物に所有権移転請求権仮登記が付されており、このような場合には原則として仮登記の抹消を求め、これが不可能なときは担保評価を零としなければならない。ところが、通常の担保評価をして根抵当権を設定する旨の意見を出してきた。この件について、補助参加人 X14 は昭和六二年二月一八日に注意・指導を受けた。
- ⑭ 右と同一の案件で、先順位の根抵当権の順位変更をするにあたっては、先順位債権者である金融機関に順位変更が可能であるか否かの確認を行うべきであり、これを看過すると後日融資条件どおりの担保の徴求ができない恐れがあるのに、その確認を怠った。この件について、補助参加人 X14 は昭和六二年二月一八日に注意・指導を受けた。
- ⑮ キャビネット製造業を営む会社が納税資金として一、〇〇〇万円の融資を申し込んできた案件で、代表者以外の保証人予定者に対する保証意思の確認を怠った。この件について、補助参加人 X14 は昭和六二年二月一八日に注意・指導を受けた。

イ 右認定の一五の事例が、約一〇か月の間(上司からの注意・指導があった日を基準とする。)に順次引き起こされていることからすれば、補助参加人 X14 の事務処理上の過誤は頻繁であり、その過誤は、いずれも審査係として基本的な事項に関する知識と理解あるいは注意力に欠けていた結果生じたものであるというべきこと、ア⑪の事例については、その約三か月前に、ア⑧の事例に関して同様の注意・指導を受けたにもかかわらず、再び過誤を犯したものであることに照らすと、右各事例は、補助参加人 X14 が業務上の知識、事務処理能力、あるいは注意力に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

ウ これに対し、被告は、鹿児島支店で昭和六〇年に実施された本店検査において、管理の不備事項を指摘されたが、補助参加人 X14 自身は指摘されていないから、補助参加人 X14 の勤務状況は良好であったかに主張し、これに沿う証拠もある。しかし、同証拠によれば、同検査にお

いて指摘された不備事項は、「自己資金源の確認がやや弱い」とか「土地の評価の根拠が弱い」など、審査における判断の誤りやこれを正すために伴う調査の不足等についてであると認められる一方、ア①から⑮の各事例は、いずれも、原告における規程等に形式的に反する基本的な過誤であるから、補助参加人 X14 の右各過誤事例と本店検査において指摘された不備事例とを同列に扱うことはできないというべきである。被告の右主張は採用できない。

次に、個々の事例に対する被告の主張を検討するに、被告は、ア②の事例につき、事実上の決裁、すなわち、いったん原告から貸付けを受けた上で、その貸付金で環衛貸付けの融資残を返済することは可能である旨主張する。しかし、証拠によれば、ア②の事例は、補助参加人 X14 が、原告から実際に貸付けを受けるのではなく、いわば伝票上原告からの貸付金で環衛貸付けの融資残を返済するとの意見を出してきた場合であるから、被告の右主張は失当である。

また、被告は、ア④の事例につき、支店長も誤りに気付かず融資等を実行してしまったものである旨主張する。しかし、適用利率の検討は、これを誤ると原告にとっても顧客にとっても重大な問題を生じることからすれば、審査係の職務のうちでも基本的かつ重要な部分であるというべきである上、本事例の適用利率は、支店長も気付かないほどの些細な、あるいは、正しい利率を求めるに困難なものであることを認めるに足りる証拠はないから、被告の右主張は失当である。

なお、被告は、ア①、②、④、⑤及び⑦の各事例は、いずれもおおむね日を置かずに更正処理済みである旨指摘するが、仮にそうであったとしても、右各事例が補助参加人 X14 の人事考課上低く評価する根拠となるとの右判断を左右するものではない。

エ ところで、証拠によれば、補助参加人 X14 は、上司から、審査事務処理の速度が比較的早いとの評価を得ていたこと、昭和六一年五月から九月にかけて、補助参加人 X14 の月平均の審査事務の処理件数は、同係のその余の職員のそれとの対比で最も多かったこと、補助参加人 X14 が、昭和六〇年度審査事務研修における理解度テストにおいて、比較的高得点を取ったことが認められ、これらの事実は、補助参加人 X14 の勤務成績の評価を高める要素となるということが出来る。したがって、審査係担当当時の補助参加人 X14 の人事考課上の評価の公正さを考察するに当たっては、この点を考慮する必要がある。しかし、このことは、ア①ないし⑮各事例は人事考課上低く評価する根拠となるとの右判断を左右するものとはいえない。

なお、補助参加人 X14 が審査係担当当時である昭和五八年七月付け「初期末入金口と審査上の問題点」と題する書面は、補助参加人 X14 の手書によって作成されたものである(争いのない事実)が、これが補助参加人 X14 の独自の調査等によるものと認めるに足りる証拠はなく、

したがって、この書面をもって補助参加人 X14 の勤務上の実績である
と考えることはできない。

(2) 審査係当時の関連業務の処理について

ア 証拠によれば、昭和六二年一月、補助参加人 X14 が審査を担当して、
建設業者に対して九〇〇万円の貸付けを実行したが、第一回の返済期日
到達前に同業者が倒産したこと、この貸付債権は初期未入金口となった
ため、支店内での取決めに従い、上司は補助参加人 X14 に債務者らと
の交渉を指示したこと、初期未入金口である上、貸付金額が高額であっ
たことから、右指示を受けた補助参加人 X14 は、他の事務処理に優先
して、右交渉及び今後の方針の策定のための上司への報告を行わなけれ
ばならなかったのに、これを懈怠したことが認められる。

このように、この報告懈怠の程度は重大であること、補助参加人 X14
が上司の指示を速やかに実行しなかったこと等に照らすと、右事実は、
補助参加人 X14 が事務処理に関して無責任であるなど、人事考課上低
く評価する根拠となる。

イ また、証拠によれば、鹿児島支店では審査担当者に審査事務以外に、
本店へ提出する定期報告資料や調査資料等の作成や支店独自の調査資料
の作成も分担させていたこと、これらの関連業務は年度初めに行う融資
課の会合で、担当者や責任者を決め、課員に公平に分担させていたこと、
補助参加人 X14 に対しては、昭和六〇年度には、本店から依頼のあっ
た全国小企業動向調査や業種別動向調査等を、昭和六一年度には、支店
で行った初期未入金口分析調査等を分担させたこと、補助参加人 X14
は昭和六〇年度分について指示されたものを一応作成して提出したが、
昭和六一年度に分担させた初期未入金口分析調査については、第一及び
第二・四半期分のまとめをいつまでも作成せず提出しなかったこと、こ
の初期未入金口分析は、鹿児島支店において未入金口が増加していく傾
向にあったことから、その対応策として、初期未入金口債権に係る動向
の把握、発生原因の分析等を行い、今後の審査に役立てるため、四半期
ごとにまとめることにしていたという、重要な調査活動の一つであった
こと、Y35 課長は、補助参加人 X14 に再三にわたり督促したが提出し
ないので、昭和六一年一月担当者を替えたこと、以上の事実が認めら
れる。

このように、補助参加人 X14 が、上司が担当を替えざるを得ないほ
ど右書類の作成を遅延させたことにかんがみると、この事実は、補助参
加人 X14 が事務処理に当たったの基本的な能力及び意欲に欠けるなど、
人事考課上低く評価する根拠となる。

(3) 延滞係当時の延滞事務処理について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

① 貸付日昭和五〇年九月二六日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六二
年六月三〇日に保証人の不動産につき強制競売の申立てを行うよう指

示を受けているにもかかわらず、これを放置した上、昭和六三年三月一日に至っても一切管理を行わなかった。

- ② 貸付日昭和四九年五月九日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六二年七月二日の債務者の給与債権の差押えの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月二九日まで四か月にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五四年一〇月二三日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年七月七日に保証人へ重点的に交渉を行うよう指示を受けているにもかかわらず、これを放置した上、昭和六三年三月一日に至っても一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五九年一月六日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年八月一日に債務者の不動産に仮差押えをすること、債務者及び保証人に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、いずれも同年一〇月二三日まで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五七年三月二六日貸付金額二〇〇万円及び貸付日昭和五八年一月三〇日貸付金額六〇〇万円の案件で、延滞口編入後、早急に債務者や保証人の実態把握や管理交渉等を行う必要があるにもかかわらず、前者については昭和六二年七月三十一日(延滞口編入時)から同年十一月一九日まで約三か月半の間、後者については昭和六二年七月三十一日(延滞口編入時)から同年十二月二九日まで約五か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五八年二月九日ほか貸付金額計八九〇万円の案件で昭和六二年八月二〇日に保証人の不動産に仮差押えをすること、債務者及び保証人に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、仮差押えについては同年十二月一七日まで約四か月、訴の提起については昭和六三年一月二六日まで約五か月にわたり実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五七年五月二九日貸付金額三五〇万円の案件で昭和六二年九月一六日に、保証人の不動産に仮差押えをすること、債務者及び保証人に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、いずれも同年十一月一二日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五五年二月一二日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六二年一〇月一五日に保証人の亡父の不動産について、司法書士に相続関係を調査し、相続分代位登記の上相続分に仮差押えをすることの指示を受けているにもかかわらず、調査依頼については同年十二月一〇日まで約二か月、仮差押えについては昭和六三年一月二六日まで三か月にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五七年四月七日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年二月七日に債務者の電話加入権の差押えの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年三月一日に至っても実行しなかった。

⑩ 貸付日昭和五二年九月一三日ほか貸付金額計四五〇万円の案件で、昭和六二年一二月一〇日に債務者及び保証人に対して訴えの提起をすることの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年三月一日に至っても実行しなかった。

イ ア①、②、③、⑤、⑥については、期間も四か月以上(ア①は八か月以上)と長く、これらに合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠がないことからすれば、補助参加人 X14 は勤務態度が怠慢、あるいは事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる(なお、証拠によれば、補助参加人 X14 が延滞係を担当するのは昭和五四年三月以来約八年振りであると認められるが、そうであるからといって右判断が否定されるということとはできない)。その余の事例については問題がないわけではないが、あえて人事考課上低く評価する根拠とするまでもない。

(4) 延滞係当時の延滞口債権処理実績について

ア 証拠によれば、昭和六二年度の補助参加人 X14 及び他の延滞係担当者の延滞口債権の処理実績につき、次の事実が認められる。

X14

延滞口債権解消件数	二七件
同金額	四、七八九万円
実訪件数	一四九件
法的措置実施件数	八九件

Z60

延滞口債権解消件数	二二件
同金額	五、〇〇六万円
実訪件数	二六九件
法的措置実施件数	一〇〇件

Z61

延滞口債権解消件数	二五件
同金額	四、三八二万円
実訪件数	二六九件
法的措置実施件数	九二件

Z62

延滞口債権解消件数	四一件
同金額	八、四六九万円
実訪件数	一〇〇件
法的措置実施件数	一四二件

Z63

延滞口債権解消件数	三一件
同金額	四、九五九万円
実訪件数	一八五件

法的措置実施件数 一〇〇件

イ 右認定の事実にかんがみると、補助参加人 X14 の実績は、全体としては、他の延滞係担当者とのそれとの間で極端に低いとまではいえず、前記認定のとおり、補助参加人 X14 は、昭和六二年度に約八年振りに延滞係を担当したことにかんがみれば、右事實は、補助参加人 X14 の人事考課上低く評価する根拠となるとは認め難い。

原告は、その後の補助参加人 X14 の解消金額は、昭和六三年度は五、六三九万円、平成元年度は八、三四一万円と増えているが、昭和六三年度の他の担当者との比較では五名中最下位である旨主張し、これに沿う証拠もある。しかし、仮に補助参加人 X14 が最下位であったとしても、その余の担当者との金額上の差がどの程度であったかについては不明である。この点、右証拠中には、同年度の担当者中、金額が第一位の者は約一億〇、八〇〇万円、第二位の者は約一億〇、六〇〇万円程度であったとの証言部分があるが、なお、第三位以下の担当者の金額が不明である以上、補助参加人 X14 の実績の位置付けを確定することはできない。したがって、原告の右主張をもってしても、補助参加人 X14 の延滞口債権解消実績を人事考課上低く評価する根拠とすることはできない。

(5) 業務の推進についての姿勢及び上司の補佐等について

原告は、鹿児島支店において業務の推進を図るための施策や問題点の討議を行う会議やミーティングにおいて、補助参加人 X14 は副調査役でありながら、積極的な発言がほとんどなく、業務の推進について消極的であった、また、補助参加人 X14 は、副調査役として上司に対する業務運営上の補佐役を果たすべきであるが、補助参加人 X14 が積極的に課長や調査役を補佐して業務運営に寄与するという役割を果たしたことはなく、後輩の指導という面においても同様で、補助参加人 X14 は副調査役の立場を自覚して、同僚、後輩を指導するという役割を発揮することは全くなかった旨主張する。

しかし、原告における他の職員がそのような補佐、指導をどの程度行っていたかを含めて具体的事実が明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠とはならない。

(二) 結論

- (1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X14 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(二))は、延滞事務処理の一部、延滞債権の解消実績が低調であったこと、業務推進についての姿勢及び上司の補佐等に欠けていたことの各事実を除いては、いずれも理由があるものと認められる。
- (2) 次に、右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X14 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、補助参加人 X14 の格付は、同期者三三名中下から一番目あるいは一〇番目に位置付けられていたことが認められる。

- (3) そこで検討するに、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X14 の勤務状況等は、事務処理上の基本的な事項に関する知識、理解、注意力に欠け、また、業務に対する責任感に欠ける点があったのであり、このことに照らせば、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X14 の格付は不当に低いとは認め難いから、原告が補助参加人 X14 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。

12 補助参加人 X16 について

- (一) 補助参加人 X16 は、昭和五七年三月から京都支店に勤務し、延滞係として勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X16 の勤務状況等につき、第三、一、5、(一二)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 指示の実行遅延について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五三年一〇月二五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和五九年九月二六日に保証人に対して弁済交渉を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年一〇月二三日まで約二年一か月にわたり実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五三年一月二〇日貸付金額七〇万円の案件で、昭和五九年九月二七日に債務者及び保証人について実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六〇年九月一三日まで、保証人については昭和六〇年九月一九日までいずれも約一年にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五五年一月二三日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和五九年十一月五日に債務者に対して実訪し返済交渉を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年八月二二日まで約一〇か月にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五三年一二月一八日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和五九年十一月一四日に債務者及び保証人を実訪し返済交渉を行うよう指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六〇年六月二〇日まで、保証人については昭和六〇年六月二七日までいずれも約七か月にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五九年六月二五日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和五九年十一月二二日に債務者及び保証人について新住所地が判明したので返済交渉を行うよう指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六〇年八月七日まで約八か月、保証人二名のうち一名については昭和六〇年四月二二日まで約五か月、他の一名については昭和六〇年九月五日までの約九か月にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五二年一二月二七日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和五九年一二月二五日に債務者法人の代表者及び保証人について実態調査を行った上、返済交渉を行うよう指示を受けているにもかかわらず、

代表者については昭和六〇年七月三〇日まで約七か月、保証人については昭和六〇年五月二八日まで約五か月にわたり実行しなかった。

- ⑦ 貸付日昭和五五年七月一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和五九年一二月二七日に保証人について新住所地に居住しているかどうか確認するよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年九月一七日まで約九か月にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五一年一月三〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和五九年一二月三十一日に保証人について実訪し実態把握するよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年九月六日まで約八か月にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五六年八月六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月一四日に債務者法人代表者及び保証人に対して継続的に返済交渉を行うよう指示を受けているにもかかわらず、代表者については昭和六一年一月一七日まで約一年一〇か月、保証人二名のうち一名については昭和六〇年九月九日まで、他の一名については昭和六〇年九月一日までいずれも約八か月にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五二年八月二三日貸付金額二〇九万円の案件で、昭和六〇年一月二八日に債務者については管理依頼をしている北九州支店にその状況を照会すること、保証人二名のうち一名については継続して返済するよう交渉すること、もう一名の保証人については実態把握するよう指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六〇年五月二四日まで約四か月、保証人への継続入金交渉については昭和六〇年九月六日まで約七か月にわたり実行せず、また、保証人の実態把握については昭和六二年一〇月二一日まで約二年九か月にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五四年六月四日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六〇年一月二九日の債務者について実訪し実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年九月一三日まで約八か月にわたり実行しなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五六年九月一日貸付金額三三〇万円の案件で、昭和六〇年二月一五日に保証人二名について実訪し実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず、一名については昭和六〇年一月一日まで約九か月、他の保証人については昭和六〇年一二月二七日まで約一〇か月にわたり実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五五年一二月二四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年三月二七日に保証人について実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六〇年一月七日まで約七か月にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五五年七月三〇日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六〇年三月二七日に債務者及び保証人について返済交渉を行うよう指示

を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六〇年九月六日まで約五か月、保証人については昭和六〇年一二月二日まで約九か月にわたり実行しなかった。

- ⑮ 貸付日昭和五五年八月一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二日に債務者について実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年一月三〇日まで約一年一〇か月実行せず、また、保証人については増額して返済するよう交渉することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年一月二二日まで約一〇か月にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五七年一二月二五日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六〇年四月一〇日に保証人について実態把握するよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年三月二五日まで約一年にわたり実行しなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五六年一〇月二九日ほか貸付金額計二〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月二三日に債務者及び保証人について実訪し実態把握するよう指示を受けているにもかかわらず、債務者については昭和六〇年九月一三日まで、保証人については昭和六〇年九月一九日までいずれも約四か月にわたり実行しなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五六年一二月二四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月一六日に債務者について実態把握を行うよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年一二月一九日まで約二年一か月にわたり実行しなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五七年九月九日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六〇年一二月一三日に債務者の実態を把握するとともに弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年七月一五日まで約一年七か月にわたり実行しなかった。
- ⑳ 貸付日昭和五四年一二月二六日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年一二月一六日に残元本について支払を約している保証人に対し実訪し返済計画を詰めるよう指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年末に至っても実行しなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五七年六月二一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一月一六日に保証人に対し弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一八日まで一〇か月にわたり実行しなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五六年四月六日貸付金額二九〇万円の案件で、昭和六一年一月一六日に債務者の実態を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年七月二三日まで一年六か月の間一切管理を行わず、これを実行しなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五七年一二月二日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年一月二三日に債務者及び保証人について有体動産を確認するた

め実訪することの指示を受けていたにもかかわらず、債務者については同年七月三〇日まで約六か月、保証人については同年六月二五日まで約五か月にわたり実行しなかった。

- ②④ 貸付日昭和五五年一二月二四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年二月二六日に債務者の実態を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年三月一〇日まで一年一か月余にわたり実行しなかった。
- ②⑤ 貸付日昭和五七年一二月二五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年四月一日に保証人の実態を調査し弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年二月五日まで一〇か月にわたり実行しなかった。
- ②⑥ 貸付日昭和五一年一二月三〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年四月八日に債務者の実態調査、保証人の住所照会及び死亡した保証人の相続人調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、実態調査については同年一〇月二〇日まで六か月、住所照会及び相続人調査については昭和六二年一二月三〇日まで約一年九か月にわたり、これを実行しなかった。
- ②⑦ 貸付日昭和五三年三月二二日ほか貸付金額計三〇〇万円の案件で、昭和六一年五月一三日に保証人に対して弁済額の増額を含め継続入金交渉することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年八月一七日まで一年三か月の間一切管理を行わず、これを実行しなかった。
- ②⑧ 貸付日昭和五七年一二月二日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六一年五月一三日に債務者の住所照会をすることの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年二月二三日まで九か月にわたり実行しなかった。
- ②⑨ 貸付日昭和五一年三月三〇日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年五月一三日に保証人の実態調査及び弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年一二月二五日まで一年七か月にわたり実行しなかった。
- ③⑩ 貸付日昭和五七年五月二六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年五月一三日に債務者法人の代表者について相続人調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年四月二八日まで約一年一か月にわたり実行しなかった。
- ③⑪ 貸付日昭和五二年八月八日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年五月一四日に債務者の実態を調査し、返済額の増額を交渉することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年末に至っても実行しなかった。
- ③⑫ 貸付日昭和五〇年七月二六日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年五月一五日に保証人に対し弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年一二月二八日まで一年七か月にわたり

実行しなかった。

- ③③ 貸付日昭和五七年一二月二五日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六一年五月一六日に債務者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年八月六日まで二か月半にわたり実行しなかった。
- ③④ 貸付日昭和五八年八月一日貸付金額一二〇万円の案件で、昭和六一年五月一九日に債務者の実態調査及び弁済交渉を行うとともに債務者の不動産を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、実態調査及び弁済交渉については昭和六二年八月七日まで約一年三か月、不動産調査については昭和六二年末に至っても実行しなかった。
- ③⑤ 貸付日昭和五二年九月二九日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年五月二日に債務者と返済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年二月四日まで八か月にわたり実行しなかった。
- ③⑥ 貸付日昭和五二年一二月二七日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年五月二三日に債務者法人の代表者の実態把握を行うとともに弁済交渉をすることの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年三月二日まで九か月にわたり実行しなかった。
- ③⑦ 貸付日昭和五二年一月七日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年六月四日に保証人の住所照会をすることの指示を受けていたにもかかわらず、同年一〇月二九日まで約五か月にわたり実行しなかった。
- ③⑧ 貸付日昭和五六年七月二八日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年六月二〇日に債務者及び保証人に対し訴えを提起することの指示を受けているにもかかわらず、同年九月一九日まで三か月にわたり実行しなかった。
- ③⑨ 貸付日昭和五九年九月五日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六一年九月二七日に債務者及び保証人の動産の差押えをすることの指示を受けているにもかかわらず、同年一二月一七日まで二か月半にわたり実行しなかった。
- ④⑩ 貸付日昭和五六年八月六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一月一八日に債務者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年一月二〇日まで二か月にわたり実行しなかった。
- ④⑪ 貸付日昭和五四年一月一五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月五日に保証人に対し弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年三月二二日まで一年三か月余にわたり管理を放置し、これを実行しなかった。
- ④⑫ 貸付日昭和五七年六月二一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月八日に債務者法人の代表者の住所照会をすることの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年四月一三日まで一年四か月に

わたり実行しなかった。

- ④③ 貸付日昭和五五年七月一一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月八日に保証人に対し弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年八月一四日まで八か月にわたり管理を放置し、これを実行しなかった。
- ④④ 貸付日昭和五九年三月一六日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六一年一二月八日に保証人に対して実訪を含め接触することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年七月一六日まで七か月にわたり管理を放置し、これを実行しなかった。
- ④⑤ 貸付日昭和五二年八月八日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年一二月八日に保証人の状況を管理依頼先の岡崎支店から聴取することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年五月一六日まで一年五か月にわたり管理を放置し、これを実行しなかった。
- ④⑥ 貸付日昭和五八年一〇月二八日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月八日に債務者に対し弁済交渉をすることの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年一〇月一三日時点までに実行しなかった。そのため、この間に債務者が行方不明になり、弁済交渉の機会を失った。
- ④⑦ 貸付日昭和五八年二月二一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月八日に債務者の住所照会をすることの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年六月二四日まで六か月にわたり実行しなかった。
- ④⑧ 貸付日昭和五二年一二月八日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年一二月九日に債務者に対し弁済交渉するとともに保証人の実態調査をすることの指示を受けていたにもかかわらず、弁済交渉については昭和六二年一〇月六日まで一〇か月、実態調査については昭和六二年一二月二八日まで一年にわたり実行しなかった。
- ④⑨ 貸付日昭和五九年一〇月一九日ほか貸付金額計一、二〇〇万円の案件で、昭和六二年一月二六日に債務者及び保証人に対し支店の顧問弁護士名による催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年五月二五日まで四か月にわたり実行しなかった。
- ⑤⑩ 貸付日昭和五八年一二月六日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年三月一三日に債務者に対し支店の顧問弁護士名による催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年五月二〇日まで二か月にわたり実行しなかった。
- ⑤⑪ 貸付日昭和六一年七月三〇日貸付金額六〇〇万円の案件で、昭和六二年六月九日に保証人に対し訴えを提起することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年十一月一八日まで五か月にわたり実行しなかった。
- ⑤⑫ 貸付日昭和五四年十一月九日貸付金額一八〇万円の案件で、昭和六

二年六月一六日に債務者を実訪し弁済交渉をすることの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月二七日まで四か月にわたり実行しなかった。

⑤③ 貸付日昭和五七年三月一八日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年六月一七日に債務者に対し、仮差押え中の不動産について抵当権設定へ切り替えるよう交渉することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年三月九日まで八か月半にわたり実行しなかった。

⑤④ 貸付日昭和五四年六月四日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年九月三〇日に債務者に対し不動産の仮差押えを行うとともに訴訟を提起することの指示を受けているにもかかわらず、仮差押えについては同年一二月二日まで二か月、訴えの提起については同年一二月一八日まで二か月半、これを実行しなかった。

⑤⑤ 貸付日昭和五四年十一月九日貸付金額一八〇万円の案件で、昭和六二年一〇月二七日に債務者及び保証人に対し支店長名の催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年八月一〇日まで九か月半にわたり実行しなかった。

⑤⑥ 貸付日昭和五九年一〇月一九日ほか貸付金額計一、二〇〇万円の案件で、昭和六二年一月四日に債務者及び保証人に対し訴えを提起することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年二月二六日まで三か月半にわたり実行しなかった。

⑤⑦ 貸付日昭和五四年十一月一五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年一二月三〇日に債務者及び保証人に対し支店長名の催告書を発送することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年三月二二日まで約三か月にわたり実行しなかった。

⑤⑧ 貸付日昭和五六年一二月一八日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年一二月三一日に債務者及び保証人に対し訴えを提起することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年四月一三日まで三か月半にわたり実行しなかった。

イ ア③③、③⑧、③⑨、④①、⑤①、⑤④、⑤⑥、⑤⑦、⑤⑧を除く右各事例については、期間も四か月以上と長く、ア①、②、⑨、⑩、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉔、㉖、㉗、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸については更に長期間(一年以上)放置して実行しなかったのもあって、これらに合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠がないことからすれば、補助参加人 X16 は勤務態度が怠慢、あるいは事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。ア③③、③⑧、③⑨、④①、⑤①、⑤④、⑤⑥、⑤⑦、⑤⑧の各事例については問題がないわけではないが、あえて人事考課上低く評価する根拠とするまでもない。

被告は、同②⑩の事例につき、保証人のうち一名は行方不明で、もう一名は死亡した案件であったとして、指示自体に問題があったかのように主張する。しかし、前記認定のとおり、この事例の指示内容は、行方不

明の保証人について住所照会をし、死亡した保証人について相続関係を調査することになり、保証人らの現況に沿ったものとなっていること、行方不明者の所在を確認すること及び死者の相続人を調査することは、延滞口債権の管理に際して何ら不適切な点はないことは明らかであることに照らせば、被告の右主張は理由がない。

また、被告は、同㉑の事例につき、一月に二、三万円の返済が続いてはいたが、現状ではその程度の入金しか期待できない案件であったとして、指示自体に問題があったかのように主張する。しかし、前記認定のとおり指示内容からすれば、指示をした上司は、当該指示(増額交渉)によって入金額の増額を果たすことができるかを見極める必要があると判断したものと推認されること、仮に補助参加人 X16 が増額交渉自体行う必要性がないと判断していたのであれば、その旨上司らに対して意見を具申するなどの対応を講ずるべきところ、弁論の全趣旨からすれば、補助参加人 X16 はそのような対応を講じなかったことが認められることに照らせば、被告の右主張は理由がない。

(2) 管理放置について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五三年一〇月二五日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月九日から同年七月二日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五一年一一月三〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月一六日から同年九月六日まで約七か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五五年一二月二四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月一六日から同年五月二四日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五五年七月一一日貸付金額一二〇万円の案件で、昭和六〇年一月一七日から同年六月五日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五四年六月四日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六〇年一月二六日から同年九月一三日まで約七か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五五年七月三〇日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六〇年三月一日から同年九月八日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五三年一月二〇日貸付金額七〇万円の案件で、昭和六〇年三月二〇日から同年八月三十一日まで約五か月半の間及び昭和六〇年九月二八日から昭和六一年三月五日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五七年一二月二五日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六

○年三月二〇日から同年九月四日まで約五か月半の間、一切管理を行わなかった。

- ⑨ 貸付日昭和五九年六月二五日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二三日から同年八月七日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五六年八月六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年四月二五日から同年九月九日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五六年十一月二四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年十一月二日から昭和六一年五月一五日まで約六か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五四年十一月二六日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年十二月一七日から昭和六一年八月二〇日まで八か月の間及び昭和六一年八月二日から同年十二月三十一日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五五年一月二三日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年一月一五日から同年五月一二日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五七年五月二六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一月二四日から同年六月二五日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五六年九月一日貸付金額三三〇万円の案件で、昭和六一年二月一八日から同年七月七日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五七年九月九日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年二月七日から昭和六二年四月一七日まで一年二か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五二年八月二九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年三月一三日から昭和六二年一月二六日まで約一〇か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑱ 貸付日昭和六〇年六月一九日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六一年三月二九日から同年九月一日まで五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五二年一月七日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年五月一四日から同年十二月二日まで六か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑳ 貸付日昭和五二年二月二七日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年五月二三日から昭和六二年三月二日まで九か月の間、一切管理を行わなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五八年六月二八日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六

一年七月二二日から同年十一月一七日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。

- ②② 貸付日昭和五七年十一月二日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六一年七月二五日から昭和六二年二月九日まで約六か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ②③ 貸付日昭和五八年八月一日貸付金額一二〇万円の案件で、昭和六一年九月二二日から昭和六二年四月一七日まで約七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ②④ 貸付日昭和五五年一月二四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月九日から昭和六二年三月二日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ②⑤ 貸付日昭和五八年二月二一日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月一三日から昭和六二年五月二五日まで約七か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ②⑥ 貸付日昭和五六年七月二八日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年一〇月一七日から昭和六二年六月一五日まで八か月の間、一切管理を行わなかった。
- ②⑦ 貸付日昭和五九年三月一六日貸付金額五〇万円の案件で、昭和六一年一〇月二九日から昭和六二年七月一六日まで八か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ②⑧ 貸付日昭和六〇年四月一七日貸付金額四五〇万円の案件で、昭和六一年十一月二七日から昭和六二年一月一五日まで一年余の間、一切管理を行わなかった。
- ②⑨ 貸付日昭和五五年七月三〇日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年二月四日から同年七月一日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ②⑩ 貸付日昭和五二年一月八日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年四月一三日から同年一〇月六日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ②⑪ 貸付日昭和五六年一月二日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年五月一三日から同年一月一五日まで七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ②⑫ 貸付日昭和五七年十一月二日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年九月九日から昭和六三年三月九日まで六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ②⑬ 貸付日昭和五六年一月二八日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年九月一六日から昭和六三年三月二二日まで六か月の間、一切管理を行わなかった。
- ②⑭ 貸付日昭和五七年六月二一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年九月三〇日から昭和六三年四月一三日まで六か月半の間、一切管

理を行わなかった。

㊸ 貸付日昭和六〇年六月一九日貸付金額八〇万円の案件で、昭和六二年一月四日から昭和六三年三月二六日まで四か月半の間、一切管理を行わなかった。

イ ア㊸を除くその余の各事例については、期間も四か月以上と長いのであって(ア㊸は一年余)、これらに合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠がないことからすれば、補助参加人 X16 は勤務態度が怠慢、あるいは事務処理能力が低いことを示しており人事考課上低く評価する根拠となる。

被告は、ア㊸の事例につき、Y39 は、審問において、補助参加人 X16 に対して何度も厳しく指導した旨証言するが、そのような注意や指導が管理カードに記載されていないから、右証言は信用することができない旨主張する。しかし、Y39 は、同じく審問において、補助参加人 X16 に対して口頭で指導をした旨証言しているのであって、被告の右主張は失当である。

(3) 管理カードへの記録、提出の遅れが日常化していたこと

ア 証拠によれば、管理カードへの記録やその提出は、延滞係の職責中最も基本的なことのひとつであること、管理カードへの記録等が遅れば、顧客との対応に行き違いが生じたり、上司として必要な指示を適時に行うことができないことの原因となり、場合によって債権管理上重大な問題に発展するおそれがあることが認められるほか、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六〇年四月二二日に、保証人の居住状況がはっきりしないため、郵便局へ照会するよう Y36 課長が管理カードに記入し、指示した案件で、その後管理カードの記録や提出がないまま、同年七月五日同課長が定期検照を行った。このとき、昭和六〇年四月二二日以降、管理カードには何も記録がないので、再度管理カードに郵便局へ照会を行うよう指示を記入した。

補助参加人 X16 は、この案件について同年八月七日債務者を実訪したとして、実訪状況を管理カードに記録、提出してきたのであるが、そのとき、七月五日時点で記録されていなかった管理カードの余白部分に四月二六日に郵便局へ照会した記録が加筆されていた。

Y36 課長がこの点について質したところ、同年四月二六日に照会したので記録したと言うのみであったので、同課長は、補助参加人 X16 に対し、管理カードには管理処理の都度記録し、同課長に遅滞なく提出することになっている旨注意した。

(イ) 昭和六〇年六月一九日に八〇万円を貸し付け、六一年二月二八日に延滞口に編入した案件で、同年三月二九日債務者が来店し、債務者がマンションの管理人になるということで定着するまでの数か月間返済を猶予してもらいたい旨の申出があった。そして、同年九月

一日補助参加人 X16 は債務者を実訪した。しかし、補助参加人 X16 は、右交渉記録を同年一〇月八日まで提出しなかった。

- (ウ) 昭和五〇年七月二六日に二〇〇万円を貸し付け、五一年二月二八日に延滞口に編入した案件で、六一年八月一二日に「近日中に保証人を実訪し実態把握に努める」との管理方針案を立てながら、担当役席に提出せず、同年一二月八日の Y36 課長による管理カードの定期検照まで放置した。
 - (エ) 昭和五七年六月二一日に三〇〇万円を貸し付け、五九年九月二九日に延滞口に編入した案件で、六一年十一月一八日保証人を実訪したことの記録を管理カードに記入しないまま提出もせず、同年一二月八日の Y36 課長による管理カードの定期検照まで放置した。
 - (オ) 昭和五五年七月三〇日に一五〇万円を貸し付け、五九年八月三一日に延滞口に編入した案件で、六一年十一月一八日の債務者の住所照会結果を、六二年七月一日まで七か月半の間放置し、記録していなかった。
 - (カ) 昭和五八年六月二八日に一〇〇万円を貸し付け、五九年七月三一日に延滞口に編入した案件で、六二年四月一七日債務者と保証人を実訪した記録を、同年五月八日まで提出しなかった。
 - (キ) 昭和六一年三月一三日に三〇〇万円を貸し付け、六一年十一月二九日に延滞口に編入した案件で、六二年五月一九日債務者と保証人を実訪した記録及び同年五月二六日保証人が来店し交渉した記録を、同年一〇月六日まで提出しなかった。
 - (ク) 昭和五七年九月九日に一五〇万円を貸し付け、五八年三月三一日に延滞口に編入した案件で、六二年七月一五日債務者を実訪した記録を、同年一二月三〇日まで提出しなかった。
 - (ケ) 昭和五八年二月二一日に二〇〇万円を貸し付け、六一年七月三一日に延滞口に編入した案件で、六二年七月三一日保証人を実訪した記録を、同年一〇月一五日まで提出しなかった。
 - (コ) 昭和五五年七月一一日に二〇〇万円を貸し付け、五九年五月三一日に延滞口に編入した案件で、六二年八月一四日保証人を実訪した記録を、同年九月四日まで提出しなかった。
 - (カ) 昭和五七年八月二日に三〇〇万円を貸し付け、五九年八月三一日に延滞口に編入した案件で、六二年九月八日債務者を実訪した記録を、同年一〇月一四日まで提出しなかった。
- イ 右認定の事実は、補助参加人 X16 が事務処理の基本的な能力及び意欲が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。
- (4) 意見具申の不足について
- ア 証拠によれば、延滞口債権の管理方針を策定してこれを具申することは、延滞係としての基本的な職責の一つであることが認められるほか、次の事実が認められる。

- (ア) 昭和五一年一月三〇日に三〇〇万円を貸し付け、昭和五六年六月三〇日に延滞口に編入した案件で、昭和六〇年一月二五日、「債務者、保証人を実訪し実態を把握のうえ、管理方針を樹立されたい。」との指示を受け、昭和六〇年九月六日、債務者及び保証人を実訪し、同年九月一八日には債務者と電話による管理交渉を行ったにもかかわらず、昭和六〇年一〇月一七日までの間、管理方針の意見具申を行わなかった。
- (イ) 昭和五五年七月一日に二〇〇万円を貸し付け、昭和五九年五月三十一日に延滞口に編入した案件で、昭和六〇年五月二三日、「保証人を実訪し居住を確認のうえ、管理方針を出すこと」との指示を受け、昭和六〇年九月一七日及び同年一二月二七日に実訪を行い居住は確認したものの、管理方針の意見具申はなく、昭和六一年四月一日に Y36 課長が管理方針を決定するまで放置した。
- (ウ) 昭和五五年一月二三日に一〇〇万円を貸し付け、昭和五九年五月三十一日に延滞口に編入した案件で、昭和六〇年八月二二日、「保証人について実態把握を行い、管理方針を出すこと」との指示を受け、昭和六一年八月四日に保証人と管理交渉を行ったにもかかわらず、Y36 課長の京都支店在任中(昭和六二年一月まで)管理方針の意見具申を行わず、約一年一か月放置した。
- (エ) 呉服販売業が不振で廃業し、昭和六一年二月二八日に延滞口編入した案件について、同年三月二四日 Y36 課長が、「債務者の実態を把握し管理方針案を出すこと」の指示を出していたところ、同年三月二九日債務者本人が来店したため、そこで実情を把握する機会があった。ところが、補助参加人 X16 はその面談結果をもとに管理方針案を策定・具申することを怠り、長期にわたり放置した。そのため、やむを得ず、同年一二月二四日に Y36 課長自らが、一万円の継続弁済を前提に元金優先充当扱いとする旨の管理方針を決定して指示せざるを得なかった。
- (オ) 債務者(行方不明)及び保証人二名に対し、昭和六一年八月六日に訴えを提起して同年一二月一日に勝訴判決を受けた案件について、同日、Y36 課長から勝訴判決取得後の管理方針案を策定するよう指示を受けたが、全く管理方針案を策定・具申することができず、昭和六二年一〇月一四日に長期口に選別区分するまで一〇か月半の間放置した。
- (カ) 喫茶店の経営者で昭和五八年一二月三十一日に延滞口に編入し、元金残高が約三六万円の案件について、補助参加人 X16 は昭和六〇年一二月以降昭和六二年一二月までの二年間一度も管理方針案を具申しなかった。この間 Y36 課長が、昭和六一年一月二四日、三月一七日、四月三〇日、一二月二九日と四回にわたり、保証人の実態把握と一括代弁交渉の管理方針を決定し、指示せざるを得なかった。

- (キ) 三〇〇万円の貸付けで昭和六一年一月二九日に延滞口編入以来、保証人と接触がなかった案件で、昭和六二年五月二六日保証人が来店し、補助参加人 X16 は初めて実態調査を行ったにもかかわらず、何の管理方針案も具申することができなかった。結局この件について意見を具申したのは、約一年後の昭和六三年四月六日のことである。
- (ク) 昭和五六年一月三〇日に延滞口編入し、債務者は婦人服地卸売業を既に廃業しており、保証人は婦人服卸売業を継続している案件で、昭和六一年一二月二日に Y36 課長が債務者及び保証人の実態を把握し管理方針を立てることを指示していた。ところが、補助参加人 X16 は、半年後の昭和六二年六月一〇日によりやく保証人と交渉、実態調査を行い、また昭和六二年一月一〇日債務者と返済交渉を行ったものの、同年一二月三〇日まで管理方針案の具申を怠った。
- (ケ) 昭和五九年一月三〇日に延滞口編入し、昭和六二年二月二〇日に債務者及び保証人に対して債務名義(判決)を取得した案件で、昭和六二年四月二五日に催告書を発送した後、同年九月九日保証人を実訪し、実態調査を行ったにもかかわらず、管理方針の具申を怠り、結局平成元年三月に担当替えになるまで何の方針案も具申しなかった。
- イ 以上認定の事実、殊に、アの(イ)、(エ)及び(カ)の各事例については、補助参加人 X16 が管理方針の具申を怠ったため、担当課長が自ら管理方針を決定せざるを得なかったことに照らせば、補助参加人 X16 が延滞係としての判断能力に劣ることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。
- (5) ずさんな管理処理について
- ア 証拠によれば、次の事実が認められる。
- (ア) 昭和五七年一月一二日二五〇万円を貸し付け昭和五九年一月三〇日延滞口に編入した案件について、編入時債務者及び保証人二人のうち一人はこれまで再三にわたり連絡を取ろうとしたが連絡が取れず、別の保証人はスナックを営んでいるが売上不振を理由に弁済に応じないという状況であったので、Y36 課長は、直ちに、「債務者及び保証人の実態把握を行うこと、債務者及び保証人の不動産の調査を行うこと」との指示を出した。ところが、補助参加人 X16 は、昭和五九年一二月から昭和六〇年一月にかけて、連絡の取れない債務者及び保証人に昭和五九年一二月一〇日呼出状を送付し返戻されたことに伴い、その住所照会を行ったが、不動産調査は行わなかった。そこで、昭和六〇年一月三十一日、Y36 課長は、スナックを営む保証人の不動産の調査を行うことの指示を出したが、補助参加人 X16 は同年三月二七日まで全く管理を行わなかったため、同課長は再度同日「一月三十一日の指示を実行のこと」との指示を出すこととなっ

た。

補助参加人 X16 は、ようやく同年四月一二日に至り不動産調査を行った結果、その保証人は宅地及び建物を有していたことが判明したが、このときは既に同年二月二七日付けで保証人所有の右不動産は第三者に所有権移転されてしまっていることが判明した。

- (イ) 昭和五七年一二月二五日三〇〇万円を貸し付け、昭和六〇年四月三〇日延滞口に編入した案件で、債務者は工業用ミシンの製造業を営んでいたが、昭和六〇年一月受注減少により倒産し、その後機械の修理加工で生計を立てており、負債が多く返済能力は認められない状況であった。また、保証人は二名いたが、そのうちの一名は行方不明であり、他の保証人については不動産調査により当該不動産の余力が認められたので、この延滞口の管理ポイントは、この保証人に対してどのように管理するかということに尽きた。

そこで、Y36 課長は、昭和六〇年六月一日、当該保証人に催告書を送り、応じなければ仮差押えを行うことの指示を出した。しかし、補助参加人 X16 はこれに一向に着手しなかった。同課長は、昭和六〇年六月一四日、七月一〇日、九月一三日、昭和六一年四月一日、一二月一二日と繰り返し再三にわたり実行するよう注意・指導したが、同課長が京都支店に在任中の昭和六二年一月までの間実行せず、他に有効な管理手段も実行しなかった。

- (ウ) 昭和五五年五月三十一日に延滞口に再編入した案件で、喫茶店を営んでいた債務者は廃業してしまっており、返済資力が認められないところから、昭和六〇年四月一日 Y36 課長が、自宅の土地・建物を所有している保証人の呉服小売商に対して弁済交渉をするよう指示していたにもかかわらず、補助参加人 X16 は一年七か月にもわたり管理を放置した。その間、同人は Y36 課長から、昭和六〇年七月一日、八月一二日、十一月五日、昭和六一年三月二八日、五月九日、九月一日と再三再四右指示を実行するよう指導、注意を受けても実行しなかった。

昭和六一年一月五日になって、補助参加人 X16 が右保証人と接触を図ろうとしたところ、同保証人が行方不明になっており、また、同保証人所有の不動産も昭和六〇年八月七日に第三者へ所有権移転されてしまっていたことが判明し、結局、保証人と弁済交渉をする機会を失ってしまった。

- (エ) 飲食業を営んでいた債務者は昭和五八年八月に破産宣告を受けており、保証人から債権の回収を図る以外にはない案件で、昭和六一年六月二〇日にすし店を営んでいる保証人が来店して一括整理を申し出、同年七月一四日の電話交渉で保証人から一括弁済をする旨改めて申出を受けた。しかし、補助参加人 X16 は、その後同年七月二四日に保証人から金策の状況を聞いただけで、昭和六二年一月ま

で約六か月間管理を放置した。この間、Y37 調査役、Y36 課長や Y38 次長から、間延びしないよう保証人と交渉するよう、昭和六一年八月一二日、一二月九日と再三指導、注意をしたが、補助参加人 X16 は無視して保証人交渉を全く行わなかった。

補助参加人 X16 は、昭和六二年一月二二日になってようやく保証人と電話で交渉したが、保証人は営業不振を理由に一括弁済の意思を翻してしまっており、一括弁済のみならず、一部弁済を受ける機会も失うこととなった。

(ウ) 債務者は喫茶店を経営しており、五〇万円の進学貸付けの融資を受けたものの、昭和五八年一二月三十一日に延滞口に編入した案件で、債務者本人は病氣療養中で細々と生活していたところ、保証人である夫が昭和六一年三月一七日に来店して年金収入で一括弁済することを内諾した。しかし、その後、同年四月二日に一万二、〇〇〇円の入金があっただけで、その後の入金はなかった。それにもかかわらず、補助参加人 X16 は保証人との交渉を怠った。その間 Y36 課長は昭和六一年四月三〇日、同年一二月二九日と積極交渉を指示したが、補助参加人 X16 はこれに応じず、結局一〇か月後の昭和六二年二月一二日に来店した保証人と改めて交渉を行ったものの、保証人は営業不振を理由に一括弁済の意思を翻していた。

(カ) 合計七〇〇万円を貸し付け、昭和六〇年四月三〇日に延滞口に編入となった、保証人が異なる A、B 二口の取引がある債務者の案件で、A 債権は、保証人の協力を得て債務者がどうにか返済し正常口に戻っていたが、B 債権は延滞口のままであった。B 債権に関し、昭和六一年四月一日、Y36 課長が「保証人が代位弁済に応じなければ、保証人所有の不動産に対して仮差押えを行うこと」との指示を出した。

しかし、補助参加人 X16 は、保証人に呼出状を出したほか電話での交渉しかせず、右指示を実行しなかった。その後昭和六一年一〇月八日に債務者が来店し、返済金は A、B 両債権に分けて充当されていると思っていた、いったいどうなっているのかと抗議があり、補助参加人 X16 は債務者からの返済金は現在正常口の A 債権に充当している旨説明したものの、債務者の納得は得られないまま交渉は物別れに終わってしまった。しかし、その後この充当に関する件について、何の話し合いも行わないまま B 債権の保証人に弁済を求めたため、保証人から連絡を受けた債務者が立腹し、昭和六二年三月一六日、「昭和六一年一〇月八日、担当の補助参加人 X16 に面談し、①返済金を A、B 両債権の残高に応じて充当すること、②各債権の残高一覧表を交付してほしいこと、この一覧表の交付がなければ支払は一時中止することを申し入れた。」といった内容の文書を内容証明郵便で送付してきた。

しかし、補助参加人 X16 はこれに対しても、昭和六二年六月まで何の措置も講ずることなく放置し、六月一五日債務者が来店した際の交渉でも、債務者と返済についての十分な話し合いを行わず、事態の解決を図らなかった。しかもその後、正常口であった A 債権も同年七月三十一日延滞口に編入されてしまった。

そこで、Y36 課長の後任の Y39 課長は、延滞口編入日の昭和六二年七月三十一日に、仮差押えの指示を無視して着手せず、その後、債務者から充当に関する苦情が出ていたのにも何の措置も採らずに放置していたこと、さらにそのことについて上司に何の報告もしなかったことを指摘して厳しく注意し、不動産仮差押えについては直ちに着手するよう指示した。

ところが、補助参加人 X16 はこの指示にも従わず、その後、債務者、保証人との管理交渉も一切行わないまま放置した。そして、昭和六二年一二月三十一日選別区分の意見を提示する際に、既に指示済みの不動産仮差押えを蒸し返して具申するという不可解な措置を採った。ところが、補助参加人 X16 はその後この仮差押の手続も実行せず、また債務者、保証人との交渉も全く行わなかった。この状態は平成元年三月に審査係に担当替えとなるまで続いた。

(キ) 二五〇万円を貸し付け、昭和五五年六月三〇日に延滞口編入となり、債務者は従前食堂を経営していたところ、廃業して転居している案件で、昭和六一年一二月二日に保証人に対し訴えを提起する旨の指示を受けていたにもかかわらず、補助参加人 X16 は、その後四か月間、訴訟の提起もその他の管理も放置して行わず、昭和六二年四月六日によく保証人宅を訪れて母親と面談して、保証人が京都市内の他の場所に転居したと聞かされると、上司の決裁を得ないまま独断で訴えの提起を見合わせてしまった。そして、右四月六日に保証人の転居先が判明しているにもかかわらず、昭和六二年一〇月まで何の管理交渉も行わず、同年一〇月二日に至りようやく実訪した。そこで、保証人が自宅を所有していることが判明し、同年一二月三〇日に仮差押えの指示を受けた。ところが、その後呼出状を時々出す程度で、平成元年三月に融資課の審査係に担当替えとなるまで一年二か月余も仮差押えを実行しなかった。

(ク) 債務者は昭和五五年七月三十一日に延滞口編入の後、所在が不明になっており、保証人が昭和六一年七月まで一〇万円、同年八月以降三万円の弁済を継続していた案件について、補助参加人 X16 は、昭和六一年一二月二六日に、弁済額の増額か一括弁済を交渉することの指示を受けた。しかし、補助参加人 X16 はその後六か月にわたり交渉を行わなかった。ところが、保証人は昭和六二年六月三〇日に一九万円のまとまった支払をすると、返済を停止してしまった。その後補助参加人 X16 は、昭和六二年一二月三〇日に本件を継続口と

して選別区分したものの全く管理交渉を行わず、平成元年三月に担当替えとなった。後任の担当者が平成元年四月二七日保証人と連絡を取り、残債務の返済を督促すると、保証人は、昭和六二年六月三〇日の一九万円の支払で債務免除の約束になっていたと説明し、二年近くも経って再度請求してくるとは、公庫の約束違反ではないか、一体公庫の体制はどうなっているのか、自分は断じてこれ以上支払うつもりはないと、立腹してしまった。

補助参加人 X16 は、保証人に残債務免除の約束で一九万円の一括弁済を約束させながら、支店に事前の報告もなく、事後の決裁も受けず、逆に、昭和六二年一月三〇日の選別区分では継続口に分類して、今後も債権回収を進めていくかのように報告していたものであった。

イ 右認定の事実は、補助参加人 X16 は事務処理に関する基本的な能力及び意欲が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

これに対し、被告は、アの(エ)の事例につき、補助参加人 X16 が交渉した保証人は、後に不渡りを出し銀行取引停止処分となっているから、当該保証人が一括弁済の意思を翻したのはやむを得ない事態であったかのように主張する。しかし、仮に当該保証人が不渡りを出すなどの事実があったとしても、前記認定のとおり、それ以前同保証人は一括弁済の意思を表明していたのであり、そのことを前提に、上司らは保証人との交渉を再三指導していたのであるから、補助参加人 X16 がこれに従わず交渉を怠ったために保証人が弁済意思を翻したと評価されてもやむを得ず、被告の右主張は採用できない。

(6) 交渉内容の乏しさについて

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和五六年九月一日三三〇万円を貸し付け、昭和五七年三月三十一日に延滞口に編入された案件で、債務者は行方不明で管理交渉ができないことから、Y36 課長が昭和六〇年二月一日に「保証人を実訪し実態把握のうえ返済交渉のこと」との指示を出した。しかし、補助参加人 X16 はその後呼出状を送付する程度の管理しか行わず、ようやく昭和六〇年九月一八日保証人あて電話を行った際、応じた妻との交渉で、保証人は現在タクシーの運転手をしており月給は約五〇万円であることや保証人の家族状況について事情を聴取したが、補助参加人 X16 は今後の管理方針について何の具申しもないまま放置した。そこで、Y36 課長が補助参加人 X16 に対し、保証人への実訪を含め返済について追求のこととの指示を出したが、昭和六二年一月までの間、昭和六〇年一月二七日に施錠不在のため交渉できずじまいの実訪を一回行っただけであった。

(イ) 昭和五三年一月二五日三〇〇万円を貸し付け、昭和五六年四月三〇日に延滞口に編入された案件について、補助参加人 X16 は、昭

和五九年九月二六日保証人について代弁交渉を行うこととの指示を受けていたにもかかわらず、その後呼出状の送付を行う程度の管理しか行わず、昭和六〇年一二月二五日保証人が来店し一四万円を弁済したときも、その返済を受け入れたのみで今後の返済についての交渉を何ら行わなかった。

そこで昭和六一年一月二一日、Y36 課長が再度保証人に対して代弁交渉を行うよう指示を出したが、補助参加人 X16 は昭和六一年一〇月二三日に実訪するまでの間、保証人に対して交渉を持つための管理手段は全く取らなかった。

(ウ) 昭和五四年六月四日二五〇万円を貸し付け、昭和五六年六月三〇日に延滞口に編入された案件で、昭和六〇年一月二九日債務者を実訪し実態把握を行うこととの指示を受けていたにもかかわらず、補助参加人 X16 は全く実行しないまま昭和六〇年九月に至った。同月一三日、申立人補助参加人 X16 はようやく実訪し、債務者の妻と面談できたが、友人が営む土木工事を手伝っているが体が弱く月の半分はブラブラしているという程度の状況しか分からない不十分な交渉であった。このため、同日再度 Y36 課長が、実態を把握できないと管理方針を樹立できないので債務者と交渉をもち、実態を把握するよう指示を出したが、補助参加人 X16 は昭和六一年五月一五日に呼出状を送付しただけであった。

(エ) 昭和五一年一一月三〇日に三〇〇万円を貸し付け、五六年六月三〇日に延滞口に編入し、元金残高は約二三万円の案件で、債務者は喫茶店営業を既に廃業し、最近の実態が不明であったところ、昭和六一年五月一日に五、〇〇〇円の返済のために来店した。債務者が来店したのは昭和六〇年一〇月一七日以来であり、その当時債務者は無職のため職探し中で、就職でき次第報告してもらおう約束になっていたが、債務者からの報告がないままになっていたものであった。

そういう状況で、六か月ぶりに債務者が来店して交渉することができたにもかかわらず、補助参加人 X16 は返済の受入れのみを行っただけで、債務者の実態把握や今後の返済についての交渉を何ら行わなかった。

(オ) 昭和五二年九月二九日に二五〇万円を貸し付け、五八年七月三〇日に延滞口に編入した後、債務者に対し六一年四月三〇日債務名義(判決)を取得している案件で、債務者からは断続的に二万円の返済しかない状況において、同年八月二五日、補助参加人 X16 は債務者へ電話したものの、債務者の妻から近日中に来店する旨の約束しか受けられなかった。しかも、この来店約束は果たされなかったにもかかわらず積極的に交渉しようとせず、約六か月間管理を行わず、債務者の約束違反を放置した。

その後補助参加人 X16 は、昭和六二年一月二二日になってようやく

く債務者へ電話をしたものの、対応した妻に来店を求めただけの話しかせず、これに応じて同年二月四日に債務者に代わってその妻が来店した際にも、現況を聞き取った程度で具体的な返済交渉を行わず、返済計画を求めることもしなかった。

(カ) 合計一、二〇〇万円を貸し付け、昭和六一年八月三〇日に延滞口に編入された案件で、昭和六二年五月二八日債務者と保証人が編入後初めて来店したが、補助参加人 X16 は、兩名の最近の状況を簡単に聞いただけで何らの返済交渉も行わず、そのまま兩名を帰してしまった。

(キ) 一二〇万円を貸し付け、昭和六〇年二月二八日に延滞口に編入された案件で、昭和六二年八月七日債務者と保証人が来店した。債務者が来店したのは延滞口編入以来初めて、保証人も二年振りということで、返済交渉の絶好の機会であったが、補助参加人 X16 は生活振り等の簡単な調査を行っただけで、具体的な返済交渉を行わないまま兩名を帰した。

イ 以上認定の右各事例における補助参加人 X16 の交渉状況等に照らすと、補助参加人 X16 は、債権回収をその基本的な職務とする延滞係として、返済交渉における工夫、努力に乏しい職務遂行状況にあり、事務処理に関する基本的な能力や判断力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(7) 法的手続の進行管理の懈怠

証拠によれば、昭和六一年八月六日に債務者及び保証人全員に対し訴えを提起したケースで、補助参加人 X16 は、同年一二月一日判決正本を受領するまで法的手続進ちょく状況票を作成せず、また、債務名義取得日を管理カードに記録していなかったこと、昭和六二年九月一日、不動産競売申立事件について、右状況票の作成を怠っていることが発見され、Y39 課長がこれを注意したところ、その後ようやく作成したこと、以上の事実が認められ、補助参加人 X16 は勤務態度が怠慢であることを示すものであり、人事考課上低く評価する根拠となる。

(8) 管理カードへの不実記載について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六一年一二月三十一日、補助参加人 X16 は、債務者及び保証人の住所照会を行うことの指示を受けたが、既に同年一二月一七日に住所照会を行って、住所の異動のないことを確認していたかのような虚偽の記録を、指示を受けた後から遡って管理カードに書き込んだ。補助参加人 X16 が実際に住所照会を行ったのは、右指示を受けてから七か月半を経過した昭和六二年七月二〇日のことであった。

(イ) 昭和六二年一二月二四日、補助参加人 X16 は、債務者に対し訴えを提起することの指示を受けたが、昭和六三年の一年間一切管理を行わず、右指示の実行を放置した。

その間管理カードには、昭和六三年一月二九日に訴えを提起し、同年二月二四日及び四月一九日に公判に出廷し、五月一八日には勝訴判決を受領、九月八日には債務者を実訪したなどといった、全く事実に反する記録を書込んだ上、管理カード提出簿の昭和六三年七月の欄には勝手に「長期交渉口」という選別区分のマークを付し、役席による管理カードの検照を逃れていた(長期交渉口に選別された案件は一年に一回しか検照の対象にならない。)

補助参加人 X16 が実際に訴えを提起したのは、右指示を受けてから一年一か月を経過した平成元年二月一日のことであった。

イ 右認定の各事例において、補助参加人 X16 は、自らの職責を怠った上、自らの過誤を隠ぺいするために管理カード等に虚偽の記載をしたのであり、人事考課上低く評価する根拠となる。

これに対し、被告は、アの(イ)の事例につき、当時同様に提訴中であった別の案件と同事例の案件の管理カードを何らかの理由で取り違えて記載してしまったものと認められる旨主張するが、右認定に反し採用できない。

(9) 管理カードの破棄について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六三年六月一〇日、補助参加人 X16 が担当している延滞口債権の債務者が来店した。当日補助参加人 X16 は休暇を取っていたため、代わりに Y40 調査役が該当の管理カードを見ながら対応しようとした。ところが、補助参加人 X16 が同年三月一七日以降三か月間の債務者との交渉経過を管理カードに全く記録していなかったため、Y40 調査役は補助参加人 X16 と債務者との交渉内容がわからず、十分な交渉を行うことができなかった。

(イ) 債務者は、返済金として二〇〇万円を持参しており、その話によれば右金員の返済により不動産仮差押えを解除すること、遅延利息を免除すること、の二点について補助参加人 X16 との間で合意に達しているということであった。しかし、Y40 調査役はその件について補助参加人 X16 から何の報告も受けていなかったため、その件は了知していない旨話すと、債務者は約束が反故にされたと立腹し、持参した二〇〇万円も返済せずに持ち帰ってしまった。

(ウ) 同日、右の状況について Y40 調査役から報告を受けた Y39 課長は、同月一五日に補助参加人 X16 に該当の管理カードを示しながら、これまで管理交渉の経過は遅滞なく記録するように指示してきたにもかかわらず、これを怠り、上司に報告もしなかったことを厳しく注意した。ところが、補助参加人 X16 は、これに逆上していきなり管理カードを破り、そばのくずかごに放り捨ててしまった。

(エ) Y39 課長は、原告職員としてあるまじき補助参加人 X16 の行為に対して「管理カードを破り捨てるとは、何事か。」と厳しく注意した

が、補助参加人 X16 はふてくされて、「どんな処分を受けても結構だ。」と言い放ち、自席に戻ってしまった。

イ 以上認定の事実、補助参加人 X16 が、上司の指導を素直に聞く構えがなく、協調性に欠けることを示すものであり、人事考課上低く評価する根拠となる。

被告は、当該債務者が来店した昭和六三年六月一〇日は、被告都労委における審問期日に当たり、補助参加人 X16 が同日を面接日として約束していたとは認め難いこと、債務者の発言した、二〇〇万円を返済すれば不動産仮差押えを解除するなどの約束は、担当者の一存で決定することができることではないこと、補助参加人 X16 が管理カードを破り捨てたのも Y39 課長との口論が原因であることなどを挙げて、右事例は補助参加人 X16 にのみ責任があるわけではない旨主張する。しかし、仮に被告の主張のとおり事情があったとしても、延滞口債権管理における基本的な資料である管理カードを破棄したことを正当化するものとならないことは明らかであり、被告の右主張は採用できない。

(10) その他について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六二年三月二七日、裁判上の和解を行っていた案件について、和解調書上の元金残高(一二八万円)と支店の元金残高(一四一万円)とが一致しないことが判明した。

これは、補助参加人 X16 が昭和六一年一〇月三十一日に訴えを提起した後同年一二月一七日に裁判上の和解をした際に、既入金分の二〇万円の処理について、支店における実際の充当方法に従って和解条項を申し出なかったため、裁判所の和解では単純に残元金への充当ということで和解条項を合意した結果、食い違いが生じてしまったものである。

(イ) 二〇〇万円を貸し付け、昭和六二年五月三〇日に延滞口に編入された案件で、同年六月二二日、保証人の不動産に対する仮差押申立事件について、保証人への仮差押決定正本の送達ができないことから、管轄の京都簡易裁判所より住所調査を行うよう連絡を受けた。

Y39 課長は同日、補助参加人 X16 に対し住所照会の上裁判所へ上申するよう指示したが、補助参加人 X16 は同年八月二一日になってようやく住所照会を行ったものの、その結果(異動なし)を裁判所へ上申する手続を怠っていたため、同年九月二二日に同課長から補助参加人 X16 に注意した。しかし、補助参加人 X16 はその後も裁判所への上申手続を長期間放置したため、昭和六三年一月には当時の Y41 次長からも怠慢を指摘され、仮差押決定正本の送達方法について方針を上司へ意見具申し、裁判所へ上申手続を取るよう注意されたが、補助参加人 X16 からの意見具申は一向になかった。

結局この件については、補助参加人 X16 からの意見具申がないま

までであったので、昭和六三年六月二二日に同課長が自ら支店長まで仮差押決定正本の公示送達を行いたい旨意見具申し、そのとおりの決裁を得て、補助参加人 X16 に対し裁判所への上申手続をとるよう指示した。

最終的に補助参加人 X16 が京都簡易裁判所に公示送達の申立てを行ったのは、裁判所より連絡を受けてから一年以上経過した昭和六三年七月一二日であった。

(ウ) 昭和六二年八月一日、京都支店では毎月定期的に行っている延滞口残高照合を行った。当月の照合結果を Y39 課長に報告する担当は補助参加人 X16 であった。

他の担当者の場合、同照合を行った後速やかに報告するのが普通であるが、補助参加人 X16 は照合実施後二週間以上経過しても一向に報告してこなかった。そこで、同年八月二八日、Y39 課長が早く報告するよう督促したところ、ようやく提出してきた。

(エ) 補助参加人 X16 は、延滞口債権の返済金の入金について、管理カードに記録することを長期間怠って放置していることが度々あった。債権回収事務においては入金経過の正確な把握は大前提であり、債務者から一部入金があった場合には管理カードに速やかに記録しておくことが肝要である。補助参加人 X16 はこのような大事な事務処理すら、おろそかにしていたものであり、Y39 課長から再三、注意、指示された。例えば、昭和六二年九月一日、入金記録を約三週間放置していることが判明し、同課長は、速やかに記録するよう厳しく注意した。

イ 以上認定の事実は、補助参加人 X16 は勤務態度が怠慢であり、事務処理に関する基本的能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(11) 低調な延滞口債権解消実績

ア 証拠によれば、補助参加人 X16 及び延滞係の他の担当者の昭和六〇年度ないし昭和六三年度の各延滞口債権解消実績(解消件数及び解消金額)は、次のとおりであるものと認められる。

(昭和六〇年度)

X16	三五件	四、五七六万円
Z64	七一件	九、四三四万円
Z65	七三件	九、九九〇万円
Z66	五三件	一億〇、八〇三万円

(昭和六一年度)

X16	四三件	六、二三二万円
Z65	五六件	八、三七九万円
Z67	六五件	七、八〇三万円
Z68	四一件	八、一一〇万円

Z69 四一件 七、七五七万円
(昭和六二年度)

X16 四〇件 六、四三三万円

Z70 三七件 四、九一三万円

Z67 三七件 六、三一三万円

Z68 四一件 六、〇四〇万円

Z71 五四件 九、七一六万円

(昭和六三年度)

X16 三〇件 四、八八八万円

Z70 二八件 六、二八四万円

Z68 三一件 五、四六六万円

Z72 四六件 七、五五六万円

イ しかし、補助参加人 X16 の延滞口解消実績は、右各年度を通してみれば、他の担当者との間で極端に低いとまではいえず、右認定の事実が補助参加人 X16 の人事考課上低く評価する根拠となるとまではいえない。

(12) 業務推進について姿勢及び上司の補佐について

原告は、補助参加人 X16 は、副調査役にありながら、支店業務の推進について積極的な姿勢がなく、また、支店で定期又は随時に行っている各種会議においても消極的で自分の意見を述べたりすることは皆無に近い状況であったこと、また、課長や調査役等上司に対する補佐がなく、後輩職員に対しても指導、助言等を行うという姿勢も全くみられなかった旨主張する。

しかし、原告における他の職員がそのような補佐、指導をどの程度行っていたかを含めて具体的事実が明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠とはならない。

(二) 結論

- (1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X16 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(一二))は、延滞口解消実績が劣っていること、業務推進についての姿勢及び上司の補佐に欠けることの事実を除いては、いずれも理由があるものと認められる。
- (2) 次に右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X16 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、同期者である X14 に関する 11(二)(2)と同様、補助参加人 X16 の格付は、同期者三三名中下から一一番目あるいは一〇番目に位置付けられていたことが認められる。
- (3) そこで検討するに、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X16 の勤務状況等は、勤務態度が怠慢で、事務処理能力が低い上、協調性に欠ける面もあったのであり、このことに照らせば、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X16 の格付は不当に低いとは認め難い

から、原告が補助参加人 X16 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。

13 補助参加人 X3 について

(一) 補助参加人 X3 は、昭和五五年三月から熱田支店に勤務し、延滞係として勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X3 の勤務状況等につき、第三、一、5、(一三)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 債権管理のルールを無視したことについて

ア 証拠によれば、債務者は土木工事業で、昭和五九年三月三〇日一〇〇万円を貸し付け、同年一〇月三十一日に延滞口編入した案件について、延滞口編入後関係者から弁済がないため、原告は債務者及び保証人に対して名古屋簡易裁判所に訴えを提起したこと、裁判には補助参加人 X3 が復代理人となっており、債務者に対しては勝訴判決を得たが、保証人との間では昭和六〇年三月一五日の口頭弁論において、裁判官から次回期日(昭和六〇年三月二二日)に和解の協議をするとの方針が示されたこと、このような場合、延滞係としては、事前に和解条項案を上司に意見具申し、原告の方針を決定した上で、和解期日に臨む必要があるが、補助参加人 X3 はこうした意見具申を怠り、昭和六〇年三月二二日の期日に示された和解案を、独断で受け入れる旨を回答してきたこと、裁判所から帰ってきた補助参加人 X3 から報告を受けた Y42 課長は、事前に何の報告もしなかったことを指摘し、今後こうしたことのないよう注意・指導したこと、以上の事実が認められる。

イ そこで検討するに、裁判上の和解の性質上、その内容には原告にとって不利益な部分もあるのが通常であると考えられるから、延滞係職員が、支店の方針決定を経ることなく裁判上の和解を独断で成立させることは、場合によっては原告にとって重大な損害をもたらすおそれがあり、このことに照らせば、右認定の事実は、補助参加人 X3 は事務処理がずさんかつ無責任であることを示すものであり、人事考課上低く評価する根拠となる。

(2) 無責任、ずさんな事務処理について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 条件変更の手續懈怠

債務者(株式会社)は建設業で、昭和五七年一〇月二九日四〇〇万円貸し付け、昭和五八年一月二九日に延滞口に編入した案件について、その後の管理交渉により、毎月債務者法人の代表者から三万円、保証人二名からそれぞれ一万五、〇〇〇円ずつ計六万円が弁済されていた。そこで、補助参加人 X3 は、昭和六〇年二月一四日に、元金残高三五二万円につき分割払いの貸付条件の変更を行う旨の意見具申を行い、決裁を得た。ところが、補助参加人 X3 は決裁を受けた後、貸付条件の変更手續をしないまま放置しているうちに、同年

三月六日に債務者及び保証人が弁済した計六万円が入金処理され、元金残高が変動してしまった。しかも、そのことを補助参加人 X3 が看過したまま昭和六〇年三月一五日になってようやく端末機から条件変更の入力をした。しかし、当該条件変更は元金残高不一致のため処理不能となった。

これは、補助参加人 X3 が速やかに条件変更の手続を行い端末機から入力するか、もしくは入金処理ができないように端末機から登録しておく「入金停止登録」の手続をしておく必要があるのにこれを怠り、かつ、三月六日に入金処理がなされたことをジャーナルで確認することを怠ったため、右入金を看過したという二重の過誤により生じたものである。

結局、当該案件については、三月六日付の入金処理をオフライン訂正し、貸付条件の変更について端末機から改めて入力し直すことになった。

(イ) 債権取立届の提出懈怠

債務者(有限会社)は自動車整備業で、昭和五六年五月一日二〇〇万円を貸し付け、同年一月三〇日に延滞口編入した案件について、法人代表者と保証人一名は行方不明で、もう一人の保証人は会社勤務であったが弁済をしないため、昭和六〇年四月に当該保証人の給与債権の差押えを行い、同年五月から毎月五万八、〇〇〇円を取り立てていた。ところが、補助参加人 X3 は名古屋地方裁判所への債権取立届の提出を怠っていた。

昭和六〇年八月一三日に Y42 課長がそのことを指摘し、補助参加人 X3 は、昭和六〇年八月二日になって昭和六〇年五月分から八月分までの債権取立届をまとめて作成して裁判所に提出した。

(ウ) 債権届出書の作成上の過誤

債務者(株式会社)は運送代理業で、昭和五八年一二月二九日三〇〇万円を貸し付け、昭和六〇年四月三〇日に延滞口編入した案件について、保証人が所有する不動産につき昭和六〇年八月仮差押えをしていたが、その不動産につき昭和六一年一月に他の債権者が競売を申し立てた。

仮差押え中の不動産の競売について、名古屋地方裁判所から債権届出書提出の催告を受けたため、昭和六一年二月六日に補助参加人 X3 は債権届出書を作成して提出しようとしたが、その際補助参加人 X3 は、実際の元金残高二五二万円のところ、誤って二五〇万円と記載していた。補助参加人 X3 の記載上の過誤に気付いた Y42 課長は補助参加人 X3 を呼んで注意し、今後記載にあたっては十分注意するよう指導した。

(エ) 時効のことを考えていない事務処理

原告の融資で営業資金の融資の場合は、消滅時効は五年で完成す

るため、保証人が弁済するという条件変更を行う場合には、時効に注意して原則として返済期間を五年以内とすることとした。

ところが、補助参加人 X3 は、返済期間が五年を超える貸付条件の変更を意見具申してきた。

具体的には、債務者は精肉小売業で昭和五九年八月三〇日に四〇〇万円を貸し付け、昭和六〇年四月三〇日に延滞口編入した案件で、債務者は廃業し、保証人二名のうち一名から弁済の申出があった。昭和六〇年五月二〇日、補助参加人 X3 は、保証人の弁済で返済回数を七五回(六年三か月)とする貸付条件の変更を意見具申してきたのであって、これは、五年以上の分割払いは消滅時効の問題が存することを看過した結果である。

(ウ) 予納郵券の返還を受けることを失念していたこと

債務者は中古車販売業で、昭和五二年一月一日二〇〇万円を貸し付け、昭和五九年一月三十一日に延滞口編入した案件について、債務者は行方不明であったため、昭和五九年一月保証人二名に対して訴えを提起し判決を得た後、遅延損害金の一部免除を条件に保証人の一名から弁済を受けて昭和六〇年四月一八日に完済処理したが、同年五月二四日に裁判所からの連絡により訴訟の際に予納していた郵券の残余の返還を受けていないことが判明した。

これは、補助参加人 X3 が裁判所に予納郵券の残りについて確認し返還手続を取ることを怠ったまま、完済処理をしてしまったことから生じたものである。

イ 右認定の各事例は、そこでの過誤の具体的性質は異なるとはいえ、いずれも補助参加人 X3 は事務処理能力が低いことを示すものであり、人事考課上低く評価する根拠となる。

これに対し、補助参加人らは、アの(イ)の事例につき、四か月分の債権取立届をまとめて提出したとしても業務上の支障はなく、かえって、原告にとっては、毎月提出されるよりもまとめて提出された方が、より効率的で確実な事務処理を行うことができる旨主張する。しかし、延滞係として行うべき事務処理を適切に行っていなかったことにこそ過誤があり、そのことが、人事考課上低く評価する根拠となるのであるから、補助参加人らの右主張は前記判断を左右するものではない。

(3) 管理カードの提出について

ア 証拠によれば、補助参加人 X3 の管理カードの提出に関し、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六〇年二月二〇日に補助参加人 X3 は、自分の担当する案件の債務者の自宅へ実訪したが、管理カードを速やかに提出せず、一週間経過した二月二六日になってようやく管理カードに記載の上 Y42 課長に報告してきた。報告を受けた Y42 課長は、管理カードは

管理の都度、速やかに提出するよう注意・指導した。

- (イ) 債務者は寝具小売業で、昭和五九年一〇月九日三五〇万円を貸し付け、昭和六〇年六月二九日に延滞口編入した案件について、保証人所有の不動産に対し仮差押えをしていたが、その不動産に根抵当権を設定している常滑農協の本店から昭和六一年四月一日に補助参加人 X3 に電話があり、原告が仮差押え中の不動産を任意売却することになったため、保証人が一〇〇万円弁済するので仮差押えを取り下げてもらいたいとの打診があった。

ところが、補助参加人 X3 は、管理カードの提出を放置し、常滑農協からの打診について速やかに役席に報告しなかった。Y43 課長は昭和六一年六月一九日に管理カードを検照し、補助参加人 X3 に対し、管理カードは遅滞なく提出するよう注意するとともに、本件については常滑農協の申出を受け入れ、早急に交渉するよう指示した。

- イ 右認定の事実は、補助参加人 X3 の事務処理上の過誤であるが、これら二事例をもって、補助参加人 X3 が管理カードの記録や提出を度々遅らせていることまでは認めることはできないから、これらの事例をもって、人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

(4) 管理交渉について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- (ア) 昭和六〇年五月三十一日補助参加人 X3 は、保証人の自宅へ実訪したが、その日は保証人は不在であった。補助参加人 X3 が隣家の妻に尋ねたところ、保証人は仕事の関係で二か月余り出張しており、家族も何時帰宅するか不明であるということであった。

このように保証人の自宅を実訪したが不在であり、面談ができないような場合には、来店を要請したメモなどを郵便受に投函し、原告の担当者が訪問した記録を残しておく必要がある。保証人が何時帰宅するか不明であっても、原告職員が保証人の自宅を訪問したことについて、裏付けとなるものを置いてくる必要があるが、補助参加人 X3 はメモを投函せずにそのまま支店に戻ってきてしまったので、報告を受けた Y42 課長は、注意・指導した。

- (イ) 債務者は家屋解体業で、昭和五八年四月一四日七〇万円を貸し付け、昭和六〇年一月三十一日延滞口に編入した案件について、債務者の妻が昭和六〇年三月一五日に来店し、債務者が入院した、東京で勤めている長男を保証人に追加するので、元金の返済を一時据置き、利息の返済のみにしてほしい旨の申出があり、補助参加人 X3 はこれを認める旨の意見具申を行った。なお、債務者の妻には当時パート収入があった。

このような状況では、今後不履行になった場合の対策を十分考えて交渉する必要があり、パート収入のある債務者の妻にも保証人に

なってもらようよう交渉すべきであるため、Y42 課長は、補助参加人 X3 に対しその旨指導した。

(ウ) 債務者は建設業で、昭和五三年四月一九日に一五〇万円を貸し付け、昭和五三年八月三十一日に延滞口編入した案件について、債務者に対して訴えを提起したが、債務者は債務を否認して争ってきたので、訴訟手続を顧問弁護士に委任していた。ところが、昭和六〇年五月二〇日に債務者が来店し、元金のみの返済にしてもらえないか、と債務の存在を認め、支払を行う旨の申出があった。ところが、補助参加人 X3 は「次回の弁論期日に和解等が出来るようにすすめたい」と管理カードに記載するだけで、債務者の申出を顧問弁護士に連絡しなかった。

(エ) 延滞口債権については、貸付条件変更時に未収利息、未収遅延損害金の棚上げができることとされているが、安易に棚上げを行うことのないようにすること、棚上げを行う場合であっても貸付条件変更後の新条件に基づく元利金の返済開始以前に一部でも回収するよう努めることとされている。補助参加人 X3 は、このような債権回収の方法についての認識が不十分であった。

債務者は惣菜・漬物小売業で、昭和五八年八月一日に一八〇万円を貸し付け、昭和六〇年一月までは未収利息が存せず昭和六〇年四月三〇日に延滞口編入した案件について、補助参加人 X3 は昭和六〇年十一月五日貸付条件の変更の意見具申をしてきたが、その内容は、残元金一二二万四、〇〇〇円について二万円ずつ昭和六一年一月から六六年二月まで六二回にわたり支払う、未収利息、遅延損害金については棚上げとし、昭和六六年三月、四月の二か月に分けて支払うというものであった。

延滞口債権に係る貸付条件変更に関する原告の右方針に照らせば、本件については未収利息、遅延損害金は一年分程度であって多額ではないのであるから、元金を当面据え置きとして、先に未収利息等を徴求することが必要である。そこで、Y42 課長は、補助参加人 X3 に対して、安易に未収利息等の棚上げを伴った条件変更を行うことのないように指導・注意した。

(オ) 債務者は縫製業で、昭和五一年十一月六日に二〇〇万円を貸し付け、昭和五二年一月三十一日延滞口編入した案件について、補助参加人 X3 は、昭和六一年二月二五日に貸付条件の変更の意見具申をしてきた。その内容は、元金一八四万円については、二万円ずつ二四回、三万円ずつ二四回、四万円ずつ一六回で支払い、これまでの経過利息、遅延損害金約二四〇万円については棚上げし、元金が終了後の昭和六六年七月に一括して支払うというものであった。

これを受けた Y42 課長は、一回の返済額が二万ないし四万円であるにもかかわらず、棚上げした利息等の約二四〇万円について一括

返済させることの現実性はあるのか尋ねたが、補助参加人 X3 は、相手がそのように言っていますと何の問題意識もなく答えた。このような場合、債務者の状況等から一括返済の見通しがあるのかわかるのかよく調査・判断すべきであり、そうでないと、昭和六六年七月の時点で再度返済がストップすることになるおそれがあり、そこで改めて返済交渉が必要になるため、Y42 課長はその旨注意・指導し、結局、当該案件については、棚上利息等について、昭和六六年七月から毎月五万円の分割で支払うことにさせた。

- (カ) 債務者は木造建築工事業で、昭和五四年三月一六日二〇〇万円を貸し付け、昭和六〇年九月三〇日に延滞口編入した案件について、保証人所有の不動産に仮差押えをしていたが、昭和六一年二月二日に債務者夫婦が来店し、保証人が遅延損害金の一部免除を条件に一括返済するので仮差押えを取下げしてほしい旨の申出があった。補助参加人 X3 は、保証人の申出を受け入れたいとの意見具申を行い、役席の決裁を得た。

ところが、補助参加人 X3 は、保証人と直接交渉せず、昭和六一年三月一二日、同年三月一七日、同年五月一五日に債務者に電話をして保証人の金策がどうなっているのか照会しただけであった。そのうち、同年六月一〇日になって今度は債務者が自ら一括返済すると申し出てきたが、実際には、債務者からの返済はなかった。そのため Y43 課長は、同年八月二五日に補助参加人 X3 に対し、保証人の実態を調査し、速やかに返済交渉をするよう指示した。

しかし、補助参加人 X3 は、昭和六一年九月一〇日に債務者及び保証人に対し弁護士名で呼出し状を送付しただけで、何ら保証人と交渉しようとしなかった。この後も債務者からの一括返済はなく、同年一〇月三十一日と同年一二月四日の二回に分けて一部返済があったのみであった。その後補助参加人 X3 は具体的、実効的な返済交渉をしなかった。そこで、昭和六二年二月一二日 Y43 課長は、補助参加人 X3 に対して、不動産の仮差押えをしている保証人と直接交渉するよう注意・指導した。

これを受け、補助参加人 X3 が保証人と交渉したのは、昭和六二年三月三日のことであり、その結果、同年三月一三日には保証人が返済し、本件は解決した。

- (キ) 債務者は海運業で、昭和五五年一二月三〇日六〇〇万円を貸し付け、昭和六二年三月三十一日に延滞口編入した案件について、昭和六二年四月七日に債務者及び保証人宛に一括返済を求める弁護士名催告書を送付しており、債務者及び保証人がこれに応じなければ、既に仮差押えをしていた保証人所有の不動産の競売を行う方針を指示していた。

ところが、補助参加人 X3 は、昭和六二年五月二日に保証人と電

話で交渉した際、滞納中の四か月分の返済についてまず債務者が可能な限り支払い、四か月分の返済に満たない部分の支払について後日改めて保証人と話し合うとの交渉しか行わなかった。

イ このうちアの(エ)の事例については、証拠によれば、延滞口に編入して約一年後から元金の返済がようやくできるようになったから、補助参加人 X3 としては、債務者に励みになるように、未収利息等を棚上げにして条件変更を行ったことが認められ、補助参加人 X3 は安易に棚上げにしたのではないといえることができるから、同事例は補助参加人 X3 の過誤であるとは認め難い。

一方、アのその余の事例については、補助参加人 X3 の管理交渉は不適切であったといえることができ、補助参加人 X3 は事務処理における基本的な能力や意欲が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

これに対し、補助参加人 X3 は、陳述書において、アの(イ)の事例は、連帯保証人の追加を求めることが規程上許されない小企業等経営改善貸付けである旨陳述するが、前記認定のとおり、補助参加人 X3 は長男を追加の保証人とするを許す旨の意見具申を行っているのであるから、右陳述は採用することができない。

(5) 担当業務に対する態度について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 熱田支店においては、延滞口債権について返済状況が正常に回復したことにより延滞口を除外して正常口債権とした場合には、延滞口を除外した後六か月間は引続き延滞係が責任を持って管理を担当する体制にしており、返済に遅滞があれば延滞係が督促を行っていた。

このような延滞口から除外した債権のうち、昭和六一年九月一五日時点で返済が遅延して、未入金口債権となっているものが管理課全体で一四件あり、そのうち補助参加人 X3 の担当は九件あった。そして、右一四件のうち当月末までに返済がなければ再度延滞口に編入されることになる対象口債権が一一件あり、うち補助参加人 X3 の担当は六件あった。そこで、Y43 課長は、九月一八日に延滞係全員に対して、早急に十分な返済交渉を行うよう指示した。しかし、同課長が、同年九月二四日に当該管理カードを再度検照した時点で、補助参加人 X3 以外の延滞係は返済交渉を進めていたのに対し、補助参加人 X3 は、自分の担当する案件について返済交渉をほとんど進めていなかった。

そこで、同日、Y43 課長はやむを得ず、補助参加人 X3 が担当していた対象口債権六件のうち四件を急きょ未入金係に担当替えして管理を行わせざるを得なかった。

(イ) 債務者は洋品小売業で、昭和五七年八月一六日四〇〇万円を貸し

付け、昭和六〇年七月三十一日に延滞口編入した案件について、昭和六二年二月当時、保証人との間で遅延損害金の一部免除を条件に一括弁済を行う交渉がまとまっていた。

そこで、補助参加人 X3 は、保証人からの弁済金を元金に優先的に充当するよう返済条件変更手続を取る意見具申を行い、決裁を得た。ところが、補助参加人 X3 は、右決裁を得たにもかかわらず、コンピューターの端末機から条件変更手続を入力することを怠った。さらに、保証人から、昭和六二年二月六日に一括弁済金の一部として二五万円の返済があり入金処理されていたにもかかわらず、補助参加人 X3 はジャーナルでこれを確認することを怠り、一部弁済の事実を看過してしまった。

その結果、補助参加人 X3 は昭和六二年二月一六日に至って初めてこのことに気付き、同年二月六日付けの二五万円の入金処理をオフライン訂正した上で条件変更手続を行い、その後に再度入金処理を行うこととなった。

- (ウ) 債務者は飲食・不動産業で、昭和五二年四月六日ほか六件計四、六五〇万円を貸し付け、昭和六〇年六月二九日に延滞口編入した案件について、債務者所有の不動産に対し極度額四、五〇〇万円の根抵当権を設定するとともに、五、〇〇〇万円の火災保険に質権を設定していたが、火災保険について債務者からの保険料の支払が困難になったため、原告が債務者に代わって債権保全火災保険契約を締結した。

原告において「債権保全火災保険」を締結する際には、後日の紛争を避けるため、原則として、債務者等に対し当該保険契約の概要をあらかじめ通知することが規程で定められている。ところが、補助参加人 X3 は債務者及び保証人に対し、当該保険契約の概要を通知することを怠った。このことは昭和六二年三月一七日に判明し、Y43 課長は、補助参加人 X3 に対し、至急通知を発送するよう注意・指示した。

- (エ) 原告には事業資金のほかに、進学のために必要な小口の資金を融資する進学貸付けを行っているが、借入申込人が財団法人進学資金融資保証基金(以下「基金」という。)の保証を希望する場合は、基金の保証により貸し付けることができる。このように、基金の保証により貸し付けた債権が、万一延滞口に編入した場合など、最終履行期限(期限の利益喪失日を含む。)到来の時から四か月を経過したときは、四か月を経過した日の属する月の翌月二〇日までに「事故報告書」を本店業務第二部あて送付することになっている。万一これを怠ると、将来基金から弁済を受けることができなくなるおそれがある。

ところが、補助参加人 X3 はこの事故報告書の提出を怠った。

すなわち、債務者は管工事業で、昭和五九年四月四日進学資金として五〇万円を貸し付け、その後最終入金昭和六一年一月三十一日で、同年三月三十一日に期限の利益を喪失した案件について、本件は基金の保証付きの貸付けであり、昭和六一年七月三十一日から同年八月二〇日までの間に事故報告書の提出を行うべきであったが、補助参加人 X3 はこれを看過していた。基金に対しては、昭和六二年一〇月末に弁済請求を行う予定になっていたため、昭和六二年一〇月二〇日になって、弁済請求の前提となる事故報告書の提出を補助参加人 X3 が怠っていたことが判明した。

この件については、Y43 課長が本店業務第二部に報告し、本店から基金へ交渉を行ってもらうなどの手続を経て、最終的には弁済が受けられることとなった。

イ 右認定の事実、いずれも、事前に過誤が判明しなければ債権管理上重大な支障を来していたと考えられるものであり、補助参加人 X3 は事務処理に当たって責任感や注意力に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(6) 指示の実行遅延について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五五年一〇月二七日ほか貸付金額計四五〇万円の案件で、昭和六〇年四月三日に保証人に対し弁済を継続して追及することの指示を受けているにもかかわらず、同年八月一九日まで約四か月半にわたり実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五八年四月二五日貸付金額九〇万円の案件で、昭和六〇年五月三十一日に保証人に対し実訪を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年七月三〇日まで二か月にわたり実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五八年四月二五日貸付金額九〇万円の案件で、昭和六〇年七月三〇日に保証人二名に対し継続して弁済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、一名については昭和六二年四月八日まで約一年八か月、別の一名については昭和六〇年一〇月二一日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五四年一一月六日ほか貸付金額計八〇〇万円の案件で、昭和六〇年一一月一四日、保証人と返済条件変更手続をとるよう検討することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年五月七日まで約六か月にわたり実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五八年四月一八日ほか貸付金額計四〇〇万円の案件で、昭和六〇年一一月三〇日に保証人二名のうち、一名について立川支店に管理依頼すること、別の一名について住所照会することの指示を受けているにもかかわらず、Y44 支店長が離任した昭和六一年三月までに実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五七年四月二三日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六

○年一二月二三日に保証人に対し弁済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六一年一〇月二九日まで一〇か月余にわたり実行しなかった。

- ⑦ 貸付日昭和五五年一〇月二七日ほか貸付金額計四五〇万円の案件で、昭和六一年一月八日に保証人の給与債権の差押を検討することの指示を受けているにもかかわらず、同年六月一八日まで五か月余にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五七年四月二三日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年七月一〇日、保証人を実訪することの指示を受けているにもかかわらず、同年一〇月二九日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五三年七月一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年九月一九日、債務者を実訪することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年二月二〇日まで約五か月にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五二年九月二二日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年十一月一八日に債務者法人及び代表者に対し訴えの提起を検討することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年六月三〇日まで約七か月半にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五三年七月一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月二五日に債務者について管理依頼することの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年二月二〇日まで約二か月にわたり実行しなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五四年一二月一四日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年二月一七日に保証人について管理依頼先の伊勢支店に状況照会することの指示を受けているにもかかわらず、同年五月二九日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五八年三月三〇日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年二月一七日、債務者の実態調査を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六二年九月二日に長期口編入に至るまで実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五三年七月一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年五月一五日、債務者所有の不動産に抵当権を設定するよう継続して交渉することの指示を受けているにもかかわらず、同年九月一八日まで約四か月にわたり実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五九年十一月一五日貸付金額二、一〇〇万円の案件で、昭和六二年六月二二日に債務者法人の代表者の住所照会を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年九月九日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五二年三月四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年六月三〇日に仮差押中の保証人の不動産について、現地調査と再評価を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年九月三〇日ま

で三か月にわたり実行しなかった。

⑰ 貸付日昭和五七年一〇月一三日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年七月一五日に保証人に対し弁済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、同年十一月一八日まで約四か月にわたり実行しなかった。

⑱ 貸付日昭和五五年五月六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年九月五日に保証人と面談し弁済交渉を行うことの指示を受けているにもかかわらず、昭和六三年二月一三日まで五か月余にわたり実行しなかった。

イ ア①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑬、⑭、⑰、⑱については、期間も四か月以上と長く、ア③については、保証人二名のうち一名について約一年八か月放置して実行しなかったのであって、これらに合理的な理由があったことを認めるに足る証拠がないことからすれば、補助参加人 X3 は勤務態度が怠慢、あるいは事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。その余の事例については問題がないわけではないが、あえて人事考課上低く評価する根拠とするまでもない。

(7) 管理放置について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

① 貸付日昭和五三年九月二〇日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月五日から昭和六一年二月一九日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。

② 貸付日昭和五四年十一月六日ほか貸付金額計八〇〇万円の案件で、昭和六〇年十一月一四日から昭和六一年五月七日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。

③ 貸付日昭和五五年一〇月二七日ほか貸付金額計四五〇万円の案件で、昭和六一年一月一〇日から同年四月一四日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。

④ 貸付日昭和五四年一二月一四日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年七月三日から同年一二月一八日まで約五か月半の間、一切管理を行わなかった。

⑤ 貸付日昭和五〇年一〇月二九日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年八月二八日から昭和六二年二月一七日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。

⑥ 貸付日昭和五三年九月二〇日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年九月二日から昭和六二年二月二八日まで約六か月の間、及び昭和六二年五月一二日から同年八月五日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。

⑦ 貸付日昭和五七年八月三〇日ほか貸付金額計一、〇〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月一二日から昭和六二年三月三日まで約三か月の

間、一切管理を行わなかった。

⑧ 貸付日昭和五七年一〇月一三日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月一六日から昭和六二年三月一九日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。

⑨ 貸付日昭和五八年三月三〇日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年五月一五日から同年八月二八日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。

⑩ 貸付日昭和五一年五月二日ほか貸付金額計二二〇万円の案件で、昭和六二年七月二四日から同年十一月一八日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。

⑪ 貸付日昭和五二年三月四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年九月三〇日から昭和六三年二月八日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。

イ ア①、②、④、⑤、⑩、⑪については、期間も五か月以上と長く、これらに合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠がないことからすれば、補助参加人 X3 は勤務態度が怠慢、あるいは事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。その余の事例については問題がないわけではないが、あえて人事考課上低く評価する根拠とするまでもない。

(8) 延滞口債権解消実績について

ア 証拠によれば、補助参加人 X3 及びその余の延滞係担当者の延滞口債権解消実績につき、次の事実が認められる。

(昭和六一年度)

X3	四六件	七、四〇〇万円
Z73	四六件	八、〇四八万円
Z74	三四件	七、四〇四万円
Z75	六一件	六、六八一万円

(昭和六二年度)

X3	二七件	三、七八一万円
Z76	二五件	五、七五二万円
Z77	一六件	三、九六三万円
Z73	三五件	五、二九一万円
Z75	三二件	一億〇、八九一万円

イ 補助参加人 X3 の同実績は、全体として、他の延滞係担当者のそれとの間で極端に低いとまではいえないことのほか、証拠によれば、補助参加人 X3 が岐阜支店において延滞係として勤務した平成元年から平成四年の四年度においては、担当者二ないし三名中補助参加人 X3 は解消件数、金額ともに最高であったと認められることにも照らせば、右事實は、人事考課上低く評価する根拠となるとは認め難い。

(9) 業務推進及び上司に対する補佐等に対する姿勢について

原告は、補助参加人 X3 は、副調査役として支店全体の業務の推進に関して積極的に提言し、前向きに取り組むべき立場にあったが、そうした積極的な姿勢はほとんどみられず、自ら率先して業務推進を図るといったことはなかった、また、課長や調査役など上司に対して補佐することはなく、後輩職員に対しても指導、助言等を行うという姿勢も全くみられなかった旨主張する。

しかし、原告における他の職員が業務推進、補佐等をどの程度行っていたかを含めて具体的事実が明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠となるとは認め難い。

(二) 結論

- (1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X3 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(一三))は、管理カードの提出を遅延させたこと、管理放置の一部、指示の実行遅延の一部、管理放置の一部、延滞口債権解消実績が低調であったこと、業務推進及び上司に対する補佐等に欠けていたことの点は、いずれも理由がなく、その余の点はいずれも理由があるということになる。
- (2) 次に、右各年の翌年度に当たる昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X3 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、同期者六〇名中下から一三番目ないし一二番目に位置付けられていたことが認められる。
- (3) そこで検討するに、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X3 の格付は、同期中位者のそれとの間で等級上は差がなく、号俸上も一号俸から三号俸程度の差に過ぎず、このことと、昭和六〇年から昭和六二年にかけての勤務状況等とを勘案すれば、右各格付は不当に低いとは認め難いから、原告が補助参加人 X3 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。

14 補助参加人 X5 について

- (一) 補助参加人 X5 は、昭和四八年七月から浜松支店に、昭和六一年三月から岡崎支店に勤務し、浜松支店では審査係、岡崎支店では、昭和六二年九月まで未入金係、それ以降は延滞係として勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X5 の勤務状況等につき、第三、一、5、(一四)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 浜松支店当時の投げ返しの件数及び審査事務の問題事例について

ア 証拠によれば、補助参加人 X5 の浜松支店勤務当時の審査事務処理に関し、次の事実が認められる。

- ① 一般区域貨物自動車運送業者から貨物自動車購入のための設備資金として一、〇〇〇万円の申込みのあった案件で、前年度の昭和五八年度損益が五、八六〇万円の大幅な損失を計上しており、また、負債の項に四、四五二万円の多額の雑勘定が計上されていた。したがって、

財務内容の慎重な検討や保証人予定者の不動産の有無等の資産状況の把握等を行って保全面の確保を図るなど融資の可否を慎重に判断する必要がある。それにもかかわらず、これを怠ったまま貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年三月二六日に注意・指導を受けた。

- ② スナックを新規に開業する業者から既存店舗の買取り資金として二五〇万円の環衛貸付けの申込みのあった案件で、環衛貸付けにおいて新規開業のために既存の店舗等を買取る資金については、近代化又は衛生面で一定水準以上のものに改装する場合における当該店舗等の改装及び買取り等に要する資金が対象になるにもかかわらず、これを看過し改装の有無を確認しないまま意見具申を行い、昭和六〇年三月二九日に注意・指導を受けた。
- ③ 縫製業者から運転資金と設備資金として七〇〇万円の申込みのあった案件で、初回申込みのため基本調査を要し、申込人の商品(技術)の調査が必須であるにもかかわらず、これを看過し、信用調査票の技術商品欄における主な取扱品の記入を怠ったまま貸し付けるとの意見を出してきたため、昭和六〇年三月二八日に注意・指導を受けた。
- ④ 根抵当権を設定し融資している研磨業者から研磨盤購入のための設備資金として七〇〇万円の申込みのあった案件で、前回調査時点よりも固定資産が約六割減少し、自己資本は約九割減少して財務内容が著しく悪化しており、過去の調査内容との比較を行った上で企業の信用力を判断する必要があるにもかかわらず比較検討を怠り、また、根抵当を設定している担保不動産の評価額を見直した場合にはその根拠を明示する必要があるにもかかわらずこれを看過し、貸し付けるとの意見を出して、昭和六〇年五月九日に注意・指導を受けた。
- ⑤ 板金加工業を新規に開業する業者から機械購入の設備資金として六〇〇万円の申込みのあった案件で、新規開業のための申込みで、生活費等への補填が可能かどうかといった観点から、勤務者である妻の収入を調査する必要がある、また、申込人にこれといった資産がなく、保証人予定者二名の勤務歴も浅い(約三年)ため、両名の不動産の所有状況等について調査する必要があるにもかかわらずこれらを怠り、貸し付けるとの意見を出してきたため、昭和六〇年五月二一日に注意・指導を受けた。
- ⑥ 段ボール製造業者から工場、倉庫建築のための設備資金として一、三〇〇万円の申込みのあった案件で、浜松支店で策定している審査処理の取決め事項では、八〇〇万円以上の設備資金の申込みについては補助票の用途分析票を使用して設備効果を検討することになっているにもかかわらず、これを看過して補助票を使用せず、また、一、〇〇〇万円(基準金利)を超える設備資金を融資する場合、融資後の資金用途の確認が必要であるにもかかわらず、これを不要として貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年五月二四日に注意・指導を受けた。

- ⑦ ダクト製造業者から支払手形等の決済資金として四五〇万円の申込みのあった案件で、面接時には法人代表者の妻が来店して面接に応じていたため、借入申込人本人である法人代表者に対して、借入意思の確認をする必要があるにもかかわらず、これを怠ったまま貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年六月一三日に注意・指導を受けた。
- ⑧ 畜産業者から買掛金決済等の運転資金として一、〇〇〇万円の申込みのあった案件で、融資金額を減額査定したにもかかわらず、所要運転資金額についての検討を怠り、減額査定する理由を明示しないまま貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年六月五日に注意・指導を受けた。
- ⑨ うなぎ料理店を営む業者から店舗の新築等の設備資金として一、八〇〇万円の申込みのあった案件で、新店舗の立地条件、収容能力、競合店の有無、顧客層の見込みや確保方法、現在の店舗の営業継続の有無等については、設備効果や今後の見通しを判断する上で当然検討すべき事項であるにもかかわらず、こうした点を一切検討せず、また、不動産担保の評価にあたっては、時価の評価についての根拠を明示して適正な価格で算出する必要があるにもかかわらず、これを怠り何の根拠もなく算出して意見具申を行い、昭和六〇年七月二日に注意・指導を受けた。
- ⑩ 自動車ゴム部品製造業者から工場増築、機械購入等の設備資金として二、〇〇〇万円の申込みのあった案件で、設備資金の投資効果について、いかなる要因で売上げが増加する見込みがあるのか、その根拠を調査検討しておらず、その関連で必要な、過去二年間の業績について検討を怠り、また、不動産担保の場合、算出された担保価格により債権保全に与える影響が大きいため、担保価格のもととなる時価の把握についてはもちろん、先順位債権額の把握についても慎重に行う必要があるにもかかわらず、担保不動産調査票の先順位債権額の欄に誤った金額を記入し、さらに、売上に比較して現金預金の蓄積が乏しい理由を記載しないまま意見具申を行い、昭和六〇年七月一日に注意・指導を受けた。
- ⑪ 菓子小売業者から運転資金として申込みのあった案件で、大幅な経常損失であったにもかかわらず、欠損原因と今後の改善策についての検討を怠った上に、無担保債権額が八〇〇万円を超える貸付け(今回の融資金額三〇〇万円と既往取引分五八〇万円とを合わせて八八〇万円)を、本店申請が必要であるにもかかわらず支店長決裁だけで行う意見具申をし、昭和六〇年七月二四日に注意・指導を受けた。
- ⑫ 既往貸付けのある家具の製造業者から運転資金と設備資金として五五〇万円の申込みのあった案件で、当該業者は既往貸付け分の返済が度々遅延しているにもかかわらず、延滞原因や今後の返済の見通しについて検討が不十分なまま貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇

年七月二七日に注意・指導を受けた。

- ⑬ 環衛貸付けを利用中の飲食店を営む業者から買掛金決済等の運転資金として国民金融公庫の普通貸付け一二〇万円の借入申込みがあった案件で、国民金融公庫の貸付金で別法人である環衛公庫の貸付金を決済処理(現貸決済)することはできないにもかかわらず、これを看過して現貸決済するとの意見具申を行い、昭和六〇年八月一五日に注意・指導を受けた。
- ⑭ 居酒屋を営む業者から支店開設の設備資金として環衛貸付け六三〇万円の申込みのあった案件で、既存の店舗の近くに支店を開設するといった計画であるにもかかわらず、顧客の確保方法や客層の見込みなどについて一切検討しないまま貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年八月二八日に注意・指導を受けた。
- ⑮ 勤務先の営業を譲り受けて損保代理店を開業する者から設備資金として三〇〇万円の申込みのあった案件で、営業譲渡人の公庫取引状況を確認しないなど、調査・検討が不十分なまま、また、信用調査票における財政状態の欄の記載を完成させないまま貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年九月一三日に注意・指導を受けた。
- ⑯ 土木建築業者から運転資金と設備資金として一、三〇〇万円の申込みのあった案件で、担保不動産建物の火災保険請求権に質権を設定するとしながら、火災保険金額の確認を怠り、また、申込法人の代表者及び家族が所有する不動産について、消費者金融からの差押登記の経緯があるにもかかわらず、差押えの原因や他の負債の有無等についての検討を怠ったまま貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年一月七日に注意・指導を受けた。
- ⑰ 織物業者から一、〇二八万円の設備資金の一部として、一三〇万円の申込みのあった案件で、高額の設定導入資金の一部としての借入れにもかかわらず、設備導入後の売上見込み等の設備効果についての検討を一切行わないで貸し付けると意見具申し、昭和六〇年一月一三日に注意・指導を受けた。
- ⑱ 美容業を新規に開業する者から店舗等の設備資金として環衛貸付け五〇〇万円の申込みのあった案件で、不動産担保を徴求の上貸し付ける意見を出しながら、担保不動産調査票を未完成のまま意見具申し、昭和六〇年一月二七日に注意・指導を受けた。
- ⑲ 理容業を営む業者で環衛公庫の振興事業施設貸付けの貸付対象者から理容電動椅子等の設備資金として二〇〇万円の申込みのあった案件で、特別利率年六・八パーセントを適用すべき設備であるにもかかわらず、その適用を誤り、基準利率の七・〇パーセントで貸し付けるとの意見具申を行い、昭和六〇年一月二八日に注意・指導を受けた。
- ⑳ 過去に網戸と化粧品の販売業者として取引のある顧客から、今回は化粧品とサッシ・ガラスの販売業者として四〇〇万円の運転資金の申

込みのあった案件で、申込法人が一時期休業状態にあったことを知りながら、休業の理由、事業内容を変更し再開した経緯や今後の見通しについて一切検討しない上、既に設定済みの根抵当権を継続するにもかわらず、担保不動産調査票を未完成のまま意見具申を行い、昭和六〇年一二月一六日に注意・指導を受けた。

イ 次に、証拠によれば、浜松支店において、昭和六〇年四月から昭和六一年三月までの一年間で Y45 課長が各審査担当者に投げ返しを行った申込案件数は、Z78 が三件、Z79 が一四件、Z80 が三七件、補助参加人 X5 が六七件、Z81 が一六件、Z82 が七二件となること、この投げ返し案件数を同期間で処理した審査案件数に対する割合でみると、補助参加人 X5 が一〇・六パーセントであるのに対し、Z79 職員が一・九パーセント、Z80 職員が六・二パーセント、Z81 職員が一・九パーセントとなること、右 Z82 は、昭和五八年に入庫して三年目の昭和六〇年に初めて審査を担当した者であり、審査事務に習熟していなかったこと、昭和六〇年一月ないし二月までの一年間においても、補助参加人 X5 は右一年間で八二件の投げ返しを受けていることが認められる。

ウ 右認定の事実のとおり、補助参加人 X5 は、審査系の事務処理に関する基本的かつ重要な事項の調査、記載等について、度々漏れがあった上、投げ返しを受けた件数も他の審査係担当者職員に比べて多かったことからすれば、補助参加人 X5 は、原告における規定に対する理解に欠け、事務処理に関する基本的な能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

これに対し、補助参加人らは、右アの各事例中、再調査等連絡票上再提出日が再調査指示日当日であるもの、再提出日の記載がなく、補正が即座に行われたものが合計一六例あるところ、このことは、これらの事例の過誤は極めて軽微なものであったことを示すというべきである旨主張する。しかし、当日あるいは即座に補正がされたからといって、直ちにその過誤が軽微であることにはならないし、仮に右各事例における過誤が軽微であっても、事務処理における基本的な事項について過誤を犯すこと自体が人事考課上低く評価する根拠となることは前記のとおりであるから、補助参加人らの右主張は理由がない。

(2) 浜松支店当時の事務処理状況について

ア 証拠によれば、補助参加人 X5 の浜松支店における事務処理状況につき、次の事実が認められる。

(ア) 建設業を営む法人からコンクリート破砕設備の購入資金として、すでに設定済の根抵当権のほかに土地四筆に普通抵当権を設定することを希望しての借入申込みがあった案件について、補助参加人 X5 は昭和六〇年三月二二日に申込み法人の代表者と面接し、担保に徵求する不動産について調査及び評価を行った上で、八〇〇万円を貸し付ける旨の意見具申をした。これに対し、Y45 課長は、債権保全

を強化する趣旨から保証人を一名追加する条件を付した上で、補助参加人 X5 の意見どおり八〇〇万円を貸し付けることを決定した。

この決定に従い、法務局の担保設定登記の受理証明の確認をもって、昭和六〇年三月三〇日に八〇〇万円の融資を実行した(原告では、通常、担保設定の登記が完了した後に融資金を交付しているが、年度末においては資金需要に対処するための特例として、担保設定登記について法務局の受理証明を確認した時点で融資金を交付することとして差支えないという取扱いをしていた。)

(イ) ところが、昭和六〇年四月に入り、登記完了後の不動産登記簿謄本から、普通抵当権を設定した土地四筆のうち一筆について、原告の担保設定前に第三者による所有権移転の仮登記が設定されていることが判明した。原告では、このような所有権移転の仮登記が設定されている物件を担保に徴求することは避けるか、あるいは、担保に徴求するにしても、原則として所有者を通じて仮登記の抹消を交渉し、抹消が不可能な場合は担保評価をゼロとして担保に徴求することとしているが、補助参加人 X5 が作成した本件に係る信用調査票においては、当該仮登記の設定については全く触れられていなかった。

(ウ) Y45 課長は、昭和六〇年四月一七日補助参加人 X5 にてん末を報告させ、また、法人の代表者に電話して事情を質した。その結果、以下の事情が判明した。

すなわち、本件審査の面接時において法人代表者は審査担当者である補助参加人 X5 に、提出した登記簿謄本には載っていないが、所有権移転の仮登記が設定されているかもしれない旨話をした。そこで、補助参加人 X5 は、仮登記が設定されている場合には抹消することを融資の条件とすると説明したところ、法人代表者は、万一仮登記があっても抹消することは可能であると答えた。しかし、その後補助参加人 X5 から何の話もなかったし、原告から届いた融資決定の通知には仮登記を抹消することが融資の条件に付されていなかったもので、法人代表者は、この仮登記抹消の問題はなくなったものと理解していた。一方、補助参加人 X5 は、この仮登記は契約時までには抹消可能との説明を受けたのみで、信用調査票には記載せず、その際、改めて仮登記の件を法人代表者に確認したり、登記簿謄本で確認することもしなかった。

イ 右認定の事実、殊に、所有権移転の仮登記の有無は、担保評価及び債権保全上極めて重要なことであることに照らすと、この事例は、補助参加人 X5 は審査事務の処理がずさんであることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

これに対し、補助参加人らは、年度末の特例として、受理証明の段階で貸付金を交付するとの原告における運用は、登記簿謄本の確認に時間

差が生じ、この間に第三者らによる登記や仮登記が設定される危険をはらんでいるものであって、その運用自体に問題があった旨主張する。しかし、右事例では、補助参加人 X5 は、審査を行った時点で、既に債務者代表者から、仮登記の設定があることの示唆を受けていたのであるから、補助参加人らの右主張は失当である。

(3) 浜松支店当時の自己啓発について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 浜松支店融資課では、審査事務を円滑かつ適正に処理するとの観点から「審査処理の取決め事項」を定めていた。審査担当者にはこの取決め事項を冊子にして配付し、その内容について周知徹底していた。

昭和六〇年五月二四日、補助参加人 X5 から製造業者からの申込みについて、設備資金として一、三〇〇万円を融資する旨の意見具申があったが、「審査処理の取決め事項」では八〇〇万円以上の設備資金の申込みについては、原則として補助票(使途分析票(設備用))を使用して資金使途を分析することになっているにもかかわらず、補助参加人 X5 は単に通常の信用調査票の資金使途欄を使って資金使途の内容を記載していることから、Y45 課長は「再調査等連絡票」に「高額設備の場合、補助票を使用して(設)効果検討のこと」と指摘して投げ返すとともに、併せてその旨を口頭で補助参加人 X5 に指示した。

(イ) ところが、補助参加人 X5 は Y45 課長に「設備資金の金額がいくらから補助票を使用するのか。」と質問してきた。Y45 課長が「あなたは取決め事項に定めていることを知らないのか。」と問い返すと、補助参加人 X5 は「知りません。」と答えた。Y45 課長は補助参加人 X5 に対し、「あなたのようなベテラン職員が審査処理の取決め事項を理解していないようでは困る。あなたはこれまで審査事務を行うに当たって、どのような問題意識をもって取り組んでいたのか。」と注意するとともに、取決め事項における該当箇所を示し、適正に審査事務をすすめるように注意指導した。

イ 右認定の事実、補助参加人 X5 は審査処理における基本的な取決めを理解する能力が低く、また、これを理解するための努力もしていないことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(4) 浜松支店当時の顧客との対応について

ア 証拠によれば、補助参加人 X5 の浜松支店当時の顧客との対応につき、次の事実が認められる。

(ア) 浴場業を営む業者から店舗建築資金として借入申込みがあった案件について、補助参加人 X5 は昭和六〇年五月一五日に申込人と面接し、同年五月一八日に申込人の営業所所在地を実訪し、その後、最初の面接から八日経過した同年五月二三日に再度申込人と面接を

行い、同年五月二七日に借入依存の設備投資であり先行きの不安が大きいなどとして融資を否決する旨の意見具申を行った。そして、翌日の五月二八日に正式に本案件について融資を否決することが決定され、申込人へその旨の通知がなされた。

融資を否決する旨の通知を受けた申込人は、同年五月二九日浜松支店に来店し、審査担当者である補助参加人 X5 に対して「融資できない問題点は何か。」「あなたの話ぶりでは融資に希望が持てるものと思っていた。なぜ、そのような期待を抱かせるいい加減な話をしたのか。」などと苦情を申し立ててきた。

これに対し、補助参加人 X5 はほとんど無言で対応していた。そのため、やむなく Y45 課長が補助参加人 X5 に代わって申込人に説明を行い、納得してもらった。申込人が帰った後、Y45 課長は補助参加人 X5 に対し、「申込人からの苦情に対しては、あなたのようなベテラン職員であれば申込人を納得させるような的確な説明を行うべきである。」と注意した。

- (イ) 建設業を営む法人から車両購入及び外注費の支払等の資金として一、〇〇〇万円の借入申込みがあった案件について、補助参加人 X5 は昭和六〇年九月三〇日に申込法人の代表者と面接した。この法人が申込みに当たって届け出てきた保証人予定者は、申込法人の外注先で、代表者の父親とともにタイル工事業を営む法人の経営に当たっていた。ところで、この保証人予定者が経営に関与していた法人は原告と取引があり、その内容は返済が常時遅延しており、昭和六〇年九月時点においても、同法人への融資債権は遅延し未入金口として取り扱われているという状況にあった。

こうしたことから、補助参加人 X5 は、申込法人が届け出てきた保証人予定者は保証人としては不適當であると判断し、融資するに当たって保証人となる人物を変更することを条件とする旨の意見具申を行ってきた。その後、この申込案件は補助参加人 X5 の意見具申どおりの内容で融資することが決定した。

ところが、昭和六〇年一〇月七日、右保証人予定者から電話があり、Y45 課長が応対したところ、① 昭和六〇年九月三〇日、補助参加人 X5 は申込法人の代表者と面接した際に、保証人予定者の会社の公庫取引に関して、その返済状況がよくないことを申込法人の代表者に漏らしたため、今後受注がストップするおそれがある、②

同日、補助参加人 X5 は申込法人の代表者に右の話をしておきながら保証人予定者のところにも電話をかけて、同人に対して保証意思の確認を行ってきた、といった点を指摘し、なぜ保証人予定者の会社と原告との取引状況を申込法人に漏らしたのか、そのために申込法人との取引に支障が出たら、原告はどのように責任を取るのか、また、保証人予定者が保証人として不適當であることを申込法人の

代表者に話しておきながら、なぜ保証意思の確認を行ってきたのかと苦情を申し立ててきた。

Y45 課長は右電話の後、直ちに補助参加人 X5 を自席に呼び、事実関係を確認したところ、右①及び②の事実を認めた。そこで、Y45 課長は苦情の相手方に改めて電話をかけ、補助参加人 X5 の取った行動について謝罪した。

Y45 課長は、補助参加人 X5 に対して、「今回のような保証人予定者のみならず、申込関係者と原告との取引状況を他の関係者には絶対に話さないこと。」「保証人としては不相当であると判断していたのであれば、その保証人予定者に対して保証意思の確認をするのは適切でない。」と注意・指導した。

イ 右認定の事実は、補助参加人 X5 は事務処理に当たって責任感や注意力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

ウ これに対し、補助参加人らは、ア(ア)の事例につき、融資の否決を伝えた職員が、苦情等を述べるために来店した当該顧客に対し直接対応すると、感情の問題が生じて適切でなく、このような場合には、事務処理に直接携わっていない上司が冷静に対応して説明することが必要であって、このことは、契約係に関する「契約事務マニュアル」において、借入申込人からの否決理由等の問い合わせに対しては、審査事務担当役席が対応することと規定されていることに照らしても明らかであり、このような見地からすれば、右事例における補助参加人 X5 の対応は極めて適切なものであった旨主張する。

しかし、来店した当該顧客に対して、担当した職員が対応することが適切でないとは必ずしもいえず、かえって、審査に関する事情を把握している者が対応するのが適切である場合も多いものと考えられる。もとより、このように対応した上で、首尾良く納得させることができなかった場合には、上司に対応を任せるべき場合もあろうが、右事例の補助参加人 X5 の対応のように、顧客に対してほとんど無言でいるというのは、担当職員としての処理として適切を欠くとの評価を受けてもやむを得ないものというべきである。

また、証拠及び弁論の全趣旨によれば、「契約事務マニュアル」における右規定の趣旨は、融資審査には直接関与せず、融資審査後の借用証書の作成等を担当する契約係担当者において、独自の判断で否決の理由を説明してトラブルに発展することを防止することにあると認められるから、右規定を審査係における対応に援用することは相当でないというべきである。

よって、補助参加人らの右主張は理由がない。

(5) 浜松支店当時の審査処理実績について

ア 証拠によれば、補助参加人 X5 及びその他の担当職員の審査処理実績等につき、担当した審査案件のうち申込人又は保証人予定者について不

動産の有無、所有不動産の内訳、権利関係の内容等を調査(不動産調査)した件数は、昭和六〇年四月から昭和六一年二月までの一か月間で、補助参加人 X5 が七六件であるのに対し、副調査役の Z79 職員が二二三件、副調査役の Z80 職員が一二五件、五等級の Z81 職員が四四一件であったこと、実訪を行った件数は、昭和六〇年四月から昭和六一年二月までの一か月間で、補助参加人 X5 が一六四件であるのに対し、Z79 職員が一六二件、Z80 職員が一八二件、Z81 職員が二三一件という状況であったことが認められる。

イ そこで検討するに、以上認定の事実のうち、実訪件数については、補助参加人 X5 は他の職員に比べて少ないとまでは認められないこと、不動産調査及び実訪の件数が、原告の主張するように、審査案件を処理に関する積極性の反映であるとまでは認められないこと、証拠及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人 X5 はこの当時気管支拡張症に罹患していたことが認められることを総合考慮すれば、右の補助参加人 X5 の審査処理実績がそのまま人事考課上低く評価する根拠となるとは認め難い。

(6) 岡崎支店未入金係当時の業務意欲等について

ア 証拠によれば、補助参加人 X5 は、岡崎支店未入金係当時、未入金口の「非対象口」の債権の管理を担当していたが、この担当職務は、未入金口債権の中でも遅延に陥ったばかりの債権のいわば初動管理であり、遅延原因がそれほど深刻ではない債権であることも多く、その主な事務処理は返済を求めて、督促文書を送付したり、電話をかけるという比較的定型的な事務であって、このような「非対象口」の債権管理は迅速かつ効率的に事務を行っていくことが求められていること、岡崎支店では、遅延直後の督促に始まり、一定の日数において二回目の督促(二督)、三回目の督促(三督)を繰り返し、このパターンをきちんと実行することによって、弁済をさせようという方針であったこと、補助参加人 X5 は、このパターンどおりに督促することを怠ることがしばしばあったため、Y46 課長はその都度注意・指導を繰り返していたが、同課長が岡崎支店を離任するまでこれが改善されなかったことが認められる。

イ 右認定の事実、補助参加人 X5 が決まりどおり督促を行うことを怠るに当たって合理的な理由を認めるに足りる証拠がないことを併せれば、補助参加人 X5 が業務に対する意欲が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(7) 岡崎支店未入金係当時の債権管理の実績について

ア 証拠によれば、補助参加人 X5 が担当する直前の昭和六〇年度における「進度 1」(返済期日を一〇日経過した未入金口債権)の岡崎支店の入金率は、ブロック及び全支店の平均値にほぼ近い、七〇・〇五パーセントであったこと、補助参加人 X5 が担当していた昭和六一年四月から昭和六二年九月までの間における岡崎支店の「進度 1」の入金率は、七二・六五パーセントであり、ブロック平均に比べ四・〇一パーセント、全

支店平均に比べ五・一六パーセントも下回ったこと、補助参加人 X5 が担当替えとなった昭和六二年九月二日以降については、その直後の昭和六二年一〇月から同年一二月(昭和六二年度第三・四半期)こそ、対ブロック比較でマイナス五・二二パーセント、対全支店比較でマイナス四・九〇パーセントであったが、その後の昭和六三年一月から同年三月(昭和六二年度第四・四半期)には対ブロック比較でマイナス一・七一パーセント、対全支店比較でマイナス〇・七六パーセントとマイナス幅が急速に縮小したこと、このような推移は、補助参加人 X5 の債権管理実績の水準が低かったことに原因があることが認められる。

イ 右認定の事実、補助参加人 X5 は業務に対する意欲が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(8) 岡崎支店未入金係当時のオペレーターキーの持ち帰りについて

ア 証拠によれば、補助参加人 X5 は、昭和六一年三月から昭和六二年九月までの期間においてオペレーターキー(顧客との取引内容等を端末機を使用して入出力するために端末機にセットする必要がある物)の指定担当者となっていたが、この間に二度(昭和六一年三月二九日及び同年一〇月一三日)オペレーターキーを総務課長に返還することを怠り、持ち帰ってしまったこと、原告では、「端末機の役席キー及びオペレーターキー管理規則」において、オペレーターキーの保管等について厳格に取り扱うべき旨が明記されていること、二度目の持ち帰りの際には、翌日、補助参加人 X5 がオペレーターキーを返還してきたときに、Y47 次長が補助参加人 X5 を呼び、オペレーターキーを返還せず店外に持ち出したのはこれで二度目であり、職員として無責任であると厳重に注意し、補助参加人 X5 に反省を促す意味で今回の件についててん末を文書にまとめ提出させたことが認められる。

イ 以上のとおり、補助参加人 X5 がオペレーターキーを二度にわたって店外に持ち出した事実は、補助参加人 X5 は業務遂行に当たって責任感が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(9) 岡崎支店未入金係当時の入金処理の誤り等について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和五九年五月二二日に飲食店を営む業者に対して環衛貸付けの設備資金として一四〇万円(以下「A 債権」という。)と二一〇万円(以下「B 債権」という。)の計三五〇万円を融資した案件(割賦元金の返済期日はいずれも毎月二五日、割賦元金は A 債権が二万円、B 債権が三万円)について、A 債権は昭和六一年七月二五日返済期日分の入金がなく、未入金口債権となった。B 債権については返済に遅滞がない上一万七六一円の剰余金があることから、補助参加人 X5 は債務者に対して、A 債権の昭和六一年七月分の返済については、B 債権に計上されている剰余金一万七六一円を合わせて充当するから、それを差し引いた金額を入金するよう昭和六一年八月六日連絡した。

そして、債務者からは同年八月一九日付けで一万五、九三六円の送金があった。

(イ) ところが、補助参加人 X5 は回収係に対して、債務者の入金分と B 債権に計上されている剰余金一万七六一円を合わせて A 債権に充当するとの指示を一切行っていなかった。そのため、同年八月二日回収係は債務者から送金があった一万五、九三六円のみを、A 債権に充当する入金処理を行っただけで、B 債権に計上されている剰余金を A 債権に充当する処理は行われなかった。その結果、債務者から送金のあった一万五、九三六円は A 債権の割賦元金二万円に満たないことから、昭和六一年七月分の入金とはならず、剰余金として計上されてしまった。そして、この一万五、九三六円の未入金処理の記録(ジャーナル)は回収係から未入金係へ回付されたが、入金処理を行った昭和六一年八月二日は本来の担当者である補助参加人 X5 がたまたま年次有給休暇を取得し休んでいたため、同じ未入金係の Z83 職員が回収係からジャーナルを受け取った。そして、Z83 職員は受領したジャーナルに基づき、未入金口債権を列挙した帳表である未入金口債権一覧表の A 債権の欄に、昭和六一年七月分の入金がされた旨の記載をした。ところが、担当の補助参加人 X5 がその後この入金処理について全くチェックを行わなかった結果、A 債権は昭和六一年七月分の入金がされていないにもかかわらず、未入金口債権一覧表上は昭和六一年七月分が入金済みであるということになってしまった。そして、A 債権は次の返済期日である昭和六一年八月二五日において返済がされず、昭和六一年九月末をもって延滞口編入となる、いわゆる対象口の未入金口債権となった。しかし、対象口債権を担当する Z84 職員は、昭和六一年七月分の入金記録があるので昭和六一年九月末には延滞口編入とはならない、すなわち対象口ではないと判断し、債務者に対しては連絡をしなかった。その結果、A 債権については未入金係が気付かないまま昭和六一年九月末に延滞口編入となってしまう、このことに未入金係が気付いたのが、延滞口残高一覧表が事務部から送付されてきた同年一〇月四日のことであった。

その結果、A 債権についてはその後延滞係の担当者が債務者を訪問し延滞口に編入となった経緯を説明し、了解を得た上で、支払条件の変更を行い、延滞口債権から除外し正常な債権に復するという手順を踏む必要が生じた。

イ そこで検討するに、この過誤の最大の原因は、Z83 職員が未入金口債権一覧表の A 債権の欄に入金がされた旨安易に記載した点にあると認められ、かつ、仮に補助参加人 X5 が回収係に対して、剰余金を A 債権に振り替えて充当するよう指示していれば、過誤を防ぐことができたと思えるに足りる証拠はないから、右事実は人事考課上低く評価する根拠

となるとは認め難い。

原告は、このような事態を招いたのは、補助参加人 X5 が、A 債権の昭和六一年七月分の返済について、回収係に対して B 債権計上の剰余金を A 債権に振り替えて充当するよう指示をしていなかったこと、A 債権の入金処理結果をチェックすることを怠ったことが主要な原因である旨主張するが、右の認定判断に反し採用できない。

(10) 岡崎支店未入金係当時の管理カードの保管について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和六一年八月一三日から一八日までにかけて、岡崎支店において本店検査部による検査が行われ、そのうち未入金係に対する検査は同月一三日から一五日に行われた。なお、これらの日程についてはすべて、前月の七月下旬に検査部から支店あてに通知があり、この検査スケジュールについては職員にも周知していた。また、検査が始まってからでも、補助参加人 X5 は未入金係検査初日の同月一三日は平常通り出勤していたので、初日の検査の状況や、同月一四日以降、未入金口の管理カードを必要に応じて検査官に提示する必要があることは十分承知していた。

(イ) 同月一四日の検査当日、補助参加人 X5 は、始業直前になって電話をかけてきて、微熱が出たとして夏期休暇を申し出て休んでしまった。そのため、補助参加人 X5 担当の案件で、検査官から説明を求められたり、管理カードの提示を求められたときは、他の未入金係が抽出することになったが、補助参加人 X5 が担当している管理カードの整理は乱雑で、どこにどのような管理カードを保管しているか見当がつかない状況であった。そのため、管理カードを一通り見なければ抽出できないといった事態となった。

イ しかし、審査係の担当案件の管理カードが、他の職員等の抽出の便利を考慮して保管、管理されなければならないことを認めるに足りる証拠はない上、右事例は、本店検査と補助参加人 X5 の急病による休暇が偶然重なった特殊な状況にあったために生じた問題であるから、人事考課上低く評価する根拠とするのは相当ではない。

(11) 岡崎支店未入金係当時の条件変更の報告及び事務処理の状況について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 条件変更を実施する際には、貸付金元帳の変更のために、「貸付条件・充当順序の変更等依頼・修正票」に、変更後の返済条件、条件変更の原因、貸付期間の延長の有無、保証人追加の有無などの必要事項を記入する必要がある。しかし、昭和六一年九月二二日、Y46 課長が同票を検印していたところ、補助参加人 X5 担当の案件で、貸付期間が延長となるにもかかわらずその記入がなされておらず、また、条件変更原因についての記入が漏れているものがあった。

(イ) 補助参加人 X5 は、債務者からの申し出に応じて条件変更を行っ

た案件について、昭和六一年九月二二日、当該管理カードの提出をした。Y46 課長がその記事を見たところ、保証人が「六一年一月から債務者に期日入金させる。」と答えたとの記載になっていたが、利息については六一年九月から開始となっていたので、補助参加人 X5 に対し、利息の返済開始月について保証人にきちんと説明したか確認したが補助参加人 X5 は、元金の返済開始月である一月のことしか説明していない旨返答した。

イ 右いずれの事例においても、報告や説明を懈怠するに当たって何らかの合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠がないことに照らせば、補助参加人 X5 は的確な事務処理を行う能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(12) 岡崎支店延滞係当時の指示の実行遅延について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五九年七月一九日ほか貸付金額計一、〇八〇万円の案件で、昭和六二年八月一日に債務者、債務者法人代表者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月三日まで約二か月半にわたり実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五六年一二月二二日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年九月四日に債務者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五八年八月三十一日ほか貸付金額計三〇〇万円の案件で、昭和六二年九月四日に債務者に対する債務名義の取得後の管理方針を策定することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五九年一二月一七日貸付金額二八〇万円の案件で、昭和六二年九月四日に債務者及び保証人に対する債務名義の取得後の管理方針を策定することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五九年一〇月三〇日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年九月四日に債務者、債務者法人代表者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月二三日まで三か月余にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五二年七月二九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年九月四日に保証人を実訪し、実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五八年六月三〇日ほか貸付金額計一、〇五〇万円の案件で、昭和六二年九月七日に債務者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五五年九月九日他貸付金額計四〇〇万円の案件で、昭和

六二年九月八日に保証人について住所調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一八日まで約三か月にわたり実行しなかった。

⑨ 貸付日昭和五五年七月九日貸付金額一三〇万円の案件で、昭和六二年九月九日に債務者及び保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年十一月一三日まで約二か月にわたり実行しなかった。

⑩ 貸付日昭和五八年一二月二八日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六二年九月九日に債務者を実訪し、実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月四日まで約二か月半にわたり実行しなかった。

⑪ 貸付日昭和六〇年九月一九日貸付金額五五〇万円の案件で、昭和六二年九月一日に原告からの一括弁済の催告に対し、保証人からの反応がなければ訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年十一月一三日まで約二か月にわたり実行しなかった。

⑫ 貸付日昭和五八年七月二九日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六二年九月一四日に債務者及び保証人を実訪し、実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、実行しなかった。

⑬ 貸付日昭和五三年三月一〇日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年九月一四日に債務者の勤務先の法人登記簿謄本を徴求することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一八日まで約三か月にわたり実行しなかった。

イ しかし、証拠及び弁論の全趣旨によれば、右いずれの事例においても、指示を受けたのは補助参加人 X5 の前任者であり、補助参加人 X5 は指示の出された後から当該案件を担当することとなったこと、補助参加人 X5 は右各事例における案件をいずれも昭和六二年九月二日から担当したが、昭和六三年一月八日には豊橋支店に転出したことが認められる。すなわち、補助参加人 X5 が指示の実行を遅延させた右一三の事例の案件は、いずれも前任者から引き継いだものである上、補助参加人 X5 はその三か月半ほど後には担当から外れたというのであるから、前任者から引き継いだ案件の総数が極少ないなどの特段の事情がない限り、補助参加人 X5 が指示の実行を遅延させたことをもって事務処理において無責任であるなどの評価をすることは相当ではないと解される。そして、証拠及び弁論の全趣旨からすれば、前任者から引き継いだ案件の総数は、右一三件のほかに相当数あるものと認められるから、結局、右各事例は人事考課上低く評価する根拠とするのは相当ではない。

(13) 岡崎支店延滞係当時の管理放置について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 貸付日昭和五九年一〇月三〇日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六二年九月二日から同年一二月一八日まで約三か月の間、一切

管理を行わなかった。

(イ) 貸付日昭和五二年七月二九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年九月二日から同年一二月一七日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。

(ウ) 貸付日昭和五三年一〇月九日ほか貸付金額計五〇〇万円の案件で、昭和六二年九月二日から同年一二月一七日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。

(エ) 貸付日昭和五三年三月一〇日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年九月二日から同年一二月一八日まで約三か月の間、一切管理を行わなかった。

イ しかし、右いずれの事例も、その管理放置の始期は、補助参加人 X5 が延滞係を担当するようになった当日に当たり、また、昭和六二年一二月一八日までには管理を開始していて、放置した期間は顕著であるとまではいえないことに照らすと、人事考課上低く評価する根拠となるとはいえない。

(14) 岡崎支店延滞係当時の時効への注意について

ア 証拠によれば、原告の融資で営業資金の場合の債権については、消滅時効は五年で完成するため、保証人が弁済する約束で返済条件の変更を行う場合などには、債務者について時効が成立することのないよう、返済期間を五年以内にする事としていたこと、ところが、補助参加人 X5 は、昭和六二年一〇月二日、保証人が弁済することを条件に条件変更する案件について、今後の返済期間が五年を超える条件変更を具申してきたことが認められる。

イ 右認定の事実、補助参加人 X5 の事務処理に関する理解が乏しいことを示すものであり、人事考課上低く評価する根拠となる。

(15) 岡崎支店延滞係当時のマーケティング活動について

ア 証拠によれば、岡崎支店では、昭和六一年の支店の重点目標に「継続的かつ計画的なマーケティング活動による実効ある融資の展開」と掲げており、全支店的にマーケティング活動に取り組んでいたこと、昭和六一年九月、原告と取引のある顧客のうち、借入残高が少なくなった顧客に対し、電話による業務推進活動を実施することになり、未入金・延滞係においても、同月一六日から一九日にかけて電話をすることとし、補助参加人 X5 を始め未入金・延滞係の職員に対し、各々案件を割り当て、実施結果を報告するよう指示したこと、ところが、同月一八日になって報告を求めたところ、補助参加人 X5 だけが全く実施していないことが判明したことが認められる。

イ 右認定の事実によれば、他の職員に比べて補助参加人 X5 の業務に対する消極的な姿勢が顕著であるというべきであるから、人事考課上低く評価する根拠となる。

(16) 岡崎支店延滞係当時の土曜日の年休の変更について

ア 証拠によれば、原告では、土曜日については、毎月第二土曜日が固定の休日となっていたほか、交替制で月に一度休務できることとされていたこと、この休務に当たっては、職員の要望も聞くが、原則として、原告が業務上の必要性に基づき、前月の二五日に翌月分について指定をしていたこと、補助参加人 X5 が昭和六二年一月二二日から同月二八日まで病気休暇を取得していたので、原告は、補助参加人 X5 の健康面も考慮し、昭和六二年二月、第一土曜日である同月七日を休日に指定したところが、補助参加人 X5 は同月二日になって突然、同月七日に指定されている休日を同月二日に変更して欲しい、もし変更してもらえなければ同月二日当日は年休を取得する旨申し出たこと、補助参加人 X5 が同月七日に休務するという事で既に課内の調整も済ませていたので、仮に補助参加人 X5 の休務日を変更しないまま、補助参加人 X5 が同月二日に年休を取得すれば、当日、未入金係はだれも出勤しないことになる状況にあったため、Y46 課長は補助参加人 X5 にその旨説明し、協力を依頼したが、これに応じなかったこと、このため、Y46 課長は、やむを得ず補助参加人 X5 の申出を認め、補助参加人 X5 の休務日を同月二日に変更するとともに、他の職員の休務日を同月七日に変更して対応したことが認められる。

イ しかし、休務日の指定について原告の職員がその要望を述べる事ができることは右認定のとおりであるから、この件に関して原告の人員調整に一定の支障を来したとしても、これのみをもって人事考課上低く評価する根拠とすることは相当ではない。

(17) 岡崎支店延滞係当時の業務状況について

ア 証拠によれば、岡崎支店当時、補助参加人 X5 は気管支拡張症による欠務(病気休暇)を繰り返していたこと、そのため、同支店においては、補助参加人 X5 が休む都度同人担当の仕事を他の職員に応援させるなどの対応をして、最低限業務が回るよう配慮したこと、また、補助参加人 X5 は、業務の必要により残業を指示されても、「都合がつかない。」「今日はちょっと。」「体調が良くない。」などと言って、これに応じないことがあったことが認められる。

イ そこで検討するに、欠務や残業拒否については健康上の理由からやむを得なかったというべきであって、このことで、補助参加人 X5 につき業務に対する意欲を欠いているなどという評価につながるということとはできない。しかし、一方で、この欠務や残業拒否によって支店の業務に度々支障を来していた以上、原告が、その原因となった補助参加人 X5 の勤務状況等に照らして人事考課を行い、低い評価をすることも許されるというべきである。

結局、右事実は、人事考課上低く評価する根拠となるというべきである。

(18) 浜松支店及び岡崎支店における業務推進に対する姿勢、上司や後輩に

対する補佐等について

原告は、補助参加人 X5 は、浜松支店及び岡崎支店それぞれにおいて、支店の業務推進に対する積極的な取組み姿勢はほとんどなく、提言や発言を行うこともなかった上、課長や調査役の補佐及び後輩職員に対する指導を積極的に行う姿勢にも欠けていた旨主張する。

しかし、原告における他の職員がそのような補佐、指導、提言等をどの程度行っていたかを含めて具体的事実が明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠とはならない。

(二) 結論

(1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X5 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(一四))は、審査処理実績が低調であったこと、業務推進に対する積極性に欠けること、後輩に対する指導等に欠けること、入金処理の誤り等があったこと、管理カードの保管がずさんであったこと、指示の実行遅延があったこと、管理放置があったこと及び土曜日の年休変更を行ったことの点は、いずれも理由がなく、その余の点はいずれも理由があるということになる。

(2) 次に、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X5 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、同期者五四ないし五一名中下から一二あるいは一三番目に位置付けられていたことが認められる。

(3) そこで検討するに、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X5 の格付は、同期中位者のそれとの間で等級上は差がなく、号俸上も三号俸から五号俸程度の差に過ぎないのであって、このことと、昭和六〇年から昭和六二年にかけての勤務状況等を勘案すれば、右各格付は不当に低いとは認め難い。

したがって、原告が補助参加人 X5 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。

(4) なお、補助参加人らは、昭和六〇年度における補助参加人 X5 の勤務状況が原告の主張のとおりであったなら、特四等級の職務を遂行する能力に達していなかったのは明らかであるというべきところ、実際には補助参加人 X5 は昭和六一年度に特四等級に昇格しているのであって、原告の主張に沿う証拠は信用することができない旨主張する。

しかし、第二、一、2、(三)、(4)、アのとおり、特四等級の昇格基準は、「四等級にある者で、高度な判定的業務を行うとともに、必要に応じ課長、調査役を補佐して下級者の指導に当たる職務を遂行する能力に達していると認められる者」とされているところ、(一)(1)ないし(6)(浜松支店当時(昭和六〇年)の勤務状況等)における認定・判断からすれば、昭和六〇年度において、補助参加人 X5 の勤務状況等から推し量ることができる能力が右基準に相当しないとはいえないから、同年度において補助参加人 X5 の能

力が特四等級の職務を遂行する程度に達していないということとはできない。そして、確かに、(一)(1)ないし(6)における認定・判断のとおり、原告の主張事実には一部認定することができないものもあるが、そのことで、原告の主張に沿う証拠の信用性がすべて否定されるわけではないというべきである。

よって、補助参加人らの右主張は採用できない。

15 補助参加人 X10 について

(一) 補助参加人 X10 は、昭和五七年三月から明石支店に、昭和六一年三月から大津支店に勤務し、いずれも延滞係として勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X10 の勤務状況等につき、第三、一、5、(一五)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 明石支店当時の指示の実行遅延について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和四八年一〇月五日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和五九年八月二七日に債務者の不動産について同年一二月までは競売申立てを猶予するが、それまでに解決しない場合は、競売申立てを行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、担当者交替となる昭和六〇年四月八日まで実行しなかった。
- ② 貸付日昭和五三年八月一七日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和五九年九月一〇日に保証人の不動産について評価を行うとともに保証人の不動産に設定されている抵当権の状況について抵当権者である金融機関に照会を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、担当者交替となる昭和六〇年四月一日まで実行しなかった。
- ③ 貸付日昭和五五年七月二一日ほか貸付金額計七二〇万円の案件で、昭和五九年十一月七日に保証人に対して弁護士名催告書を発送することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、担当者交替となる昭和六〇年四月八日まで実行しなかった。
- ④ 貸付日昭和五一年一二月六日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和五九年十一月八日に債務者の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、担当者交替となる昭和六〇年三月二七日まで実行しなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五八年三月三〇日貸付金額一五〇万円の案件で昭和五九年一二月七日に債務者の住所調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六〇年三月一八日まで約三か月半にわたり実行しなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五五年七月二四日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和五九年一二月二六日に債務者法人代表者の所在を確認することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、担当者交替となる昭和六〇年三月二五日まで実行しなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五一年一二月一六日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和

- 五九年一月二七日に債務者に対して催告書を発送するとともに保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、担当者交替となる昭和六〇年四月二日まで実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五二年五月九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和五九年一月二八日に債務者及び保証人の実態把握を行った上で管理方針を具申することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、担当者交替となる昭和六〇年四月三日まで実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五八年六月二八日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和五九年一月三十一日に債務者及び保証人に対して訴えの提起をすることを検討することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、担当者交替となる昭和六〇年四月八日まで実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五〇年五月一三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和五九年一月三十一日に保証人を実訪することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、担当者交替となる昭和六〇年三月二五日まで実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五五年九月二九日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年一月二五日に保証人の不動産調査を至急行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、担当者交替となる同年四月五日まで実行しなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五五年六月九日貸付金額二三〇万円の案件で、昭和六〇年二月二八日に債務者及び保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、担当者交替となる同年六月二九日まで実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五五年八月二二日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六〇年五月一四日に保証人を実訪することの指示を受けていたにもかかわらず、同年九月一七日まで四か月余にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五七年七月二七日貸付金額六五〇万円の案件で、昭和六〇年五月一五日に債務者法人代表者の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、担当者交替となる同年九月三〇日まで実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五九年三月一九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年六月二四日に債務者の貸付時の住所地を実訪し、転出時の状況を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、同年九月一八日まで約三か月にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五八年一月二一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年七月一日に保証人に対して弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、担当者交替となる同年一月三十一日まで実行しなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五四年一月二二日貸付金額八〇〇万円の案件で、昭和六〇年七月二五日に債務者法人代表者の不動産調査を行うことの指示

を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、担当者交替となる同年九月三〇日まで実行しなかった。

⑱ 貸付日昭和五九年一二月二五日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年七月一日に債務者、債務者法人代表者及び保証人に対して訴えを提起することを検討した上で、その結果について意見具申することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、昭和六一年三月一七日に大津支店に転出するまで実行しなかった。

⑲ 貸付日昭和五九年一二月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年八月二九日に保証人と保証人の住所地の不動産の所有者との関係を保証人の住民票により調査することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、昭和六一年三月一七日に大津支店に転出するまで実行しなかった。

⑳ 貸付日昭和五九年八月三一日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年八月三一日に債務者の中小公庫からの借入状況を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六一年一月二二日まで四か月半余にわたり実行しなかった。

㉑ 貸付日昭和五八年一〇月二八日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六〇年八月三一日に債務者の不動産について評価を行い余力の有無を検討することの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月九日まで約三か月半にわたり実行しなかった。

㉒ 貸付日昭和五八年五月四日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六〇年九月一日に債務者に対して弁護士名催告書を発送することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六一年一月一〇日まで約四か月にわたり実行しなかった。

㉓ 貸付日昭和五六年一二月二五日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六〇年九月一九日に債務者が金融機関から借り入れている二、二〇〇万円について不動産の取得資金かどうかを照会することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、昭和六一年三月一七日に大津支店に転出するまで実行しなかった。

㉔ 貸付日昭和五八年九月二二日貸付金額五五〇万円の案件で、昭和六〇年九月二七日に、保証人を実訪し、弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六一年一月二四日まで約四か月にわたり実行しなかった。

㉕ 貸付日昭和五九年七月三〇日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六〇年一〇月一五日に債務者の貸付時の住所地を実訪し、転出時の状況を調査することの指示を受けていたにもかかわらず、管理を放置し、担当者交替となる同年一二月三一日まで実行しなかった。

イ ア①、②、③、④、⑨、⑫、⑬、⑭、⑯、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔については、その期間も四か月以上であり(ア①、⑱は七か月を超える期間となっている。)、これらに合理的な理由があったことを認めるに足

りる証拠がない(補助参加人 X10 は、その陳述書において、担当していた案件の数は比較的多く、担当していた地域も遠隔地が多かった旨陳述するが、右のとおり長期間にわたり指示の実行を遅延したことの合理的な理由とするには足りない。)ことからすれば、補助参加人 X10 は勤務態度が怠慢、あるいは事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。その余の事例については問題がないわけではないが、人事考課上低く評価する根拠とするまでもない。

(2) 明石支店当時の管理放置について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五二年三月三〇日貸付金額一七〇万円の案件で、昭和五九年十一月二二日から担当者交替となる昭和六〇年四月一日まで四か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五三年七月七日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和五九年一〇月一六日から担当者交替となる昭和六〇年四月八日まで五か月半余の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和四八年一〇月五日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和五九年八月二七日から担当者交替となる昭和六〇年四月八日まで約七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五二年七月二八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和五九年十一月一二日から担当者交替となる昭和六〇年四月八日まで約五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五六年七月一〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和五九年十一月二〇日から担当者交替となる昭和六〇年三月二九日まで約四か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五四年二月一五日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和五九年一二月一〇日から担当者交替となる昭和六〇年三月二五日まで三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五一年七月二八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和五九年一二月一八日から担当者交替となる昭和六〇年四月二五日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五一年十一月一六日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和五九年一二月二七日から担当者交替となる昭和六〇年四月二日まで三か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五一年四月二三日貸付金額一七〇万円の案件で、昭和五九年一二月二八日から担当者交替となる昭和六〇年四月二日まで三か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五二年五月九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和五九年一二月二八日から担当者交替となる昭和六〇年四月三日まで三か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五六年五月二七日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六

○年三月三十一日延滞口編入したにもかかわらず、管理に着手したのは二か月後の同年五月三十一日であり、この間一切管理を行わなかった。

⑫ 貸付日昭和五七年一二月一三日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六〇年十一月三〇日延滞口編入したにもかかわらず、管理に着手したのは一か月半後の昭和六一年一月一四日であり、この間一切管理を行わなかった。

イ ア①、②、③、④、⑤、⑦については、期間も四か月以上と長く、これらに合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠がないことからすれば、補助参加人 X10 は勤務態度が怠慢、あるいは事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。その余の事例については問題ないではないが、あえて人事考課上低く評価する根拠とするまでもない。

(3) 記章(公庫バッジ)を着用しなかったこと

ア 証拠によれば、補助参加人 X10 は、明石支店、大津支店に勤務していた当時、原告において着用を義務付けられている記章を(公庫バッジ)着用していなかったこと、上司からこれを着用するように注意を受けたことがあることが認められる。

イ そこで検討するに、本来着用すべき記章を着用していなかった点につき、補助参加人 X10 にはこれを正当化すべき事情はないというべきであり、結局、この点に関する補助参加人 X10 の行動は、原告の職場内の規律上問題のある行動であったと評価されてもやむを得ないといえることができる。

(4) 時間外勤務に応じなかったことについて

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 補助参加人 X10 は、明石支店勤務当時、Y49 課長から時間外勤務を求められると、「今日は都合があり超勤はできない。」として、これに応じないことが度々あり、その際、時間外勤務ができない理由について説明をすることはなかった。

具体的には、昭和六〇年四月から同年一〇月の七か月間において、二四回時間外勤務を求めたのに対し、補助参加人 X10 がこれに応じなかった日が一回あった。

(イ) 補助参加人 X10 は、大津支店勤務当時、時間外勤務を指示されても特段の事情もないのに応じなかった。Y50 課長が「大津支店のような小支店では、時間外勤務についても積極的に取り組んでもらわなくては困る。」と注意・指導したが、この姿勢は変わらなかった。

具体的には、昭和六一年五月から同年一〇月にかけての半年間で補助参加人 X10 が時間外勤務に応じなかった日は、合計一三日間(昭和六一年五月に三日間、同年六月に三日間、同年七月に一日、同年八月に一日、同年九月に三日間、同年一〇月に二日間)であった。

イ そこで検討するに、右認定のように補助参加人 X10 が時間外勤務を

頻繁に拒否し、補助参加人 X10 がこれを拒否するにつき合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠はないから、補助参加人 X10 が業務に対する意欲や積極性に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

補助参加人 X10 は、その陳述書において、大津支店当時には、通勤時間として片道二時間近くを要しており、これが時間外勤務に応じられなかった理由である旨陳述するが、前記認定のとおり、時間外勤務拒否の回数にかんがみると、右陳述は採用できない。

(5) 明石支店当時の顧客に対する対応について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 昭和五八年二月二八日に五〇〇万円を貸し付け、昭和五九年一月三〇日に延滞口に編入した案件で、補助参加人 X10 は昭和六〇年四月一六日に保証人の自宅を訪問したが、保証人の自宅は施錠され不在だったということで、保証人あてに同年四月二〇日午前一〇時に支店へ来店を求めるメモ(不在メモ)を投函して帰ってきた。ところが、来店要請日であった四月二〇日当日に保証人本人から担当者である補助参加人 X10 へ電話が入り、「あなたがメモを投函した家は私の家ではなく、他人の家である。自分の信用に傷がついてしまった。」と苦情を申し立ててきた。

これに対し、補助参加人 X10 は「郵便屋でも間違えることはある。今さらどうしようもない。」などと横柄かつ不適切な対応をしたことから、保証人は立腹し、「支店長と話したい。」と言い出したため、Y48 支店長が電話を代わったところ、保証人は、補助参加人 X10 が誤って不在メモを別人の家へ投函したこと、これに対する補助参加人 X10 の対応は極めて問題であると抗議した。

(イ) 保証人との電話が終った直後、Y48 支店長は Y49 課長を同席させ、補助参加人 X10 に対し不在メモを誤って他人の家へ投函したこと、保証人からの苦情の申立てに対し、補助参加人 X10 の対応によりさらに保証人を立腹させてしまったことについて、保証人の自宅へ行き誠意をもって謝罪するよう指示した。そこで、同月二二日に Y49 課長は補助参加人 X10 を伴い、保証人宅へ行き、謝罪した。

イ 右認定の事実のとおり、補助参加人 X10 の不適切な対応によって対外的な問題に発展した点にかんがみると、補助参加人 X10 が事務処理に当たって責任感に欠けていることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

これに対し、補助参加人 X10 は、右同陳述書において、この顧客はトラブルを作って原告から融資等を引き出そうとしていた形跡がある旨陳述するが、そのような形跡を認めるに足りる証拠はないから、右陳述は採用することができない。

(6) 明石支店当時の業務処理の状況について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 事故報告書の作成について

信用保証協会の保証付きで昭和五八年十一月二日に三〇〇万円を貸し付け、昭和六〇年五月三十一日に延滞口に編入した案件で、債務者からの支払が途絶したので、補助参加人 X10 は昭和六〇年七月二五日に信用保証協会あての事故報告書を作成してきた。ところが、その事故報告書は、事故の内容や督促経過等の記載が不十分で、管理カードとの不一致箇所があるなどというものであったため、上司の Y49 課長が訂正加筆することとなった。

(イ) 高額延滞口債権発生状況報告書の作成について

原告の支店では、本店に対して「高額延滞口債権発生状況報告書」を提出することになっていた。この報告書は、延滞口に編入になった債権のうち、編入時段階の貸付金残高が五〇〇万円を超えるものについて、その発生高や回収見込みの状況等を報告するもので、報告期限は延滞口編入月の翌々月一〇日までとなっていた。明石支店においては、報告期限の徒過を防ぐために、こうした報告については期限の三日前までには作成するよう指示していた。

昭和六〇年九月分の報告は、十一月一〇日が報告期限であり、これを補助参加人 X10 が担当した。ところが、補助参加人 X10 は報告書を期限までに作成せず、Y49 課長から督促されて、報告期限を徒過した十一月一日にようやく作成・提出してきた。

イ 右認定の事例は、補助参加人 X10 が事務処理に当たって責任感、意欲に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(7) 明石支店勤務当時の支店取決め事項の遵守について

ア 証拠によれば、原告では、職員が顧客等へ訪問するなど出張した場合は、日当や交通費等が支給されることになっており、これの精算のため「旅費精算請求書」を作成することとなっていること、特に明石支店では、精算事務の効率化を考えて、月曜日に前週分の精算を行うこととしていたこと、補助参加人 X10 は月曜日に旅費精算請求書を提出せず、遅れて出してくることが度々あり、Y49 課長がその都度注意・指導したが、補助参加人 X10 はこれを改めなかったことが認められる。

イ 右認定の事実、補助参加人 X10 が支店内の規律を守らず、協調性に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(8) 後輩に対する指導等について

原告は、補助参加人 X10 は、ア 自分の担当する延滞事務の処理以外は一切手を出さないといった姿勢に終始しており、後輩職員に対する指導・助言を行うことは全くなく、かえって、イ 若手職員が自己研さんのため自主的に勉強会を開催しようとする、これに口を差しはさんで止めさせようとしたこともあった旨主張する。

しかし、アについては、原告における他の職員がそのような指導等をど

の程度行っていたかを含めて具体的事実が明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠とはならない。

イについては、仮に補助参加人 X10 が、若手職員の自主勉強会の開催に対して異論を述べたとしても、原告における業務に関する問題ではなく、補助参加人 X10 と当該若手職員との個人的な問題であるに過ぎず、人事考課上低く評価する根拠となるとはいえない。

(9) 大津支店当時の指示実行遅延について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

① 貸付日昭和五七年三月一八日貸付金額六〇〇万円の案件で、昭和六一年四月一日に保証人に対して訴えを提起することの指示を受けていたにもかかわらず、同年七月一日まで三か月にわたり実行しなかった。

右と同一案件で、昭和六一年一二月八日に保証人に対する本案訴訟において勝訴判決が確定したことから、保証人所有の不動産に対して行った仮差押えにおいて立てた支払保証の取戻しを行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年七月三日まで約七か月にわたり実行しなかった。

② 貸付日昭和五二年二月八日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年四月七日に保証人の不動産調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年九月三〇日まで約一年六か月にわたり実行しなかった。

③ 貸付日昭和五四年九月一七日ほか貸付金額計九〇〇万円の案件で、昭和六一年四月八日に保証人について、実訪及び不動産調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、実訪については昭和六二年一二月三日まで約一年八か月、不動産調査については昭和六一年八月一三日まで四か月余にわたり実行しなかった。

右と同一案件で、昭和六一年八月二〇日に債務者及び保証人を実訪し、実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、債務者について同年一二月一九日まで四か月、保証人については同年一二月二七日まで三か月余にわたり実行しなかった。

④ 貸付日昭和五三年七月二八日貸付金額一八〇万円の案件で、昭和六一年六月五日に債務者について武生支店へ管理依頼することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年七月二七日まで一年一か月半余にわたり実行しなかった。

⑤ 貸付日昭和五二年一〇月一四日貸付金額九〇〇万円の案件で、昭和六一年六月五日に債務者について堺支店へ管理依頼することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年四月一四日まで約一〇か月にわたり実行しなかった。

⑥ 貸付日昭和五六年一二月二六日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年六月二三日に債務者の住所調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一五日まで約五か月にわたり実行しな

った。

- ⑦ 貸付日昭和五九年四月二五日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年六月三〇日に保証人を実訪することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年九月三日まで一年二か月余にわたり実行しなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五五年四月二三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年七月三日に債務者の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年二月五日まで七か月余にわたり実行しなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五二年一二月九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年七月一六日に死亡した保証人の相続人を実訪することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年三月一八日まで八か月余にわたり実行しなかった。
- ⑩ 貸付日昭和五八年一〇月二四日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六一年七月一六日に保証人となっている債務者の妻の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月九日まで約五か月にわたり実行しなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五一年九月二九日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年七月一六日に債務者及び保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月二二日まで五か月余にわたり実行しなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五五年一〇月三日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年七月一六日に債務者について福山支店へ管理依頼することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年八月二〇日まで一年一か月余にわたり実行しなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五六年六月一九日ほか貸付金額計四〇〇万円の案件で、昭和六一年七月一六日に債務者の住所調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年一月八日まで約六か月にわたり実行しなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五三年四月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年七月一七日に債務者法人代表者の住所調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月二日まで約四か月半にわたり実行しなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五九年一月二三日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六一年七月一七日に債務者の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一月六日まで三か月半余にわたり実行しなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五八年九月二日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年七月一七日に債務者の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一〇月三〇日まで約三か月半にわたり実行しなかつ

た。

- ⑰ 貸付日昭和五四年三月二七日貸付金額六〇万円の案件で、昭和六一年七月一七日に債務者及び保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年十一月六日まで三か月半余にわたり実行しなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五四年八月一日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年七月二二日に保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年八月二七日まで一年一か月余にわたり実行しなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五五年一月一七日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年八月一三日に債務者の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年二月二六日まで約六か月半にわたり実行しなかった。
- ⑳ 貸付日昭和五四年九月一八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年八月一三日に債務者の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年二月二〇日まで六か月余にわたり実行しなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五四年一二月二七日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年八月二〇日に債務者及び保証人を実訪し、実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年一二月一九日まで四か月にわたり実行しなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五八年一月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月一五日に保証人に対して弁済交渉を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年三月三日まで四か月半余にわたり実行しなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五四年七月二四日ほか貸付金額計一八〇万円の案件で、昭和六一年十一月一日に保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年五月二九日まで六か月半余にわたり実行しなかった。
- ㉔ 貸付日昭和五五年八月一五日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年十一月一五日に保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年九月二五日まで一〇か月余にわたり実行しなかった。
- ㉕ 貸付日昭和五三年一月九日貸付金額二四〇万円の案件で、昭和六一年十一月二五日に債務者及び保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年九月一七日まで約一〇か月にわたり実行しなかった。
- ㉖ 貸付日昭和五三年一〇月三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年一二月一八日に保証人の状況について管理依頼をしている岡山支店に照会することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六二年六

月二六日まで六か月余にわたり実行しなかった。

右と同一案件で、昭和六二年八月二日に債務者の状況について管理依頼をしている松江支店に照会することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年三月一四日までの Y50 課長の在任期間中、実行しなかった。

- ⑳ 貸付日昭和五二年十一月一六日ほか貸付金額計二五〇万円の案件で、昭和六二年二月七日に債務者及び保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、債務者については同年七月四日まで、保証人については同年七月二日まで、いずれも約五か月にわたり実行しなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五七年十一月一九日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年二月二三日に債務者及び保証人を実訪し、実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年六月一八日まで約四か月にわたり実行しなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五四年九月五日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年三月七日に保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年十一月一八日まで八か月余にわたり実行しなかった。
- ㉓ 貸付日昭和五七年八月二六日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年三月一七日に債務者の住所を商工会議所へ照会することの指示を受けていたにもかかわらず、同年七月一三日まで約四か月にわたり実行しなかった。
- ㉔ 貸付日昭和五四年二月一四日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六二年三月一七日に債務者について和歌山支店へ管理依頼することの指示を受けていたにもかかわらず、同年七月二七日まで約四か月半にわたり実行しなかった。
- ㉕ 貸付日昭和五三年三月二七日貸付金額二六〇万円の案件で、昭和六二年三月二六日に保証人の実態把握を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年八月一三日まで四か月半余にわたり実行しなかった。
- ㉖ 貸付日昭和五三年五月三十一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年四月二日に債務者法人代表者の不動産調査を行うことの指示を受けていたにもかかわらず、同年九月三〇日まで約六か月にわたり実行しなかった。
- ㉗ 貸付日昭和五六年二月二四日ほか貸付金額計一、一〇〇万円の案件で、昭和六二年四月七日に担保物件に係る不動産競売の進行状況について裁判所に照会することの指示を受けていたにもかかわらず、同年九月八日まで五か月にわたり実行しなかった。
- ㉘ 貸付日昭和五七年四月二〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年十一月二〇日に債務者の実態把握等について商工会議所へ協力要請することの指示を受けていたにもかかわらず、昭和六三年三月一四

日までの Y50 課長の在任期間中、実行しなかった。

イ ア⑬、⑭、⑮以外の事例については、期間も四か月以上と長く、ア②、③、④、⑦、⑫、⑱については一年を超える期間放置して実行しなかったのであって、これらに合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠がないことからすれば、補助参加人 X10 は勤務態度が怠慢、あるいは事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。ア⑬、⑭、⑮の事例については問題がないわけではないが、あえて人事考課上低く評価する根拠とするまでもない。

(10) 大津支店当時の管理放置について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 貸付日昭和五六年二月二四日ほか貸付金額計一、一〇〇万円の案件で、昭和六一年三月二〇日から同年八月一日まで四か月半余の間、一切管理を行わなかった。
- ② 貸付日昭和五四年九月一七日他貸付金額計九〇〇万円の案件で、昭和六一年四月八日から同年八月一三日まで四か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ③ 貸付日昭和五三年三月二七日貸付金額二六〇万円の案件で、昭和六一年五月一日から同年一〇月一四日まで四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ④ 貸付日昭和五四年一月三〇日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年六月三日から昭和六二年二月二七日まで約九か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑤ 貸付日昭和五三年七月二八日貸付金額一八〇万円の案件で、昭和六一年六月五日から同年一二月二四日まで六か月半余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑥ 貸付日昭和五五年一月一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年七月二日から昭和六二年二月二〇日まで七か月半余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑦ 貸付日昭和五五年四月二三日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六一年七月三日から同年一〇月八日まで三か月余の間、同年一〇月八日から昭和六二年二月五日まで約四か月の間、同年二月二五日から同年八月三日まで五か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑧ 貸付日昭和五五年八月二九日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年七月八日から同年一〇月一四日まで三か月余の間、同年一〇月一四日から昭和六二年一月一四日まで三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑨ 貸付日昭和五二年一月九日貸付金額三〇〇万円の案件で、本件の担当となった昭和六一年七月一六日から同年一二月八日まで約五か月の間、同年一二月八日から昭和六二年三月一八日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。

- ⑩ 貸付日昭和五七年八月二六日貸付金額一五〇万円の案件で、本件の担当となった昭和六一年七月一六日から昭和六二年三月一六日まで八か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑪ 貸付日昭和五四年二月一四日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年七月二二日から同年一〇月二二日まで三か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑫ 貸付日昭和五五年九月一〇日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年七月二九日から昭和六二年五月一八日まで九か月半余の間、同年八月六日から昭和六三年三月一四日までの Y50 課長の在任期間中、約七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑬ 貸付日昭和五二年二月八日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六一年八月八日から昭和六二年四月二一日まで約八か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑭ 貸付日昭和五八年九月二九日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年八月一三日から昭和六二年三月一三日まで七か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑮ 貸付日昭和五三年一二月一八日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年八月二九日から昭和六二年二月二日まで五か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑯ 貸付日昭和五九年四月二五日貸付金額五〇〇万円の案件で、昭和六一年八月二九日から昭和六二年二月一三日まで五か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑰ 貸付日昭和五六年六月一九日他貸付金額計四〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月八日から昭和六二年一月八日まで三か月の間、同年一月八日から同年六月八日まで五か月の間、一切管理を行わなかった。
- ⑱ 貸付日昭和五八年一二月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一〇月一五日から昭和六二年二月二〇日まで四か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ⑲ 貸付日昭和五四年九月一八日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一月七日から昭和六二年二月二〇日まで約三か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ⑳ 貸付日昭和五七年一二月一九日貸付金額二五〇万円の案件で、昭和六一年一月七日から昭和六二年二月七日まで三か月の間、同年二月七日から同年六月一八日まで約四か月半の間、一切管理を行わなかった。
- ㉑ 貸付日昭和五九年一月二三日貸付金額三五〇万円の案件で、昭和六一年一月一〇日から昭和六二年二月二〇日まで約三か月半の間、同年五月八日から同年八月一三日まで三か月余の間、一切管理を行わなかった。
- ㉒ 貸付日昭和五四年七月二四日他貸付金額計一八〇万円の案件で、昭

和六一年一月一日から昭和六二年五月六日まで約六か月の間、一切管理を行わなかった。

⑳ 貸付日昭和五四年八月一日貸付金額一〇〇万円の案件で、昭和六一年一月一日から昭和六二年四月二日まで四か月半余の間、一切管理を行わなかった。

㉑ 貸付日昭和五三年一月九日貸付金額二四〇万円の案件で、昭和六一年一月二五日から昭和六二年三月六日まで約三か月半の間、同年三月六日から同年九月一七日まで約六か月半の間、一切管理を行わなかった。

㉒ 貸付日昭和五四年三月二七日貸付金額六〇万円の案件で、昭和六一年一月一日から昭和六二年三月六日まで三か月余の間、同年三月六日から同年六月八日まで三か月余の間、一切管理を行わなかった。

㉓ 貸付日昭和五二年一月一四日貸付金額九〇〇万円の案件で、昭和六一年一月八日から昭和六二年四月一四日まで四か月余の間、一切管理を行わなかった。

㉔ 貸付日昭和五三年一月一四日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六一年一月九日から昭和六二年四月一日まで約四か月の間、同年四月一日から同年九月三〇日まで六か月の間、一切管理を行わなかった。

㉕ 貸付日昭和五四年二月一日貸付金額一五〇万円の案件で、昭和六二年一月二九日から同年九月四日まで七か月余の間、一切管理を行わなかった。

㉖ 貸付日昭和五八年九月二日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年二月六日から同年六月二日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。

㉗ 貸付日昭和五二年一月一六日ほか貸付金額計二五〇万円の案件で、昭和六二年二月七日から同年六月五日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。

㉘ 貸付日昭和五三年六月二日他貸付金額計七〇〇万円の案件で、昭和六二年三月二三日から同年七月七日まで三か月半の間、一切管理を行わなかった。

㉙ 貸付日昭和五三年五月三十一日貸付金額三〇〇万円の案件で、昭和六二年四月二日から同年七月二九日まで約四か月の間、一切管理を行わなかった。

㉚ 貸付日昭和五四年九月五日貸付金額二〇〇万円の案件で、昭和六二年七月一四日から同年十一月一八日まで三か月余の間、一切管理を行わなかった。

㉛ 貸付日昭和六〇年九月二五日貸付金額四〇〇万円の案件で、昭和六二年一月二五日から昭和六三年三月一四日までの Y50 課長の在任期間中、三か月余の間、一切管理を行わなかった。

イ ア⑦、⑧、⑪、⑰、⑲、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛以外の事例は、期間

も四か月以上と長く(ア④は九か月)、これらに合理的な理由があったことを認めるに足りる証拠がないことからすれば、補助参加人 X10 は勤務態度が怠慢、あるいは事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。ア⑦、⑧、⑪、⑰、⑲、⑳、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝の事例については問題がないわけではないが、あえて人事考課上低く評価する根拠とするまでもない。

(11) 大津支店当時の事務処理について

ア 証拠によれば、未入金口債権及び延滞口債権の管理において、電話や督促状の送付等通常の督促を行っても誠意ある回答が得られない債務者、保証人に対しては、担当者から、法的手続等により解決を図る旨を記載した原告の顧問弁護士名による催告書を発送することがあり、当時大津支店では、当該催告書を発送する前に顧問弁護士のところへ持参し、その内容をチェックしてもらうことになっていたこと、補助参加人 X10 は、顧問弁護士名による催告書を作成するに当たり、乱雑な字で記載するなど、度々これをずさんに行っていたこと、そのような事務処理につき、補助参加人 X10 は顧問弁護士から度々注意を受けていたことが認められる。

イ 右認定の事実は、補助参加人 X10 は事務処理がずさんであることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(12) 大津支店当時の他支店からの照会について

ア 証拠によれば、昭和六一年一月十九日、西陣支店の審査担当者が、担当する審査案件との関連で、X10 職員が担当している案件の管理カードの記録内容について照会をしたところ、補助参加人 X10 は「一月二二日に改めて照会してくれ。」と答えて、速やかに対応しなかったことが認められる。

イ しかし、このことをもって、補助参加人 X10 が常日ごろから、他支店からの照会に対して配慮を欠いていたことまでは認め難い。

(13) 大津支店当時の規律を乱す言動について

ア 証拠によれば、補助参加人 X10 は、昭和六一年九月二四日午前〇時ころ、約二〇名の支援者とともに岡崎支店に押しかけ、岡崎支店の店頭でビラを配布した後、支店の制止を押し切ってロビー内に立入り、「X5 職員の岡崎支店転勤について抗議する。」「支店長を出せ、支店長に会わせろ。」などと騒いだこと、応対した岡崎支店総務課長が支店長は会わない旨を伝え、退店するよう求めたが、これに応じず、補助参加人 X5 の転勤に関する抗議文を大声で読み上げるなど約四五分間にわたり騒ぎを起こしたことが認められる。

イ 右認定の事実、殊に、補助参加人 X10 らが、業務時間中に各支店のロビーに入って抗議文を読み上げるなどして、業務に重大な支障を与えたことに照らせば、この行動が組合活動の一環であったとしても、そこに正当性を見出すことは困難であり、原告が、補助参加人 X10 は職場

の秩序を乱す行為を行ったとして、これを人事考課上低く評価する根拠とすることは許されるというべきである。

(14) 大津支店当時の業務推進への姿勢及び上司の補佐等について

原告は、補助参加人 X10 は支店全体の業務の推進につき積極的な取り組みを一切みせず、また、課長や調査役に対する補佐や支店の後輩職員に対する指導についても一定の役割を果たすことがなかった旨主張する。

しかし、原告における他の職員がそのような補佐、指導をどの程度行っていたかを含めて具体的事実が明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠とはならない。

(二) 結論

(1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X10 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(一五))は、管理放置の一部、指示の実行遅延の一部、後輩に対する指導等に欠けていること、他支店からの照会について非協力的態度を取ったこと、業務推進に消極的であったこと及び上司の補佐等に欠けたことの点は、いずれも理由がなく、その余の点はいずれも理由があるということになる。

(2) 次に、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X10 及びその同期中位者の格付は、同期者である補助参加人 X5 に関する 14、(二)、(2)のとおりであると認められる。

(3) そこで検討するに、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X10 の格付は、同期中位者のそれとの間で等級上の差がなく、号俸上も三号俸から五号俸程度の差に過ぎないのであって、このことと、昭和六〇年から昭和六二年にかけての勤務状況等とを勘案すれば、右各格付は不当に低いとは認め難いから、原告が補助参加人 X10 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。

(4) なお、補助参加人 X10 は、その陳述書において、補助参加人 X10 は昭和六一年度に特四等級に昇格しているから、補助参加人 X10 の勤務成績が不良であるとの原告の主張には理由がない旨陳述する。

しかし、特四等級の昇格基準は 14、(一)、(4)記載のとおりであるところ、(一)、(1)ないし(8)(明石支店当時(昭和六〇年度)の勤務状況)における認定・判断からすれば、昭和六〇年度において、補助参加人 X10 の勤務状況等から推し量ることができる能力が右基準に相当しないとはいえないから、同年度において補助参加人 X10 の能力が特四等級の職務を遂行する程度に達していないということとはできない。

(5) 被告は、補助参加人 X10 の昭和五八年度及び昭和五九年度当時の延滞口債権解消実績は、他の延滞係職員とそんじょくがなく、また、平成四年度の同実績は、延滞係担当者中、解消件数及び解消金額ともに最高であったことを挙げる。

しかし、他の職員とそんじょくがないことによっては、補助参加人 X10

の勤務成績が良好であったことの表れであるとまではいえない。また、証拠によれば、平成四年度の同実績(勤務先は玉出支店)は良好であったとはいえ、その前年度である平成三年度には、延滞係職員三名中、解消件数及び解消金額ともに最低であり、さらにその前年度である平成二年度には、他の一名の延滞係職員との比較で、解消件数及び解消金額ともに劣っていることが認められる。

被告の右主張は採用できない。

16 補助参加人 X4 について

(一) 補助参加人 X4 は、昭和五八年四月から池袋支店に勤務し、未入金係として勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X4 の勤務状況等につき、第三、一、5、(一六)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 送金確認登録の件数及び事務上の過誤について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 未入金係としては、送金確認登録はなるべく少なくしなければならぬが、補助参加人 X4 は他の担当者に比べてこれが多かった。すなわち、池袋支店における昭和六〇年七月から昭和六一年三月までの送金確認登録件数は、同一の勤務状況にあった担当者四名の合計で二七一件であり、そのうち、補助参加人 X4 の行った送金確認登録は合計一二二件であり、全体の約四一パーセントを占めていた。また、昭和六一年一月から五月までの送金確認登録の件数は、同一条件の担当者四名の合計で一九二件のところ、そのうち補助参加人 X4 が行った送金確認登録は八九件であり、全体の約四六パーセントを占めていた。

(イ) また、送金確認登録はあくまでも送金した事実を確認した上で行うべきものであるにもかかわらず、補助参加人 X4 は、昭和六二年一月末、二月末に送金確認登録を行った三件について、実際には両月末時点では送金の確認をとらないまま登録をし、翌月の五日までに実訪して集金をし、入金処理を行った。

(ウ) 先日付の小切手の徴求上の過誤

補助参加人 X4 は、昭和六一年九月九日、債務者から先日付の小切手を預かるに当たって、その小切手に振出日の訂正がされていたにもかかわらず、債務者に訂正印を押印してもらわずにそのまま預かり証を発行してしまった。

(エ) 印鑑証明書の徴求めれ

補助参加人 X4 は、昭和六二年三月六日に重疊的債務引受の手続を行う際、債務引受人の印鑑証明書の徴求を看過していた。

なお、Y53 課長がこの不備を指摘すると、補助参加人 X4 は、今回の引受人は貸付時の保証人であり、貸付時の印鑑証明書で代用できると説明したが、この説明も、原告の重疊的債務引受に係る事務

処理としては誤ったものであった。

(オ) 債務者に二重払いをさせてしまったこと

原告では、顧客が返済金を支払う方法として口座振替の方法があるが、この場合、まず本店事務部が返済期日ごとに、全支店の貸付金債権ごとの請求金額や振り替える金融機関の支店・口座番号等を記録した磁気テープ(以下「請求テープ」という。)を、金融機関別に、返済期日の一〇日前を基準として作成し、この請求テープを当該金融機関に送付することにより、返済金の振替を請求する。当該金融機関はこの請求テープに基づき顧客の口座から返済金を引き落とすことになるが、この口座振替された返済金については、公庫の本店(経理部)が原則として振替日から三営業日までにそれぞれの金融機関から受領することとなっている。

事務部が請求テープを作成、送付する時点で、債務者から前月分の返済がない場合には、当該債務者に対しては前月分と当月分の二か月分の返済金が請求されることになるから、前月分の返済がない債務者につき、当月期日の一〇日前から期日までの間に入金があった場合、未入金係としては、当該債務者の口座振替を行う金融機関に連絡して口座振替を停止してもらうよう依頼するか、債務者に対し振替日当日は口座の残高を減らして口座振替が行われぬよう依頼するなどして、二重払いとなることを防ぐ必要がある。

ところが、補助参加人 X4 は、債務者の昭和六二年五月五日期日分の返済がなかった事案について、期日後の昭和六二年五月一六日に五月三〇日付けの先日付小切手を預かり、この小切手を五月三〇日に入金処理したにもかかわらず、そのまま何の手続きも取らず放置したため、次回期日の六月五日にこの債務者の口座から右二か月分の返済金が引き落されてしまった。このため、翌日の六月六日になって当該債務者から「二重払いとなっている返済金を返してほしい。本日中に手形の決裁資金が必要である。このままでは不渡りを出してしまう。」との連絡が入る事態となった。

(カ) 誤って延滞口に編入させてしまったこと

原告への返済においては、元金は先払いすることができるが、利息については返済期日が経過してはじめて発生するものであり、先払いをすることができない。したがって、元利金の先払い分として受取った返済金について、元金に充当した残りの返済金については、「貸付内入金」として預かる形になる。このような貸付内入金については、返済期日が到来した際に払い出され、利息に充当される。

ところが、補助参加人 X4 は、A 債権の貸付内入金を払い出し、別口の B 債権に充当した結果、A 債権の利息に充当されず利息が遅延した形になり、A 債権を延滞口に編入させてしまったことがあった。

すなわち、返済期日が一五日払で A、B 二口の貸付けを受けている

債務者について、昭和六一年八月一五日現在、A債権において元金は昭和六一年九月分まで、利息は昭和六一年八月分まで入金済みで、貸付内入金が一万〇、六一五円あった。ところが、補助参加人 X4 はこの貸付内入金を同じ債務者の別口の B 債権に充当してしまった。そのため、A 債権の九月分の利息が未収となり、これが一〇月末日までに入金されなかったため A 債権が延滞口に編入されてしまった。本来、A 債権の貸付内入金が九月分の利息に充当され、延滞口には編入されないが、補助参加人 X4 は、貸付内入金を B 債権に充当する過誤のほか、A 債権の返済状況を確認しないで利息が支払済みとなっているとして、債務者に利息の支払を求めない過誤をも犯したことになる。

イ ア(ア)及び(イ)の事実は補助参加人 X4 が事務処理上の基本的能力や計画性に欠けることを示しており、同(ウ)ないし(カ)の事実は補助参加人 X4 が事務処理における理解力や注意力に欠けることを示しているから、人事考課上低く評価する根拠となる。

(2) 債務者等からの苦情について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 補助参加人 X4 は、昭和六二年四月から返済期日が五日、一五日、二〇日である未入金債権を担当していたが、担当後間もなく、本来は返済期日は五日であるが、取引先の集金の関係から数か月間二〇日前後に返済していた債務者について、過去の返済交渉等の経過を踏まえ、保証人へ手紙による督促を行った。このため、同月二四日に債務者から「集金の都合で毎月二〇日前後には支払っているのに、保証人にいきなり督促するのはどういうことか。」と抗議があった。

(イ) 補助参加人 X4 は、昭和六二年五月一八日に、当時棚上げした未収利息を元金完済後毎月五日に月三万円支払うと約束し、現に約束どおりに入金していた債務者に対して、残債務二七万円を一括支払うよう求める督促文書を発送してしまった。このため、同年五月二二日に債務者から「毎月三万円ずつ支払っていく約束ができています。約束を踏みにじるやり方だ。」と抗議があった。

イ 右認定の事実は、いずれも、従前の交渉経過等の把握と理解という、未入金係としての基本的な作業を怠った結果であるということができ、補助参加人 X4 が事務処理における注意力や基本的な能力に欠けることを示しているのであって、人事考課上低く評価する根拠となる。

(3) 入金交渉について

証拠によれば、補助参加人 X4 には、未入金係として支払を督促するに当たり、相手方の状況把握を十分せず、その状況に適合した交渉を工夫することもなく行う場合があったことは認められる。しかし、そのような交渉を繰り返していたことを認めるに足る証拠はないから、人事考課上低く評価する根拠となるとまでは認め難い。

(4) 顧客からの金品の受領について

証拠によれば、補助参加人 X4 は、昭和六一年九月一日に、継続的に弁済している未入金口の保証人から相談したいことがあるので来てほしいという連絡を受け、当該保証人の自宅を訪問したが、そこで、保証人自身の融資の相談を受け、手土産(健康茶二箱)をもらい公庫へ持ち帰ってきたこと、その後、補助参加人 X4 は、Y53 課長に対し、「保証人から健康茶二箱をもらってきた。どうしたらよいか。」と尋ねたこと、原告の職員は顧客から金品を受け取ってはならないことが認められる。

右認定の事実は、補助参加人 X4 は原告の職員が業務上行うべき基本的な対応に関する認識に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(5) 後輩への指導及び業務推進への姿勢について

原告は、補助参加人 X4 は、その経験や職位からして、他の後輩職員を指導し、支店全体の業務推進に率先して取り組むべき立場にあったのに、支店の後輩職員に対する指導的役割を發揮したことは全くなく、また、支店の業務推進に対する意欲的・積極的な取組みはなく、積極的に発言したり、提言したりすることもなかった旨主張する。

しかし、原告における他の職員がそのような指導等をどの程度行っていたかを含めて具体的事実が明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠とはならない。

(6) 抗議行動について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 岡崎支店への抗議行動

補助参加人 X4 は、昭和六一年九月二二日午後四時を過ぎたころ、急用ができたから九月二四日は休ませて欲しいと申し出てきた。九月二四日は未入金係六名のうち三名がすでに休暇の届出を出しており、補助参加人 X4 もそのことを承知していたので、Y53 課長は、「同僚が休暇を取ることは承知しているはず。急な年休の取得は業務に支障を来すことから、事前に分かっている用事ならば早めに申し出ること。」と注意・指導した。

昭和六一年九月二四日当日、補助参加人 X4 は、他支店の職員や外部支援者十数名と岡崎支店を訪れ、補助参加人 X5 の転勤に関するビラを店頭で配付した上、支店長への面会を求め、面会を断られると約四五分間にわたって支店のロビーで騒ぎを起こした。さらに補助参加人 X4 らは、支店長の自宅にまで行き、周辺の住宅へビラをまいたり、スピーカーを使った演説をするなどした。

このため、Y55 支店長は、翌日出勤した補助参加人 X4 に対して注意をしたところ、補助参加人 X4 は、「私個人の私生活のことにまで口を出すのか。岡崎支店長が会わないのが悪い。」などと反論した。

(イ) 池袋支店への抗議行動

昭和六一年一〇月一五日、当日補助参加人 X4 は有給休暇を取っていたところ、外部の支援者約三〇名とともに要請書を持参して、自分が所属する池袋支店を訪れ、支店が制止したにもかかわらず営業中の店内に入り、Y55 支店長への面会を求めた。そして、面会を断られると、自らの差別是正を要求して二〇分以上にわたって支店のロビーで騒ぎを起こした。

このため、Y55 支店長は、翌日出勤した補助参加人 X4 に対して、「あなたが昨日行った行為は、公庫の業務運営に重大な支障を与えた。また、当日ロビーにはお客様もおり、お客様にも多大な迷惑を掛けた行為でもある。二度と同じような行為は繰り返さないように注意する。」と注意した。ところが、補助参加人 X4 は、「注意はそのままお返しします。個人の行為なのに職員として注意を受ける必要はない。」などと反論した。

イ 以上認定の事実、殊に、補助参加人 X4 らが、業務時間中に各支店のロビーに入って抗議行動を行ったことからすれば、業務に重大な支障を与えたことは容易に推認され、このことにも照らせば、この行動が組合活動の一環であったとしても、そこに正当性を見出すことは困難であり、原告が、補助参加人 X4 は職場秩序を乱す行為を行ったということができ、人事考課上低く評価する根拠となる。

なお、ア、(ア)のうち、休暇の届出を直前に出した点については、業務への支障を考慮しない行動とみることができるが、あえて人事考課上低く評価する根拠とするまでもない。

(二) 結論

- (1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X4 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(一六))は、後輩への指導に欠けること及び業務推進への消極的姿勢の点を除き、いずれも理由があるものと認められる。
- (2) 次に、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X4 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、補助参加人 X4 は、同期者五名あるいは四名中最下位に位置付けられていたことが認められる。
- (3) そこで検討するに、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X4 の勤務状況等は、事務処理における理解力や注意力に欠けるなどというものであり、このことに照らせば、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X4 の格付は不当に低いとは認め難い。

この点、被告は、補助参加人 X4 の同期者として、右の四名ないし五名のほか、昭和三六年高卒女子(補助参加人 X4 の同期者女子)を併せ、その母集団の中での補助参加人 X4 及び同期中位者の格付を認定している。しかし、右認定においては、昭和六一年度ないし昭和六三年度における同期中位者の具体的な格付を認定することができているわけではないこと、同

じく右認定においても補助参加人 X4 は最下位であり、前記のとおりその勤務状況等に照らせば同期者中最下位であっても不当に低いとは認め難いから、右認定を前提としても結論に影響はない。

したがって、原告が補助参加人 X4 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったものとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。

- (4) なお、被告は、補助参加人 X4 は昭和五三年ころまでは恩給係を担当していたが、昭和五四年には女性で初めて審査係に配属されたとし、補助参加人 X4 の勤務成績が良好であったかに主張する。しかし、女性ではじめて審査係に配属されたのが、補助参加人 X4 の勤務成績が良好であったからであると認めるに足りる証拠はなく、被告の右主張は理由がない。

17 補助参加人 X7 について

- (一) 補助参加人 X7 は、昭和三六年三月の入庫以来浜松支店に勤務し、昭和六〇年八月までは未入金係、以後回収係として勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X7 の勤務状況等につき、第三、一、5、(一七)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 未入金係当時の事務処理の仕方について

ア 原告は、補助参加人 X7 は未入金係の事務処理に対する姿勢が前向きでないことに加え、的確な事務処理をする能力を欠いており、ずさんな仕事振りであったとし、(ア) 債務者への督促が、中断したり間延びしている、(イ) 返済約束をとりつけているものについてのフォローが不足している、(ウ) 保証人督促を行わず、また、督促が不足している、(エ) 債務者等に対して延滞状況を解消し正常化させるための交渉が弱い、(オ) 今後の債務者等への交渉等の管理方針をまとめて上司へ意見具申するという姿勢を欠いているといった問題点があった旨主張する。

イ しかし、ア、(ア)ないし(オ)の具体的な問題性の程度、その頻度等については明らかでなく、人事考課上低く評価する根拠とするには足りない。

(2) 未入金係当時の事務処理状況について

ア 証拠によれば、昭和六〇年五月三十一日、未入金口の債務者代表者から、自己の所有する不動産を任意に処分して弁済するとの申し出があったことから、補助参加人 X7 は昭和六一年二月に債務者代表者が一括弁済するまで元金を据え置くこととする貸付条件の変更の決裁を昭和六〇年三月二〇日に受け、コンピューター端末機で条件変更を行う「入金停止登録」をしたこと、ところが、その後債務者代表者から貸付条件の変更のために必要な書類の提出がなく、昭和六〇年四月中旬にはその債務者代表者が行方不明となってしまったことから、昭和六〇年五月末をもって延滞口に編入することとしたこと、その場合、既に行った入金停止登録を解除する必要がある、これを行わない限り、延滞口に編入することはできないところ、補助参加人 X7 はこの入金停止登録を解除することを怠ったこと、このため、この債権は延滞口に編入されなかったことが認

められる。

イ 右認定の事実、補助参加人 X7 は事務処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(3) 未入金係当時の補償基金保証料の徴求について

ア 証拠によれば、進学資金貸付けにおいて、財団法人進学資金融資保証基金(以下「基金」という。)の保証が付されている案件において返済期間を延長する場合は、追加の保証料を債務者から徴求する必要があり、万一追加の保証料を徴求せず返済期間を延長した場合は、将来基金から弁済を受けることができなくなるおそれがあること、補助参加人 X7 は昭和五八年八月三十一日に、基金の保証による進学資金貸付けの返済期間を延長する旨の貸付条件の決裁を得た事案について、変更を行うことに伴う基金の保証料(八、一九〇円)を債務者から徴求することが条件とされていたにもかかわらず、当該債務者から保証料の徴求を怠ったこと、昭和六〇年二月二八日になって、補助参加人 X7 もその後任者も基金の保証料を債務者から徴求していないことが判明したため、貸付条件変更時にさかのぼって入金処理をオフラインにおいて訂正し、この問題に関する事実関係及び事後処理について本店へ報告し、基金への保証内容変更の追認依頼を行わなければならなくなったことが認められる。

イ 認定の事実、補助参加人 X7 は事務処理能力が低く、事務処理がずさんであることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

これに対し、補助参加人 X7 は、その陳述書において、管理課長もこの点の過誤を見落としした旨陳述するが、管理課長の見落としがあつたとしても、そのことで補助参加人 X7 の右過誤が正当化されるなどということがないのは明らかである。

(4) 未入金係当時の条件変更の検討について

ア 証拠によれば、昭和六〇年一月一日、補助参加人 X7 が担当する未入金口債権三件について、債務者や保証人からの申し出により返済条件の変更を行う旨の意見具申を行ってきたが、債務者の実態把握が不十分で、新しい返済条件の設定に当たっての検討がされていなかったことが認められる。

イ 右認定の事実、補助参加人 X7 が事務処理に関する基本的な理解に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(5) 未入金係当時の資料提出について

ア 証拠によれば、未入金係では、業務懇談会等で発表するための資料を定期的にまとめており、資料の作成は未入金係の各担当者に分担させていたこと、補助参加人 X7 は、昭和六〇年一月一六日までに提出すべき資料の作成・提出を怠ったこと、このため、Y4 課長は、同月一六日、同月二二日、同月二九日と三度にわたり督促したが、補助参加人 X7 から提出があつたのは同年二月二日であつたことが認められる。

イ 右認定の事実、補助参加人 X7 が事務処理に関する意欲に欠け、業

務に対して消極的であることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(6) 未入金係当時の意見具申について

原告は、補助参加人 X7 は自分が担当する未入金口債権の管理において、担当者自身の判断としての的確な管理方針を具申することができず、Z89 副調査役など他の管理課の職員に度々相談していたのであって、これは、補助参加人 X7 が、自分の担当する案件について、主体的に責任をもって管理するという自覚が不十分であることを示すものであり、また、自分でのように事務処理を進めていくかの判断能力が劣ることの反映にほかならない旨主張する。

しかし、補助参加人 X7 がどのような事項について他の職員に相談していたのかを含めて具体的事実が明らかでなく、他に補助参加人 X7 が管理方針の策定に当たっての判断能力が劣ることを認めるに足りる証拠はないから、人事考課上低く評価する根拠とはならない。

(7) 回収係当時の端末機操作上の誤りについて

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- ① 昭和六〇年八月一五日、債務者が所定の振込用紙を使用して、金融機関から公庫の預金口座に送金してきたものを顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、同一の振込通知書について二重に入金処理をした。
- ② 昭和六〇年八月一九日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力した。
- ③ 昭和六〇年八月二一日、顧客が窓口に返済金を持参した案件について、入金伝票に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に金額を誤って入力し、誤った金額が記載された領収書を顧客に交付してしまったため、訂正のための処理及び顧客に対し正規の金額が記載された領収書と差替えしなければならなくなった。
- ④ 昭和六〇年九月二日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、利息の計算期間の基準となる日(起算日)を誤って入力した。
- ⑤ 昭和六〇年九月六日、③と同様の点を誤った。
- ⑥ 昭和六〇年九月一日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力した。
- ⑦ 昭和六〇年一〇月一五日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、同一の振込通知書について二重に入金処理をした。
- ⑧ 昭和六〇年一一月一一日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、起算日を誤って入力した。
- ⑨ 昭和六〇年一一月一九日、⑧と同様の点を誤った。

- ⑩ 昭和六〇年十一月二八日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力した。
- ⑪ 昭和六〇年十二月九日、⑩と同様の点を誤った。
- ⑫ 昭和六一年一月七日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力(七と九の読み誤り)した。
- ⑬ 昭和六一年二月二八日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力した。
- ⑭ 昭和六一年三月二〇日、保証人からの弁済について端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、代位弁済である旨のキー(代払キー)を押すべきところを誤って別のキーを押して処理した。
- ⑮ 昭和六一年五月二三日、⑭と同様の点を誤った。
- ⑯ 昭和六一年五月三十一日、顧客が前日の時間外(端末機操作可能時間終了後)に窓口に戻済金を持参した案件について、翌日端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に起算日を誤って前日とせず翌日の日付を入力した。
- ⑰ 昭和六一年六月二八日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、起算日を誤って入力した(計二件)。
- ⑱ 昭和六一年八月六日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力(七と九の読み誤り)した。
- ⑲ 昭和六一年八月二〇日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、同一の振込通知書について二重に入金処理した。
- ⑳ 昭和六一年八月二九日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、起算日を誤って入力した。
- ㉑ 昭和六一年九月二二日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、振込通知書に該当する貸付けを特定させる番号(貸付番号)が記載されていないことから、別途、端末機操作により該当する貸付番号を照会し、その結果出力された帳票(照会票)から、貸付番号を振込通知書に転記したが、誤った貸付番号を転記し、入力した。
- ㉒ 昭和六一年十二月六日、他支店(静岡支店)の管轄する貸付金債権に係る償還金を受け入れ、これを該当支店へ付け替えるための端末機操作において、静岡支店のコード五五一を入力すべきところを誤って富山支店の支店コード五一一を入力した。
- ㉓ 昭和六一年十二月二九日顧客が窓口に戻済金を持参した案件について、入金伝票に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理す

る際に、誤って領収書の作成を不要とするキーを押した。

- ㉔ 昭和六二年一月二七日、㉓と同様の点を誤った。
- ㉕ 昭和六二年四月三〇日、ガイド番号を間違えて入力してしまい(一四のところ一二で入力)、訂正のための処理を行わなくてはならなくなった。
- ㉖ 昭和六二年五月一四日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力した。
- ㉗ 昭和六二年六月三日、他支店の管轄する貸付金債権に係る償還金を受け入れ、これを該当支店へ付け替えるための端末機操作において、番号及び起算日を誤って入力した。
- ㉘ 昭和六二年六月六日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力(二九、四八四円を二九、八四八円に)した。
- ㉙ 昭和六二年九月三日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力(入金額が一、〇〇〇円相違)した。
- ㉚ 昭和六二年九月二九日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、貸付番号を誤って入力した。
- ㉛ 昭和六二年一〇月八日、顧客からの振込通知書に基づき端末機操作により該当する貸付けへ入金処理する際に、入金額を誤って入力(三七、〇六四円を三七、〇六五円に)した。

イ 右認定の三一回の誤りは、補助参加人 X7 が事務処理に関して基本的な能力や正確性に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

これに対し、補助参加人 X7 は、右同陳述書において、右の三一回の誤りは、浜松支店における目標件数(月間五件)を下回っており、かえって正確な処理をしていたことを示すものである旨陳述する。しかし、証拠によれば、月間五件との目標件数は、他の係との連携不足による過誤等も含めたものであり、回収係固有の過誤に関する目標は月間零件とされていたことが認められるから、右陳述は採用することができない。

(8) 回収係当時のその他の過誤について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 借用証書の抽出の誤り

完済後の借用証書については、事務部が作成する完済者一覧表に基づき回収係が抽出し、債務者等へ返還するか別に保管することとなっている。昭和六一年一月二八日、補助参加人 X7 はその抽出の際に、該当する貸付けに係る借用証書を抽出しなければならないのに、誤って未だ完済していない他の貸付けに係る借用証書を抽出した(二件分)。

(イ) 課長から指示された報告の提出が遅れたこと

昭和六一年四月三〇日に、Y4 課長は補助参加人 X7 に対し、昭和六〇年度における貸付条件変更に係る端末機操作の誤入力の状況をまとめ、速やかに提出するよう指示した。ところが、補助参加人 X7 からは一向に提出がなく、提出してきたのは指示から一か月後の昭和六一年五月三十一日であった。

(ウ) オペレーターキーを机の上に放置したまま退勤したこと

端末機操作の際に使用するオペレーターキーについては、当日の使用完了後はオペレーターキー管理者(総務課長)に返還しなければならない。ところが、昭和六一年九月一七日、補助参加人 X7 はオペレーターキーを自分の机の上に放置したまま、午後年休を取得し早退してしまった。

(エ) 端末指定カードの記録漏れ

原告においては、通常債務者等からの返済金は、本店事務部において自動的に利息、遅延損害金の計算を行い、元利金等の仕訳充当されるが、事務部が自動的に充当処理しては不都合なものについては、「端末指定充当」の登録をして、支店において元利金への充当仕訳、利息計算等を行い端末機から入力して充当することができる。この場合は端末指定カード(管理カード基本票の用紙を使用する)に元利金等を記入するとともに、伝票(計理処理用タイプイン連絡票)に必要事項を記入し担当課長に回付することとなっている。端末指定充当扱いの債権については、端末指定カードに基づき、充当順序の管理、利息、遅延損害金の計算を支店の担当者が行わなければならない。

ところが、昭和六一年九月二二日、補助参加人 X7 は、端末指定充当扱いの債権の返済金の充当に当たって、端末指定カードへ充当順序、利息の計算等を記入を怠ったまま Y56 課長に回付してきた。

(オ) 火災保険金の交付を遅延させたこと

昭和六一年八月六日、建物等に係る農協の火災共済に質権を設定済みの債務者から、集塵装置が焼失し、保険金が支払われる見込みだが、営業上支障はなく返済は継続できるので自分に保険金を交付してもらいたいとの申し出があった。続いて昭和六一年九月一〇日に竜洋町農協から、査定の結果保険金額が八二万二、二五三円と決定したので、共済契約者である債務者の希望もあり、債務者本人へ保険金を支払いたいとの連絡があった。

このような場合、火災の被害状況を確認することにより、営業への影響の有無を判断し、債権保全上不安があるかどうかを検討した上、顧客の立場を考え早急に保険金を交付するか否かの意見具申をすべきである。ところが、補助参加人 X7 は、昭和六一年九月二五日になって、Y56 課長へどのように対処したらよいか相談してきた。

イ 右認定の事実、いずれも、補助参加人 X7 が事務処理上の注意力や正確性に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(9) 服務上問題のある勤務状況について

原告は、補助参加人 X7 の服務面の問題点につき、第三、一、5、(一七)、(2)、ウのとおり主張する。

しかし、右主張中の個々の事例はいずれも日常の業務における瑣末な問題であるということが出来る。したがって、これらの事実をもって、補助参加人 X7 の勤務状況が服務上問題があるものであったとまで認めるには足りず、人事考課上低く評価する根拠とはならない。

(10) 公庫融資の役割についての無理解について

証拠によれば、昭和六一年二月一九日の勉強会において、多くの中小企業に公庫融資を周知し利用してもらおうという、いわゆる業務推進の問題と債権管理の問題をテーマに議論されているところで、「今のような金利が下がっている時期に融資をすれば公庫の収支が悪化するの当たり前のことである。このような時期には、公庫は貸付けを減らした方がよい。」と発言したこと、この発言内容は、業務推進という方向とは反するものであったことが認められる。

しかし、勉強会という場での発言をもって人事考課上低く評価する根拠とするのは相当ではない。

(11) 後輩に対する指導について

原告は、補助参加人 X7 の業務に対する姿勢には全く前向きなものがなく、後輩職員に対して指導を行うということも一切なかった旨主張する。

しかし、原告における他の職員がそのような指導をどの程度行っていたかを含めて具体的事実が明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠とはならない。

(12) 職場秩序を乱す行為があったこと

ア 証拠によれば、昭和六一年九月二四日、補助参加人 X7 は同じ浜松支店の X9 及び他支店の職員や支援グループと公庫の岡崎支店へ赴き、補助参加人 X5 の転勤に関するビラを店頭で配布した上、立ち入り禁止の指示に反して支店ロビーに入って支店長への面会を求め、面会を断られると抗議文を読み上げるなどして、約四五分にわたって騒いだこと、さらに、補助参加人 X7 らは、その直後支店長の自宅へも赴き、自宅周辺の住宅へビラを撒いたり、スピーカーを使ったアジ演説の中で抗議先として支店長の住所や電話番号を宣伝するなどの行為をしたことが認められる。

イ 右認定の事実、殊に、補助参加人 X7 らが、業務時間中に支店のロビーに入って抗議文を読み上げるなどして、業務に重大な支障を与えたことに照らせば、この行動が組合活動の一環であったとしても、そこに正当性を見出すことは困難であり、原告が、補助参加人 X7 は職場の秩序を乱す行為を行ったとして、これを人事考課上低く評価する根拠とする

ことは許されるというべきである。

(二) 結論

- (1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X7 の勤務成績等に関する原告の主張(第三、一、5、(一七))のうち、未入金係当時ずさんな処理をしたこと、未入金係当時の意見具申が不十分であったこと、服務上問題のある勤務状況にあったこと、原告の融資の役割についての無理解があること、後輩に対する指導が欠けていた点はいずれも理由がなく、その余の点についてはいずれも理由があることが認められる。
- (2) 次に、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X7 及びその同期中位者及び同期最下位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、補助参加人 X7 は同期者二七名中下から三番目に位置付けられていたことが認められる一方、第二、一、5、(五)のとおり、昭和五七年度及び昭和五九年度において補助参加人 X7 より下位に位置付けられている者のうちには、全国活会及び発展会の会員である X26 及び X27 がいることが認められるのであって、このことに照らせば、補助参加人 X7 は右各年度において同期者中最下位と実質上同視できる格付に位置付けられていたものと認められる。
- (3) そこで検討するに、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X7 の勤務状況等は、事務処理能力が低く、事務処理上の注意力や正確性に欠ける点があったのであり、このことに照らせば、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X7 の格付が不当に低いとまでは認め難いから、原告が補助参加人 X7 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。

18 補助参加人 X6 について

- (一) 補助参加人 X6 は、昭和五二年一〇月から豊橋支店に、昭和六二年七月から浜松支店に勤務し、豊橋支店においては、昭和六〇年四月から恩給・契約係、同年七月から融資課未入金係、昭和六一年七月から融資相談・委託業務係として、また、浜松支店においては、恩給係として勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X6 の勤務状況等につき、第三、一、5、(一八)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

- (1) 証拠によれば、次の事実が認められる。

ア 豊橋支店、恩給・契約係当時について

原告は、昭和六〇年四月一日から、恩給係と契約係を兼務させることにし、Y57 課長は補助参加人 X6 に対し、それまで担当していた委託業務と庶務の事務の引継ぎを右同日までに終了しておくように指示したが、補助参加人 X6 は、係替えの当日の右同日になっても残務を完了させることができず、事務の引継ぎを終了することができなかつた上、Y57 課長に対し、恩給係と兼務することになっている契約係の仕事は当面できないと申し出てきた。Y57 課長は、補助参加人 X6 に対し、同月六日

までには引継ぎを完了するよう厳しく注意・指導した。

また、その後の補助参加人 X6 の恩給、契約係における勤務振りは、契約事務について他の職員の応援で対応せざるを得ないことが度々あるという状況であった。

イ 豊橋支店、未入金係当時について

(ア) 効率的な債権管理ができなかったこと

豊橋支店当時の昭和六〇年七月から昭和六一年三月まで、補助参加人 X6 には主に「非対象口」の未入金口債権の管理を担当させていた。

「非対象口」の未入金口債権の管理というのは、未入金口債権の中でも遅延に陥ったばかりの債権を対象にするもので、遅延原因もそれほど重大なものではないことが多く、その事務処理は督促の電話をかけたり文書を送付するといった比較的定型的な事務が大半を占めている。したがって、迅速かつ効率的な事務処理を行っていく必要がある。

しかし、補助参加人 X6 は、度々督促を間延びさせたり、パターンどおり進めることができず、二回目、あるいは三回目の督促を遅らせることが多くあった。また、債務者の約束が不履行の場合でも、債務者へ違約の追及を行わず、放置することも多くあった。

そのため、Y58 課長は、その都度補助参加人 X6 に対し注意・指導した。

(イ) 管理カードの作成と役席への回付が遅れたこと

豊橋支店では、貸付けを実行してから間もなく返済遅延が発生し、かつ貸付残高が多いため債権保全について速やかに検討する必要があると判断される未入金口債権を「初期・高額口」として、特に重点的に管理していた。

このような初期・高額口の未入金口債権については、早期に履行遅延の原因を把握するとともに、債務者、保証人の実態や保全の状況を調査して今後の回収の見通しを把握し、速やかに管理カードを作成して、役席に提出の上今後の管理方針等について指示を仰ぐ必要がある。

ところが、補助参加人 X6 は、初期・高額口の債権について、管理カードの作成を怠り役席への提出を遅らせることがしばしばあった。そのため、Y58 課長は、その都度注意・指導を繰り返した。

(ウ) 絶えず他の職員の応援を受けていたこと

補助参加人 X6 は、返済交渉等を的確に行うことができず、また、常に担当案件の事務処理が停滞する状況にあった。補助参加人 X6 が時間外勤務にほとんど応じないこともあって、補助参加人 X6 が積み残した仕事は他の係から時間外勤務により応援を受けて処理することとなった。補助参加人 X6 が未入金係として従事した昭和

六〇年七月から昭和六一年七月までの間に、他の係の担当者が時間外勤務によって応援した時間は、延べ五〇人で八五時間に及んだ。

(エ) 無責任な勤務態度

昭和六一年四月、Y58 課長と調査役、未入金係の補助参加人 X6 と Z91 副調査役の計四名で、「未入金対象口検討会」を開催した。この検討会は、各担当者の事務処理の進行具合を確認し、また、個別の案件についての対応などを協議する目的で毎月開催されていた。

補助参加人 X6 には昭和六一年四月から「対象口」の一部を担当させており、そこで、昭和六一年四月二五日の「未入金対象口検討会」で補助参加人 X6 の担当案件について検討したところ、返済交渉の不十分なものが多く認められ、Y58 課長は席上補助参加人 X6 に注意・指導した。

また、Y58 課長は、その場でこれらの交渉の、不十分な債権について同月二八日に交渉を詰めることを指示した。しかし、補助参加人 X6 は、二八日に都合があるという超勤を拒否して帰った。やむを得ず、もう一名の未入金係である Z91 副調査役と他の係の職員一名が二時間の時間外勤務で債務者との交渉を詰める仕事をせざるを得なかった。

ウ 豊橋支店、融資相談係当時について

(ア) 顧客への対応に問題があったこと

昭和六一年九月八日、豊橋支店管内の田原町商工会の関係者から Y58 課長あてに電話で、「先程、当商工会が融資の申込みを取り次いだ案件について進行状況を電話で照会したが、電話に出た女性の対応が非常に無礼で、原告の職員とは思えないものであった。対応した職員はだれか。」と抗議があった。

Y58 課長が、融資相談係の補助参加人 X6 に確かめたところ、田原町商工会からの照会を受けたことを認めたので、Y58 課長は、「あなたの電話での対応で商工会から苦情がきている。日ごろから商工会の職員やお客様には丁寧に対応すること」と注意・指導した。

(イ) 秘密保持の配慮が欠けていたこと

原告職員は、顧客の秘密保持に留意しなければならないが、昭和六一年九月一八日、補助参加人 X6 は融資相談の窓口で顧客が目の前にいるにもかかわらず、代理店からの既往取引照会(民間の金融機関が業務委託契約に基づき原告業務の一部を行うに当たって、顧客の取引状況等の情報を原告に照会してくるもの)に対し、その場で電話による回答を行った。

(ウ) 業務推進活動に対する取組みが消極的であったこと

① 貸付金残高が減少している顧客と、原告を未利用の企業に対してダイレクトメールを送付するため、昭和六一年九月二日、Y58 課長は補助参加人 X6 に対してダイレクトメールの文書を立案す

るように指示した。ところが、補助参加人 X6 から九月八日になっても報告がなかったので、改めて、Y58 課長は「ダイレクトメールの文書の立案を指示してから四日も経つ。急ぐように。」と指示した。しかし、補助参加人 X6 は速やかに実行せず、結局、補助参加人 X6 が報告をしてきたのは、同年九月一七日のことで、当初の指示から二週間も後のことであった。

- ② 昭和六一年九月三〇日には、ダイレクトメールを発送することとし、全店的に時間外勤務で対応することとしていた。融資相談係の補助参加人 X6 は率先して取り組むべき作業であったが、同日の時間外勤務に応じず帰ってしまった。
- ③ 原告が周知活動を行う業者団体等には、税理士事務所も含まれている。これは税理士が抱えている関与先の中で、資金需要のある企業に対しては、税理士を通じて原告の融資制度を周知してもらう目的によるものである。

昭和六一年一〇月四日に、税理士に対して年末資金の申込みの取次ぎを依頼するため、Y58 課長が補助参加人 X6 に、この周知依頼文を立案するよう指示したところ、補助参加人 X6 は「来週一杯は委託業務も含めて手一杯なので再来週にしてほしい。」と発言してきた。結局、提出があったのは一〇月二〇日になってからであり、そのため周知文の発送は予定より大きく遅れることとなった。

- ④ 昭和六一年一〇月二七日に、Y58 課長は補助参加人 X6 に対して、立案の遅れから予定よりも大分遅れることとなった税理士あて周知依頼文二〇〇通と、完済後取引が途絶えている顧客あてのダイレクトメール二七通を早急に発送するよう指示した。しかし、補助参加人 X6 は、今手が一杯で忙しいと口実を構えて実行しなかった。やむなく完済後の顧客あてのダイレクトメールは翌日 Y58 課長が自ら行い、税理士あてのダイレクトメールは同月二九日に補助参加人 X6 に再度指示をして、実行させた。
- ⑤ ダイレクトメールを発送した場合、資金需要の有無等について、後日、分担して顧客あてに電話することになっていた。Y58 課長は、昭和六一年一〇月七日に、補助参加人 X6 に対して右のような電話による作業を分担するよう指示した。また、これと併せて、進学貸付けの周知ポスターを関係団体あてに発送するよう指示した。ところが、補助参加人 X6 は Y58 課長に対し「いろいろやることで多くて手が回らない。」と言い訳をするため、Y58 課長が「周知活動の中心的役割を果たすべき融資相談係のあなたが、手が回らないとはどういうことか。」と注意した。

エ 豊橋支店当時の代理店協議会の報告書の提出について

昭和六一年一〇月二四日、豊橋支店において、代理店協議会(代理店

として原告業務の一部を委託している民間の金融機関との間の協議会)を開催した。同協議会には委託業務係の補助参加人 X6 も出席しており、同協議会の終了後、議事内容や意見交換の概要等を支店長あてに文書で速やかに報告することになっていた。しかし、いつになっても補助参加人 X6 から報告書が提出されないため、一〇日以上経過した同年一月六日、Y59 課長は早急に提出するよう指示した。しかし、この指示に対して大幅に遅れてこれを提出してきた。

オ 豊橋支店当時の業務概況の作成について

当時豊橋支店においては、定期的に支店の「業務概況」を作成し、管内の概況や業務の概況などを取りまとめていた。そこで、Y59 課長は昭和六一年八月二八日補助参加人 X6 に対して、「業務概況」に掲載するため、「代理店の現状」(管内の五代理店の委託業務貸付残高、業務区域などを決まった書式に記入する書面)についてまとめて、同年九月二日までに提出するよう指示した。しかし、期限になっても補助参加人 X6 は指示された「代理店の現状」を提出しなかった。Y59 課長が至急提出するよう注意したところ、補助参加人 X6 は、翌日である同月三日になって提出してきた。

カ 豊橋支店当時、支店の一人前の戦力になっていなかったこと

当時、補助参加人 X6 は頸肩腕症候群により長年にわたって通院治療を続けており、豊橋支店においても、病気休暇を原則として毎月一回は全一日、また毎週一回は午後三時以降二時間取得していた。そのため、日常の勤務は大幅に制限されており、時間外勤務も最低限の範囲でしか命じ得ない状況であった。

原告が業務上の必要に基づき、最低限の範囲の時間外勤務を命じた場合でも、補助参加人 X6 はこれに応じなかった。

キ 岡崎支店での抗議行動の件

昭和六一年九月二四日、補助参加人 X6 は他支店の職員や外部支援者と共に岡崎支店へ押しかけ、補助参加人 X5 の転勤の件で同支店店頭でビラを配布した上支店内に立ち入って支店長への面会を強要するなどした。

ク 浜松支店当時、単純な過誤を繰り返し、一向に改善されなかったこと

(ア) 貸付報告書の作成にあたっては、正確なデータを事務センターあてに報告しないと事後に多大な支障が生じるため、誤記入等がないように十分注意する必要がある。しかし、補助参加人 X6 は、報告区分欄を記入しない過誤を度々起こした。例えば、共済年金等の支給期である昭和六二年八月についての誤記入の件数は、同月四日に一件、同月二一日に一件、同月二四日に三件といった状況であった。(原告は、借入申込書の処理欄の貸付番号の記入がないことも過誤として挙げて主張するが、これは通常意見具申の段階では記入していないことが認められるから、右主張は採用できない。)

- (イ) 保証人の保証能力を判断する際、原告との取引があればその取引状況が審査に当たっての有力な判断材料になるため、浜松支店では原告取引の有無をコンピューターの端末で照会するように取り決めていた。しかし、補助参加人 X6 はこれを度々怠った。昭和六二年八月五日にも、補助参加人 X6 はこれを怠り、貸し付けるとの意見具申をしてきた。そこで、Y61 課長が保証人の原告取引の有無を照会するよう指示したところ、当該保証人については原告の既往取引が遅延していることが判明した。同課長は補助参加人 X6 に対し、保証人については必ず原告との取引の有無を照会するよう注意・指導した。
- (ウ) 恩給係は、申込みのあった案件について審査を実施し、貸し付ける旨の意見具申を行う場合、借入申込書にある処理欄に、貸付番号、貸付日、貸付利率等を記入し、担当者印を押してから課長に回付して決裁を受けることになる。しかし、補助参加人 X6 は、処理欄の記入もれや誤記入といった不備のまま決裁に回付することがしばしばあった。例えば、国の恩給の支給期である昭和六二年一〇月の不備件数について述べると、同月八日に三件、同月一二日に二件、同月二六日に六件といった状況であった。
- ケ 浜松支店当時、他の係との連携を怠っていたこと
- 恩給担保貸付けの借入れを申し込む顧客の中には、別途、事業資金として原告の普通貸付けを利用している場合もある。このような場合、債務者は窓口に来店するわけであり、未入金係とすれば債務者と交渉することができる良い機会である。したがって、恩給係は未入金係に申込みがあった旨の情報を提供するなど、連携して債権管理に取り組む必要がある。
- しかし、補助参加人 X6 は、未入金係との連携を怠ることが度々あった。そのため、Y61 課長は、昭和六二年八月五日と同年一〇月八日に、補助参加人 X6 に対し、申込者の普通貸付けが未入金口となっている場合は必ず未入金係と連携し、債権管理に十分留意するようにと注意・指導した。
- コ 浜松支店当時、重要書類を放置したこと
- 恩給担保貸付けは、受給者が死亡するなど何らかの事由で受給権が失権した場合、担保とした恩給等の支給金を原告が顧客に代わって受け取ることができなくなるため、事故口債権として管理を行うことになる。事故口債権になると、管理カード基本票を作成し、貸付金元帳などの書類とともに保管することになる。
- しかし、補助参加人 X6 は、昭和六二年八月七日、このような事故口関係の書類の保管を怠り、机上に放置したまま帰宅した。このため、Y61 課長は、補助参加人 X6 に対して、責任を持って保管するよう注意・指導した。

サ 浜松支店当時、事務処理が遅く度々応援を受けていたこと

国や共済組合などから支給される恩給や共済年金等については、それぞれ支給期が年に四回定められている。この支給期になると、借入を希望する顧客が増え、処理件数が増加することになる。

補助参加人 X6 は、事務処理に手間取ることが多く、そのため、自然と窓口で待機させられる顧客が増え、他の係が応援を余儀なくされることが度々あった。例えば、昭和六二年一〇月(国の恩給の支給期)についてみると、月間の貸付件数が一〇二件のうち応援で処理した件数は三三件と三割を超えており、さらに、このうち一〇月六日から一〇月八日までの三日間については、三二件の貸付けのうち半分の一六件を応援で処理せざるを得なかった。

シ 浜松支店当時、窓口での対応が悪く顧客からの苦情があったこと

(ア) 昭和六二年八月三日、恩給担保貸付けを受けている顧客から電話があり、Y61 課長が対応したところ、顧客は、「九時過ぎに来店し窓口で借入れ相談をした。X6 という職員はベテランに見えたが対応が悪い。言葉使いもいんぎんで失礼である。十分注意・指導してもらいたい。」と申し入れた。

四日後の同月七日に当該顧客は書類を持参して来店し、対応した同課長に、補助参加人 X6 はぶっきらぼうで丁寧さがなく、ベテランと見受けるがてきぱきと事務処理をしてくれず客を待たせる、親切さがなく、客の話を親身に聞いてくれないと指摘した。

(イ) 昭和六二年一〇月一二日、借入れの相談に来店した顧客から、補助参加人 X6 の対応が丁寧さに欠け不親切であるとの苦情があった。

Y61 課長は補助参加人 X6 に対し、「八月にもお客様とのトラブルが発生し、課長の面談で解決したことがある。本日も同様に遺憾である。客の対応が悪い。」と注意した。

(2) (1)ア(豊橋支店における恩給・契約係当時の勤務状況)、同イ(ウ)(他の職員の応援)、同エ(無責任な勤務態度)、同ウ(ウ)(業務推進活動に対する取組みの消極性)、同エ(報告書の提出遅延)、同オ(業務概況の作成の遅延)及び同カ(一人前の戦力になっていなかったこと)について

(1)ア、同イ(ウ)、同エ、同ウ(ウ)、同エ、同オ及び同カについては、証拠によれば、補助参加人 X6 は、頸肩腕症候群の治療のため、この当時週一回二時間の休暇が必要であり、実際にもそのように休暇を取得する状況にあった上、超過勤務を行うことも困難であったことが認められ、このことに照らせば、右の各問題性が即補助参加人 X6 に事務処理能力や業務意欲の低劣さにつながるものと認めることは困難である。

しかし、更に翻って考えるに、原告にとって、休暇取得が多く、超過勤務も行おうことができないという勤務状況にある職員については、必要な場合に適時に業務を担当させることができる職員との対比で、その勤務成績が劣るとの評価を加えることはやむを得ないというべきである。このよう

な観点からすれば、補助参加人 X6 の勤務時間に制約があることを主たる原因として生起したと考えられる右の各問題性は、やはり人事考課上低く評価する根拠となるというべきである。

- (3) (1)イ(ア)(効率的な債権管理ができなかったこと)及び同(イ)(管理カード作成等の遅れ)について

(1)イ(ア)及び同(イ)のとおり、未入金係当時の補助参加人 X6 は、ある時期、効率的な債権管理を行うことができず、また、管理カードの作成と役席への回付が遅れたことが認められる。しかし、証拠によれば、昭和六〇年七月の段階で、補助参加人 X6 は、未入金係の業務を初めて担当することになったことが認められ、初めて担当する業務においては、一定の期間は順調に事務処理を行うことができない場合があるものというべきであり、証拠上効率的な債権管理等を行うことができなかった時期を特定することができないことにもかんがみると、(1)イ(ア)及び同(イ)の事実によっては、人事考課上低く評価する根拠とすることはできない。

- (4) (1)ウ(ア)(顧客への対応の問題)、同(イ)(秘密保持の配慮の欠如)及び同シ(顧客への対応の問題)について

(1)ウ(ア)、同(イ)、同シ(ア)及び(イ)によれば、補助参加人 X6 が顧客との応接に丁寧さを欠き、また、秘密保持の配慮を欠くような勤務態度であったものと認められ、人事考課上低く評価する根拠となる。

- (5) (1)キ(抗議行動)について

(1)キの事実、殊に、補助参加人 X6 が業務に重大な支障を与えたことに照らせば、この行動が組合活動の一環であったとしても、そこに正当性を見出すことは困難であり、原告が、補助参加人 X6 は職場の秩序を乱す行為を行ったとして、人事考課上低く評価する根拠とすることは許されるというべきである。

- (6) (1)ク(単純な過誤の繰り返し)について

(1)ク(ア)ないし(ウ)の事実、殊に、これらの過誤は単純なものであり、過誤を犯すについての合理的な理由がないことは明らかであること、同(ア)及び(ウ)においては、同様の過誤が短期間に相次いで繰り返されていることに照らせば、補助参加人 X6 が事務処理に当たって注意力や責任感に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

- (7) (1)ケ(他の係との連携懈怠)について

(1)ケの事実は、補助参加人 X6 が業務の円滑な運営について意を払うような責任感に欠けることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

これに対し、補助参加人 X6 は、その陳述書において、この件に関して注意・指導を受けたのは昭和六二年八月五日のみである上、同日は、同年七月二五日に浜松支店に転勤した直後に当たる旨陳述するが、前記認定のとおり、補助参加人 X6 は同様の注意・指導を同年一〇月八日にも受けているから、右陳述は採用できない。

(8) (1) コ(重要書類の放置)について

(1) コの事実については、日常の業務における瑣末な出来事であるといふべきであるから、人事考課上低く評価する根拠とすることはできない。

(9) (1) サ(事務処理が遅く度々応援を受けていたこと)について

(1) サの事実は、補助参加人 X6 は事務処理が遅く、その処理能力が低いことを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(10) 後輩に対する指導等について

原告は、補助参加人 X6 は後輩に対する指導、自己啓発への努力、支店の業務推進に対する積極的な姿勢に欠けていた旨主張する。

しかし、原告における他の職員がそのような指導等をどの程度行っていたかを含めて具体的事実が明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠とはならない。

(二) 結論

(1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X6 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(一八))は、効率的な債権管理ができなかったこと、管理カード作成等の遅れ、重要書類の放置、後輩に対する指導等の点を除き、いずれも理由があるものと認められる。

(2) 次に、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X6 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、同期者四九名あるいは四八名中下から二番目に位置付けられていたこと、同期最下位者との号俸上の差も三号俸程度に過ぎないことが認められ、このことに照らせば、補助参加人 X6 は右各年度において同期者中最下位と実質上同視できる格付に位置付けられていたものと認められる。

(3) そこで検討するに、昭和六〇年ないし昭和六二年にかけての補助参加人 X6 の勤務状況等は、勤務時間の制約から支店業務に支障を来した上、業務上の注意力、責任感が欠ける点があったのであり、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X6 の格付が不当に低いとまでは認め難いから、原告が補助参加人 X6 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。

19 補助参加人 X13 について

(一) 補助参加人 X13 は、昭和四二年一〇月の入庫以来久留米支店に勤務し、恩給係として勤務していた昭和六〇年から昭和六二年当時の補助参加人 X13 の勤務状況等につき、第三、一、5、(一九)のこの点に関する原告の主張に沿って検討する。

(1) 計算過誤等について

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 貸付限度額・可能額の計算にあたり、誤って算出したこと

恩給担保貸付けにおいては貸付限度額が定められており、昭和六〇年四月五日以降は一九〇万円、昭和六一年四月四日以降は二〇〇

万円が限度とされていた。貸付限度額や可能額は、融資金額の上限を画するものであり、これの計算は恩給事務の基本ともいうべきものである。補助参加人 X13 は、注意力が散漫なことから計算過誤を再三繰り返していた。

- ① 昭和六〇年三月二五日貸付けの案件において、申込人の普通恩給の給与金が昭和六〇年一月から昭和六二年三月は年額三一万六〇〇円、同六二年四月以降は四〇万三、四〇〇円であるため、期間に応じた按分計算で貸付可能額を算出すべきであり、正しい貸付可能額は三五万三、五〇四円のところ、補助参加人 X13 は期間の算出を誤り、四四万六、三〇四円との意見を出してきた。
- ② 昭和六〇年六月二四日貸付けの案件において給与金が年額一〇八万六、〇〇〇円であるため、貸付限度額は一九〇万円になり、これから既往貸付け分三三万八、三六三円を差し引くと、正しい貸付可能額は一五六万一、六三七円のところ、補助参加人 X13 は、引き算を間違えて、一六七万一、六三七円との意見を出してきた。
- ③ 昭和六〇年七月九日貸付けの案件において、申込人の普通恩給の給与金が昭和六〇年七月から昭和六一年三月は年額三五万八〇〇円、同六一年四月以降は四一万七、五〇〇円であるため、期間に応じた按分計算で貸付可能額を算出すべきであり、正しい貸付可能額は二一万一、一五七円のところ、補助参加人 X13 は期間の算出を誤り、二四万五、九四八円との意見を出してきた。
- ④ 昭和六〇年九月一八日貸付けの案件において、正しい貸付限度額は一七八万八〇〇円のところ、補助参加人 X13 は、掛け算を誤り、一七八万円との意見を出してきた。
- ⑤ 昭和六〇年一〇月一七日貸付けの案件において、貸付限度額一二五万二、五〇〇円から既往貸付け分一一五万七、〇九二円を差し引くと、正しい貸付可能額は九万五、四〇八円のところ、補助参加人 X13 は引き算を誤り、九万五、四一八円との意見を出してきた。
- ⑥ 昭和六〇年一〇月二二日貸付けの案件において、正しい貸付可能額は一二五万九、九二六円のところ、補助参加人 X13 は貸付限度額一七七万三、六〇〇円から既往貸付け分五一万三、六七四円を差し引く際に計算を誤り、一二六万九二六円との意見を出してきた。
- ⑦ 昭和六〇年一二月一〇日貸付けの案件において、正しい貸付可能額は一五六万八九二円のところ、補助参加人 X13 は、貸付限度額一九〇万円から既往貸付け分三三万九、一〇八円を差し引く際に計算を誤り、一六七万八九二円との意見を出してきた。
- ⑧ 昭和六一年五月三〇日貸付けの案件において、正しい貸付可能額は九二万六、二五八円のところ、補助参加人 X13 は貸付限度額

の二〇〇万円から既往貸付け分一〇七万三、七四二円を差し引く際に計算を誤り、八七万三、七四二円との意見を出してきた。

- ⑨ 昭和六一年六月二日貸付けの案件において、正しい貸付可能額は一七〇万二、九四八円のところ、補助参加人 X13 は貸付限度額の二〇〇万円から既往貸付け分二九万七、〇五二円を差し引く際に計算を誤り、一七〇万二、九四六円との意見を出してきた。

- (イ) 借入申込書の借入申込人、連帯保証人の押印について、印鑑証明書の印影と不一致であるにもかかわらず、これを看過し受領したこと

補助参加人 X13 は、貸付日昭和六〇年七月一九日の案件で、連帯保証人が Z92 某のところ、押印してある印影が登録印鑑の印影と異なるにもかかわらず、これを看過してそのまま受領した。このときは、Y62 課長がこれに気付いて補助参加人 X13 に差し戻し、連帯保証人に連絡して改めて登録印鑑を押捺させた。

同様のケースは、昭和六〇年七月一九日(保証人の印)、同年九月六日(保証人の印)、同年十一月一日(申込人の印)、同年十二月一日(保証人の印)、昭和六一年三月一日(申込人の印)、同年四月一日(保証人の印)、同年七月九日(保証人の印)、同年八月九日(申込人の印)、同年一〇月九日(保証人の印)、同年十二月一日(保証人の印)、昭和六二年四月三日(保証人の印)、同年五月七日(保証人の印)、同年七月十五日(保証人の印)にも生じた。

- (ウ) 貸付決定された恩給貸付けの送金にあたって、銀行あて振込依頼書の記載を誤ったこと

恩給担保貸付けを決定すると、融資金を申込人の指定した銀行口座に振込むことになるが、補助参加人 X13 は、右振込依頼書を作成する際、金融機関名、口座番号、受取人名、金額といった項目欄の記載上の過誤を行った。

- ① 昭和六〇年一〇月七日、振込先福岡銀行西久留来支店の普通預金口座に振り込む金額が三〇万円のところ、三二万円と誤記した。
- ② 同年一〇月九日、補助参加人 X13 は合計五件の振込案件の合計金額が三一〇万円のところ、三二〇万円と誤記した。
- ③ 昭和六一年二月一三日、合計三件の振込案件の合計金額が三五〇万円のところ、二五〇万円と誤記した。
- ④ 同年一〇月二八日、筑邦銀行八女支店に三〇万円を振り込む案件で、受取人の名前を正しくは「Z93」と記入すべきところ、「Z94」と誤記した。
- ⑤ 同年十一月五日、振込先福岡銀行下大利支店の普通預金口座に振り込む金額が一〇万円のところ、三六万円と誤記した。
- ⑥ 同年十二月一日、二〇件の振込案件について、二葉にわたり記載した際、二葉目の小計を三五七万円とすべきところ、二五七

万円と誤記入し、その結果、総合計を一、七一九万三、一六〇円とすべきところ、一、六一九万三、一六〇円と誤記入した。

- ⑦ 同年一二月二四日、筑邦銀行上津支店への振込案件で、振込金額を三六万円と記入すべきところ、三一万円と誤記入した。
 - ⑧ 昭和六二年一〇月八日、福岡銀行東久留米支店への一五万円の振込案件で、受取人の名前が「Z95」のところ、「Z96」と誤記した。
 - ⑨ 同年一二月八日、筑邦銀行八女支店に二四万円を振り込む案件で、口座番号を「一五〇〇」とすべきところ、「二三一」と誤記した。
- (エ) 当日の取引(貸付け・完済剰余金の払出や回収等)に係る伝票処理において記帳上の過誤をしたこと

補助参加人 X13 は、伝票への記帳事務をする際に誤った処理をした。

- ① 昭和六〇年四月二四日、「タイプイン連絡票」の借方欄に仮受金として三万三、八三七円、合計欄に六八三万三、八三七円と記入すべきところ、仮受金として三万八、八三七円、合計欄に六八三万八、八三七円と誤記入した。また、貸方欄の合計欄でも正しくは六八三万三、八三七円と記入すべきところ、六八三万八、八三七円と誤記入した。右誤記入の直接の原因は借方欄の仮受金欄の金額を五、〇〇〇円間違えたところにある。そのため、借方の合計欄も間違えてしまったものである。

しかし、補助参加人 X13 は、貸方欄の合計欄の数字も、同じように間違えている。このことは、同人が貸方欄の恩給担保貸付け、同利息、銀行預け金といった内訳を足して合計欄の数字を算出したのではなく、借方欄の合計欄をそのまま引き写したことを意味している。右は明らかな手抜き処理であり、補助参加人 X13 の事務処理の特徴を端的に示している。

- ② 昭和六〇年六月一二日、同じく「タイプイン連絡票」において、借方の合計欄と貸方の合計欄とは一致すべきところ、補助参加人 X13 は借方八四九万五、二一八円、貸方八三九万五、二一八円と合計額の異なる連絡票を作成した。
- ③ 昭和六一年九月二五日、補助参加人 X13 は「タイプイン連絡票」をもとにコンピューターの端末に入力処理をする際、貸方の内訳である仮受金一六万七、九二〇円、銀行預け金四七五万二、〇八〇円をそのまま入力すべきであるにもかかわらず、これをせず、右合計金額である四九二万円を入力してしまった。
- ④ 昭和六二年一〇月一九日、補助参加人 X13 は「タイプイン連絡票」の借方欄の仮受金を一三万九、三九九円と記入すべきところ、三、〇〇〇円間違え一三万六、三九九円と誤記入した。

- ⑤ 昭和六二年一月一三日、補助参加人 X13 は「タイプイン連絡票」の貸方合計欄が正しくは三四四万円となるどころ、三三四万円と誤記入した。
- (オ) 「恩給担保貸付伝票内訳書」の記帳に当たりこれを誤ったこと
補助参加人 X13 は、恩給担保貸付伝票内訳書を作成する際に記入上の過誤を行った。
- ① 昭和六〇年一二月二四日、補助参加人 X13 は、同日分の恩給担保貸付伝票内訳書を作成する際、一三件のうち、一九〇万円を貸し付ける一件について、現貸決済額の元金と利息の合計欄を正しくは一一七万、二九四円と記入すべきところ、間違えて七二万八、七〇六円と記入した。その結果、現貸決済の四件分の合計額、一三件の融資案件の差引送金額の合計額も間違った金額を記入した。
- ② 昭和六一年九月一二日、補助参加人 X13 は、恩給担保貸付伝票内訳書の現貸決済額の合計欄三箇所にて二五万五、六八五円と記入すべきところ、これを記入しなかった。
- ③ 同年一二月二五日、補助参加人 X13 は、一五件のうち一件について、貸付金額が三六万円と決定されているのに、誤って三一万円と記入した。その結果、一五件の合計額も誤った金額を記入した。
- ④ 昭和六二年一〇月二〇日、補助参加人 X13 は、三件の完済剰余金の合計額が正しくは一三万九、三九九円のところ、計算を誤って一三万六、三九九円と記入した。
- ⑤ 同年一月一三日、補助参加人 X13 は、三件の貸付金の合計額を正しくは三四四万円と記入すべきところ、計算を誤り三三四万円と記入した。

イ 右認定の事実は、いずれも事務処理上の極めて単純な過誤であり、過誤に至るについてこれを正当化すべき合理的な理由はないことは明らかであることにも照らせば、これらの各過誤事例は、補助参加人 X13 は事務処理における基本的能力が劣ることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。

(2) その他事務処理上の誤りを行ったこと

ア 証拠によれば、次の事実が認められる。

- (ア) 恩給貸付けでその資金用途が事業資金の場合は、借入金受領証に二〇〇円の収入印紙を貼付すること(顧客負担)になっているが、補助参加人 X13 は、昭和六〇年一月一三日、これを未納のまま処理した。
- (イ) 貸付金額が一一五万円と決定された案件について、補助参加人 X13 は、昭和六一年四月三〇日、借入金受領証には一〇五万円と誤記載されているにもかかわらずこれを看過して徴求した。

- (ウ) 補助参加人 X13 は、昭和六一年八月二二日、「基本約定書」の作成にあたり、保証人の署名について、「Z97」が正しい名前なのに「Z98」と誤って記載されているにもかかわらず、これを看過して徴求した。
- (エ) 死亡給与金による回収が生じた案件で、補助参加人 X13 は、昭和六一年十一月二八日、タイプイン連絡票の作成に際し、元利金の金額について元金二万六、四二〇円、利息一万二二一円とすべきところ、間違えて元金二万八、四二〇円、利息八、二二一円と記入しそのまま入力した。
- (オ) 既往貸付けのある受給者から再申込みがあり、既往貸付けを差引き貸し付けるとの決定がされた案件で、昭和六一年一二月一六日、補助参加人 X13 は、既往貸付けの差引き計算で利息が九、四二六円であるにもかかわらず、六、八〇八円と誤って処理した。
- (カ) 補助参加人 X13 は、昭和六二年四月二日、一〇〇万円の申込みのあった案件について、年額から算定し貸付限度額が二〇〇万円となることから、一〇〇万円の申込みであるにもかかわらず貸付額を二〇〇万円と査定し、意見具申をしてきた。
- (キ) 補助参加人 X13 は、昭和六二年四月二日、一三〇万円の申込みのあった案件について、年額から算定し貸付限度額は一三一万九、一〇〇円となることから一三〇万円の貸付けが可能であるにもかかわらず、何の理由もなく一〇〇万円と査定し意見具申をしてきた。
- イ 右認定の各事例は、いずれも事務処理上の極めて単純な過誤であるといえることに照らせば、補助参加人 X13 が事務処理における基本的能力に劣ることを示しており、人事考課上低く評価する根拠となる。
- (3) 後輩に対する指導、業務推進に対する姿勢及び自己啓発についての努力について

原告は、ア 補助参加人 X13 は自分の担当事務さえきちんと処理できない状況であったので、支店の後輩職員に対する指導的役割を發揮したことは全くなく、イ 支店の業務推進に対する積極的な取組みへの姿勢もほとんどなく、自己の能力を高めていこうとする姿勢に欠け、ウ 自己啓発のための努力を怠っていた旨主張する。

しかし、原告における他の職員がそのような指導等をどの程度行っていたかを含めて具体的事実が明らかでない以上、人事考課上低く評価する根拠とはならない。なお、同ウについては、自己啓発のための努力を怠っていた結果として(1)及び(2)のような過誤等があったということもでき、前記のとおりこのような過誤等を既に人事考課上の低評価の対象としている以上、人事考課上低く評価する根拠とすることはできない。

(二) 結論

- (1) 以上のとおり、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X13 の勤務状況等に関する原告の主張(第三、一、5、(一九))は、後輩に対する指導に欠けること、業務推進に対する積極的な取組みに欠けること、自

己啓発についての努力に欠けることの点を除き、いずれも理由があるものと認められる。また、証拠によれば、補助参加人 X13 の上司であった Y62 総務課長は、昭和三一年六月に入庫以来、部下として指導してきた多くの職員の中で、補助参加人 X13 ほど事務処理上の過誤の多かった職員はいなかったこと、補助参加人 X13 のずさんな事務処理は、ブロックの課長会議で話題に上ったことが認められる。

- (2) 次に、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X13 及びその同期中位者の格付は、第二、一、5 のとおりであり、補助参加人 X13 は、同期者五一名ないし四七名中下から二番目に位置付けられていたこと、第二、一、5、(六)のとおり、昭和五七年度及び昭和五九年度において補助参加人 X13 より下位に位置付けられている者は、全国活会及び発展会の会員である X28 及び X29 であることが認められるから、補助参加人 X13 は右各年度において同期者中最下位と実質上同視できる格付に位置付けられていたものと認められる。
- (3) そこで検討するに、昭和六〇年から昭和六二年にかけての補助参加人 X13 の勤務状況等は、基本的かつ単純な過誤を繰り返し行っていたのであり、このことに照らせば、昭和六一年度ないし昭和六三年度における補助参加人 X13 の格付は不当に低いとは認め難いから、原告が補助参加人 X13 の組合活動等を決定的動機として不利益に取り扱ったとは認められず、本件命令中この点に関する部分は取消しを免れない。
- (4) なお、被告は、補助参加人 X13 の担当した貸付けに関して、顧客から礼状が寄せられたことがある旨主張するが、このことによって補助参加人 X13 の過誤が正当化されるものではないことは明らかであり、被告の右主張は失当である。

被告は、補助参加人 X13 の過誤事例に関する書証のうちには、通常破棄されていてしかるべきもの等があり、原告がこれを提出するに至ったことは不自然であるとの趣旨の主張をする。しかし、原告が補助参加人 X13 の過誤がないのにこれを作成するために書証を偽造したなどの事情があるのであれば格別、補助参加人 X13 の過誤事例に関する書証にはそのようなものがなく、前記のとおりこれらの書証に表れた過誤事例があったことは客観的に明らかである以上、書証の提出に不自然な点があるとの被告の主張は失当である。

五 同期中位者の等級・号俸の決定における男女の区別について

以上の検討に関連し、被告は、原告における人事給与面での男女間の差別は、少なくとも昭和五〇年代半ばころまでは実際に存在しており、昭和五九年度の時点においてもそのような人事上、賃金上の格差は残存しているとみるのが相当であるから、高卒男子の補助参加人らのうち、補助参加人 X2、同 X14、同 X16 及び同 X3 に関し、女子を除いた同期者のうちで中位者の等級・号俸を決定して認定・判断し、また、女子の補助参加人ら(補助参加人 X4、同 X7、同 X6 及び同 X13)に関しても、女子のみで中位者の等級・号俸を決定して認定・判断している。

しかし、前記認定のとおり、右の高卒男子の各補助参加人らについては、関係する諸年度の勤務状況等に照らしいずれもその格付は不当に低いとは認め難く、不当労働行為の成立は認められないから、同期中位者の格付の認定に際して女子を除くのが正当であったとしても、結論に影響はないというべきである。また、前記の女子の各補助参加人に関して、女子のみで中位者の格付を認定するのが正当であったとしても結論に影響がないことは、右と同様である。

六 争点3(補助参加人の勤務状況等と本件命令の救済措置との関係等)について

1 以上認定のとおり、補助参加人らのうち、補助参加人 X18、同 X17 及び同 X19 については、労働組合法七条一号の不利益取扱い及び同条三号の支配介入の不当労働行為が成立する。

そこで、右不当労働行為事実と、被告が本件命令において命じた救済措置との関係を検討する。

2 一般に、昇格・昇給に関する差別の不当労働行為が認定される場合、労働委員会が採り得る救済措置としては、使用者に対して再査定を命ずる方法と是正すべき格付を具体的に命ずる方法とが考えられる。このうち、後者の方法に関しては、使用者の査定権(裁量権)との関係が問題となるが、本件の三等級への昇格についていうと、原告が人事考課において勤務実績等の事実を無視し、あるいは虚偽の事実を根拠として補助参加人らを殊更に低く評価している事実が疎明され、勤務実績等の無視又は事実の虚構の態様及び程度と他の具体的事実とを併せて考えると、原告が補助参加人らを三等級へ昇格させないために意図的にそのように低く評価していると推認できるときには、補助参加人らを三等級へ昇格させるべき時期及び格付に関し、比較の対象となる同期、同学歴の職員の能力、勤務実績等が明らかにされていない限り、労働委員会が裁量により同期、同学歴の職員の中位者と同等の格付をすることも適法であると解するのが相当である。労働組合法七条一号は、「その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること」と規定しており、文言上損害の発生等が要件となる旨を規定していないから、同号違反を肯定するには、使用者が不当労働行為意思をもって不利益な取扱いをした事実(不利益な取扱いがされたというためには何らかの不利益の結果が生じたことを要するから、何ら不利益の結果が生じていないという場合には、不利益な取扱いをした事実自体が否定される。)の疎明(訴訟においては主張立証)を要するが、それをもって足り、その不利益な取扱いによって生じた実害の具体的な内容・程度は不当労働行為の成立要件そのものではないと解するのが相当である。労働組合法が、労働委員会の発令する救済命令という方法で不当労働行為によって生じた状態を是正することとしているのは、正常な集团的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図るとともに、使用者の多様な不当労働行為に対してあらかじめその是正措置の内容を具体的に特定しておくことが困難、かつ、不相当であるため、労使関係について専門的知識経験を有する労働委員会に対し、その裁量により、個々の事案に応じた適切な是正措置を決定し、これを命ずる権限をゆだねる趣旨に出たものと解され、このような趣旨に徴して考えると、労働組合法は、不利益な取扱いによって生じた実害の具体的な内容・程度を要件としては規定せず、使用者が不当労働行為意思をもって不利益な取扱いをした事実を認

定することができれば、労働委員会が、合理的な是正措置を決定するために必要な事実を職権で調査し、不当労働行為に関する事実とともにその事実を総合考慮し、裁量により、個々の事案に応じた適切な是正措置を決定することができる旨規定しているものと解するのが相当である。したがって、例えば、昇格差別の場合に、使用者が救済対象者と同期、同学歴の職員の能力、勤務実績等を疎明して救済対象者が相当劣っていることを示す等、昇格に関する具体的事情を疎明し、社内における処遇のバランス等に留意することが相当であることが判明したときには、労働委員会がこれを参酌せずには是正措置を決定すれば、裁量権行使の限界を逸脱したものとして違法となることがあり得る。しかしながら、使用者がそのような具体的事情を疎明しようとしないうちに、労働委員会には使用者の指摘するような実態があるのか否かが分からない場合には、労働委員会は、判明しているそれ以外の事情を検討して救済措置の内容を決定することができるものと解するのが相当である。例えば、昇格に関し不当労働行為を行った使用者が、是正のため必要な、比較の対象となる同期、同学歴の職員の能力、勤務実績等を開示せず、資料が得られない場合には、労働委員会は、そのために救済措置の内容につき、例えば最も遅く昇格した者の待遇を基準にしなければならないという制約を受けるものではなく、諸般の事情を総合考慮して中位者と同等の処遇を行うよう命ずることができる。

3 以上を前提に、前記補助参加人ら三名について検討する。

(一) 補助参加人 X18 について

四、3、(二)、(1)のとおり、補助参加人 X18 の過誤事例等に関する原告の主張はいずれも理由がなく、原告が人事考課上殊更に低く評価し、補助参加人 X18 を不当に低く格付けしたことに基づいて考えると、被告が、補助参加人 X18 について同期中位者と少なくとも同等の格付をされるべきであったとして救済措置を執ることもその裁量権の範囲内であると解するのが相当である。

本件命令は、補助参加人 X18 について、同期中位者を基準に、昭和五九年度から昭和六二年度の各四月一日における職位及び給与の是正を命じている。昭和五九年度分(調査役に任用し、三等級六五号俸に格付けして是正すること)については、第四、一、1 のとおり取消しを免れないが、その余の年度分については適法であるといえることができる(本件命令は、不可分一体のものとして右の救済措置を命じているものではなく、昭和五九年度における調査役の職位及び給与の是正が取り消されるとすれば、昭和六〇年度に調査役に任用させることとするが、給与の是正については命令内容に変更を来さないこととする趣旨であると解するのが相当である。)。なお、昭和六〇年度分は三等級四号俸に、昭和六一年度分は同等級八二号俸に、昭和六二年度分は同等級九一号俸に、それぞれ格付けするとその是正内容であるが、これは、右各年度における同期中位者の格付(特三等級六三号俸、同等級七一号俸、同等級八〇号俸)の給与月額を上回る直近の三等級の号俸に当たるから、救済措置として許される範囲を何ら逸脱するものではないと解される。

よって、本件命令のうち、補助参加人 X18 に関する部分は、昭和五九年度に関する部分を除き違法な点はないから、この点に関する原告の請求は理由がな

い。

(二) 補助参加人 X17 について

本件命令は、補助参加人 X17 について昭和五九年度から昭和六二年度の各四月一日における職位及び給与の是正を命じているが、昭和五九年度分については取消しを免れず、その余の年度分については適法であることは(一)と同様である。

本件命令は、補助参加人 X17 につき、昭和六〇年度分は、職位を調査役に是正した上で三等級三三号俸に、昭和六一年度分は同等級四二号俸に、昭和六二年度分は同等級五三号俸に、それぞれ格付けするとの是正内容であるが、これは、右各年度における同期中位者の格付と同一であるものと認められ、救済措置として相当である。

よって、本件命令のうち、補助参加人 X17 に関する部分は、昭和五九年度に関する部分を除き違法な点はないから、この点に関する原告の請求は理由がない。

(三) 補助参加人 X19 について

本件命令は、補助参加人 X19 について昭和五九年度から昭和六二年度の各四月一日における給与の是正を命じているが、昭和五九年度分については取消しを免れず、その余の年度分については適法であることは(一)と同様である。

本件命令は、補助参加人 X19 につき、昭和六〇年度分は四等級二一号俸に、昭和六一年度分は同等級二九号俸に、昭和六二年度分は同等級三八号俸に、それぞれ格付けするとの是正内容であるが、これは、右各年度における同期中位者の格付と同一であるものと認められ、救済措置として相当である。

よって、本件命令のうち、補助参加人 X19 に関する部分は、昭和五九年度に関する部分を除き違法な点はないから、この点に関する原告の請求は理由がない。

第五 結論

以上認定・判断したとおり、本件命令は、主文 1 項のうち、被申立人が、申立人 X18、同 X17 及び同 X19 に対して、昭和六〇年度から六二年度の各年四月一日における職位及び給与(申立人 X19 については給与のみ)につき、別表「賃金等是正一覧」のとおり是正し、既支給額との差額を支払わなければならないと命じた部分、同 2 項のうち、被申立人が、申立人 X18、同 X17 及び同 X19 に対する右差額の支払が完了するまでの間、年五分の割合による金員を支払わなければならないと命じた部分並びに同 3 項及び同 4 項については適法であるから、この取消しを求める限度で原告の請求を棄却すべきであるが、本件命令中その余の部分については違法であり、原告の請求は理由があるから、本件命令中の該当部分を取り消すこととして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第一九部

(別表省略)